

# ジャーナリズム & メディア

日本大学法学部新聞学研究所

12

# ジャーナリズム & メディア

第12号

日本大学法学部 新聞学研究所

2019年2月



# ジャーナリズム&メディア

(第12号)  
2019年2月

## 目次

### 【特集 「ジャーナリズム－メディア－コミュニケーション・スタディーズのフロンティア」】

特集によせて	7	佐 幸 信 介
コミュニケーション行為の構造	9	田 中 義 久
西南戦争におけるメディア情報世界の形成・序	23	有 山 輝 雄
メディア研究史におけるR. パークの位置 —地域ジャーナリズム論への道程・「移民社会」の到来を前に—	35	田 村 紀 雄
9.11 同時多発テロ事件とアメリカのジャーナリズム	47	伊 藤 陽 一
ジャーナリズムと「近接性の法則」 —その逆説的効果からの考察—	63	伊 藤 英 一
「国家・メディア・コミュニティ」の再考察	81	大 石 裕
「不連続」から見た国際コミュニケーション	99	本 多 周 爾
テレビニュース報道番組の映像分析の必要性和課題 —東日本大震災報道の事例研究から—	109	原 由美子
エドモンド・B・ランベスの「ステewardシップ (Stewardship・受託者の任務)」	121	塚 本 晴二期
日本のジャーナリストを規定する要因についての考察 —「プロフェッショナル」としての自己規定に向けて—	133	中 正 樹

ジャーナリズムと承認の政治学：多数派に対する「承認の不在」と「象徴暴力」に関する社会システム理論的考察	151	伊藤高史
ジャーナリズム界の変容と象徴暴力 —ピエール・ブルデューのメディア批判を再考する—	163	佐幸信介
メディア・イベント論における「分裂」機能に関する一考察	173	三谷文栄
ジャーナリズムとプロパガンダの間 —第二次世界大戦時の英国における「真実」のマネジメント—	185	津田正太郎
Does the Use of Social Media Change Communication between Candidates and Voters?	195	Takeshi Miyawaki
インターネット検索とプライバシー侵害	209	益井公司
パーソナル・メディアの進化と受容過程の変化 —女性誌選択動機と集合現象をめぐって—	217	仲川秀樹
音声合成（AIアナウンサー）と放送の現在	229	柴田秀一
放送法における政治的公平の再考 —制定時の国会審議から—	245	笹田佳宏
コーポレートガバナンス・コードの改定とプラクティスにおける課題と展望 —株主の対話とエンゲージメント、情報開示、資本コストなどを通じた企業価値向上に向けて—	253	藤川信夫
<b>【資料解題】</b>		
インターネットニュース情報サービス管理規定 —互联网新闻信息服务管理规定—	267	山本賢二

## 【メディア・レポート】

2018年の新聞界 .....	297	阿部圭介
2018年の放送界概観 .....	303	片野利彦
2018年の出版メディア：不況下における変革 .....	307	植村八潮

## 【書評】

河崎吉紀『ジャーナリストの誕生 日本が理想としたイギリスの実像』 (岩波書店 2018年) .....	312	石川徳幸
--	-----	------

## 【海外研究動向】

米国の政治コミュニケーション研究の今日的課題 .....	318	三谷文栄
ゴーン事件とフランスのジャーナリズム —日本の検察への期待に見る庶民の本音— .....	323	伊藤英一
「ウイグルオンライン」閉鎖5年 .....	334	山本賢二
韓国における言論学研究の動向：2018年度 .....	343	小林聡明
2018年度新聞学研究所事業報告 .....	355	
ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領 .....	359	
日本大学法学部新聞学研究所規程 .....	362	



---

佐 幸 信 介\*

---

特集「ジャーナリズム－メディア－コミュニケーション・スタディーズのフロンティア」は、大井眞二教授の古稀を記念して企画された。大井教授は、1973年に日本大学法学部新聞学科を卒業後、大学院に進学し研究者としての第一歩を踏み出された。以来、ジャーナリズム研究とりわけジャーナリズム史研究の第一人者として歩まれてきた。その研究の射程の広さと洞察の深さは、ジャーナリズム領域のみならず、近接するメディア研究やコミュニケーション研究と交叉する。それは、今回寄稿していただいた20本の論文の多様性が端的に物語っている。

大井教授がジャーナリズム史研究に着手した1970年代から80年代のアメリカのジャーナリズム研究の知的環境は、著書『ジャーナリズム・スタディーズのフィールド』（学文社）でも指摘されているように、方法論論争が繰り広げられていた。とりわけシュドソン（Schudson, M.）の *Discovering the News*（1978）や、米国マス・コミュニケーション学会のジャーナリズム史研究部会の研究誌 *Journalism History* の創刊号に掲載されたケアリーの論文「ジャーナリズム史の問題」との出会いが大きかったという。当時、社会史の方法論がジャーナリズム史研究に影響を与えていたのである。

大井教授は当時を振り返って次のように述べる。「1970年代は、社会史への着目と同時に、オルタナティブな歴史研究が次々と生み出されてきた時期でした。それは、端的に勝者の歴史でよいのかという反省であり、マイノリティの歴史を問い直すことでもありました。例えば、当時 *History* から *Herstory* へというシンボリックな言い方もなされ、事実、黒人の解放に中心的に貢献したのは女性です。そして、歴史研究者には女性、アングロ・アメリカンを含め、多様なエスニック・マイノリティの研究者が多いのです。こうした、アメリカのジャーナリズム史研究のダイナミズムを、1980年代にアメリカに留学するなかで皮膚感覚の次元で経験しました。歴史を社会史から問い直すことは、必然的に多元主義と交差させていくことです。」このように、大井教授は、しばしばジャーナリズムの多元性や文化的なファクターを強調するとき、その基底には社会史としてのジャーナリズム史という方法論的な視座が一貫しているのである。

そして、ジャーナリズム史を研究することは、あるひとつの社会の歴史を照射することである。そのことは大井教授が翻訳された、Emery, M., Emery, E., Roberts, N., *The Press and America, 9th*（『アメリカ報道史』大井眞二、武市英雄、水野剛也他訳、松柏社）のタイトルが端的に物語っている。大井教授が強調するのは、*press* と *America* が *and* で結ばれており、決して *press in America* ではないという点である。それは、方法論的にもアメリカ社会の実相とも関連している。アメリカ社会の無数にある新聞の歴史を網羅的に検証することはほぼ不可能であり、むしろこの多層的で多元的なジャーナリズムのダイナミズムこそが、歴史研究の対象となる。しかし、それは最大公約数的

---

\*さこう しんすけ 日本大学法学部新聞学科 教授



な歴史を抽出することでも、政治史に還元するジャーナリズム史でもない。

大井教授はこの点について、いくつか例示して話されることがある。ひとつは、トクビルである。トクビルがアメリカの民主主義を議論するなかで、ヨーロッパと比較して半ば感嘆して指摘していたのは、アメリカではなぜこんなにも多くの人びとが新聞の読んでいるのかという光景であった。つまり、新聞は生活にきわめて近いところにあり、生活の一部であった。その伝統は変わらずに、現在でも減少傾向にあるとはいえ、およそ1400の日刊紙、5000を超える週刊紙が発行されている。

そしてもうひとつは、アメリカのジャーナリズム教育・カリキュラムでは、ジャーナリズムのヒストリーと理論・原理がセットになって講座が設置される伝統がある。ジャーナリズム史とジャーナリズム理論とは一体となって、ジャーナリズムについての知的かつ言説が構成されている。

大井教授の研究は、このようにジャーナリズム史＝ジャーナリズム理論を基軸としているがゆえに、その射程は現在論としても広範に及んでいる。国際的なジャーナリズム／ジャーナリスト調査プロジェクト（WJS:Worlds of Journalism Study）、ジャーナリズム教育（WJEC:World Journalism Education Council）、映像を中心としたアーカイブ研究、震災・原発事故の報道とリスク研究など、これまで精力的に研究を牽引されてきた。

しかしながら、大井教授はこうした自らの研究の軌跡を権威のピラミッドとするのではなく、リベラルな議論の知的テーブルを作ることを重視する。そんな議論のなかで、「19世紀は、パークやポー、トウエインに代表されるように、研究者や作家とジャーナリストが明確に区別されていなかった」と話されることがある。ジャーナリズムの視線そのものが有しているリベラルな可能性を例示してしつつも、研究者としてのエートス、あるいはハビトゥスという身体性の次元について射貫かれる。

ジャーナリズム教育（大井教授は、ジャーナリズム教育とジャーナリスト教育を峻別する）が、依然としてドメスティックな傾向にある日本の環境のなかで、大井教授は、研究もそれに同調してナショナルな空間に内向きになるのではなく、グローバルな関係を構築していくことの必要性を常に問題提起されてきた。先に述べたWJSやWJECが端的なプロジェクトであるが、こうした研究と問題提起は、これまで10年間歩んできた新聞学研究所の研究の基礎となっていることにとどまらず、日本のジャーナリズム研究の環境と土壌を変える仕事であったことは、人びとの知るとおりである。

ジャーナリズム史研究が同時にジャーナリズム理論研究であること、ジャーナリズム史研究が同時に社会研究であることの可能性、今回の特集は、その研究の可能性を展望するための新たな一歩として組まれたものである。

# コミュニケーション行為の構造

田中 義久\*

1

チャールズ・サンダース・パース (Charles Sanders Peirce, 1839-1914) は、「記号」について、次のように言う。

There are three kinds of signs. Firstly, there are *likeness*, or icons: which serve to convey ideas of things they represent simply by imitating them. Secondly, there are *indications*, or indices: which show something about things, on account of their being physically connected with them. (中略) Thirdly, there are *symbols*, or general signs, which have become associated with their meanings by usage.<sup>(1)</sup>

このように、パースの《記号学》(Semiotics) は、《アイコン》、《インデックス》、および《シンボル》という三つの記号の概念の定立とともに、始まった。

第一に、《アイコン》は、さまざまな事物 (things) を単純に 'imitating' することを通して、表象 (represent) し、そのようなかたちで、それらの事物についての諸観念 (ideas) を伝えるのに役立つ記号、である。それは、ジョン・ロックの「単純観念」(simple ideas) の最初の地平に定位される記号の概念であり、これまで「類線」(有馬道子)・「類似記号」(米盛裕二) などという訳語を当てられて来たそれである。《アイコン》を特徴づけるものは、言うまでもなく、「類同性」('likeness') であり、「模倣・模写」('imitating') である。したがって、パースが《アイコン》の判りやすい具体例としてあげているのは、写真であり、とくに、'instantaneous photographs' であった。しかし、私たちは、この境位にとどまることなく、パースが《アイコン》の説明を進めながら、次のように述べているところに、留目しなければならないであろう。

In intercommunication, too, likeness are quite indispensable. Imagine two men who know no common speech, thrown together remote from the rest of race. They must communicate: but how are they to do so? By imitative sounds, by imitative gestures, and by pictures.<sup>(2)</sup>

当然のことながら、写真は、この 'pictures' の延長線上にあるものだ。そして、パースは、古代エジプトの象形文字に話しを進め、こう述べるのである。

It (the Egyptian language) was, as far as we know, the earliest to be written: and the writing is all in pictures. Some of these pictures came to stand for sounds,—letters and syllables. But others stand directly for ideas. They are not nouns: they are not verbs: they are just pictorial ideas.<sup>(3)</sup>

---

\*たなか よしひさ 法政大学 名誉教授

第二に、《インデックス》は、定義としては、さまざまな事物 (things) についての「なにか」(‘something’) を示す記号であり、その「なにか」は、それらの事物とのあいだに物理的な結びつきを持っている。この記号は、《アイコン》のように、単純な「模倣・模写」によって、対象を表象するのではなくて、パースが直ちに付け加えている説明にしたがえば、ある事物とその背景にある対象との関係を、時間と空間のそれに置換して、表象するのである。

パースがあげている具体例は、「道路標識」(a guidepost) であり、「関係代名詞」であり、「大声での呼びかけ」(a vocative exclamation) である。「道路標識」は、ある地点で、これから採用されるべき道路を指し示している《インデックス》であり、「関係代名詞」は、ある事物の名前のすぐ後ろに置かれて、ひき続いて、その事物についての叙述を展開しようとする意志を示しており、たとえば、「おーい、そこの人！！」(‘Hi! there’) という「呼びかけ」は、呼びかけられた人の神経にはたらきかけ、その人の注意を喚起する《インデックス》なのである。

パースは、さらに、この記号概念の特徴について、次のような説明を与えている。

To identify an object, we generally state its place at a stated time: and in every case must show how an experience of it can be connected with the previous experience of the hearer.<sup>(4)</sup>

私たちは、このようにして、《インデックス》が、コミュニケーションの過程の裡にあり、コミュニケーション行為の「主体」である人びとの経験の内部で、彼らの《行為》を時間的・空間的に整序する《記号》として位置づけられていることを、理解するのである。パース自身の言葉を用いて言えば、次のようになる。

Anything which focuses the attention is an indication.<sup>(5)</sup>

第三に、《シンボル》は、「一般的記号」(‘general signs’) のことであり、それを用いる行動・行為によって、意味との結びつきが生じて来る (have become associated with their meaning by usage) 記号の概念である。パースが挙げている具体例は、大多数の「語」(‘words’) であり、「文節」(‘phrase’) であり、「発話」(‘speechs’) であり、「書物」(‘books’) であり、なんと「図書館」(‘libraries’) もそうである。

Symbol という言葉の語源は、ギリシア語の ‘sumballō’ にまで遡り、その原意は、‘sum + ballō = throw’ である。パースは、この点について、次のように述べている。

Etymologically, it should mean a thing thrown together, just as *ἐμβολον* (embolum) is a thing thrown into something; a bolt, and *παράβολον* (parabolum) is a thing thrown besides, collateral security; and *ὑπόβολον* (hypobolum) is a thing thrown underneath an antenuptial gift.<sup>(6)</sup>

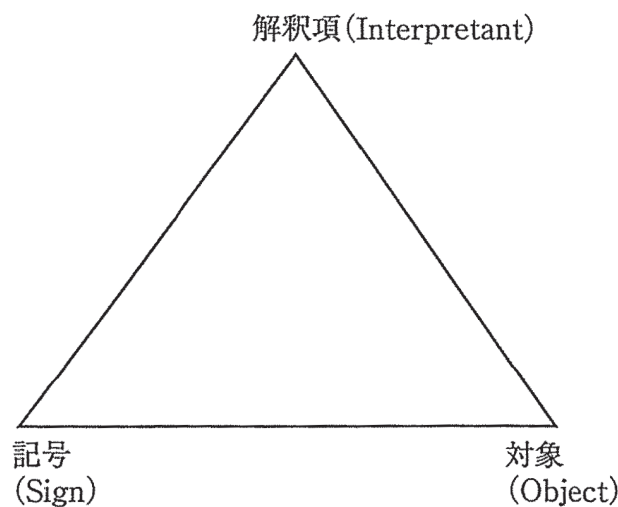
このようにして、《シンボル》の語源的な意味は「一緒に投げる、共に投げ入れる」(‘throw together’) であるけれども、パースは、さらに、古代ギリシアでこの語が用いられる場合には、そこに、‘to signify the making of a contract or convention’ という社会的な意味作用 (signification) が付随していたことに、注目する。

Now, we do find symbol (*σύμβολον*) early and often used to mean a convention or contract. Aristotle calls a noun a “symbol”, that is a conventional sign. In Greek, a watch-fire is a “symbol”, that is, a signal agreed upon: a standard or ensign is a “symbol”, a watch-word is a “symbol”, a badge is a “symbol”: a church creed is called a symbol, because it serves as a badge or shibboleth: a theatre-ticket is called a “symbol”<sup>(7)</sup>.

たしかに、「見張りのためのかがり火」は、一定の《コード》にもとづく合意を前提とした「シグナル」であり、軍旗・艦旗・合言葉も、同様にして、特定の集団や社会関係の地平での《コード》とそれに由来する合意の存在にもとづく記号である。教会の信条が《シンボル》と呼ばれたのも、それを知っていること、あるいは発話することが、その教会の信徒であることを証明する「バッジ」であり、「異教徒から区別するための合言葉」(shibbolech)となっていた、からである。劇場の切符や、荷物の受け渡しのための割符も、当代の社会関係の地平での「慣習」(convention)や「契約」(contract)の存在を前提として、《シンボル》と呼ばれていたのであった。

パースは、このような《アイコン》、《インデックス》および《シンボル》という三種類の《記号》の概念を措定しつゝ、マス・コミュニケーション研究における古典的な視座のひとつとしての、あの《記号》(Sign) — 《対象》(Object) — 《解釈項》(Interpretant) のトリアーデに関わるシェーマを、提起したのである。私は、かねがね、このトリアーデについてのパースの「基本的シェーマ」がほとんどの入門書・研究書において言及されているにもかかわらず、それを、さらに、パースの《存在論》の支柱とも言うべき「第一次性」(firstness)、「第二次性」(secondness)、および、「第三次性」(thirdness) という「深さの三水準」に関連づけて論じられることが無いのを、奇異に思っていた。

第1図 パースの基本的シェーマ



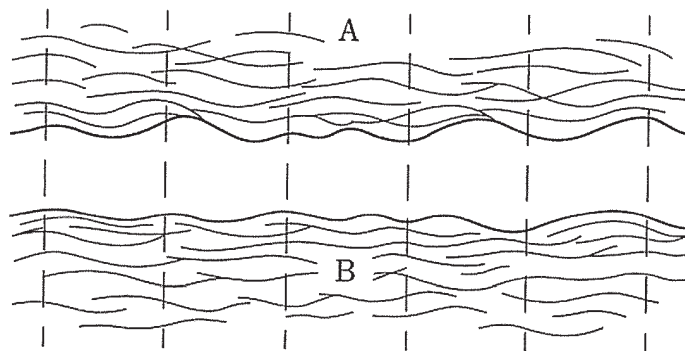
(出所：田中義久『コミュニケーション理論史研究（下）—記号論からコミュニケーション行為の地平へ—』(2014年、勁草書房)、46頁。)

パースは、《記号》(Sign)を「第一次性」の地平——偶然性の地平であり、現象論のレベル——に位置づけ、《対象》(Object)を「第二次性」の地平——運動(Synechism)の地平であり、段階論のレベル——に定位し、さらに、《解釈項》(Interpretant)を「第三次性」の水準——パースが「アガペー主義」(Agapism)と呼ぶ価値の基盤であり、原理論のレベル——に、措定しているのである。私は、とくに、画家セザンヌ(Paul Cézanne, 1839-1906)の「コミュニケーション行為」をとりあげながら、運動(Synechism)について、後論することになるであろう。

## 2

フェルディナン・ド・ソシュール(Ferdinand-Mongin de Saussure, 1857-1913)の「記号論」(‘Semiology’)の原風景は、次のような素描であった。彼は、1908年11月の第一週から1909年6月24日にかけて実施したジュネーヴ大学における「一般言語学講義」の第二回講義のなかで、《波動》のモデルを教室の黒板に描きながら、《音》と《意味作用》の関係を、説明しようとしたのである。図のなかで、(A)は、直接的には「空気」(l’air)であり、(B)は、同様にして、「水」(l’eau)である——ソシュールの言葉を用いて言えば、‘Comparaison de deux masses amorphes: l’eau et l’air’である——。

第2図 《音》と《意味作用》の関係



(出所：田中義久『コミュニケーション理論史研究(下) —記号論からコミュニケーション行為の地平へ—』(2014年、勁草書房)、189頁。)

ソシュールは、「空気」(A)と「水」(B)とのあいだに生ずる《さざ波》のイメージによって、記号現象の過程における《意味》の生成を、とらえようとしているのであった。「空気」の圧力——la pression atmosphérique——の変化につれて、「水」の表面は、ソシュールのいわゆる‘une succession d’unités’へと、そのかたちを変える。これが「波」(‘la vague’)であり、私たちは、「空気」と「水」のあいだにありつゝ、不断に変化しつづける《さざ波》として、《音》(SONS)と《意味作用》(SIGNIFICATION)の関係を、とらえなければならないのである。ソシュールは、この「空気」と「水」との接続のうちに生成する無数の《さざ波》を“chaîne intermédiaire”という含蓄に富んだことばで表現しているけれども、この過程と運動のなかから、《音》と《意味作用》の結合のかたちとしての「形相」(‘forme’)が生み出されて来るのであって、それが、具体的には、

「音節」(la syllabe)であり、「分節」(l'articulation)となるのであった。

私たちは、ソシュールの《記号論》(Semiology)の要諦を $\frac{Sa}{Sé}$ のシェーマによって理解しようとする場合が多いけれども、しかし、‘Signifiant’ (能記——意味するもの——)と‘Signifié’ (所記——意味されるもの——)の関係を正確に理解するためには、ひとまず、この《原風景》にこそ、立ち帰らなければならないのであろう。

ソシュールの《音》と《意味作用》の関係についての前掲のシェーマは、私に、ドビュッシー (Claude Achille Debussy, 1862-1918)の音楽世界のなかでの「水面に映る影」(*Reflets dans l'eau*)や「月の光」(*Clair de lune*)、そして、「映像」(*Images*, 1905年と同7年のピアノ曲集、および、最晩年の12年にかけての管弦楽曲)を、想起させる。

しかもなお、ソシュールの「認識論的」記号論の基本的性格は、次の三点にある。

第一に、《記号》現象のなかでの「歴史と人間」についてのソシュールの視点が、重要である。彼は、みずからの講義ノートの中で、次のように述べる。

Plus on étudie la langue, plus on arrive à se pénétrer de ce fait que *tout* dans la langue est *histoire*, c'est-à-dire quelle est son objet <d'analyse> historique, et non <d'analyse> abstraite, quelle se compose de *faits*, et non de *lois*, que tout ce qui semble *organique* dans la langue est en réalité *contingent* et complètement *accidental*.<sup>(8)</sup>

そして、その上で、彼は、実際の講義において、このように言うのである。

Pour savoir dans quelle mesure une chose est, il faudra <rechercher> dans quelle mesure elle est dans la conscience des sujets parlants, elle signifie, <Donc, une seule perspective méthode observer ce qui est ressenti par les sujets parlant.<sup>(9)</sup>

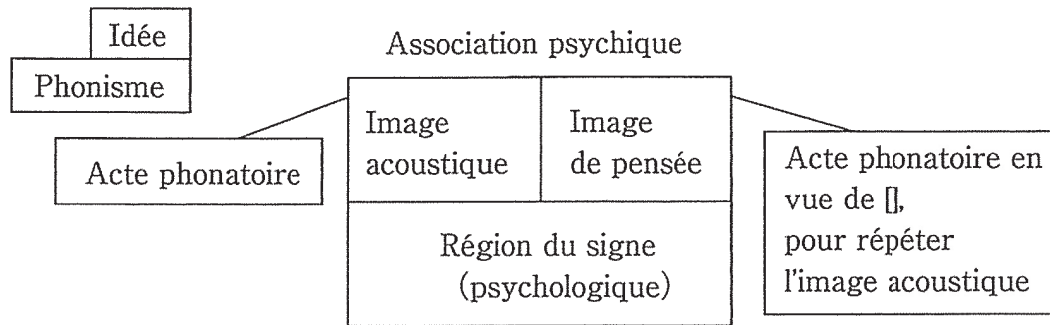
ソシュールは、前者において、「言語のなかの<sup>・</sup>すべては歴史である」と述べ、他方、後者において、「発話する主体」(des sujets parlants)への留目の重要性を主張し、その主体の「意識の内に在るもの」、その主体によって<sup>・</sup>感じられているもの (ce qui est ressenti par les sujets parlants)を分析しなければならない、と述べている。ソシュールに従うならば、私たちは、記号現象とコミュニケーション行為を分析する際に、記号現象を「ひとつの歴史の所産としての客体」(<un objet> historique)であるとしつゝ、コミュニケーション行為を「みずからの能力を実現しようとする個人の活動」(l'acte de l'individu réalisant sa faculté)として、解明しなければならないのである。

第二に、ソシュールによれば、前述の《音》(SONS)と《意味作用》(SIGNIFICATIONS)とのあいだの「ひとつの《対応》する関係」(UNE <Correspondance>)、「それらのあいだの相関する関係」(leur corrélation)は、「まったく心的なものであり、主体のなかに生成する」(qui sont toutes deux psychiques et dans le sujet)。私たちは、「聴覚映像は、物質音ではない。それは、<sup>・</sup>音の<sup>・</sup>心的な<sup>・</sup>刻印<sup>・</sup>なのだ」(une image acoustiques <n'est pas le son matériel>, c'est l'empreinte

psychique du son.) というソシユールの述懐を、重く受けとめなければならないのである。

### 第3図 ソシユールの基本的シェーマ

Au lieu de



(出所：田中義久『コミュニケーション理論史研究（下）—記号論からコミュニケーション行為の地平へ—』(2014年、勁草書房)、172頁。)

第三に、私たちは、ソシユールの《価値》論に注目する必要があるだろう。彼は、次のように、主張する。

La valeur d'un mot ne sera jamais de terminée que par le concours des termes coexistants qui le limitent.<sup>(10)</sup>

「ある語 (un mot) の価値は、共存する諸辞項の 'le concours' によってのみ、決定される」というソシユールの視点は、チャールズ・サンダース・パースの記号論の場合には、まったく存在しない。なお、'le concours' とは、ごく普通の意味では、「コンクール (競争)」ということになるけれども、原義としては、「集合」・「結合」・「協力」(collaboration) という意味であり、現代語の《コラボレーション》のニュアンスに近い。しかし、私は、さらに、この言葉のラテン語の語源 'concurus' とその動詞 'concurrō' にまで遡った方が、ソシユールの主張したかった事柄の本意を一層よく理解できるのではないか、と思う。'concurrō' とは、「ともに走る」、「いそぎ集まる」、「遭遇する」、「つかみ合いになる」、「あるものに向かって突進する」、「同時に起こる」、「落ち合う」という、ダイナミックな「意味作用」を内包した言葉である。したがって、ソシユールが「ある語 (un mot) の価値は、共存する諸辞項の 'le concours' によってのみ、決定される」と述べる時、私たちは、ある語 [X] の周辺に、時を同じくして、「ともに走り」、「いそぎ集まり」、場合によって「つかみ合いになる」ようなかたちで、「落ち合う」多数の、a …… n …… z までの、記号の力動的な《集合》を、イメージしなければならないのであろう。

そして、ソシユールは、さらに、次のように主張するのであった。

La valeur est donnée par d'autres données: elle est donnée, en plus de la signification, par le rapport entre un tout et une certaine idée, par la situation réciproque des pièces dans la langue. C'est la valeur elle-même qui fera la délimitation: l'unité n'est pas délimitée fondamentalement,<sup>(11)</sup> voilà ce qui est particulier à la langue.

こうして、《意味》と《価値》とが、接続し重合したかたちで、二重性においてとらえられていることが、ソシユールの記号論の顕著な特色であるだろう。ソシユールに従えば、「価値は、他のさまざまな所与 (d'autre données) によって、与えられる」のであり、「それは、ひとつの全体と、ある特定の観念とのあいだの関係によって、与えられる」のであり、さらに、「それは、《ラング》のなかの諸部分のあいだの、相関しあう状況 (la situation réciproque) によって、もたらされる」のである。そして、言うまでもなく、《ラング》のなかの諸辞項の「ともに走り」、「いそぎ集まり」、場合によって、「つかみ合いになる」ようなかたちで、「落ち合う」多数の記号の《集合》を、「ある特定の観念」(une certaine idée) を焦点とする「相関しあう状況」——ソシユールの言う意味での《体系》(le système) ——へと、クローズアップし、整序するのが、コミュニケーション主体としての《人間》の意味作用 (la signification) に、ほかならないのである。

ソシユールは、このような「示差的価値」(la valeur différentielle) の概念を提起することにとどまることなく、さらに、ローザンヌ大学で「一般均衡の理論」を講義していたレオン・ワルラスたちの「限界効用 (marginal utility)、の理論の視座からの影響のもとに、《真》・《善》・《美》の「基本的価値」についても研究を進めようとしていたけれども、この試みは未完のままに終わっている。

### 3

私は、この50年余り、社会学の視座から、マス・コミュニケーション研究を進め、とくにテレビ視聴行動の領域を中心として、《実証》から《理論》へ、そして《理論》仮説から《実証》による検証へ、という往復運動の研究実践を通じて、日本社会における私たち日本人の《コミュニケーション行為》—《文化的》社会関係の構造的連関とその変様を、分析して来た。そこには、次のような、二つの特徴が含まれていた。

第一に、私のマス・コミュニケーション研究が社会学の視点から開始されたという事実によって規定されて、私の《コミュニケーション行為》の概念は、ひとまず、社会的行為 (Social Action) のモデルを前提としていた、という特徴がある。よく知られているように、社会学には、マックス・ウェーバーから、タルコット・パーソンズを経て、モーリス・メルローポンティへという《行為》概念の展開が見出されるけれども、私は、この展開を踏まえて、次のような、社会的行為のモデルを、提起した。

$$V = A \left\{ \begin{array}{l} \textcircled{1} \text{価値体系} \\ \textcircled{2} \text{信念体系} \\ \textcircled{3} \text{分析体系} \\ \textcircled{4} \text{パーソナリティ特性} \end{array} \right\} + G \left\{ \begin{array}{l} \textcircled{1} \text{認識} \\ \textcircled{2} \text{表現} \\ \textcircled{3} \text{伝達} \\ \textcircled{4} \text{制作} \end{array} \right\} \\ + S \left\{ \begin{array}{l} C \left\{ \begin{array}{l} \textcircled{1} \text{環境} \\ \textcircled{2} \text{役割} \end{array} \right\} \\ M \left\{ \begin{array}{l} \textcircled{3} \text{記号} \\ \textcircled{4} \text{機械} \end{array} \right\} \end{array} \right\}$$



$$+ N \left\{ \begin{array}{l} \text{①行為者の規範的価値} \\ \text{②集団・組織の規範的価値} \\ \text{③社会の規範的価値} \\ \text{④《類》としての人間の規範的価値} \end{array} \right\}$$

V (Verhalten) : 社会的行為      A (Actor)      : 行為者  
 S (Situation) : 状況              C (Condition) : 条件  
 M (Means)     : 手段              N (Normative Orientation) : 規範的志向 (方向づけ)

第二に、私たちの社会学の視座からすれば、人びとの日常生活のなかで、《コミュニケーション行為》は、それ自体として、独立して存立し得るものではなく、基本的に、《労働》という社会的行為との「相対性」の裡に在り、そのようなものとして、具体的な日本人の日常性を醸成している、と考えられる。したがって、私のマス・コミュニケーション研究において、《コミュニケーション行為》は、上記の社会的行為のモデルを前提として、

(1) コミュニケーション行為

$$V' = A + G \left\{ \begin{array}{l} \text{①認識} \\ \text{②表現} \\ \text{③伝達} \end{array} \right\} + S \left\langle \begin{array}{l} C \\ M_{\text{③}} \text{ (記号)} \end{array} \right\rangle + N$$

としてモデル化され、

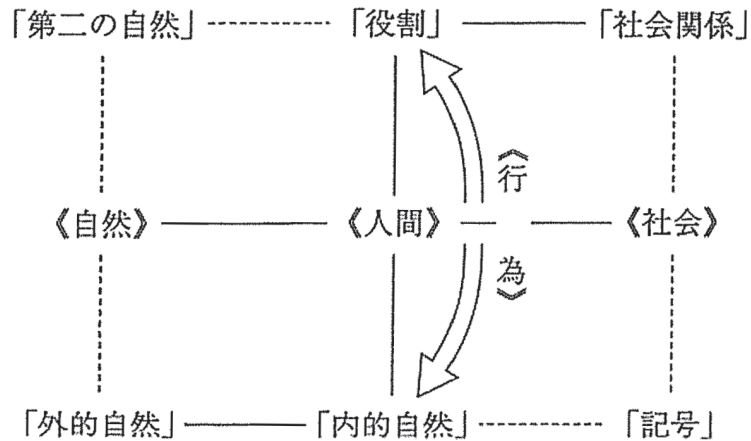
(2) 労働

$$V'' = A + G \left\{ \begin{array}{l} \text{①認識} \\ \text{②表現} \\ \text{④制作} \end{array} \right\} + S \left\langle \begin{array}{l} C \\ M_{\text{④}} \text{ (機械)} \end{array} \right\rangle + N$$

という、《労働》のモデルとの相関において理解され、分析されなければならないのである。

私は、ここで、このような第二の特徴を一層よく理解していただけるように、少し違った角度からの説明を付け加えておくことにしたい。私の社会的行為の概念は、理論的には、次のような「行為のマトリックス」から、導出されている。

第4図 行為のマトリックス



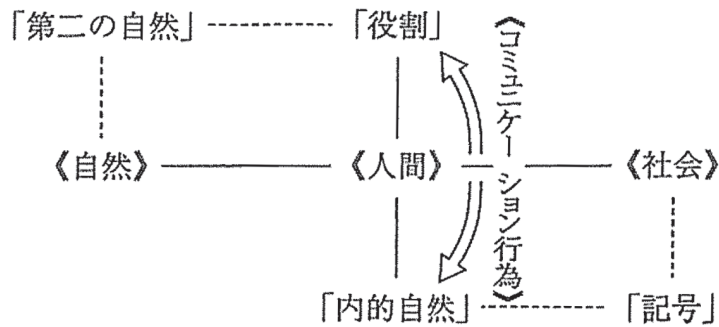
(出所：田中義久『社会関係の理論』(2009年、東京大学出版会)、66頁。)

このマトリックスのなかで、「第二の自然」とは、見かけ上、《反自然》もしくは《非自然》の装いをもってあらわれている都市、街路、劇場、広告、デザイン、流行、ファッション、映画、テレビ、ラジオ、インターネット、スマートフォン、AIその他、いわゆる《文明》の内容、のことである。

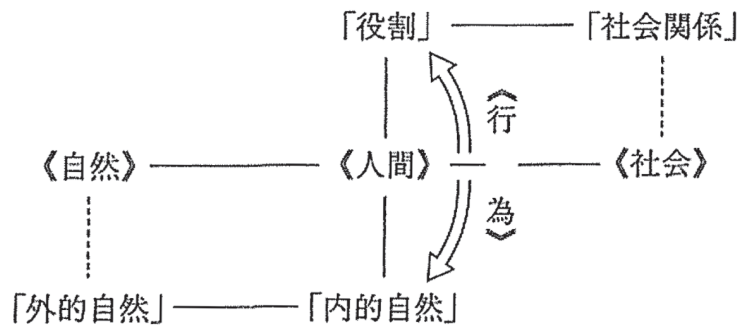
そして、この「行為のマトリックス」の視角からとらえるならば、《コミュニケーション行為》と《労働》は、次のようなかたちで、理解されることになるであろう。

第5図 コミュニケーション行為と労働

(1) コミュニケーション行為



(2) 労働

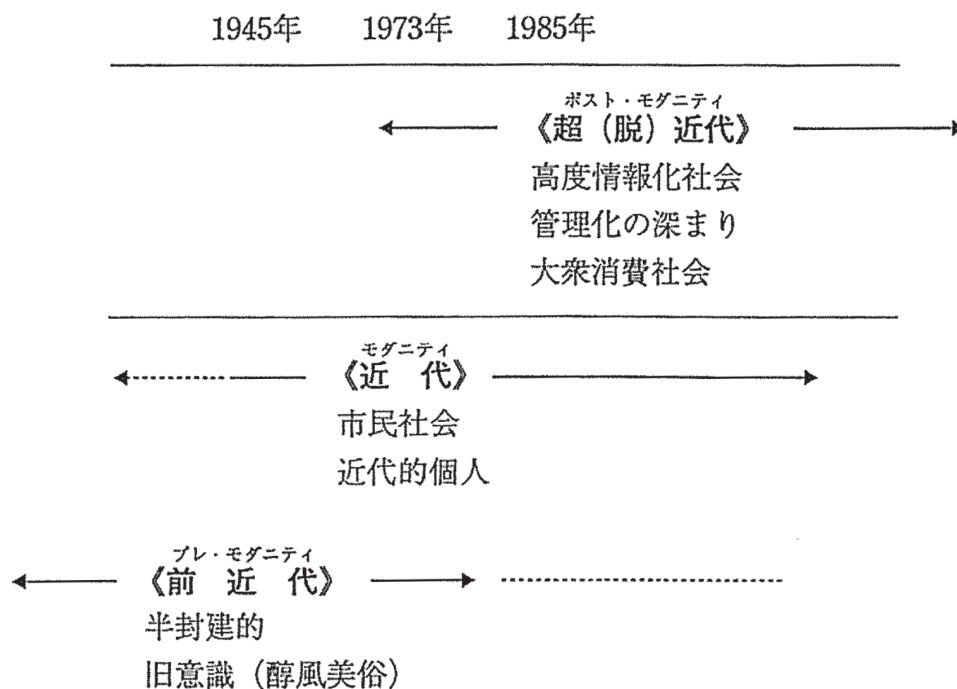


(出所：田中義久『社会関係の理論』(2009年、東京大学出版会)、247頁。)

私たちの日本社会は、明治維新以後 150 年の《近代化》の歴史過程を経て、今日、高度情報化社会・大衆消費社会・管理社会の重合する最先端の資本主義社会として現前しているわけであるが、この歴史過程を産業構造のもっとも具体的な表現としての「就業構造」の側面から考察するならば、その出発点としての 1872 年（明治 5 年）の段階では、第一次産業の就業人口が全体の 85% を占めていたのであり、この段階での第二次産業の就業人口は 5%、第三次産業のそれが 10% と、文字通りの「農耕社会」にははかならなかった。しかし、この構造は、第二次世界大戦の敗戦後の「復興」の過程で急激に変化し、1955 年頃に第三次産業の就業人口が第一次産業のそれを上回るようになり、その直後、1960 年頃には、第二次産業の就業構造が第一次産業の構成比を超えて行ったのである。そして、1985 年（昭和 60 年）を転機として、第二次産業に従事する人口のウェイトも減少に転じたのであって、遂に、2000 年（平成 12 年）には、第一次産業が 5%、第二次産業が 35%、第三次産業の就業人口が 60% に達し、いわゆる「インターネット社会」の産業構造を生み出したのであった。

私自身は、このような《近代化》過程の所産である現代日本社会を、第 6 図のような範式によってとらえている。

第 6 図 現代日本社会の範式



(出所：田中義久『社会関係の理論』(2009年、東京大学出版会)、234頁。)

私のテレビ視聴行動の実証的分析のデータに依拠する限り、平成の時代における「情報化」の進展につれて、コミュニケーション行為の「主体」としての視聴者の生活意識は、この範式に照らして言うならば、《近代》の契機を弱めつゝあり、むしろ、《超（脱）近代》と《前近代》の両契機の増大と癒合の傾向を強めている。

このような状況をコミュニケーション行為の構造に関わる問題状況として理解するならば、それ

は、まず、以下の二つの問題として、具体化されるであろう。

第一に、前述したコミュニケーション行為のモデルにおける  $S \left\langle \begin{matrix} C \\ M \end{matrix} \right\rangle_3$  の「記号」と、今日のいわゆる「インターネット社会」の「情報」の概念との「照合」・「つきあわせ」が必要である。パースの場合、「記号」は、具体的には、《アイコン》、《インデックス》、《シンボル》の三つのタイプから成っていた。そして、ソシュールは、広義の‘Signe’であって、その類型区分を明示していないけれども、彼の記号論の「正統の嫡子」とも呼ぶべきロラン・バルトは、「記号」を、《signal》、《indice》、《icône》、《symbole》、《signe》、《allégorie》という6つのタイプに分けて論じている。

私たちは、ほとんど毎日、あたり前のようにして大小さまざまな大きさのコンピューターの「モニター」を用い、その画面上の《アイコン》という小さな矢印を駆使して、無数の情報処理の行為を、行なっている。そして、この《アイコン》は、字義通りに言えば、パースの記号分類に登場していた《アイコン》(icon) そのものなのである。周知のように、英語の‘Icon’は、もともと、「彫像」であり、とくにギリシア正教で重用される「聖像」・「聖画」を意味していたフランス語の‘Icône’も、同様にして、ギリシア正教の「聖画像」(image sainte) を意味し、わざわざ、「アイコン(木の羽目板に描いたもの)」(伊吹武彦他編『仏和大辞典』白水社)と、「板絵」であることを強調している。

実は、日本社会における《情報化》の進展は、「情報」の概念規定を後回しにして開始されている。経済審議会情報研究委員会『日本の情報化社会——そのビジョンと課題——』(1969年、ダイヤモンド社)は、「情報とは、ある特定の目的のために活用できる“表現された事象の内容”」(同書18頁)と規定するけれども、これは、ロラン・バルトの6つの《記号》の分類とどのようにクロスオーバーするのか、まったく不分明である。他方、フランスのミッテラン大統領の政策立案顧問として、1980年代後半から90年代初頭——丁度、日本の「バブル期」とその破裂・崩壊の時期にあたる——、フランス社会における《情報化》の進展の一翼を主導したジャック・アタリは、*La parole et l'outil* (1979, Presses Universitaires de France) で、「情報は、やはり言葉になっている。どこにでも通用する言葉なのだ。だがそれは、多義性をもち科学的な厳密さを欠くために、危険な言葉でもある。にもかかわらず、要となる言葉なのだ」と、述べていた。

私は、いわゆる「インターネット社会」としての今日の「高度情報化社会」の段階にある国家独占資本主義社会において、「情報の一般理論」が提起されないままに、日毎に《情報化》が急ピッチで進められている状況を、きわめて奇異な事態だ、と考えている。アタリは、少なくとも、《情報》を‘signal’と‘symbole’に相関させていたけれども、前述のバルトの6つの《記号》概念との照応の水準において、《情報》の概念の内容を明確にすることが、若手研究者の皆さんに求められていると言わなければならない。

第二に、私たちは、コミュニケーション行為の構造モデルのなかの、 $A_4$ パーソナリティ特性と  $C_1$ 環境の《双対性》に、留目する必要がある。パーソナリティ特性(Personality Traits)とは、具体的には、コミュニケーション行為の「主体」の内部における感性・欲求・欲望であり、私が長年用いて来ている言葉で言えば、「内的自然」であり、《人間的自然》の諸力である。

これに対して、 $C_1$ 環境とは、それ自体としては、自然環境、社会環境および「記号環境」の総体にほかならない。しかし、すでに、「インターネット社会」における「第二の自然」について言

及して来たように、今日の「高度情報化社会」のコミュニケーション行為は、圧倒的に多くの部分において、「記号環境」と社会環境の範囲内で展開されており、自然環境は、その多くが《画像》(Images)としての似而非自然であり、ヴァーチャルな「自然」である。事柄は、第一次産業に対して第三次産業に就業する人びとの割合が圧倒的に多数を占めるようになり、人びとの《労働》そのものが、実質において、《コミュニケーション行為》によって、とって代られつゝある今日の労働の現場を見ても、明らかであろう。

画家セザンヌは、故郷の山サント・ヴィクトワールを対象として、1870年頃から1906年にかけて、31歳から最晩年の67歳まで、油彩38点、水彩40点、素描6点、併せて84点の作品を残している。最初の頃のサント・ヴィクトワール山の《絵》は、きわめて素直な遠近法による風景画であったけれども、1896～98年頃から、「一点透視画法」の視座による絵画へと変化して行き、エクス市の街や鉄道橋、そして、山の中腹、左側に所在する「シャトー・ノワール」の建物も、その「窓」・「屋根」などの具体性を喪失して行くのであった。それらの個別・具体的な「オブジェ」(‘objet’)は、ひとつの「箱」もしくは「長方形」の色の面となり、それらとまったく対蹠的に、画面の中央から上部にかけて、サント・ヴィクトワールの山の全景がどっしりとした重量感(重み)と深い奥行きを具備して、すなわち、圧倒的な《ヴォリューム》を持って、傲然とせり出して来るように、セザンヌの「画像言語」(Bildsprache)は、劇的に、変化するのである。

セザンヌは、亡くなる二年前の四月、エミール・ベルナルへの手紙のなかで、次のように記していた。

For us mortals, however, nature is far more than just the surface, and this is why, in order to help us feel the atmosphere, we have to introduce blue tones into the light, whose movement is represented by reds and yellows.<sup>(12)</sup>

ここで、彼が‘whose movement’と呼んでいるのは、直接的には、サント・ヴィクトワールの山肌の背後に潜む《マグマ》のほむらであり、より本質的には、アンドレア・グランディエーゼが‘cinétique d’orgénèsé」(「動力的な造山運動」)と述べている《自然史的運動》そのもの、にほかならなかった。

セザンヌの《画像》そのものが、チャールズ・サンダース・パースの記号論の「第一次性」(偶然性・偶有性)の地平から、第二次性」(シネキズム、‘Synechism’)のそれへの、深化を実証し、例証しているのである。

私たちは、ここで、《人間的な自然》(Human Nature)の諸力と《全自然史的運動》とのあいだの、人間自身のコミュニケーション行為による‘mediation’の努力と、その36年間にも及ぶ「表現」・「実現」の過程の所産としての《美》的価値の生成・たちあられを、眼にしているのである。サント・ヴィクトワール山(標高1,011m)の最左端のピークには、‘Croix de Province」という大きな十字架が立っているけれども、それは、セザンヌの84点の《画像》のなかで、完全に消えて行くのである。

## 注

- (1) Charles Sanders Peirce (以下 C. S. Peirce と略称), 'what is a Sign?' 1894. Nathan Houser and Christian Kloesel, eds., *The Essential PEIRCE*, volume 2 (1893-1913), Bloomington, 1998, P.5.
- (2) *ibid.*, P.6.
- (3) *ibid.*, P.7.
- (4) *ibid.*, P.7.
- (5) *ibid.*, P.8.
- (6) *ibid.*, P.9.
- (7) *ibid.*, P.9.
- (8) Ferdinand de Saussure, *Cours de linguistique générale*, edition critique par Rudolf Engler, tome 1, Otto Harrassowitz, 1968. tome 2, fascicule 4, 1974., P.5、断章番号、3281.
- (9) *ibidem.*, p.200、リードランジェのノート、第二回講義、断章番号、1504.
- (10) コンスタントンのノート、第三回講義、断章番号、1875.
- (11) リードランジェのノート、第二回講義、断章番号、1862.
- (12) Isabelle Cahn, *Paul CÉZANNE—A Life in art—*, Foreward by Françoise Cachin, Cassell, 1995. p.115.

## 文献

- Locke, John, 1689, *An Essay concerning Human Understanding*, ed. by Peter H. Nidditch. Oxford.
- the Peirce Edition Project, ed, 1998. *The Essential PEIRCE, volume 2 (1893-1913)*, Blooming ton.
- Saussure, Ferdinand de., 1974. *Cours de linguis-tique générale*, edition critique par Rudolf Engler, Otto Harrassowitz.
- Barthes, Roland, 1994. *Œuvres complètes*, Seuil.
- Attali, Jacques, 1979, *La Parole et L'Outil*, (平田清明・斉藤日出治訳、『情報とエネルギーの人間科学—言葉と道具—』、1983年、日本洋論社).
- 経済審議会情報研究委員会『日本の情報化社会—そのビジョンと課題—』、1969年、ダイヤモンド社。
- Cahn, Isabelle *Paul CÉZANNE—A Life in art—*, Foreward by Françoise Cachin, 1995, Cassell.
- 谷川渥編、『記号の劇場』、1988年、昭和堂。
- 田中義久、『社会関係の理論』、2009年、東京大学出版会。
- 田中義久、『コミュニケーション理論史研究（上）コミュニオンからコミュニケーションへ』、2000年、勁草書房。
- 田中義久、『コミュニケーション理論史研究（下）記号論からコミュニケーション行為の地平へ』、2014年、勁草書房。
- Grandiese Andrea, *Les Alpes*, 2001, Arehaud.



# 西南戦争におけるメディア情報世界の形成・序

有山 輝雄\*

## 一、一八七七年の横断面

メディア史は通常メディアの通時的変化を見ることを主眼とするが、時間軸と同時に空間軸において諸メディアの関係を見ることも必要であることは言をまたない。各時点で社会に縦深的切り口を入れ、そこに明らかになってくる社会の横断面でのメディア・コミュニケーションを観察するという視角である。

ここではその一つの試みとして一八七七年の社会の一断面を照射したい。一八七七年というのは黒船来航から約二四年。成熟してはいたが、内向的であった近世社会が激震を受け、一挙に起きたメディア・コミュニケーションの変動が社会のどの程度の深度まで達していたか観るに適当な時間的経過であろう。しかし社会の一断面を見るといっても、どこに切断面を入れるかによって大きく異なることは言うまでもない。ここで切断面とするのは一般的に明治初期の最重要事件の一つと考えられている西南戦争である。西南戦争をめぐる情報がどのように生産され流通されたのかを切り口<sup>(1)</sup>に、そのメディア・コミュニケーションを観察したいのである。

最初に立論の必要上一八七七年頃のメディア状況を瞥見しておくことにする。社会の基底のコミュニケーションは言うまでもなく口頭コミュニケーションである。恒常的あるいは偶発的の人間関係のなかで口頭でメッセージが交換される。当時の政治社会の大きな変動によって様々なレベルの人間関係が組み換えられ、そこでの口頭コミュニケーションも変化したであろう。口頭コミュニケーションの一つの形態がウワサである。西南戦争をめぐる大量のウワサが流通したといわれる。しかしウワサの特性からしてほとんどが記録されず、その実態を知ることは困難である。だが個々のウワサの中身が十分分からなくても、ウワサの氾濫が他のメディアに与えたインパクトを観察できるだろう。

一方の極に口頭でのウワサがあるとすれば、もう一方の極にあるのは新興の活字メディアである新聞紙である。明治新政府はいったん新聞紙発行を禁止したが、一八六九年三月二〇日（明治二年二月八日）に新聞紙出板に許可を出し、以後次々と東京や地方で新聞紙が発行された。最初多くは木版印刷であったが、この時期には活板印刷技術によって日刊発行化が可能になっていた。表一に『図書局年報』によって一八七七年東京府下主要新聞紙の「周年発売高」を掲げた。これは各新聞社に報告させた数字で、その信頼性には疑問があるが、最大の発売高は『読売新聞』（以下『読売』と略す）で約二一〇〇〇部、次いで『東京日日新聞』（以下『日々』）が約一一〇〇〇部、以下『郵便報知新聞』（以下『報知』）『朝野新聞』（以下『朝野』）『東京曙新聞』（以下『曙』）『東京絵入新聞』（以下『絵入』）『かなよみ』などが約六〇〇〇部で肩を並べている。主要新聞紙が発刊されて四、五年しか経っていないことからすれば相当の部数である。『図書局年報』は人口一万人あたり

---

\*ありやま てるお



表1 1877年東京府下主要新聞紙「周年発売高」および一日平均「発売高」

	周年発売高	発行回数	一日平均「発売高」
東京日日新聞	3,274,520	303	10,806
郵便報知新聞	2,072,151	302	6,861
朝野新聞	2,077,639	302	6,880
東京曙新聞	2,329,417	302	7,713
読売新聞	6,565,786	303	21,669
東京絵入新聞	2,191,450	302	7,256
近時評論	79,146	71	1,115
かなよみ新聞	1,872,500	302	6,200

『図書局第三回年報』より作成、一日平均「発売高」は筆者が発行回数から算出した。

一日約二六枚と全国平均普及率を計算している。

複製技術とともに新聞紙が利用できるようになった技術は電信という画期的速報技術であった。電信によって遠隔地との通信連絡が可能になったのである。しかし電信網はまだ不十分で、鹿児島までは到達していなかった。電信による速報は過渡的な段階であったのである。

一方の極に最新の複製技術・速報技術に拠る新聞紙、もう一方の極に口と耳によるウワサがあったのだが、その中間に様々なメディアの活動があった。事件の一場面を極彩色で木版印刷した新聞錦絵、事件の経過を冊子にまとめた実録、事件を題材にして演じた講談や芝居などである。これらメディアは近世以来の連続性のうえにこの時期の新たな展開をはかっていた。そこでは活字メディア・ニュースの再編集、口頭メディアのウワサの視覚化、物語化、身体的演技化などが出現し、互いに触発しあって全体として社会的コミュニケーションを活性化させていったといえるだろう。

しかし、こうした諸メディアは自由にその特性を発揮していたわけではない。言うまでもなく政府による統制である。一八六九年の新聞紙発行許可以降、政府の新聞政策は試行錯誤したが、一八七五年六月讒謗律（太政官布告第一一〇号）と新聞紙条例（太政官布告第一一一号）の二つ法律の公布によって方向性が示された。さらに一八七六年七月に太政官布告第九八号が公布され、「国安の妨碍すと認めらるゝ」新聞紙雑誌を内務省が発行禁止または停止できることになった。内務省が新聞紙雑誌の死活を握ることになったのである。

そして法的統制とともに新聞紙の活動に対する統制として大きな圧力となったのは広義の文明開化の大勢であった。開国を決定して以来文明開化は抗うことができない大勢であった。政府の進める生活慣習・風俗などの改変から中央集権国家形成まで一連の施策が奔流となっていた。無論、新聞紙というメディアそれ自体が文明開化の産物なのであり、新聞紙が文明開化を否定することは自己否定である。しかし文明開化は決して一義的ではない。政府の施策とは別の開化もありえる。だが現に政府が進めている開化政策は大きな圧力であり、新聞活動に対する外部・内部からの統制となっていたのである。

## 二、鹿児島動向への関心とウワサの出現

山口、佐賀、熊本など士族反乱が相次いだ後、西郷隆盛と鹿児島士族の動向への関心が高まった。政府、在野政治家は無論のこと新聞社も現地の情報収集に努めた。しかし問題は東京・鹿児島間が電信線で繋がっていなかったことである。一八七五年三月に佐賀から分岐された電信線が熊本まで敷設され、さらに熊本から鹿児島への延長についても一八七五年一月太政官の許可を得たが、いまだ起工に至っていなかった<sup>(2)</sup>のである<sup>(3)</sup>。

しかも東京の新聞社は遠隔地に支社・支局・通信員などを配置できず、鹿児島の情報を収集する手段はなかった。政府・官庁・在野政治家への探訪、たまたま入手した熊本、長崎の新聞等から情報を得る程度であった。

一八七七年一月、鹿児島で何が起きているのか、何が起きようとしているのかの情報は待望されたが確かなことは分からなかった。そうした状況のなかで様々なウワサが流布された。一般的にこうした状況は流言・浮説を生みやすいが、もともと「人民」<sup>(4)</sup>にとって流言・浮説は最も身近なメディアであって、遠近様々な諸事件に関する情報を耳と口で求め伝えあうことは通常のことである。この時も相当のウワサが流布し、それは放置できない社会的圧力となった。

多くの新聞紙はウワサの報道を控えたが、ウワサ流布を無視できず、記事を出した新聞紙もある。一月二〇日付『絵入』には「道路の風評には何か嘆願の次第がある事で西郷桐野の両君が東京へお出になるといひ既に七艘程薩州の船が房州沖まで来たの、神戸へは其県の人が大分着したのといふ噂が有りますが一向にとりまつた事では有ません」とある。だが西郷等の出京理由は「何か嘆願の次第がある事で」と曖昧である。『朝野』一月二三日にも「去る二十日とか堺県へ鹿児島から軍艦七艘来りしとの風聞にて、同県下の人何か騒だとか申す、又一昨日は品川沖に五艘程見えた杯と道路で言ひ升が、騒だも見えたも嘘か誠かサツパリ分りません」と載り、また二十日の夜鹿児島県の人が大勢三菱の郵船にて着し品川及び大崎の島津邸などに入ったとか、西郷が兵庫へまで来ているという電報があったとか、また既に着京したというウワサを半信半疑の書き方だが記載している。

さらに『朝野』は翌二四日にわざわざ「前号にも西郷は兵庫へまで来られたの已に着京されたと云ふ風聞を書きましたが、同氏は矢張り鹿児島県下に糞桶を担いで開墾に従事して居らるる由を慥に聞きましたから皆さん御安心なさい」と前日の記事を否定する記事を載せた。この根拠も曖昧で、風聞の上に風聞を重ねているのである。

政府は風聞活字化の取り締まりに乗り出した。『近事評論』<sup>(5)</sup>第三六号（一月二八日）によれば、一月二三日に新聞社各社の「探訪者」が内務省警視局に呼び出され、「今後警察事務に関する事項にして人心の動揺に係はるもの」については警視局の「指令を経て然る後に掲載」すべき旨を「口達」され「受書を捧げ」たとされる。これは事実上の記事差止である。新聞各社は「受書」を出したのであるから従順である。

『近時評論』は新聞記事についていちいち「教示」というのは、警視局の「注意の周密なるに驚き、誰か其恩沢の隆渥なるに服せざる者あらん」と皮肉を述べ、「世間凶暴の論者」のなかにはこれを聞いて「直ちに腕を扼り眼を瞋らし大声して、天下既に新聞紙条例讒謗律の発行ありて我輩の危言激論は為めに制限せられたり、若し誤て其範囲を犯さば唯た此律と条例との罰を甘受せんのみ、何ぞ其他更に警視局の指令を待て掲載するの理あらんやと言ふ者」が現れないとは限らない

と辛辣な論法で取締の不当を訴えている。

『近時評論』が讒謗律・新聞紙条例であれば「甘受」と言っているのは、実はこの二つの取締令には記事差止や事前検閲の規定がないからである。「口達」が不当であるばかりでなく、それが法律に基づいてもいなかったのである。警視局が「口達」としたのは、法的根拠がないことを承知しているからであろう。この件について他新聞には報道がない。合法性のない報道統制とそれに従順に従う新聞の姿は読者から隠されたのである。

その後、鹿児島からの伝聞として状勢平穏という記事が各紙に現れている。これを警視局「指令」の効果かは即断できないが、新聞は風聞沈静化に努めたのであろう。

### 三、政府の報道統制

そうしたところに二月五日、一月三十一日に起きた鹿児島士族による鹿児島砲兵属廠弾薬奪掠の電報が西京行在所に届いた。<sup>(6)</sup> 事件発生から五日経っている。鹿児島からの連絡に時間を要したのである。

急報を得るや東京の大久保利通参議は同日午後一時五五分に当時明治天皇の京都、大和行幸に供奉し神戸出張中の河村純義海軍大輔に電報を発し、「鹿児島弾薬盗取られし事其儘差置難きに付」、「全体不正の所業故、正理を以て其極を責め、順にと取締候へば仮令敗るゝとも遺憾なし、我は当然の条理を以て平和に取り掛り候へば或は内わにてわるゝも計る可らず」と伝え翌日鹿児島へ出張を指示した。<sup>(7)</sup> 大久保は第一報で断固とした態度で臨む決意を固めたのである。ただ私学校の内部分裂を期待していたようだ。翌日にも大久保は河村に電報を送り、「彼弥々決すと見へたり、依て彼に曲を与ふるを我の利とす、県官を強く責め、西郷面会を第一とし、事敗ると見据へば速に引揚げ長崎より急報ありたし」と命じている。<sup>(8)</sup> 電信が遠隔地にある政府高官間の連絡に効果的に利用されていることが分かる。

政府は現地鹿児島の情報を得たが、それをすぐに公表はしなかった。しかし情報は諸所に伝播したようだ。固唾をのんで情勢を見守っていた高知県士族は「私学校徒暴徒輩掠奪せし飛報、同二月初旬東京に達するや、板垣退助・林有造等、疾く之を聞知し」、板垣宅に在京高知県士族幹部が集会し、板垣「実に我輩の宿志、民権更化開進の時参れり」と唱えたという。さらに「同月十日頃」<sup>(9)</sup> 「反形顕然せしより、孰も心に喜悅」し、板垣は林有造を同伴して高知に帰県した。これらの動きは緊迫感を高めた。

鹿児島士族暴発の電報は二月八日のいくつかの新聞に風聞として掲載された。『曙』には「兼て世間に風評のありし鹿児島士族の議論が破裂して去月三十一日官の弾薬庫を奪ひとりしといふ電信がきたとかいふ巷説を昨日ちらと聞込みましたが、西郷桐野の両氏も居らるゝことゆえよもやそんな暴動を起すやうな次第はありますまいから例の無根の流言だらうと存じます」と電報もあくまで「巷説」で、事件も「無根の流言」だとして報じている。『朝野』も鹿児島で士族が暴発したといふ電報が来たとかの風聞があるが「其の真偽未だ詳かならず」としている。

『かなよみ』は「近頃称すれば道路の風聞に大業な法螺を吹立、人の心を騒がせる者多く、これらの事より新聞屋も禁獄をされたり罰金を取られたりするから減多な事ハ載られませんが、市に三虎を出すとやら昨今市中に変った風聞が宥ますが鹿児島県では先月三十一日士族さんが或島へ押上って桜狩をして玉造とか騒いだといふ電報」があったとますます曖昧な記事である。

各新聞とも同日の記事なのでニュース源は同じ政府関係者と推定できる。だが、それにしては曖昧で、ただの風聞であるかのような記事となっている。大久保は内心決意を固めているのだが、鹿児島に派遣した河村純義と林友幸とがもたらす報告まで最終決定を待つつもりで、それまでは薩摩側の非を大げさにならない範囲内で情報を漏らす操作を行った可能性が高い。いずれにせよ政府が風聞を流したのである。

陸軍は具体的準備を始め、二月一〇日に近衛、東京、大阪の鎮台に出兵の内命が下された。<sup>(10)</sup>ただ西郷隆盛、島津久光の去就という重大問題が不明のままであった。二月一〇日の伊藤宛大久保の電報では、この日に出京した鹿児島県官員の報知として「西郷は踪を隠したる由し、全く壮士輩の仕業に相違なし」としている。<sup>(11)</sup>この鹿児島県官員の情報は新聞に流され、二月一日『報知』は号外を発行し、鹿児島県一等属渋谷道助が九日に着京して「過激の少年輩」が西郷に迫ったが、西郷は「確乎として動かず」と報告したとある。『朝野』は一二日に号外を出し、「訛伝流説の紛々たるにより其の真偽保証すべからざるもの少なからざる、看者幸に之を諒せられ」と前書きして諸情報を載せているが、鹿児島県官員渋谷の報告は兵器奪取は巡查取調べ中という旨であったということになっている。政府も確とした情報を得られていないところに情報を漏らすので新聞記事は混乱し、ますます「真偽の保証」のない「訛伝流説」が流れたのである。

鹿児島に赴いた河村純義と林友幸の報告は二月一二日尾道発電報で届いた。それによれば九日朝鹿児島に着いたが、薩摩側は兵器を以て乗り込もうとするので上陸はできず、県令とは船上で会見した。「迎も鎮定なり難し、最早昨今は発兵するの勢ひ」だという。<sup>(12)</sup>翌一三日河村と面会した伊藤博文が発した電報でも「何時暴発も計り難し」とある。

政府は情報統制を強化していった。二月一三日午前八時工部省は各電信分局にあて各地方すべての私報電信差止を通知した。<sup>(13)</sup>この差止措置は新聞報道規制というより鹿児島に呼応しようとする各地士族の連絡を防止する狙いであったと見られる。ともかくこの措置によって電信は完全に政府によって掌握され、政府のみが利用できることになった。遠隔地の速報ニュースはすべて政府の供給に依存せざるをえないということである。

また同じく二月一三日に『日々』『報知』『朝野』『曙』『読売』『絵入』の各社編輯長が検事課から呼び出され、「何れも鹿児島一件の事でお糺し」があった。<sup>(14)</sup>『朝野』二月一四日は同紙仮編輯長が検事課から呼出をうけ「鹿児島の事件を記載したるはいづれよりの投書探訪なるや御訊問有り始末書を差上げ」たが、「成る丈け確実なる事を記載したけれど一向に分かりませんにより巷説の外に書く事の無いには困り升」と弁明している。<sup>(15)</sup>たんなる注意ではなく、各新聞社は「口供へ調印」させられたのである。

また翌一四日にも同じ新聞社が東京裁判所刑事課から呼出しを受けた。<sup>(16)</sup>『報知』『読売』両紙編輯長は書記預けになったが、『読売』は別件で讒謗律違反を問われたようだ。<sup>(17)</sup>前述のように一月二三日にも各新聞社は呼び出され「受書」を提出されたのだが、今回も厳しく注意され書面を提出させられ、各新聞社は従順に従った。

状勢が緊迫し様々な情報が錯綜してきている状勢で、諸新聞社は情報の信憑性の判断ができず、掲載すれば取締を受ける危険を覚悟しなければならない状況に陥った。『朝野』二月一三日は「鹿児島の擾乱は追々劇しきとの巷説あれど未だ確報を得ず、一昨日より一昨夜へかけ諸官省へ来りし電報は千通に過ぎたりと云へど例の秘報なれば少しも知れず」と慨嘆し、二月一二日『曙』社説は

新聞記者として「世人の耳目」と任じているから出来る限り探訪に務め、報道しようとしているが、「常に充分の確実なる事跡を得る能はざるを如何せん。然るに聞て言はざるは記者の本分に非ざるに付き仮令多少の誤聞あるを免かれざるも宜く之を遷延稽待に附すべからず」として「聊か確実を得たる者あるかと思はるゝ」事項を記事にするとしている。また『報知』二月一四日は「各所よりの投書及び探訪者が時々持ち来る報告書にて机上山をなし」ているのでできるだけ羅列し読者の判断に任せるとした。情報は多いのだが、何が事実か分からないのである。

そこで『曙』二月一五日社説は一三日に検事課からあった嚴重の沙汰は「至当」の措置と認め、自分たちは十分注意するが、今回の事件につき「寸分も間違なき確説」を得るのは難しく、「確説」だけを記載することにすれば今回の変動を伝えることにならない。そうかといってまったく記載しないことにすれば「愈愈訛言を生じ浮説を伝ふるは必然なり」という。そこで検事課の「御沙汰」に「代ふるに電報を公表するの挙を以てせらるゝに非ざれば、世人をして浮説訛伝に誤らるゝの患を脱」することはできないと主張した。政府による電報公表の要望である。

電報はすべて政府側の情報であり、他に情報源はないのであるから政府電報の信憑性を検証する手段はなく、政府の発表電報への異存は政府の情報操作に組み込まれることになる。それでも新聞社は多くの風聞・浮説横行のなかで政府公認の確報を求めたのである。

こうした状況は、太政官記事印行御用の特権を得て、政府の「趣意体認」を自負している『日々』にとっては「御用新聞」としての自己の存在理由を揺るがしかねないものであった。福地源一郎は二月一五日に太政官に「新聞記事之儀に付奉願候書付」を提出した。<sup>(18)</sup> 鹿児島の変動につき風聞が広まって以来自分たちは「実説に近しと推考」できる事項を掲載し世間が「浮説に眩惑」されないよう注意してきたが、「市街に流伝する風聞之外には全く確報を得べき手段」がないため「誤聞を書載せ多少御政策を害する筋」がなかったとはいえないし、弊社の面目を汚し、「公害とも相成るべき儀」もあった。「公私の為に最も確実の報道を記載し飽までも人心をして其方向を誤らしめざらん事」が自分達の希望であるから「変動に関係の官報及び最寄地方官の御届等」で新聞に掲載して差し支えないものを「御内示」いただき、「確実なる報道を以て世上の訛伝を排斥し巷説の信依を整理」することにしたく格別のご配慮で認めていただきたいというのである。

官報の「内示」があれば他紙より早く確実に入手でき、政府公認の記事としての権威づけを得られる。この文書には二月一六日付で「内示」を認める趣旨の付紙が貼ってあり、『日々』への官報等の内示は認められたと見られる。

しかし政府とすれば、『日々』に「内示」して安心というわけにはいかなかった。二月一五日にも『日々』『朝野』『報知』『読売』『絵入』記者を呼び出した。翌日の『報知』には「過日お尋ねの鹿児島の方に付き尚又お調べの上、一同口供調印を仰付られました。実に恐入つた次第で五座り升」とある。<sup>(19)</sup> この日も新聞社は嚴重注意を受け「口供」に捺印させられ、ひたすら恐縮して帰ったのである。

二月一八日にまたまた新聞各社は警視局に呼び出され、「頃日世上恟々の時に於て新聞紙上に無根の浮説流言を記載するは人民をして疑惑を懐かしむる憂ひ有るにより、一同申し合せ深く注意致すべきは勿論、万一真偽不分明取捨決し難き事件有らば同局へ伺の上筆す可き旨」達しがあり、翌一九日「各社の重立たる者」が集会し申し合わせのうえ、それぞれ「御請書」を差し出した。<sup>(20)</sup> 今回はいったん持ち帰り各社幹部が申し合わせをしたうえで「御請書」を提出するという念のいれよう

である。

しかも『曙』によれば、その際に「種々浮説ある此節柄、人心を惑乱するやうなことありては即ち国安を妨害する次第なれば気の毒ながら刊行禁止を申付る外なし」という口達があった。「国安妨害」があれば新聞紙にとって死刑ともいえる発行禁止の脅しを受けたのである。新聞社が大きな恐怖を感じたことは間違いない。

そして翌二月一九日「鹿児島県下暴徒征討」の布告が出され、同日鹿児島県下暴徒征討につき「無根の伝説等妄に新聞紙に掲載不相成候」（太政官布告第二一号）が布告された。しかしこの布告のいう「無根の伝説等」の掲載禁止は既に口達で実施され、新聞社は十分に畏縮させられていたのであるから、征討布告との整合性のための事後的布告である。

しかし注意すべきは政府は厳しい統制のみを実施したのではないことである。この頃から各社に電報の下付を行うようになった。それまでも新聞紙面から判断すれば官庁が新聞社に電報の一部を洩らしていたと見ることができる。しかしそれは恣意的で不正確であった。だが、太政官布告第二一号公布後に内務省が各新聞社に電報を下付しだしたと推定できる。例えば『日々』二月二日「昨日午後一時十五分発の電報にて只今開戦、余は跡よりと熊本より通地ありたる由」との電報は同日の『朝野』など各新聞紙にほぼ同文で掲載されている。政府下付の電文を各新聞紙がそのまま載せていること明らかである。

以後、各新聞紙はこうした政府下付の電報が連日多量に掲載されていくことになった。電文の多くは前々日発信の速報だが短文で、掲載と発信日時が逆になっていることも珍しくない。状況説明がほとんどない断片的情報が確報として紙面に羅列されることになったのである。しかも各新聞紙ほぼ同一の記事である。

ともかくも熊本という遠隔地での戦況が数日の遅れで、各新聞紙に多量に報道されるというのは、まさに電信と活板印刷という新しいメディア技術のもたらした威力である。「人民」にとって鹿児島情報はありふれたものになった。それはこれまでなかった新たなメディア情報世界の形成と言えるだろう。しかしそこでは虚実が混淆し、権力の管理と新聞社の自主規制とが内部で作動していたのである。

#### 四、新聞挿絵、実録、錦絵

さらにメディア情報空間は膨張し多彩になっていった。前述のように内務省は二月一八日に新聞各社を呼びつけ記事の嚴重注意を口達したが、『読売』『東京絵入新聞』『かなよみ』の小新聞三社について別に呼び出し、「向後人心を惑乱せるやうな件は決して記載は致さなからうが、街頭を呼売者が記載でもない外の件を囁々と唱立る儀は無き様に注意致す可し」と達した。かわら版等の読売は近世以来の習俗だが、一種の大道芸という性格をもち、新聞に尾ひれをつけて語られることも多かった。新聞記事自体が風聞なのだが、読売はそれをさらに拡声して広めたのである。

これを報じた『かなよみ』は「自然売子の者が右様な出放題を人様の門口杯で怒鳴ましたら其者の名をお聞糺しで早速当社へお知らせ下さい、直に廢止に致させ升から」と自肅を読者に社告している。<sup>(21)</sup>ただ以後も読売の取締は度々起きるから、この時も末端の新聞売り子に十分徹底したとは思えない。

口と耳のメディアによる情報増幅とともに眼のメディアでも増幅していった。『絵入』はその名

の通り傍訓付の絵を売り物とする新聞で、<sup>(22)</sup>同紙の鹿児島関係記事は最初は文字だけであったが、二月一三日「鹿児島県下桜島図」、一四日には巡査と士族の乱闘の絵を載せ、鹿児島への関心を高めた。二月一五日二面には鹿児島・宮崎の士族不穏を報じた記事と並べて政府軍兵士行進の絵を載せ、三面に『報知』『朝野』からの転載として鹿児島暴徒と鎮台兵と交戦と報じ、鉢巻きに袴という古風な姿の士族が大砲を遠方に向けて発射している絵を掲載した。どちらの絵にも説明文はないが、記事からの連想では薩摩士族追討に向かう政府軍、それを迎え撃つ薩摩士族の絵と解釈できる。記事内容を絵による視覚的イメージとしてを膨らませているのである。

しかし、これらは画家が目撃した事実を描いて報道するという意味での報道画ではない。画家は記事から思いつく場面を想像して描いた想像画である。『絵入』の絵のもとになった記事は『朝野』二月一三日にあり、「巷説に拠れば去る十日の午後四時鹿児島の士族多人数大砲小銃を以て熊本鎮台に押し寄せ烈しく戦争あり、官軍頗る苦戦なりと云ふ虚実詳かならず」という短文記事で、現場の状況について格別の描写はない。しかも「虚実詳かならず」と断りをいれている。

しかしそれが絵という視覚的表現に変換されたときには、将校に引率され整然と行進する政府軍兵士、勇ましく大砲を発射する士族の姿が具象化され、一定のリアルさを備え、戦争勃発という意味が膨らんでいるのである。また記事にあった「虚実詳かならず」という留保は消え、事実であるかのように提示されている。

しかもこの絵の場合、もとになった記事が風聞というより誤報である。実際に薩摩軍主力が鹿児島を出発したのは二月一五日であることは当時の新聞社が知るすべはなかったにしても、東京の官庁の動きを観察するだけでも一〇日には政府軍と薩摩軍の戦争は起きていないことは窺いえたであろう。記事にはその留保があったのだが、絵というメディアでは留保はありえず、絵は一人歩きしていく。その後この記事や挿絵は訂正されることはなかった。寧ろ絵師が風聞記事から思いつく場面を描くという方法で戦争を報ずることは他メディアにも次々広がっていくことになったのである。新聞社も現場に記者を派遣して記事や絵にするという発想はなかったし、読者も想像記事・想像画であることを分かっていたが、それを享受していたのである。もともと絵入新聞の挿絵や錦絵などはそうした提示・享受関係によって成立していた。

想像画や虚実定めがたい記事は絵入新聞だけでなく実録や錦絵というメディアによって大きく膨張していくことになった。この時期、大量の実録や錦絵が出版されていった。それは余りに大量で、その全容の把握は困難なほどである。

まず実録からみれば、鹿児島の事件に関する実録の最初は二月一三日出板届の『鹿児島記事』（編輯兼出版人樋口徳造、発売又新舎）、同日届の樋口繁三郎『鹿児島伝報録』初号出版と推定される。<sup>(23)</sup>以後続々と刊行され、土屋礼子は二月中に一二点と数えている。煩雑だが列挙すれば、『鹿児島記聞』（編輯人東京府平民沼尻桂一郎、出版人東京府平民多賀甚五郎。若栄堂）、『鹿児島暴徒風説録』（編篠田仙果）、『鹿児島太平記』（編篠田仙果）、『鹿児島暴発報道』（編輯兼印刷人吉川政則）、『絵入鹿児島征討全記』（井沢菊太郎編）、『鹿児島追討記』（編輯者西野古海 出版人 木村文三郎）、『探誠夢復路之内鹿児島事件之巻』（編輯人沼尻桂一郎、出版人沢久次郎）、『鹿児島戦記』（編集人篠田久次郎、出版人堤吉兵衛）、『鹿児島戦争記』（樋口徳造編輯、発売又新舎、池田銀次郎）。

これら実録のほとんどは傍訓付で挿絵が入っている。文章は絵の説明程度の草双紙風のものもある。活版印刷もあるが木版印刷が多い。絵を入れるには木版のほうが適しているためであろう。価

格は三銭、三銭五厘。刊行号数を振って事件の進行次第で続刊していく編集方針をとっているのがほとんどで、実際それが実行されているものもある。

記事内容はほとんど新聞記事の再録編集である。出版人が「編集人」と名乗っているのはその意味である。樋口繁三郎『鹿児島伝報録』は鹿児島県下紛紜については「衆論紛々殆ど適従する所を知らず」という状況であるから、「今二三の新紙に就て之を折衷抄録し以て其概略を誌す、而して其真偽誤謬等は則未だ校訂に暇あらざる也」と編集方針を述べ、篠田仙果『鹿児島暴徒風説録』はその「緒言」で、「各社の新聞紙を参考なし纏めて記載なし侍れど或は好事家の臆測に出誤謬又多かるべければ看君用捨有らん」としている。『鹿児島追討記』巻之一（編輯者西野古海）は「引用書目」として新聞紙を列記している。

新聞紙記事を材料にしているが、単純に羅列しているのではなく、任意に選んだ記事を時間的順序にならべ、絵をつけているからその「真偽」はともかく事件の経過は分かりやすい。新聞読者も非読者も読みやすかっただろう。

執筆者自身が真偽決めがたく誤謬も含まれていると認めているにもかかわらず、急ぎ出版しているのは無論大きな関心と呼んでいる事件を商機をつかもうとしているからである。実録の大量出版に商業主義の論理が働いていることは明らかである。断片的情報を手当たり次第報道していく新聞紙の跡地にニュース需要と商機の市場を見出したのである

この時期の実録の主題は、一つは私学校生徒による弾薬奪取事件、もう一つは西郷隆盛、島津久光による士族鎮撫である。この主題は必ず挿絵付きで掲げられている。想像画であるから絵師の手持ちの知識・材料を動員して描いているが、江戸時代の武士風体であったり、芝居の一場面であるかのような絵が多い。

この段階では西郷隆盛と島津久光の去就は政府でもはっきり掴んでおらず、『日々』は二月二三日社説で「吾曹は固く信ず西郷氏は決して叛党たるの人にあらざるなり」と書き、記事でも「西郷君などは同意でないこと十中に八九ハ慥かなる様子なり」と掲載しているように西郷隆盛が暴徒を率いることはありえないというのが有力な見方であった。多くの新聞はそうした記事を掲載していたから実録もその線にそって膨らませていたのである。

そしてもう一つ主題があって、それは鹿児島県庁襲撃事件である。これは最初期の『鹿児島伝報録』などは取りあげていないが、『鹿児島記聞』初号（二月一五日届）冒頭は「明治二月八日夜十二時頃に私学校生徒が鹿児島県庁へ二百余人各得物を携え不意に押寄しか宿直の官員方も必死を究め防かれたしか」と県庁襲撃事件から書き起こし、「鹿児島夜撃之図」も載せている。以後の実録ではこの事件はいわば定番の記事・挿絵となった。

実録の記述の種は二月一〇日『読売』記事と推定できる。これは「皆さんが様子如何にとお待ち兼ねの鹿児島一件で昨日聞いた風聞には、一昨ばん彼の学校生徒が二百人余りで突然県庁へ押寄せたので宿直の官員が出て大奮発で拒がれたが、何ぶん賊は刀を持って働くゆえ官員方には即死怪我人などが沢山あつてとうとう県庁を乗取られてしまひ」である。これは記事中にある通り「風聞」である。翌日各新聞も後追い記事を出し、『日々』二月一日号外は「道路の説なれども」と断ったうえで、『読売』記事をほぼ踏襲し「是は全く附会の説ならんと思はる併し猶よく探訪して確報を得ば記すべし」とし、『報知』同日号外も「昨日の読売新聞」の記事を紹介し、「甚だ信用しがたき風説なり」、『朝野』は一二月号外で「或新聞」の報道として事件を報じ、「精々其虚実を探



訪せしが多分無根の妄説ならんと云ふ」といづれも信じがたい風聞としている。以後この事件の続報はなく、新聞報道では消滅していった。実際このような事件はなかったのである。

しかし実録では繰り返し挿絵入りで書かれ、大事件であり続けた。鹿児島士族の不平から征討に至る過程を筋立てて再構成しようとする実録にとって県庁襲撃事件は真偽はともかく士族の暴挙を示す重要な一コマであったのである。しかも絵にしやすい大活劇であった。

実録とともに風聞新聞記事から派生したのは錦絵である。おびただしい錦絵が刊行され、その数は六〇〇ともいわれ、<sup>(24)</sup>全容は分からない。多くの作品が図録集等に収録され、またデジタル化された作品は国会図書館などのサイトで閲覧可能であるが、筆者が見ることができた作品は限られているが、<sup>(25)</sup>それをもとに考察することにする。

西南戦争を主題とする錦絵の最初は二月一二日届印のある「鎮撫鹿児島新聞」(真匠銀光画・三枚続)<sup>(26)</sup>と推定される。これは県庁襲撃図で、西郷隆盛は真っ赤な衣装で馬上から桐野利秋ら士族を説諭している構図である。以後、県庁襲撃を描いた二月一九日届の「新聞鹿児島模写」(月岡芳年画・三枚続)、同じく二月一九日届の「新聞鹿児島事情」(小林清親画・三枚続)は弾薬奪取事件を描いている。

これら初期の錦絵は新聞の風聞記事を種にしている点では実録と同じである。だが極彩色で大胆な構図で歌舞伎の舞台で役者が見得をきっている場面であるかのようなのである。それだけに西郷の説諭など主題は明確に表現されている。絵は実際に起きた事件を描くというより、虚構の世界としてそれなりの迫真性と芸術性をもって成立しているのである。

もともと絵師は現場を見たわけではなく、新聞記事から主題を読み取った主題を手持ちの作画法を応用して描いたのであって、事実を描くという発想はなかったであろう。それは、この時期には既にすたれていた、血まみれのリアルさはあるが様式化された手法で殺人場面等を描いた新聞錦絵の世界とつながっている。事実の枠のなかに虚構が描かれている、あるいは逆に虚構の枠のなかに事実が描かれていると言える。しかもそれは一種の娯楽的商品でもあった。読者もそのように西南戦争錦絵に接したのであろう。

だがもう一つ改めて考えなければならないのは、錦絵が西南戦争という大きな政治的事件の渦中で生産され、いま現に起きている事件を伝えるメディアでもあったことである。報道画ではなく、想像画であるが、風聞・電報・誤報などをもとに沸きあがった茫漠たる暗雲のような西南戦争のメディア世界にあって事件の一瞬の鮮明な視覚化は強い印象を人々に与え、事件を眺め理解するための物語を示唆させていたのである。

## 小括

西南戦争と題しながら実際に戦争が起きていない時点で、稿を終るのは何とも不体裁で恐縮するしかない。だが征討令公布以後については別に論ずることとしたい。現在の段階で結論を出すことは無理なので、ここまで述べたことを簡略にまとめるに止めたい。

一八七七年の西南戦争においてメディアによって構成された情報世界が初めて形成されてきたといえる。それまでの戊辰戦争、士族反乱は政治的には大事件であったとしても、「人民」はそれに直接巻き込まれるか、直接目撃するかによって知るだけであった。「人民」の直接体験世界に外部から事件そのものが侵入してきて、それを体験したのである。だが西南戦争においては事件に関する

る情報がメディアによって大量に且つ同時進行的に伝えられ、「人民」は自らがメディア情報の世界のなかにあることを意識せざるをえないようになってきた。

それをもたらしたのが複製技術と速報技術を備えた新聞というメディアの勃興である。同時にこの時期大きな役割を果たしていたのは風聞・浮説といわれた口頭メディアであった。政府や新聞も「浮説」に振り回されているのであって、しかも実録、錦絵といった近世以来の伝統的メディアの連鎖が起きていた。それらメディアは新聞の風聞の部分を増幅し、商業化と娯楽化の方向に膨らませていったのである。

メディア情報の世界は虚実混淆の世界として形成された。一般的にメディア情報の構成する世界は虚実混淆であるが、その混淆のあり方はその時代の歴史的特徴があり、それを明らかにするのが今後の課題である。

- (1) 本論文では、引用資料中の旧漢字・変体仮名・片仮名は現用の漢字・平仮名に改めた。また読みやすさのため適宜句読点をいれた。原文の振仮名は省略した。  
本論文で引用した公文書は、アジア歴史資料センター及び国立公文書館デジタルアーカイブを利用した。
- (2) 熊本電報百年史編纂委員会『熊本電報百年史』（一九六八年 熊本電報局）二四ページ。通信省電務局『明治二十五年七月上梓 帝国大日本電信沿革史 全』（一八九二年）一七ページ。
- (3) 前掲『帝国大日本電信沿革史 全』二六二ページ。
- (4) 統治者以外の被統治者を総体としてどのような概念でとらえるかは難しい問題であるが、ここでは「人民」ということにする。資料にも出てくるように、当時最も一般的に使われたのは「人民」である。現在一般的に使われる「民衆」「国民」は本来歴史的な文脈をもった概念であり、この時期には用いられない。「人民」は一時期政治的用語、党派的学問用語として用いられたために近年意図的に避けられているのであろうが、「人民」は歴史的には深い含意をもった言葉であり、避ける理由はない。
- (5) 『近時評論』は一八七六年六月三日共同社によって創刊。一八七七年一月で時点で「世話人 横瀬文彦、編輯長兼印刷中村忠太郎」。実質的な主宰者は林正明と見られる。林正明については、水野公寿「林正明の生涯」『熊本史学』第五九号（一九八三年六月）、同「林正明の言論出版活動」『熊本史学』第六二・六三号（一九八五年十一月）が詳しい。
- (6) 『征西戦記稿附録 征討日曆』一ページ。海軍は前日の四日に電報で事件を知り、これを陸軍省にも伝えている（川村海軍大輔宛中牟田海軍少将電報、山縣陸軍宛大山陸軍少輔電報（陸軍省参謀本部「諸方来翰 大阪之部（明治十年二月四日～明治十年二月二四日）」所収））。
- (7) 「公文録・明治十年・第百六十一巻・鹿児島征討電報録一」所収。電報は政府暗号によって送受されていた。
- (8) 前掲「公文録」所収。以後電報による下達は大塚虎之助著・増田民男監修『極秘電報に見る戦争と平和 日本電報情報史』（二〇〇二年 熊本出版文化会館）が詳しい。
- (9) 『保古飛呂比 佐々木高行日記』第七巻（一九七五年 東京大学出版会）三四八ページ。
- (10) 前掲『征討日曆』。
- (11) 二月八日午前八時伊藤参議宛大久保参議電報「記録材料・電報綴一」所収。
- (12) 「公文録・明治十年・第百六十一巻・鹿児島征討電報録一」所収。
- (13) 「公文録・明治十年・第百七十六巻・鹿児島征討電報発信原稿一」所収。

- (14) 『読売新聞』二月一四日。各紙とも報じているが、書き方が若干異なる。
- (15) 『東京絵入新聞』二月一五日は「鹿児島事件の義の口供へ調印を申付られ」とある。
- (16) 『東京絵入新聞』二月一五日。『郵便報知新聞』二月一六日には昨日呼出があったと書いているが、一昨日の間違いであろう。
- (17) 『朝野新聞』二月一五日、『読売新聞』二月一四日と二月一八日。
- (18) 「諸雑公文書（狭義）」。
- (19) 『郵便報知新聞』二月一六日、『東京日日新聞』同日にも記事がある。
- (20) 『朝野新聞』二月二〇日。
- (21) 『かなよみ』二月二二日。
- (22) 挿絵には記されていないが、恐らく絵師は落合芳幾と見られる。
- (23) 実録のリストは、山口武美『明治前期戯作本書目』（一九八〇年 青裳堂書店）、野中敬吾『西郷隆盛関係文系解題目録稿』（一九九〇年）野中は続や再訂など補充を重ねている。また、土屋礼子「明治初期のニュース冊子にみる絵と報道」『ことばと社会』第四号（二〇〇〇年）。  
土屋のリストが最も詳しく参考にした。ただし土屋が西南戦争冊子の最初としている二月一〇日届『鹿児島記事』は筆者未見。
- (24) 池住昌大「西南戦争もの実録の教授と検閲—沼尻絳一郎作品を例として」『文学』第一六卷第四号（二〇一五年七月）は六〇〇を越えると推定し、高橋未来「「鎮撫」する西郷像から見る西南戦争錦絵—連作『鹿児島新聞』の検討—」『史苑』七七号（二〇一六年一二月）は六〇〇種の作品を確認しているとしている。
- (25) 西南戦争錦絵の目録としては、千頭泰「西南戦争錦絵目録（未定稿）」『季刊浮世絵』第八号第三号（通巻三八号）（一九六九年）、渡辺光一「熊本市立博物館所蔵西南戦争錦絵について」『熊本史学』第四九号（一九七七年三月）。
- (26) この絵は小西四郎『錦絵幕末明治の歴史』第八卷（一九七七年 講談社）六ページに収録されている。前掲高橋論文もこれが錦絵の最初としている。

# メディア研究史における R. パークの位置 —地域ジャーナリズム論への道程・「移民社会」の到来を前に—

田村 紀雄\*

## 週刊地域新聞記者からシカゴ大学教授へ

ロバート・パーク (1864 - 1944) といえば、ジャーナリズムやメディア研究者・学生には、標準的なテキストであるシュラム編『マス・コミュニケーション』所収の論文「新聞の博物学」等によく知られている。しかし、発行部数1千部単位の小都市の地域ジャーナリズムのインターン記者から出発して、シカゴ大学教授、同学部長、全米社会学会会長等を歴任、コミュニケーション研究の基盤研究を生み出す「シカゴ学派」の学統をひきいた伝説の学者であることはそれほど知られていない。

また日本の若い研究者に知られた翻訳のあるパークの著作にシュラム著『実験室としての都市』(お茶の水書房・1986年)とパークとバーゼス共編『都市』(鹿島出版会・1973年)その他のなかにメディアに関する論文がある。これらの論文に共通するテーマ一つに「ヒューマン・エコロジー」「コミュニティ論」という研究上の問題提起がある。

日本では、社会学者、とくに磯村英一、中野正大ら都市社会学者のあいだで、その業績はよく知られてきたが、じつは、コミュニケーション学のうえでも、重要な学者である。

とくに、「コミュニティとコミュニケーション」「地域メディア」研究の分野で今日なお落すことのできない基本的な研究分野、理論、方法論を創造した。近年、我が国でも、「地域メディア」「地域ジャーナリズム」等の分野が注目されてきている。一国という広い社会のなかのコミュニケーション構造で、社会全体、国全体でのメディア流通がカバーできていない「地域」での役割が、都市化の変貌、地域開発、地域民主主義、住民運動、外国人の流入による文化の多様化など多くの理由で従来のメディアだけでは補いきれなくなったからである。

日本における「地域メディア」等のについては、拙著『日本のローカル新聞』(1968年)、同『コミュニティ・メディア論』(1972年)、論文「ローカル紙の生態」(雑誌『思想の科学』1965年2月)、同「地域紙における“送り手”研究」(『東京大学新聞研究所紀要』16号、1968年)以来の諸論考、その他を参照されたい。

また、パーク自身、ジャーナリストであり、たくさんのジャーナリズムに関するエッセイを書き、メディア研究をおこなってきた。

人間生態学は、その語源はいうまでもなく、自然科学からの借用で空間、時間、移動、種の相互関係等を解き明かそうというものだ。この種というのはパークらにいわせると、人間集団、その機関である新聞などであった。ダーウィンの影響のつよい競争、優占、遷移などの用語をもって人間集団を表現することに、批判はあるが、都市の形成に人々がどのような変容をするのか、をはじめ

---

\*たむら のりお 東京経済大学 名誉教授

てメスをいれたのだ。

人間集団は時間的にも空間的にも、その社会的内容も静止してはいない。移動・変化・発展している。すくなくとも都市、その都市化、さらにその先、人は成長し、移動し、変化する。その過程を競争、優占、遷移等々の概念や用語が充当される。これらの用語法はのちに他の社会学者によって適応、共棲、同化などの用語法とともに吟味されるが、社会化や都市化は、それぞれの近隣集団（ネイバーフッド）が「コミュニティ」になり、それらを生態学的としたのである。この過程で重要なことは資源の有限性の問題、メディアもまた限りある資源だという考えを社会学に導入したことは、画期的であった。有限の資源というのは紙パルプ、通信回線、エネルギー、大地だけでなく、生き物としての人間、宇宙・電波空間、時間までにはいる。

この問題意識から、パークは都市化のなかで、たがいに社会関係をもって生成、変容している人間集団、とくに移民や移動によって生じるエスニック・コミュニティに研究関心をつよめ、多くの調査を実施した。ここに、人種、信仰、文化、その他社会的背景を異にする人々の存在、その運動を明らかにした。

これは、社会にあってマス・コミュニケーションの受け手といわれる構造、過程のなか、読者、視聴者が一様でなく、多様な性格をもっていることを明らかにしてゆく、そのごの研究に道を開くものであった。

とくに、アジア系移民への排斥のなか、1910年代、米国において日本人移民にたいして激しい排斥がおこなわれた際、パークは延べ数百人の研究者、協力者の動員と巨費を投じて日本人コミュニティに対して大規模な調査を実施し、排斥に根拠のないことを実証した業績のことはほとんど知られていない。

この大規模な調査はひとつの書物、報告書に纏められることはなかったが、社会学研究やコミュニケーション理論にのこしたものは小さくなかった。日本人排斥問題にも一定の政治的効果があった。さらに加えれば、この調査に参加した日系二世の大学院生や社会活動家に、研究者になったり、著述家になったりの成果ものこしている。

このパークの研究者として公正で実証的、科学的な姿勢はどのようにして生まれたのであろうか。背景となる人間としての思想、それを形成した成長期、経歴に注目したい。人間、生まれてから没するまでの生きた道のすべてが経歴であり、思想である。

パークはその84年間の生涯を全力でエスニック集団等の研究に走りぬけたためか、自伝的叙述はほとんどない。ただ、晩年に、勤めたフィスク大学（テネシー州）という黒人教育のために18世紀に設立された大学教員時代、秘書に口述筆記させ、死後書類のなかから発見された「自伝的ノート」と、かれの研究上の助手として西海岸の日本人調査でも大きな役割を果たしたウィニフレッド・ラウシェンブッシュが学位論文としてデューク大学に提出したパークの伝記的研究にその片鱗をのぞかせている。

ラウシェンブッシュは1916年オーベリン大学で社会学を学んだあと、26歳のとき、シカゴに移りパークの調査助手として働き始める。後年にはパークと逆にフリーのジャーナリストとして人種問題などの記事をかいて過ごしている。これも、パークに私淑して影響を受けたためだろう。

戦後、彼女による広範な文献渉猟、散在した個人文書や家族、同僚からの聞き書き、パークの秘書としての身近な観察にもとづいて執筆された論文で、この伝記を乗り越えるものはいまはまだな

い。パークに関しては、佐藤智雄やパークの弟子たちがいくつかの紹介論文等を執筆しているが、ラウシェンブッシュのものが最も詳しい。

これらを手がかりにパークの略歴をしめそう。

まず 1864 年に生まれ、1844 年に 80 歳で死去した社会学者、アメリカ社会学会の第 15 代会長、シカゴ大学社会学部長というのがかれの表立った「個人史」である。問題はパークが師 W. I. トーマスとともに活躍した「社会学のシカゴ学派」と知られたその社会学研究のなかみと、コミュニケーション研究史への貢献、またヒューマニズムにみちた人間への公正で偏見のない思想である。

これらの業績は 20 世紀の最初のころ培われたものだが、今日なお顕彰されている。「マス・コミュニケーションと世論の社会学研究の創立者の一人」（『ジャーナリズム・モノグラフ』誌 1979 年 11 月）という評価のように。

この思想はパークの家庭、生まれ育った中西部の小さな都市、そしてかれが横切ってきた日本をふくむ多数の国、文化、エスニック社会等でのいきざまや思考を生んだ土壌・環境に深く関係していると思う。

#### 白人社会にも新旧、相互の確執、偏見、差別

パークの育った五大湖周辺の小都市という環境は典型的な中流の白人社会ではあった。言わば、英国風の知的な家族であった。一方、中西部のシカゴ、デトロイト、クリーブランド等の大都市には、18 世紀末にはアメリカの経済的発展とヨーロッパの国々での動乱や飢饉、経済的混乱等で、アメリカへ渡航する新移民、難民が次々とおしよせていた。パークの幼少期に過ごした町、ミネソタ州レッド・ウィング近郊にもスカンディナヴィア系の集落がうまれたり、先住民が街で物乞いすることを見かけるようになった。家庭でも、ノルウェイ人の家事ヘルパーを依頼したり、別のノルウェイ人の遊び仲間もうまれた、と書いている。

彼らと、わけへだてなくつきあったが、のちにパークが日本を訪問した際にかれらと「まったく偏見なく接した」と強調している。幼児・少年時体験である。ミシガン大学を卒業したのち、ジャーナリストをめざす。人間生活への関心である。社会学への動機も「ファースト」のなかの「書をすて、街にでよう」の生き方であると、よく述べている。ジャーナリストとして「人間社会を観察したい」ということで、まず、ミネアポリス、デンバーなどの中西部の都市の小新聞で「1 行いくら」のパートタイム記者として働くことだった。

多くのアメリカのジャーナリストは小さな地方都市の週刊コミュニティ紙から出発し、次第に中・大都市の日刊紙に移り、ニューヨーク等のジャーナリズムの中心地に「昇格」（上昇社会移動）してゆく。仕事の内容もフリーランス、「サツ回り」、社会部デスク、論説記者、やがて批評家、研究者、教育者、等々への道を開拓することだ。そして自らも新聞経営の発行人になることが共通の夢である。アメリカ的な起業家精神がここでも脈打つ。都市の小新聞を売買する市場も成立している。パークもまさしく、発行人になることを除いて、やや遠回りしたりしながらもこの道をあゆんだ。

それは人間愛に満ちた黒人生活へのアプローチ体験から出発し、黒人大学の教師としておえた。アラバマ州のタスキーギ学校（黒人の授産施設）からスタートし、テネシー州のフィスク大学（黒人のための大学）までの人生だ。その間にシカゴ大学での学部長やハワイ大学、南加大学、海外の

大学での勤務歴もある。

パークが大学卒すぐ、地域に密着した小さなコミュニティ新聞で働いたことが、地域に埋もれそうなマイノリティの移民や、まだ表舞台に出にくかった黒人の生活をよく観察できたのである。アメリカに限らないが週刊、タブロイド版、発行部数のすくないコミュニティ新聞が盛んな社会では住民の活動、意識が高く、「地域民主主義」の伝統が生まれやすい。パークが記者生活に乗り出した青春に身に付けたものは小さくない。

米加ではこのようなコミュニティ新聞は今日なお健在で米国だけでも数千種をくだらない新聞社が存在すると考えられる。小規模ながら独立不羈の言論と経営、家業として地域社会で尊敬をうけながら数世代を相続している新聞も少なくない。これらのコミュニティ新聞に記者等を供給することを主目的にしているジャーナリズム学部がある。

パークの人生スタートの社会的背景である。

パークが人間社会を観察、認識したいとする方法は当然、当初は足でかせぐ取材だが、この方法は研究者になっても、「社会踏査」という方法で受け継がれてゆく。かれが、パートタイム記者としてみたアメリカ社会は資本主義の成長期、そのあとの恐慌に内包する矛盾であった。失業、ストライキ、犯罪、貧困、家庭崩壊、少年犯罪そして階級や民族間の深い矛盾や対立にみちていたのである。そして加速する都市化、エスニック・コミュニティの割拠、抜きがたい文化の衝突などだった。

たとえばパークの職場のひとつデトロイトには、移民労働者やその家族向けに英語の新聞以外、ドイツ語、ギリシャ語、ウクライナ語、イタリア語など10数種の週刊紙が論戦を競った。フランス語や黒人向けのものさえあった。

移民労働者は当然、食事、信仰、教育等の独自性をもとめ近隣集団（ネイバーフッド社会）に、さらにエスニック・コミュニティに成長する。都市化、さらにその結果としてのスラム化や中流階層の郊外化も発生するのである。

パークはこの過程を注意深く観察していた。リポーターとしての職場のひとつシカゴはさらに複雑だった。五大湖海運、大陸横断鉄道の結節点として機械工業、食品工業、印刷業などの発達に寄与し、流通の一大拠点化していたこともあり、ヨーロッパからの白人だけでなく、アメリカ南部から大挙鉄路北上した黒人や西海岸から移動してきた東洋人、南アメリカからの季節労働者の群れ等が加わりはじめた。「都市化」には早くに到着したパイオニアの資源や利権の先取特権と、後着の移住者や新移民の再配分要求とのあいだに軋轢が発生する。

シカゴが稀にみる速さで都市らしくなった18世紀の最後の四半世紀、人口3万のうち早くも半数以上は海外からの新移住者であった。アイルランド、ドイツ、北欧などだ。まだ、黒人は微々たるものだったが、白人同士も確執は生まれていた。

この軋轢は白人同士のあいだ、WASPと東欧からの移民、WASPと有色人種、さらに「アメリカ市民」と非市民（ラテン系やアジア系）とひろがる。ときに、法律で、おおくは先入観、偏見などによるものだ。パークの時代、顕著になった。新聞、ニュース、世論といったことを科学的に分析したいと考え、ミシガン大学の門をもう一度敲いた。運のよいことに、ジョン・デューイにめぐり合わせ、新聞記者出身でニューヨークで経済記事を書いていた人物の紹介をうけた。

のちにパークが記者生活11年目頃の19世紀の末には社会学への関心がさらに深まったとしてい

る。

こんなことを述べている。「わたしは、コミュニケーションと集合行動に関心をもつようになり、大学はこれらをどう教えているか知りたいとおもった」(ラウシェンブッシュ)。当時、社会学はドイツから学ぶ気風がつよく、まずハーヴァードにゆくことにしたが、ここでは1年間だけ学んでいる。

哲学や心理学を学びなおすために、ハーヴァード大学、さらにドイツの大学へむかう。4年間のミシガン大学在学中、英哲学史やヘーゲル、カントを学ぶと同時に、各国語を学んだことが役立ち、4年間のドイツ滞在中にベルリン、ハイデルベルグ大学等でジンメルやビンデルバンドらの指導を受けた。

どの大学でも著名な学者に師事し、得たものは少なくなかった。ことに、ハーヴァードでは、プラグマチズムの権威ジェームスのような偉大な教師に哲学的な影響を受けたが、人々のコミュニケーションや集合行動といった本来の希望した問題ではかならずしも充足できなかった。

結局、1903年、ハイデルベルグ大学でビンデルバンドと地理学者のA. ヘットナーを主査として博士論文『大衆と公衆——方法論的・社会的検討』を完成させた。これは当初ドイツ語であったが、1972年シカゴ大学出版局から英語版がでて、米国でもひろく読まれるようになっている。

この本の序文で、パークは、論文完成まで、デューイから、ドイツの各大学の教員にいたる指導、師事に感謝のことばをのべているが、とくに「わたしの哲学的着想の最終的な展開はビンデルバンドにもっとも負っている」と書いている。しかし、デューイの各方面あての親切な推薦文や紹介文ものこっている。よい師に恵まれたのだった。

博士論文が目指したものは、「社会集団」にかんするもので、「社会生活の高度な複合体で表出される集合の諸形態」であった。群衆、国民、セクト、その他の用語で呼ばれる諸形態をどのように哲学的、心理的、社会的に解明するかを、ドイツの諸大学に学びながら追い求めた。

諸家の言説や記者として見聞してきた豊富な事例、ドイツでの家族とともにゆったりした学問的雰囲気での思索によって4年間の留学をすごした。博士論文のなかで、パークが吟味した集合行動、コミュニケーション、社会過程等の概念はのちの研究・調査の根幹となる。

H. エルスナーが編集したパークの著作集のひとつで『ロバート E. パーク』(1972)にこの博士論文とともに収録されている論文「コミュニケーションと文化に関する考察」は検討に値する。

この論文は1938年、社会学会の雑誌に発表されたものであるが、この時期にはコミュニケーションという概念がJ. M. ボールドウィン、C. H. クーリー、G. H. ミード、S. ケース、オグデンとリチャードらによって、多数の業績が世にあらわれていた。「コミュニケーション研究の黎明期」とでもいえる時期であった。

パークはこれらをフォローしながら、文化的プロセスでのコミュニケーション、コミュニケーションと競合、普及、文化変容といった鍵になるタームを検討している。なかでも、ペンシルバニアの「質朴な人々」であるアーミッシュの社会で、どう変容または変容しないか、具体的である。ペンシルバニアは生まれ故郷でもあり、この少数派の人々が都市化に呑み込まれまいとする強靭さを見ているのだ。

パークをはじめ、この時期のシカゴ学派の社会学者はエスニック・マイノリティへの強い関心があった。重要なことは、かれら自身、移民やその二世が多数いたことである。ポーランド移民の書



簡を分析して名をのこしたズナニエッキはもちろんポーランド移民である。だいいちポーランド語が読める利点がある。「ホボ」とよばれる、ホームレスを分析したアンダーソンはスウェーデンとドイツ系の両親をもつ。ギャングを研究したランデスコはルーマニア生まれ、『スティグマの社会学』（日本語訳もある）の著書のあるゴッフマンもシカゴ大の大学院に学んでいる。かれはウクライナのユダヤ系難民を両親にしている。

キサブロウ、カワベは1919年「日本のジャーナリズムと言論」にかんする博士論文をだしている。S. F. ミヤモトは戦時中の日系人強制収容所のひとつツェールレイキの日本人コミュニティを研究してシカゴ大学で博士号をとり、のちワシントン大学（シアトル）の社会学研究を率いた。Y. キムラはハワイの一世の研究で、E. S. ウエキはシカゴへの二世の適応を論文にまとめてそれぞれ博士号をとっている。

T. シブタニは流言飛語を研究した。カワベを除き、ともに、戦後の「第二次シカゴ学派」とされる学風のなかでの一里塚である。

シカゴに戦前、日本人が住んでいなかったわけではないが、「近隣」といえるほどの程のものでなく、おおくは通過者であったが、戦後、戦時収容所等から、多数の日系人（一世と二世）が辿り着きコミュニティが生まれた。ウエキのあと、S. M. ニシもシカゴの日系人研究でやはり博士号を得た。

アメリカ、とくに大都市は移民の社会で研究対象にする学者は多い。おおくは海外に祖先の血がながれている。さて、「シカゴ学派」の主演となるのが戦前のパークだ。

#### 黒人のためのタスキーギ学校へ

ドイツから帰国したパークは、まずハーバード大学に仕事を見出す。家族同伴で4年間におよぶ留学の結果、すぐには仕事の内容を選択してはられない。ポストは哲学の助手であるが、パークがわざわざ「助手（アシスタント）」で、助教授（not assistant professor）ではないと断り書きしているように、講座の助手ではなかった。将来、研究や講義が保証された講座助手ではなかったようだ。

これはパークに充足感を与えなかったし、かねてW. ジェームスの暗示にひかれ、現実の人間社会に再び足を踏み入れる決意をするに至る。このとき出会ったのが黒人の社会運動家のブッカー・ワシントンであった。奴隷として1856年ころ南部に生まれ、苦学して高等教育をうけ、自らも黒人のための職業教育、授産、人権のために生涯働いた伝説の指導者である。B. ワシントンは社会運動家である一方、教育者として全力で生きる。そのもっとも著名なのがタスキーギ学校（インスチチュート）の運営を引き受けたことだった。黒人に職業教育をほどこすべく設立されたが、1881年にアラバマ州で最初の黒人教師を養成するノーマル・スクールが開設されたとき、かれはそのリーダーとして招かれたのだ。教室は当初、地元の小さな教会が会場を提供し、やがて航空機の滑走路ももつ広大なキャンパスを農業プランテーションから手に入れて大学を建設した。第2次世界大戦では、ここでパイロット養成にもかわり、かれらは最初の黒人空軍将兵として欧州でドイツと闘っている。

R. パークとB. ワシントンとのめぐり合わせも、パークの黒人問題への関心であった。中西部の諸都市では南部から北上した黒人で あふれ、デトロイトでは1900年に人口の14%だった黒人が

1920年には4.1%にまでなっていた。貧しい新移住者は労働と低家賃に左右されて通例、都市の古い街区に集中する。いずれも、複雑な社会問題を引き起こしていた。

パークは黒人問題の研究に本気で取り組む必要をつよく感じた。そこでの生活はかれに、人種、コミュニティ、コミュニケーション、文化といった課題の研究・思索に大いなる糧をあたえた。

かれは、その短い自伝の後半で、黒人のための学校で働いたことで、活字ではえられない根底的なものを得たこと、それは黒人がゆっくりではあるが、着実に向上過程、社会に溶け込んでいる、歩みを発見、理解したことだと書いている。社会学で「上昇社会移動」「適応」「同化」などといわれる変化だ。南部から北部への「地域移動」は上昇のための引き金である。これは、黒人だけでなく、移民や移動によって国や地域という「居場所」を変える動機なのである。「文明の歴史過程」とよぶ変化である。

この時期、人種問題も文化としてとらえていることは大切だ。肌の色や祖先の問題でなく、文化である以上、発展もし、変化もする。また文化は一つでなく、多様で複雑な歴史をもっている。のちに社会学会の雑誌に発表した「文化と文化的傾向」(1925年)では、はやくも中国や日本の問題にふれている。「日本人調査」をしたすぐ後の論文である。

この調査の前からパークは一つの社会から別の社会へ移動して適応しないなんてことはないと感じていた。ラウシェンブッシュの伝記論文でも、パークが日本でもっとも虐げられ貧しい集団の出身の二世高校生が高い向学心をもっている例をあげて、そのアメリカン・ドリームの可能性に言及している。

タスキーギでの生活に転機をもたらしたのは、かれがここで初の黒人問題の全米規模の研究集会を開催したことだった。この集会にはシカゴ大学の社会学部長であった W. I. トーマスが招かれた。この巡り合いの結果、パークはシカゴ大学社会学部の非常勤講師に招かれ、これを機縁に再びアカデミズムの世界に入る。

シカゴ大学じたいが、大学創設時の環境とことなり、大きなキャンパスが、さらにそれを取りまく広大な黒人居住地帯に変化し、いやがうえにも黒人社会と向き合う状況になっていたのだ。さらにはシカゴ自体が、都市の発展によってヨーロッパからの移民の大波に洗われ、イタリア、ポーランド、ギリシャ、メキシコ等の人種、言語、信仰、文化のことなる人々に埋め尽くされようとしていた。

シカゴが5大湖、大陸横断鉄道、広大な農業地帯の交流点に位置し、畜産、農産、機械工業、出版業、小売り業、金融業、印刷業の一大中心地になっていた。18世紀末までには大陸横断鉄道や全米通信回線の完成をはじめ、太平洋岸、ニューヨーク、カナダ、メキシコ湾等の米国の四方八方を結ぶ鉄道網が完成し、シカゴはその結節点になった。ここに働く労働者を全世界から吸収していた。1893年にひらかれた万国博覧会はその象徴である。この博覧会、日本から日本土木会社等が出展し、出張した津田仙はカメラを購入してきている。また、多数の日本人記者もおもむいた。

大学はWASPとよばれる以外の白人たちとの対応が求められていた。シカゴ市の行政者にも、研究者にもメキシコ系やポーランド系の人材が進出していた。新しいアプローチで黒人社会やエスニック集団と相対する必要が生まれていた。

だが、この時のパークは、フリーランスの新聞記者をやめてハーバード大学の門を叩いたときは違う。すでに20年ちかく、ドイツで学位をとり、タスキーギで黒人の世界にはいりみっちり

「人間世界」を熟知したことである。なによりも、人種、文化、歴史、社会関係等について、ふかい洞察力、熟慮、仮説、研究計画をもって大学の門をくぐっていたのである。

### シカゴ大学で始めたこと

シカゴ大学でのパークの初講義はいうまでもなく、黒人問題であった。「ニグロ、その源流は奴隷である」ではじまる手書きの講義ノートがのこっている。現在は黒人は奴隷出身者ばかりでなく、世界各地から移入していることもあり、「アフリカ系アメリカ人」とするのが妥当だ。間もなく正教授になり、ゼミの学生を持つようになると、足で歩く社会調査をはじめめる。当初は経費上の問題もあり、新聞記者の「取材」「社会踏査」のような形態から、次第に規模の大きい「社会調査」に移っていった。

この都市調査を豊かにしたのには、シカゴ大学にトーマスはじめ、バージェス、ワース、ズナニエツキーといったすぐれた社会学者が集まってきていたからだ。研究方法も、在来の文献や学説を中心とする、いわゆる「ヨーロッパ種」から、実証的な「アメリカ種」を主流にしていった。同時に社会学部だけでなく、たの専門分野にも G. H. ミードやラスウエルのような学者とも影響しあえる環境から「シカゴ学派」の土壌になったのではないだろうか。とくにコミュニケーション研究においては、社会学部以外の研究者の貢献は特筆してもよい。

研究方法でも、社会調査、手紙などの個人文書の分析、聞き書き、ヒューマンヒストリー、新聞や電話番号簿の活用、参与観察その他、斬新な問題意識を駆り立てるものが工夫・開発された。研究発表、研究論文の形式にも新しい試みを取り入れられる。これらの多くは、シカゴ大学で旗揚げされていた社会学会の機関誌に発表され、「シカゴ・モノグラフ」として社会学に大きな影響をあたえた。

町村敬志が作成したパーク発表論文（72本）のテーマ別では、人種・民族が22本、新聞・与論が11本、都市が7本、文化・文明論が6本、人間生態学が5本、その他となっている。町村はまた新聞研究、人間生態学、人種民族関係論の3視点をクロスオーバーさせることがパークの基本的姿勢だとしている。（『実験室としての都市』1986年）

なによりも、シカゴは文字通りの実験室だった。シカゴの社会学者が中心の「シカゴ学派」のこの時期の著作・論文のテーマをみると、エスニック・マイノリティ以外、「ホームレス（ホボ）」、ギャング、家族解体、住宅問題、非行少年、売春宿、失業、精神障害、オカルト集団など、まさにパークが新聞記者として、掘り下げたテーマだった。

これらも、新聞記者としての鋭い臭覚、感受性、一人で乗り込む、勇気や体験がなければ析出、発見できない社会問題であった。統計的な数量操作の調査にはなじまない。

移民と地域コミュニティの研究では、ポーリン・ヤング（彼女もポーランド生まれ）のロサンゼルスロシア人街を対象にしたものがある。これは、ロシア人といっても、キリスト教の異端集団であるモロカン派が祖国での排斥をのがれてロサンゼルス一角に「街」をつくるが、やがて後続の日本人コミュニティの一部にとってかわる。

このあたりは、日本人が第2次世界大戦で内陸部へ強制移動させられると、そのあと黒人、メキシコ人が空白を埋め、さらに戦後韓国人がとってかわる。戦後黒人によるワッツ暴動や韓国人への黒人・ラテン系住民の反発から歴史的暴動で歴史を刻む。

モロカン族と似たケースが同じころのドゥホボール教徒（ウクライナ系の異端正教徒）のカナダへの逃避である。政府の兵役や役務を拒否し、絶対的な平和主義を追求したためタタール人やコサックから迫害を受け、不毛の地へ追いやられての脱出であった。この脱出にクエーカー教徒やトルストイが支援したことまで似ている。ただ、カナダでは中期的にはホームステッドのルールに基づきマニトバ州等を開墾地を与え定住を促進している。アーミッシュ同様だ。

ヤングやパークは、このモロカン派のような移住地の移動によるエスニック・コミュニティの変化を「遷移地帯（トランジット）」という概念をつけた。

### シカゴ学派と日本人コミュニティ研究

ロックフェラー財団はシカゴ大学やアメリカ社会学会の創設で重要なプレーヤーになるが、日本人排斥の動きが高まった 1920 年代、財団傘下の「社会・宗教研究所」を通じて大規模な日本人調査を実施する。これは正確には「東洋人調査」とされているが、事実上、日本人を主要な対象にしたものである。研究所も理事長 J. R. モットは戦後ノーベル平和賞を授与され、来日歴も 10 数回をかぞえる「知日派」の宗教者だが、即座にこの調査をパークにゆだねる。

通常、当時の研究費はひとつのプロジェクトで 300 ドルだとされているが、この日本人調査ではスタート時に 3 万ドルが投入された。

調査の全容は参考文献にしめした拙稿を参照されたいが、西海岸とハワイという日本人の集積のすすんだ地帯をほぼくまなくカバーしたもので、全体計画プログラムの下に北部、北加、南加、ハワイ等それぞれの 5 個の地方調査委員会を設置、各委員会のもとにテーマごとのプロジェクトを組織、調査員を配置した。

たとえば、南加では南カリフォルニア大学のボガードス教授の研究室を拠点に 9 個のプロジェクトを編成した。北部はワシントン大学、北加はスタンフォード大学などだ。

各プロジェクトが実施した調査は、日本人コミュニティでの新聞等の印刷物、資料の蒐集、指導者からの聞き取り、日本人への面接、調査票による調査等である。この際、ネックになるのが、調査チーム側に日本語を理解するものが皆無に等しいことだった。

そこで、英語を解せる日本人の社会団体（教会、組合等）の宣教師や役員、二世の学生、日本語新聞の記者などに協力を求めることだった。少数ではあるが、地元大学等の大学院生も重要な供給源であった。この研究者の卵の参加の意味はおおきく、のちに学者になってゆくものもいた。

日本人移民の比較的はやかったハワイでは、すでに二世の生徒が高校に就学しており、かれらを対象に「個人生活史」を英語でかかせている。ホノルルのマッキンレイ高校など 3 高校で集められた「生活史」は 100 通にもなり、現存している。

ラウシェンブッシュによると、調査は簡単ではなかったようだ。「日本人はネズミのように生みまくる」、「ミカドのスパイ」、「日本人はアメリカ社会に馴染まない、適応しない」といった反日宣伝が「反日委員会」のような職業的な団体で繰り返し行われていたからだ。研究者側はこれに与みていなかったが、調査チームへの妨害がいくつも報告されている。

パークらの研究者は基本的に日本語はできなかつたし、日本人や日本人のコミュニティのことは十分に理解していなかった。このようなコミュニティの調査に不可欠な前段の理解のために相当な準備をしたのである。当初、それはパークが経験してきたような取材、踏査、日本語文献や印刷物

の蒐集と翻訳、日本人社会団体の指導者や日本語コミュニティ新聞の記者へのインタビューとその翻訳などだ。これらの原物や英文訳の印刷物が多数、ロックフェラー財団の関係研究所や調査に参加した大学のアーカイブスに残存している。(シカゴ大学の F.Mattews ペーパー、ハワイ大学アーカイブスその他)

前述のように、この大規模な調査はそれ自体として報告書が出版されたわけではなかった。理由はアメリカ社会は大学ほど寛容でなかったし、折からの不況、日米関係の緊張等があったろう。調査がなけば進んだ 1924 年 5 月、日本人の入国を遮る「排日移民法」が米国議会を通過したこともある。

のちにワシントン大学の教授なったシカゴ学派のひとりヘイナーがシカゴ大学出版局での出版を打診したとき、パークや担当編集者から困難だという書簡が残存している。パークらへの研究費も圧縮に傾く。

しかし、調査参加の学者の個々の著作はある。ボガーダス、スミスらである。ことに、W. I. スミスは『米国における東洋人二世』『誕生中のアメリカ人——移民同化の自然史』などの著書を残す。同書の扉には移民であった両親への感謝がしめされている。スミスはパーク調査のほとんどに一研究者として、また若干のプロジェクトの責任者として参加、のちハワイ大学で教えることになる。

パークらの業績はわれわれに何をのこしたであろうか。

アメリカ社会に生まれ始めた移民社会、エスニック・コミュニティの掌握である。新聞記者として最初に手がけたのはそのエスニック・グループ独自の新聞活動研究である。1922 年公刊の『移民新聞。その運営』は、アメリカ社会に生まれ始めた移民がどのように、ホスト社会に生き、溶け込むために情報を取得しているか、の古典的な研究である。

移民は祖国においては新聞を読むことはほとんどなかった。経済力、リテラシー、環境、新聞の自由などの制約だ。米国へきて同じエスニック集団のなかで、小さな印刷物から始まりエスニック新聞の読者になる。言葉の壁でホスト社会から直接生活上の情報を得ることは不可能だったからだ。

ここに新聞読者が生まれ、新聞が発刊される、この関係はやがてホスト社会の新聞読者になるステップであった。ホスト社会の大衆新聞、やがて高度な内容の読者へと上昇してゆく。この上昇移動を一世のうちに成就するか、二世、三世へと順を踏むかは人、集団によってことなる。

パーク等によれば、米国のエスニック新聞数は 1884 年 794 種から、1900 年 1,163 種、1917 年 1,323 種と漸増していた。現在でも一千種程度であろう。この新聞の研究が L. R. ワイナーらの移民コミュニティ新聞研究の基盤になったのである。さらに、戦後、M. ジャノビッツが実施・出版したシカゴの地域新聞研究（『都市の装置・コミュニティ新聞』1952 年）のアイデアが生んだ功績は小さくない。この調査はシカゴ市内のすべての街区で発行されているコミュニティ新聞を蒐集、分析したもので、1910 年から 1950 年にいたるまでに新聞数が 82 から 181 にふえていること、いまや週刊コミュニティ新聞は都市の不可欠な装置になっていることを実証した。

我が国も「移民社会」に結果として移行するかもしれない。「移民社会」や「エスニック・コミュニティ」の出現は結果である。われわれの移民新聞研究のグループでは、1993 年に「在日外国人の情報チャンネル」の小論を著したときすでに英語以外の言語によるエスニック新聞が数十種

採取されている。(田村紀雄『国境なき労働者とメディア』1997年)近年では白水繁彦の諸研究(白水『エスニック・メディア』ほか)が集積している。

今日、日本には世界各地から外国人が国境をこえてきており、それぞれの近隣やコミュニティを形成し、言論の自由と新聞発行のための日本での技術、経験を吸収してジャーナリズム活動を満喫している。

#### 【主要参考文献】

- シュラム、W. (1954) 『マス・コミュニケーション』 学習院大学社会学研究室訳、東京創元新社  
田村紀雄「都市研究における 1924 年『日本人調査』の位置」『東京経大会誌』190号 (1995年1月)  
田村紀雄『海外の日本語メディア』(2008年) 世界思想社  
Raushenbush, W., *Robert E. Park. Biography of a Sociologist.* Duke University Press, (1979)



## 9.11 同時多発テロ事件とアメリカのジャーナリズム

伊藤 陽 一\*

### はじめに

現在の世界で最も不幸な地域の一つが中近東であることには異論は少ないであろう。現在の中近東の悲惨な状況は大量の難民を生み出し、彼らの流出先であるヨーロッパにも多くの混乱や困難を作り出している。

中東における現在の混迷を招いた直接的原因は2010末のチュニジアに始まったいわゆる「アラブの春」だとされているが、間接的原因として2003年3月に始まった米軍による「イラク侵攻」を指摘する人も多い。その理由はアメリカとイギリスに先導された多国籍軍の侵攻によってフセイン政権が崩壊した後、部族間、宗派間紛争等によって国内が混乱状態になり、イラクから流出した200万人の難民のうち、その4分の3にあたる150万人がシリアに流入し、シリア不安定化の一因となったからである。

非民主的政権が望ましくないにしても、それを外国が力づくで崩壊させることがもたらす結果についての洞察はなかったのか。その主たる責任が当時のアメリカやイギリスの政治指導者たちにあったことはもちろんだが、マスコミは何をしていたのか、この疑問に関してジャーナリズムのあり方という観点から考えてみたいというのが本稿の目的である。

マス・コミュニケーションに関するこれまでの研究の主流は、情報の送り手であるマス・メディア（以下「マスコミ」と表記）が受け手である諸個人の態度、意見、行動に及ぼす影響についての研究で占められていた。テーマが非政治的な場合は、そこで止まってもいいのだが、政治的な場合は政治的結末、すなわち、マスコミが人々の態度、意見、行動に影響を及ぼした結果、どのような政治的意思決定がなされたのかが知りたくなる。この疑問に対するこれまでの「政治コミュニケーション論」の説明は以下のようなものであった。マスコミは特定の争点に関する諸個人の政治的意見に影響を及ぼすことによって、その争点に関する世論に影響を及ぼす。民主主義制度のもとでは、政治的意思決定は世論に基づくことになっているから、マスコミは世論を経由して政治的意思決定に影響を及ぼす。

これは論理的にはその通りなのだが、次のような点にも留意する必要がある。(i)マスコミや世論とはほとんど無関係に、圧力団体と政府の関係者達だけの間で、あるいはさらに狭く、政治の最高責任者とその周辺の少数の人々の間だけで決まってしまう政策決定は非常に多い。(ii)マスコミや世論が関与している場合でも、マスコミ→世論→政策決定の影響過程を個別的に記述する歴史学的研究としてではなく、一般化してモデルや理論にした社会科学的研究は非常に少ない<sup>(1)</sup>。そこで、まず記述的・歴史学的研究ものも含めて、マスコミ→世論→政策決定について論じたこれまでの先行研究をざっとまとめてみた。

---

\*いとう よういち 国際教養大学・慶應義塾大学 名誉教授



## 1. マスコミ→世論→政策決定の影響過程に関する理論枠組み

### 1-1. マスコミと世論の影響を絶大と考えるアプローチ

発行部数が100万部を超える新聞を有する国々が欧米に続出し、新聞の政治に対する影響が明らかになった20世紀初頭、フランスの社会学者ガブリエル・タルドは次のように述べた。

(何らかの事件によって) 公衆の興奮がある点まで高まると、記者たちは、毎日公衆を聴診する習慣だから、たちまちその興奮に気づく。そして公衆は記者たちによって自己を表現するとともに、記者たちによって行動し、みずからの執行機関である政治家たちに、自己の意見をおしつける。これこそ、いわゆる世論の力である。(Tarde 1901=1964: 57)

この引用文の前後で直接言及されてはいないのだが、時期から考えて、タルドのこうした認識に大きな影響を及ぼしたのはフランスのドレフュス事件であったと思われる。フランスは普仏戦争(1870-71年)においてプロシヤに敗れたが、当時のフランスにとっては、これはまったく意外な、納得できない結果であり、国民の間に怒り、欲求不満が高まった。その国民感情は軍部と新聞によって導かれ、1894年、ユダヤ人のドレフュス大尉をドイツのスパイとして逮捕するという結果をもたらした。ドレフュスは、軍籍位階を剥奪され、終身禁固刑の判決を受け、「悪魔島」と呼ばれた監獄島に送られた。<sup>(2)</sup>

同じ頃、米国ではピュリッツァー系の新聞とハースト系新聞の販売部数競争からもたらされたセンセーショナル・ジャーナリズム(いわゆる「イエロー・ジャーナリズム」)が、1898年に勃発した米西戦争の原因になったと批判されてきた。

1898年2月15日の夜にキューバのハバナ港でアメリカの戦艦が爆発して沈没した。当時、ウィリアム R. ハースト(1863-1951)が率いる新聞シンジケートと、ジョセフ・ピュリッツァー(1847-1911)が率いる新聞シンジケートとの間で、激しい部数競争が繰り広げられていた。そのためもあり、この事件真相はまだよく分かっていない段階から、米国の新聞は連日スペインの仕業だと書き立てた。<sup>(3)</sup> 当時のスペインは「軍事的にも経済的にも米国と戦える状況にはなく」、したがって、スペイン政府は「戦争の勃発を防ぐためにあらゆる手段を講じた」と *Encyclopedia Americana* は認めている。スペイン政府は「世論が許す最大限の譲歩をスペイン政府はしている」とマドリードの米国大使に伝えた。しかし、米国のウィリアム・マッキンレー大統領(1843-1901)の側は、「キューバ人をスペイン圧政から解放するため、また、戦艦メインの復讐のために、開戦に踏み切れという猛烈な圧力を世論から受けていた」。( *Encyclopedia Americana*, 1964, 360w)

アメリカの大学で使われているジャーナリズムの歴史に関する教科書も米西戦争について以下のように記している。

キューバ人民が宗主国スペインに対する血まみれの反乱に立ち上がった際、アメリカの膨張主義者たちはマッキンレー(William McKinley)大統領に対し、干渉してキューバへ侵攻するよう要求した。マッキンレーはためらったが、上記2紙[ハーストの「モーニング・ジャーナル」とピュリッツァーの「ニューヨーク・ワールド」]のセンセーショナルな報道によって世論はあおられた。スペインの一将軍

がキューバの農民をむさくろしい収容所に追い込み、多数の市民を殺したとし、ハーストの新聞は、この將軍をハバナの“虐殺者”と呼び、社説ではキューバへの干渉と合併を主張するに至った。1898年にはハーストは、ワシントン駐在のスペイン大使がマッキンレー大統領を厳しく批判する内容をもつ、個人書簡を盗んで公にすることさえした。このとき、ハバナ港でアメリカの戦艦メイン号が原因不明の爆発を起こした。マッキンレーは沸き起こった介入への圧力に抵抗できなくなり、議会は戦争宣言を採択した。(Frederick 1993=1996: 278)<sup>(4)</sup>

これら2例の他、マスコミ報道が政策決定に及ぼした例としては、ベトナムからの米軍撤退(1975年)がある。しかし、戦争に関わる政策決定にはマスコミだけでなく、大衆運動、世論、裁判所、政党や議会の影響もあって、そのスケールの大きさゆえに、理論化したりモデル化したりすることが難しく、その研究は記述的、歴史学的なものに限られていた。

マスコミ報道が有力政治家を失脚させた例としては、アメリカではマッカーシー上院議員(1908-57)やニクソン大統領(1913-94)の失脚につながったマスコミ報道、日本では田中角栄総理大臣(1918-1993)の辞任の原因となった『文藝春秋』の調査報道などがある。こうした政治家の失脚につながるようなマスコミの影響に関しては単なる個別的事実の記述にとどまらないある程度の一般化、すなわち理論化やモデル化の試みはある(Strouse: 1975; Lang & Lang 1983; Molotch & Protess & Gordon 1987 41-46; McCombs, Einsiedel & Weaver 1991=1994: 117; Perloff 1998等)。

また、日本では政府が準備した法案がマスコミと世論の強い反対で廃案に追い込まれた例が報告されている。1990年8月、イラクによるクェート侵攻に始まる「湾岸危機」が発生すると、アメリカ軍を中心とした「多国籍軍」が編成され、日本はアメリカ政府からこれへの参加が求められた。アメリカからの要請に応じて、当時の海部首相は「平和協力法案」を準備し、それまで憲法上の制約から禁じられていた自衛隊の海外派兵を「国連からの要請がある場合に限って」認めるよう、法改正をしようとした。しかし、野党、マス・メディア、一般大衆からの強い反対にあい、この法案は3か月後の11月に廃案になってしまった。そのため、日本政府は湾岸地域への軍隊の派遣をあきらめ、130億ドルの寄付をすることで「国際責任」を果たすことになった。これは珍しいケースであり、実証研究がなされている(Ito, 1993a, 1993b, 1996a; 伊藤 1997b; 中村 2005)。

## 1-2. マスコミと世論の影響はほとんどないと考えるアプローチ

記述的、歴史学的研究ではないより厳密な社会科学的研究は主として政治学者や政治心理学者によって開発されてきた。それらの多くは、一般的適用可能性の高い抽象レベルにモデル化、あるいは理論化されたものである。彼等はそうしたモデルや理論を使って、多くの政治的意思決定を説明してきた。たとえば、グレアム・アリソン(政治学者)はキューバ・ミサイル危機を(i)合理的行為者モデル、(ii)組織過程モデル、(iii)官僚政治モデルによって説明した(Allison, 1971=1977)。また、社会・政治心理学者のアーヴィング・ジャニスは「集団思考」と名付けられたグループ・ダイナミックス理論によって、アメリカ政府の最高指導者とその側近達のエリート集団が以下のような諸例においてなぜ、いかにして失敗したかを説明した:(i)日本の真珠湾攻撃の予測(1941年)、(ii)朝鮮戦争における中国軍介入の予測(1950年)、(iii)ベトナムへの大規模軍事介入(1964-67年)、(iv)

キューバ侵攻作戦（ピッグス湾事件）（1961年）、(v)ウォーターゲート事件（1972-74年）（Janis 1982）。しかし、これら二つの有名な古典的作品の索引を見ても、マスコミや世論は出ていない。これらの研究では分析の焦点は非常に狭い範囲に限定されているので、その視野の中にマスコミや世論は入ってこないのである。分析の焦点を狭い範囲に限定することによって、論理的に緻密になり、学術的に厳密になるかもしれない。したがって、このアプローチを採用している専門家達が、マスコミや世論の影響はまったくあり得ないと強く考えているわけではなく、多少はあってもそれを重要ではないと考えているのであろう。

### 1-3. マスコミ、世論、政府の間の関係を双方向的であると考えるアプローチ

最近刊行された『経済学者たちの日米開戦：秋丸機関<幻の報告書>の謎を解く』と題する本は興味深い分析枠組みを提案している（牧野 2018）。この本の副題となっている「秋丸機関」の正式名は「陸軍省戦争経済研究班」であり、1939年に作られた。その目的は、米国、中国、ソ連のような大国に比べて、資源量に劣る日本がこうした大国と「総力戦」を戦うことができるのか、について研究することであった。この研究班による最終報告が完成したのは1941年7月だが、その数ヶ月前からその概要は政府幹部には知られていた。この研究は日本と米国の国力の差を1対20と推定し、日本は2年以上にわたる戦争を米国と戦うことはできないとしていた。最終報告ではドイツとソ連の国力比較もしており、長期戦になればドイツはソ連に勝てないと断じていた。対米戦争の予想が高まる中、当時の近衛文麿首相が首相の座を投げ出したのは対米戦争への自信がなかったためである。1941年10月になって首相の座を引き継いだ東条首相もまた自信がなかった。戦争に否定的な昭和天皇の影響も大きかった。しかし、それにも関わらず、東条首相が対米戦争を決心した理由は何なのか。当時のヨーロッパにおけるドイツの華々しい軍事的成功に目が眩んだことは重要な一因である。その他、昭和歴史研究家の半藤一俊は東条首相の出身組織である陸軍省内の「空気」を指摘している<sup>(5)</sup>。陸軍省記者クラブでも「東条内閣の弱腰に非難の声が」出ていた（牧野 2018: 169）。

牧野の解釈によれば、「秋丸報告」の影響もあって、「陸海軍を含む日本の指導者たちは先の見通しが立たずむしろ開戦に慎重だったとすら言える」のだが、「実際には世論が既に対米強硬論で沸騰してい」たため、「結局（石油禁輸等のアメリカによる経済制裁による）<確実な敗北>よりも、当時のヨーロッパにおけるドイツの予想外の成功のような、「万一の（軍事的）僥倖」に賭けて開戦することになった」のである（牧野 2018: 170）。さらに牧野は戦後出版された『昭和天皇独白録』の中で述べられた以下のような昭和天皇の言葉を引用している。

若しあの時、私が主戦論を抑えたらば、陸海に多年の練磨の精鋭なる軍を持ち乍ら、ムザムザ米国に屈服すると云うので、国内の与論は必ず沸騰し、クーデタが起こったであろう。（寺崎とミラー 1995: 84-85）

しかし、これらの事実をもって、真珠湾攻撃が米西戦争と同様新聞と世論の圧力によって起こったものだと言うことはできない。なぜなら、1937年の日華事変以来、政府は言論統制を強めており、1941年時点の新聞論調や世論は政府から独立して創られたものではなく、政府による誘導と

弾圧の結果として創られたものと言えるからである。

牧野の説をモデル化して述べると次のようになる。日本の最高政治指導層は、対米戦争に関する限り、適切な統計資料に基づき、合理的判断と決定をしようとしたのだが、それ以前の10年におよぶ中国との戦争の間に政府による宣伝と言論弾圧によって培われたマスコミと世論の好戦的気分に阻まれて結果的にそれが不可能となってしまったということである。

日本のジャーナリズムや論壇でしばしば引用される『空気の研究』の中で、著者の山本七平は、1931年の満州事変から1941年の日米開戦までの15年間の歴史に決定的責任がある人物あるいは集団を特定することはできず、この間の歴史に責任があるのは政府、新聞、一般大衆皆で作った「空気」に他ならないと指摘した(山本、1977)。上述の牧野のモデルもこの「空気説」とほぼ同じである。

先ほど、マスコミと世論の反対で「国連平和協力法案」が廃案に追い込まれた例をマスコミと世論の力を絶大とするアプローチとして紹介したが、政治学者の草野厚はこのような見方には否定的である。彼によれば、あの件は自衛隊の国際協力に対する歴代内閣の準備不足が原因の例外的事例であり、その証拠に湾岸戦争終結後の1992年、宮沢内閣によって「国連平和協力法案」と類似の「国際平和協力法(PKO協力法)」が作られている、したがって最終的には政府が「勝った」といった趣旨のことを述べている(草野 1997: 69-72)。この違いは、マスコミや世論の影響を強調したいコミュニケーション学者と、マスコミや世論の力を政府の力より弱いと考える政治学者の違いと言えるかもしれない。

軍隊の海外派兵に並んでマスコミと世論が政策決定に大きな影響を及ぼす争点が増税である。1979年、大平首相は「一般消費税」の導入を争点に掲げて総選挙を戦ったが、自民党は大敗し、過半数割れに追い込まれ、増税は見送られた。その後、中曽根内閣が打ち出した「売上税」も導入に失敗、1989年の竹下登内閣になってようやく「消費税」の導入に成功した(Ito, 1996b)。自衛隊の海外派遣の場合と同様、消費税の導入においても最終的には政府がマスコミや世論に「勝った」と言えるが、前者の場合で2年、後者の場合では実に10年もかかっている。

1954年以来、日本は政府開発援助(ODA)を実施しているが、これに対する日本のマスコミや世論はあまり好意的ではない。一般大衆の耳には外国に金を「ばらまく」余裕があるなら、国内の貧者のために使えという主張が通りやすい。ODAに関する政策は大体において外務省を中心とした専門家達の間だけで決められているが、援助資金が関係する汚職、不正、無駄使い等があると、マスコミや世論や強く反発する。そのため、政府は「ODAの無駄使いを批判する世論やメディア」の動向に非常に敏感になっている(草野 1997: 81)。草野はODAに関する政策決定過程をアリソンの「合理的行為者モデル」を使って説明しているが、それは「決定プロセスは決定者が位置する政治的状况に左右される」ためである。この「政治的状况」とはマスコミと世論の動向に他ならない。

以上述べた日本における自衛隊の海外派兵、消費税の導入、ODA政策をめぐる議論はイスラエルの政治コミュニケーション学者であるガディ・ウォルスフェルドが中東和平交渉に関して展開した議論に似ている。彼は全体を「PMP(Politics-Media-Politics)モデル」と名付けているのだが、イスラエル政府による中東和平交渉(1993年の「オスロ合意」)は専門家達だけによって行なわれたのではなく、マスコミ報道、世論を含む「政治状況」や「政治ムード(political mood)」の影響

を受けつつも、それらに影響を及ぼすこともあるという「螺旋的」「双方向的」過程で進行したと指摘している (Wolfsfeld 2004, 25; 2006)。

## 2. 9.11 同時多発テロ事件からイラク侵攻へ

2001 年の 9 月 11 日にニューヨークの世界貿易センタービルへの攻撃を中心とした同時多発テロ事件はアメリカの政府、マスコミ、国民に強烈な衝撃を与えた。敏速な捜査の結果、2,763 人の死者を出したこの事件を実行したのは、アフガニスタンのタリバン政府によって守られているオサマ・ビンラディンの配下の者たちであると断定された。3 日後の 9 月 14 日には、ブッシュ大統領が求めていた米軍によるアフガニスタンに対する武力による報復を合衆国議会が承認した。これに唯一人反対したのが、カリフォルニア選出のバーバラ・リー (Barbara Lee) 議員 (民主党) である。ロイターによると、その夜から、リー議員の事務所や自宅に、抗議や嫌がらせの電話、ファックスが殺到した。そのため、警察は彼女を 24 時間、警備することになった (「反戦」2001)。

また、この事件の直後からアメリカでは「反イスラム感情」が高まり、中東系の市民や外国人がアメリカ人達から冷たくあしらわれたり、時には暴行を受けたりする事件が起こった。この頃、ブッシュ大統領に対する世論の支持率は史上最高の 90 パーセントに達していた。

10 月 7 日にはアメリカ軍を中心とした NATO 軍によるアフガニスタン侵攻が始まった。その結果、タリバン政権は崩壊し、その後のアフガニスタンでは政権が安定せず、混迷を続けたのだが、9.11 のテロ事件に対する報復はアフガニスタン侵攻では終わらなかった。報復の対象はなぜかイラクのフセイン政権にも向かい、2003 年 3 月 20 日にはアメリカを中心とした多国籍軍はイラクに侵攻した。日本の自衛隊も後方支援を目的として派遣された。この戦争の結果、フセイン政権 (イスラム教スンニ派) は崩壊した。その直後からシーア派のイランがイラクの政治に介入し、それに反発したスンニ派の「イスラム国 (IS)」が誕生した。アメリカが中心になって、このイスラム国を「退治」したが、ほとんどアメリカの傀儡政権となってしまったスンニ派の現政権とイランの支援を受けるイラク国内のシーア派との間の抗争は解決せず、これがアメリカとイランの険悪な関係の原因となっている。イラクのジャーナリストは次のように語っている。「イラクの政治はイランと米国の駆け引きの場になっている。イラクの将来などそっちのけだ」 (「バグダッドの憂鬱」2018)。イラクを現在のような状態にしてしまったことについては、欧米の指導者達の間にも反省の念が強く、結果的にイラク戦争は大失敗だったという評価が多い (Wolfsfeld 2011: 30-34 等)。

### 2-1. 標本

本研究で使われたデータは、9.11 同時多発テロ事件から米軍によるイラク侵攻の 1 日前である 2003 年 3 月 19 日までのニューヨーク・タイムズ紙である。ニューヨーク・タイムズ (以下タイムズ) 紙をもってアメリカのマスコミの代表とすることの問題点については、後半の「議論」の部分で論じる。記事の抽出には LexisNexis データベースを使った。「イラクおよびフセイン」をキーワードとして抽出した結果、期間中の記事総数は 2,485 となった。さらに、これらの記事を分節 (段落から次の段落まで) に区切ったところ、その総数は 17,171 となった。LexisNexis は記事の種類を大雑把に分類している。それらの分類の中には Ed (社説) および Op-Ed (Opinion Editorial … フリーランスのジャーナリスト、評論家、大学教授等が書いたコラム) がある。さらにこれらの記

事から二つのキーワードのどちらかを含む分節を「記録単位」として抽出したところ、1,659 となった。

## 2-2. 情動 (sentiment) 分析

テキスト・データの分析にコンピュータを使うことはコンピュータの出現以来、多くの研究者が試みてきた。コンピュータは特定の単語の出現頻度を数えたり、複数の単語・概念間の (意味の) 近さを測定したりすることは得意だったが、特定の文章や分節が分析対象に対して好意的なのか、非好意的なのか、特定の主張や政策を支持しているのか、批判しているのかなどの判断をすることは苦手であった。出現頻度などはコンピュータに数えさせるにしても、この判断部分だけは人間に頼らざるを得ないという時代が何十年も続いた。しかし、ごく最近になって、信頼に足る判断能力を持ったコンピュータ・ソフトが開発されて市場に出回るようになった。筆者はそれらのいくつかを試したが、今回はスウェーデンの民間調査研究所が開発した Gavagai (<https://www.gavagai.se/>) という内容分析ソフトを使った。

コンピュータ分析ソフトの強みは何と言っても判断のスピードである。数千行や数千分節の内容を数十秒程度で判断し結果を出す。本研究の場合、標本として選ばれた記録単位となった 1,659 の分節すべての中には「イラク」または「フセイン」のどちらかのキーワードが含まれている。したがって、コンピュータがある分節の内容を「好意的」(値がプラス)あるいは「非好意的」(値がマイナス)であると評価している場合、それはイラクまたはフセイン大統領に対して好意的あるいは非好意的である可能性は高い。しかし、必ずしもそうとは限らない。コンピュータ分析ソフトは、文章あるいは分節が全体として好意的か非好意的かの判断はするが、それがキーワード以外の人物や事柄に対する判断になっている場合がある。たとえば、ブッシュ政権の「対イラク政策」が批判されている (マイナス評価になっている) 可能性もある。そして実は、ブッシュ政権の対イラク政策に対してタイムズ紙が肯定的であるか否定的であるかこそ、我々がこの研究で最も知りたいことなのである。そこで本研究では標本の約 10 パーセントを取り出して、人間コーダーにその分節がアメリカ軍のイラク侵攻に対して支持的 (+1)、非支持的 (-1)、中立的 (0) のどれと思うかを判断させて、コンピュータの判断結果との一致度を次の二つの面から検討した。(ア)時系列的推移の変動の類似性、(イ)評価の一致の程度の計算。

## 3. 結果

本稿では、なぜ、いつ頃からイラクやフセイン政権が攻撃の対象として浮上したのか、イラク侵攻の実行までの過程でマスコミはどのような役割を果たしたかについて考察するため、2001 年 9 月 11 日 (同時多発テロ事件) から 2003 年 3 月 19 日 (イラク侵攻の 1 日前) までの約 18 ヶ月を、3 ヶ月ずつの六つの期間に分割して分析をした。

図 1-1 は、我々の標本に対して内容分析ソフト Gavagai が与えた評価点 (最大値 +1、最小値 -1) の推移、図 1-2 は人間コーダーによる評価の推移を示している。人間コーダーによる評価点は各時期における「(イラクに対する軍事侵攻に対して) 肯定的 (+1)」の評価が占める比率を表している。すなわち、イラクに対する軍事侵攻に関して 50% であれば中立的、それ以上であれば肯定的、以下であれば否定的であることを意味している。図 1-1 と図 1-2 を見比べると、第 3 期と

図 1-1 内容分析ソフト Gavagai による評価 (n=1,659)

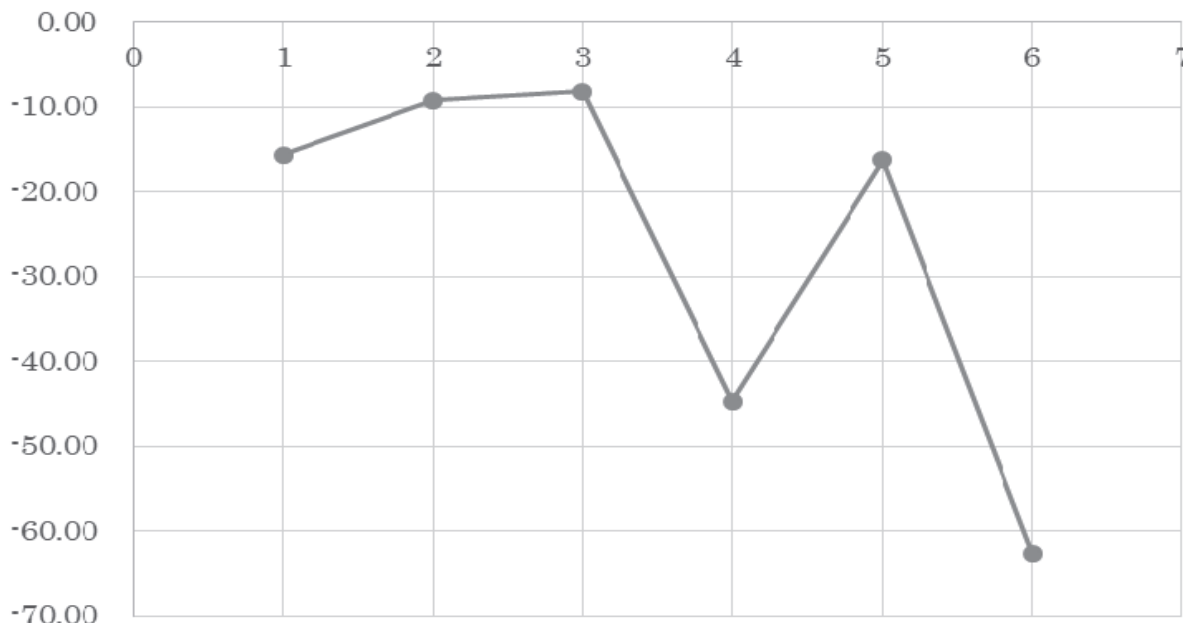
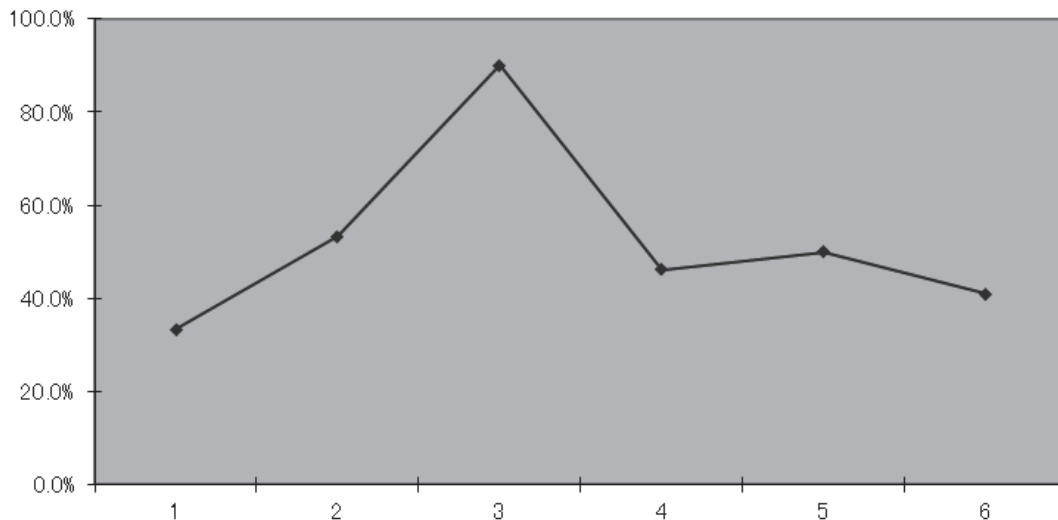


図 1-2 人間コーダーによる評価 (n=165)



第5期における上昇、第6期における急落等、時系列的に見た傾向は似ていると言える。また、Gavagai 得点の符号（プラス / マイナス）と人間コーダーによる符号の一致度は全期間通して 74.6 パーセントであった。人間コーダー同士での一致度は、判断の内容や測定法によって異なるが、一般的に 80 パーセントを超えることは滅多になく、70 パーセント台であれば、一致度は「高い」と言えるはずである。図 1-2 はコンピュータによる評価の信頼性を確認するために作成したものであり、標本数が 165 と少ないので、以下の分析と議論は原則として標本数が 1,659 と多い図 1-1 に従って進める。

図 1-1 によれば、第1期から6期まで、すべての期間で標本に対する評価が否定的（マイナス）になっている。このことは、Editorial（社説）および Opinion Editorial（有識者によるコラム）に

見る限り、タイムズ紙はイラク侵攻に関して批判的、あるいは懐疑的であったことを示唆している。しかし、その強さは時期によって異なる。

前述のように、アメリカを中心としたNATO軍によるアフガニスタン侵攻は10月7日に始まったが、その5日後の10月12日のタイムズ紙の社説はペンタゴン（国防総省）でイラクのフセイン大統領を追放する計画が検討されていることについて論じている。この社説の中で、タイムズ紙はアフガニスタンの空爆を「成功」と評価する一方で、ブッシュ政権がさらに長期にわたる費用のかかる（costly）戦争を検討していることに懸念を表明している。そして、ブッシュ大統領が近い将来において戦線をイラクにまで拡大すると表明してもアメリカ国民はそれを受け入れる状態にはないと述べている（“A Nation challenged,” 2001）。

さらに11月26日の社説においても、タイムズ紙はアフガニスタンにおける軍事作戦を「驚くほどの短期間で決着させた成功」と評価し、これによってイラクのフセイン大統領を権力の座から追放するための軍事作戦の検討に拍車がかかっていると述べている。社説はフセイン大統領を「残酷な独裁者」とし、「彼を追放すれば世界はより安全になるだろう」というブッシュ大統領の演説を引用している。ただし、社説は、最後に「ブッシュ政権がイラクとの戦端を開くようなことがあれば、それは深刻な過ち（mistake）であろうと述べている。

第2期（2002年1/1～3/30）になると、Gavagai得点がわずかながら上昇している。2月12日の社説では、イラン、イラク、シリア、北朝鮮を「ならず者国家（rogue states）」とするブッシュ大統領の言説をタイムズ紙は否定していない。しかし、イランでは1997年の選挙によって、政権の平和的移行が実現した。アメリカはこうした変化を支援すべきであって、軍事侵攻は間違いだと言っている。この社説では、イラクへの軍事侵攻には触れられておらず、代わって外交努力の重要性が強調されている（“Iran and the ‘Axis of Evil’”, 2002）。この社説はイラクへの軍事侵攻を支持している訳ではないが、ブッシュ政権の外交努力への期待という部分がプラス評価となり、全体として中立的評価に近づいている。第3期（2002年4/1～6/30）の論調は第2期とほぼ同様で、米軍のイラク侵攻の可能性に懸念を表明しているものの、他方でイラクの「脅威」にも言及しており、全体として中立的評価になっている。

しかし、第4期（2002年7/1～9/30）になると、イラクへの軍事侵攻はもう避けられないのではなかろうかという雰囲気が強くなっている。8月3日の社説では、軍事侵攻はもはや避けられないにしても、戦略をよく検討することだと慎重論を展開している。アフガニスタン作戦が成功したのは、アフガニスタンには強力な政府軍が存在しなかつただけでなく、（北部同盟）という反政府勢力があった。そのため、アメリカは少数精鋭の特殊部隊の投入と空軍力で対応できた。しかし、イラクには強力な政府軍があり、反体制勢力はない。したがって、米国は大規模な兵力を投入せざるを得ず、アメリカ側に多くの死傷者が出ることが予想される。しかも、イラクが大量破壊兵器を持っているとしたら、それは大きな脅威になる。人間コーダー、コンピュータ共にマイナス評価をしている。

第5期（2002年10/1～12/31）になると、ブッシュ政権は議会からイラクに対する武力行使の許可を得るため、さまざまな対議会、対世論工作をするようになる。そのため、社説でもブッシュ大統領およびその側近たちの発言の引用が増え、それらは結果的にイラクへの軍事侵攻を支持しているかのような印象を与えることが多い。つまり、たとえ最終的に侵攻不支持を表明していても、侵



攻を必要とする発言の引用が多いため、それらによって相殺される結果になっている。

イラクへの軍事侵攻作戦実行が真近に迫った第6期（2003年1/1～3/19）、タイムズ紙のブッシュ政権批判は強く、明確なものになっている。さらにそうした記事の量的増加によって、評価点の合計点も戦争反対方向に大きく動いている。侵攻前々日のタイムズ紙は以下のような「匙を投げた」感のある社説を掲げた。

（この戦争の）どこにその必要性があるのかわからない、国連の支持も伝統的な同盟諸国の支持もないまま、実行されようとしている戦争を前に、すべての論理はむなしなものになっている。我々の問題は考え違いをしている頑固なこの政権である。（"War in the ruins of diplomacy, 2003）

### 3-1. 議論

#### (i) ニューヨーク・タイムズ紙の影響について

2001年9月11日（同時多発テロ事件）から2003年3月19日（イラク侵攻の前日）までの間のニューヨーク・タイムズ紙の中から「イラクおよびフセイン」をキーワードとして抽出した2,485の記事の中から「イラクまたはフセイン」のどちらかを含む分節を抽出し、それらのうちEditorial（社説）またはOpinion Editorial（有識者によるコラム）で使われていた1,659の標本を内容分析ソフトGavagaiを使って分析した。その結果、タイムズ紙は最初から最後までイラクに対する軍事侵攻に対しては不支持的（批判的）であったことが明らかになった。ただしその論調は、最初は「慎重論」と言うべきものであって、明確な反対ではなかった。しかし、紆余曲折の末、侵攻直前の時期には明確に反対の論調を掲げた。

タイムズ紙の役割については、異なった見方もある。たとえば井上泰浩は、タイムズ紙はアメリカ政府と共にアメリカ国民をイラク戦争へと「誘導」したと主張している（井上2018: 120-125）。その根拠として、タイムズ紙の一面に載った2002年9月8日の一般記事（社説ではない）を挙げている。この記事はイラクが原子爆弾を開発中であり、「キノコ雲（mushroom cloud）」が立ち上るのを見てから「やっぱりそうだったのか」と知るのはごめんだと言うような趣旨であった。（"Threats and responses: The Iraqis; U.S. says Hussein intensifies quest for A-bomb parts," 2002）原子爆弾を開発中という情報は政府関係者から得たとしているのだが、ジャーナリストらしい「キノコ雲が立ち上る」といったセンセーショナルな表現がたちまち話題となり、一人歩きして拡散することになった。元々の情報源である政府の関係者がテレビ番組で「ニューヨーク・タイムズ紙がそう言っている」と発言して「キノコ雲イメージ」を強化したこともあった（井上2018: 121）。

ガディ・ウォルスフェルドは政策決定とマスコミの相互影響に関して五つの「原理（principles）」を提唱しているが、その5番目の「原理」は「ニュース・メディアの一般市民に対する重要な影響のほとんどは、意図的でなく（unintentional）、知らず知らずのうちに（unnoticed）起こっているものである」。このことを彼はさらに次のように解説している。人は誰かが自分を説得しようとしていると感じる時はそれに抵抗し、簡単に説得はされない。しかし、マスコミが読者の興味を惹くために書く「面白い話（interesting stories）」が「意図しない副産物（unintentional byproduct）」として意外な影響を及ぼす。（Wolfsfeld, 2011: 99）この「キノコ雲」エピソードに加えて、社説内でイラクを「ならず者国家」と認め、「フセイン大統領をその地位から放逐すれば、中東の人々は

今より幸せになるのは確かだろう」と書いたこと、あるいは「ブッシュ大統領はイラクに民主的政府を打ち立て、イラクをイスラム世界のモデルにしている」といった引用が「それでもイラクへの武力侵攻には反対だ」という何度も繰り返される文末の結論より「意図しない影響」を及ぼしている可能性はないのだろうか。

(ii) コンピュータによる内容分析の信頼性について

コンピュータによる内容分析は信頼できないとする証拠として10や20の文章を具体的に挙げることは簡単にできる。最近の内容分析ソフトは、20～30年前のものとは違って明らかな否定文を肯定文であるかのように扱ってしまうことはないが、それでもコンピュータは使われている用語のイメージ（内包的意味）によって判断しており、論理には弱い。

たとえば、2002年10月6日付の社説でタイムズ紙以下のように書いている。

ブッシュ大統領はイラクに民主的政府を打ち立て、イラクをイスラム世界のモデルにしている。イラクに対する軍事力の行使にもそういう意味があるのだと言っている。それはそれで立派なことだ。しかし、中東地域には非民主的なふるまいをしている政府は他にいくらでもあることを忘れてはいけない。（“Double Talk on Democracy”, 2002）

人間コーダーにこれを評価させると、こういう分節はイラク侵攻に「否定的」あるいは少なくとも「中立的」と判断する。しかし、コンピュータはこのような分節はイラク侵攻に「肯定的」と判断してしまうのである。このような少数の具体例を指摘することによって「だからコンピュータの判断は信頼できない」と断ずるのは妥当とは思えない。人間同士でも人によって評価が分かれることはある。将来については人口知能（AI）の進歩に期待することにしても、当分はこのような不一致の問題は標本数を増やすことによって解決する他はない。人間コーダーとは違って、コンピュータにとって標本数は問題ではない。標本数が10万や20万になっても、数分で答えを出してくれる。ただし、その中からランダムに抽出された少数の標本について、人間コーダーによる判断との一致度を確認することは必須である。

(iii) ジャーナリズムの「水差し」機能について

現在、イラク戦争が大失敗だったと多くの人々が指摘している最大の理由は、あの戦争がイラクの政治体制を崩壊させ、大量の難民を生み出し、中東における力の均衡を崩し、現在までも続く大混乱の原因となったことにある。このような現状をタイムズ紙はどの程度予測していたであろうか。このような事態はベトナム戦争終結後に発生した大量の「ベトナム難民」の経験から予測できたのではないだろうか。

そこで、本研究で使った1,659の標本を「ベトナム」で検索してみた結果、「ベトナム」に言及したものは21あったが、それらをさらに「難民」で検索したところ、結果はゼロであった。次に、「ベトナム」とは無関係に、「難民」に言及したものを調べたところ、ヒット数は9（標本全体の0.5パーセント）に過ぎなかった。ただし、ただ1件だけ、大量の難民の発生、イラクのインフラの破壊とその回復の困難性、周辺諸国への混乱の連鎖等現在我々が見ているような中東の惨状をか

なり正確に予見した記事があった（“An Iraq strategy short of war” 2002）。これは社説ではなく、第2次大戦中とソ連との冷戦時代に国防政策にたずさわった旧軍人による寄稿記事（LexisNexisの分類ではOpinion Editorial）であった。

山本七平は『空気の研究』（山本 1977）において、何らかの争点について国中が「沸騰」している時には、誰かがそれに「水を差す」して、人々の頭を冷やすことが重要だと指摘している。「水を差す」とは、具体的には人々が信じ込んでいる事柄と矛盾する事実やデータを指摘すること、さらに人々の「希望的憶測」とは対立する可能性を指摘することである。小川（2013）は日本における「少年法改正（2000年）」の事例を使いながら、マスコミは政府や議会によって作られた情緒的「空気」に順応するのではなく、むしろそれに「水を差す」ことによって「世論および議会に再度、理性的な輿論形成を促す作業」をすべきなのではないかと論じている。未来の予測は難しいものだが、「水差し」の観点から、上述したようなイラク侵攻がもたらす戦後の可能性についての予測記事がもっと多ければよかったのと思える。

### おわりに

本稿では、2001年9月11日に起こった「同時多発テロ事件」から2003年3月20日の「イラク侵攻」の前日までの約1年半の期間におけるニューヨーク・タイムズ紙のEditorial（社説）およびOpinion Editorial（有識者によるコラム）の内容分析を実施した。その結果から、タイムズ紙は最初から最後までイラクに対する軍事侵攻に批判的だったと言える。しかし、それにも関わらず、イラク侵攻は決行された。これは何を意味しているのだろうか。

タイムズ紙はその信憑性を政府に利用され、国民をイラク侵攻に「誘導」したという批判については、タイムズ紙の基本的立場がそのようなものだったとは思えないが、結果的にそのような役割を果たしたと批判される場面はあったかもしれない。たとえば、同時多発テロ事件直後のブッシュ大統領の演説からの引用は、たとえ文末で批判、否定していても「ならず者国家」、「悪の枢軸」、「キノコ雲」といったインパクトの強い用語は、世論に「予想外の影響」を及ぼした可能性がある。「ブッシュ大統領はイラクに民主的政府を打ち立て、イラクをイスラム世界のモデルにしている」といった引用も、たとえ後でそれを批判していても危険である。

イラク侵攻がもたらすかもしれない難民の大量発生や地域の混乱に関する予想記事がほとんどなかったことも反省点であろう。ベトナム戦争終了後の「ベトナム難民」、「カンボジア紛争」（1970-93）、「中越戦争」（1979年）といった地域の混乱のことを考えれば、この予測はもっとあつてしかるべきであった。この問題は現在の日本にとっても参考になる。時々指摘されることではあるが、北朝鮮の体制が突然崩壊したらどのようなことが起こるか、米軍によるイラク侵攻後に中東で起こったことから我々日本人が学ぶべきことは多い。

\*本研究で使われたデータの収集と処理については、筆者が2017年3月まで勤務していた国際教養大学大学院の院生達の協力を得た。彼らはすでに卒業しているが、特に次の3名の卒業生の貢献が顕著であった、廣田健人、ダニエル・ジョーンズ、白石久人。また東海大学の吉田文彦教授からはコンピュータを使った内容分析ソフトの信頼性に関して貴重なご意見をいただいた。感謝の意を表したい。

### <注>

- (1) この点についてさらに詳しくは伊藤（1997a）を参照。
- (2) しかし、この事件には最初から「反ユダヤ人感情」という人種・民族差別の要素があり、証拠は不十分で、冤罪の可能性が高かった。作家のエミール・ゾラが裁判のやり直しのために奔走したことは有名だが、ドレフュスに同情を表明した人々に対して激しい攻撃や厳しい社会的制裁が加えられた。選挙で落選してしまった大物政治家もいたし、テロによって命を落とした人もいた。ゾラもテロの危険を感じ、一時的にフランスを脱出してイギリスの片田舎に身を隠している。ドレフュスは1899年に特赦によって釈放されたが、完全な名誉回復のためには1906年まで戦い続けなければならなかった。（稲葉1999: 大仏2003等参照）
- (3) （ハースト系の）「ジャーナル」紙の記者が、ハバナから、ここはまったく静かだ、と電報で本社に伝えたところ、社長のウィリアム・ハーストが「おまえは写真だけを撮っていればいい、俺はこれを戦争にしてみせる（“You furnish the pictures. I'll furnish the war.”）」と返電したというのは有名な話である。オーソン・ウェルズが制作した古典的名画「市民ケーン」にもこの場面は出てくる。
- (4) ただし、マッキンレー大統領については、彼の大統領時代に起こった「ハワイ併合」（1898年）、米比戦争（1898年）などを考えると、米国最初の帝国主義的大統領という評価もある。そのため、歴史学者である Miller（1970: 7）は、米西戦争に対する新聞の影響は過大評価されていると主張している。
- (5) 黒野：（陸軍の）戦争指導班の業務日誌『機密戦争日誌』をよんでいますと、ある時期から参謀本部は狂気に支配されているとしか思えないような感じをうけます。

保阪：そうですね。昭和16年の7月から9月までの日誌を読むと、アメリカと戦争したくてたまらない、という気分が充満していたことがよく分かります。戦いを避けるべく必死の外交努力を続けているのに、「希（ねが）はくば外交不調に終り対米開戦の『サイ』投げられんことを」とか、「之にて交渉は愈々（いよいよ）決裂すべし芽出度（めでたし）」などと中堅幕僚たちが書いている。

この戦争指導班に所属していた原四郎（44期）に当時の雰囲気を感じたところ、「戦争をしなければ、もうどうしようもないと思っていた」という。その根拠を尋ねたら、「特にない。自然にそういった方向へ空気が流れていた」という趣旨の答えでした。これは恐ろしいことです。

戸部：たしかに日本では支那事変からずるずる戦闘をつつける空気の中で、大東亜戦争についても決断してしまったということでしょうか。（半藤、保阪、福田、戸部、黒野 2007: 140）（下線は引用者）

こうした陸軍省内の空気については、ジャンスの集団思考を含むグループ・ダイナミクス系の理論によって説明できるかもしれない。

### 引用・参考文献

Allison, Graham T. (1971=1977). *Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis* (宮里政玄訳『決定の本質』中央公論社)

*The Encyclopedia Americana*, (1964.). “Spanish-American war,” vol. 25, 360v-360x.

Frederick, Howard H. (1993=1996). *Global Communication & International Relations* (川端末人、武市英雄、小林登志生訳『グローバル・コミュニケーション：新世界秩序を迎えたメディアの挑戦』松柏社)

半藤一利、保阪正康、福田和也、戸部良一、黒野耐、(2007)「昭和の陸軍：日本型組織の失敗」『文藝春秋』6月号 94-144

- Ito, Youichi. (1993a). "Mass communication theories in Japan and the United States." In William B. Gudykunst (Ed.), *Communication in Japan and the United States*. Albany, NY: State University of New York Press.
- Ito, Youichi. (1993b). "New directions in communication research from a Japanese perspective." In Philip Gaunt (Ed.), *Beyond Agendas: New Directions in Communication Research*. Westport, CN: Greenwood Press.
- Ito Youichi (1996a). "Mass media's influence on government decision making." In David L Paletz. (Ed.), *Political Communication in Action: States, Institutions, Movements, Audiences*. Cresskill, NJ: Hampton.
- Ito Youichi (1996b). "Masses and mass media influence on government decision making." In David L. Paletz (Ed.), *Political Communication Research*. Norwood, NJ: Ablex.
- 伊藤陽一 (1997a) 「マス・メディア内容の同質性・多様性および『空気の支配』: 『三極空気モデル』序説」 『法と情報: 石村善治先生古希記念論集』 信山社
- 伊藤陽一 (1997b) 「政策過程におけるマスコミの役割——『国連平和協力法案』廃案に関する事例研究」 慶應義塾大学SFC研究所
- 稲葉三千男 (1999) 『ドレフュス事件とエミール・ゾラ』 創風者
- 井上泰浩 (2018) 『アメリカの原爆神話と情報操作』 朝日新聞出版
- Janis, Irving L. (1982). *Groupthink: Psychological Studies of Policy Decisions and Fiascos, 2<sup>nd</sup> edition*. Boston, MA: Houghton Mifflin.
- 草野厚 (1997) 『政策過程分析入門』 東京大学出版会
- Lang, G. E. & Lang, K. (1983). *The Battle for Public Opinion: The President, the Press, and the Polls during Watergate*. New York: Columbia University Press.
- 牧野邦昭 (2018) 『経済学者たちの日米開戦: 秋丸機関「幻の報告書」の謎を解く』 新潮社 (選書)
- McCombs, Maxwell, Dena Einsiedel & David Weaver (1991=1994). *Contemporary Public Opinion: Issues and the News* (大石裕訳『ニュース・メディアと世論』 関西大学出版部)
- Miller, Richard H. (1970). "Introduction." In Richard Miller (Ed.), *American Imperialism in 1898: The Quest for Fulfillment*. New York: John Wiley
- Molotch, Harvey L., David L. Protes, & Margaret T. Gordon (1987). "The media-policy connection: Ecologies of news." In David Paletz (Ed.), *Political Communication Research: Approaches, Studies, Assessments*. Norwood, NJ: Ablex.
- 中村登志哉 (2005) 「マスメディアと政策決定過程—<国連平和協力法案>の廃案」 県立長崎シーボルト大学国際情報学部紀要 第6号 199-212
- 小川恒夫 (2013) 「報道の“空気”形成機能と“水差し”機能に関する一考察: 2000年少年法改正に対する二つの世論調査結果から」 『東海大学紀要文学部』 100輯 145-159
- 大仏次郎 (2003) 『ドレフュス事件』 朝日新聞社 (選書)
- Perloff, Richard M. (1998). *Political Communication: Policies, Press, and Public in America*. Mahwah, NJ: Lawrence Erlbaum
- Strouse, James C. (1975). *The Mass Media, Public Opinion, and Public Policy Analysis: Linkage Explorations*. Columbus, OH: Charles E. Merrill.

- Tarde, Gabriel (1901=1964). *L'opinion et la Foule* (稲葉三千男訳『世論と群衆』) 未来社)
- 寺崎英成、マリコ・テラサキ・ミラー (1995) 『昭和天皇独白録』文藝春秋 (文春文庫)
- Wolfsfeld, Gadi (2004). *Media and the Path to Peace*. Cambridge, U.K.: Cambridge University Press
- Wolfsfeld, Gadi (2011). *Making Sense of Media & Politics*. New York and London: Routledge
- 山本七平 (1977) 『「空気」の研究』文芸春秋社

(新聞記事)

- A nation challenged (2001, October 12). *The New York Times*, p. 2.
- An Iraq strategy short of war (2002, November 17). *The New York Times*, p. 11.
- 「バグダッドの憂鬱 (上)」(2018, 11月15日)『産経新聞』3面
- Double Talk on Democracy (2002, October 6). *The New York Times*, p. 22.
- 「反戦の下院議員を警護」(2001, 9月18日)『産経新聞』3面
- Iran and the 'Axis of Evil' (2002, February 12). *The New York Times*, p. 22.
- Threats and responses: The Iraqis; U.S. says Hussein intensifies quest for A-bomb parts (2002, September 8). *The New York Times*, p. 1.
- War in the ruins of diplomacy (2003, March 18). *The New York Times*, p. 32.



# ジャーナリズムと「近接性の法則」 —その逆説的効果からの考察—

伊藤 英一\*

- 1、「近接性の法則」とは？ ～身近な情報とは何だろうか？～
- 2、中等教育で学ぶ「近接性の法則」
- 3、ジャーナリズム高等学校で学ぶ「近接性の法則」
- 4、「近接性の法則」とその逆説的効果 ～新聞の信頼性への期待に見る～
- 5、「近接性の法則」の壁を越えて ～特派員報告から～
- 6、「近接性の法則」と視座の設定 ～いちばん下から見よう～

「サツ回り」という懐かしい言葉がある。サツ回りとは、ジャーナリストが現場の一つであるサツ（警察）を足で回って取材し、聞き出した情報を報道することをいう。聞き出すと簡単に言うが、守秘義務を負ったところから情報を得ることは至難だ。高いハードルがある現場だからこそ、ここから新人記者の多くが取材という試練の場への挑戦によってスタートを切り、ジャーナリズムの基本を実地で学んだのである。懐かしいとの形容詞を付けたのは、そんな時代が、徐々に霧の彼方に消えて行きそうだからだ。

それでもなお、サツ回りは記者養成のOJTとして、基本中の基本だと考える心強い向きもあるのは確かだ。また、新人の職務としてだけでなくベテラン記者となってもなお、その天職としての神髄は、このサツ回りに代表される現場重視にあるとする頼もしい職業人も健在で、このような人材が日本あるいは世界のメディアを支えている側面もうかがえる。

新聞をはじめとした既存メディアの危機が叫ばれて久しい今日。記者の書くネタは、足で稼ぐよりも、インターネットを介して蒐集し、ジャーナリストの仕事はデスクワークで十分と豪語する向きもあるのは事実である。確かに、みんなが誰でも情報の発信者になれる時代に、みんなから発信される情報を注視し、そこから得られる情報を総合・解析・分析して伝えるべき情報を抽出するという仕事も素晴らしからう。しかし、厳しい時間的制約の中で奮闘するジャーナリストとして、編集能力に磨きをかけることもさることながら、その時間的制約を超克する能力が、第一線の現場に立ってこそ磨かれるのも事実のように考えられる。みんながジャーナリストとなりえる時代に、みんなと伍してなお傑出した観察力、洞察力、探究力、調査能力を身につけるためにも現場に出掛けることが必要で、フィールドに立って磨き上げられる経験を積むことこそがプロフェッショナルとして生き抜く上で重要なのだ。

ジャーナリストの将来も決して楽観視はできない時代ではあるが、ジャーナリズムの世界で働くことに魅力を感じて、この職業を志望する学生は依然として多い。例えば、フランスでは14校に<sup>(1)</sup>

---

\*いとう えいいち 元日本大学法学部新聞学科 教授



上る公認のジャーナリズム高等学校があり、ジャーナリストの約2割を輩出している。教育対象は、日本の大学制度になぞらえれば、4年次生から大学院1年次生（修士／博士前期課程1年）であり、まさに日本のメディアで新入社員がOJT等で奮闘している頃にあたる。パリ・ジャーナリスト養成センター（Centre de Formation des Journalistes : CFJ Paris）、リール・ジャーナリズム高等学校（Ecole Supérieure de Journalisme de Lille : ESJ）、政治学院ジャーナリズム高等学校（Ecole de journalisme de Sciences Po）等、いずれも入学試験倍率が10倍前後を推移している難関校となっている。大学学部レベルで社会科学や自然科学の履修を終えた志望者の中から、学部時の成績と筆記試験の結果を踏まえた上で、モチベーションに重きを置いた面接試験を通過した少数精鋭を対象に実践的な教育訓練を課している。

サツ回りを重視して来た日本のメディアは、取材現場での経験の積み重ねがジャーナリストとして大成する礎になると考えて来た。メディア産業に限らず、日本の企業では様々な現場の経験を重視し、そこから積み上げられる総合的な理解力や判断力を経営上で大切だと判断して来たケースが多々見受けられた。しかし、このような人材育成の方法は、生涯にわたって一つの組織に奉職し続けることを暗黙に了解してこそ成り立つものである。今では遠い過去の物語にすらなってしまった話なのかも知れない。しかし、現場経験が重要で、人材育成の基礎であるという事実が消えてしまったわけではない。

現場経験を重視し、独立心旺盛なジャーナリスト育成に挑んできたフランスのジャーナリズム教育は、日本のメディア教育にとり検証してみる価値はあるように思われる。

フランスの産業界は国家との距離が近く、エリート主義と現場軽視の弊害が目立つ。これと対峙してチェック機能を発揮できる独立性の高いジャーナリストは、どのように育てられているのか。本稿では、フランスのメディア教育の初期段階で取り上げられる「近接性の法則」に焦点を絞って、「近接性の法則」の定義、教育内容、その法則がジャーナリズムでどのように生かされ、あるいは超克されているのかを検討しながら、むしろ「近接性の法則」の逆説的效果こそ期待されているのではないかを考察してみたい。

### 1、「近接性の法則」とは？ ～身近な情報とは何だろうか？～

情報への関心は、個々の読者や視聴者にとって、自分に近い情報であるほど高くなる。ジャーナリズムの世界では、この単純な経験則を「近接性の法則（la loi de proximité）」と呼び、この法則を念頭において報道や制作に勤しむことが求められる。ここでは、余り耳慣れないような「近接性」との訳語を使ってみたが、フランス語の *proximité*（プロクシミテ）とはラテン語の *proximitas* から由来する単語で、「誰か、あるいは何かの、すぐ傍／至近の距離にある者や物<sup>(2)</sup>」を指す。自分の住む街や御近所の御隣さん方とかを意味するような単語である。要するに、「近接性の法則（la loi de proximité）」とは、情報の受け手にとって、すぐ傍や最も近くで生起する情報ほど重要性が高く、その重要性は情報の受け手から隔たるに従って逡減するとの法則である。

もっとも、このプロクシミテという言葉からフランス人が受ける感覚は変化しているようだ。パリ政治学院の政治研究センター（CEVIPOF<sup>(3)</sup>）は、2009年から毎年行っている政治信頼度調査の一環として、4年前からプロクシミテを調査対象に追加、「あなたが身近に帰属していると感じる地理的範囲はどこですか<sup>(5)</sup>」との質問をフランスの有権者に行っている。2018年1月に発表され

た調査の中で第1位になったのはフランスという国レベルの拡がりを身近とするもので40%と前年比プラス1%だった。第2位は住んでいる町やカントン（州/郡）で21%と前年比マイナス1%、第3位には県/州/地方で17%と前年比マイナス3%となっている。続いて、第4位となったのが世界全体との回答で12%と前年比プラス1%、最下位の第5位はヨーロッパで前年同様の7%となった。

住んでいる町やカントンを身近なものを選択した層は、2014年末では、26%であったものが、2018年には21%まで落ち込んだのだ。フランスでは、地方分権化の動きに併せて、地方テレビを強化し、身近な医療施設や地域警察を普及させる試みの中で、プロクシミテを地方回帰のスローガンとして盛んに用いてきた。

しかし、プロクシミテを身近に感じる先としては、むしろ国や世界へと拡がってきているようだ。フランスという国のレベルに親近感を示すものが2014年末の36%から2018年初の40%に伸び、世界全体とするものが9%から12%となったのだ。一体感を抱く先が世界であるとする中には意思的なものも含まれるのかも知れないが、プロクシミテが国や世界に拡大する傾向の中で、逆にヨーロッパを身近に感じる層が7%前後の低い水準で推移していることは要注意であろう。

「近接性の法則 (la loi de proximité)」そのものの話に戻ろう。「情報の受け手にとって、すぐ傍や最も近くで生起する情報ほど重要性が高く、その重要性は情報の受け手から隔たるに従って逓減する」とのことであった。従って、情報の受け手にとって近いものを念頭にジャーナリストは仕事をする必要がある、とされるのである。しかし、先に参照した調査結果から推察できることは、人々が隣近所や町よりも国を最も身近な範囲と捉えていることで、決して「近接性の法則」に述べられているようではない可能性もあることだ。また、国レベルを最も近接する地点に置き替えたとしても、情報の受け手にとっての情報の価値を推測することはなかなかの難問である。

サウジアラビア人記者ジャマル・カシヨギ氏がトルコ・イスタンブールのサウジ総領事館で2018年10月2日に殺害された事件に関するニュースは各国のメディアで大きく取り上げられており、読者や視聴者の反応も旺盛だ。一方、このサウジアラビアが軍事介入することにより、数万人が死傷、200万人以上の難民が生まれ、数百万の子供たちが飢餓に苦しんでいる<sup>(6)</sup>イエメンでの悲惨な状況に関するニュースはどうだろうか。地理的距離や時間的な要素は殆ど同じである。しかし、犠牲者の人数等は圧倒的に多いにもかかわらず、メディア上の情報は、量的にも逆転しているようにも見受けられる。人の命は平等に尊いとされているにもかかわらずだ。本当に距離が決定的ならば、距離がほぼ同じで犠牲者は圧倒的に多いイエメンの方が遥かに関心と呼ばなければならないのではと、俄かには釈然とはしないところがある。

また、今から3年程前になるが、フランスのパリで、2015年11月13日（金曜日）夕刻から深夜にかけて起きたテロによる連続銃撃爆発事件があり、130名の命が失われ、350名が負傷した。その前日、2015年11月12日（木曜日）、レバノンのベイルートでテロ攻撃があり、死者44名、負傷者230名であった。この2か所での事件について思い起こしてみても、パリの事件の方が犠牲者の規模やそのインパクトが大きかったのは確かにしても、メディアの取り扱い、各国での国際的な反響もパリでの事件に傾き過ぎていたような面も見受けられた。

このように釈然としないところもある「近接性の法則」ではあるが、これがどのように中等教育で取り上げられているかを、次に見てみよう。

## 2、中等教育で学ぶ「近接性の法則」

情報メディアやジャーナリズムに関する教育を初等あるいは中等教育の段階から導入しようとする動きが熱意をもって推進されている。

フランス・テレビ (France Télévision) が2015年、中等教育用に共同制作したビデオ教材に、「近接性の法則 (la loi de proximité)<sup>(8)</sup>」と題するものがある。日本の教育課程では中学2年に相当するコレッジ第4級 (Collège Quatrième Cycle) での情報メディア用の教材作品である。粘土細工の人形アニメーション番組で、2分11秒の短いものであり、中学生が視聴した上で、クラスみんなで意見交換するには面白い題材となっているので、その粗筋を追ってみよう。

ある町の中学校。放課後、下校準備をしていると、外で大きな物音。クラスみんなが、窓に駆け寄って、広場を見下ろす。ブレーキの故障した古く大きなポンコツ車と、きれいなセダンがぶつかって、ペチャンコになっていた。広場も、学校の窓にも人だかり。

翌朝のクラスでは、地方新聞に大きく掲載された事故のニュースで話題沸騰。その紙面の片隅には、ポーランドでの交通事故で20名死亡と、たった一行の記事。これに気付いたカメル君は、「死傷者ゼロのニュースに一ページを割いて、20名の死亡事故に一行なんて、嫌な感じだし、考え直さなきゃ駄目なんじゃないか」と発言。クラスみんなは白けてしまった。カメル君は一人ぼっち。

近くのことには興味が湧いても、遠くの話には関心が行かない。憎ったらしい、けれど避けて通ることもできない、メディアの世界を牛耳っている「近接性の法則」をカメル君は発見したのかも。

メディアの役割は、みんなが興味を示すニュースを伝えることは勿論だが、もっと広い世界から見ること大事と気付かせることにあるのでは。実は、クラスみんなの家族の中にも、事故の原因だったブレーキの工場に働いている人も多く、その製品は世界中に輸出されて町の経済を支えているそう。

みんなが興味をもってくれないと、無視されてしまうニュース。けれど、クラスみんなから孤立した少数意見でも、まっとうなのかも知れないと考えさせている。一方、事故の原因となった車のブレーキは、みんなの家族の多くが働いている工場の製品で、世界に輸出されている。ブレーキの信頼性にも影響しかねないから、みんなが騒ぐのも当然で案外無視はできないのかもと類推させている。

『憎ったらしい (détestable)、けれど避けて通ることもできない (incontournable)、メディアの世界を牛耳っている「近接性の法則」』、と少々厳しい表現を使って、孤立したカメル君に幾分か味方するようでもあり、みんなが自発的に読んでくれないメディアだと困るしねと示唆するようでもある。

カメル君に与する<sup>(9)</sup>か、大勢の方につくかもさることながら、憎いだけで済むのかどうか、本当に避けて通れない法則なのか等、中学生が考えて議論するには良い教材となっている。ニュースの条件として、興味深いというだけでなく、正確、迅速、完全、簡潔である必要があるが、鳥瞰的な視点から、みんなに役立つ情報を送り届ける役割をメディアは担っていることを学ばせようとしている点も心強い。

### 3、ジャーナリズム高等学校で学ぶ「近接性の法則」

大学学部レベルで一定の社会科学や自然科学を学んだ学生に対し、メディア業界でのプロフェッショナルとなる人材を育てる役割を担っているジャーナリズム高等学校では、この「近接性の法則」を、どのように教えているのだろうか。

読者層からの近さを測る尺度として、リール・ジャーナリズム高等学校<sup>(10)</sup>では、先ず読者や視聴者を中心におき、その中心から同心円状に四方に拡がる下記の4つの軸に沿った視点から考察するよう学生に講義している。

- ① 地理的 (géographique)
- ② 時間的 (temporel)
- ③ 感情的 (affectif)
- ④ 社会的・職業的 (socioprofessionnel)

これら4つの軸に沿って考えてみる。例えば②の時間的な軸ならば過去あるいは未来に向け中心から身近な時である今、そして明日または昨日、と情報の重要性は低下して行く。①の地理的な距離は、住所、職場、故郷等から離れるに従って情報価値が下がることから、「距離的死の法則 (la loi du mort-kilométrique)」とも呼ばれている。ネットやウェブの時代、地球的な規模で情報伝達上の距離の隔たりが解消され、距離の死とも呼ばれたこともあるが、物理的距離は依然として情報価値に影響しているのだ。

ここで注意しておかなければいけないことは、中心に置かれた読者や視聴者は、単数であることだ。エゴ、あるいは個々の自己が想定されていることである。報道する側の、記者やプロデューサーは、その時々割り当てられた、あるいは、各自の理想とする、立場や視点から、多くのエゴとしての読者や視聴者にニュースを伝える職務を遂行することとなる。

このニュースがニュースであるためには、既に中等教育での説明の段階で触れたように正確、迅速、完璧、簡潔、かつ受け手にとって興味深いもの、でなければならない。特に、この最後の「受け手にとって興味深い」ニュースとして受け入れられるには「近接性の法則 (la loi de proximité)」を勘案する必要があると考えられる。ただし、ニュースの送り手であるジャーナリスト自身の視点や取材対象は、受け手からは遥か彼方の遠くや過去・未来にあることもある。仮に受け手に近接したところで取材したニュースや題材も、場合によっては世界中の人々を受け手として考慮する必要が生じて来ることもある。従って、ジャーナリズム高等学校で教えられる学生にとって肝要なことは、自身の視点をいずれかに定めながらも、受け手のニーズをどのように満たして行くかということになる。

これら4つの軸に、更に2つの要素を加えて、計6つの軸から、近接性の法則の視点を定めるように講義したのが、西フランス紙 (Ouest-France) やル・モンド紙 (Le Monde) の編集長を務めたイヴ・アニェス (Yves Agnès) だ。

彼の手になるジャーナリズム教本 (Manuel de journalisme) では、次の6つの尺度から、近接性の法則による情報の価値を考えることが必要と提示されている。<sup>(12)</sup>

- ① ニュース性 (L'actualité)
- ② 本能 (Les grands instincts)
- ③ 地理 (La géographie)

- ④ 社会的・職業的集団 (Le groupe socio-professionnel)
- ⑤ 社会的・文化的帰属 (L'appartenance socio-culturelle)
- ⑥ 日常生活 (La vie quotidienne)

先ず①にニュース性 (L'actualité) が挙げられている。ジャーナリズムの扱う情報の重要性を考えるのにニュース性を、近接性の尺度として挙げるのは当然と言えば当然で、逆に異様に思われるかも知れない。しかし、あるメディアから流されたニュースが他のメディア全般を介してニュースを更に増幅して行くという傾向がある。「情報の循環的伝播 (circulation circulaire de l'information)<sup>(13)</sup>」とピエール・ブルデュー (Pierre Bourdieu) が表現したような現象である。そんなニュースを読者や視聴者がますます身近なものに受け止める現象が観察されている。読者は、報じられる事件の継続性に興味をもつのではなく、その事件が起こっている時点で重複して取り上げられる現況を伝える同時性に引き付けられ、近いものと受け止めるのだ。

次に②として、本能 (Les grands instincts) が来ている。生きている人間として存在している限り、衝動的に引付けられる事象は少なくない。愛憎、生死、暴力、事件、犯罪とその結末、等々への本能が関わる距離感である。

地理 (La géographie) が③として掲げられているが、個々の人々にとっては現に住んでいる場所だけではなく、故郷をはじめとして様々な心理的にかかわりのある場所があり、その遠近的な要素が近接性に影響している。この地理の要素が②の本能と相まって、先に触れた「距離的死の法則 (la loi du mort-kilométrique)<sup>(14)</sup>」とも呼ばれる現象を起こしたりする。エルサレムやクリミア半島のように、物理的な距離感だけでは測り得ない歴史や宗教が重層的な深さを秘めた場所に思いを致せば、地理という要素がメディアにとって複雑な近接性をもたらしていることが理解できよう。

続いて④に挙げられた社会的・職業的集団 (Le groupe socio-professionnel) は、個々人の興味をそそるだけでなく、個々人の職業やキャリア、人生にかかわってくる情報をカバーする分野だ。メディアによるサービスの必要性を感じさせる要因となっている。

次の⑤社会的・文化的帰属 (L'appartenance socio-culturelle) は、個々人の家庭環境や帰属する社会、文化、宗教、政治、趣味、教養等を通じてメディアとのかかわりを方向付け、距離感を醸成する。ピエール・ブルデューは、ジャン＝クロード・パスロン (Jean-Claude Passeron) との共著、『遺産相続者たち (Les Héritiers)<sup>(15)</sup>』の中で、教員、弁護士、管理職、ジャーナリスト等の社会的エリートの子弟が学校教育で成功する理由として、その家庭でのメディア環境を取り上げている。ブルデューは、後に文化資本を通じて世代間に継承され、文化的再生産が行われる様相を描いている。

最後に⑥として日常生活 (La vie quotidienne) が挙げられている。日々の家庭生活にかかわる家事労働から何気ない仕草、習慣、行動、茶飯事、車、学校、等々への関心は高い。

普段の習慣や癖についてはアビチュードゥ (habitude) という庶民の使うフランス語がある。にもかかわらず、わざわざラテン語で習慣/習癖を表す habitus (アビトゥス/ハビトゥス) をブルデューが持ち出したのも、日常的あるいは慣習的な行為を遡って鳥瞰的に体系化したかったからであろう。日常生活が情報への近接性に与える影響は大きい。

以上、アニェスがジャーナリズム教本 (Manuel de journalisme) で「近接性の法則」を測る6つの尺度を見た。

アニェスは、この「近接性の法則」の解説に続けて、「読みやすい新聞 (un journal facile à lire)<sup>(16)</sup>」、「読者の信頼を保持する (Garder la confiance de ses lecteurs)<sup>(17)</sup>」、「読者の声を聞く (À l'écoute des lecteurs)<sup>(18)</sup>」と新聞記事作成と新聞編集に焦点を絞った記述を続けている。読者に寄り添った新聞づくりに腐心して来た彼らしい構成のマニュアルである。アニェスの教本はフランスの殆どのジャーナリズム高等学校で基本的な教科書として採用されているだけでなく、フランス語圏のジャーナリズム教育で広く用いられている。

とは言え、個々人としてのエゴを中心に置いて、そのエゴに近接する情報を高く評価することは、結果的に大衆迎合につながるのではないかと、その経験則の教育上の意義に疑問を呈する向きも少なくない。社会的文脈から切り離して、エゴの心理学的側面を過度に強調することにつながるのではないかとしたクリティアヌ・レスティエ＝メルレイ (Christiane Restier-Melleray)<sup>(19)</sup>の懸念は、社会心理学の研究成果に鑑みれば良く理解できる。一方、多様なエゴである読者や視聴者を想定しながら、そのようなエゴに情報をどう伝えるかを学ぶきっかけにしようとするジャーナリズム教育の立場から見れば、伝える側のジャーナリスト、ないしはジャーナリストの卵やヒヨコに最適な視点の置き所を模索してもらうように指導するところが肝心なのだろう。

#### 4、「近接性の法則」とその逆説的効果 ～新聞の信頼性への期待に見る～

クリティアヌ・レスティエ＝メルレイが想定するような、社会的文脈から切り離された孤立した個人としてのエゴをターゲットとして、「近接性の法則」を文字どおりにビジネスとして活用しているメディアは、新聞よりも、むしろ他の情報メディアである。メールや検索情報を分析し、GPS等を駆使しながら、利用者、個人個人の近接での情報サービスを徹底貫徹し提供するヤフー、グーグル等々のネット・メディアは伝達速度の面とコスト・パフォーマンスの面でも圧倒している。メディアを流れるコンテンツに対しては、広告宣伝も含め、限りなく無色透明に近い情報サービスが、ネット・ニュートラリティー (Net Neutrality) の原則を踏まえながら提供されている(と事業者は主張している)。フェイスブックを通じて拡散されるフェイク・ニュースが問題視されるような事例にあっても、メディアとしてのフェイスブック自体の問題であるよりも、フェイク・ニュースを発信させる側の問題として解決の方法を考えることが望ましかろう。

インターネットが、利用者に最も身近な場で、その近辺の情報をグローバルに提供するようになって以来、まだ二十数年に満たない。量的にも情報の伸びを推進しながら、質的な面でも上昇を続け、そこを流れる情報を信頼するものが2015年には30%程度にまで高まっていた。しかし、2018年には25%と、インターネットが一般に普及し始めた二十数年前の水準まで急落してしまった。フェイク・ニュースの蔓延が大きな理由であろうが、皮肉なことに、そのインターネット上で最も信頼維持に貢献し利用されているのが新聞社のサイトから提供される情報なのだ。ネット利用者の38%が、関心を抱いた短信ニュースについては、その詳報を得るために新聞社のウェブサイトにアクセスしているのだ。インターネット上を流れる様々な情報の裏付けを取るために、新聞社が頼られているのである。

新聞の信頼性は52%とラジオの56%に次ぐ高さとなっている。ここで新聞の信頼性は52%という数字を示したが、これはアンケート回答者全体に対するもので、紙メディアとしての新聞を購読している層に限定すると、信頼性は60%にまで上昇する。

「近接性の法則」が文字どおりの意味で適用できるのはインターネットに限定され、新聞メディアについては逆説的な意味で「近接性の法則」に多少の配慮するにしても、読者の信頼に応えることに力点を置く必要があるようだ。

ここで参照している数値は、フランスのカトリック系新聞であるラ・クロワ紙 (La Croix) が主体となって31年前から毎年実施している「フランス・メディア信頼度調査 (La confiance des Français dans les médias)」の報告に基づくものである。

この調査では、「メディアに最も期待することは何ですか？」との設問も加えられていたが、90%もの回答が「信頼でき、検証された情報を提供する」ことに寄せられている。一方、「解決策を提示する」には6%、「政党の選択肢を提案する」には2%の期待に留まった<sup>(22)</sup>。

同時に、メディア騒音度数 (L'unité de bruit médiatique ; UBM)<sup>(23)</sup> を用いて、昨年 (2017年) 中に伝統的メディアやデジタル・メディアが取り上げたニュース、あるいはフランス国民の間で話題となったものの中から、情報提供量が適切であったか、過剰と見做されたかの調査も行っている。

メディアが騒ぎ過ぎたと見做されたワースト記録第1位は、ネイマール選手のパリ・サンジェルマンFC移籍の話で67%であった。第2位はフランソワ・フィヨン元首相の不正報酬疑惑事件で57%、第3位が歌手ジョニー・アリディ逝去のニュースで56%が過剰との判断であった。ちなみに、これらの3つの話題で、騒音度数そのものの数値が高かったのはジョニー・アリディ逝去の3853UBM、フランソワ・フィヨン事件は1534UBM、ネイマール移籍は863UBMであった。

逆に、メディアの取り上げた件数や量が適切であったと高い評価を得たのは、ハリケーン・イルマがアンティル諸島を直撃したニュースが69%で第1位、23名の犠牲者を出したマンチェスター事件が60%の第2位、第3位が55%のシモーヌ・ヴェイユ女史逝去であった。

メディアの関心が不十分で、もっと話題として取り上げてもらいたかったとの不満が多かったのは、第1位が労働法政令の関連で51%、第2位がドイツ連邦議会選挙で極右政党「ドイツのための選択肢 (AfD)」が94議席を獲得したニュースで37%が不満を示した。第3位は35%の同率で2件が並んだが、一方は米国のパリ協定離脱 (1154UBM) で、他方は除草剤グリホサート禁止の是非 (454UBM) を巡るものであった。

悪評であれ、好評であれ、いずれにおいても3位までにリストアップされなかったニュースの中で注目されるのは、マクロン大統領の選出、#MeToo、フランシスコ・ローマ法王のビルマ (ミャンマー) およびバングラデシュ歴訪とロヒンギャ難民にかかわる数値である。マクロン大統領のメディア露出は高く2706UBMであったが、話題として過剰とするもの43%、適切とするもの48%で拮抗していた。ローマ法王の歴訪に関しては、適切とするものが34%に対して、もっと取り上げるべきとの意見が28%で、歴訪先が旧英国領で遠隔地にもかかわらず関心は高かったことが示されている。<sup>(24)</sup> #MeToo運動に関しては、524UBMでマクロン選出の5分の1程度の数値に留ま<sup>(25)</sup>っており、もっと話題にして欲しいとの意見が10%、適切であったが29%、過剰が21%である一方、解らないが37%とフランスにしては異常な高さを示し、意見なしが3%で、まだまだテーマとしての理解が十分には浸透していない様相が伺える。

このような調査結果を見ると、読者層や視聴者の反応や期待も複雑かつ多様で、決して自分やエゴに地理的に近いとか、近隣、近接する情報を高く評価している訳ではないことが理解できよう。「近接性の法則」を解釈する時にも、留意してかからないといけないと思われる。特に、情報を提

供する側に立つジャーナリストの場合は、「近接性の法則」を超克するためにも、自分の持ち場の立ち位置、視座を見定めることが重要になってくる。

逆説的な話になるが、読者や視聴者は様々で、遠近感の捉え方も複雑ではあるが、そんな壁を乗り越えて、ジャーナリストの本分である聞いて伝えることに徹しなさい、ということであろう。

「近接性の法則」の壁をジャーナリストはどのように乗り越えているのか。報道のプロフェッショナルとして、読者や視聴者から遠くにありながら報道に従事している特派員の報告から次に考察してみたい。

### 5、「近接性の法則」の壁を越えて ～特派員報告から～

今年（2018年）11月は、いつになく、日仏間のニュースで賑わった。金融商品取引法違反の容疑で羽田空港到着早々に逮捕されたカルロス・ゴーン氏と日産・ルノー（Renault-Nissan）の提携・資本関係、11月23日パリで開催された博覧会国際事務局（Bureau International des Expositions；BIE）総会における2025年大阪万博の決定、と話題に尽きなかった。

しかし、国際的には大切な式典としてニュースにも大きく取り上げられたにもかかわらず、日本では殆んど注目されなかった出来事があった。100年前の1918年11月11日、パリから北北東81キロ・メートルにあるコンピエーニュの森（La forêt de Compiègne）でドイツと連合国の間に休戦協定が締結された。同盟国側と連合国側の双方で1600万人以上の犠牲者を出した凄惨な戦争がようやく休戦となった日から100周年を迎えたことを記念する式典が開催されたのだ。2018年11月11日、まさに100年前のドイツ代表の心情を彷彿とさせるような冷たい雨の降り注ぐ中、パリに約80の国々や国際機関のトップが参集した。

敵／味方、勝者／敗者の相克が残り、東欧、中欧、中近東、アフリカをはじめとして、未だ第1次世界大戦の負の遺産と苦闘する人々も多い中での100周年である。祝う気にもなれない国々も招請しながら、<sup>(26)</sup>遅れ気味だったプーチン大統領、早々に移動したトランプ大統領も含め、世界各国の多くの元首を参集させた背景には何があったのだろうか？ 戦闘を終結させるという目的の一つに絞られた休戦100周年であったからこそであると推察される。利害が明確に分かれるヴェルサイユ条約などでは、こうは行かない。「こんな惨劇は絶対に起こさせない（plus jamais ça）」という平和を祈ることで一致できる筈と、敵／味方、加害国／被害国を問わず各国元首が集っての記念式典となったのであろう。<sup>(27)</sup>

同時に、100年前の時間軸を遡り、他国の側の視点に立つと違って見えることもあると、敢えて「近接性の法則」の壁を越えて報道に従事するフランスのジャーナリズムの視座に確固たるものがあることを伺える絶好の機会となった。

偏狭なナショナリズムの萌芽を排し、国際協調を擁護する立場を明示したメルケル首相は今回の記念行事を成功させた立役者でもある。<sup>(28)</sup>しかし、パリのエトワール広場にある無名戦士の墓にドイツの首相が初めて献灯したのは2009年になってのことで、サルコジ大統領に案内されたメルケル首相であった。当時の訪問もドイツでは不評を買ったが、今回が2度目の献灯となったメルケル首相にとって、不人気覚悟の勇氣ある行動だったと思われる。ドイツの歴史から見れば休戦の日は、むしろ「トラウマの日」<sup>(29)</sup>で、ドイツ人ならば皆が忘れた日である、とル・モンド紙のベルリン特派員は伝えている。<sup>(30)</sup>ドイツ帝国のヴィルヘルム2世は休戦協定締結の前々日となった1918年11月



9日に独断で退位を宣言、10日早朝には帝室資産を満載した特別列車でオランダへ亡命してしまったのだ。ドイツでは、ドイツ帝国終焉と、来るべきヴァイマル共和国が始まる前の屈辱と苦難にみちた空白期であった記憶が強いようだ。<sup>(31)</sup>

フィガロ紙も、<sup>(32)</sup>ドイツでは、1918年11月はドイツ帝国の終焉、ヴァイマル共和国の始まりであると捉えられていることを伝えている。第1次と第2次の二つの世界大戦を連結して考えており、フランスのように前者のみを大戦 (la Grande Guerre) と呼ぶことはないし、ましてやこれを祝賀することはないとしている。

起こらなかったこと、無かったことは、一般的にはニュースにならないが、今回の式典では、例外ともなるベルリン発のニュースがあった。「マクロンの決定は良い決定」<sup>(33)</sup>との見出しの記事だ。この見出しにある決定とは、今回の式典で軍事パレードは行わないとの決定である。戦争の敗者、弱者への配慮が優先されたからだ。その代わりに開催されたのが平和フォーラム (Forum de la paix)<sup>(34)</sup>である。

ちなみに、ドイツの国民哀悼の日 (Volkstrauertag) は、戦没者とナチの犠牲者を追悼する記念日で、1993年以来、毎年11月の第3日曜日に挙行されており、今年 (2018) 11月18日の式典にメルケル首相と並んでマクロン大統領も出席した。<sup>(35)</sup>

「中近東は、第1次世界大戦の戦禍を最も受け続けている地域である」と、8千字にも上ろうという記事を掲載したのは11月1日付けのル・モンド紙<sup>(36)</sup>である。オスマン帝国解体の歴史を辿り、今日の状況を詳報している。1918年10月30日、ムドロス港に停泊中のイギリス戦艦アガメムノン号の艦上で、オスマン帝国と連合国の間の休戦協定が締結され戦闘は終了した筈なのに、2週間後にはイスタンブールが連合軍に占領され、以後、オスマン帝国の分割占領は進められ、<sup>(37)</sup>今なお往時の後遺症が残っている。<sup>(38)</sup>民族や国境の問題で西側メディアから批判されることが少ないトルコや中近東の国々である。しかし、根源的な原因を残して行った側のメディアとして、その報道姿勢に歴史的責任を感じなければいけない内容となっている。

同紙は続けて、大戦の結果、トリアノン条約により国土の70%を失ったハンガリーについてもブダペスト特派員の手で詳述、<sup>(39)</sup>中欧から東欧にかけての民族や国境の問題の複雑な現況を伝えた。マジャール民族の誇りと伝統が建設的なヨーロッパの未来に役立つことを期待させる記事であった。

マクロンの演説に先立ち、各国首脳の前で、フォン族の父とヨルバ族の母の間に生まれたベナンの歌手アンジェリク・キジョー (Angélique Kidjo)<sup>(40)</sup>が3万人の戦死者を出したセネガルの狙撃兵に捧げられたBlewuを歌い上げ、感動を呼んだ。“Blewu”とはミナ語で、「辛抱」とか「穏やかに」を意味する題名だそうで、フランス本国で戦った植民地からの兵に捧げられた歌という。<sup>(41)</sup>

アフリカや南太平洋から大戦に参加して犠牲になった人々、その後遺症がのこった地域からの報告も多かった。<sup>(42)</sup>ニューカレドニア (Nouvelle-Calédonie)<sup>(43)</sup>の独立是非を問う住民投票が2018年11月4日に実施されたこともあり、フランスの植民地行政の反省を含めた報道も活発であった。大戦中、フランス国旗の下に戦った兵士は、サハラ以南から18万人、マダガスカルから4万人を数えたという。工場の労働者としても、アルジェリアから10万人、モロッコから4万人が本国の軍需産業に徴用されていたことを報じている。<sup>(44)</sup>

「大戦から忘れられた・・・忘れがちな日本 (Le Japon, oublié... et oubliés de la Grande Guerre)」<sup>(45)</sup>との11月21日付けル・モンド紙の記事は、東京駐在フィリップ・ポンス (Philippe

Pons) 特派員によるものである。

日本では、休戦協定 100 周年は殆ど気付かれることもないまま終わってしまったがと、日本の第 1 次世界大戦以後の動きを優しく記している。国際連盟憲章の策定に際し、人種平等の原則を日本が提案したにもかかわらず、米国の現状維持政策に阻まれた日本の屈辱感が書かれている。年末にベートーヴェンの第 9 交響曲が好んで演奏される背景には、1918 年に四国（徳島県の板東俘虜収容所）でドイツ兵捕虜が演奏したことに始まり、第 2 次大戦中に人種差別なく受け入れたヨーゼフ・ローゼンシュトック指揮による新交響楽団のラジオ放送があることを紹介している。フランス語圏の読者を引き込ませる書き振りで、休戦協定 100 周年の機会を外しては興覚めさせてしまうかも知れない日本の歴史的背景を巧みに伝えている。

余談になるが、大戦初期の段階から連合国側に立った日本はドイツを撃破、独蘭電信会社 (Deutsch-Niederländische Telegraphengesellschaft) が太平洋のヤップ島 (Insel Jap) から中国に向け展開していた海底ケーブル網を管理下に収めた。犠牲者を余り出さないまま、当時は味方であった英国の帝国海底ケーブル網 (All Red) と対抗できる可能性 (あるいは、できるかの錯覚) を掌中<sup>しうちゅう</sup>に収めたのだ。大国への道を駆け上る踏み台にもなった第 1 次世界大戦から、この時の敵国であったドイツと組み直して第 2 次世界大戦へと突入した日本の歴史を振り返る意味でも重要な休戦記念日であった筈だが、余り当事者意識が湧かなかつたのかも知れない。

特派員にとって、派遣された持ち場での自分の立ち位置、視座を見定めることはかなり難しい。「近接性の法則」を短絡的に当て嵌めて捉えると、仕事へのモチベーションが下がってしまうこともありえる。また、現地や現場にいるからと言って状況が容易に把握できるわけでもない。取材する段階だけに限って見ても、自分の身体がその場にあるからと言って、周囲の状況を明確に把握できるとは限らない<sup>(46)</sup>。天安門事件に立ち会った記者が都市部の動きには敏感であり得ても、逆に農村部の不動性には鈍い反応を示してしまったり、あるいはモスクワ駐在特派員がソ連解体のインパクトを軽視してしまったりといった例を引くまでもないだろう。

現在進行中の話であるが、カルロス・ゴーン氏逮捕を巡ってのニュースを追っていても、日仏相互の特派員報告とそれぞれの本国の記者の手になる記事を比較すると「近接性の法則」が微妙にインパクトを与えていることが興味深い。

「近接性の法則」を逆説的に捉えて、鳥瞰的に、あるいは逆に最も底辺にまで下りたフィールドから見上げ直してみることも必要になって来る。しかし、より高い意欲と身近で精緻な観察眼で生き生きとしたレポートができる可能性もあるからこそ、職務としての特派員の魅力もあるのだろう。他の記者、専門家との交流やバランス感覚も重要で、記者や編集者の視座の置き場所、視点の設定の方法が大切になって来るのだと思われる。

## 6、「近接性の法則」と視座の設定 ～いちばん下から見てみよう～

「近接性の法則」にいう情報の受け手にとっての「近くに」の感覚は複雑であり、その効果には逆説的な面もあることが推測できる。また、受け手がメディアに最も期待するところは情報の信頼性であることも見た。

このような状況のなかで、どのような視座から情報を送れば良いのだろうか。

「現場テランに立って、地元の人々の声パロールを受け入れ、いちばん下から見てとれることに注意深くあること (à être présents sur le “terrain”, à accueillir la “parole” de ceux qu’ils représentent, à être attentifs à ce qui se voit d’en bas)」が望まれるとの意見を、署名なしで掲載したのは1993年2月26日付けのル・モンド紙(47)である。(48)いわゆる普通の人々の日常的な心配事や困難の近くに寄り添うことが政治家には必要で、統計や委員会報告などの官僚的仲介物メディアッションで解ったつもりになるのはいけないとの意見が述べられている。この意見の対象は政治家になっているが、ジャーナリストや学者としての自らへの願いでもある。執筆者については、名を伏せたまま掲載されたのであるが、実は当時72歳になっていたジョルジュ・バランディエ (Georges Balandier)(49)が書いたものだという。

下から見たり見上げたりしてみても、また近くにいっても洞察力の発揮が保障される訳でもない。(50)しかし最善の努力をすることの積み重ねが体感的能力となって、真実に接し、慧眼を開くことへの期待は失われてはいけないと思われる。

日本においても、往時のサツ回りや新入社員の現場経験も、いちばん下から見るからこそ識別し体感できることがあった筈である。赴任当初は意気揚々の反面、不満や葛藤に満ちていた時間も、その現場に塩漬けになる(してもらえる)こともなく、次々と職場を移るに従って蓄積される現場経験が体感となって後に生かされていたように感じられる。本人次第ではあるが、将来にわたって生かされる、長い目で見てこそ意義のある機会となっていたのではないだろうか。

「現場テランに立って、地元の人々の声パロールを受け入れ、いちばん下から見てとれることに注意深くあること…」を、組織的に実践していたのが日本の既存メディアの素晴らしさである。その強したかで逞しい生命力の根源はここにあるものと思われる。その初心を忘れず、官僚的仲介物化してしまうことを敢然と拒否する矜持こそ未来を拓くのだと思われる。

誰でも自分の言葉で発信でき、メディアの介在も必要でないようにも考えられる時代ではあるが、真贋錯綜したまま横溢する情報に溺れそうな時代でもある。そのような時代であればこそ、ネット上で最も頼られているのが既存のメディア、特に新聞社のサイトである。その高い信頼性を支え生かすためにも、「近接性の法則」の制約を乗り越え、その逆説的な意味での教訓を生かせるジャーナリストが育てられ、活躍することが望まれる。(2018年11月29日脱稿)

## 注

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2018年11月29日18:45 JST 現在のものである。

- (1) la Conférence nationale des métiers du journalisme  
<http://www.cnmj.fr/basedocumentaire/ecoles-journalisme-reconnues/>
- (2) <https://www.larousse.fr/dictionnaires/francais/proximit%C3%A9/64681>
- (3) パリ政治学院の政治研究センター (Le Centre de recherches politiques de Sciences Po) は、2003年に組織再編改称を行っているが、改組後も以前のフランス政治生活研究センター (anciennement Centre d'études de la vie politique française ; CEVIPOF) の略称をそのまま継承して用い続けている。
- (4) Le baromètre de la confiance politique  
<http://www.sciencespo.fr/cevipof/fr/content/le-barometre-de-la-confiance-politique>
- (5) パリ政治学院 (SciencePo) が2017年12月13日~26日にかけて行った、「プロクシミテ (proximité)

と感ずる地理的範囲はどこですか」との調査を、「あなたが帰属していると最も感ずる地理的範囲はどれですか？ 次の5つの選択肢の中から、一つだけを選んで下さい。①住んでいる地域、町、カントン、②県、州、地方、③フランス、④ヨーロッパ、⑤全世界、のいずれですか？」と質問で行った。18歳以上のフランス投票名簿から無作為抽出した2200名に行い、2084名からの有効回答を得、その結果を2018年1月に公表している。この結果は下記のとおりであった。

①住んでいる地域、町、カントン (La ville, la localit , le canton o  vous habitez) 21%

②県、州、地方 (La r gion, la province, le d partement) 17%

③フランス (La France) 40%

④ヨーロッパ (L'Europe) 7%

⑤全世界 (Le monde entier) 12%

わからない (NSP/ne sait pas) 3%

Sentiment de proximit  avec les diff rentes unit s g ographiques

Parmi les unit s g ographiques suivantes,   laquelle avez-vous le sentiment d'appartenir avant tout ?

[https://www.sciencespo.fr/cevipof/sites/sciencespo.fr.cevipof/files/Barometre\\_confiance\\_vague9.pdf](https://www.sciencespo.fr/cevipof/sites/sciencespo.fr.cevipof/files/Barometre_confiance_vague9.pdf), p.85.

(6) [https://abonnes.lemonde.fr/pixels/article/2018/10/31/le-new-york-times-decide-de-publier-des-photos-d-enfants-mourant-de-faim-au-yemen\\_5376830\\_4408996.html](https://abonnes.lemonde.fr/pixels/article/2018/10/31/le-new-york-times-decide-de-publier-des-photos-d-enfants-mourant-de-faim-au-yemen_5376830_4408996.html)

<https://www.nytimes.com/interactive/2018/10/26/world/middleeast/saudi-arabia-war-yemen.html?activation=click&module=RelatedLinks&pgtype=Article&mtrref=t.co>

(7) cf. le Centre pour l' ducation aux m dias et   information (CLEMI)

<https://www.cleml.fr/>

(8) <https://education.francetv.fr/matiere/education-aux-medias/cinquieme/video/la-loi-de-proximite>

中学生にメディアを理解させる番組、「メディアの鍵 (Les cl s des m dias)」シリーズの一環として2015年に制作されている。脚本はブリュノ・デュヴィック (Bruno Duvic) である。En partenariat avec La G n rale de production, co- production de la France T l vision, pour la francetv  ducation, France Inter et le R seau Canop . Avec le soutien du Minist re  ducation nationale - Direction du num rique pour l' ducation. Avec le soutien du collectif Enjeux e-m dias. 2015.

(9) ちなみに、ここで「カメル君に与する」と中学生には難しいかも知れない「与する」との表現を使ったが、コミットする、あるいは味方になるような意味である。このように主体性が明確な意見を輿論、人気のあるバンドワゴン (band-wagon/楽隊車) に乗るような意見が輿論、世の中の広汎な意見が世論である。

(10) フランス国際ラジオ放送 (Radio France Internationale ;RFI) での新人教育でも同様の教材が用いられていた。

<http://www.rfi.fr/>

Yves Agn s ; Manuel de journalisme -.  crire pour le journal, La D couverte, 2002, Paris, 448pp., p.37.

(11) Frances Cairncross ; The Death of Distance, Harvard Business Review Press, Revised edition, 2001, 320pp.

(12) Ibid. (Yves Agn s ; Manuel de journalisme -.  crire pour le journal, La D couverte, 2002, Paris, 448pp.), pp.36-39.

同書は2002年第2四半期に初版が出され、「Écrire pour le journal (新聞のために書く)」との副題が添えられていた。2008年8月に第2版が出された時点で副題が消されたが、2015年8月に第3版(480頁)が出版されたことに伴い、書名の副題はÉcrire pour le journalから「書かれたものとデジタル (L'écrit et le numérique)」に改定された。本稿では、特に断りのない限り、2002年の初版に準拠して記述を進める。

- (13) Pierre Bourdieu ; Sur la télévision suivi de L'emprise du journalisme, Raisons d'agir, Le Seuil, Paris, 1996, pp.22-29.
- (14) アニエスは、これを「キロメートル的死の法則 la "loi du mort kilomètre"」と呼んでいる。  
Yves Agnès ; *op. cit.* p.38.
- (15) Pierre Bourdieu et Jean-Claude Passeron ; Les Héritiers : les étudiants et la culture *in* coll. « Grands documents » (n° 18), Les Editions de Minuit, Paris, 1964, p. 20. (戸田清訳 ; 遺産相続者たち—学生と文化、藤原書店、1997、229pp.)
- (16) Yves Agnès ; *op. cit.* pp.39-40.
- (17) Yves Agnès ; *op. cit.* pp.40-42.
- (18) Yves Agnès ; *op. cit.* pp.42-46.
- (19) Christiane Restier-Melleray : La proximité dans les médias : retour sur une « loi », *in* La proximité en politique (dir. Christian Le Bart / Rémi Lefebvre ), Presses universitaires de Rennes, Rennes, 2005, 308 pp., pp. 251-270.
- (20) *cf.* <https://www.wired.co.uk/article/facebook-tackles-fake-news>
- (21) La Croix, Kantar Sofres & Kantar Media ; Baromètre 2018 de la confiance des Français dans les media, janvier 2018.  
<https://www.meta-media.fr/2018/01/23/entre-crise-de-confiance-et-perte-de-reperes-linteret-pour-linformation-est-au-plus-bas.html>  
<https://cms.edelman.com/sites/default/files/2018-01/2018%20Edelman%20Trust%20Barometer%20Global%20Report.pdf>
- (22) <https://www.franceinter.fr/societe/barometre-de-la-confiance-dans-les-medias-les-francais-moins-friends-d-actu-mais-plus-exigeants>
- (23) 「メディア騒音度数 (L'unité de bruit médiatique ; UBM)」は、オン・ライン、オフ・ラインを問わず、旧来のメディアおよびデジタル・メディアから発出される情報を騒音 / 雑音 / ノイズ (bruit) として捉えることにより、利用者が本人の意思の有無に関係なく、メディア情報に晒されている情報量を計測してみようと試行されている単位である。基本単位である1UBMは、当該地理的範囲(例えば日本とか、フランス)の15歳以上の総人口の1%が、一日当たり、1件の話題に晒されている場合に相当する。
- (24) “Massacre en Birmanie… Au diable la Loi de proximité, les médias n'informent pas !” との見出しで、ビルマでの虐殺が、近接性の法則に従って、メディアが報道しないとの意見が2014年4月に見受けられたこともある。  
<http://www.indigne-du-canape.com/massacre-en-birmanie-au-diable-la-loi-de-proximite-les-medias-ninforment-pas/>
- (25) “#BalanceTonPorc” も含む。

- (26) [https://www.lemonde.fr/centenaire-14-18/article/2018/11/11/centenaire-du-11-novembre-la-demande-de-memoire-et-d-histoire-vient-des-francais\\_5381971\\_3448834.html](https://www.lemonde.fr/centenaire-14-18/article/2018/11/11/centenaire-du-11-novembre-la-demande-de-memoire-et-d-histoire-vient-des-francais_5381971_3448834.html)
- (27) <http://www.elysee.fr/declarations/article/transcription-du-discours-du-president-de-la-republique-lors-de-la-commemoration-du-centenaire-de-l-armistice/>
- (28) Marc Semo ; Centenaire 11-Novembre : face à Trump, Macron et Merkel jouent la carte de l'unité, *in* Le Monde, le 12 novembre 2018.  
[https://www.lemonde.fr/international/article/2018/11/12/centenaire-11-novembre-face-a-trump-macron-et-merkel-jouent-la-carte-de-l-unite\\_5382190\\_3210.html?xtmc=macron\\_patriotisme\\_nationalisme&xtcr=5](https://www.lemonde.fr/international/article/2018/11/12/centenaire-11-novembre-face-a-trump-macron-et-merkel-jouent-la-carte-de-l-unite_5382190_3210.html?xtmc=macron_patriotisme_nationalisme&xtcr=5)
- (29) « Le 11 novembre 1918 est une date traumatique dans l'histoire de l'Allemagne. C'est pourquoi, dès le début, tout le monde a voulu l'oublier », analyse Arndt Weinrich, chercheur à la Sorbonne et coauteur de *La Longue Mémoire de la Grande Guerre* (Presses universitaires du Septentrion, 2017).  
Thomas Wieder (Berlin, correspondant) ; En Allemagne, l'impossible anniversaire du 11- Novembre, *in* Le Monde, le 01 novembre 2018.  
[https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/01/en-allemande-l-impossible-anniversaire\\_5377626\\_3232.html](https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/01/en-allemande-l-impossible-anniversaire_5377626_3232.html)
- (30) *ibid.*
- (31) Lætitia Béraud ; En Allemagne, à défaut de 11-Novembre on commémore la révolution de 1918, *in* Le Monde, le 04 novembre 2018.  
[https://www.lemonde.fr/centenaire-14-18/article/2018/11/04/en-allemande-a-defaut-de-11-novembre-on-commemore-la-revolution-de-1918\\_5378679\\_3448834.html](https://www.lemonde.fr/centenaire-14-18/article/2018/11/04/en-allemande-a-defaut-de-11-novembre-on-commemore-la-revolution-de-1918_5378679_3448834.html)
- (32) Laura Andrieu ; Centenaire du 11 novembre : la difficile commémoration allemande *in* Le Figaro, le 09 novembre 2018.  
<http://www.lefigaro.fr/international/2018/11/09/01003-20181109ARTFIG00274-centenaire-du-11-novembre-la-difficile-commemoration-allemande.php>
- (33) Claire Demesmay, Barbara Kunz ; 11-Novembre : « La décision d'Emmanuel Macron est la bonne », *in* Le Monde, le 07 novembre 2018.  
Par Claire Demesmay et Barbara Kunz Publié le 07 novembre 2018 à 05h15 - Mis à jour le 07 novembre 2018
- (34) [https://www.lemonde.fr/politique/article/2018/11/11/forum-de-la-paix-macron-et-merkel-mettent-en-garde-contre-le-nationalisme\\_5382097\\_823448.html](https://www.lemonde.fr/politique/article/2018/11/11/forum-de-la-paix-macron-et-merkel-mettent-en-garde-contre-le-nationalisme_5382097_823448.html)
- (35) Treffen mit Merkel: Macron besucht am Volkstrauertag Berlin, 18. November 2018, Die Zeit.  
<https://www.zeit.de/news/2018-11/18/macron-besucht-am-volkstrauertag-berlin-181117-99-858513>
- (36) Antoine Flandrin ; Le Moyen-Orient est la région la plus durablement touchée par la guerre de 1914-1918, *in* Le Monde, le 01 novembre 2018.  
[https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/01/le-moyen-orient-est-la-region-la-plus-durablement-touchee\\_5377655\\_3232.html?xtmc=rogan&xtcr=1](https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/01/le-moyen-orient-est-la-region-la-plus-durablement-touchee_5377655_3232.html?xtmc=rogan&xtcr=1)  
*cf.* Le centenaire oublié de 1918 au Moyen-Orient

<http://filiu.blog.lemonde.fr/2018/11/18/le-centenaire-oublie-de-1918-au-moyen-orient/>

- (37) 1920年8月10日、セーヴル条約 (Traité de Sèvres) が連合軍とオスマン帝国との間に締結されたが、1923年7月24日、ムスタファ・ケマル (Mustafa Kemal) 率いるアンカラ政府と連合軍との間でローザンヌ条約 (Traité de Lausanne) が再締結された。なおムスタファ・ケマルには1934年11月24日、トルコ大国民議会からアタテュルク (Atatürk ; トルコの祖 / 父の意) の姓が贈られている。
- (38) Marc Aymes ; Istanbul, c'est toujours Constantinople, in *Le Monde*, le 11 novembre 2018.  
[https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/11/istanbul-c-est-toujours-constantinople\\_5381964\\_3232.html](https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/11/istanbul-c-est-toujours-constantinople_5381964_3232.html)
- (39) Blaise Gauquelin (Budapest, correspondant) ; En Hongrie, le traité de Trianon occupe toujours les esprits, in *Le Monde*, le 01 novembre 2018.  
[https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/01/en-hongrie-le-traite-de-trianon-occupe-toujours-les-esprits\\_5377651\\_3232.html](https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/01/en-hongrie-le-traite-de-trianon-occupe-toujours-les-esprits_5377651_3232.html)
- (40) [https://www.lemonde.fr/afrique/article/2017/01/22/angelique-kidjo-j-ai-chante-contre-donald-trump\\_5067040\\_3212.html](https://www.lemonde.fr/afrique/article/2017/01/22/angelique-kidjo-j-ai-chante-contre-donald-trump_5067040_3212.html)
- (41) ÉMOTION avec l'interprétation de Blewu par Angélique Kidjo - Centenaire de l'Armistice de 1918  
 Merci Maman ANGELIQUE KIDJO (Bénin) pour cette reprise de BELLA BELLO (Togo) en langue mina, parlée au Togo, Bénin et au Ghana.  
 "Blewu" est à l'origine une chanson de la chanteuse togolaise Bella Bellow, décédée en 1973 d'un accident de la route. Le titre, qui signifie "Patience" ou "Doucement" en langue mina, rend hommage aux troupes coloniales ayant combattu en France.  
<https://youtu.be/BpABEO2Embs>
- (42) Séverine Kodjo-Grandvaux ; Centenaire du 11-Novembre : l'Afrique, l'autre scène de guerre, in *Le Monde*, le 06 novembre 2018.  
[https://www.lemonde.fr/afrique/article/2018/11/06/centenaire-du-11-novembre-l-afrique-l-autre-scene-de-guerre\\_5379416\\_3212.html](https://www.lemonde.fr/afrique/article/2018/11/06/centenaire-du-11-novembre-l-afrique-l-autre-scene-de-guerre_5379416_3212.html)
- (43) ニューカレドニアからは、ヨーロッパ系 1047 名、カナックの人々 978 名が動員され、戦死が 575 名と記録されている。  
<https://www.ac-noumea.nc/spip.php?article110>
- (44) *ibid.*
- (45) Philippe Pons ; Le Japon, oublié... et oublié de la Grande Guerre, in *Le Monde*, le 21 novembre 2018.
- (46) « la proximité physique n'offre pas à elle seule une garantie de clairvoyance. »  
 Vincent Hugué ; Journaliste « dans la guerre », L'éthique des journalistes, in *Études* 2004/2 (Tome 400), pages 223 à 236.
- (47) « Ils sont régulièrement invités à être présents sur le "terrain", à accueillir la "parole" de ceux qu'ils représentent, à être attentifs à ce qui se voit d'en bas.»  
 Sociétés - Vues d'en bas, in *Le Monde*, le 26 février 1993.  
[https://abonnes.lemonde.fr/archives/article/1993/02/26/societes-vues-d-en-bas\\_3922974\\_1819218](https://abonnes.lemonde.fr/archives/article/1993/02/26/societes-vues-d-en-bas_3922974_1819218).

[html?xtmc=en\\_bas&xtcr=12](http://www.homme-moderne.org/societe/socio/bourdieu/misere/mde0293.html)

<http://www.homme-moderne.org/societe/socio/bourdieu/misere/mde0293.html>

- (48) いちばん下から見ることのメディア戦略としての是非については、エリク・ネヴェー (Érik Neveu) が米欧の動向を比較しながら紹介している。

Érik Neveu: « Vues d'en bas ? » *in* *Sociologie du journalisme* (3e édition), La Découverte, coll. « Repères », Paris, 2009, 128pp, pp.106-107.

- (49) 下から見るのがどんなに大切か、バランディエが気付く切っ掛けとなったアフリカの現場 (terrain) に立ったのは 1946 年、セネガルでのことだったという。後に、彼が比較して語ったことがある東京の築地市場とダカールの Soumbédioune 魚市場の両市場が、この秋にそれぞれ新市場へ移転した。

[https://www.lepoint.fr/culture/georges-balandier-mon-travail-c-est-un-combat-contre-l-exotisme-08-10-2016-2074491\\_3.php](https://www.lepoint.fr/culture/georges-balandier-mon-travail-c-est-un-combat-contre-l-exotisme-08-10-2016-2074491_3.php)

<https://www.theguardian.com/cities/2018/nov/08/caught-gutted-sold-the-final-days-of-dakar-traditional-fish-market-senegal>

- (50) Vincent Hugué ; op.cit. (Journaliste « dans la guerre », *L'éthique des journalistes*, *in* *Études* 2004/2 (Tome 400), pages 223 à 236)





# 「国家・メディア・コミュニティ」の再考察

大石 裕\*

## 1. はじめに一情報化とグローバリゼーションの進展

近代社会の成立過程において、特に19世紀後半から20世紀にかけては、欧米社会を中心に、マス・コミュニケーションを中心に情報化が急速に進んだ。この傾向は、言うまでもなく国民国家の形成や安定に深く関わってきた。マス・コミュニケーションの発達と普及により、国民の間での情報共有の程度が著しく高まり、国民的アイデンティティが形成されるようになったからである。その一方で、この傾向は周知のように、ラジオやテレビといった放送メディアの普及により、世論操作、ないしは大衆操作の可能性を一段と高め、政治コミュニケーションや「メディア政治（あるいはテレビ政治）」という言葉を生み出すに至った。

ところが20世紀末になると、情報化と国家のこうした関係は大きく変化してきた。海底ケーブルに加え、衛星通信や衛星放送が実用化され、さらにはインターネットが急速に普及してきたことにより、国境を超えた情報化の進展が一段と進み、それと連動したグローバリゼーションという傾向が顕著になったからである。こうした現象に関してマヌエル・カステルは、独自のネットワーク社会論を展開する中で、社会における「価値とは何か」という問いを投げかけ、次のように述べた。

「情報や技術のグローバル・ネットワークが、支配的な価値を有するようになった。というのも、そうしたネットワークが市場機能の安全を保障する軍事力を左右するようになったからである。これらグローバル・ネットワークが持つ重要性のもう一つの側面は、価値形成過程の多様性と表現できる。すなわち、現代社会のもっとも重要な影響力の源泉として、この種のネットワークが一般市民の思考や精神を変容させてきたと言いうるのである。」(Castells 2013 :27)

情報化とグローバリゼーションの進展といった傾向は、国民国家やその基盤となる国民的アイデンティティ、そして国民文化の相対化という傾向を生み出し、国民国家としてのコミュニティという視座も再検討する必要性が生じてきた。

他方、国民国家というコミュニティの下位単位として通常は位置づけられてきた地域コミュニティに対する関心や期待は引き続き根強く存在してきた。実際、地域コミュニティは以下で検討するように、様々な要因から多様化が進み、それに伴い地域コミュニティに関する様々な調査研究や見解も提示されるようになった(ウエルマン 1979=2006; ウエルマン=レイトン 1979=2012、参照)。第一は、引き続き近隣コミュニティの機能の重要性を主張する「コミュニティ存続論」であ

---

\*おおいし ゆたか 慶應義塾大学法学部政治学科 教授

る。第二は、第一次的紐帯や地域コミュニティの脆弱化を主張し、地域コミュニティの機能の弱体化を強く主張する「コミュニティ喪失論」である。第三は、近隣という限定されたコミュニティが解放され、人々のネットワークが分散化されてきたという診断を下す「コミュニティ解放論」である。

地域コミュニティや国民国家、それらをめぐる近年のこうした論議にとって重要性を増大させてきた主たる要因、それがグローバリゼーションと情報化のさらなる進展であるのは間違いない。とはいえ、グローバリゼーションと情報化という要因が国民国家や社会に対して、同様の影響を及ぼしてきたかと言うと、そうした単純な見方をとることはできない。実際、グローバリゼーションの時代においても、各々の国家社会の文化変容の形態はきわめて多様である。というのも、国家社会の下位単位である地域社会、そしてそこに居住する地域住民が、国家という枠にとどまりながらも、民族、宗教、言語などの社会的・文化的境界を強く意識するというケースも、数多く見られるからである。また、人々が居住する地域社会やそれを基盤とする下位文化を背景とするアイデンティティが強化され、その結果、下位文化を基盤とする「サブ・ナショナリズム」が高揚するようになり、国民国家それ自体が不安定さを増大させるという事態が生じるようになってきたからである。

この種の問題に関して、やはりカステルは以下に示す四つの用語・概念を用いて説明を行おうとした（Castells 2013：117）。

- ① 世界の大部分の地域で、ある特定の価値や信念が共有されるようになる「文化的グローバリゼーション」。
- ② ある集団が自分自身を認識するための特定の価値や信念を抱くことで生じる「文化的アイデンティフィケーション」。
- ③ 個人的かつ主観的な欲求、願望、企てを優先させ、それをどのように満たすかを考える基準となる価値や信念に立脚する「個人主義」。
- ④ コミュニティの各々の成員の満足度ではなく、コミュニティの公共財を重視する一連の価値や信念に立脚する「コミュニナリズム」。

カステルはこれらの概念を、「文化的グローバリゼーション」対「文化的アイデンティフィケーション」、そして「個人主義」対「コミュニナリズム」と対峙させ、組み合わせることで、次の四つの文化パターンを提示した（同：119 - 120）。

- ① 「文化的グローバリゼーション」と「個人主義」を組み合わせた「ブランド化された消費主義」。これは、人々の消費行動がグローバルな資本主義文化に大きな影響を受ける状況を指す。
- ② 「文化的アイデンティフィケーション」と「個人主義」を組み合わせた「ネットワーク化された個人主義」。これは、インターネット時代の次のような状況を指す。すなわち、人々は自らの裁量で豊富なコミュニケーション・ネットワークを活用することで社会関係を拡大することが可能になる。人々はそうした作業を選択的に行い、自らの選好や構想に従って文化的世界を構築したり、自らの利害や価値の変化に応じて修正したりする。

- ③ 「文化的グローバリゼーション」と「コミュニナリズム」を組み合わせた「文化的コスモポリタリズム」。これは、世界で集合的価値が共有され、それゆえ地球規模で一つのコミュニティが構築される状況を指す。
- ④ 「文化的アイデンティフィケーション」と「コミュニナリズム」を組み合わせた「多文化主義」。これは、世界が多様なコミュニティによって構成され、その中で多様なアイデンティティが存在するという認識を導く。

このようにグローバリゼーションが進展する中で、文化や社会は実に複雑かつ錯綜しつつ大きく変化し、その把握の仕方も多様化してきた。ただし言うまでもなく、この分類はあくまでも理念型であり、現実の国家や社会では複数の文化パターンが混在している。また、一人の人間が組み入れられる文化パターンにしても、状況や環境に応じて変化するのは当然である。とはいえ、この分類はインターネット社会の文化に関して考察を行う際に多くの示唆を与えてくれると評価できる。

本稿では、カステルのこうした見解を参照しつつ、情報化の進展が国民文化や国民的アイデンティティの形成に寄与するという側面のみならず、それらを動揺、あるいは変化させる要因になりうる点に注目する。また、地方文化を中心とする下位文化が対抗文化となることで、国民国家にとっての不安定要因になりうる点についても論じる。さらには、情報化や下位文化をめぐるこうした傾向が、コミュニティ（論）の多様化を促してきた点に関しても、いくつかの観点から検討することにした。

ただし、本稿はこの種の実に興味深い論議が活性化していた20世紀後半から21世紀初頭を中心に展開された理論・モデル、あるいは時代診断についての考察を行うことにしたい。さらに、インターネット上のコミュニティ、すなわちヴァーチャル・コミュニティ（論）の可能性についても批判的観点から論じることにしたい。

## 2. 「対抗文化」と地域コミュニティ

近代社会においても、多種多様な言語、宗教、それらを基盤とする複数のエスニック集団が国民国家の中に存在し、それらが下位文化を形成し、国民文化に容易に統合されないという状況はごく普通に観察されてきた。そうした下位文化はまた、地域コミュニティを基盤に成立し、地方文化として、さらには国民文化に異議を唱えるという意味での「対抗文化」として成立するという状況も頻繁に生じるようになり、それに対する注目度も高まってきた。<sup>(1)</sup>

「対抗文化」としての地方文化は、国民文化や国民的アイデンティティの形成の妨げになるだけでなく、地域紛争（さらには国際紛争）の原因となり、それを深刻化させるという一面も有してきた。地域コミュニティが対抗文化の拠点としての性質を強め、国家から分離・独立を求める社会運動の基盤となる例も数多く存在してきたのである。このことから、情報化の進展や交通網の発達などによる、情報の共有化や社会の流動性の高まりが、国民国家の形成や安定には容易に結びつかないことが理解される。国民国家システムについて論じた以下の指摘は、この点を適切に要約している。

「政策的な移動・流通手段の整備、マス・コミュニケーション手段の発達などは政府の観点からは文化の共通化の方策かもしれないが、住民にとってみれば異文化との急激な接触増加である。この場合の異文化とは、中央の共有すべき文化であり、異質な集団の文化でもありうる。…政治的分裂は、国民形成過程における文化接触による異質性の認識の高まりと摩擦の激化によって、助長される。」(山影 1994 : 246)。

国家は国民を形成し、「一つの民族」という神話（想像の共同体＝コミュニティ：ベネディクト・アンダーソン）を作り上げる必要性から、すなわち国民国家の形成と安定という目標を達成するために、通常は国家の「中心」で形成された国民文化を、教育も含む様々なコミュニケーション手段を用いて地域コミュニティに普及させてきた（あるいはそうした試みを行ってきた）。ところが、国民文化の地方（周辺）への普及に関わる諸政策は、国民文化に反発する「対抗文化」を活性化させ、その拠点としての地域コミュニティを強化させるという側面も有していた。すなわち、国家の「中心」によって推進される均質化に対抗するということは、中心性の全体化作用に対抗することにほかならないのである（篠原 2007 : 138）。

こうした動きにより、国民国家の統治能力の基盤とされてきた国民文化の正当性、あるいは国民文化が有する支配性が問題視されるようになってきた。特に、対抗文化の基盤としてのエスニック・コミュニティが一つの国民国家に属さず、複数の国家をまたぐ民族によって構成される場合、逆から見れば本来は一つの国家に属することが想定されていたエスニック・コミュニティが国境によって分断されている場合、その種のコミュニティが国民国家や国民文化に包摂されることなく、それらに反発し、抵抗するという事態が頻出するようになったのである。

ただし、ここで言う対抗文化の拠点としての地域コミュニティという現象は、周知のように第三世界の国々のみならず、国民文化、国民的アイデンティティを確立させ、安定した国民国家システムを構築したと考えられていた先進諸国においても度々観察されてきた。この種の問題の中心に位置するのがエスニック集団である。エスニック集団は、「共通の文化的特徴や（それらの成員間の）相互承認によって互いに結びついた人々の集団」（ミラー 1995=2007 : 36、カッコ内引用者）という点では「国民／民族」という集合体と共通点をもつ。しかし、その一方でエスニック集団と「国民／民族」という二つの集団に関しては、その差異に注目しつつ以下のような説明が行われている。

「歴史的に見れば、国民的／民族的アイデンティティは、非常に多くの場合、以前はエスニック・アイデンティティだったものから発展してきたものである。よくまとまったエスニック集団が、自分たちの正当な要求が国家によって無視されたと感じた場合、自分たちは別のナショナリティ（国民性／民族性）を有するものだと考え始めるのは当然の反応である。…ある国家が、別個のエスニック・アイデンティティを有する複数の集団を包摂しながら、一つの共通の国民的／民族的アイデンティティを持つことも大いにありうるのである。」(同 ;190)

この指摘は、国民国家形成というのは、複数のエスニック集団の中である特定の集団が優位に立ち、他の集団を支配する過程であること、そしてそれが国民文化や国民的アイデンティティの形

成過程であることを再確認させるものである。それゆえに同時に、国民国家内部においては、複数のエスニック・アイデンティティが存在し、国民的アイデンティティはそれらと共存（時には対立）しながら再生産されることも、ここでは示唆されている。

このように把握されうる、下位文化を基盤とするエスニック・コミュニティの成員が、自らの地位向上やより多くの利益の獲得を目指して様々な主張を行い、社会運動の構成員として異議申立て運動に参加し続けるという例も日常的に観察される。そうした社会運動は、単なる地域コミュニティの再生や再発見という運動にとどまらず、時には「対抗的コミュニティ」として活発化し、国家機構や国民文化に対する強い異議申し立て、さらには国家からの分離や独立を目指す動きへと連なってきたのである。また、前述した国境をまたぐ、複数の国家に属するエスニック・コミュニティが「対抗的コミュニティ」の基盤となる場合、この種の運動が活発になる傾向が強くなるのは当然である。

もちろん、先進産業諸国では民主主義システムが一定程度作動していることもあり、これらの国民国家における政治的あるいは社会的な亀裂が国民国家の存立を重大に脅かす事例は、それほど多く見られなかった。これらの国家や社会では、この種の問題は少なくとも表面上は第三世界と比べれば深刻化してこなかったし、国家機構や国民文化に対抗する際にとられる手法も比較的穏健であったと言うこともできよう。とはいえ、歴史的に見れば（20世紀後半に限っても）、アメリカの公民権運動、イギリスにおける北アイルランドをめぐる地域紛争、そしてスペインのバスク地域での紛争、ロシアでのチェチェン地域などにおける紛争が世界で多くの注目を集めてきたのは事実である。さらには、それらの紛争と関連して、テロ行為などの過激な手段も用いられてきたことは看過できない。

ただし、ここで強調したいのは、対抗的コミュニティを基盤とする主張や利害については、国民文化の担い手である国民の多数派がその存在を認識しているとは限らないという点である。社会問題の存在を社会の成員に対して広く周知する機能を担うはずのメディア（特にマス・メディア）が、その種のコミュニティに注意を払わないケースも多々見られるからである。というのも、できるだけ多くのオーディエンス、すなわち国民の多数派にニュースを伝達し、理解を得ようとするマス・メディアのジャーナリストたちは、既存の支配的価値観の枠内でニュースの生産活動を行う傾向が強く、それゆえにそうした社会問題や社会紛争に対しては、紛争手段が過激化しない場合には、あるいは他国のメディアが注目しない際には、概して高いニュース・バリューを付与しないからである。従って、「（例えばアメリカのメディアにおいては）活発な討論や批判があり、反対意見が許容され、奨励さえされる」が、しかしそれは「エリート層の合意を構成する前提や原則のシステムの中に忠実にとどまっている限りの話（である）」（チョムスキー＝ハーマン 1988＝2007：215、カッコ内引用者）という指摘が説得力をもつことになる。

この指摘が、アメリカ社会だけに適用されるものではないのは当然である。エリート層のみならず国民文化の日常的な再生産に（多くの場合、無意識のうちに）参加している国民の多数派、そしてマス・メディアのジャーナリストたちによって支配的価値観、および「中心」が構成されている国民国家では、「対抗的コミュニティ」を基盤とする主張や利害が排除されるケースの方が一般的とも言える<sup>(2)</sup>。従って、そうした主張や利害は既存の意見表明の経路から排除される可能性が高くなる。その結果、「対抗的コミュニティ」の成員は、国家機構や国民文化に対する強力な異議申し立

てという運動形態を採用し、立ち現われることになる。地域コミュニティが「対抗的コミュニティ」として運動化し、顕在化するということは、それまで国民国家において様々な手法で潜在化されてきた問題点や矛盾、さらにはそれらに対する不満が表面化してきた結果にほかならない。近年では、ソーシャル・メディアを通じてそうした不満や運動が国内のみならず、国際的に注目されるといったケースも数多く見られるようになった。

以上の見解では、国民国家というコミュニティの中で支配され、抑圧されてきた人々によって、地域社会を基盤として対抗的コミュニティが構成されていると考えられている。そして、そうした勢力による国民国家や国民文化に対する批判を積極的に評価しようとしている。ところが、コミュニティの多様化という傾向は必ずしもこうした見解だけに回収されるものではない。なぜなら、近代化、あるいは近代主義という観点からすると、国民国家は社会の秩序を安定させる最も有力な装置であり、国民文化は国民的アイデンティティという社会の求心力を維持するためには不可欠な要素だからである。従って、そうした国民国家や国民文化と共存し、それらに従属する地域コミュニティ、あるいは地方文化という位置づけを当然視する観点からすると、下位文化と連動する対抗的コミュニティの存在や機能に対してはやはり批判が加えられることになる。

加えて、国民国家というコミュニティのみならず、地域コミュニティにしても、コミュニティ(の価値)というのは、以下に見るようにまさに両義的な意味や機能を持ちうる点は重要である。

「コミュニティの価値は、シティズンシップ、寛容さ、最も優れた人間性に根拠を与えることを目的に発動される。その一方で、コミュニティは原理主義、暴力的な反社会集団、人種差別などの社会悪の主要因にもなりうる。コミュニティは、人間性や市民生活を支えることもあるが、同時にそれらを破壊することもある。」(Christensen and Levinson,2003 :xxxvii)。

こうした見方は、コミュニティ(論)の多様化について考える場合きわめて重要だと言える。というのも、こうしたコミュニティの把握の仕方は、必ずしも国家としてのコミュニティだけではなく、これまで述べてきた対抗的コミュニティにも適用されうるからである。すなわち、国民国家や国民文化に対抗する地方文化を基盤とする地域コミュニティにしても、その内実や実態を見るならば、それが宗教、言語などを拠り所にしながら抑圧的な空間となるケースも見られるからである。約言すれば、これらの地域コミュニティにもある種の権力的側面は当然備わるのである。

### 3. グローバリゼーションの中のコミュニティ—ディアスポラを中心に—

以上見てきたように、国家の下位単位としての地域コミュニティが近代社会にとっては両義的な存在でありつつも、「対抗的コミュニティ」として国民国家というコミュニティと国民文化とを動揺させる可能性を高めてきたという側面をもつ。その一方で国民国家は、急速に進展してきたグローバリゼーションの影響にさらされてきた。それは、国家の枠を超えた統合体を創出する動きとして表面化してきたこともある。例えば、EUやASEANなどに象徴される、経済協力を中心とした国家間の強い協力や連携、さらには統合への模索といった動きがいくつかの地域で見られるよう

になった。

しかし、人、モノ、情報の実際の動きを見るならば、それらはこうした一定の地域での協力や連携というレベルを超えるようになってきた。特に、国内のみならず国家を超えたグローバルなレベルでの情報通信ネットワークの整備・高度化、すなわち近年の情報化の一層の進展によりグローバル化が加速されてきたのである。また、近年の情報化の進展は新たな国家間の関係や連携の仕方を生み出してきた。それが、国家を超えた政治、経済、文化活動の活発化と平行して進んできたことは言うまでもない。この傾向は、理念や意識のレベルを超えて、実際に国家間の相互依存や相互浸透の度合いを著しく高め、経済分野での相互協力を推し進め、さらには自国の国際社会における地位向上という戦略も加わり、グローバル化は一段と複雑な様相を見せるようになってきた。前掲のカステルによる、「文化的グローバル化」と「文化的アイデンティフィケーション」といった傾向はその重要な一例である。

その一方でグローバル化の進展は、国際的な対立や紛争の発生、それらの解決や調停を行う国際機関の重要性を増大させてきた。また、環境問題に代表されるグローバルな問題に対する関心も高まり、国境を超えた社会運動や国際世論もその存在感を増大させてきた。すなわち、国際連合をはじめ様々な国際機関（例えば、IMF、WTO、OECD）や国境を超えて活動する NGO などに対する注目度が一段と高まり、機能面でもその重要性も増大するようになってきた。なかでも NGO に関しては、「直接的には政府や企業の指導者に政策変更を迫ることで、また間接的には政府や企業がなすべきことについての人々の認識を変えることで、新しい規範の形成に貢献する」ことがあり、「情報革命は彼らのソフト・パワーを大幅に増大させてきた」(ナイ 2009=2009; 301) という見解も示されるようになった。<sup>(3)</sup>

もちろん、これらの傾向とそれをめぐる見解を、「グローバル・コミュニティ」(前掲のカステルの分類では「文化的コスモポリタリズム」)の創出という楽観的な見通しに安易に結びつけることには無理がある。実際、社会を統治し、諸サービスを提供する(国民)国家の存在、そして(国民)国家の機能が不可欠であるという理解の仕方は依然として根強く存在し、その方がはるかに現実的とも言えるからである。とはいえ、そうした国家の機能をめぐる現実の諸側面を強く認識しながらも、グローバル化の進展により国家の相対化という傾向が進展してきたと言うことは可能であろう。

グローバル化の進展は、グローバル社会と国民国家との関係を大きく変容させてきた。その一方、グローバル化の進展が国民国家内部において新たなコミュニティの(再)発見を促してきた点は注目される。その際のキーワード、あるいは重要な概念の一つとして「ディアスポラ」があげられよう。ディアスポラとは、「ある民族が他の国々に強制的あるいは自発的に離散させられる」ことで生じ、そうした民族の人々が自らの「祖国(時には想像上の祖国)」に対する共通の関心を表明し続け、どこに移住しても、自分が属す民族と共通の運命を分かち合うようになる」現象を指すものである(コーエン=ケネディ 2000=2003 II:236)。<sup>(4)</sup>こうした傾向が進むことによって、ディアスポラ・コミュニティが世界の各地域で見られるようになってきた。ただし、この種のコミュニティとその構成員は、「想像の共同体(コミュニティ)」としての国民国家においては、通常は国民文化に十分に同化、ないしは適応しない(できない)、社会の周辺に位置する人々(マージナル・マン)として、一般にはとらえられてきた。



しかしその一方で、グローバル化の進展により、「国民国家の外側に、あるいはそれを越えて開かれた多種多様な協力関係や共同関係が生まれる世界」（コーエン、1997=2001：277）という状況が広く観察されるようになり、あるいはそれに関する理解も次第に深まるようになってきた。その傾向は、以下に見るような「アイデンティティの非領土化」という問題を浮上させてきた。

「ディアスポラ的な忠誠心が一層開放的となり、広く受け入れられるようにもなってきた。生まれた場所に落ち着くこともなく、移住先が最終的な場所でもない。また社会的アイデンティティと国民的アイデンティティが一致しなければならない必要性もない。…（ディアスポラ・コミュニティの構成員が）得たものは、国民国家のシステムに組み込むことが難しい一連のコスモポリタンの都市と、ローカルあるいは国境を越えるアイデンティティの増大であった。」（同：277、カッコ内引用者）

ここで強調されるべきは、先に若干触れたように、ディアスポラ・コミュニティの構成員に対する積極的な評価が、近代社会の中心に位置してきた国民的アイデンティティを当然視する見方、さらにはアイデンティティそれ自体に関する従来の見解とは異なる視点を提示したことである。確かに国民的アイデンティティに関しては、それが「自明のものとして人々に内面化される傾向」があり、「国家によって統制された教育機関などにより（それには、むしろマス・メディアも含まれる）、一定の内容を持った言説や言説実践が多数浸透する…。従って、アイデンティティは、可変的な無数の位置の総体ではなく、一つの固定した位置のように想定されてしまう」（戴、1999：124、カッコ内引用者）と通常は把握されてきた。

それに対し、例えばスチュアート・ホールはそれとは異なるアイデンティティの把握の仕方を提示した。すなわち、アイデンティティについては、それを多様な道筋で構成される、動態的過程（アイデンティフィケーション）と見なしたのである。というのも、この見解では、アイデンティティは「『呼びかけ』ようとする試み、語りかける試み…と、『語りかけられる』ことのできる主体としての我々を構築する出会いの点、〈縫合〉（suture）の点」（ホール 1996=2001：15）と把握されたからである。こうした理解に拠るならば、ディアスポラ・コミュニティの構成員にとっては、「もはや『アイデンティティの（移住先の国民文化に対する）同化』など必要ではない。ホームとアウエーが、高速輸送や電子的コミュニケーションや文化の共通性によってむすびつけられ、今日では複数のローカリティやアイデンティティを持てる」（カッコ内引用者；コーエン=ケネディ 2000=2003 II：201）という見解にまで行き着くことになる。インターネットの普及に代表される情報化の一層の進展、そして情報流通のグローバル化により、ディアスポラ・コミュニティが有する特質、すなわちホーム（祖国）の文化とアウエー（移住先）の文化が日常的に出会う場としてのコミュニティという特質は一層強化されるようになるのである。

このような観点に立ち、また前掲のホールのように、アイデンティティを動態的過程として、また可変的なものとして見なすならば、ディアスポラ・コミュニティによって形成される文化に関しても、例えば「クレオール化」という用語による説明も可能になる。すなわち、ローカルな文化というのは「流入してくる文化の中から特定の要素を選択し、それをオリジナルな文化の中に持って

いた意味とは異なる意味を付与し、次にそれを現地の伝統と創造的に融合させ、まったく新たな形態を生み出す」(同：74) というわけである。このような「クレオール化」という現象は、従来の画一性を前提とした国民的アイデンティティ論、あるいはそれとの対抗的側面を強調した地域コミュニティ論の中で展開されたアイデンティティ論とは異なる、もう一つの(代替的な)アイデンティティ論、あるいはコミュニティ論を提示してきたのかもしれない。加えて、近年の難民の問題や労働力の国際的な移動を考慮するならば、この種のコミュニティ論はより重視されるべきと思われる。

こうして見ると情報化の進展の一つの象徴であるグローバル・メディアの普及が必ずしも情報の「南北問題」、そして先進国と第三世界との間の「デジタル・ディバイド」を促進し、「文化帝国主義」の問題を深刻化させてきただけではないことがわかる。ディアスポラ・コミュニティは、国民文化への同化に伴う様々な軋轢、そして前述したように国民文化との対立や紛争を通じて対抗文化の拠点、すなわち「対抗的コミュニティ」となるケースも数多く見られるからである。その一方で、ディアスポラ・コミュニティの成員は、以下に示すように、多種多様なメディアと情報、そして文化によって織り成される情報環境の中で生活し、可変的かつ多様なアイデンティティを形成するという可能性を持ち合わせているからである。すなわち彼らは、①移住先の国民文化に立脚する種々のメディアが提供する情報と文化、②グローバル・メディアなどを通じて入手可能な祖国の情報と文化、さらには③ディアスポラ・コミュニティのオーディエンスに焦点を合わせて提供される限定的な情報と文化(一般に、この種の機能を担うメディアがコミュニティ・メディアであるが、それに関しては後述する)、というように多様な情報行動を通して、きわめて不安定な側面を抱えながらも多様なアイデンティティを形成し、再生産する可能性を有しているのである(李 2016、参照)。

#### 4. コミュニティ(論)の再形成と「コミュニティの結束」

グローバリゼーションや情報化の一層の進展は、実際に新たなコミュニティに対する関心を増大させてきた。しかしその一方で、国民国家の枠内で国民文化と共存する地方文化を共有する地域住民によって構成される地域コミュニティも、その機能や性質を大きく変化させながらも存在し続けている<sup>(5)</sup>。あるいは、その種のコミュニティの再形成という期待は今なお根強く残っており、それを実現するための構想や政策も打ち出されている。特に都市再開発や地域計画と連動した、主に貧困層を対象としたコミュニティ再形成の必要性はこれまでも常に主張されてきたし、それに関わる政策に対する期待も依然として高い。

こうしたコミュニティ(論)の見直しとその再生を目論む重要な契機となったのが、アミタイ・エチオーニなどによる「コミュニタリアン・ネットワーク」の主張や運動であることは知られている。コミュニタリズムと総称されるこの種の見解は、例えば「あなたは、社会に対してあなたの自律を尊重し支持してほしいと願うように、社会の道德秩序を尊重し、支持しなさい」(エチオーニ 1996=2001:10) という主張を前面に掲げた(前掲のカステルによる「コミュニタリズム」の説明も参照)。それと同時に、コミュニティが「社会の秩序と個人の自律とを兼ねそなえたものでなければならない」(同:11) 点が強調される。

エチオーニはこれら両者のバランスをとるための規範的なルールを、新たな黄金律 (Golden Rules) と呼び (同: 279)、またこうした主張を行う一群の研究者たちは「応答するコミュニタリアン (Responsive Communitarian)」と自称していた (菊池 2004、参照)。ただし、「コミュニタリアニズムやコミュニティの促進に表面的に関わってきた思想家は、自由主義自体に反対していたわけではない」(リトル 2002=2010: 43) と理解されうる点は重要である。すなわち、「コミュニティは自由主義の目的の追求と矛盾しているわけではなく、自由主義との共通の関わりを個人が確立出来る舞台をコミュニティが提供することに重点が置かれていた」(同) というわけである。

コミュニティ再形成を目指すこうした理念や政策は、エチオーニを中心とする「コミュニタリアン・ネットワーク」の主張に影響されつつ (菊池 2004: 194、参照)、「地域主導によるコミュニティの再生」の必要性を強く主張していた。その中で「地域のイニシアティブを支援し、地域への関与を促進することが最も実り多いのは、とりわけ貧困なコミュニティ」(ギデンズ 1998=1999: 139-140) であるという見解が示されたことがある。そして、この見解では「コミュニティをつくるに際して、低所得者居住地域の再生を図るべく、支援ネットワーク、自助、社会資本の充実」(同 185) が重点目標として掲げられることになった。

都市再開発、あるいは地域計画において、こうしたコミュニティ再形成をめぐる理念を具体化したのが、イギリス政府によって 20 世紀初頭に提示され、採用された「コミュニティの結束 (Community Cohesion)<sup>(6)</sup>」という理念ないしは政策であった。この用語は、「一般に宗教上の信仰やエスニックな区分を基盤とする、識別可能なコミュニティによる社会的な分割を考慮している。そして、複数のコミュニティ間を『橋渡しする』社会関係資本 (人々間の信頼関係や社会的ネットワーク) 理論によって補足される」ものと説明されている (Cantle 2005:52; カッコ内引用者)。また「コミュニティの結束」とはコミュニティ内部の結束という目標をだけでなく、複数の地域コミュニティを統合する、それらのいわば上位のコミュニティの構築を目指す構想・政策という見方もできる。

先に触れたエチオーニにしても、「それぞれのコミュニティ独自の伝統やサブカルチャー (下位文化) を尊重し、利益やニーズを高め、同時に共有された中心価値を維持するために、他のコミュニティと協力しあう」(エチオーニ 1996=2001: 274; カッコ内引用者) 単位として、すなわち「コミュニティのコミュニティ」を構築する必要性を強く主張しているが、「コミュニティの結束」は、この考え方に共感し、それを政策として採用したという側面を有していると言える。

小さな単位としてのコミュニティの中には、むろん前述したエスニック・コミュニティ、そしてディアスポラ・コミュニティも含まれることになる。というよりも、それらのコミュニティを強く意識しながら、また多種多様な文化の相互の尊重と共存を目指す「多文化主義」の実践を模索しつつ、「コミュニティの結束」が主張されてきたのである。「コミュニティの結束」という理念あるいは政策には、これらのコミュニティが対抗的コミュニティへと変貌することによる、国民国家に対する異議申し立ての顕在化、さらには社会不安の増大という状況を防止するという狙いがある。しかし、これらの構想や政策は、多文化主義を背景とするコミュニティに対する配慮を優先させており、その面では支配的性質を内包する国民文化を相対化しているという評価もできよう。

実際、「コミュニティの結束」を遂行する際の構想や政策としては、例えば住宅建設、教育の格差解消、様々なボランティア組織やコミュニティ組織に対する支援などがあげられている (同;

195-206)。これらの構想や政策により、エスニック・コミュニティやディアスポラ・コミュニティとそれに属する住民が様々な領域での地位向上が促されると考えられており、また新たな形態のコミュニティの形成、さらには前述したように「コミュニティの結束」の帰結としての上位のコミュニティの建設も期待されていた。

それでは、「コミュニティの結束」では、地域住民のアイデンティティの問題はどのようにとらえられてきたのであろうか。エスニック・コミュニティやディアスポラ・コミュニティの住民は多様な背景をもち、前述したホールも指摘したように、複数かつ多層的なメディアや情報に接する機会が多いのは当然である。従って、これらのコミュニティの住民のアイデンティティは固定化されず、流動的になる。というのも、やはり前述したように、複数のアイデンティティが「縫合」する場所にこれらの住民は位置し、日常的に「クレオール化」を実践しているととらえることが可能だからである。この観点に立つと、先に述べたように、国民文化のみならず国民的アイデンティティも相対化されることになり、「コミュニティの結束」という見方についても、一つの固定したアイデンティティという特徴をもつ国民的アイデンティティのあり方に対してその変容を促す構想・政策というとらえることも可能ではある。

さらに、こうした考え方に関しては、新たな民主主義を構想してきたラディカル・デモクラシー論と親和性を有するという見方もできる。というのも、その主張者の一人であるシャンタル・ムフは、かつて「社会は、もはや有機的の一体性をもつ実体とは定義できなくなった。そこに存続しているのは、明白に画定された輪郭をもたない社会であり、唯一の、あるいは普遍的な観点から記述することの不可能な社会構造なのである」（ムフ 1993=1998：23）と述べたうえで、次のような主張を展開したからである。

「今日、要請されている新しい権利は、差異の表現に関する権利であり、その重要性は今まさに主張され始めている。差異をめぐる権利は、もはや普遍化されうる権利ではない。ラディカル・デモクラシーは、差異——つまり、個別的なもの、多様なもの、異質なもの——の承認を要求し、事実上抽象的な『人間』の概念によって排除されてきたありとあらゆるものの承認を要求する。」（同：27）

こうした観点が、前述したコミュニタリアニズムとは異なる、あるいはそれに代わる国家、社会、そしてコミュニティの像を描いているのは明らかである。従って、「コミュニティの結束」という概念は、民主主義論のみならず、コミュニティ論の観点からも注目すべき見解であり、少なくとも理論レベルにおいてはその意義を高く評価できると言えよう。

ところが、その一方でコミュニティの現状を見るならば、例えば移住先の国民の主流派が認識する国益と、エスニック・コミュニティやディアスポラ・コミュニティの「祖国」の国益とが相容れず、対立や紛争が生じるといった問題が生じている。あるいは、そうした「祖国」の政治指導者によって打ち出された政策や方針が国際機関や国際世論から批判され、加えて移住先の政府がそれに同調し、「コミュニティ間の結束」が動揺するというケースも見られる。近年の「難民問題」はその種の問題を一層深刻化させてきた。

この場合、エスニック・コミュニティやディアスポラ・コミュニティの成員に対する批判や非難

が生じ、それが差別的な言動へと発展するケースも十分考えられるし、実際、そうした問題が生じているのも事実である。こうした事態が生じた際、エスニック・コミュニティやディアスポラ・コミュニティは「対抗的コミュニティ」になる可能性が高まり、「コミュニティの結束」は結果的に威圧的な政策へと転化することもありうる点はやはり留意されるべきであろう。

それとは正反対の事例として、「ゲートド・コミュニティ (Gated Community)」の存在にも目を向ける必要がある。コミュニティの治安を理由として外界と遮断し、主に富裕者層によって構成されるゲートド・コミュニティは、地域コミュニティ間の交流どころか、その隔絶を前提として成立しているコミュニティである。「不動産価値を守り、望まざる『他者』を遮断することで、自分たちのセキュリティを確保する。そのために囲い込まれた空間は、『ヒルズ』、『リバー』、『ヴァレー』、『フォレスト』、『パーク』など、牧歌的な名称に変更され、周辺地域から分離・独立し、半自治体化していく」(渡辺 2007:75)、それが(アメリカ社会の)ゲートド・コミュニティなのである。ゲートド・コミュニティは、コミュニティの結束を拒否するコミュニティと言えるかもしれない。

## 5. コミュニティ・メディアの位置づけ

これまで論じてきたように、情報化、グローバリゼーション、そしてコミュニティの多様化は連動しながら進展してきた。それに応じて、当然のことながら多種多様なコミュニティ(論)が登場するようになった。それでは、その中で地域コミュニティ内の情報の共有化を促す役割を担うはずのコミュニティ・メディアは、実際にどのように機能し、またどのように位置づけられ、論じられてきたのであろうか。次にこの問題について検討してみたい。

コミュニティ・メディアとは、地域コミュニティを対象に、主に当該のコミュニティに関わる情報の伝達や交換を行うメディアととらえられる。具体的には、地方紙、地域紙、自治体広報(以上、印刷メディア)、ローカル放送局、ケーブルテレビ、コミュニティFM放送(以上、放送メディア)などがあげられてきた。むろんインターネットも地域メディアとして利用可能であるし、実際そうした実例もかなり見られるようになった。

とはいえ、コミュニティとしての国民国家という観点からすると、国家レベルでの情報の共有化と国民文化の再生産に大きな力を持つマス・メディアが最も重視され、コミュニティ・メディアは一般にマス・メディアを補助する、あるいは補完するメディアと位置づけられてきた。ただし、コミュニティとコミュニティ論の多様化や変容が進むにつれ、コミュニティ・メディアの位置づけ、それに関する見解も多様化してきた(例えば、金山編、2007)。ここで注目したいのは、こうした論議の中では、以下に見るようにコミュニティ・メディアに対する「参加」と「アクセス」が強調されてきた点である。

「コミュニティ・メディアに関する取り組みを見ると、その大部分に『参加』と『アクセス』が見出せる。コミュニティ・メディアではアマチュアが情報生産に従事することが奨励され(参加)、一般市民やコミュニティが自らの見解を表明する場が提供される。」(Rennie 2006 :3)

この見解に限らず、メディアに対する「参加」と「アクセス」は多くのコミュニティ・メディア論で重視され、論じられてきた。以下に見るようなコミュニティ・メディアに関する理論の系譜、ないしは分類を見てもそのことは明らかである。なお、ここでの分類は、①コミュニティ・メディアを「自立的」ととらえるか、他のメディアや組織との「関係性」の中でとらえるか、②「メディア中心」ととらえるか、「社会中心」ととらえるか、という二つの基準を用いて行われている(Carpentier et.al. 2007 :220-231)。

- ① コミュニティ (=地域社会) に情報提供を行うコミュニティ・メディア (自立的 / メディア中心) ——コミュニティの有効性の強化。コミュニティの住民がオーディエンス。アクセスと参加の促進。関連する問題の討議の場の提供。表象され方が不適切で、烙印が押された、抑圧された社会集団に対するチャンネルの提供。
- ② マス・メディアを中心とする主流メディアに代替するコミュニティ・メディア (関係性 / メディア中心) ——国家と市場の双方から独立。主流メディアとは異なる表象や言説の提供。多様な人々が自分で意見を述べられる場の提供。多様な情報形態と情報ジャンルを提供。
- ③ 市民社会と結びつくコミュニティ・メディア (自立的・関係性 / 社会中心) ——メディアによる一層の民主化。公的な議論への広範な参加、そして公共圏で自己表象を行う機会の提供。
- ④ リゾーム状のコミュニティ・メディア (関係性 / 社会中心) ——多種多様な運動や紛争に関わる人々が出会い、協働する場の提供。コミュニティ・メディア組織の流動性と偶発性を強調。硬直的で融通のきかない公的メディア組織や商業メディア組織に疑問を投げかけ、それらを動揺させる。

このようにコミュニティ・メディアに対しては、特にアクセスと参加という用語・概念を軸に、オルタナティブ・メディアの有力な一つとして、市民社会論の観点から様々な期待が寄せられ、それと関連する機能が<sup>(7)</sup>高く評価されてきたことは重要である。なかでもエスニック・コミュニティなど(それには、むろんディアスポラ・コミュニティも含まれる)、国家社会、そしてマス・メディアという情報空間においてこれまで存在感を示す機会が少なかった集団の構成員がアクセスする機会が増大し、また参加可能なメディアとしてコミュニティ・メディアは位置づけられてきた。従って、先にディアスポラ・コミュニティとグローバル・メディアとの関連でも触れたように、コミュニティ・メディアは「地域志向性を有しながらも、偏狭になることは稀である。むしろ、グローバルなメディア文化を備えている」(Howley,2007 :357)という見方も提示されるようになった点は注目すべきであろう。そして、この傾向を後押ししているのがヴァーチャル・コミュニティの普及である。

## 6. 結びにかえて—ヴァーチャル・コミュニティの評価—

知られるように、メディアとコミュニティに関する論議は、情報社会論においてもかなり早い段階から行われてきた。かつてインターネット上で形成されるこのコミュニティの特徴として、「時

間、場所などの物理的条件を無視しようとする点にあり、その結果、大部分のヴァーチャル・コミュニティは極端に脆弱な組織になる」(傍点引用者; van Dijk 1999: 160) という指摘が行われたことがある。しかし、こうした物理的条件ではなく、程度の差はあるにせよ、構成員の間の「情報の共有」、およびそれに基づく「関心の共有」(関心のコミュニティ :Community of Interest) の構築の方がヴァーチャル・コミュニティの形成や維持にとっては必要条件とされ、強調されてきた。そして、この点にやはりオールタナティブ・メディアとしての強みがたびたび指摘されてきた。

ヴァーチャル・コミュニティに対する論議はすでに多数存在するが、それに関する評価はかつて以下のように要約されたことがある(デランティ、2003=2006: 254-256)。まず、肯定的評価としては(カッコ内は例示)、①新たな情報通信技術による、地域住民の活性化(コミュニティで排除される可能性が高い住民の活性化)、②民主的コミュニケーションの進展(双方向コミュニケーションと水平的コミュニケーションの可能性の高まりによる)、③新たなアイデンティティの生成(文化的な混成や雑種性をもつ文化の発生による)、である。他方、否定的評価としては、①国家と市場の一部に組み込まれ、監視の対象となる、②空間の新たな商品化が進み、情報格差も増大する、③道徳的価値が働かない無法地帯になる、といった点があげられた。

ヴァーチャル・コミュニティに対する評価は、このように多様であると同時に両義的であった。ヴァーチャル・コミュニティに対する注目度が増大してきた理由としては、これまで再三述べてきたようにグローバリゼーションの進展とそれに伴う国家の相対化という傾向、また情報化の進展など物理的情報装置の整備・高度化による国家の下位単位としての地域コミュニティの衰退といった点が指摘できよう。ヴァーチャル・コミュニティについて論じる場合、それが「関心のコミュニティ」として存在し、多くの社会で広く認められるようになってきたことも重要である。ただし、ヴァーチャル・コミュニティの性質は、コミュニティの成員の「関心」の内容とレベルによって大きく異なる点は強調されるべきである。すなわち、ヴァーチャル・コミュニティが社会の主流文化の一部をなす、たんなる「趣味のコミュニティ」として機能する場合、さらには例えば前述のディアスポラ・コミュニティと密接に関わりながら機能する場合とでは、各々のコミュニティが有する性質、その位置づけや評価は大きく異なることになる。ここにヴァーチャル・コミュニティについて論じることの困難さがあると思われる<sup>(8)</sup>。

ヴァーチャル・コミュニティをめぐるこうした困難さは、これまで本稿で検討してきた「情報化の進展とコミュニティの多様化」という、より広範な問題群にも当てはまる。情報化の進展は、国民国家、地域社会、ヴァーチャル・コミュニティなど様々なレベルで「コミュニティ」に影響を及ぼしてきたのは確かである。しかし、その影響の内実や道筋は、そうした多様な「コミュニティ」の構造、そしてそのコミュニティに属すコミュニティの構成員、特に彼らが抱くアイデンティティによって強く影響されてきたのである。

加えて、特に2016年の大統領選挙の頃から活発に論じられるようになったアメリカ社会に象徴される社会の分断化という状況は、こうしたヴァーチャル・コミュニティが成立することの困難さを強く物語っている。利害や関心が似通った市民が同調の増幅現象を生み出し、それが情報の共有化や異なる意見に対する認知度や許容度を低下させてきたからである。その結果加速されつつある、世論の分極化と社会の分断化は、文化の問題をめぐって高まってきた「民主主義の民主化」と

いう傾向に関しても、現実のみならず理論的にも危機に陥れつつあると思われるのである。

現代のジャーナリストは、こうした生態を冷静かつ批判的に報道・解説・論評する責務を負っていると見える。そして、ジャーナリズム論はこれまで述べてきた社会文化変動を視野に収めつつも、「国家・メディア・コミュニティ」と強く関連させながら論じる必要がある。なぜなら、「ジャーナリストはまだ息づく生体を、裸眼や顕微鏡で観察する人間」（外岡 2005：52）であり、その影響力は社会の隅々にまで行き渡るはずだからである。

- (1) この点に関しては、「欧米においては、60年代末にはエスニシティの問題が正面から取り上げられており、70年代には研究が進み、エスニシティ理論の提唱、そしてエスニシティ概念をめぐる論争が展開された」（山影、1994：253）と説明されている。
- (2) こうした主張や利害が排除される要因に関して示唆に富むのは、S. ルークスによって提唱された「三次元的権力」論である（Lukes, 2005；大石、1998、参照）。この権力論は特に、政治システムそれ自体が偏向しており、それは社会的に構築され、文化的にパターン化された人々や集団の行動、そして制度的な慣行によって維持される点、そしてこうした偏向が権力を行使される側の欲求それ自体に影響を及ぼし、それを形成し、決定するという権力形態に着目する点に特長がある。この権力論を援用するならば、「対抗的コミュニティ」の主張や利害は、国民の多数派の日常的な（かつ無意識の）行為によって抑圧、ないしは排除されることになる。さらには、現実には自ら不利益を被っているにもかかわらず、その認識を持たない人々は不満それ自体を持つことなく、「対抗的コミュニティ」を形成できない場合、あるいはそれゆえに「対抗的コミュニティ」に参加できない場合もある。
- (3) ここで言う、「ソフト・パワー」とは広く知られるように、「自国が望むことを相手国も自発的に望むようにする力」（ナイ、2004=2004：26）を指す。ソフト・パワーの源泉としては、文化、政治的な価値観、政策、があげられている。軍事力や経済力といったハード・パワーとは異なる、こうしたソフト・パワーに対する、支持や理解、共感を得ることにより、国家は相手国や国際社会から信頼を得て、発言力を増大させることが可能になることをナイは主張した。
- (4) 「ディアスポラ」の特徴としては以下の点があげられている（コーエン、1997=2001：285-286）。①出身国から追放された。精神的に外傷が与えられている場合が多い。②そうでない場合、追放ではなく、仕事をするため、交易のため、あるいは植民地獲得の野心のために発展を求めて出国した。③母国に対して共通の記憶、神話を持つ。④先祖代々住んでいたとされる想像上の故郷を理想化する。⑤帰還運動を行う。⑥強いエスニック集団意識を長年にわたって維持し続けている。⑦移住先社会との関係が良好ではない。⑧他の国に住む同じエスニック集団の出身者と連帯感がある。⑨寛容な移住先国においては、きわめて創造的で豊かな暮らしが可能である。
- (5) コミュニティに関しては、「農村型コミュニティ」と「都市型コミュニティ」に分類されたことがある（広井、2009：15）。前者は、「共同体に一体化する（ないしは吸収される個人）」ともいうべき関係のあり方を指し、それぞれの個人がある種の情緒的な（ないし是非言語的な）つながりの感覚をベースに、一定の『同質性』ということ的前提として、凝集度の強い形で結びつくような関係性を有するコミュニティであり、後者は「独立した個人と個人のつながり」ともいうべき関係のあり方を指し、個人の独立性が強く、またそのつながりのあり方は共通の規範やルールに基づくもので、言語による部分の比重が大きく、個人間の一定の異質性を前提とする」コミュニティを指すと説明されている。



- (6) 「コミュニティの結束」という考え方は、「社会の結束 (Social Cohesion)」と対比されることで、その特徴が明確にされている。ここで言う「社会の結束」とは、「社会的な階級や経済的要因を基盤とする社会的な分割を考慮している。また、住民間の「絆」と相互信頼に関連する社会関係資本の理論によって補足される。社会の結束は社会的排除によって壊されると考えられる。社会的排除は、一般に社会階級や経済的地位によって定義される個人や集団が経験するものである」(Cantle,2005:52)。ここから理解されるのは、「コミュニティの結束」は経済的要因ではなく、異なる宗教や民族から成る複数のコミュニティの統合を目指す構想ないしは政策であり、「多文化主義」の問題と深く関わるといふ特徴を備えているといふ点である。
- (7) 興味深いことに、批判的都市社会学の立場からM.カステルは、都市コミュニケーション政策の一環として、地方ケーブルテレビ局ネットワークについて論じ、特に映像文化の領域におけるグローバルなレベルでのコミュニティ・メディアのあり方について次のように具体的な方策を示している(カステル、1999=1999:172-173)。
- ① ビデオ文化と人々の社会的相互作用の間の結びつきが作り上げられなければならない。一つのありうべき方式は、双方向対話式システムを基礎として、ローカルテレビと、住民が番組を視聴すると同時に番組制作のために集まるコミュニティセンターとを結びつけることである。この方式は明らかに草の根組織の存在を前提としている。
  - ② 異なる様々なローカル・ケーブルテレビ局間の提携関係が作り上げられなければならない。それは視聴者とそれぞれの局との間の対話式システムの連合によって、また大都市衛星を経由した、週に数度または機に応じて行われる各局間を結ぶ提携関係を通じて達成されるべきである。
  - ③ 全国ネットワークとローカル局との間に提携関係が作られるべきである。それは、ローカル局発の製作にネットワークのプログラム編成を確保することで、ないしは特別番組の受信可能範囲の確保のために、ローカル局に全国的なネットワークとの連結(ないしは全国ネットへの周波数のリリース)を要請することによって実現される。
- (8) さらに、インターネット上で新たなソフトウェアの開発や共有といった、新たな利害のコミュニティとなる場合も指摘されている(Rennie、2006:167-173、参照)。それと同時に、ヴァーチャル・コミュニティについて論じる際には、以下の点を考慮する必要性も明らかになったと思われる。それは、地域コミュニティの再形成の必要性が主張されている中で、はたしてヴァーチャル・コミュニティはいかなる役割を果たしうるかという問題である。これら二つのコミュニティの関係については、以下の三つのパターンに要約されたことがある(船津=浅川:2006:181=183;ここで言う「情報コミュニティ」とは、ヴァーチャル・コミュニティを含む、インターネット上の情報の共有によって形成されるコミュニティを指す)。
- ① 「情報コミュニティ」は「地域コミュニティ」に新たな「地域性」と「共同性」を付与する——かつては選択不可能な「地域性」から、自由な選択が可能な「地域性」を生み出す。「固定的」な「共同性」から自由な選択が可能な「地域性」を生み出す。「固定的」な「共同性」から、変化・変容が可能な柔軟な「共同性」を構築させるようになる。
  - ② 「情報コミュニティ」は「地域コミュニティ」を補完する——住民の交流、災害情報の提供、相互扶助や支援ネットワークの形成、ボランティアの参加を促進する。
  - ③ 「情報コミュニティ」は「地域コミュニティ」と共存する——人々は両方のコミュニティに対応する必要性が高まり(二重のコミュニティ)、両者の間に相互影響が生じ、融合が引き起こされるようになる。

る。

ここでは「情報（ヴァーチャル）コミュニティ」と「地域コミュニティ」の関係にもつぱら焦点が当てられているが、前掲のヴァーチャル・コミュニティに対する否定的かつ批判的の見方で言及した問題点、すなわち国家と市場への編入、ヴァーチャル空間の商品化と情報格差の増大、無法地帯化、という批判的見方は、ここで言う「地域コミュニティ」との関連でもそのまま適用できると思われる。ヴァーチャル・コミュニティの可能性が、新たな形態の地域コミュニティの再形成を促す可能性は確かにあるものの、その場合の地域コミュニティはやはりこうした問題を抱え込むことになるのである。

## 参考文献

- 李光鎬 (2016) 『「領土」としてのメディア』慶應義塾大学出版会。
- エチオーニ, アミタイ. 永安幸正訳 (1996=2001) 『新しい黄金律』麗澤大学出版会。
- 大石裕 (1992) 『地域情報化』世界思想社。
- 大石裕 (1998) 『政治コミュニケーション』勁草書房。
- カステル, マニエル, 大沢善信訳 (1999=1999) 『都市・情報・グローバル経済』青木書店。
- 金山智子編 (2007) 『コミュニティ・メディア』慶應義塾大学出版会。
- 菊池理夫 (2004) 『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』風行社。
- ギデンズ, A アンソニー, 佐和隆光訳 (1998=1999) 『第三の道』日本経済新聞社。
- コーエン, ロビン, 駒井洋監訳 (1997=2001) 『グローバル・ディアスポラ』明石書店。
- コーエン, ロビン, ケネディ, ポール, 山之内靖監訳 (2000=2003) 『グローバル・ソシオロジー I・II』平凡社。
- 篠原雅武 (2007) 『公共空間の政治理論』人文書院。
- 外岡秀俊 (2005) 『傍観者からの手紙』みすず書房。
- 戴エイカ (1999) 『多文化主義とディアスポラ』明石書店。
- チョムスキー, ノーム=ハーマン, エドワード. S., 中野真紀子訳 (1988=2007) 『マニファクチャリング・コンセントII』トランスビュー。
- デランティ, G ジェラード, 山之内靖・伊藤茂訳 (2003=2006) 『コミュニティ』NTT出版。
- ナイ, ジョセフ・S, 田中明彦・村田晃嗣訳 (2009=2009) 『国際紛争 (7版)』有斐閣。
- 広井良典 (2009) 『コミュニティを問い直す』ちくま新書。
- 船津衛=浅川達人 (2006) 『現代コミュニティ論』放送大学振興協会。
- ホール, スチュアート, 宇波彰訳 (1996=2001) 「誰がアイデンティティを必要とするか」ホール, スチュアート=ドゥ・ゲイ, ポール. 編, 宇波彰監訳 『カルチュラル・アイデンティティの諸問題』大村書店, 1-35。
- ミラー, デイヴィッド, 富沢克ほか訳 (1995=2007) 『ナショナリティについて』風行社。
- ムフ, シャンタル, 千葉真ほか訳 (1993=1998) 『政治的なるものの再興』日本経済評論社。
- 山影進 (1994) 『対立と共存の国際理論』東京大学出版会。
- 渡辺靖 (2007) 『アメリカン・コミュニティ』新潮社。
- リトル, エイドリアン, 福士正博訳 (2002=2010) 『コミュニティの政治学』日本経済評論社。
- Cantle, T., (2005) *Community Cohesion*, Palgrave Macmillan.

- Carpentier, N. et.al., (2007) 'Multitheoretical Approaches to Community Media', Fuller, L.K. ed. *Community Media*, Palgrave Macmillan, 219-235.
- Castells, M. (2013) *Communicating Power*, Oxford Univ. Press.
- Christensen, K. and Levinson, D. ed. (2003) *Encyclopedia of Community*, Sage Pub..
- Howley, K. (2007) 'Community Media and Public Sphere', Devereux, E. *Media Studies*, Sage Pub., 333-360.
- Lukes, S. (2005) *Power: A Radical View* (2<sup>nd</sup> ed.), Palgrave Macmillan.
- Rennie, E. (2006) *Community Media*, Rowman & Littlefield.
- van Dijk, J. (1999) *The Network Society*, Sage Pub..

# 「不連続」から見た国際コミュニケーション

本多 周爾\*

## はじめに

現代世界は、激しく変動し、流動化し、不確定性を増している。混迷化が進む中、人々の基盤とそれを取り巻く環境の変化が起こり、これまでの常識すらも通用しなくなり、拠り所となる根拠も不確実なものになっている。時間的な不連続が生じ、人々にとって将来が見えないだけでなく、現在の足下も揺らいでおり、自らの存在の確認と発現すら覚束ない。そして、時代に取り残されまいと必死に、新しい行き先と自らの帰属の場所を模索している。戦後の価値観、思想等の転換をもたらした時間的な不連続は、1960年代から70年代にかけて、近代化、工業化によって物質的豊かさが享受されるようになった時代に起こったが、今日では、情報化とグローバル化によってもたらされているといっても過言ではない。

世界は、一方で多岐的で、複合的である。そこでは、画一性と多様性、一元化と多元化、普遍性と特殊性、同質と異質、凝集と弛緩、そして連続と不連続が混在している。その中であって、人々の接触と交流、物流、そして情報の流通と交換がこれまでになく活性化している。それを促進させた情報化とグローバル化は、時間と空間を圧縮し、国境の壁を打ち破り、国家間の距離をも縮めたかに見える。そして、ボーダレス化をもたらすともいわれている。しかし、国家という存在は個別的、特殊的で、多様である。国家を取り巻く空間的な不連続が存在し、国家は互いを隔てる溝、あるいは壁に取り囲まれている。情報は、こうした時間と空間の不連続の隙間をぬって流れる。

本稿では、特に国際コミュニケーションを中心的なテーマに据え、それが内包する問題について、時間と空間における不連続という視点から考察してゆこうと考えている。なお、ここでの不連続とは、構成要素の分布が不均等になり、希薄に、そして皆無になるような、ある種の一貫性が途切れるような状況を指している。

## 1. 国際コミュニケーション、国際コミュニケーション研究について

国際コミュニケーションに関する研究は、マス・コミュニケーション研究の一部として生まれ、その一分野を形成している。<sup>(1)</sup>そもそもマス・コミュニケーションは、一つの国家、社会内におけるコミュニケーションを前提としており、特にそこでのマス・メディアを介したコミュニケーションである。しかし、コミュニケーションは、必ずしも同一の国家、社会、そこに居住する人々の中だけで行われるものではない。国家を超えた、国家間で営まれるコミュニケーション、国際コミュニケーションが、その一例である。

国家間の関係は、まず、中世の西ヨーロッパ社会に主権を備えた国家間の秩序が成立したことに端緒を見ることができる。<sup>(2)</sup>その後、近代市民革命によって絶対王政が崩壊し、国民国家が登場す

---

\*ほんだ しゅうじ 武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科 教授

る。西ヨーロッパ世界における国家間の関係は、ナポレオン戦争、産業革命、植民地経営、第一次世界大戦、第二次世界大戦、植民地の崩壊等を経る中で、非西洋諸国、さらに新興の独立国家等を巻き込む形で、文字通り地球全体を覆う国際関係へと拡大した。その過程と平行するように、国際コミュニケーションの基盤ができ上がっていった。

コミュニケーションは、経済のように容易に国家の領域を超えるものではなかった。経済において、国民国家以前、成立以後も物資、資源、生産物等が、国家の枠を超えて交換され、流通してきた。それは制度、文化、言語、習慣が異なる国家間では、貨幣というよりもむしろ金銀を介した交易であった。それは財が、狭隘な空間を飛び越えることが可能な人間に共通の、あるいは応分の価値があると暗黙に了解された媒介物となり得たからである。しかし、コミュニケーションには、言語と伝達技術という壁がある。まさに、言語とコミュニケーション市場が、国家と国家を隔てる、不連続を創り出していた。それが、国家を創造する源泉となり、ナショナル・アイデンティティ、ナショナリズム、国民意識を形成する基盤となった。なぜなら、国民国家は、不連続によって他者との区別、差別化を行い、内側を均質な連続性の下におこうとするからである。

そうした環境的条件があつたにもかかわらず、国際コミュニケーションを可能にし、活性化させたのは、新しい伝達手段の登場である。交易や交流に付随する形での国際コミュニケーションは以前にも存在したが、それ自身として成立するようになるには、新しい情報通信技術とメディアの誕生を待たねばならなかった。近現代になり、無線、電信が登場し、電波が容易に国境を越えるようになり、情報が国家間を往来するようになった。その後、電話、ラジオ放送、テレビ放送、さらに衛星通信、衛星放送、インターネット等のニュー・メディアが発明され、世界中を情報が飛び交うことになった。かくして、これら情報化の申し子たちが、戦後70年余りの国際コミュニケーションのあり様を劇的に変容させていった。

国際コミュニケーションに関する研究は、先に触れたようにマス・コミュニケーション研究の中から生まれ、国際関係論、国際政治学等の影響を受けつつ、独自の領域を形成するに至っている。国際コミュニケーションの研究が、特にアメリカで登場し、発展したのには、いくつかの要因と背景の影響が考えられる。

アメリカが国際政治を率いてゆくためには、国際政治学、国際関係論のみならず国際コミュニケーション論等の研究の必要性を認識していた。冷戦の中、紛争への介入、解決にあたっては、当事国についての理解が不可欠であった。また、南側の発展途上諸国、新興独立国をアメリカ陣営に取り込むために、また、対ソ連政策として、国際的なプロパガンダ、政治宣伝、情報戦略が必要であり、マス・コミュニケーション研究、特に国際コミュニケーションの研究が必要であった。<sup>(3)</sup>アメリカは、こうした世界戦略を念頭に置いた研究の一環として、国際コミュニケーション研究を行っていた。

上記のことと関連するが、地域研究も大きく関わってきた。地域研究は、そもそも西ヨーロッパ列強が植民地経営を行うにあたって必要な研究として発展してきた。それがアメリカでも、世界戦略、つまり植民地経営のみならず、東西冷戦等を背景に、特定の地域、国家について研究する学問として発展していった。ある地域、国家の政治、経済、社会、文化、歴史、言語等について、政治学、経済学、社会学、文化人類学、歴史学、言語学等からの研究が、盛んに行われた。その成果が、国際政治学、国際関係論はもとより、国際コミュニケーション研究に反映された。かつて、ウ

イルバー・シュラムは、コミュニケーション研究は、学問の十字路であると述べているが、それは国際コミュニケーション論についても同じようなことがいえる。国際コミュニケーション研究は、まさしく社会科学の交差点である。

この他に、アメリカ社会の多民族性、多文化性という特徴が、国際コミュニケーション研究の発展に間接的に寄与したと考えられる。アメリカ社会は、いうまでもなく様々な人種、民族からなる多民族国家であり、1960年代には、黒人等の公民権運動等を中心に、非白人系の人々、マイノリティが自己解放運動を展開し、アメリカ社会を揺るがすことになった。それは、エスニシティ、統合という問題を研究する必要性を認識させた。国家統合、国民統合を果たしていく上で、国内のそれぞれの民族、下位文化を理解する必要がある。それは国内問題でありながら、さながら国際問題でもあった。こうした背景が、国際コミュニケーションが研究される下敷きとなったといえる。

## 2. 領域としての国家を取り巻く不連続

国家は、近代国家、つまり主権、領土、国民という三要件を備えた国民国家となっはじめて、国際的に認められる存在となる。しかし、その登場が中世から近代へかけての西ヨーロッパという地域であったという意味で、特殊であった。しかし、国民国家という存在は、西洋社会の優位性と支配力によって、やがて世界中に広まる中で、あたかも普遍的なものとして受け止められるようになっていく。国際機関への加盟の基本となっているのが、国民国家であるという点がそれを物語っているともいえる。

カール・ドイッチュは、西洋の歴史から国家の原型となるクラスターといわれる定住地域が、他のそれと区別される条件を、分布が希薄となる不連続に求めている<sup>(4)</sup>。つまり、交換とコミュニケーションが活発に行われる中心とその後背地としての定住地域があり、その影響力が及ばなくなる辺境の外側に不連続が広がる。それが、地理的、政治的、経済的、社会的、文化的、そして心理的な差別化の境界線となっている。少なくとも、定住地域のいくつかは、アンソニー・スミス<sup>(5)</sup>のいう「領域的な国家」と「エスニシティ的な国家」という母体と化し、やがて国家を形成するに至ることになる。なお、こうして成立した国民国家は、決して一枚岩ではなく、内なる不連続としてのエスニシティを抱えている。

これに対して、植民地を経験した発展途上諸国の多くは、全く異なった国家の成立過程を経ている。「囲い込まれた国家」とでもいうべき、第三の形態の国家である。植民地として人為的に線引きがなされて領域が設定され、それまで相互にほとんど交流のなかった複数のエスニック・グループが、半ば強制的に1つに束ねられて形成された国家である。その意味で、こうした国家は、成り立ちからして国内に不連続を抱えることになった。さらに、これら非西洋的国家は西洋的な国民国家とは異質な国民国家であることから、そこには国家像、国家観をめぐっても不連続が立ちはだかっている。

その国民国家を陰に陽に国民国家たらしめているものが、ナショナリズムであり、ナショナル・アイデンティティである。国家の統合のために、国内を同質化させ、凝集性を高め、他の国家との差別化を図るという作業がナショナリズムを通して行われる。その差別化によって生み出された国家の異質性によって、各々の国家は相容れない不連続を抱えることになる。そして、お互いに理解できず、対立や紛争を繰り返すことになるのはこれまでの歴史に見るとおりである。国家、さらに

それ以前の共同体社会に居住する人々は、自己同一性、家族への帰属意識を超えた郷土、共同体、民族集団、エスニシティへのアイデンティティを育み、さらにその上位にある国家、国民なるものに対するナショナル・アイデンティティを抱くことを半ば強制させられる。

そこでは共同体に通底する意識、経験の共通性、つまり同胞が住む共同体のメンバーであるという意識、心の故郷への愛着、郷土愛、そして歴史的記憶の共有という神話がアイデンティティの源泉となる。だが、それを超えたナショナル・アイデンティティを構築するということは、特に「囲い込まれた国家」から成り立つ非西洋的国民国家では、難しいのが現実である。それは、何がナショナルなのか、国民なのか、国家なのかの問いに対する答えがあるわけではないし、またそれを見いだすことができないからでもある。その不連続を穴埋めするのは、宗教に似た狂信的、もしくは妄信的なナショナリズムという呪文、さもなくばカリスマ的指導者ということになる。

### 3. 時代性、転換期から見た、開発コミュニケーションをめぐる不連続

国際コミュニケーションにおける不連続というテーマを時代性という視点から見ると、1960年代から1970年代にかけての開発コミュニケーションをめぐるパラダイムの転換をあげることができる。

1960年代には、新興諸国の独立が相次ぎ、開発に注目が集まり、当時脚光を浴びつつあったコミュニケーションの視点から、このテーマにアプローチする開発コミュニケーションという研究が新たに登場してきた。これはドミナント・パラダイムといわれた当時の中心的な開発論の一分野を構成した。コミュニケーションは開発、発展のための主要な資源であるとの認識に立ち、それに資するコミュニケーションのシステムを構築することを目的とするものであった。<sup>(7)</sup>それは、理論と政策の場で検証を重ね、コミュニケーション研究の分野への貢献のみならず、開発を進める発展途上諸国にとっても非常に有意な研究だと期待された。<sup>(8)</sup>

この開発コミュニケーション研究が主張したのは、次のような点であった。<sup>(9)</sup>発展途上諸国が発展するためには、民衆の意識変革が必要である。それを促進するのは、ラジオ、テレビ等のコミュニケーション・メディアの力である。そして、コミュニケーション・メディアによってもたらされる教育、農業、衛生等に関する情報が、社会の中に浸透することによって、発展は促される。このように、コミュニケーション・メディアは、発展途上諸国の近代化と発展に大いに貢献するというものであった。コミュニケーション・メディアは、リテラシーのない発展途上諸国の民衆に教育的な機能を果たすと考えられた。しかしながら、コミュニケーション・メディアは、必ずしも期待通りの働きをなし得なかった。この時期を通して、開発コミュニケーションという用語と概念はほぼ定着したものの、コミュニケーション・メディアの絶大な効力についての神話は、落胆と批判に晒されることになった。

1970年代に、開発コミュニケーションは、大きな転換期を迎えることになる。それまでドミナント・パラダイムの開発コミュニケーション研究を推し進めてきたダニエル・ラーナーは、「過去10年間の開発コミュニケーションは、手放して喜べるような状態ではなく、いくつかのケースでは過剰な期待を生み出すことによって、人びとの生活を台無しにしてしまった」と述べている。<sup>(10)</sup>失望と模索の中、新たな開発コミュニケーション論が、代替的な戦略を指向するオルタナティブ・パラダイムの立場から提示された。それは、概ね次のような点を主張している。近代的なコミュニ

ケーション技術への一方的な信仰から脱し、地域、伝統文化に根ざしたコミュニケーションの資源とネットワークを活用し、それらを人間の発展、ならびに人的資源の動員に用いようというものである。

例えば、このアプローチを推進していた研究者の一人、E・F・シューマッハーは、マス・メディアのような大規模で、垂直的なコミュニケーションだけではなく、生活に密着した小規模な小回りのきくフォーク・メディア等による水平的なコミュニケーションと情報の流れを利用することを推奨している<sup>(11)</sup>。そこでは、ラジオ、テレビだけではなく、紙芝居や影絵といったローカルなメディア、口コミのようなオーラル・コミュニケーション・ネットワークを積極的に活用することを提唱している。社会のレベルに見合った開発コミュニケーションの再考が求められた結果でもある。

1960年代から1970年代にかけては、ベトナム戦争と反戦運動、独立運動、学園紛争、公民権運動、マイノリティの目覚め、消費者運動、ウーマン・リブ、反原発運動、反公害運動、カウンター・カルチャーの台頭、さらにはオイル・ショック等々、世界、国家を揺るがす大きな出来事が噴出する中、それまでの既存の体制のあり方が問われ、価値観が大きく転換していった時期であった。そうした時代の風潮の中、開発コミュニケーションにおいても、コミュニケーション・システムをめぐる、近代化モデルに重きをおくアプローチから、脱近代化モデルを模索するアプローチへとパラダイムがシフトした。なお、今日では、情報化の進展によって開発における情報政策の重要性が増し、開発コミュニケーションに新しい情報技術が導入されるようになっている。

それに関連して、発展途上諸国の変則的な情報化について、触れておきたい。それは、情報化のパラドックスという現象である<sup>(12)</sup>。先進諸国では、電話の発展の歴史は、固定電話から始まった。固定電話は、その敷設にあたっては基地局の設置、電信柱の建設、その他の設備の整備、さらに地理的な条件等のためにコストがかかったが、先進諸国では各家庭に行き渡るまで普及した。その後、情報化に伴う通信ニーズの多様化に 대응べく、携帯電話、さらに、コンピュータの端末の機能を併せ持つスマートフォンが浸透していった。これに対して、発展途上諸国では、固定電話を設置、普及させる資金、財源の確保が難しく、また技術的な未熟さも手伝って、全国に行き渡るには相当な時間を要するため、暫定的に補完的、代替的な通信手段として携帯電話が広まった。さらにコンピュータの購入には多額の費用がかかるために、スマートフォンが流通している。発展途上諸国では、先進諸国における情報化の過程とは異なった経緯で、新しい情報機器が普及するという逆転の現象が起こっている。しかし、それは主に都市部において見られる事象である。

#### 4. 南北という地域間に横たわる国際コミュニケーションの不連続

国際コミュニケーションの分野において、先進諸国と発展途上諸国の南北間に横たわる不連続を指摘したのが、メイトランド報告である。1982年、ケニアのナイロビで開かれたITU（国際電気通信連語）の全権委員会において、世界的規模での電気通信開発について論議する独立委員会を設立することが決まった。この委員会は、ドナルド・メイトランドを委員長とし、通信インフラの発展を妨げている障害を確認し、世界中に電気通信を普及、拡大させる方法を提言するように委託された。当委員会は、1985年1月に、公式にミッシング・リンクと称される報告書を提出した<sup>(13)</sup>。

それは、85年の時点で先進諸国と発展途上諸国間には、電話利用に際してミッシング・リンク、すなわち想像を絶する不均衡が存在していると述べている。そして、通信インフラの利用、アクセ



スと国家の経済発展には、直接的な相関関係があるとし、そのミッシング・リンクを修正するため、具体的な解決策を講ずる必要があると提言した。そして、同報告書では、すべての人々が、21世紀初頭までに電話を容易に利用できるようにすることを目標として掲げ、それを達成するための手段として、電気通信開発センターの設立を勧告した。なお、同報告書で提唱されたことに現実が追いつかないことから、前述した情報化のパラドックスという現象が起こっているともいえる。

経済と情報の南北間格差は、メイトランド報告が指摘するように、連動している。発展途上諸国と先進諸国の間に横たわる経済格差という不連続は、そもそも植民地支配を抜きにして考えることはできない。植民地は、その意志の如何に関わらず、資本主義体制の中に組み込まれた。そして、その経済システムにおける原材料の供給基地として、モノカルチャー化の波に晒された。植民地は独立後も、経済の脱植民地化が果たされず、この経済メカニズムにおいて発展の道を閉ざされ、格差という不連続を繕う手立てを奪われているともいえる。

中心・周辺論、従属論では、発展途上諸国は、いまは前近代の段階にあるが、いずれは発展するようになると考えるのは誤りであり、そこにあるのは低開発の発展という現実であると指摘する<sup>(15)</sup>。発展途上諸国が発展し得ていないのは、先進諸国から一方的に周辺に据え置かれ、従属させられており、その構造が固定化されているからだ<sup>(16)</sup>というのである。一方に工業化し、産業が発展し、巨額の資金、高度な技術、優秀な人材等が集まる先進諸国があり、他方に資金、技術、人材も乏しく工業化が進んでいない発展途上諸国がある。先進諸国は発展途上諸国から原材料を安く輸入し、それを加工し、付加価値をつけた製品を生産し、それを発展途上諸国に売り付ける。発展途上諸国はその製品を購入するために、さらに原材料を供給しなければならない。こうした関係は植民地時代に構築されたが、第二次世界大戦後も続いている。先進諸国と発展途上諸国の間に横たわる国際的な垂直的分業は、複合的不均等性を生み出している<sup>(17)</sup>。発展途上諸国は、この構造を自ら打ち破らない限り、低開発から抜け出すことはできず、発展の道はない。

国際コミュニケーションの流れは、こうした南北間の関係を反映しており、次のような特徴がある。情報は先進諸国から発展途上諸国へとほぼ一方的に流れる。逆に発展途上諸国から先進諸国へという流れは余り無い。発展途上諸国にとっては、情報は基礎的な経済資源であるが、それが不平等に配分されている。発展途上諸国は、情報へのアクセスを得るには、先進諸国が支配するコミュニケーションのシステムと構造に依存しなければならないという現実がある<sup>(18)</sup>。

この点について、ジョハン・ガルトウングのコミュニケーション帝国主義論では、次のように論じられている<sup>(19)</sup>。国際コミュニケーションには、先進諸国と発展途上諸国の間を行き交う2つの流れがある。それらは、垂直的な流れと縦割りの流れである。垂直的な流れは関係性が非対称的である。そこには、情報は先進諸国から発展途上諸国へと流れるが、利益は発展途上諸国から先進諸国へと流れるという、変則的な相互作用が見られる。一方の縦割りの流れとは、情報は先進諸国と発展途上諸国の間では流れるが、発展途上諸国間で流通しないという構造を示している。つまり、発展途上諸国は、隣国の情報を得るには、常に先進諸国のマス・メディアに頼らなければならないということである。情報の流れをめぐるのは先進諸国による支配という構造があり、服従を強いられる発展途上諸国との間には、越えられない壁がある。

その壁を打ち破ろうとして発展途上諸国・非同盟諸国が結集したのが、1970年代中期の新世界情報コミュニケーション秩序の構築へ向けた動きであった。当時は、先に触れた転換期の余波が世

界を覆っており、さらに国際政治では発展途上諸国が数の上で圧倒的になり、影響力を増していた。こうした時代背景の中で、この問題が浮上した<sup>(20)</sup>。それは、周知の通り、やがてユネスコを舞台に国際コミュニケーションにおける情報の流れのあり様をめぐって、発展途上諸国・非同盟諸国とアメリカ、西側先進諸国間での対立が先鋭化し、政治化していった。発展途上諸国・非同盟諸国は、先進諸国から情報が一方的に流入してくる現状、それによって国家主権が脅かされ、文化、伝統が損なわれつつあることに強い危機感を抱いていた。

新たな情報秩序の構築を求める動きは、非西洋諸国による西洋的な価値の普遍性への挑戦<sup>(21)</sup>、つまりマス・メディアは国家に奉仕する存在であるべきであり、その際には情報の管理は必要だと考える発展途上諸国・非同盟諸国による、マス・メディアと言論の自由、情報の自由な流れを第一義とするアメリカ、先進諸国側の論理に対する挑戦であった。この問題は、マス・メディア宣言という形で決着したかにみえた<sup>(22)</sup>。しかしながら、それは国際コミュニケーションにおける発展途上諸国と先進諸国の間に横たわる不連続の象徴的事例であり、結局その溝は埋まることはなく、いまに至っている<sup>(23)</sup>。いうまでもなく、これは決して過去の遺物などではなく、今日的な問題である<sup>(24)</sup>。

### むすびにかえて

国際コミュニケーションをめぐるテーマに関連して、不連続という面からの考察を試みた。国家は、様々な背景を持ち、多くの要素から成り立っている。民族、言語、文化、宗教、習慣、地形、気候、風土等は多岐にわたり、歴史、理念、主義信条、イデオロギー、体制、制度、国家観、おかれた位置づけ等も千差万別である。マス・メディアのあり様についても大きく異なっている。したがって、国家間には当然のことながら、多様性という名の不連続が存在している。当然、溝も隔たりも大きく、国際政治、国際関係もこうした不連続を前提として機能している。外交問題の解消策として、玉虫色の折衷案で落としどころを探り、妥協策を提示して決着を見ようとするのが、まさしくそれを物語っている。

国際コミュニケーションにおいて、情報は不連続に沿って流れる。高低差があって高いところから引くところへと流れるが、逆の流れはほとんどない。相対的に連続性が残されている所、あるいは流れやすい所を伝って流れる。流れ方のみならず、内容そのものにも偏りがあり、それもまた不連続を生み出している。経済格差は、情報技術、情報リテラシー、情報収集力等に反映され、国家間、国内の地域間、個人間で拡がり、広まっている。これに対しては、バラ色情報社会論では、情報化によって情報流通の不均衡、デジタル・デバイドは縮減されると主張された。同様にグローバル化によって平準化し、不連続も解消に向かうかのように論じられたこともあった。しかし、その希望と期待は見事に裏切られている。現実はより現実的である。

不連続と一言でいっても、国家的、社会的、文化的な多様化という意味においては有意性として語る事ができる。しかし、格差、ミッシング・リンクという不均等な分布については、いずれは解決されるはずだというような安易な希望をもって、簡単に片付けてしまうわけにはいかない。それは、20世紀の課題だったものが、新世紀になってもそのまま先送りされた結果でもある。格差是正は、人類共通のテーマの一つであるとの認識に立って、叡智を結集させ、事に当たらなければならない重要な課題である。

最後に、グローバル化という現象は不連続と深く関わっており、本稿でも考察したかったが、紙

面の制約があるので、いずれ機会をみて、論じようと考えている。

## 注

- (1) 本稿では、国際コミュニケーションを「国家間、あるいは国境を越えたコミュニケーション、情報、通信、放送等の流出入により、当該国の政治、経済、社会、文化、伝統、あるいは生活様式、価値観等、さらにそれを取り巻く国際関係に影響と変容をもたらす過程」と定義しておく。また、国際コミュニケーション研究は、マクロな視点から国境を越えるコミュニケーションが、当該の国家、国民、社会等に及ぼす影響、それに伴って引き起こされる変化を明らかにしようとする学問領域である。本多周爾『国際コミュニケーションの政治学』春風社、2017年、11頁。
- (2) 詳しくは次のものを参照されたい。本多周爾「国家」日本マス・コミュニケーション学会『マス・コミュニケーション研究』第50号、1997年、111～119頁。
- (3) 本多周爾「プロパガンダ政治宣伝と説得のコミュニケーション」『武蔵野学院大学大学院研究紀要』第8輯、2015年3月、39～51頁。
- (4) Karl W. Deutsch, *Nationalism and Social Communication: an inquiry into the foundations of nationality*, Cambridge: The MIT Press, 1975, pp. 17-18.
- (5) Anthony D. Smith, *The Ethnic Origins of Nations*, Blackwell, 1986. アントニー・D・スミス著、巢山靖司、高城和義訳『ネイションとエスニシティ 歴史社会学的考察』名古屋大学出版会、2007年、159～161頁。
- (6) 本多周爾、前掲書、2017年、106頁。
- (7) Ithiel de Sola Pool, “The Rise of Communication Policy Research”, *Journal of Communication*, Vol. 24, No. 2, 1974, pp. 31-42.
- (8) Frederick T. C. Yu, “Communication Policy and Planning for Development: Some Notes on Research”, in Daniel Lerner and Lyle M. Nelson (eds.), *Communication Research- a Half-Century Appraisal*, Honolulu: The University Press of Hawaii, 1977, pp. 167-190.
- (9) Daniel Lerner and Wilbur Schramm (eds.), *Communication and Change in the Developing Countries*, Honolulu: East-West Center Press, 1967.
- (10) Daniel Lerner and Wilbur Schramm (eds.), *Communication and Change: The Last Ten Years-and the Next*, Honolulu: East-West Center Press, 1976, p. 298.
- (11) Ernst F. Schumacher, *Small Is Beautiful: a Study of Economics as if People Mattered*, New York: Harper & Row, 1973. シューマッハー著、小島慶三・酒井懋訳『スモール・イズ・ビューティフル—人間中心の経済学』講談社、1986年、264～265頁。
- (12) 本多周爾『発展と開発のコミュニケーション政策』武蔵野大学出版会、2006年、138頁。
- (13) ミッシング・リンクは、もともとは生物学の分野で用いられていた言葉である。生物の進化において、例えば、サルからヒトへ進化する過程で、その中間種の化石が発見されていない。サルとヒトをつなぐ環が失われているという意味で、用いられている。
- (14) “The Missing Link: Report of the Independent Commission for World Wide Telecommunications Development,” *Telecommunication Journal*, 52, no. 2, 1985, pp. 67-71.
- (15) Samir Amin, *L'Accumulation A L'Echelle Mondiale*, Editions Antropos: Paris, 1970. サミール・アミン

著、野口祐他訳『世界資本蓄積論 世界的規模における資本蓄積』柘植書房、1980年、36頁。

- (16) Andre Gunder Frank, *Underdevelopment or Revolution*, 1975. アンドレ・G・フランク著、大崎正浩・前田幸一・中尾久訳『世界資本主義と低開発 収奪の《中枢-衛星》構造』柘植書房、1979年、14~17頁。
- (17) Theotonio Dos Santos, *Imperialismo y dependencia*, Mexico: Ediciones Era, 1978. テオトニオ・ドスサントス著、青木芳夫・辻豊治・原田金一郎訳『帝国主義と従属』柘植書房、1983年、131頁。
- (18) Anura Goonasekera, Third World cultures and a new information order, in Neville Jayaweera and Sarath Amunugawa (eds.), *Rethinking Development Communication: a holistic view*, Singapore: The Asian Mass Communication Research and Information Center, 1987, p. 69.
- (19) Johan Galtung, A structural theory of imperialism, *Journal of Peace Research*, 8, 2, 1971, pp. 81-117.
- (20) 当初、南側は新世界情報コミュニケーション秩序の要求は、南北問題の解消に向けた対話の切り札になると考えていた。Daya Kishan Thussu, *International Communication: Continuity and Change*, London: Arnold, 2000, pp. 48-49.
- (21) 発展途上諸国・非同盟諸国にとっては、アメリカと先進諸国が掲げる理念は、自由主義という名の帝国主義としかうつらなかつた。Oliver Boyd-Barrett, Flow and Contra-Flow, in Stephen W. Littlejohn, Karen A. Foss (eds.) *Encyclopedia of Communication Theory Vol. 2*, California: Sage Publications, Inc., 2009, pp. 404-407.
- (22) その間に、例えばショーン・マクブライドを委員長とする「コミュニケーション問題研究国際委員会(マクブライド委員会)」が設置され、情報流通の不均衡、情報格差の問題について検討され、その解消の方策が模索された。ショーン・マクブライド著、永井道雄監訳『多くの声、一つの世界』日本放送出版協会、1980年。
- (23) 新世界情報コミュニケーション秩序は、マス・メディア宣言としてユネスコ総会で採択された。アメリカはこれを一旦は認める形を取ったが、その後も発展途上諸国側との溝は埋まらず、1984年末にユネスコを脱退した。翌年にはイギリスもそれに同調した。なお、その後1997年にイギリスが、2003年にはアメリカもユネスコに復帰している。
- (24) Refael Obregon and Masudal Biswas, New World Information and Communication Order (NWICO) in Christopher H. Sterling (ed.) *Encyclopedia of Journalism*, California: Sage Publications Inc., 2009, pp. 1011-1013.



# テレビニュース報道番組の映像分析の必要性と課題 —東日本大震災報道の事例研究から—

原 由美子\*

## 1 映像分析の必要性と課題

筆者は、これまでいくつかのテーマでニュースや報道番組の分析を行ってきた。古くは1990年代の日米報道比較<sup>(1)</sup>、1995年の戦後50周年報道国際比較<sup>(2)</sup>、2001年の911同時多発テロの報道<sup>(3)</sup>、2015年の安保法制関連報道<sup>(4)</sup>、そして、2011年に発生した東日本大震災に関する報道の経年的な分析<sup>(5)</sup>などである。これらの中で、いつの場合にも、どのような内容が語られたかというコメントや発言（テキスト）とともに、どのような映像が用いられたかという映像に関しても分析項目の一つとして加えてきた。しかし、結果的に報道内容の記述や比較に用いてきたのはテキストをもとにしたデータが中心であり、映像そのものを分析の対象とすることは少なかった<sup>(6)</sup>。

しかし、テレビニュース報道においては、どのような映像がどのように用いられているかが、そのニュースの意味付けや視聴者に与える印象に大きくかかわっていると考えられる。実際にそのように考えて分析項目に加えてきたのだが、いざデータとして処理しようとするとなかなか困難が伴い、結局十分に分析を尽くさないままに終わってしまってきた。

今回、2018年3月に発生から丸7年が過ぎた東日本大震災に関して、その7年分の報道を分析するにあたり、映像に関する分析の必要性を強く感じ、事例的にではあるがいくつかの分析を試みた。本稿では、その一端を紹介し、今後の可能性や課題について考えてみたい。

## 2 象徴的事物の存在 東日本大震災 3.11 番組の分析から

### 2-1 映像への着目

東日本大震災関連報道は、これまでの研究により、毎年3月に集中することが明らかになっている<sup>(7)</sup>。さらに詳細にみれば3月11日を中心とする1週間に集中している。そこで今回の分析では、7年分の3月11日を中心とする週（3月8日～14日）の関連報道を対象に分析を試みると同時に、3月11日の番組、3月11日午後2時46分を含む番組と、焦点を絞りながら分析を進めていった<sup>(8)</sup>。

分析対象を絞り込む中で、3月11日を中心とする1週間については、関連番組に関するメタデータを分析対象とし、伝えられた内容の特徴や変遷を分析した。さらに対象を絞り込んだ3月11日の番組では、被災地からの中継を含んだ番組を対象とし、どのような地域がどのような出演者とともに伝えられてきたかを分析することにした。これら进行分析の中で、中継地点として選ばれる地点には、震災を象徴する事物が存在していることが多いこと、そして、中継以外にもそれらの風景や事物の映像が繰り返し使用されていることに気が付いた。そこで、3月11日の番組およ

---

\*はら ゆみこ NHK 放送文化研究所 特任研究員

び午後2時46分を含む番組の分析では、これらの象徴的な事物の映像がどのように使用されているかを分析の中心に据えることにした。

## 2-2 中継地点と象徴的事物

3月11日の番組で中継地として選ばれていた地点の上位は、以下のとおりである。

- 1位 岩手県陸前高田市、2位 宮城県石巻市、3位 福島県浪江町、  
4位 宮城県南三陸町、5位 宮城県気仙沼市、6位 宮城県名取市、  
7位 岩手県宮古市、8位 岩手県大槌町、9位 福島県楢葉町、10位 福島第一原発

これらは、3月11日を中心とする1週間でも言及頻度が高く、震災復興の定点観測の場になっているとも考えられる。その中で、これらの市や町には、震災を象徴する風景や事物が存在していることに気づく。それぞれの代表的な事物は、次のようなものである。

- 1位 岩手県陸前高田市：「奇跡の一本松」「ベルトコンベアー（希望の架け橋）」



【写真1】 2015年 フジ「震災と原発と日本の覚悟」

- 2位 宮城県石巻市：「大川小学校」「日和山公園」（鹿島御児神社）



【写真2】 2012年 NHK「明日へ 震災から1年」

- 3位 福島県浪江町：「請戸地区」（請戸漁港、請戸小学校）そこから見える「福島第一原発排気塔」



【写真3】 TBS「3.11 7年目の真実」

4位 宮城県南三陸町：「志津川地区」（防災対策庁舎）



【写真4】 2013年 フジ 「希望の轍2013」

「南三陸さんさん商店街」



【写真5】 2017年 フジ 「めざましどようび」

5位 宮城県気仙沼市：「鹿折地区」（第18共徳丸）



【写真6】 2013年 日テレ 「情報ライブミヤネ屋」

6位 宮城県名取市：「閑上地区」（閑上中学校）



【写真7】 2016年 NHK 「明日へ つなげよう」



## 7位 岩手県宮古市：「田老地区」（たろう観光ホテル、防潮堤）



【写真8】 2012年 日テレ「復興テレビ みんなのチカラ」

## 8位 岩手県大槌町：旧役場庁舎



【写真9】 2013年 フジ「FNNスピーク」

## 9位 福島県楢葉町：除染廃棄物（黒い袋）



【写真10】 2016年 NHK「明日へつなげよう」

## 10位 福島第一原発



【写真11】 2015年 日テレ「情報ライブミヤネ屋」

これらのうち、登場頻度の高い3つの事物を取り上げ、その現れ方を見てみた。

3 3つの事物の事例から

3-1 3事例の出現状況

3月11日午後2時46分を含む番組での3つの事物の出現状況は表1のとおりである。以下、それぞれについて、少し詳細にみてみよう。

表1 3アイテムの出現状況 (3月11日午後2時46分を含む番組)

				第18 共徳丸	南三陸町防 災対策庁舎	奇跡の 一本松
2012	NHKG	明日へ～震災から1年(第4部)	13:05～16:25	●		●
	日テレ	復興テレビ(第1部) みんなのチカラ 3.11	12:45～17:25	●	●◎	
	テレ朝	スーパーJチャンネルスペシャル	13:00～16:00	●	◎	◎
	TBS	3.11 絆スペシャル	13:54～16:54	◎		
	フジ	東日本大震災から1年 希望の轍	12:00～16:00			◎
2013	NHKG	特集 明日へ～支えあおう～	14:38～16:00			
	日テレ	情報ライブ ミヤネ屋	13:55～15:50	●◎		
	テレ朝	スーパーJチャンネルスペシャル	13:55～18:53	◎	●	◎
	TBS	大震災2年 復興と現実	14:05～17:00			●◎
	フジ	希望の轍 2013 東北を歩こう	14:00～15:52	◎	●◎	●
2014	NHKG	情報まるごと(拡大)	14:05～15:35		●	●◎
	日テレ	情報ライブ ミヤネ屋	13:55～15:50			
	テレ朝	スーパーJチャンネルスペシャル	13:55～19:00		●◎	●◎
	TBS	復興と未来“これから”のために	14:00～15:50	●	●	
	フジ	あの日が教えてくれること	14:00～16:50		◎	
2015	NHKG	情報まるごと	14:05～15:35		●	
	日テレ	情報ライブ ミヤネ屋	13:55～15:50			◎
	テレ朝	スーパーJチャンネルスペシャル	14:00～19:00		●◎	◎
	TBS	大震災4年 NスタSP	13:55～15:53		●◎	◎
	フジ	震災と原発と日本の覚悟	14:00～16:50		●	●
2016	NHKG	特集 明日へ～つなげよう～	14:05～15:31	●		
	日テレ	情報ライブ ミヤネ屋	13:55～15:50			
	テレ朝	スーパーJチャンネルスペシャル	14:00～19:00		◎	◎
	TBS	Nスタ 3.11 震災5年	13:55～15:53		◎	●◎
	フジ	直撃LIVE グッデイ!	13:55～15:50	●	●◎	
2017	NHKG	特集 明日へ ～つなげよう	13:50～15:26			
	日テレ	震災6年 未来への、キオク	13:30～15:00			
	テレ朝	スーパーJチャンネルスペシャル	13:59～15:30		●◎	◎
	TBS	3.11 7年目の真実	14:00～15:54			
	フジ	日本を襲う巨大地震忘れていないか 3.11	14:00～16:30			
2018	NHKG	特集 明日へ ～つなげよう	13:05～17:00			
	日テレ	東日本大震災から7年 災害の新常識	13:15～15:00			●◎
	テレ朝	スーパーJチャンネルスペシャル	13:55～15:20		◎	◎
	TBS	生死を分けろ 72時間 巨大地震にあなたは	14:00～16:00		●◎	
	フジ	その避難は正解か!?	13:00～15:10		●	

◎中継 ●VTR または写真

### 「第 18 共徳丸」

津波によって内陸に打ち上げられた船の映像は、震災の威力のすさまじさを示す存在として震災直後、数多く使われていた。中でも、宮城県気仙沼市鹿折地区に打ち上げられた漁船「第 18 共徳丸」は、その代表格である。

表 1 に示すように、この「第 18 共徳丸」は、2012 年、2013 年に頻繁に登場するが、2014 年以降は大きく減少し、VTR や写真でたまに登場するだけになる。2013 年 10 月に解体・撤去されたためである。

2012 年 3 月 11 日、TBS の「N スタ×NEWS23 クロス 3.11 スペシャル」では、第 18 共徳丸の前を中継拠点として番組を伝えた。テレビ朝日の「つながろう！ニッポン」でも「気仙沼市は第 18 共徳丸を保存の方針だが住民からは反対の声もある」ことを伝えている。

2013 年 3 月 11 日には、フジテレビの「東日本大震災から 2 年 希望の轍 2013 東北を歩こう」が、「第 18 共徳丸」前を中継拠点としたほか、日本テレビの「情報ライブミヤネ屋」、テレビ朝日の「スーパー J チャンネルスペシャル “震災” いまも…732 日目の真実」でも中継映像で伝えた。このほか、NHK 総合の「お元気ですか日本列島」などで、この船を「保存するか解体するか」が議論となっていることを伝えていた。

2014 年になると、この時間帯の番組で「第 18 共徳丸」映像を伝えたのは 1 番組だけになる。前述したように「第 18 共徳丸」は、2013 年 10 月に住民アンケートの結果を受けて解体された。この日の放送では、保存解体問題のなかの解体事例として紹介されている。この時間帯の番組以外でも、日本テレビ「3.11news every. 特別版」と TBS 「N スタ」が、市街地に残されていた「第 18 共徳丸」が解体されたため観光客が減り、鹿折地区にできた復幸マルシェの売り上げが落ちたことを伝えていた。

2015 年以降、2016 年に 2 番組で映像が映し出されたが、いずれも、解体された遺構の事例として紹介したものであり、2017 年、2018 年には登場しなくなった。

「第 18 共徳丸」の存在との直接の因果関係を証明することは困難だが、2012 年、13 年には中継地として第 1 位にランキングされていた気仙沼市は、2014 年には 4 位、2015 年以降は上位に登場しなくなった。

### 「防災対策庁舎」

津波に襲われ骨組みだけとなった、宮城県南三陸町の「旧防災対策庁舎」も、震災による津波被害の象徴として、多くの番組に登場する。この庁舎は、前項の「第 18 共徳丸」とは異なり震災遺構としての保存が決まり残存しているため、2018 年に至る 7 年間、毎年映像が出現し続けている。

「防災対策庁舎」にかかわる内容の推移をみると、2012 年 3 月 11 日は、日本テレビの「復興テレビ みんなのチカラ 3.11」で「東日本大震災の惨事を物語る象徴の一つ」として中継で伝えたほか、テレビ朝日「つながろう！ニッポン」でも中継映像を伝えている。2013 年、この時間帯の番組では、中継映像はフジテレビの「希望の轍 2013 東北を歩こう」のみだが、テレビ朝日「スーパー J チャンネルスペシャル」でも VTR 映像が伝えられた。この時間帯の番組以外でも、NHK 総合「おはよう日本」、日本テレビ「スッキリ」などで、被災地の現状を伝える中で言及されている。

2014 年になると、この時間帯の番組では 4 つの番組が庁舎の映像を伝えている。フジテレビ

「とくダネ！」は「防災対策庁舎前」を中継拠点として番組を送った。各番組で、新たな町づくりが始まる中で保存か解体かで議論が割れていることが伝えられる。2015年にも4番組が伝え、テレビ朝日「スーパーJチャンネルスペシャル “4年後の姿”」は、庁舎前を中継拠点とした。この年も、各番組で「保存と解体で二転三転する状況に住民が翻弄されている」状況が伝えられている。

震災発生から5年を経た2016年には、テレビ朝日の「スーパーJチャンネルスペシャル 東日本大震災から5年～全編LIVE “25” のいま～」フジテレビ「LIVE2016 あしたのニュース&すぽると！」の2番組が庁舎前を中継拠点として伝えた。この年、「庁舎側は復興祈念公園とし、川をはさんでかさ上げされた地区に商業施設などを誘致」という案が作られたが、庁舎の保存はまだ決まっていない。この日の「防災対策庁舎」関連項目では、新しい町づくりに関する情報、庁舎前の献花台で祈る人々の様子などが伝えられていた。

2017年になると、「防災対策庁舎」の周辺に「震災復興祈念公園」が作られることが伝えられるが、話題の中心は、かさ上げ地に移設された「南三陸さんさん商店街」からのものに移る。2018年にも、南三陸町を中継で伝えた番組は2番組（テレビ朝日「東日本大震災から7年 スーパーJチャンネルスペシャル」TBS「Nスタスペシャル 震災7年」）あるが、「南三陸さんさん商店街」が中継の中心を占めるようになっている。

このように、周辺の土地が整備され、かさ上げされた対岸に復興商店街が移設されると、「防災対策庁舎」に関する言及は減り、商店街に関する情報に重心が移る。映像的にも「防災対策庁舎」は、商店街の向こうの遠景として映し出されるようになった。

#### 「奇跡の一本松」

岩手県陸前高田市の「奇跡の一本松」も、前項南三陸町の「防災対策庁舎」と似たような経緯をたどっている。

2012年、TBS「朝ズバ!絆スペシャル」などで「奇跡の一本松」は「復興のシンボル」「復興の象徴」などの言葉とともに映し出された。2013年になると、立ち枯れた一本松を「復興のシンボルとして復元」する作業が進められ（2012年7月完了）、復元された姿が多くの番組で映し出された。

2014年には、「一本松」の傍らに、かさ上げ工事のための土砂を運ぶ巨大なベルトコンベアーが建設され、「希望の架け橋」と名付けられる。この年と翌2015年は、「一本松」とベルトコンベアーの双方をともに映し出す番組が数多く見られた。

2016年になると、前項の「防災対策庁舎」の場合と同じように、「奇跡の一本松」周辺が「復興記念公園」として整備されることが決まり、そのことが伝えられた。「岩手県陸前高田市にはかつて7万本の松原があったが津波で一瞬のうちに姿を消した。その中で一本だけ残った『奇跡の一本松』、今日も復興を誓う住民を励ますように朝日を浴びていた」（テレビ朝日「ワイドスクランブル」）といった擬人化した表現も見られた。

2017年になると「一本松」を中継した番組は1番組のみとなり、隣接のかさ上げ地に7月オープン予定の商業施設「アバッセたかた」が紹介されるなかでの扱いとなる。2018年にもこの時間帯の2番組で中継映像が映し出されたが、その映像に添えられるコメントの中には、「津波に耐えた奇跡の一本松で知られる陸前高田市では…」（フジテレビ「FNNみんなのニュース」）というよ

うに、被災地を示す枕詞のような使用が見られるようになった。さらに、「夜明けとともに照らされた、復興への希望を象徴する奇跡の一本松。1万5000人以上の命が失われた東日本大震災から今日で7年。各地で深い祈りがささげられた」（日本テレビ「news every. 特別版 震災7年 知りたい災害新常識」）のように、陸前高田市を指すのではなく、震災全体を思い起こすための象徴として使用されるようになっていた。

#### 4 象徴としての映像

##### 4-1 “象徴”としての使用例

前節で詳しく見たように、「第18共徳丸」も「防災対策庁舎」も「奇跡の一本松」も、それぞれの固有の意味や文脈を持って伝えられることが大半であるが、それだけではなく、個別の文脈から離れて、震災やその被害あるいは復興・再生の象徴として映像が使われることも少なくない。

そこで、例として、毎年3月11日の午後2時46分に行われる1分間の黙とうを伝える映像の中でのそれぞれの出現状況を調べてみた。今回取り上げた3種の映像を比較的多く用いていたテレビ朝日とフジテレビの、毎年の黙祷シーンの映像を整理した結果を表2に示した。

2013年10月に撤去された「第18共徳丸」は2013年にテレビ朝日に登場するだけだが、「防災対策庁舎」はテレビ朝日で2014年、2017年の2回、フジテレビでは2013年、2016年の2回登場している。「奇跡の一本松」は、テレビ朝日で2012年、2013年、2014年、2016年、2018年の5回、フジテレビでは2012年のみであった。

黙祷シーンでは、事例に挙げた3種のほか、宮城県石巻市の大川小学校や宮古市田老地区の防潮堤、岩手県大槌町の旧町役場庁舎、福島県浪江町請戸漁港から見た福島第一原発排気塔などの映像も多用されている。宮城、岩手、福島各県からそれぞれの代表的な被災地や追悼会場からの中継映像を用いるのがひとつのパターンとなっているようだ。

また、これらの映像は、番組のオープニングタイトルにもよく用いられていた。いくつかの事例を【写真12、13】に示した。



【写真12】 2012年 TBS「Nスタ×NEWS23 クロス3.11絆スペシャル」



【写真13】 2016年 フジ「FNNスピーク」

これらは、それぞれの被災地を指し示すだけでなく、「震災遺構」あるいは「復興と再生」というような被災地に共通する問題の象徴として、さらに「東日本大震災」という出来事そのものを思い出させる象徴として使われていると考えられる。

表2 黙とう中の映像

	テレビ朝日	フジテレビ
【2012】	1 国立劇 B3.C14	国立劇場壇上慰霊台
	2 国立劇場会場内の人々	国立劇場会場の人々
	3 国立劇場天皇后両陛下	国立劇場天皇后両陛下
	4 時計 (宮城県南三陸町)	国立劇場会場の人々
	5 祈る女性 (☆時計・天皇后両陛下)	黙祷する人々 (宮城会場)
	6 祈る人々 (宮城県石巻市大川小学校) (☆時計・国立劇場)	黙祷する人々 (福島会場)
	7 海を見る人々 (岩手県宮古市) (☆時計・国立劇場)	黙祷する人々 (岩手県陸前高田市)
	8 黙祷する人々 (岩手県宮古市) (☆時計・国立劇場)	奇跡の一本松 (岩手県陸前高田市)
	9 捜索隊の黙とう (宮城県名取市) (☆時計・国立劇場)	国立劇場壇上慰霊台
	10 打ち上げられた船 (福島県浪江町) (☆時計・国立劇場)	
	11 祈る女性 (岩手県陸前高田市) (☆時計・国立劇場)	
	12 奇跡の一本松 (岩手県陸前高田市) (☆時計・国立劇場)	
【2013】	1 国立劇場壇上慰霊台	国立劇場壇上慰霊台
	2 国立劇場会場内の人々	国立劇場会場内の人々
	3 国立劇場天皇后両陛下	防災対策庁舎 (宮城県南三陸町)
	4 時計	黙祷する人々 (宮城県南三陸町)
	5 奇跡の一本松 (岩手県陸前高田市) (☆時計・国立劇場)	海岸 (福島県いわき市)
	6 黙祷する捜索隊 (宮城県亶理町) (☆時計・国立劇場)	黙祷する人々 (福島県いわき市)
	7 福島第一原発排気塔 (福島県浪江町) (☆時計・国立劇場)	黙祷する人々 (岩手県大槌町追悼式会場)
	8 黙祷する防護服姿の人々 (福島県浪江町) (☆時計・国立劇場)	船の下の献花台 (宮城県気仙沼市)
	9 黙祷する男性の後ろ姿 (岩手県釜石市) (☆時計・国立劇場)	国立劇場壇上慰霊台
	10 打ち上げられた第18共徳丸 (宮城県気仙沼市) (☆時計・国立劇場)	
	11 黙祷する女性の後ろ姿 (岩手県宮古市田老地区) (☆時計・国立劇場)	
	12 女性の持つ錫杖 (岩手県宮古市田老地区) (☆時計・国立劇場)	
	13 国立劇場壇上慰霊台	
【2014】	1 国立劇場壇上慰霊台	国立劇場壇上慰霊台
	2 国立劇場天皇后両陛下	国立劇場会場内の人々
	3 時計	国立劇場天皇后両陛下
	4 防災対策庁舎 (宮城県南三陸町) (☆日本地図・両陛下)	走る三陸鉄道 (岩手県三陸鉄道)
	5 防災対策庁舎・献花台 (宮城県南三陸町) (☆日本地図・両陛下)	車内から黙祷する人々 (岩手県三陸鉄道)
	6 旧町役場と祈る人々 (岩手県大槌町) (☆日本地図・両陛下)	黙祷する人々 (宮城県名取市)
	7 かれきとF1排気塔 (福島県浪江町請戸小学校) (☆日本地図・両陛下)	黙祷する人々 (福島県いわき市)
	8 奇跡の一本松 (岩手県陸前高田市) (☆日本地図・慰霊柱)	黙祷する人々 脩殿 (岩手県山田町追悼式会場)
	9 黙祷する人々 (岩手県陸前高田市) (☆日本地図・黙祷する人々)	国立劇場壇上慰霊台
	10 黙祷する人々 (福島県いわき市下矢田応急仮設住宅) (☆日本地図・黙祷する人々)	
	11 黙祷する人々 (宮城県石巻市大川小学校) (☆日本地図・黙祷する人々)	
	12 黙祷する人々 (岩手県宮古市田老防潮堤) (☆日本地図・黙祷する人々)	
【2015】	1 国立劇場壇上慰霊台	国立劇場壇上慰霊台 (☆日本地図)
	2 国立劇場会場内の人々	国立劇場会場内の人々 (☆日本地図)
	3 国立劇場内閣僚	国立劇場内閣僚 (☆日本地図)
	4 黙祷する人々 (岩手県宮古市田老地区)	黙祷する人々 (宮城県石巻市大川小学校) (☆日本地図)
	5 大川小学校 (宮城県石巻市)	黙祷する人々 (岩手県野田村) (☆日本地図)
	6 黙祷する人々 (宮城県石巻市大川小学校)	黙祷する作業員 (福島県楢葉町) (☆日本地図)
	7 黙祷する捜索隊員たち (福島県浪江町)	国立劇場壇上慰霊台 (☆日本地図)
	8 捜索隊員とF1排気塔 (福島県浪江町)	
【2016】	1 国立劇場壇上慰霊台	国立劇場壇上慰霊台
	2 国立劇場内閣僚	国立劇場内閣僚
	3 黙祷する人々 (岩手県宮古市田老地区)	寺の境内 (岩手県陸前高田市) (☆日本地図)
	4 奇跡の一本松 (岩手県陸前高田市)	行方不明者の墓 (岩手県陸前高田市) (☆日本地図)
	5 黙祷する人々 (宮城県名取市)	防災対策庁舎 (宮城県南三陸町) (☆日本地図)
	6 黙祷する人々 (宮城県南三陸町)	黙祷する僧侶と人々 (宮城県南三陸町) (☆日本地図)
	7 黙祷する捜索隊員 (福島県浪江町)	黙祷する人々 (福島県楢葉町) (☆日本地図)
	8 黙祷する作業員と花 (国立劇場)	国立劇場壇上慰霊台
【2017】	1 国立劇場壇上慰霊台	国立劇場壇上慰霊台
	2 国立劇場内閣僚	国立劇場内閣僚
	3 黙祷する人々 (岩手県宮古市田老地区)	黙祷する人々 (福島県浪江町追悼式会場)
	4 黙祷する工事作業員 (岩手県宮古市田老地区)	黙祷する人々 (宮城県仙台市句台公園)
	5 黙祷する工事作業員 (岩手県陸前高田市)	黙祷する人々 (宮城県南三陸町さんさん商店街)
	6 防災対策庁舎 (宮城県南三陸町)	黙祷する人々 (岩手県宮古市田老防潮堤)
	7 黙祷する僧侶たち (宮城県南三陸町)	国立劇場壇上慰霊台
	8 黙祷する人々 (宮城県石巻市)	
	9 空き地と海 (福島県浪江町)	
	10 旧大川小学校 (宮城県石巻市)	
【2018】	1 国立劇場壇上慰霊台	国立劇場壇上慰霊台
	2 国立劇場内閣僚	国立劇場内閣僚
	3 黙祷する人々 (岩手県宮古市田老地区)	国立劇場秋篠宮夫妻
	4 軌跡の一本松～黙とうする人々 (岩手県陸前高田市)	黙祷する人々 (宮城県名取市関中中学校)
	5 黙祷する人々 (宮城県南三陸町)	黙祷する人々 (福島県いわき市南台応急仮設住宅)
	6 キャンドル～黙とうする人々 (宮城県石巻市)	黙祷する人々 (岩手県宮古市田老防潮堤)
	7 黙祷する人々～福島第一原発排気塔 (福島第一原発)	黙祷する人々 (宮城県南三陸町さんさん商店街)
	8	国立劇場壇上慰霊台

#### 4-2 そのほかの象徴的な事物

震災を象徴する事物は、前述のもの以外にも数多くある。対象別に主なものを挙げてみよう。

被災・被害…………ガレキ、打ち上げられた船（第18共徳丸）、津波跡地、仮設住宅、奇跡の一本松、南三陸町防災対策庁舎、大槌町役場、大川小学校など

原発事故…………福島第一原発建屋、福島第一原発排気塔

復興…………三陸鉄道、復興商店街、防潮堤

放射能汚染…………線量計、防護服、除染廃棄物を入れた袋

被災と時の経過…時計 **【写真14】**

慰霊・鎮魂…………キャンドル、風船、灯ろう **【写真15、16】**



**【写真14】** 2013年 テレ朝「スーパーJチャンネルスペシャル〜“震災” いまも…3年目の現実〜」



**【写真15】** 2012年 TBS「朝ズバッ！ 絆スペシャル」



**【写真16】** 2017年 フジ「めざましどようび」

これらの風景や事物は、「奇跡の一本松」や「防災対策庁舎」のような具体的な場所や建物から、地震や津波で止まった「時計」や文字をかたどった「キャンドル」のように、より象徴性の高いものまでさまざまである。これらの意味合いや使われ方について、今後より詳細な分析の必要性を感じているが、それぞれの定義や計量の方法など、検討すべき課題も多い。

#### 4-3 今後の分析に向けて

今回、取り上げた事例は、津波の後の市街地に取り残された「第18共徳丸」、骨組みだけとなった「防災対策庁舎」、ぽつんと1本だけそびえ立つ「奇跡の一本松」と、3例とも非常に視覚的に強い印象を与える事物である。こうした、いわゆる“絵になる”事物が存在していることが、取材や中継の対象として選ばれることにどの程度関係しているのか、制作者の意識や、視聴率との関係なども含めて、詳しい分析が必要であろう。

また、こうした象徴的事物が存在することが、取材や中継地の選択に影響するとすれば、取材・中継される場所の偏りを産むとともに、被災地のイメージを一定のパターン、枠組みに閉じ込めてしまう可能性もある。現に、今回分析した各年の「黙祷シーン」の映像などには、そうしたパターン化の傾向が感じられた。

ただ、象徴的事物の使用は、いわゆる「ステレオタイプ」につながる一方で、視聴者の記憶や認識を効率よく喚起する効果も持っている。このように、「映像」の特性や効果の測定は、一筋縄ではいかない難しさを伴う。

また、作業的にも課題が多い。今回の作業では、どのような映像がどのような場面（文脈）で使われているかを、3つの事例について確認するにとどまった。今後、こうした映像使用については、映像に付されたコメントとの関係、どのような角度や構図で撮られ、そのことにどのような意味が付されているのか、など多様な側面からの分析が必要になるだろう。それ以前に、それぞれの映像をどう定義し、どのように計量するか、その作業を人力で行うのか、機械的に行うことが可能か、など、検討すべき課題は数多い。「映像」の分析は、先行研究も少なく、手法についても模索段階ではあるが、今後、いろいろな角度からの研究が蓄積されていく必要があるだろう。

- (1) 日米テレビ報道比較研究委員会 (1995)「日米テレビ報道比較研究 テレビは相手国をどう伝えているか」
- (2) 河野謙輔ほか (1996)「世界のテレビは戦後 50 周年をどう伝えたか」NHK 放送文化研究所年報 41
- (3) 原由美子・重森万紀・鈴木裕司 (2002)「その夜、人々はテレビをどう見たか— 3.11 同時多発テロの視聴行動分析」『放送研究と調査』2002 年 3 月号
- (4) 「安保法案報道」分析チーム (2016)「安全保障関連法案テレビ報道の分析」『放送研究と調査』2016 年 10 月号
- (5) 田中孝宜・原由美子 (2011)「東日本大震災 発生から 24 時間 テレビが伝えた情報の推移」『放送研究と調査』2011 年 12 月号  
 田中孝宜・原由美子 (2012)「東日本大震災 発生から 72 時間 テレビが伝えた情報の推移—在京 3 局の報道内容分析から」『放送研究と調査』2012 年 3 月号  
 原由美子 (2015)「震災後 3 年間 テレビ番組で何が伝えられてきたのか〜ドキュメンタリー番組に描かれた被災者・被災地」『NHK 放送文化研究所年報』No.59  
 原由美子 (2017)「東日本大震災から 5 年 電台番組は何を伝えてきたか〜夜のキャスターニュース番組とドキュメンタリー番組〜」『NHK 放送文化研究所年報』No.61
- (6) 戦後 50 周年報道の国際比較では、原爆投下=きのこ雲の映像の使用頻度の分析、同時多発テロ報道では、ビルの崩壊など衝撃映像と視聴率の関係を分析したことがある。
- (7) 米倉律 (2017)「震災テレビ報道における情報の『地域偏在』とその時系列変化」『Journalism & Media』No.10、日本大学法学部新聞学研究所など
- (8) 原由美子・大高崇 (2019)「3.11 はいかに語り継がれるか〜東日本大震災後 7 年・テレビ報道の検証〜」『NHK 放送文化研究所年報』No.63 (2019 年 1 月発行予定)
- (9) テレビ番組の内容や関連情報の影響を行う JCC 社が作成した番組内容の要旨。





# エドマンド・B・ランベスの「ステewardシップ (Stewardship・受託者の任務)」

塚本 晴二 朗\*

## はじめに

アメリカ・ジャーナリズム倫理学研究は、1930年代から1960年代にかけて、「低調期」<sup>(1)</sup>であったとされる一方で、社会的責任論がジャーナリズムの規範理論の主流となった時期でもあった。1970年代の代表的な文献とされるジョン・C・メリルの *The Imperative of Freedom: A Philosophy of Journalistic Autonomy*<sup>(2)</sup> は、その社会的責任論に対して、概念の曖昧さをリバタリアニズムの立場から強く批判するものであった。この批判とそれに対する反論を切っ掛けに、アメリカのジャーナリズム倫理学研究は低調期を抜け出すのである。

1980年代は、ジャーナリズム倫理学研究が「成長産業」<sup>(3)</sup> に転じた時代といわれる。この時代を代表する文献が、1986年に刊行されたエドマンド・B・ランベスの *Committed Journalism: An Ethic for the Profession*<sup>(4)</sup> である。ランベスは社会的責任論を高く評価する立場からこの文献を著して、ジャーナリズム倫理学の確立に大きな役割を演じた。ランベスはジャーナリストの社会的責任という概念を、ジャーナリストが憲法修正1条の表現の自由の権利の行使を市民から委託された「ステeward (Steward)」である、と位置づけることによって説明した。憲法で表現の自由が保障されていても、マス・メディアを通じて、世の中に伝えられた情報でなければ、ほとんどの人は認知することができない。認知されていなければ、どのような意見であろうと、存在しないのと同様である。ランベスは、全ての市民が表現の自由の権利を平等に行使するためには、ジャーナリストが市民のステewardとして権利を行使する必要がある、と考えたのである。

ランベスは、社会的責任論をより明確化し、より具体的なジャーナリストの規範を構築しようとした。つまりメリルの社会的責任論批判に対する反論となっていたのである。この反論の中心となった概念が、ステewardシップという概念である。本論は、アメリカ・ジャーナリズム倫理学研究の発展に大きく貢献したランベスのステewardシップ概念に注目し、その思想的な構造を解明しようとするものである。

## 1. *Committed Journalism: An Ethic for the Profession* の概要

ランベスは、1980年代のジャーナリズムの状況を、受け手がニュース・メディアを影響力の大きいもので、権力的なものと考えられているにも関わらず、その報道に対する不信の蓄積と、ジャーナリストの倫理観に対する懐疑によって、危機的なものと捉えている。そしてそのような状況を的確に捉え、問題点を指摘する研究は存在するのだが、そのような研究がジャーナリズムの状

---

\*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

況の改善には繋がっていない、と考える。なぜならば、ジャーナリズムの倫理的な研究がほとんどなされていないので、ジャーナリズムの目的や実務には繋がっていないからである。

ランベスは、ジャーナリズムの倫理を考察した代表的な研究としてプレス自由委員会の報告書『自由で責任あるプレス』<sup>(5)</sup>をあげ、この報告書が1947年に刊行されて以来、ジャーナリズム倫理学の支配的な思想である社会的責任論の「主な源泉」となった、としている。

この社会的責任論に対して、リバタリアンの立場から批判したのがメリルであった。メリルは、社会的責任の「理論」がいかなる国においても何某かの意義を持ちうる唯一の方法は、当該政府のパワー・エリートがプレスの社会的責任という類型の定義者と強制者であることである、と批判した。<sup>(7)</sup>ランベスはメリルのような批判をふまえた上で、社会的責任論を「20世紀のメディアに関する最も重要な声明」と高く評価する。その一方で、ジャーナリズムのための応用倫理学として足りない点もあることを認め、次のように指摘した。

- ・倫理的判断において、失敗しないようにジャーナリストが顧慮すべき持続性のある原理とは何か。
- ・対等のものとして存在する、どれもが最も重要である原理が、衝突する時には、どれに従うのか。もしどれも支配的でなければ、その時は何になるのか。
- ・誰や何に対してジャーナリストは基本的な忠誠を負うのか——自分自身か、受け手か、雇用主か、同僚か。
- ・特にジャーナリストが政府に対するウォッチ・ドッグとして奉仕しようとする時、手段と目的というような古典的な疑問にジャーナリストはどうしたら最良のアプローチができるのか。<sup>(8)</sup>

ランベスは、このような点に対する指針の欠如が、『自由で責任あるプレス』の弱点、と考えた。ランベスは、『自由で責任あるプレス』を功利主義に忠実な価値観の匂いが強いものと捉える。それゆえコモン・キャリアと同様であるべき、と位置づけたプレスが、不適切な活動をする場合は、受け手を保護するために政府の介入をも許容することに繋がる、と考えたのである。しかし功利主義は実務の指針にするには、あまりにも多様な捉え方ができすぎるとも、ランベスは考える。最大多数の最大幸福を理由に、最大多数が「知りたいこと」や最大多数が「みたいもの」を提供する理由の正当化ができてしまうからである。要するに最大多数の最大幸福を誰が判断するのか明確に決定できない限り、メディア企業の営利主義的な判断の正当化に使われてしまう可能性がある、ということである。

そうならないために、ランベスは、古典的な倫理学理論に一通り考察を加えた上で、五原理を提示する。ランベスが明確に述べているわけではないが、この五原理は、『自由で責任あるプレス』の欠陥を補おうというものであり、メリルの社会的責任論批判への反論でもある。

ランベスの五原理は、ジャーナリズムの倫理学をジャーナリストの指針として、より実用的にするための「システム」構築の試みである。ランベスが考える倫理システムとは、一般的な倫理綱領のような単なる決まり文句や硬直化した「することとすべきでないこと」の寄せ集めではなく、原理同士が衝突するような場合に生ずる、深刻な問題を解決するような手段を供給するものでなければならない、というものである。理想的には類似した状況においては、異なるジャーナリストによって応用されても同様の決定を生むものである。必然的な不変の結果ではないにしても、継続性

と安定性を提供するものである。もちろんジャーナリストも一人の人間であるから、ジャーナリストの倫理システムといえども、特有な倫理的立場や道徳的世界に位置することを要求するべきではない。しかしロック主義的社会契約の伝統において、統治の受託者は、他の自由の中でも、プレスの自由を尊重することを強いられてきた。同様に、後述するようなステewardとしてのジャーナリストも、デモクラシーにおいて想定されるべき責任を明確にする必要がある、とランベスは考えた。その責任が、「真実」を述べること、「正義」にかなった行為をすること、独立と「自由」を尊重し守ること、「思い遣り」<sup>(9)</sup>のある行為をすること、ジャーナリズムと社会の自由を守る源となるもの、特に憲法修正1条の良き「ステeward」であること、という五原理である。

五原理となっているが、ジャーナリストの行為規範としての真実、正義、自由、思い遣りという四つと、ジャーナリストの役割を定義するステewardシップとの五つからなっている。つまり、ステewardという役割を定義した上で、その役割を果たすための行為規範としてあとの四つの原理があげられている、という構成になっていると考えていだろう。換言するならば、ランベスの五原理とは、ジャーナリストがステewardとしての役割を果たすためのシステムである。

*Committed Journalism: An Ethic for the Profession* は五原理について述べた後に、ジャーナリストが倫理システムに従って行動するように、自身の道徳性を高めることと、それが受け手たる個人やコミュニティにどのように奉仕するのかを述べていく。以上が概要である。

## 2. ステewardシップ

ランベスは、ジャーナリズム倫理の五原理の中の一つにステewardシップをあげ、ジャーナリストの役割を規定している。ランベスのいうステewardシップとは、社会的責任論でいうところの社会的責任とほぼ同義である。ステewardシップの説明の部分でも、プレスの自由委員会の五つの要請を次のようにやや変えて引用する。

- 一、日々の出来事の意味がわかるような文脈において、日々の出来事に関する真実で包括的で理性的な説明。
- 二、解説と批判の交換の場。
- 三、社会を構成する諸集団の意見、態度、状態に関する報道。
- 四、社会の諸目的と諸価値を提示し明らかにすることによる、活発な編集者の指導。
- 五、日々の情報への十分なアクセス。<sup>(10)</sup>

メリルの批判は、社会的責任が理論として、いかなる国においても何某かの意義を持ちうる唯一の方法は、当該政府のパワー・エリートが、プレスの社会的責任という類型の定義者と強制者であることである、ということであった。つまり、ジャーナリズムの責任なるものが、社会に対するものであるのならば、その社会のあり方を規定できる者以外にジャーナリズムの責任を規定できる者もない。よってその社会あるいは国家のパワーエリート以外に、ジャーナリズムの果たすべき役割を規定できる者はいない、という批判である。それゆえメリルにいわせれば、社会的責任論は言論の自由に関してきわめて危険な理論であったのである。

ランベスのステイワードシップは、メリルの批判に対する反論になっている。社会的責任とは、パワー・エリートが勝手に規定できる概念ではなく、憲法を根拠としている。ジャーナリストを、アメリカ憲法修正1条の権利を行使するための、市民のステイワードと位置づけたのである。ジャーナリストの社会的責任を、言論の自由という権利を委託された受託者の任務、すなわちステイワードシップとしたのである。

ステイワードとは、『新約聖書』<sup>(11)</sup>の「コリントの信徒への手紙1 第4章1、2」の「こういうわけですから、人はわたしたちをキリストに仕える者、神の秘められた計画をゆだねられた管理者と考えるべきです。この場合、管理者に要求されるのは忠実であるということです」や「ペトロの手紙1 第4章10」の「あなたがたはそれぞれ、賜物を授かっているのですから、神のさまざまな恵みの善い管理者として、その賜物を生かして互いに仕えなさい」の中の「管理者」である。キリスト教の信徒が神に授かった賜物をもって奉仕する善き管理者であるように、ジャーナリストは憲法に授かった修正1条の言論の自由の権利をもって奉仕する善き管理者であるべき、と位置づけるのである。

ランベスはメリルの批判に対して、ジャーナリストの社会的責任は、憲法修正1条に規定された言論の自由の権利をゆだねられた管理者として、全ての市民のために奉仕する責任である、と定義したのである。

### 3. ランベスの思想的基盤：アメリカ新聞編集者協会（ASNE）原則声明<sup>(12)</sup>

ランベスは、五原理について述べる前に、アメリカの代表的なジャーナリズムの倫理綱領の一つである、ASNE 原則声明の「前文」の「いかなる法による縮小からも表現の自由を擁護する、憲法修正1条は、プレスを通じて、人民に憲法上の権利を保障し、それゆえ特別な責任を報道人に課す」を引用し、自らの提示する倫理システムとは、この中の「特別な責任」の定義をジャーナリストに提供するもの、としている。ASNE 原則声明が、五原理全体の土台となっていることを明確にしている<sup>(13)</sup>のである。

ランベスは、五原理の一番初めのものとして、真実をあげる。その真実とは何か、を述べるのに ASNE 原則声明の4条「真実と正確さ」の「読者の信頼は善きジャーナリズムの基盤である。ニュースの内容が偏向なく文脈的に正確であり、全ての観点を公正に伝えられることが、確実であるためにあらゆる努力がなされなければならない」をあげる。そしてこの条文でいう真実とは、事実に基づく正確さである、としている。具体的には、情報の正確さを確認しようとする習慣であって、この習慣には、誤りの可能性を予期する技術の獲得も含まれる、とする。さらに ASNE 原則声明の1条「責任」の「ニュースと意見を取材し、報道する第一の目的は、人民にその時々争点に関する判断をするための情報を伝え、それを可能にするという、一般の福祉に奉仕することである」をあげ、ジャーナリストの仕事は、事実に基づく正確さだけで満足されるものではなく、事実の背後にあるより大きな真実を追究する必要性を指摘する。そこで、そのためには隠れた真実を明らかに<sup>(14)</sup>するためにも、計量的な分析等を含む科学的な種々の技術の獲得が必要になる、とする。

五原理の「正義」に関してランベスは、日々の実務の中で正義の原理が反映されるのは、ジャーナリストの公正さとの関わりにおいてである、とする。そしてワシントン・ポストの「ジミーの世

<sup>(15)</sup> 界」の例をあげ、この事件では、同紙が行った調査の結論として、賞を取ることに重きを置いたことが適切な判断を曇らせ、若い人材を頻りに急ぎ立て、ジャーナリストへの絶対的な信頼を裏切ることとなった等の点があげられた。このことは、公正を達成するためには、単にいくつかの規則に記者が注意を払っていればいい、ということ以上のものを要求し、社内の気風や記者の管理の仕方が、高い倫理規準に資する風潮を作り出す主な役割を演ずるということを示唆するようだ、としている。正しく振る舞うことを熱望するジャーナリストであれば、公正の達成のためというような指針を考案するために重要な努力をなす、というのである。一方、ジャーナリストが正義に関心を持たなければならない、もう一つの同様の根本的な感覚が存在する。それは、アメリカ憲法の修正1条の下の実務者として、実際に、正義を確立し一般の福祉を促進するための憲法前文の約束が充たされているかどうか、を追求することである。以上の両方を具体的に反映しているのが、ASNE原則声明1条「責任」の後段の「アメリカのプレスは、情報を伝え、討論の場として奉仕するためばかりでなく、政府の全てのレベルでの公権力の行使を含む、社会の諸勢力に独立した精査をするためにも自由なのである」<sup>(16)</sup>としている。

五原理の「自由」に関してはASNE原則声明2条「プレスの自由」の「プレスの自由は人民に属する。これは、公私を問わず、どのような方向からの侵害または攻撃からも守らねばならない」をあげる。これにはペンタゴン・ペーパーズの事例あげて、文字通りたとえ政府からの介入であっても自由を貫くべき、とする。但しその自由という意味には、自律や独立という意味もある、とする。そのためにASNE原則声明3条「独立」の「ジャーナリストは利害衝突やそのような衝突にみえること、同様に、不適當なことや不適當なことにみえることを避けなければならない。ジャーナリストは自らの誠実さに妥協したり妥協しているかのようにみえる何らかのものを受け取ったり、何らかのことをしたりすべきではない」をあげる。ジャーナリストが、有益な情報を求めすぎあまりに、情報源に近づきすぎて、その情報源に対する批判的立場を見失ってしまったり、その情報源と癒着しているのではないかと疑われたりする、ということを守るべき、ということである。<sup>(17)</sup>

#### 4. ランベスの思想的基盤：ジョン・ロールズ

五原理の思想的基盤で、ASNE原則声明と並んで二本柱を形成しているのが、ロールズの『正義論』である。

「正義」に関しては、ロールズが「すべての人びとは正義に基づいた〈不可侵なるもの〉を所持しており、社会全体の福祉〔の実現という口実〕を持ち出したとしても、これを蹂躪することはできない。こうした理由でもって、一部の人が自由を喪失したとしても残り的人びとどうしでより大きな利益を分かち合えるならばその事態を正当とすることを、正義は認めない。少数の人びとに犠牲を強いることよりも多数の人びとがより多くの量の利便性を享受できるほうを重視すること、これも正義が許容するところではない」<sup>(18)</sup>と断言していることを、まず重要視する。これを前提としてランベスは、ジャーナリストの行うべきウォッチドッグ、すなわち正義のための監視の役割の倫理を、ASNE原則声明以上に確固たる理論的基盤として、ロールズが公式化している、とする。それは、ロールズのいう「主要な社会制度が基本的な権利と義務を分配し、社会的協働が生み出した

相対的利益の分割を決定する方式<sup>(19)</sup>」で、これにジャーナリストは注目するべきである、というのである。<sup>(20)</sup>

「思い遣り」に関しては、ロールズの「自然本性的な義務」に従うべきである、とする。つまりジャーナリストは、「自分に過度の危険もしくは損失をもたらさずにそうできる場合には、困っているあるいは危険にさらされている他者を支援すべきだとする義務、他者に危害を加えたり傷つけたりしてはならないという義務、不必要な苦しみを生じさせてはならないという義務<sup>(21)</sup>」に従うべきで、これに則って他の人に援助を与えたり、害が及ぶのを避けたりするべきである、とする。つまり、ジャーナリストは、専門職業人ではあるが、人間として特別なわけではない。したがって、ジャーナリスト特有の他者への接し方があるのではなく、あくまでも一般人同様の義務がある、とランベスは考えるのである。<sup>(22)</sup>

## 5. ランベスの思想的基盤：ジェローム・A・バロン

*Committed Journalism: An Ethic for the Profession* が刊行される 10 年以上前に、ランベスと同じように憲法修正 1 条の権利を市民が行使するには、何らかの支援が必要であるという考え方が存在した。ジェローム・A・バロンの「マス・メディア・アクセス権」論である。

……思想の自由な交易は存在していない。大衆社会における思想は、テレビ、ラジオ、およびプレスというマス・コミュニケーション・メディアで伝達されている。それらに出るのを認められると、評判と公衆の反響が保証される。出るのを認められないと、世に知られず、明らかに欲求不満がもたらされる。

われわれは、論争と議論を妨げるものは、州が評判の悪い論争や刺激的な議論に加えることがあるような刑罰だけである、と考えている。しかしながら、表現の自由に関するわれわれの法は、表現の自由の機会を保障するためにはほとんど何も行なってこなかった。

思想に関する伝統的なりべラルの立場は、本質的にはダーウィン主義である。思想は死闘の生活を送り、最適な思想が生き残る。この闘争において、絶えざる脅威は政府であることが分かった。私的権力が、勝者を前もって決定するほど思想の闘争をコントロールするかもしれないとは考えられもしなかった。しかし、私的検閲は、最悪の政府の検閲官と同様に徹底的かつ峻厳に思想を抑圧するのにますます役立つようになってきている。<sup>(23)</sup>

バロンは、表現の自由が平等に保障されているのならば、自ら表現したい内容を伝達する機会も平等に保障されるべき、と考えた。マス・メディアを通じて伝えられた情報以外、社会の成員のほとんどは知る術を持たないのであるから、情報の送り手として、マス・メディアにアクセスできないのであれば、自身の表現したい内容は、伝達できないのと同様であり、自由に表現できないのと同じことである。つまり憲法修正 1 条が、意見を述べる自由を平等に保障しているのならば、各自の意見を伝達するために、マス・メディアに送り手としてアクセスする機会も平等に保障されるはずである、という考え方である。これが、バロンのマス・メディア・アクセス権論である。

ランベスは、ステイワードシップについて述べる際に、バロンには言及していないが、考え方は

同じとってしまっていていいだろう。マス・メディアを通じて社会の各成員が自身の意見を表明するのを、憲法的な権利として保障する、と考えるか、ジャーナリストの倫理観によって達成しようとするかの違いである。平等に表現の自由の権利を保障するためには、社会の各成員に何らかの支援をして、マス・メディアを通じて各自の意見を伝達する機会を設ける必要がある、ということである。

## 6. ランベスの思想的基盤：アラスデア・マッキンタイア

ランベスは、『美徳なき時代』<sup>(24)</sup>に代表されるアラスデア・マッキンタイアの研究が、ジャーナリズム倫理学のために重要である、と考える。その理由として第一に、マッキンタイアは、ジャーナリズムにおける卓越性の基準の設定方法において、社会学と道徳哲学を融合させるという、独自の見地を供給する。第二に、マッキンタイア思想は、ジャーナリストの実際の行動の改善に具体的な関わりをもつ。第三に、過去の重要性に関するマッキンタイア独自の強調は、ジャーナリストがより豊かでより有効な文脈で先人の経験を学ぶことを可能にする、という三点をあげる。マッキンタイアの所論を自らのジャーナリズム倫理学の思想的な裏付けとしているのである。<sup>(25)</sup>

ランベスが、ジャーナリズム倫理学の基盤にしようとしたマッキンタイアの考え方は、次のようなものである。

「実践」という言葉は、「首尾一貫した複雑な形態の、社会的に確立された協力的な人間活動」と定義される。実践を「とおしてその活動形態に内的な諸善が実現されるが、それは、その活動形態にふさわしい、またその活動を部分的に規定している、卓越性の基準を達成しようとするからなのである。その結果、卓越性を達成する人間の諸力と、関連する諸目的と諸善についての人間の考えは、体系的に拡張される」<sup>(26)</sup>。ここでいう「内的な善」とは、ある特定の種類の実践によらなければ決して得られないもので、「実際、卓越しようとする競争の結果であるが、その諸善に特徴的なことは、それらの達成がその実践に参加する共同体の全体にとって善であるという点である」というものである。これに対して「外的な善」とは、ある特定の種類の実践によらなければ得られないというものでは決してなく、「それが達成されたときには常にある個人の財産、所有物になることである。さらに、その特徴的なあり方は、誰かがそれをより多く持てば、それだけ他の人々の持ち分が少なくなることである。この事態は、権力とか名声といった場合には必然的に成り立ち、金銭のような場合には偶然的な事情から成り立つ。したがって、外的な善の特徴は、競争の対象となることであり、そこには勝者もいれば必ず敗者もいるのである」<sup>(27)</sup>というものである。

つまり、ジャーナリズムという実践において、ステewardシップという内的善を達成するためには、「これまで達成された最善の基準に私たちが自らを従属させなければ達成されえない」<sup>(28)</sup>が、「ある実践に入ることは、同時代の実践者たちとの関係にとどまらず、私たちに先行してその実践に従事した人々、特にその業績によって当の実践の範囲を現在の地点にまで拡張した人々との関係に入ることである。そうすると、実践において私が直面し、そこから学ばねばならないもの」<sup>(29)</sup>が、真実、正義、自由、思い遣りという四つの徳である。しかし「制度によって維持されなければ、どんな実践も何らかの期間存続することはできない」が、「制度はその特徴として必ず」外的な善と関わり合う。「実際、実践と制度の関係はきわめて密接であり、その結果、当の実践にとって内的



善と外的な善の関係も密接になるので、制度と実践はその特徴として単一の因果序列を形成する。そしてその序列においては、実践のもつ理想と創造性は、制度のもつ獲得志向から常に脅かされ、実践のもつ共通善への協力的気づかいは、制度のもつ競争的志向から絶えず脅かされているのだ。この脈絡にあって諸徳のもつ本質的機能は明らかである。諸徳がなければ「実践は、制度のもつ腐敗的な力に抵抗できない」<sup>(30)</sup>のである。

ジャーナリズムという実践は、メディア企業という制度なくして存続し得ないが、メディア企業は、営利追求等の外的善と関わりやすく、そのため個々のジャーナリストは、ランベスの原理のような諸徳を必要とするのである。

さらにランベスは、ジャーナリストがどのような報道をすべきなのか、つまりステイワードシップとはどのようなことをするものなのか、についてもマッキンタイアの「物語」という概念を手懸かりに説明している。<sup>(31)</sup>

マッキンタイアは、「人間はその行為と実践において、虚構においてと同様、本質的に物語を語る動物」とし、「人間は、本質的に真理に就こうとする物語の語り手であるのではなく、自分の歴史をとおしてそうした語り手になっていくのである。しかし、人々にとって鍵となる問いは、彼らが自分で創作したかどうかではない。『私は何を行うべきか』との問いに答えられるのは、『どんな(諸)物語の中で私は自分の役を見つけるのか』という先立つ問いに答えを出せる場合だけである。私たちが人間の社会に仲間入りするということは、一つか複数の負わされた役回り——私たちが選り抜かれて与えられた役割のこと——をもってなのであり、その役回りが何であるかを学んで初めて、どのように他の人々は私たちに応答するのか、そしてその人たちに対する私たちの応答はどのように説明されるのが適切か、を理解できるのだ」<sup>(32)</sup>としている。これを踏まえてランベスは、「人間は自分が自身を語り、他者からの話を聞き、そうした経験とそれに伴う反省に基づいて『書き直す』物語という手段によって自分の生活の道徳的命法を理解する」<sup>(33)</sup>ものとする。ジャーナリストの報道は、個々人のアイデンティティと組み合わせられて、道徳的な感覚を含む世界観を構成する、とするのである。それゆえ「子どもたちからそのような物語を奪ってしまえば、彼らは言葉においてだけでなく行為においても、どうしていいか分からない不安げな<sup>ども</sup>吃りにされてしまうだろう。だから、私たち自身の社会も含めてある社会を私たちが理解する仕方としては、その社会の初期のドラマの材料になっている蓄積された様々な物語によるしかないのである」<sup>(34)</sup>のであり、ジャーナリストは現代社会における道徳的意味づけの共著者、とランベスは考えるのである。

またマッキンタイアが「自殺を試みたり実行したりする人々がときに言うように、誰かが自分の人生は無意味だと不平を言うとしたら、その人の不平は、自分の人生の物語が理解不可能になってしまい、それが何の意義ももたず、頂点あるいはテロスに向かう運動を欠いているという点にあることがしばしばであり、おそらくそれが特徴であろう」<sup>(35)</sup>といているのを、ランベスは、ジャーナリストの報道が自己と他者の理解、すなわち自分自身や他者との置かれた立場、関係する人々、その行為、行為の結果、その意志を明らかにすること等に必要であることの裏付け、としている。このような物語の自己性をマッキンタイアは「その概念とは、物語のもつ統一性のうちにその統一性が存在するような自己の概念であり、その物語は、誕生－生－死を〈物語の始め－中間－終わり〉として連結させる」<sup>(36)</sup>と定義する。よって、ある人の「行動が適切に性格づけられるのは、言挙げされた長期および最長期の意図が何であり、短期の意図がどのように長期の意図に関係づけられてい

るかを知る場合だけであ」り、「私たちは、一つの物語的な歴史を書くことに巻き込まれている」<sup>(37)</sup>のである。そのため物語の自己性には説明責任が伴う。なぜならば「私はたんに申し開きのできる者というだけではなく、常に他者にも申し開きを求めうる者、他者にその問いをかける者でもあるという点である。彼らが私の物語の一部を占めているように、私は彼らの物語の一部を占めている。ある一つの人生の物語は、それと連動する物語群の一部となっている。さらに、こうして申し開きを求めたり与えたりすること自体が、物語を作り上げるうえで重要な役割を演じている。あなたが何をなぜしたかを尋ねること、私が何をなぜしたかを述べること、そして私がしたことについてのあなたの説明と私の説明との違いを思案すること（また、あなたがしたことについても同じように）、これらは、きわめて単純で含みのないもの以外はすべての物語にとって本質的な構成要素である」<sup>(38)</sup>からである。

以上のような個人のアイデンティティにとって重要な物語を、各自が語り合えるようにする支援をするのが、ジャーナリストなのである。ゆえに、そのなすべき任務はステewardに擬えることができるのである。

## おわりに

メリルは、社会的責任論の不明確さを批判した。それに対して、プレス自由委員会の『自由で責任あるプレス』を高く評価するランベスは、ステewardシップという概念によって、その不明確さを説明しようとした。

ランベスは *Committed Journalism: An Ethic for the Profession* において、五原理を示し、ジャーナリズムの倫理学をジャーナリストの指針として、より実用的にするためのシステム構築を試みた。五原理となっているが、ジャーナリストの行為規範としての真実、正義、自由、思い遣りという四つと、ジャーナリストの役割を定義するステewardシップとの五つからなっている。つまり、ステewardという役割を定義した上で、その役割を果たすための行為規範としてあとの四つの原理があげられている、という構成になっていた。ランベスは社会的責任を、ジャーナリストを憲法修正1条の受託者と考えるステewardシップで説明したのである。

ランベスの考え方の土台となっているものは、四つであった。その中のASNE原則声明、ロールズ、バロンという三つの思想的基盤は、クリフォード・G・クリスチャンズが述べているように、古典的ナリベリズムに則ったものである<sup>(39)</sup>。しかしこれだけでは、なぜジャーナリストが社会的責任を担うべきなのかの説明には不十分である。まして、個人主義を前面に出しているリバタリアンのメリルに反論するためには、その個人主義を批判する必要もあった。そこで用いられたのが、マッキンタイアである。

なぜ、マッキンタイアの徳の基準が必要になるかということ、ステewardシップを含めた五原理の根柢にあるのは古典的ナリベリズムである。するとジャーナリストをステewardに言い換えてみたところで、自由に活動すべきという点は変わらず、そのステewardに社会的責任を付与するということは、メリルの批判に答えたことにならない。そこでなぜステewardに社会的責任を付与すべきかを説明するためにマッキンタイアの所論が必要になるのである。

ランベスはジャーナリストの役割、すなわちステewardシップとは、物語を語ることと考え

た。ジャーナリストが語る物語とは、社会の各成員の関係や位置づけを明確にするためのものである。そのためにジャーナリストは、社会の諸状況を見定めて、それを社会の各成員が理解できるような物語にして語る必要がある。その時に必要なのが、徳としてのランベスの四つの原理ということである。以上をマッキンタイアの『美徳なき時代』を中心にして説明しているのである。

今日、メリルの社会的責任論批判に対する反論としては、クリスチャンズ等の *Good News: Social Ethics and the Press.*<sup>(40)</sup> によって提唱された、コミュニタリアニズムの立場からのジャーナリズム論が、最も高い評価を受けていることは間違いない。ランベスは、社会的責任の説明にマッキンタイアの理論を応用したという意味では、むしろコミュニタリアニズム的視点の先駆けといえる。しかしみてきたように、ランベスの考え方の根本は、古典的なりベラリズムである。それゆえ五原理と徳の基準という二つの規範が必要になってしまったのである。

その上、ランベスのステイワードシップは、ジャーナリストの社会的責任を、憲法修正1条に規定された言論の自由の権利をゆだねられた管理者として、全ての社会の成員のために奉仕する責任である、と定義した。つまりは、憲法の規定が変われば、責任の内容も変わってしまうわけで、当該体制のパワーエリートが社会的責任を規定することになる、というメリルの批判に対して、必ずしも反論し切れてはいない。

そのことが、アメリカ・ジャーナリズム倫理学研究の確立期の代表的文献の執筆者でありながら、今日さほど触れられることがない一因であろう。しかし、ランベスが使ったコミュニタリアニズムの部分を、ジャーナリズム倫理学にまで昇華したのが *Good News: Social Ethics and the Press.* であったと考えれば、ランベスのアメリカ・ジャーナリズム倫理学研究に果たした功績は、決して小さいものではなかったことになる。

ランベスのステイワードシップ概念は、ジャーナリズム倫理学が成長産業となっていく出発点だった、といえるのではないだろうか。なぜなら、プレス自由委員会の段階での社会的責任論は、倫理学理論とはいえない。メリルの社会的責任理論批判は、ジャーナリズムの規範理論研究の起爆剤の役目は果たしたかもしれないが、明確なジャーナリストの規範を示すには至っていない。そうであれば、ステイワードシップという具体的なジャーナリストの規範を示したランベスの研究は、ジャーナリズムの規範理論研究の原点という事ができるはずである。

\*本論は、一般財団法人櫻田會第35回政治研究助成金による研究成果の一部である。

## 註

- (1) Lambeth, Edmund B. (1988) "Marsh, Mesa, and Mountain: Evolution of the Contemporary Study of Ethics of Journalism and Mass Communication in North America." *Journal of Mass Media Ethics*, Vol.3 No.2, pp.20-25.
- (2) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) *The Imperative of Freedom: A Philosophy of Journalistic Autonomy*. New York: Freedom House.
- (3) Christians, Clifford G. (1991) "Communication Ethics," *Communication Research Trends*, Vol.11, No.4, p.1.
- (4) Lambeth, Edmund B. (1986) *Committed Journalism: An Ethic for the Profession*, Bloomington:

Indiana University Press. なお、1992年に第2版が刊行された。基本的な5原理等の内容に相違はないが、ランベスの理論的基盤がより明確になっている部分もあるため、本論の引用文献としては第2版を使用する。

- (5) Commission on Freedom of the Press (1947) (reprint 1974) *A Free and Responsible Press: A General Report on Mass Communication: Newspapers, Radio, Motion Pictures, Magazines, and Books*. Chicago: University of Chicago Press.
- (6) Lambeth, Edmund B. (1992) *Committed Journalism: An Ethic for the Profession, 2nd ed.* Bloomington: Indiana University Press. p.6.
- (7) Merrill, John C. (1974) (reprint 1990) op.cit., pp.86-88.
- (8) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.7-8.
- (9) 原文は、humane という単語を使っている。ジャーナリストとしての職務を優先するか一般の人の立場に立つか、というような場合の原理である。単語としては、「人道的」と訳すべきかもしれないが、わざわざこの場合だけ「人道的」とすると、他の原理は人道的ではない、という意味になりかねないので、他の人に心配りをする、という意味で、思い遣りとした。
- (10) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., p.32.
- (11) 訳は新共同訳。
- (12) 正式名称は、American Society of Newspaper Editors。1933年に結成されたアメリカで最も長い歴史をもつ全米レベルの編集者組織である。結成された年にも、倫理綱領を採択しているが、1975年に改正されてこの原則声明が採択された。2009年に略称は同じままで、American Society of News Editors と改称している。
- (13) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., p.24.
- (14) Ibid., pp.24-26.
- (15) 1980年9月28日、ワシントン・ポストのジャネット・クックは、「ジミーの世界」と題する署名記事を掲載した。内容は8歳のヘロイン常習者ジミーについて書いたもので、大きな反響を呼んだ。1981年この記事でピューリッツアー賞を受賞するが、後にこの記事が虚偽であることが判明し、ピューリッツアー賞を辞退することとなった。
- (16) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.27-28.
- (17) Ibid., pp.29-30.
- (18) Rawls, John (1971=2010) *A Theory of Justice*. Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press. p.3-4. (川本隆史、福岡聡、神島裕子訳『正義論』紀伊國屋書店 6頁)。
- (19) Ibid., p.7. (同書 11頁)。
- (20) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.28-29.
- (21) Rawls, John (1971=2010) op.cit., p.114. (前掲書 153頁~154頁)。
- (22) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.30-32.
- (23) Barron, Jerome A. (1973=1978) *Freedom of The Press for Whom? The Right of Access to Mass Media*. Bloomington: Indiana University Press. p.321. (清水英夫、堀部政男、奥田剣志郎、島崎文彰『アクセス権 誰のための言論の自由か』日本評論社 376頁)。
- (24) MacIntyre, Alasdair (1984=1993) *After Virtue: A Study in Moral Theory, 2nd ed.* Notre Dame: University of Notre Dame Press. (篠崎榮訳『美徳なき時代』みすず書房)。

- (25) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.72-82.
- (26) MacIntyre, Alasdair (1984 = 1993) op.cit., p.187. (前掲書 230 頁)。
- (27) Ibid., pp.190-191. (同書 234 頁)。
- (28) Ibid., p.191. (同書 234 頁)。
- (29) Ibid., p.194. (同書 238 頁)。
- (30) Ibid. (同書 238 頁～239 頁)。
- (31) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., pp.83-93.
- (32) Macintyre, Alasdair (1984 = 1993) op.cit., p.216. (同書 264 頁～265 頁)。
- (33) Lambeth, Edmund B. (1992) op.cit., p.87.
- (34) Macintyre, Alasdair (1984 = 1993) op.cit., p.216. (前掲書 265 頁)。
- (35) Ibid., p.217. (同書 266 頁～267 頁)。
- (36) Ibid., p.205. (同書 251 頁～252 頁)。
- (37) Ibid., p.208. (同書 254 頁)。
- (38) Ibid., p.218. (同書 267 頁)。
- (39) Christians, Clifford G. (1991) op.cit., p.14.
- (40) Christians, Clifford G., Ferré, John P., & Fackler, P. Mark (1993). *Good News: Social Ethics and the Press*. New York: Oxford University Press.

# 日本のジャーナリストを規定する要因についての考察 —「プロフェッショナル」としての自己規定に向けて—

中 正 樹\*

## 1 はじめに

1990年代以降、日本ではジャーナリズム——とりわけ新聞をめぐる環境が悪化した。若い世代で新聞を読む人は激減し<sup>(1)</sup>、それにともない発行部数もこの10年で1,000万部近く減少した<sup>(2)</sup>。その結果として売上高も減少の一途を続け、現時点では回復の兆しをみせていない<sup>(3)</sup>。

新聞をめぐる環境の悪化は、インターネットの普及と歩みを並べるように進行した。簡単に無料でニュースが入手可能な状況は、若い世代から対価を払って情報を得る習慣を奪いつつある。また、インターネットは新聞に対する批判を可視化した。取材する記者の態度や言動といった、これまで目にしてこなかった報道の過程が市民の前にさらされることで、報道の内容だけではなく取材の姿勢までもが批判の対象になるようになった。TwitterやFacebookといったSNS (Social Networking Service) を覗けば、そうした批判には事欠かない。その結果として、新聞の信頼性は低下する一方である<sup>(4)</sup>。言うなれば、多くの人が自由に情報発信する時代状況が、これまで情報の送り手としての立場を独占してきたマス・メディアを媒体とするジャーナリズム、そして職業的ジャーナリストに対して、その存在意義を問うているのである。

以上のような状況に対応して、2000年代に入ると大学とメディアの双方において、ジャーナリズムのプロフェッションをめぐる議論に注目が集まった。日本のジャーナリズムはプロフェッションなのかという問題提起のもと、プロフェッション成立の要素であるジャーナリズム教育について、そしてプロフェッショナルなジャーナリストとは何かについて、多くの意見が交わされた。

しかし、こうした議論がなされる以前から、新聞記者に代表される職業的ジャーナリストはすでに社会的には「プロフェッショナル」として認知されていた。また、彼らも自らを「プロフェッショナル」として規定していた。だからこそ、そのジャーナリズム活動は可能だった。プロフェッションとしてのジャーナリズムが曖昧な状況において、日本のジャーナリストに対する社会的な認知、そしてその自己規定は、どのようにして成立していたのだろうか。

以上のような問題意識のもと、本稿では日本のジャーナリストを社会的に規定してきた要因について概観し、プロフェッション成立の要素である専門教育について検討することを通じて、これからのジャーナリストが自らを「プロフェッショナル」として規定する可能性について考察する。

## 2 プロフェッションとしてのジャーナリズム

### 2.1 プロフェッションとは

「プロフェッション (profession)」の語源は、信仰を告白し宗門に入るための聖職者の宣誓

---

\*なか まさき 静岡大学情報学部情報社会学科 准教授

(profess)にあるとされる。それは、欧米において聖職者、法律家、そして医師といった知的な専門的職業を指す言葉であった。それらは社会的な認知を受けることで、それにとまなう権威と経済的な保証を得ていた。そのため、新興の職業団体の多くは、同じような立場を求めて自らの職業をプロフェッション化することを望んだ。

こうした職業のプロフェッション化の動きは、まず19世紀の英国で、次いで米国で盛んになった。近代以前からの伝統が存在する英国では、徒弟制度や世襲制度がプロフェッション成立の要素として機能した。対して、そうした伝統が存在しない米国では、高等教育機関での教育や、教育の成果としての資格の取得がプロフェッション成立の要素として機能した。現在における職業のプロフェッション化は、米国におけるその系譜にある。

それでは、プロフェッションはどのように定義できるのであろうか。実のところ、それについてはさまざまな分野からのアプローチがあり、明確に定義するのは困難である。ここでは、大井眞二がまとめたプロフェッションに共通する三つの特徴をもってその説明としたい。それは、第一に体系化された排他的知識や専門性に基づく職業であり、その知識や専門性は高等教育機関によって提供される。第二に、その仕事は個人の利益動機を超えた社会に対する道徳的義務を含んでおり、それらは公共の福祉、科学の発展、社会的弱者の保護、正義の追求といった大きな目的に関わる。そして第三に、プロフェッションとしての生活は、相対的な独立性あるいは自律性を含む、である(大井 2009: 200)。

## 2.2 プロフェッションとしてのジャーナリズム

ジャーナリズムをプロフェッションとみなす動きは、米国において始まった。別府三奈子によれば、米国のジャーナリズムがプロフェッションとしての制度を整えたのは1920年代半ばのことであるという(別府 2006)。後にイエロー・ジャーナリズムの名で知られることになるセンセーショナルな報道に対する社会からの批判、および第一次世界大戦を経験したことによる政府からの言論統制に対する危機感が、ジャーナリズムがプロフェッション化する動機になった。

米国のジャーナリズムは、1922年に米国新聞編集者協会(ASNE: American Society of Newspaper Editors)を設立し、翌年に倫理綱領(Canons of Journalism)を定めることで、プロフェッション制度の明文化・標準化を目指した。そして最終的に、大学におけるプロフェッション教育課程認定基準が1924年に制定されることで、ジャーナリズムはプロフェッションとしての制度を整えるに至る。

以後、米国のジャーナリズムは自らをプロフェッションとして規定し、またそう主張することで存在意義を社会にアピールしてきた。ジャーナリズムをビジネスではなくプロフェッションとみなすこの考えは「自らの職業をプロフェッションであると規定することで、その質的向上のあり方を方向づけてきた米国ジャーナリズム改革の中心概念」(別府 2004: 149)であり続けてきた。

日本でも、第二次世界大戦後に連合軍最高司令官総司令部(GHQ: General Head Quarters)による指導のもと、民主化推進のためにジャーナリズムをプロフェッション化する動きがあった。しかしその試みはうまくいかず、再度プロフェッションをめぐる議論が活性化するまで長い時間を要することになる。

職業としてのジャーナリストについての議論が日本でなかったわけではない。むしろ「ジャーナ

リストとは何か」という問いは、長年に渡って繰り返し提起されてきたテーマであった<sup>(5)</sup>。しかし、ジャーナリズムが自らをプロフェッションとして規定し、またそのような職業として社会に宣誓することで社会的な認知を得ようとする試みはなされてこなかった。

そして、そのような試みをしなくても日本のジャーナリスト——新聞記者はすでに「プロフェッショナル」なジャーナリストとして社会的な認知を得ていた。この事実は、日本においてジャーナリストがプロフェッション以外のものによって規定されてきたことを示唆する。

### 3 ジャーナリストを社会的に規定してきた要因

#### 3.1 ジャーナリストの誕生とその地位

日本の新聞は、明治維新に連なる一連の改革の過程で、政府による保護と育成のもと、社会の近代化を目的として発達した。その意図は、1875（明治8）年に公布された新聞紙条例の冒頭で「新聞紙ハ人ノ知識ヲ啓開スルヲ目的トスベシ。人ノ知識ヲ啓開スルハ頑固偏隘ノ心ヲ破リ、文明開化ノ域ニ導カントスル也」と記されていることから明らかである。その一方で、政府は讒謗律をはじめとするさまざまな法令を公布して、意に沿わない下からの民衆によるコミュニケーション活動を抑えようとした。

日本の新聞記者は、まず「大新聞」たる政論新聞の「記者」として現れた。彼らは漢文調の文体を使い、知識人を対象とした政治に関する記事を書いた。そこで求められたのは高い教養と見識であった。また、同時期の「小新聞」——庶民や婦女子を対象とした非政治的な娯楽紙は、警察種や艶種を中心に市井の雑報をまとめていたが、そこで取材を担当する者は「探訪者」と呼ばれていた。日本の新聞記者の源流の一つである彼らには無学な者が多く、社内外で低く評価されていた（河崎 2006：20）。

明治も中期になると、大新聞と小新聞は報道中心の現在の体裁に近い日刊新聞へと移行していく。そして記者も取材をするようになり、それまでの探訪者の役割を引き継いだ。その過程で取材を担当する記者は自らの地位の向上を期待したが、実際には「新聞屋」をはじめとする蔑称で呼ばれ、その地位は高いとは言えなかった。やがて新聞社は企業として確立するにつれ、記者のイメージを変えるための一環として職業倫理の向上に努めるようになっていく（山本 1990：289-290）。

また同時期に、米国への留学と同国での新聞記者の経験がある松本君平は、その著書『新聞学：欧米新聞事業』（1899（明治32）年、博文館）において、新聞記者を自由な言論によって議論する「社会の公人」とみなした。また、新聞記者の大庭柯公は、1919（大正8）年に職能団体として「記者組合組織」の必要性を主張した（『中央公論』1919年2月号）。そして1927（昭和2）年、労働組合と職能団体の性格を併せ持った東京記者連盟が結成される。しかし同連盟には新聞経営者や政府から圧力が加えられ、また記者たちの脱退が相次いだことで、その役割を十分に果たすことはなかった。結局、戦前にジャーナリストの職能団体は日本で形成されることはなかった。

しかし、上記のような職能団体とは別のジャーナリスト団体がすでに日本には存在していた。「記者クラブ」である。それは1890（明治23）年の帝国議会の開設にともなって設立され、政府認可の新聞社と通信社の記者のみが国会を取材できる仕組みであった。それは「選ばれた」ジャーナリズムにとって独占的な情報源になると同時に、政府にとって報道機関をコントロールするための重要な道具となった。さらに、戦時中の1942（昭和17）年には、内閣情報局の指導下にある言論



統制団体「日本新聞会」による資格審査に合格した記者だけが登録できる制度に変更された。

以上のように、戦前の日本においてプロフェッショナルなジャーナリストを規定していたのは、政府でありその管理下にある業界団体であった。戦後、日本新聞会は解散させられた。しかし、記者クラブは現在も取材の拠点として存続している。

### 3.2 疎外されるジャーナリスト

第二次世界大戦後、日本を統治したGHQは日本政府を通じて軍政を実施する間接統治を実施した。しかし、メディアに対しては例外的に直接指導、統制するかたちをとった。これは、GHQがメディアを最重要視していたことの現れである。

その過程で、GHQはジャーナリズムに対して三つの基本方針をとった。第一に、ASNEのようなジャーナリストの自主的業界団体を作ること。第二に、その団体を母体として倫理綱領を作ること。そして第三に、ジャーナリスト養成機関として、大学にスクール・オブ・ジャーナリズムを設置し、ジャーナリズム教育を充実させることである（塚本 2010：105）。

上記の方針にしたがい、日本新聞協会がASNEの倫理綱領を参考にして1946（昭和21）年に制定したのが「新聞倫理綱領（旧）」である。<sup>6)</sup>それは、戦後の日本のジャーナリスト倫理の根幹をなす規範となった。その冒頭では、下記のような文言が述べられている（下線は筆者による）。

日本を民主的平和国家として再建するに当たり、新聞に課せられた使命はまことに重大である。これを最もすみやかに、かつ効果的に達成するためには、新聞は高い倫理水準を保ち、職業の権威を高め、その機能を完全に発揮しなければならない。

この自覚に基づき、全国の民主主義的日刊新聞社は経営の大小に論なく、親しくあい集って日本新聞協会を設立し、その指導精神として「新聞倫理綱領」を定め、これを実践するために誠意をもって努力することを誓った。そして本綱領を貫く精神、すなわち自由、責任、公正、気品などは、ただ記者の言動を律する基準となるばかりでなく、新聞に関係する従業者全体に対しても、ひとしく推奨さるべきものと信ずる。

そしてもう一つ、新聞倫理綱領と同様にジャーナリズム倫理の根幹をなす規範となったものがある。1948（昭和23）年に日本新聞協会が公表した「新聞編集権の確保に関する声明」、いわゆる「編集権声明」である。その契機となったのは、1945（昭和20）年以降に活発化した読売争議に代表される新聞社の労働争議であった。読売争議において新聞の民主化を主張する同新聞組合は、新聞の編集、製作、そして発送を自主的に管理することで経営陣に対抗した。いわゆる、生産管理闘争である。これを日本における共産化の現れとして危惧したGHQは、日本新聞協会に指導して本声明を公表させた。その結果、新聞の編集や発行業務の一切の責任と権限は、経営者に付託されることになった。同声明の第2条には、下記のような文言が述べられている（下線は筆者による）。

#### 2 編集権の行使者

編集内容に対する最終的責任は経営、編集管理者に帰せられるものであるから、編集権を行使するものは経営管理者およびその委託を受けた編集管理者に限られる。新聞企業が法人組織

の場合には取締役会、理事会などが経営管理者として編集権行使の主体となる。

下線で示したことからも明らかなように、新聞倫理綱領と編集権声明という日本のジャーナリズム倫理の根幹をなす規範に共通しているのは、いずれも新聞記者——ジャーナリストではなく、GHQによる指導のもとで新聞社、すなわち経営者によって定められたという事実である。また放送に関しては、1996年にNHKと民放が共同で「放送倫理綱領」を定めている。放送が放送法によって国家の管理下にあることを考えれば、その制定の構造は新聞の場合とあまり変わらない。

以上のような日本のジャーナリズム倫理の制定過程を俯瞰した大石泰彦は、その過程でジャーナリストは「疎外され、制度上は単なる客体（名宛人）の地位」に置かれたと指摘している（大石2003：18）。倫理とは、自律のための規範である。したがって、ジャーナリズムの倫理は本来、その主体となるジャーナリストが中心となって定めるべきものであった。そうならなかったところに、日本のジャーナリズムの特殊性がある。

このように日本のジャーナリズムは、戦前は国家による保護と育成のもとに発達し、戦後はGHQの指導によって方向づけられた。すなわち、日本では常に権力によるジャーナリズム政策が先行して、それに追随するかたちでジャーナリズムは発達してきた。門奈直樹は、こうした日本近代の後進性こそが日本的なマス・コミュニケーション環境を作り出したと指摘した。「各メディアは政治権力に妥協し、統制された自由のなかで発達してきたわけで、この事実を見逃しては日本のメディア発達史は語れない」（門奈2001：50）。

これは見方を変えれば、ジャーナリストが倫理の主体であることから免れ続けてきたことを意味する。ジャーナリズムの責任は企業としての新聞社、そして経営者に委ねられ、ジャーナリストは直接的にその責任を負う必要がなかった。その結果として、ジャーナリスト自身も倫理について主体的に考える機会を持たなかった、または持とうとしなかったと考えられる。

そのことを示す一例として、共同通信社記者の松永光生による「大学のジャーナリズム教育と記者活動」（1994年、『新聞研究』1994年5月号）と題する論考がある。松永は、上智大学文学部新聞学科を卒業して共同通信社に入社した。大学4年生のゼミにおいて「入社内定先の編集綱領を調べよ」との課題が出て、同社の大先輩たちに内容を尋ねて回り、その際に「記者になるんだ」という心構えができたと言懐している。しかし、その松永をして「入社後、自社の編集綱領について先輩や同僚と話し合ったことは一度もない」（松永1994：30）。

プロフェッションとしての生活が相対的な独立性あるいは自律性を含むとするならば、日本のジャーナリストはその条件を満たさぬままプロフェッショナルとしての社会的な認知を受けてきたことになる。そのことは、やがて「企業ジャーナリスト」に対する批判につながっていく。

### 3.3 企業ジャーナリスト

現在の日本において、ジャーナリストを名乗るのに資格は必要ない。しかし実際には、その資格は新聞社や放送局といったメディア企業に雇用されることで保障されてきた。そうした彼らを「企業ジャーナリスト」と呼ぶ。他の日本企業の場合と同様に、終身雇用で定年まで働く彼らの企業に対する忠誠心は高かった。

企業ジャーナリストと呼ばれる彼らの多くは、ジャーナリストとしての専門的な教育を受けてメ

ディア企業に就職したわけではない。ジャーナリストとしての仕事は、入社した後に現任教育(OJT: On the Job Training)を通じて学ぶものであった。

しかし、彼らは就職と同時に社会からは「プロフェッショナル」として認知されてきた。その理由としては、彼らが情報の発信装置を占有するメディア企業に所属することで情報の送り手としての特権的な地位を得ていたこと、そして記者クラブなどのパブリックな情報収集のための情報源へのアクセス権を与えられていたことが挙げられる。また、メディア企業への所属によって生じる社会的信用は、彼らがジャーナリストとして活動する際に大きなメリットとして機能した。

こうした日本のジャーナリストの特殊性について、藤田博司は「報道現場の記者に自分の所属する企業への帰属意識が強く、個人としてのジャーナリストだという職業意識が乏しい」と指摘した。そして「職業人としての記者の個人の判断より、帰属する企業の利害や立場を優先させて判断することが多い。真実、独立、公正といった原則より、自社の立場を優先させる報道がはびくれば、ジャーナリズムそのものが成り立たなくなる」と述べ、企業ジャーナリストがジャーナリズムを歪める可能性を危惧している(藤田 2014: 9)。

以上のような批判に対して、企業ジャーナリストからの具体的な反論がなされることはほとんどない。退職してから口を開く者はいるが、その主張の多くは批判への反論ではなく同調である。このような捻れた状況が生じたのは、少なくとも現役時にはそうした批判に対して口を閉じることが、すなわち企業ジャーナリストであることが、彼らにとって合理的な判断であったことを意味する。

高度経済成長期を経て日本を代表する大企業に成長したメディア企業は、企業ジャーナリストに「ジャーナリスト」としての特権的な地位だけではなく、「会社員」としての高いステータスをも提供した。その結果、多くの優秀な若者がメディア企業への就職を目指すようになった。

このことを端的に示すのが、1973年と1993年に日本新聞協会が実施した「新聞記者の意識調査」である。この二つの調査結果は、20年の間に新聞記者の意識に大きな変容が生じたことを示している。二つの調査を比較した柴山哲也によれば、1973年の調査において新聞記者は「仕事の社会的意義を自覚し、病む社会に対するジャーナリストの使命感をそれなりにもっていた」。しかし、その20年後に実施された1993年の調査ではそうした使命感は衰退し「ミーイズムや会社員意識」が強まった(柴山 2006: 33)。柴山は、朝日新聞に所属していた1990年に記者希望者の面接を担当したときの経験を次のように述べている。

新聞社で何をめざすかという質問に、「編集局長」や「役員」と答えた学生が何人かいた。全般に、ジャーナリストとして何がしたいのか、という答えが希薄だったように感じた。新聞社と併願する他企業名には銀行や商社、航空会社などの大企業が並んでいた。管理職よりは、海外特派員とか社会部記者、政治部記者、論説委員を目指すというのが、かつての新聞記者志望者たちが抱く将来イメージだった。(柴山 2006: 41)

柴山の述懐は、当時「ジャーナリスト」であることよりも「メディア企業の社員」であることに魅力を感じて新聞社を希望する若者が少なからず存在していたことを示唆している。以上のような状況を考えれば、企業ジャーナリストが自らのアイデンティティを所属するメディア企業に求める

ようになった——「ジャーナリスト」としてより「メディア企業の社員」として自らを規定するようになった——のは、自然なことであった。

#### 4 プロフェッションとジャーナリズム教育

##### 4.1 戦後の日本におけるジャーナリズム教育

ジャーナリズムのプロフェッションをめぐる議論は、大学におけるジャーナリズム教育と密接に関わっている<sup>(7)</sup>。なぜなら、プロフェッションに必要とされる知識や専門性は、高等教育機関によって提供されるものであるからである。

日本におけるジャーナリズム教育の歴史は、戦前にさかのぼる。日本で最初のジャーナリズム教育機関は、1929（昭和4）年に設置された東京帝国大学文学部新聞学研究室である<sup>(8)</sup>。もっとも、これは研究者養成を目的とした機関であり、実質的にジャーナリスト養成を目的とした最初の教育機関は、1932（昭和7）年に設置された上智大学専門部新聞学科とされる<sup>(9)</sup>。

日本でジャーナリズム教育が本格的に開始されたのは、第二次世界大戦後のことである。GHQによるジャーナリズムに対する三つの基本方針のうちの一つ、「ジャーナリスト養成機関として、大学にスクール・オブ・ジャーナリズムを設置し、ジャーナリズム教育を充実させること」（塚本 2010：105）にしたがって、1946（昭和21）年に早稲田大学が政治経済学部<sup>(10)</sup>に新聞学科を、慶應義塾大学が新聞研究室を設置した。1947（昭和22）年には日本大学が法文学部（現在の法学部）に新聞学科を、同志社大学が文学部に社会学科新聞専攻を設置した。そして1949（昭和24）年には、関西大学が文学部に新聞学科を設置した。そして日本新聞協会は、助成金を出してそれらの動きを支援した。大学におけるジャーナリズム教育の制度化はメディアとの共同作業でもあり、日本のジャーナリズムがプロフェッション化する「ひとつのチャンス」（花田 1999：128）でもあった。

しかしながら、ジャーナリズム教育の制度化はスムーズに進まなかった。当時の状況を俯瞰した森暢平は「学問的基礎付けもなく、大学や社会全体としての必要性の確認もあやふやなまま戦後のジャーナリスト教育は始動した」（森 2012：81）と述べ、大学側の準備不足を指摘している<sup>(10)</sup>。また「未来の記者を教育することで新聞人の倫理意識を変えていくという大学における記者養成教育導入の理念は大枠では理解されていた」ものの、GHQから米国型のジャーナリズム教育を押し付けられたことへの反発意識が大学や新聞の側にも存在していたことも、制度化がうまくいかなかった理由として挙げている（森 2012：82）。

内川芳美は、「戦前」に米国型のジャーナリズム教育が制度化できなかった理由を三つにまとめて述べている（内川 2003：14）。第一に、新聞に対する社会的な認識、意識、および政治的風土の違いである。米国では新聞は民主主義を支えるものであるという社会的な認識があるが、日本ではそれは一部の知識人に限られていた。第二に、日米の大学の教育観の違いである。米国では新聞教育は職業教育とみなされる傾向が強かったが、日本では新聞学は大学の学問に値しないとの認識があり、また新聞教育のような技能教育を大学で実施することへの忌避感があった。そして第三に、新聞企業の側の大学における新聞教育への期待感の違いである。米国では新聞記者に要求する知的水準が高いためにジャーナリズム教育を受けた学生を新聞企業が求めたのに対し、日本ではある程度の基礎的な学力や判断力があれば職業上必要な知識や技能は入社後に習得させるという考えを持っていた。内川による以上の指摘は、「戦後」にジャーナリズム教育が制度化できなかった理由

としても十分通用するものと思われる。

このような状況は、日本のジャーナリズム教育機関が設置目的にしたがって発展することを妨げた。例えば、戦後の最初期にジャーナリズム教育機関を設置し、かつジャーナリズムに最も多くの人材を供給してきた大学の一つである早稲田大学は、1969年に新聞学科を廃止している。廃止当時の状況について、林利隆は次のように述べる。

大学の学問文化からは、「新聞学は学たりえるか」との問いかけが浴びせられ、メディア・サークルからは、大学で新聞を教え学ぶことの無意味さというよりも有害さをいわれ、雇用市場で新聞学を専攻した学生が敬遠される状況も生じるようになった。(林 2006 : 240)

このようにして、ジャーナリズム教育をめぐる近づいた大学とメディアの距離は、徐々に開いていった。大学は期待された役割を十分に果たすことができず、やがて研究に重きを置くようになった。またメディアは「色のついていない」学生を採用して、OJTを通じて自社にふさわしいジャーナリストを養成教育するようになっていった。

以上のような経緯から考えれば、ジャーナリストが「企業ジャーナリスト」として規定されたのは、その立場に甘んじた彼らにだけでなく、十分なジャーナリズム教育を準備できなかった大学、そして専門教育を軽視したメディア、その両方に責任があるといえる。

#### 4.2 大学におけるジャーナリズム教育の活性化

ジャーナリズム教育をめぐる大学とメディアの距離は長らく開いたままだったが、1990年代に入るとその関係に変化の兆しが表れた。藤田は「変化をもたらした最大の要因は、メディア側、とりわけ新聞社側にある」(藤田 2009 : 5) と述べる。1990年代以降の急激なメディア環境の変化は、ジャーナリズムの現場からゆとりを奪った。それにともない、OJTが現実には機能しなくなった。OJTの限界を悟ったメディア企業は、やがてジャーナリスト教育への意識を高めていくことになる。

大学側にも、変化を促す要因があった(藤田 2009 : 6)。1990年代後半、大学審議会は「高度職業人の育成」の機能を大学院に求める答申を出し、それを受けて文部科学省は大学院設置基準を改正して専門大学院の設置を可能にした。その過程で大学におけるジャーナリズム教育を見直す動きが生じ、そして延長線上にジャーナリストの養成を目的とする専門大学院構想が一部の大学で論じられるようになった。このようにして、半世紀ぶりに大学とメディアがジャーナリズム教育をめぐる開いた距離を縮める状況が生じたのである。

大学の側から「ジャーナリスト教育」の必要性を強く主張したのが、東京大学社会情報研究所教授だった花田達朗である。花田は「諸外国におけるジャーナリスト教育の経験と日本の課題」(1999年、『東京大学社会情報研究所紀要』No.58)において米国のスクール・オブ・ジャーナリズムの現状と課題について言及した上で、急激なメディア環境の変化によって日本のジャーナリズムのプロフェッションのあり方が問い直される時期が到来したことを指摘し、今こそ日本にジャーナリスト教育を本格的に導入する機会であると主張した。そして『論争 いま、ジャーナリスト教育』(廣井脩との共編著、2003年、東京大学出版会)において、ジャーナリズム教育(ジャーナリスト

教育を含む)についての多くの意見を集めた上で、今後の課題と展望を提示した。そこには、トップダウンではなくボトムアップによって日本のジャーナリズムを変革しようとする意思が感じられる。

2000年代に入ると、これまでジャーナリズム教育に取り組んできた大学による、ジャーナリストの養成を目的とするジャーナリズム大学院の設置が相次いだ。<sup>(11)</sup>以下、いくつかの事例を挙げる。

東京大学は、2000年に大学院情報学環・学際情報学府を設置した。その際、大学生を対象とする新人教育ではなく、10年程度のキャリアを積んだ人をより専門的能力を備えたジャーナリストに育てる「ミッドキャリア教育の場」と自らを位置づけた(Journalism編集部2009:32)。

早稲田大学は、2003年に設置した大学院公共経営研究科にジャーナリズム・コースを開設し、現役のジャーナリストやジャーナリストを希望の院生たちのために、現役もしくはOBのジャーナリストたちが講師を担当する科目を設けた。<sup>(12)</sup>またその前年、同大学の林利隆は、学部課程からも既存学部の上に乗っている大学院研究科からも独立した専門大学院「スクール・オブ・ジャーナリズム」構想を私案として公表している(林2003)。林の構想は実現しなかったが、同大学は2008年に政治学研究科にジャーナリズム・コースを開設した(略称はJスクール)。同コースでは「高度職業人としてのジャーナリストの養成と教育」が目標として掲げられ、ジャーナリズムの修士号を授与する日本で初めてのジャーナリズム大学院となった。

慶應義塾大学は、2009年に法学研究科政治学専攻にジャーナリズム専修コースを設けた。同コースは、政治学の中心に位置する権力や国家について学ぶなど「政治」に強いジャーナリストの養成を主眼としているという(Journalism編集部2009:32)。同課程では、修士(ジャーナリズム)を授与している。

そして日本大学は、2010年に法学部新聞学科を母体として新聞学研究科を設置した。独立した新聞学研究科としては、日本で初めての大学院となった。2013年には、博士後期課程も設置した(修士課程は博士前期課程へ変更された)。同研究科は「ジャーナリストと研究者の養成、現役ジャーナリストのリカレント教育」を目的として掲げている。そして前期課程では修士(新聞学)、後期課程では博士(新聞学)を授与している。

これらのジャーナリズム大学院は、ジャーナリストを目指す大学院生に対する教育に取り組むだけでなく、現役のジャーナリストに対するリカレント教育の場としても機能している。また、修了時点での進路としてメディア関連企業へ就職する学生が一定の割合で存在することから、ジャーナリスト養成という目的をある程度達成しているといえる。<sup>(13)</sup>

ジャーナリズム大学院修了者によるメディア企業への就職や、現役ジャーナリストへのリカレント教育が今後さらに一般化していくなら、日本のジャーナリストが自らを企業ジャーナリストとしてではなく、プロフェッショナルなジャーナリストとして規定する可能性は高くなると思われる。

#### 4.3 メディア企業におけるジャーナリズム教育

先に取り上げた共同通信社記者の松永は、大学でジャーナリズムの専門教育を受けた経歴を持つ彼に対して、入社後にあるデスクから「マスコミ学科を卒業したやつは、頭でっかちでいろいろ考えすぎる」と指摘された経験を述べている。「『新聞記者は現場がすべて。つべこべ言わずにどんどん記事を書け』ということだった」(松永1994:30)。

松永の事例を挙げるまでもなく、一定の年齢以上のジャーナリストにとって、ジャーナリズムの仕事は専門教育によってではなく、現場での経験によって学ぶものであった。いわゆる OJT が教育や訓練の基本であり、長い間に渡ってメディア企業は新入社員が入社前に大学でジャーナリズムの専門教育を受ける必要性を認めてこなかった。

しかし 1990 年代以降、ジャーナリズムをめぐる状況は変化した。メディア環境の激変によって OJT そのものが機能しなくなり、その結果として不祥事が相次いだ。例えば朝日新聞では、2005 年に長野県で若手記者が知事に取材したかのような虚偽のメモを作り、それを元に記事が掲載されてしまう問題が発生した。また読売新聞では、2012 年に iPS 細胞の臨床研究をめぐる一連の誤報が発生した。両新聞はこれらの問題の原因を検討し、記者教育の大幅な刷新に乗り出した。

朝日新聞社は、2006 年にそれまでの総合研究本部を改組して「ジャーナリスト学校」を設置した。そこでは若手記者への研修を中心として、ジャーナリズムの理念や取材の基本、写真技術を学ぶ場を提供している。また、若手に限らない取り組みとして「調査報道」のようなテーマ別研修や、社内外の記者が参加する「自治体財政 記者セミナー」なども開催している（橋本 2014：19）。

読売新聞社も、2013 年に記者教育のシステムを改革した。東京、大阪、西部の各本社の編集局に記者教育実行委員会、通称「記者塾」を設置して継続的な記者教育に取り組むようになった。特に新人記者の教育体制は大きく変更され、その研修期間は従来の 3 週間前後からその 4 倍の 3 か月に延長された。また、その他にも記者塾は、新人から中堅記者、デスク、総支局長まで年次別・職務別の研修や、特定テーマに関する勉強会を主宰しているという（谷口 2014：14）。

以上のようなジャーナリズム教育の大幅な刷新は、ジャーナリストの質の底上げという目的の他に、そのアナウンスを通じてメディア企業としての信頼性回復を図る広報戦略としての側面もあると思われる。仮にそうだとした場合、教育を受けた記者たちに企業の枠を超えたプロフェッショナルなジャーナリストとしての自覚を促す可能性を持っている。

## 5 「プロフェッショナル」としての自己規定に向けて

日本では権力によるジャーナリズム政策が先行して、それに追随するかたちでジャーナリズムは発達してきた。メディアはそうした権力に妥協し、また統制されてきた。雇用されたジャーナリストはジャーナリズムの主体としての責任を雇用主たるメディア企業に預け、企業ジャーナリストとの揶揄を受けながらもその立場を暗黙のうちに肯定し、またそのような存在として自らを規定してきた。そして「ジャーナリスト」として社会的な認知を受けてきた。その構造は、戦前から戦後に至るまで基本的には変化しなかった。

しかし、1990 年代以降のメディア環境の急激な変化は、新聞に代表されるメディア企業の経営に影響を与えた。また、ジャーナリズムの現場の多忙化によって OJT が機能しなくなり、ジャーナリストの質の低下が問題となった。その対応策として、2000 年代に入るとメディア企業はジャーナリスト教育に力を入れるようになった。それは、大学における高度職業人の育成を目的とした専門大学院の設置の動きと重なった。

以上のような過程を経て、ジャーナリストが自らを「プロフェッショナル」として規定することが可能な状況に少しずつ移行しつつあるように思える。本章では、プロフェッション成立の要素としての大学のジャーナリズム教育が日本のジャーナリズムのプロフェッション化に寄与する可能性

について考察した後、ジャーナリストの自己規定に関する変化について展望を述べたい。

### 5.1 ジャーナリズム教育はジャーナリズムのプロフェッション化に寄与するか

大学におけるジャーナリズム教育は、日本のジャーナリズムのプロフェッション化に寄与することができるのだろうか。ここで、先に取り上げた内川によるジャーナリズム教育が日本で制度化されなかった理由のうち、第三の理由である企業側の期待感に焦点を合わせて考えてみたい。

大学ではジャーナリズム教育が活性化し、メディア企業との連携も進んできた。しかし、メディア企業は広報的な——または求人的な——観点から大学との連携に期待しているものの、肝心のジャーナリズム教育についてはあまり期待していないように思える。林香里は、ジャーナリズムのプロフェッションをめぐる議論が注目を集めた経緯について「産業をあげて『プロフェッショナルリズム』を再生することで業界の失地回復を図ろうとするための企業広報的な効果を狙う動きとも重なっている」（林 2011：177-178）と指摘する。

また、大学におけるジャーナリズム教育の牽引者の一人であり、東京大学社会情報研究所から早稲田大学教育・総合科学学術院に籍を移してジャーナリズム教育に力を注いだ花田は、退職後に自らの取り組みを省みる短い文章において、ジャーナリスト養成教育とメディア業界の連動は「まったく」うまくいかなかったことを吐露している（花田 2018：68）。その端的な表現から真意を探ることはできないが、花田が現状に満足しているわけではないことは確かである。

先に、メディア企業によるジャーナリズム教育の大幅な刷新について述べた。その刷新には、多大なコストを要した筈である。特に、教育や研修を担当する現役のジャーナリストの負担は大きい。その負担は、同時期に活性化したジャーナリズム大学院に肩代わりさせることもできた。OJTの限界は、見方を変えればジャーナリズム教育を大学に託す機会でもあった。米国におけるジャーナリズムのプロフェッション化が、第一次世界大戦後のジャーナリズムに対する批判と政府による統制に対する危機感から生じたという経緯を顧みれば、当時の米国のジャーナリズムと酷似した状態にあった日本のジャーナリズムは、大学との連携を強化することでプロフェッション化の推進を選択できる状況にあった。

しかし、そうした選択はなされなかった。メディア企業はジャーナリストの質の低下をジャーナリズム全体の問題として捉えず、個々の企業におけるジャーナリズム教育を強化することで解決しようとした。それは、大学におけるジャーナリズム教育が成果を出すまで待つ余裕がないという切実な状況を反映していたと考えることもできるが、実際には「これからも」大学におけるジャーナリズム教育には期待せず、自社のジャーナリストは自社で養成するという強い意思の表れであるように思われる。

自社のジャーナリズム教育を強化するという選択は、個々のメディア企業としては正しい選択である。林の指摘にもあったように、それは対外的には広報的に機能する。また、対内的には自社のジャーナリストのレベルアップにつながる。しかし、これらの取り組みは、日本のジャーナリズムというよりマクロな観点からみたとき、正しい選択であると言い切れない。

企業におけるジャーナリズム教育が、自社のジャーナリストの見識と能力を底上げするために実施されることは疑わない。しかし、そこで学ぶことになる精神はプロフェッションとしてのそれではなく、「〇〇新聞記者」としての精神であろう。そのとき、肝心の日本のジャーナリズム全体の



レベルアップ、または再生という視点は二の次にならざるをえない。極論すれば、それは個々の企業の生き残り戦略に過ぎない。

プロフェッションとしてのジャーナリズムが確立している米国においても、過去に不祥事は発生している。有名なものとしては、1981年にピューリッツアー賞を受賞したワシントン・ポストの記事「ジミーの世界」の捏造事件がある。また2000年代に入ってから、ニューヨーク・タイムズにおいて、2003年に若手記者による長期にわたる記事の盗用や捏造があったことが明らかになり問題となった。<sup>(15)</sup>

これらの不祥事に対して、ワシントン・ポストはオンブズマンによる徹底的な調査を実施して、その克明な報告書を同紙に掲載して読者に謝罪した。また、ニューヨーク・タイムズは社内に調査委員会を設けて原因の究明に取り組み、それまでの取材方針や倫理規範を見直すなどの改革に取り組んだ。しかし、両紙が自社に所属するジャーナリストへの教育に取り組んだという話は寡聞にして知らない。それは、プロフェッショナルに対する当然の態度であろう。

対して、ジャーナリスト教育を研修として義務付けられる日本の新人記者たちは、対外的には「プロフェッショナル」であるが、対内的には「アマチュア」とみなされている。そして大幅に刷新されたジャーナリスト教育の骨子はまさに新人教育の強化であって、それは今後もメディア企業がジャーナリズムの専門教育を受けていない「アマチュア」の学生の採用を前提にしていることを示唆している。

先述のように、ジャーナリズム大学院を修了した学生からメディア企業へ就職する学生はすでに一定数存在している。しかし、彼らは一般の学生と同じように就職し、研修を受けている。この事実は、プロフェッショナル養成機関として大学は評価されていないことを意味する。プロフェッションが高等教育機関における専門教育を前提とするならば、職業の側にその教育を評価するシステムが必要となる。しかし、そのシステムが存在しない以上、現時点において日本のジャーナリズムはプロフェッションたりえる条件を満たしていない。これらのことから、日本の大学におけるジャーナリズム教育がジャーナリズムのプロフェッション化に寄与するには、まだまだ長い時間を要するようと思われる。

## 5.2 「プロフェッショナル」として自己規定する可能性

今後、日本のジャーナリストの自己規定が変化する——自らを独立性と自律性を兼ね備えた「プロフェッショナル」として規定するようになる可能性はあるのだろうか。個人的には、日本のジャーナリズムがプロフェッション化するよりは実現性があると考えている。その理由として、以下に四つの可能性を挙げる。

第一に、メディア企業の経営状況が「プロフェッショナル」としての自己規定を促す可能性である。メディア企業、とりわけ新聞の経営は厳しさを増す一方であり、現時点では企業として不可逆の衰退に向かっている。かつてのように給与は上がり、責任と仕事は増える一方である。このような状況は、特に若手記者に将来に対する不安をもたらす。その結果として所属する企業に対する忠誠心と愛着が減退し、転職や独立を視野に入れるようになれば、自らを「〇〇新聞記者」としてではなく、プロフェッショナルなジャーナリストとして規定する動きが生じる可能性がある。すなわち、不安定で不透明な将来に対する自衛策として、現在所属する企業を離れても専門的職業人と

して生きていくことを可能とするスキルや、所属する企業に左右されない独立と自律の精神を身につけるといふかたちで、ジャーナリストのプロフェッショナル化が推進されるのではないかということである。

第二に、ジャーナリズムやジャーナリストに対する絶え間ない批判が「プロフェッショナル」としての自己規定を促す可能性である。職業柄、若手記者と話す機会がある。その際によく耳にするのが「〇〇新聞というだけで、何を書いても批判される」という弱音にも似たつぶやきである。書いた記事によってではなく、その所属するメディア企業によって評価される状況は、彼らにとって忸怩たるものがあるだろう。悩ましいのは、時としてその批判が妥当な場合もあるからである。所属する企業によって、書けない記事がある。また、書かざるをえない記事もある。このように企業ジャーナリストであることが自らのアイデンティティにネガティブな影響をもたらす状況が生じたとき、自分の心を守り、また鼓舞するために、自らをプロフェッショナルなジャーナリストとして規定する動きが生じる可能性がある。

第三に、第一、第二の理由に連なる動きとして、メディア企業からの転職や独立が「プロフェッショナル」としての自己規定を促す可能性である。時代は、ジャーナリストが独立性を獲得することを後押ししている。これまで記事を書くにあたり、自らの考えにしたがうか、それとも企業人としての立場にしたがうか、迷ったジャーナリストは少なからずいただろう。所属する企業のイデオロギーに反する記事を書くことは難しく、編集権も企業にある。また、現場に関わり続けようと考えていても、否応無く管理職へと昇進してしまい、現場に関われなくなったことに虚しさを感じていたジャーナリストもいたに違いない。しかし、フリー・ジャーナリストへの転身は安定した給与と立場を失うことへの不安がつきまっていた。

しかし、今やメディア企業に所属していても将来は保障されない時代である。これは会社員として悲劇だが、見方を変えれば企業への所属にこだわらなくても良くなったことを意味する。また、インターネットの普及は、個人によるセルフブランディングを容易にした。企業に依存しなくても、ジャーナリストが個人として活動する自由は以前と比べれば格段に広がっている。そして、独立して活動するならば、当然のことながら自らを「〇〇新聞記者」ではなく「ジャーナリスト」として規定する必要が生じる。独立と自律は、自らに曖昧な定義を認めないからである。

そして第四に、大学におけるジャーナリズム教育の成果がジャーナリストの「プロフェッショナル」としての自己規定に緩やかに結実する可能性である。ジャーナリズムの将来が不透明な状況において、これまでのように将来安泰な大企業としてメディア企業を就職先として選択する「目鼻のきく」学生は減少することが予想される。その結果、「それでも」ジャーナリズムに関わることを希望する学生の割合が相対的に増加するだろう。とりわけ、「それでも」ジャーナリズム大学院に進学した学生たちは、ジャーナリストとしての強い自覚を持ってメディア企業に就職していくと考えられる。メディア企業による一方的な価値の刷り込みでもあったOJTが機能しなくなった現在、代わりに新人研修が強化されたとはいえ、企業への所属前に身につけたプロフェッションとしてのジャーナリズムについての認識は、彼らの自己規定に影響を及ぼすと考えられる。

また、大学でジャーナリズムの専門教育を受けた彼らは、これまでと同様に「頭でっかち」と揶揄されるかもしれない。しかし、「頭でっかち」は言い換えるなら「理念先行」ということである。プロフェッションとしてのジャーナリズムは、まさに「理念先行型で自ら作り上げた職業像」

(別府 2001:97)として、米国のジャーナリズムの指針となってきた。現時点では、日本のジャーナリズムがプロフェッション化する未来を予想することは難しい。しかし、そうした「頭でっかち」なジャーナリストが今後も増えていくなら、ジャーナリズムはプロフェッションであると考えられるジャーナリストが主流となっていくなら、将来的に日本のジャーナリズムがプロフェッション化する可能性もわずかではあるが残されているように思われる。

以上の考察は、メディア企業、とりわけ新聞の衰退を前提としている。それは衰退の傾向にあるとはいえ、その寡占的な地位は他の業種と比較すれば競争が少なく、とりわけ言語的な問題からグローバルな競合相手が存在しないメリットがある。したがって、国内における安定性を評価するなら、ここでの考察はやや性急に過ぎるかもしれない。また「ジャーナリスト」であるより「〇〇新聞記者」であることにアイデンティティを持つ記者にとって、本節の考察はおそらく意味を持たないだろう。

いずれにせよ、これからの時代はジャーナリストが曖昧な存在であり続けることを許さない。ジャーナリストが自らを規定しないのなら、「誰か」が規定することになる。どちらを選ぶかは、ジャーナリスト自身の選択にかかっている。

## 注

- (1) NHK 放送文化研究所の『国民生活時間調査報告書』によれば、1995年の調査では平日に新聞を1日15分以上読む20代の男性は32%、女性は32%、10代の男性は14%、女性は13%であった(NHK 放送文化研究所 2006:15)。これが2015年の調査では、20代の男性は8%、女性は3%、10代の男性は4%、女性は3%に減少している(NHK 放送文化研究所 2016:20)。
- (2) 日本新聞協会の調査によれば、2008年に5,149万部あった総発行部数は、2017年には4,218万部に減少している(2018年12月1日取得、<https://www.pressnet.or.jp/data/circulation/circulation01.php>)。
- (3) 日本新聞協会の調査によれば、2008年度に2兆1,387億円だった総売上高は、2017年度には1兆7,122億円に減少している(日本新聞協会 2018:89)。
- (4) 日本新聞協会の『全国メディア接触・評価調査報告書』によれば、2005年の調査で「情報内容が信頼できる」と答えた割合は38.1%であった(日本新聞協会 2006:22)。これが2015年の調査では29.9%に減少した(日本新聞協会 2016:42)。ただし、同年の質問項目は「情報の信頼性が高い」となっている。「中正・公正である」と答えた割合も、21.8%から15.3%に減少した。
- (5) 例を挙げるなら『職業としてのジャーナリスト』(本多勝一、1984年、朝日文庫)や『新聞記者の処世術』(原寿雄、1987年、晩聲社)など。
- (6) 新聞倫理綱領(旧)は、2000年6月に新聞倫理綱領(新)に改定された。しかし、ジャーナリズムの倫理に関しては、両綱領の間に大きな差異は存在していない。
- (7) 本稿では、ジャーナリスト養成のための「ジャーナリスト教育」を、特にそれに言及する場合を除いて「ジャーナリズム教育」に含まれる概念として扱っている。
- (8) 新聞研究室は1944(昭和19)年に学生募集を停止した。1949(昭和24)年、同研究室は新聞研究所と名称を変更して改めて設置された。
- (9) 戦後の学制改革によって、専門部新聞学科は1948(昭和23)年、文学部新聞学科になっている。また、同時期に設置された教育機関として、明治大学新聞高等研究科(夜間1年制)がある。同研究科は、

1946（昭和21）年に再開した。

- (10) 森は、早稲田大学と慶應義塾大学によるジャーナリズム教育機関の設立が、日本新聞協会からの助成金を得るための急ごしらえのものであったことを指摘している（森 2012：81）
- (11) 2000年代以前としては、上智大学が1971年に大学院文学研究科新聞学専攻を設置している。
- (12) 2011年に募集停止。2012年度より公共経営研究科は政治学研究科に統合され、「公共経営大学院」（通称、正式名称は政治学研究科専門職学位課程公共経営専攻）に再編されている。（2018年12月1日取得、<https://www.waseda.jp/fpse/gspm/about/philosophy/>）。
- (13) 例えば、早稲田大学のJスクールでは、2009年から2016年度までの日本人の修了生209人のうち、メディア関連企業への就職は約100人に上った。リカレント教育の修了者を除けば、半分強がメディア関連企業に就職した計算になる（瀬川 2018：81）。
- (14) ワシントン・ポスト記者のジャネット・クックによる事件。8歳のヘロイン中毒の少年に関する記事「ジミーの世界」で、彼女は1981年のピューリッター賞を受賞した。しかし、受賞を契機に発覚したクック記者の経歴詐称から記事の内容に対しても疑問が持たれ、記事の捏造が明らかになった。その後、クックは同紙を辞職した。
- (15) ニューヨーク・タイムズ記者のジェイソン・ブレアによる事件。同紙の調査チームによる調査の結果、2002年10月以降に彼が執筆した記事73本のうち、少なくとも36本が他紙からの盗用や捏造だったことが発覚した。その後、ブレアは懲戒解雇された。

#### 引用・主要参考文献

- 別府三奈子（2001）「米ジャーナリズム史にみられるプロフェッション化（専門職化）運動の経緯とその特徴」『コミュニケーション研究』第31号
- 別府三奈子（2004）「ジャーナリストの条件——プロフェッションとしてのジャーナリスト」田村紀雄・林利隆・大井眞二『現代ジャーナリズムを学ぶ人のために』世界思想社
- 別府三奈子（2006）『ジャーナリズムの起源』世界思想社
- Freeman, Laurie Anne（2000=2011）*Closing the shop: information cartels and Japan's mass media*, Princeton University Press.（橋場義之訳『記者クラブ——情報カルテル』緑風出版）
- 花田達朗（1999）「諸外国におけるジャーナリスト教育の経験と日本の課題」『東京大学社会情報研究所紀要』No.58
- 花田達朗（2003）「序 ジャーナリズム教育を社会的論点にする」花田達朗・廣井脩編『論争 いま、ジャーナリスト教育』東京大学出版会
- 花田達朗（2018）『ジャーナリズムの実践：主体・活動と倫理・教育2（2011-2017）』彩流社
- 原寿雄（1987）『新聞記者の処世術』晩聲社
- 橋本聡（2014）「基本を固め、デジタルを学ぶ——新しい時代を生き抜くために」『新聞研究』2014年11月号
- 林香里（2011）『＜オンナ・コドモ＞のジャーナリズム——ケアの倫理とともに』岩波書店
- 林利隆（2003）「ジャーナリズム・スクールをめぐる——早稲田の動き——」花田達朗・廣井脩編『論争 いま、ジャーナリスト教育』東京大学出版会
- 林利隆（2006）『戦後ジャーナリズムの思想と行動』日本評論社
- 藤田博司（2009）「メディアと大学が協働する時代 現役記者にも教育の機会を」『Journalism』2009年4月号

- 藤田博司 (2014) 「ジャーナリズムの信頼性確保のために」 藤田博司・我孫子和夫『ジャーナリズムの規範と倫理——信頼性を確保するために』新聞通信調査会
- 本多勝一 (1984) 『職業としてのジャーナリスト』朝日文庫
- Journalism 編集部 (2009) 「ジャーナリズム、メディア関連の教育を行う主な大学・大学院調査」『Journalism』2009年4月号
- 河崎吉紀 (2006) 『制度化される新聞記者——その学歴・採用・資格』柏書房
- 松本君平 (1899) 『新聞学：欧米新聞事業』博文館
- 松永光生 (1994) 「大学のジャーナリズム教育と記者活動」『新聞研究』1994年5月号
- 門奈直樹 (2001) 『ジャーナリズムの科学』有斐閣選書
- 森暢平 (2012) 「敗戦直後のジャーナリスト教育導入——占領当局・大学・新聞社の関係をめぐって」『マス・コミュニケーション研究』No.81
- 向井貴之 (2016) 「異論にも耳を傾け、バランス感覚養って——若手記者教育の現場からの報告」『Journalism』2016年6月号
- 中正樹 (2018) 「プロフェッショナルリズムと客観性」大井眞二・田村紀雄・鈴木雄雅編『現代ジャーナリズムを学ぶ人のために<第2版>』現代思想社
- NHK 放送文化研究所 (2006) 『2005年国民生活時間調査報告書』NHK 放送文化研究所
- NHK 放送文化研究所 (2016) 『2015年国民生活時間調査報告書』NHK 放送文化研究所
- 日本新聞協会 (2006) 『2005年全国メディア接触・評価調査報告書』日本新聞協会
- 日本新聞協会 (2016) 『2015年全国メディア接触・評価調査報告書』日本新聞協会
- 日本新聞協会 (2018) 「①新聞社総売上高推計調査 (2017年度)」『新聞研究』2018年11月号
- 大庭柯公 (1919) 「記者組合組織の促進」『中央公論』1919年2月号
- 大井眞二 (1996) 「ジャーナリズム意識の研究——米ジャーナリズム研究のインプリケーション」『マス・コミュニケーション研究』No.48
- 大井眞二 (2009) 「米ジャーナリズム文化とプロフェッショナルリズム——客観性を巡って——」『政経研究』第46巻第2号
- 大石泰彦 (2003) 「報道倫理に関する一考察——日仏の制度を比較して——」『関西大学社会学部紀要』第94号
- 佐々木俊尚 (2014) 「新聞記者がフリーになりネット時代にどう生きるか考えた」『Journalism』2014年3月号
- 瀬川至朗 (2018) 「『個』として強いジャーナリストを育成 メディア激変期に質向上の『実験の場』に」『Journalism』2018年2月号
- 柴山哲也 (2006) 『日本型メディアシステムの興亡——瓦版からブログまで——』ミネルヴァ書房
- 園田英弘 (2004) 「会社員ジャーナリズムの成立と展開——日本型新聞システムの功罪——」柴山哲也編『日本のジャーナリズムとは何か——情報革命下で漂流する第四の権力——』ミネルヴァ書房
- 鈴木雄雅・武市秀雄 (2007) 「新聞学科創立75年小史 新聞学科：1982-2006」『コミュニケーション研究』第37号
- 高木強 (2011) 「ジャーナリズムの『プロフェッション』論」赤尾光史・高木強編『ジャーナリズムの原理』日本評論社
- 谷口透 (2014) 「全記者が意識を共有するために——発足2年目を迎えた『記者塾』」『新聞研究』2014年11月号

塚本晴二郎（2010）『ジャーナリズム倫理学試論——ジャーナリストの行為規範の研究——』南窓社

内川芳美（2003）「日本の大学における新聞教育回顧・雑録」花田達朗・廣井脩『論争 いま、ジャーナリスト教育』東京大学出版会

山本文雄編著（1995）『日本マス・コミュニケーション史 [増補]』東海大学出版会

山本武利（1990）『新聞記者の誕生』新曜社



# ジャーナリズムと承認の政治学：多数派に対する「承認の不在」と「象徴暴力」に関する社会システム理論的考察

伊藤 高史\*

## 1. 本稿の目的

インターネットが普及して以降の我が国の言論状況において、「ネット右翼」や「ヘイトスピーチ」と呼ばれる言説が一定の存在感を持って社会的に認知されていることは否定できないように思う。本稿では、そうした状況の背景を考察する。その際に手がかりとするのが、筆者が別稿で論じた、ニクラス・ルーマン（Niklas Luhmann）の社会システム理論的なジャーナリズム研究の成果である。

社会システムとは、あるコミュニケーションが別のコミュニケーションへと選択的に連鎖していく際に一つのまとまりとして観察者に認識されるものである。

筆者の理解によれば、社会システム理論の立場に立ったときに重要なのは、ジャーナリズムの影響に対する捉え方である。<sup>(1)</sup>ジャーナリズムの影響と言え、一般には、情報の受け手である不特定多数の「一般大衆」に対してジャーナリズムのメッセージが及ぼす影響が想定されるのではないだろうか。しかし、筆者の理解する社会システム論によれば、ジャーナリズムという社会システムは、他の様々な社会システムとの構造的カップリングの状況に置かれており、そこでの相互行為あるいはコミュニケーションを通じて、構造的カップリングの状況に置かれた他の社会システムに影響を与える。その影響を媒介するものは、ジャーナリズムが一般大衆に向けたメッセージとは限らない。ジャーナリズムが取材対象たる社会システムに取材を行うこと自体が影響を与え得る。また、ジャーナリズムという社会システムは、一般大衆への影響、すなわち世論喚起のみを媒介として、構造的カップリングの状況にある他の社会システムを動かすとは限らない。各社会システムには、その社会システムを動かす論理がある。例えば、司法当局を動かすにあたっては、単に怪しいという世論喚起のみならず、その疑いを裏付ける事実を提示しなければ、司法当局が動くことはないだろう。

社会システム理論の観点からジャーナリズムのメッセージが、受け手一般に対して及ぼす影響を考えるとすると、それは「社会システム」ではなく、「心的システム」への影響、すなわち、個人への影響として捉えられる。個別の心的システムが別の心的システムとつながり、「世論」という一つの社会システムとして作動するとき、それは社会に影響を与え得る要因となる。

本稿で問題とするのは、このような心的システムに対するジャーナリズムの影響と、心的システムと世論との関係性である。このことを考えるにあたり、筆者が手がかりにする概念は「承認」であり、「象徴暴力」である。<sup>(2)</sup>ジャーナリズムという社会システムが表象する「現実」の特性という

---

\*いとう たかし 同志社大学社会学部メディア学科 教授



観点から考えた場合、そこには社会の多数派の不在を指摘できる。このことは報道の受け手としての心的システムに対して「承認の不在」の感覚を生み出し得る。心的システムにおいて経験される「承認の不在」は、報道の受け手に対しては「象徴暴力」として働き、報道の主体である報道機関やジャーナリストに対してと同様、報道において「承認」を与えられている存在に対しても反感を抱かせる可能性がある。そうした心的システムに「ネット世論」としての形式（かたち）を与えることを可能にしたのがインターネットの普及である。このようなことを述べた上で、こうした理論的な理解が、現実の報道やネット世論を考える上で示唆することを考察する。

## 2. ジャーナリズムと承認

ルーマンは『マスメディアのリアリティ』の中で、マスメディアをニュースとルポルタージュ、広告、娯楽の3つのカテゴリーに分類し、我々はマスメディアの中に二重の現実を見ていることを指摘している。すなわち、我々はマスメディアを通じて、そこで表象される「現実」と同時に、マスメディアが「現実」を構築する様を観察しているのである。<sup>(3)</sup>

二重の現実に関する指摘は、特に、ルーマンがニュースとルポルタージュとしてカテゴライズしたもの、つまり、ジャーナリズムに最もよくあてはまると筆者は考えている。ジャーナリズムは常に「現実」を映し出そうとするものであり、また、ジャーナリズムに接する者も、そこには誤りや誇張などがあることは理解しつつも、本来ならば「現実」が映し出されるべきことを期待していると想定されるからである。

ルーマンは自らの見解を「オペレーションによる構築主義」と呼んでいる。<sup>(4)</sup>ジャーナリズムが現実を構築する過程に関しては、現象学的社会学や構築主義に基づいた研究が積み重ねられてきている。<sup>(5)</sup>この意味でも、ルーマンの社会システム理論はジャーナリズム研究と親和的である。

当然のことであるが、ジャーナリズムは「現実」をそのまま映し出しているわけではなく、社会の様々な出来事の一部を切り取り、ジャーナリストの解釈を踏まえて「現実」を提示する。そのようなジャーナリズムによって構築される「現実」の中で、「承認」を受ける人々はどのような人々であろうか。

ジャーナリズムによって「承認」される人々は、ジャーナリズムが取材の対象とする人々、つまり、情報源となる人々である。ジャーナリズムに関する社会学は、どのような人々が情報源として利用されやすいのかについて実証的な研究を積み重ねてきた。<sup>(6)</sup>

そうした研究に依拠すれば、ジャーナリズムでは大別すると二通りの人々が「承認」を受けている。ひとつのカテゴリーは社会を動かすような強い権限や影響力を持った人々であり、権力者と呼ばし得る人々である。ジャーナリズムは社会の動きを伝えるのが重要な役目である。そうであるならば、ジャーナリズムは権力者の動向に関心を払いその動向を伝える必要がある。

もうひとつは、社会的弱者とされる人々である。この弱者には、犯罪の被害者や自然災害の被災者など、不幸な事件や出来事に巻き込まれて突然弱者の立場に置かれた人々もいれば、伝統的な差別に苦しむ人々のような、社会が構造的に生み出してきたマイノリティ（少数者）も含まれる。

こうした社会的弱者がジャーナリズムにおいて「承認」を獲得する理由は、規範的観点から説明

できる。

ジャーナリズム研究者のサイモン・コトル (Simon Cottle) は、著書『メディア化された紛争 (Mediatized Conflict)』<sup>(7)</sup>において、「承認」という観点からメディアの報道を検討している。コトルによれば、アイデンティティ政治、新しい社会運動、単一争点キャンペーンなどによって特徴づけられる後期近代社会において、メディアは市民社会の文化政治の中心ステージに位置する。民族的少数派や性的少数派など、「差異の政治」に関わる集団は常にメディアへのアクセスを求めて戦っている。こうした少数派の闘争を、コトルは政治哲学者のチャールズ・テイラー (Charles Taylor) らが提示した、「承認の政治」との関連で論じる。

「承認の政治」は、伝統的な「配分の政治」に対して提示された概念である。テイラーはこの概念を用いて、カナダのマルチカルチュラリズムの状況を論じた。<sup>(8)</sup>ドイツの政治哲学者のアクセル・ホネット (Axel Honneth) も「承認」に関わる問題を、ヘーゲル哲学に基づいて論じている。<sup>(9)</sup>

これらの論者において「承認」を得る主体はマイノリティである。テイラーは次のように述べている。

現代の政治の多くの要素は、承認 (recognition) の必要、時にはその要求をめぐって展開している。承認の必要は、政治におけるナショナリズムの運動の背後の推進力のひとつであると論じることができる。そして承認の要求は今日、いくつかの形態のフェミニズムや「多文化主義 (multiculturalism)」の政治と今日呼ばれるものにおいて、少数派ないしは「従属的」集団を擁護するために、いくつかの仕方、政治の前面に登場している。<sup>(10)</sup>

テイラーはこのように、承認をめぐる政治を「少数派」や「『従属的』集団」にかかわるものとして扱っている。そもそもテイラーにおいて、承認が問題となるのは、それが人間のアイデンティティに深くかかわるからである。テイラーによれば、アイデンティティと承認との間の密接な結び付きを理解するためには、人間の生が、「根本的に対話的 (dialogical)」な性格を持つ<sup>(11)</sup>ということを理解しなければならない。

人は「表現のための豊かな人間言語を身につけることによって十全な人間主体となり、自らを理解し、自らのアイデンティティを定義づけることができるようになる」のだが、この場合の言語とは、人が話す言語のみならず、芸術、身振り、愛なども含む広い概念である。<sup>(12)</sup>

こうした言語の中には、マスメディアにおける表象も含めて考えてよいであろう。テイラーは承認の言説が、「親密さの領域」に加えて、「公的領域」においても「我々にとってなじみのものとなった」と述べ、公的領域においては「平等な承認をめぐる政治は、ますます大きな役割を演じるに至った」と指摘している。<sup>(13)</sup>

コトルは上記のようなテイラーらの議論に言及し、「承認」と、少数者による「差異の政治学」の関係を検討した上で、オーストラリアで拘束された難民に関する報道を検討している。2001年の選挙で勝利したジョン・ハワード首相が率いる内閣は、自国に来る難民を「不法移民」として敵視し、多くのメディアは「不法移民」という言葉をそのまま使用することで、政府に対して独立した、批判的報道を十分に行うことができなかつた。しかしそうした中でも、いくつかの事例において難民の素顔を伝えたり、政府の担当大臣に対して厳しいインタビューを行ったりして、「熟議民

主義」に不可欠となるような言論を提示したことを、コトは示している。<sup>(14)</sup>

少数派が社会からの承認を得るにあたり、ジャーナリズムが重要な役割を果たすであろうことは容易に想像できる。

政治学者の蒲島郁夫はかつて（1980年）、自民党リーダー、官僚、財界リーダー、農業団体リーダー、マスコミ・リーダー、学者・文化人、野党リーダー、労働組合リーダー、市民運動リーダー、女性運動リーダー、部落解放同盟リーダーという、「日本の政治システムに大きな影響力を持っていると思われるエリート」が、マスメディアを含めた政治社会集団の影響力をどのように評価しているかを調査した。その調査によれば、マスコミを除く全てのカテゴリーのリーダーが、「われわれの生活にどの程度影響力を持っていると思いますか」という問いに対してマスコミを最も高く評価した（マスコミ・リーダー自身は、官僚を最も高く評価し、マスコミはその次であった）。この調査結果から蒲島は、日本の政治を理解するための従来の理論モデルがマスメディアの影響力を十分に考慮に入れていないことを指摘し、「メディア多元主義」という独自のモデルを提示している。<sup>(15)</sup>

蒲島は同モデルにおけるマスメディアの役割を、少数者との関係で次のように述べている。

マスメディアは（財界や労働組合などの大組織と同じように）市民運動や女性運動などの反体制、新興弱小集団とも密接な関係にあり、それらはマスメディアを通じて他の集団と同じように政治システムに対してその選好を注入する機会を持っている。言い換えれば、権力から排除されているこれらの集団は、マスメディアを通じて政治を動かす手がかりを持つのである。<sup>(16)</sup>

蒲島は「マスメディア」という言葉を使っているが、上記の調査がインターネット普及以前のものであることを考慮すれば、蒲島の「マスメディア」という言葉は、「ジャーナリズム」と置き換えてもよいであろう。<sup>(17)</sup>

マスメディアを、少数者が承認を求めて争うアリーナとして捉える見解は、ユルゲン・ハーバーマス（Jürgen Habermas）が言うところの「市民的公共圏」としてメディアを捉える見方とも親和的である。<sup>(18)</sup>

メディア法などが専門の山田健太は、沖縄基地問題に関連するデモをいかに報道するかという問題の関連で「ジャーナリズムとは何かを考える時、その一つの大切な視点は、小さい声を拾う、弱い者の立場に立つということである」と指摘している。<sup>(19)</sup> 恐らくこれは、ジャーナリズムの規範を論じるにあたっての標準的な立場であろう。

しかし、ジャーナリズムが権力者と弱者の声を伝えることで現実を表象するということを通じて、ジャーナリズムの「現実」に盲点とも言うべきものがつくりだされる。その盲点とは、ジャーナリズムが表象する「現実」に登場しない「多数派」と認識された人々である。これが意味するところを、次の章で検討しよう。

### 3. ジャーナリズムにおける多数派の「承認の不在」と「象徴暴力」

ジャーナリズムが権力者の声を伝える一方で、社会的に不利益を被っていると想定される少数者の声を伝えようとする、「現実」を表象すべきジャーナリズムには大きな盲点が生じる。それは「多数派」である。民主主義社会にあっても、実際には、日々の社会を動かす権限は権力者と呼ばれ得る少数の者に握られ、その一方でジャーナリズムは、社会的に疎外され、承認を得られないような、あるいは不利益を被っているような社会的弱者や少数者に焦点を当てる。犯罪報道であれば一方で警察に取材し、もう一方で被害者の声をジャーナリズムは伝えようとする。沖縄米軍基地の問題であれば、沖縄に基地が集中している状況を容認する政府と、沖縄の基地の存在に抵抗する人々が報道される。こうしたジャーナリズムは、構造的に、社会の少数者に焦点を当てることで、社会の多数派を、ジャーナリズムが構成する現実から排除していく。人々がジャーナリズムに触れる限りにおいて、多数派は構造的に「承認の不在」の状態に置かれる。

自然災害では、災害に対処する政府や自衛隊や警察の動きと、被災した人々の声が伝えられる。しかし、そうした被災地の報道の陰には、報道されない交通事故での死や、自殺による死が多数存在している。それらの「日常的な死」は、ジャーナリズムにおいては、「社会的に顧みられることのない死」として、不在のままである。

このような「多数派の承認の不在」は、今日では現実的な政治問題として語られているのではない。アメリカのドナルド・トランプ大統領が2016年の大統領選挙で当選した際には、多数派であるはずの白人が不当に差別されているとの感情を募らせていたことが、トランプ候補の勝因として喧伝された。例えば2016年大統領選挙時のトランプ候補支持層を分析した新嶋良恵は次のように述べている。「トランプ氏の主張する排外主義とそうした主張に熱狂する人々の姿は、弱者による権利主張に対する反発の現れであり、『白人こそが虐げられた弱者だ』と主張するというアイデンティティ表明・闘争の場として本選挙が捉えられたとみる<sup>(20)</sup>ことができる」。

社会の中で「多数派」として括られてジャーナリズムから顧みられない人々は、ジャーナリズムが表象する「現実」から構造的に排除されている。彼らはいわば、常にジャーナリズムによる「象徴暴力」に晒され、社会的承認を奪われている。

「象徴暴力」は、教育における「押しつけ」とも言えるものを表現するために、フランスの社会学者ピエール・ブルデュー (Pierre Bourdieu) が開発した概念である。「象徴暴力を行使する力」は、「さまざまな意味を押しつけ、しかも自らの力の根底にある力関係をおおい隠す<sup>(21)</sup>ことで、それらの意味を正統であるとして押しつけるにいたる力」と言い換えられている。

あるいは、メディアとの関連で象徴暴力は、それを行使している人と行使されている人の双方<sup>(22)</sup>が、そのことを意識していないようなやり方で行使されている暴力であると説明されている。

多数派の人々が「象徴暴力」を受けていると論じることには異論もあろう。しかし、「社会的弱者」とは誰であり、「多数派」とは誰であろうか。ジャーナリズムが表象する社会的弱者は、ジャーナリズムによって、あるいはジャーナリズムと密接に結びついた行政機関や社会運動体によって恣意的に構築されたものではないか。

卑近な例を挙げてみよう。沖縄の基地問題に苦しむ人は、確かに国家の構造的暴力に苦しみ続ける人かもしれない。非正規労働者として不安定な雇用状況にある人々も社会の構造的暴力の被害者

であろう。しかし、東京に住んで毎朝、正社員として満員電車で通勤している人々はどうか。彼・彼女らは毎朝、満員電車というひどくストレスのかかる状況に置かれなければならない。彼・彼女らは痴漢にあう危険や痴漢に間違われる危険性、あるいはいらついた乗客たちとのトラブルに巻き込まれる危険性に常にさらされている。彼・彼女らが築いてきた社会的地位や信用は、そうしたトラブルに巻き込まれることで一瞬のうちに失われ得る。そこには、誰もが社会の構造的暴力の被害者と言い得る状況が存在している。そうした中で、彼・彼女らはジャーナリズムに表象されない「多数派」としてカテゴライズされる。

ジャーナリズムは常に2つのコミュニケーションから成立する。その2つとは、ジャーナリスト同士あるいはメディア内部でのコミュニケーションと、ジャーナリストと取材対象（情報源）とのコミュニケーションである。個別の記者は編集者など上司からの指令を受けて取材し、あるいは、編集者に対して自分が入手した情報（ネタ）を売り込み記事や番組にしようとする。その一方でジャーナリストの仕事は常に情報源（取材先）とのコミュニケーションによって成立する。これがなければ評論家や学者の仕事と変わらない。<sup>(23)</sup>

ジャーナリズムが提供するニュース、すなわち「現実」においては、一般の人々はただそれを部外者としてみるに過ぎない。これに対して、そこに登場する人は、ジャーナリストたちとの何らかの相互行為の結果として、そこに表象されている。継続的にジャーナリズムの取材の対象になる少数者や社会的弱者は、ジャーナリズムと「構造的カップリング」の関係を築く。これは、ジャーナリズムが政治家や警察などの特定の権力者で構成される社会システムと「構造的カップリング」の関係を築くのと同じである。

継続的に社会的弱者として取材の対象となる人々は、ジャーナリズムの表象の世界で承認を受けているだけでなく、取材の過程においても、つまりは身体性のレベルにおいても、多かれ少なかれ記者からの承認を得ている。彼らは記者との相互行為を通じて、ジャーナリズムが描く現実の中で表象され、承認を得ているのである。ジャーナリズムが、例えば政治家や官僚で構成される権力機構とのコミュニケーションによって構成される社会システムと構造的カップリングの状態にあるということは、ジャーナリズムが特定の「少数者」を「社会的弱者」として報道するとき、ジャーナリズムは構造的カップリング状態にある社会システムに対して、そうした「社会的弱者」の状況に応答するよう求めていることを意味する。

これに対して、「その他大勢」としてくられる一般大衆は、ジャーナリズムが表象する「現実」から疎外されているのみならず、ジャーナリストの取材過程からも、そして、ジャーナリズムが権力機構に何らかの対応を迫る過程からも排除されている。民主主義国家において本来であれば政治の趨勢を決定する権限を持つはずの多数派は、ジャーナリズムの世界では「承認の不在」の状態に置かれている。

#### 4. ネット世論における形式とメディア

これまで述べてきたことは、理論的な観点からジャーナリズムの心的システムに与える影響を考えた際に、その条件となるひとつの点を確認したに過ぎない。ジャーナリズムの表象の中で多数派

が承認を受けないということは、ジャーナリズムに関わる構造的な問題であり、近年に特有な現象というわけではない。インターネットが普及した以降に特に問題になったことは、上記のジャーナリズムの特性によっては説明できない。

また、報道に触れて社会的弱者に反感を感じる人々が多数派であると言いたいわけでもない。インターネットの掲示板などに、少数者や社会的弱者と見なされた人々の人格を否定するような書き込みをして「ネット右翼」などと認知される人々は恐らく、社会全体から見れば少数派である<sup>(24)</sup>。街頭に出て「ヘイトスピーチ」と呼ばれるデモ行進を行う人々はさらに圧倒的な少数派であろう<sup>(25)</sup>。

問題はそれにもかかわらず、「ネット右翼」と呼ばれる人々が、インターネットの普及とともに強い勢力をもって「ネット世論」を形成しているかのように認識されている点である。このことを理解するためには、「世論」とは何かを考える必要がある。

筆者の理解によれば、「世論」とは、今日の政治において、政治を動かす重要な「メディア（象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディア）」である。ルーマンの社会システム論にあって、「象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディア」とは社会システムを動かすにあたって効果を発揮するもの、卑近な言い方をすれば、「モノをいう」ものである<sup>(26)</sup>。経済システムにおいては「貨幣」が「メディア」となる。ジャーナリズムとの関連では、報道が司法システムを動かすにあたっては世論以上に、法律に違反していることを示す事実を提示することが求められる。司法システムにおける「メディア」は「法の言葉」である。これに対して政治システムを動かすにあたっては「世論」がものをいう。しかしながら、「世論」とは、単純に社会の成員の意見の平均値でもなければ、成員の意見を累積したものではない。「世論調査」の結果が質問の言い回しに多くの影響を受けるのは周知の通りである。「世論」はむしろ、政治を動かそうとする勢力が、政治的な意思決定者に圧力をかけるためにつくりだすものである。そうであるならば、いわゆる「ネット右翼が主導するネット世論」が支持するような政策を推し進めたいと思う者は、それが「世論」と呼び得るほどの規模において存在しているということを政治的行為者に認識させる必要がある。

「ネット右翼が主導するネット世論」というものがインターネットで可視化されたことは、ルーマンの「形式／メディア」あるいは「メディア基体と形式」という区別を使うと理解しやすい。

ルーマンの難解な議論を筆者の理解に従って言い換えると次のようになる。

コミュニケーションは、「情報、伝達、理解」という3要素によって成り立つ。言い換えれば、情報の受け手がある種の情報を、誤解を含めて何らかの理解をすることでコミュニケーションが成立する。あるコミュニケーションが、次に続くコミュニケーションを一定の方向に導くとき、そこには何らかの「象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディア」が介在する必要がある。この「象徴的に一般化されたコミュニケーション・メディア」は、後続するコミュニケーションの在り方を規制するような特定の意味を持っている。この場合に、そのような特定の意味をもった情報のまとまりが「形式」と呼ばれるもので、個別の情報が「メディア（あるいはメディア基体）」と呼ばれる<sup>(27)</sup>。

ジャーナリズムは日々、上記のような、個別の情報を他の情報と結びつけて特定の意味を与えるという作業を行っている。世の中には個別の様々な事件・事故が起きている。人の生死にかかわることは重大な事件・事故であろうが、日本で起こる年間数千件の交通事故死のひとつひとつが、ニュースとして報道されるわけではない。交通事故で一人の人が亡くなったということよりも、台

風が来て鉄道がとまり、帰宅困難者が発生したということの方が大きく報道されることもある。自殺によって無名の一人の人が亡くなったということはニュースにならないが、米軍兵によって日本で女性が暴行されたということは大きなニュースになるだろう。これは、個別の情報が他の情報と結びついて、特定の意味をもった「形式」が成立することによってこのようになるのだと理解できる。

このように理解すれば、ルーマンが使う「形式」という概念は、むしろ単純に「かたち」と翻訳した方がわかりやすい。情報を構成する諸要素はバラバラな単位であるが、それに一定の「形式（かたち）」を与えることで、人はそこに意味を読み取ることができる。

ジャーナリズムを通じて個別の心的システムは様々な影響を受ける。その中で、ある個人は、自分の意見を他人に伝えようとするかもしれない。インターネットが存在するまでは、個人の意見を公的なものとして社会的に認知させるルートとしては、マスメディアが圧倒的な地位にあったと考えることができる。このときは、どれほど、今日でいうところの「ネット右翼」的な意見が表明されていても、マスメディアがその個別の意見を結び付けて、「世論」としての「形式（かたち）」を与えない限り、そのような意見は公的なものとしては存在しないと同等であった。

インターネットが普及して、個別の意見が社会的に可視化される機会が増えると、その個別の意見に賛同する人は、その意見が「世論」と呼ぶにふさわしいものであることをアピールできるようになった。「ネット右翼が主導するネット世論」がインターネットの普及によって顕在化したこと背景には、上記のようなメカニズムがあったと考えることができる。

## 5. 考察

ジャーナリズムというシステムが、そのオペレーションによって作り出す「現実」は、権力を持った人間、あるいは、犯罪や災害などの「格別」の不幸を経験したとみなされた「少数」の人々の声によって作りだされるものである。そうしたジャーナリズムのオペレーションによって作りだされる現実は構造的に、世の中の「多数派」を排除する。このようなジャーナリズムやジャーナリズムに表象される少数者は常に、表象されない多数派から反感を買う可能性を秘めている。心的システムのレベルで感じられる反感は、インターネットの普及によって「ネット世論」としての「形式（かたち）」を得るに至った。

本稿ではこうしたことを指摘してきた。本稿の締めくくりとして、これらのことを理解することが、実際にジャーナリズムに取り組む者や、ジャーナリズムのメッセージに触れる受け手に対してどのような示唆を与えるのかを考察しよう。

ジャーナリズムは構造的に「多数派」を「承認の不在」の立場に置く。このことは、避けられないことである。近年の傾向として、日本のジャーナリズムの世界では盛んに「被害者に寄り添う」報道の重要性が指摘されている。<sup>(28)</sup> 自然災害などの被害者の苦悩を取材し、報道するジャーナリストたちの善意と努力には深く敬意を表したいが、その一方で、そうした「被害者に寄り添う」ことは、別の被害者を構造的に無視することにつながる。<sup>(29)</sup>

特定の被害者に寄り添うことが他の犠牲者を構造的に無視するということの端的な例を挙げてお

こう。日本では、子宮頸がんの原因ウイルスの感染を防ぐワクチンの接種が、接種による副作用の懸念のため、厚生労働省は2013年から、積極的な勧奨を行っていない。確かに子宮頸がんワクチンの接種で「薬害」を被ったという「被害者」は存在する。しかし、子宮頸がんワクチンの接種が進まなければ、子宮頸がんにおかされる「被害者」が増えるだろう。<sup>(30)</sup>このような事例にジャーナリズムはいかに対応すべきであろうか。

ジャーナリズムが特定の被害者に寄り添えば、軽視される別の被害者が出てくることは避けられない。こうした構造的な状況の中で、ジャーナリズムが自らの仕事の在り方を正当化する最大の根拠となり得るのは、やはり「事実」を客観的に報道することである。報道が不可避免的に「象徴暴力」を生み出すとすれば、ジャーナリズムは、ジャーナリストの「弱者を助きたい」という善意によっては正当化され得ない。何が事実であるかを特定し、また、どのような立場に立つことが客観的であるかを定めることは困難である。にもかかわらず、報道が不可避免的に生み出す「象徴暴力」に対する反感に応答し、ジャーナリズムを正当化する根拠は、ジャーナリズムによって表象された「現実」は「事実」に基づいているということ、その事実を解釈するプロセスは客観的なものであろうとしていることのほかにないように思う。

もちろん、ジャーナリズムが「事実」と客観性によって自らの報道を正当化したからといって、「多数派」の心的システムにおける反感から自由になることができるわけではない。本稿で検討した理論的な観点からすれば、マスメディアの存在を前提とした既存のジャーナリズムは構造的に、ネット右翼と呼ばれるような人々を生み出し続けてきたと言えるだろう。インターネットが普及して、そうした存在が可視化されたのだが、そうした層はインターネットが普及する前から確実に存在し、そうした人々を生み出すにあたり、マスメディアを前提としたジャーナリズムは一定程度の貢献をしてきたのだと言える。

言い換えれば、ネット右翼と呼ばれるような勢力はもともと存在していたのであり、それはインターネットによって可視化されたのであるが、インターネットによって生み出されたものではないということである。彼らはインターネットという技術の存在によって「形式（かたち）」を与えられたのだが、インターネットが存在する以前に、その「かたち」を形成するための要素（メディア基体）となるような人々が存在していなかったわけではない。この点を誤解してしまうと、インターネットでフェイクニュースが広まってネット右翼が生み出されたというような議論につながっていく。このような議論は、インターネットが存在する以前の、公に可視化される言説がマスメディアに管理されていた時代がよい時代であるというノスタルジックな考え方を暗黙の前提としてしまいがちだ。重要なのはそのようなノスタルジックな視点に立つのではなく、特定の意見に「世論」という「形式（かたち）」を与えてそれを政治的に利用しようとする勢力の主張の妥当性を検証することである。この検証作業の妥当性を担保するのも、「事実」に客観的に向き合おうとするジャーナリストの謙虚な姿勢であるほかはないであろう。

- (1) 伊藤高史 (2018) 「社会学的ジャーナリズム研究の再検討：ニクラス・ルーマンの社会システム論からの考察」『法学研究（慶應義塾大学法学研究会）』91 (6) 29-52
- (2) 2018年6月24日に学習院大学（東京・目白）で開催された日本マス・コミュニケーション学会春季研究発表会ワークショップにおいて、佐幸信介・日本大学教授が「ブルデュー社会学とメディア研究」と題



した問題提起を行い、筆者が司会を務めた。本稿は部分的には、同ワークショップから示唆を得たものである。佐幸氏をはじめ、出席した方々に記して感謝の意を表したい。

- (3) Luhmann Niklas (2004=2005) *Die Realität der Massenmedien (3. Auflage)*, Wiesbaden: VS Verlag (林香里『マスメディアのリアリティ』木鐸社) 12-23=10-18
- (4) *ibid.*: 17=13-14
- (5) 例えば以下を参照のこと。Tuchman Gaye (1978=1990) *Making News: A Study in the Construction of Reality*, New York: The Free Press (=鶴木眞・櫻内篤子『ニュース社会学』三嶺書房)、山口仁 (2018)『メディアがつくる現実、メディアをめぐる現実：ジャーナリズムと社会問題の構築』勁草書房
- (6) 例えば以下を参照のこと。伊藤高史 (2010)『ジャーナリズムの政治社会学：報道が社会を動かすメカニズム』世界思想社
- (7) Clottle, Simon (2006) *Mediatized Conflict*, Open Univ. Press: 167-184
- (8) Taylor, Charles (1994=1996) “The Politics of Recognition”, Amy Gutmann ed. *Multiculturalism: Examining the Politics of Recognition*, Princeton: Princeton Univ. Press (佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳「承認をめぐる政治」『マルチカルチュラルリズム』岩波書店) 25-73=37-110
- (9) Honneth, Axel (2003) “Umverteilung als Anerkennung. Eine Erwiderung auf Nancy Fraser” Nancy Fraser & Axel Honneth, *Umverteilung oder Anerkennung?: Eine politisch-philosophische Kontroverse*, Suhrkamp (=2012, 加藤泰史監訳「承認としての再配分：ナンシー・フレイザーへの反論」『再配分か承認か？：政治・哲学論争』法政大学出版局) 129-224=117-216
- (10) Taylor, Charles, *op.cit.*: 25=37
- (11) *ibid.*: 32=46-47
- (12) *ibid.*: 32=47
- (13) *ibid.*: 37=53
- (14) Cottle, Simon, *op.cit.*: 169-184
- (15) 蒲島郁夫 (2010)「モデルの提起」蒲島郁夫・竹下俊郎・芹川洋一『メディアと政治 (改訂版)』有斐閣 32-55
- (16) 同上 51-53
- (17) 2018年に衆議院議員の杉田水脈が、同性愛者について「生産性がない」と表現して問題になったが、その論考での杉田の論点は、『朝日新聞』などのマスメディアが、性的マイノリティをとりあげすぎるということであった。杉田水脈 (2018)「「LGBT」支援の度が過ぎる」『新潮 45』2018年8月号 57-60
- (18) 例えば、花田達朗は次のように述べている。「ジャーナリストとは公共圏の耕作者である。それは世論をリードするスター記者のイメージを払拭している。市民社会の共有地である公共圏を耕作するという仕事は、ある意味で地道な、地味なものである。例えば、いまだ公共圏に上らず、しかし公開され共有されるべき争点や論点、イシューやテーマはそこに登場させなければならない。これは公共圏の開墾である。主体的インヴェスティゲーション (調査・究明) を伴わずにそれはありえない。また、公共圏に既知の事柄であっても、その支配的な解釈・視点に対するオルタナティブの可能性が常に検証されるべきだ。マイノリティーの解釈・視点が絶えず考慮されなければならない。これは公共圏に鍬や鋤を入れることである。」(花田達朗 (1996)『公共圏という名の社会空間：公共圏 メディア 市民社会』木鐸社 294)
- (19) 山田健太 (2018)『沖縄報道：日本のジャーナリズムの現在』筑摩書房 174

- (20) 新嶋良恵 (2017) 「声を上げるマジョリティ：広く共有されたバックラッシュ現象としてのトランプ躍進」『メディア・コミュニケーション (慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要)』67-52)
- (21) Bourdieu, Pierre & Jean-Claude Passeron (1970=1991) *La Reproduction*, Paris: Les Editions de Minuit: 18 (=宮島喬訳、『再生産：教育・社会・文化』藤原書店 16)
- (22) Bourdieu, Pierre (1996=2000) *Sur la television*, Paris: Raison d'Agir Editions (=櫻本陽一訳『メディア批判』藤原書店) 16=24
- (23) 伊藤、前出 (2018) 37-44
- (24) これらについては以下を参照のこと。田中辰雄・山口真一 (2016) 『ネット炎上の研究』勁草書房
- (25) 樋口直人 (2014) 『日本型排外主義：在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会
- (26) 伊藤高史、前出 (2018) 47-48
- (27) Luhmann, Niklas (1997=2009) *Die Gesellschaft der Gesellschaft*, Frankfurt am Main: SuhrkampVerlag (馬場康雄ほか訳『社会の社会』法政大学出版局) 190-202=209-223
- (28) 例えば以下を参照。谷俊宏 (2018) 『共感報道の時代：涙が変える新しいジャーナリズムの可能性』花伝社
- (29) 例えば、ドキュメンタリー製作などで活躍した水島宏明は、勤務していた日本テレビを辞して大学教授に就任したときに、週刊誌上でテレビ局退職の理由を次のように述べている。「きっかけは、原発報道です。震災後、報道局の幹部が突然、『今後はドキュメント番組も基本的に震災と原発のみでいく』と宣言しました。もちろん、あれだけの大災害ですから報じるのは当然ですが、それだけだと報道の多様性がなくなってしまう。私のライフワークである貧困問題は『そんな暇ネタはボツだ』という扱いを受けました。」「しかも、NNN ドキュメントの企画会議では、『うちは読売グループだから、原発問題では読売新聞の社論を超えることはするな』と通達された。そんなことをいわれたのは初めてでした。」(『週刊ポスト』2012年6月1日号 41) 後半部分は、ジャーナリズムの倫理からすれば言語道断というべきものだが、本稿との関連で重要なのは前半部分である。ジャーナリズムがある種の苦悩に焦点を当てることは、他の苦悩を軽視することにつながる。そうしたことはジャーナリズムの現場では意識されていることであろう。
- (30) この問題については例えば以下を参照のこと。黒川祥子 (2015) 『子宮頸がんワクチン、副反応と闘う少女とその母たち』集英社、村中璃子 (2018) 『10万個の子宮：あの激しいけいれんは子宮頸がんワクチンの副反応なのか』平凡社



# ジャーナリズム界の変容と象徴暴力 —ピエール・ブルデューのメディア批判を再考する—

佐 幸 信 介\*

## 1. はじめに

『メディア批判』（原題 *sur la télévision*）は、ピエール・ブルデューがジャーナリズムやメディアを直接論じた数少ない論考である。ただし、この論考は他の一連の仕事とスタイルが異なっており、社会批判的なメッセージが強い。原題が示す通り、テレビを対象としたものであるが、この論考そのものがテレビで行った講演を書き起こしたものである。テレビ批判をテレビの講演で行うという、戦略的意図が込められている。こうした戦略を、1990年代後半以降のブルデューの社会批判を他の政治・社会的発言を含めて、同時代的な社会状況の文脈のなかであらためて考えることも可能である。もちろんそれは、何らかの政治的イデオロギーを措定して、そこに還元して説明することではない。『メディア批判』の冒頭で「テレビは、文化的生産の様々な領域（芸術、文学、科学、哲学、法律）を危険に晒している」と述べているように、テレビが有している効力を批判しつつ、反対に様々な文化的生産の自律的な界を擁護へと向かう。それは、ブルデューにとって論じると同時に行動しようとするものであった。つまり、テレビ的な論理や力が文化生産の界に介入することへの危機感に裏打ちされた、ある強度をもった言説的な戦略そのものであった。

しかし、こうした文化生産の界の危機に対する問題意識は、テレビを論じるところから始まったわけではなく、メディアと並んで同様の事態が生じるとブルデューが考えていたのは、「科学の界」であった。金森修がブルデューの界概念を論じる中で指摘しているように、1990年代前半から科学論には有力な動向が生じ、「純粋な理論関心に基づく基礎科学を枢軸として考える従来型の科学像を積極的に解体し、むしろ同時代の社会的、産業的要望に対応するように科学を変えるべきだとする考え方が台頭してきた。ブルデューは、こうした科学の変容に対して「純粋科学」と「何かに従属した科学」という二分法を止揚して、界の概念からの分析を進めようとする。「社会に役立つスタンス」をとるのは、社会からの要望に応えるというよりは「科学内部での正当性の鎧を身に纏いやすくするため」であり、「応用科学への接近、それは科学者の、科学者集団を標的とした卓越化 (*distinction*) の手法」である（金森 2015:57-58）。科学への産業的要請や応用科学を重視する社会への移行は、科学の界の構造変容を促す契機であるが、重要なのは外部からの産業的な要請が科学の界を瓦解させるのではなく、外部からの要請が科学の界の内部に入り込み新たな利害・関心へと形を変えて機能し始めるという点である。

ジャーナリズム界もまた、科学の界と同様の環境に置かれていると考えることができる。産業的な論理や商業主義的な論理が界に陥入しはじめたとき、報道それ自体の卓越化に商業主義がまきとわ

---

\*さこう しんすけ 日本大学法学部新聞学科 教授

りつきはじめる。こうしたジャーナリズム界が直面する構造変容に対して、先にも述べたようにブルデュー自身が、ジャーナリズムの界の自律性の擁護、あるいは文化生産の自律的な界の擁護に向かって行動しようとする。それは、一見すると現代においては時代錯誤的な古典的な界への回帰とも受け取られかねない。だが、ブルデュー自身はおそらくそのように受け止められることは百も承知で、むしろそう受け止められることを誘引しているようなところがある。『メディア批判』は、ジャーナリズム界を議論の基軸にしているが、『ディスタンクシオン』や『芸術の規則』の精緻さや執拗さに比べると、界の分析は粗い。しかし、分析の粗さを代償にしてまで、テレビあるいはテレビ的なものの介入について告発する必要があったと考えるべきであろう。

『メディア批判』においては、新聞とテレビとを対比してジャーナリズム界を論じ、新聞を範型にして形成されてきたジャーナリズム界を擁護しようとしている。図式的な二分法を用いることでわかりやすい語りとなされているが、だからといって新聞がジャーナリズム活動として優れていると述べているわけではない。新聞もまたテレビ的なものになっていく事態の方が問われている。その意味での図式的な立論が導入されている。そして、このジャーナリズム界の構造変容は、先のブルデューからの引用にもあるように、他の芸術や文学や科学、哲学などの文化生産の界の構造変容を同時に生じさせる。つまり、テレビ批判はジャーナリズム界に限定されない。ジャーナリズム界の構造変容が、同時並行的に他の文化生産の界にまで変容をもたらす。そうした力がジャーナリズム界に働いていることが問題なのである。

## 2. ジャーナリズム界の構造——文化エコノミーの領域

新聞の最も熱心な読者とは、ジャーナリストたちである。もちろん新聞に限らず、テレビ・ニュースについても同様のことが言えるだろう。複数の新聞をまんべんなく、比較しながら読むという読書行為は、いわば職業的な読み方であり、普段の生活から考えるならば特殊なケースである。しかし、この特殊な読書や視聴の形態——ニュースや情報の生産者とオーディエンスとが一致するような状況が、ジャーナリズム界の特徴のひとつである。

ジャーナリストたちは注意深く読むことで、次に何をニュースや報道の主題にするのか、すべきなのかを知ることができる。自らのジャーナリズム実践は、他の新聞やテレビが教えてくれる。教えてくれるというのは比喩的な言い方だが、それは他紙や多メディアと同様の記事を報道しなければならないこともあれば、他との差異化や卓越化を図ろうとすることもある。だが、この同調も卓越化も表裏の関係でしかなく、それゆえに相互規定的であり相互依存的である。たとえ、他のメディアに対して批判的な関係や敵対的な関係を取り結んだとしても、この関係こそがジャーナリズム界の構造を形成する要因となる。ジャーナリズム界は、このような相互規定、相互依存的な関係の歴史性によって構造化されている。報道をするというジャーナリズム実践は、ジャーナリズム界の構造とともに行われるのである。だからこそ、ニュースや報道は似通ったものになる傾向がある。P・シャンパーニュも指摘しているように、メディアは「望む望まないに拘わらず、同じ三面記事的なものにも飛びつかねばならず、同じ小さな政治的発言にもコメントしなければならず、同じ記者会見で押し合いへし合いしなければならない。要するに、是非の別なくこの界の論理のみちびくところへ赴かなければならないのだ。」(Champagne 1990=2004:257)<sup>(1)</sup>

ブルデューの議論を敷衍するならば、ジャーナリストたちはジャーナリズム界に参入し、ジャーナリズム実践を通して、ジャーナリズム界特有の文化資本とハビトゥスを身に着けることになる。それゆえ、ジャーナリストは、ジャーナリズム界が求める論理に応え、的確にジャーナリズム実践を振る舞うことができる。<sup>(2)</sup>

では、このジャーナリズム界において、ジャーナリストやメディアは何を獲得しようとして、他のメディアに対して卓越化や同調を行うのだろうか。それは、売り上げのような経済的な価値以上の何ものかである。ブルデューは、それを象徴資本と呼び、その獲得のための競争を象徴闘争と呼ぶ。象徴資本とは、それぞれの界に特有な資本として共有され、獲得している資本の量によって界の中での自らの位置を得ることができる。この資本は、ニュースを生産する際に活用、投入されるものである。例えば、ニュースとしての価値は、速報性とか正確性、客観性、取材力や調査力などとして語られる。これらのニュースを生産するのは、ジャーナリストたちであり、ジャーナリストが属しているメディアである。このニュースは、単純に経済的な価格には換算されない。あるいは、経済的な価格に換算されないからこそ、ニュースはニュースとしての象徴的な価値をもつことができる。それは、経済的な価値を否認することで、より象徴性を高めることができるからだ。つまり、脱利益追求的な利害 (interest) こそが、ニュースそのものの価値を担保している。

界のなかで象徴資本の獲得を目指して行われる競争は、文化的なエコノミーとして作用する。ブルデューが、『ディスタクシオン』や『芸術の規則』、『ホモアカデミズム』などを通して一貫して議論してきたのが、この文化的なエコノミーの領域であった。抽象的な概念である文化資本や象徴資本は、それぞれの界において固有な価値や資本の具体的な姿となって機能する。ジャーナリズム界においては、よりよいニュースをより多く生産することができる者たち、すなわち象徴資本を多く有しているジャーナリストやメディアこそが、社会的に信頼を獲得することができる。何がよりよいニュースなのか、すなわちニュースの正当性は、この界の参加者によって相互に承認されるものである。あるいは、何をもって正当とするのかをめぐる競合や論争自体が象徴闘争を意味している。

たしかに、メディアへの信頼性という評価は、オーディエンスとの関係において成立している。しかし、この信頼性もまたジャーナリズム界でのジャーナリストやメディアの象徴資本やある種の権威を高める方向へと循環していく。ジャーナリズム界の内部で、他のジャーナリストやメディアから承認され認められること、さらに他のジャーナリストやメディアよりも自らがより優位な位置に立つことが争われているのである。

### 媒介性の独占と権力

では、ジャーナリズム界はどのようにして一つの界として機能することができるのだろうか。ジャーナリストは、事実報道や客観報道など生じた出来事に忠実な言説のスタイルであれ、綿密におこなわれた調査報道であれ、社会的世界を描くことを専門にするがゆえに、オーディエンスや社会の他の人びとに対して、あるいは他の文化生産の界の生産物や生産者に対して特別の位置に立っている。

このジャーナリズム界で行われる文化的生産の特徴は、取材をし、ニュースを作り出すというという言説的な実践という点にとどまらず、「情報を大量に生産し、流布させるための手段を事実上

独占」していること、つまり「公共空間」へアクセスする回路、媒介性を独占しているという特徴がある (Bourdieu 2000:81)。この「公共空間にたいする媒介性の独占」という点が、ジャーナリズム界を成立させる重要な条件である。このことに対して、メディアはオーディエンスからの評価に何らかの形で曝されていると考えることもできる。しかし、先に述べたようなオーディエンスとの関係において成立しているとみなされる信頼性を考えた場合でも、実際には、オーディエンスに対して投げかけられた問いでしかない。つまり、オーディエンスは、メディアに対して非対称的な立場に立たされたおり、オーディエンスがメディアに対して抱く信頼という表象は、メディアの方から提供されているのである。誤解を恐れずに言うならば、「信頼するか否か」という問いまた、メディアあるいはジャーナリズムの側から押しつけられているのである。<sup>(4)</sup>

このようなメディアとオーディエンスとの関係は、メディアの言説的実践の場合もあてはまるだろう。メディアの言説的実践は、ジャーナリズム界のなかで養成された性向にもとづくジャーナリストの知覚や選別の枠組みの提示として行われるがゆえに、ということは、ジャーナリズム界に属さない者にとっては、ジャーナリズム界に特有なハビトゥスや文化資本を身につけていないがゆえに、オーディエンスとメディアはコミュニケーションの非対称性において実践されているということになる。メディアは、すくなくともマス・メディアは、このコミュニケーションの非対称性を媒介しており、あるいは、非対称的なコミュニケーションという関係を媒介していることができる。

こうした公共空間へのアクセスの独占という力関係は、オーディエンスとの関係だけでなく、他の界との関係においても成立しているとブルデューは指摘する。ジャーナリストたちは「公的に自らを表現すること、公的に存在すること、知られること（これは、政治家とある種の知識人たちには最も重大な賭け金です）を可能にする手段に対する権力を持っている」(Bourdieu 2000:82)。人びとや事件、出来事を社会に知らしめる権力。メディアは、このような媒介性の権力を有していることになる。別の言い方をすれば、ジャーナリズム界が成り立つのは、(少なくとも、マス・メディアが公共空間と密接に結びついている次元においては)このような権力を有するメディアをジャーナリズム界が事実上独占しているからである。しかも、この媒介性の権力は、規範的な意味において中立的で、客観的で、時には批判的な報道をとおして行使されなければならない。そうでなければ他の界（政治界、アカデミズム界、経済界 etc.）に対して、正当に関わることができない。媒介性の権力の行使は正当なものであるのだ。

### ジャーナリズム界の自律性の弱さ

ジャーナリズム界は、このように他の界に対して影響力を持っているが、反対に他の界と比べて相対的自律性の度合いは低いという、もうひとつの特徴を有している。それは少なくとも2つの理由がある。第一に、芸術や科学のような審美性や真理を探究するような創造性の原理を自らの内に持っていないという点である。それは、ジャーナリストが報道するニュースの素材や情報源、事件や出来事はほとんどの場合ジャーナリズム界の外部から提供されるという事実を負っている。ブルデューはこの特徴について、文化生産全体の構造において他の芸術や科学やアカデミズムに対して下位／劣位に位置づくという。つまり、劣位に位置しながら、他の界に対して力を発揮するという捻じれた関係を構成する。

第二に、市場——オーディエンスとの間で構成する市場（販売や視聴率）と広告の市場にジャーナリズム界は依存している。他の芸術などの界と比べた場合にも、この依存度が高く、その意味でも文化生産の構造において下位に位置づいていることになる。

このように、媒介性の独占や媒介性の権力を有しつつも、他の界やオーディエンスが経済的に換算された視聴率のような市場に依存あるいは従属することで、ジャーナリズム界の独特な自律性が確保できるのである。界の自律性は、経済的な市場と文化的な市場——商品としての市場と象徴財としての市場とがどのように関係するかで、その度合いが決まってくる。それは、構成上の割合とか配分といったことではなく、先にも述べたように界に属している行為主体（芸術家、学者、ジャーナリスト etc.）が、経済的市場をどれくらい否認するのか、脱利益的な利害をどれくらい志向するのかという実践性と相互行為が界の特徴を決定するのである。ジャーナリズム界の場合、芸術や科学と比べると、この経済的なものと文化的なもの、つまり商品と象徴財との換算率が高く、両者の直接的な関係のなかでジャーナリズム界が構造化されているのである。<sup>(5)</sup>ブルデューは次のように指摘する。「テレビ局や新聞の間での経済的な競争、読者や視聴者、あるいはいわゆる市場でのシェアを求めめる経済的な競争が、ジャーナリストの間の競争、すなわち固有の特殊な争点（スクープ、独占報道、職業の中での名声等）を持った競争という形態をまとうのです。そして、この競争は、経済的力関係あるいは象徴レベルの力関係の中での当該の報道機関の位置と結びついた拘束に従っていますが、金銭的な利益を得るための純粋に経済的な闘いという外見は持たないし、そう考えられることもない」（Bourdieu 2000:71）。

### 3. メディアと象徴暴力

1990年代の半ばに出版された『メディア批判』は、1980年代のフランスのテレビ局TF1の民営化とその後のメディアの商業主義化を念頭に置かれている。『メディア批判』を読むと、ブルデューの主張の強さとは対照的に、その議論の内容は既視感の方が強い。ブルデューの議論をわざわざ介さなくとも、私たちは1980年代以降のテレビ研究やテレビを通じたメディア研究、あるいはテレビ批評の蓄積を知っているからだ。

しかし、メディアと商業主義の問題やマス・コミュニケーションの成立以来内包していたメディアの所有と報道や編集権の問題など、こうした一連の歴史をブルデュー自身が知らないわけではない。にもかかわらず、本稿の冒頭で述べたように、新聞を範型とするジャーナリズムとテレビを範型としたジャーナリズムとの二項対立を設定するのは、次のようなテレビの象徴暴力の問題を提示することが意図されていると思われる。

「ジャーナリストという職<sup>メチエ</sup>に内在する傾向——つまり彼らなりの世界の見方、彼ら自身が職業的養成過程で身につけた素養、彼らの性向に内在する傾向、そしてさらにジャーナリズムという職業倫理に従って、ジャーナリストは（…）特定の現実の中から、ある側面を選び出します。しかしそれは、ジャーナリストたちに固有の知覚カテゴリーに対応した、現実のまったく特殊な面なのです。（…）選別の原理は、センセーショナルなもの、人目を引くものを探すことです。テレビは二重の意味でドラマ化に訴えます。テレビは、一つの出来事を演出し、「絵」にします。同時に、ことの重大さ、深刻さ、悲劇的で悲惨な特徴を誇張します」（Bourdieu 2000:28-29）。



メディアによって構成される表象は、人びとにたいして「ひとつの現実」を提供するが、それは一種の表象の押しつけとして作用している。この押しつけをブルデューは象徴暴力と呼ぶ。メディアは選別の行為、あるいは編集行為を行うが、この選別それ自体が恣意的なものである。この恣意性は、ジャーナリストの職として、事実性とか客観性といった公準にもとづき、つまり、恣意的であると同時に妥当な選別（編集）によって、あるいは選別の原理としては妥当であるがゆえに、この選別の過程が隠されたままで人びとに提示され、表象は象徴暴力という性格を帯びることになる。この象徴暴力の作用は、基本的には新聞であろうとテレビであろうと変わらない。だがブルデューがテレビの象徴暴力を問題にするのは、テレビの方がより感覚的であり、その視覚性や聴覚性ゆえに象徴的效果を発揮しやすいからである。それはブルデューがアルジュリアの人類学的研究以来フランスの階級社会の分析に至るまで一貫して問題にしてきた象徴支配の問題領域でもある。

### 象徴暴力と力の隠蔽

ブルデューはデュルケームの分類の問題を継承した社会学者の一人であるが、『再生産』や『ディスタンクシオン』、『実践感覚』などの主要な著作において、人びとの分類や知覚と社会的階級＝社会的分類との関連が分かちがたく結びつく権力を主題化してきた。この分類と階級との関係に作用する権力を象徴権力と呼び、そこで成立する支配の形式を象徴支配として問題にしてきた。

さらに、象徴権力の具体的な力の行使の形式を象徴暴力と呼ぶ。この象徴暴力について、ブルデューはデュルケームの議論を引き継ぐ形で次のように述べる。「分類の諸形式とは支配の諸形式であり、認識〔connaissance〕の社会学は、承認〔reconnaissance〕と無知（無理解／無自覚）〔méconnaissance〕との関係を切り離すこと」はできない（Bourdieu 1987=1988:43）。象徴権力は、「認識－承認－無知（無理解／無自覚）」が一連となつて行われる人びとの象徴的实践において作用する。

ブルデューは、また次のようにも説明する。「<sup>メコネサンス</sup>無知」とは「暴力であるであることが見落とされる度合いに応じてまさに行使されるような暴力を承認してしまう事実を指し」、「社会的行為者と社会的世界とを結びつけている根本的で前反省的な前提の全体を受け入れてしまうという事実」である（Bourdieu 1992=2007:216-217）。象徴暴力の作用に、通常人びとは気がつかない。象徴暴力は、分類することや何かを識別すること、社会を認識することなど、いわば知覚カテゴリーに作用する権力であり、この知覚の仕方の自明性が自明な日常実践として形成する権力である。

日常的な実践のなかで、社会的分類を受容するという言い方は実は抽象的である。私たちは、自らが知覚や分類図式を用いていることを自覚しながら日常実践を行っているわけではない。ブルデューが例示してる事例の方がより具体的に確認できるだろう。例えば私たちは人間や物を分類したり形容したりする際に、さまざまな対義的な言葉の組み合わせを用いる。高い（至高の、高尚な、純粹の）／低い（低俗な、平板な、質素な）、精神的／物質的、繊細な（洗練された、優雅な）／粗野な（野蛮な、卑俗な、野蛮な、乱暴な、粗雑な）、独自の（異なった、卓越した、特異な）／ありふれた（普通の、陳腐な、月並みな）といった「種々の形容詞が織りなす対立のネットワークは、社会秩序全体を背景とし」、「つまるところ支配者の「エリート」と被支配者の「大衆」との対立を基本としている」（Bourdieu 1979=1990:340-341）。

こうした形容詞を用いた分類は、熟考された言説的实践というよりも感覚的なものである。ブル

デュエ的な言い方をすれば、le sens pratique の sens = 感覚／意味の次元で行われる。この le sens pratique に象徴権力が作用する。そして、さらに重要なのは、高い（至高の、高尚な、純粹の）／低い（低俗な、平板な、質素な）、繊細な（洗練された、優雅な）／粗野な（野蛮な、卑俗な、乱暴な、粗雑な）等々の対立は、高い（至高の、高尚な、純粹の）、繊細な（洗練された、優雅な）側から下された対立関係であるという点である。低俗な側、粗雑な側、月並みな側は、高尚な芸術や文学、あるいは洗練された料理などを前にしたとき、往々にして引け目や不釣り合いさを感じたり、時にはあきらめのようなものさえ感じるかもしれない。つまり、こうした分類や知覚の図式は、優位な側から劣位の側へ、支配する側から支配される側へ押しつけられているのである。こうした押しつけ＝象徴暴力が、私たちの日々の実践に編み込まれている。<sup>(6)</sup>

ブルデューの象徴暴力論は、そもそも学校教育を対象とした『再生産』のなかで、教師と生徒とのコミュニケーション関係を範型にしたものである。ここでは、次のように説明されている。「象徴暴力 (violence symbolique) を行使する権力 (pouvoir)、すなわちさまざまな意味を押しつけ、しかも自らの力 (force) の根底にある力関係 (rapport de force) を隠蔽することによって、それらの意味を正当である (légitimes) として押しつけるに至る権力は、そうした力関係の上に、それ固有の力、すなわち固有に象徴的な力を付け加える」(Bourdieu et J-C. Passeron 1970=1991:16)。

象徴権力は、教師と生徒との多様なコミュニケーションや相互行為を通して発揮される。ある種のイデオロギー論の枠組みとの同型性を見出すことができるが、重要なのはどのようなイデオロギーであろうとも、象徴権力からは逃れられないということの方である。つまり、脱イデオロギー的な教育行為をしようとしたとしても、学校教育の正当性が認められる限り何らかの押しつけは発生するのである。<sup>(7)</sup>

このような学校教育のコミュニケーションを範型とした象徴暴力の形式は、報道の場面においても応用的に説明することが可能である。先にも述べたように、ジャーナリストは、報道の場面で、社会に対する見方や知覚の仕方を人びと、つまりオーディエンスに伝える。このとき同時に象徴暴力を行使している。この押しつけが暴力として顕在化しないのは、先に述べたように伝えるという実践 (pratique) が正当なものとして、そこで提示される社会の表象の正当性ととも承認されているからである。この正当性は、ジャーナリストにとっても、オーディエンスにとっても正当なものとしてされているがゆえに、報道の信用やメディアの信頼を同時に押しつけることができる。

しかしながら、オーディエンスは一様に、ジャーナリストが提示した「認識・知覚」の仕方を、そのまま受容し、影響を受けるわけではない。認識や知覚の偏差や多様性は、階層と関連する。例えば『ディスタクシオン』のなかで、新聞の購読と社会階級との関連を議論しているが、その要点は、高級紙と大衆紙、あるいは中立性が高い新聞といった、ジャーナリズム界の関係構造と、社会階級の High - Midle - Low の関係構造とは相同的な関係にあり、支配階級のクラスターは、高級紙に対して自らの政治的立場や考え方を形成するように読み、下層のクラスターは大衆紙や中立性が高い新聞に対して脱政治的に新聞を読む傾向があるというものである (Bourdieu 1979=1990:299-314)。「ジャーナリズム界の構造」と、新聞を読むという「読書の社会的空間の構造」との関連から析出されるのは、新聞もまた社会階層化を作用させる象徴財のひとつということである。

#### 4. テレビ的な象徴暴力と民主主義の問題

ブルデューがテレビの象徴暴力を問題にするのは、「新聞」を範型にして形成してきたジャーナリズム界にテレビが参入することによって、商業主義的な論理、広告やマーケティングの論理を持ち込まれるからである。そして、「センセーショナルリズム」や「エモーショナルなもの」あるいは「ポピュラー・センチメントなもの」が優位になっていくことへの批判である。

しかし、メディアが持ち込むあからさまな経済の論理はテレビが最初ではない。そのことはブルデュー自身がよく知っている。『芸術の規則』のなかで、19世紀前半の芸術がブルジョワ的な社会に侵されていく変化について次のように指摘している。「ブルジョワ世界」は、その価値観や、正統化の手段を統御しようとする意図を、芸術の分野においても文学の分野においてもかつてこれほど露骨に表明したことはなく、新聞雑誌やそこに寄稿する三流作家を通して、文化生産についての低俗でおとしめるような定義を人々に押しつけようとしていた。新聞雑誌がこぞって喧伝しもちあげるような作品まで含めて、最も凡庸な文学作品にたいして帝室がお墨付きを与え、経済の支配者たちが通俗的な物質主義をあらわにし、作家や芸術家の大部分が帝室への隷属状態」におちいることになった(Bourdieu 1992=1995:99-100)。

19世紀に文化生産の界を侵食していたのは、新聞と雑誌であった<sup>(8)</sup>。ブルデューは、19世紀に生じたことが、現在かたちを変えて生じていると考えているのだろうか。「堅い新聞」が一方の極となるジャーナリズム界を擁護しようとする事と、19世紀に起きていたこととの間には議論の断絶ないし、飛躍がないとは言えない。残念ながら20世紀以降の芸術界とジャーナリズム界との関連について、ブルデューは経験的な研究を残していない。その意味では、ブルデューに即するならば、先に引用した1970年代の『ディスタクシオン』以降に生じたテレビの台頭という20年ほどの短い時間軸のなかで、『メディア批判』は読まれるべきであろう。

その際に、テレビ的なもののジャーナリズム界への参入について考えるべき重要な論点は、政治あるいは政治界との関連である。というのもジャーナリズム界と政治界はともに自律性が弱いという点で共通しているからだ。「ジャーナリズム界に関わる行為者と政治界に関わる行為者は、絶え間ない競争と闘争の中にあり、またある意味ではジャーナリズム界は政治界に包含されることによって政治界の中で極めて強力な影響を及ぼしている。しかしながら、この二つの界は、極めて直接的に市場と直接投票の評価＝裁定の支配下に置かれているという共通点がある。したがって、ジャーナリズム界の支配力は、政治界に関わる行為者が、最大多数者の、時に熱情的で非反省的でもある期待と圧力に従属する傾向を強化する」(Bourdieu 2000:136)。

このようなジャーナリズム界と政治界との相即的な関係について、ブルデューが述べようとしていることは次のようなことである。視聴率を取ることがジャーナリズム界のひとつの価値として折り返される。つまり、よりよいニュースとは何かという正当性をめぐる象徴闘争から、より多く視聴されたニュースが有力な争点となると、ニュースは、わかりやすさとか総花的な最大公約数的なものへと希釈する。オーディエンスが見たいと想定するものを先取りする。「わかりやすさ」を象徴暴力として押しつけることを自ら問わないおさないメディアが、政治をコンテンツとして取り込んでいくとき、「政治」を報道するのではなく、「政治ゲーム」をニュース化する。政治家たちもまた、この政治ゲームに勝つためにメディアと手を結ぶ。政治は所詮政治ゲームなのだということが

映し出され、パブリックな視点との断絶が生じ、脱政治化もしくは政治への幻滅を生み出しかねない (Bourdieu 2000:150-158)。

ブルデューが批判するのは、こうしたメディアと政治のゲーム化のシニシズムである。<sup>(9)</sup> おそらくブルデューがテレビ批判で念頭に置いていたのは、このような民主主義の問題である。あるいは representation の危機の問題である。政治は誰を表象 = 代表するのか、メディアは何を表象するのかという representation の原義に立ちかえったとき、メディアと政治が共犯するか、メディアの表象に政治の表象が取り込まれていくとしたら、それは両者の界の自律性の危機なのである。そしてテレビ的なものが、ジャーナリズムの規範を冷笑することを拡散させてしまうのだとしたら、ブルデューはその象徴暴力こそを暴こうとしたと言えるだろう。1990年代の半ばに『メディア批判』が書かれてから、すでに20年以上が経っている。ジャーナリズム界は現在、もっと厄介な局面に置かれている。

- (1) パトリック・シャンパーニュは、ピエール・ブルデューと社会科学高等研院において共同で調査、研究を行ってきた。『世界の悲惨』 (*La misere du monde*, 1993) は、ブルデューとの共著である。ブルデューの社会学を引き継ぐ、社会学、政治学、世論研究者である。シャンパーニュが述べている界概念は、ブルデューから援用したものである。
- (2) ブルデューは、「文化資本」には三つの形態があるという。第一に学歴や資格などの制度化された形態。第二に、保持している書物や絵画などの物質的な形態。第三に、ハビトゥスと関連する身体的な形態である。
- (3) 佐幸 (2011) も参照のこと。
- (4) このことは、きわめて単純に「メディアはオーディエンスを信頼するか？」という問いがないという事実裏打ちされている。
- (5) ベネディクト・アンダーソンは『想像の共同体』のなかで新聞を「一日だけのベストセラー」と呼んだ。このことは、ネイションという共同性が近代において誕生したことを示している。同時に、紙媒体の商品としての耐久性が短時間化されることも意味している。商品としての価値も、ニュースという象徴財としての価値も一日しかもたないからだ。新聞は、翌日には古新聞となり、ガジェット化する。新聞は、商品と象徴財が紙というメディアの物質性に統合されているが、この統合された関係は、一日で消滅するのである。テレビの場合は、レイモンド・ウィリアムズが述べるように、フローのメディアである。あるいは時間のメディアであり、テレビ広告に典型的なように「時間を売る／買う」という市場が構成されている。
- (6) 例えば、あるファッションに対して野暮ったい服装をしていると見なすことができるのは、洗練したファッションを識別することができ、また本人もそうした服装に馴染んでいるからである。それは、絵画の好みでも、文学の好みでも、あるいは購読している新聞でも、視聴するテレビ番組でも同様のことが言えるだろう。
- (7) こうしたブルデューの議論を敷衍すると、例えば次のような (単純化することを承知の上で) 場面を想起することができる。例えば「 $1 + 1 = 2$ 」ということを教える際に、この計算が真理であるからこそ、教師から生徒へ行使される権力は、象徴暴力となりうるのである。そして、こうした教育的コミュニケーションの何年にもわたる積み重ねによって、進学するにつれて社会階層が再生産されることになる。学校

教育は、教育すると同時に選別の機関でもある。

- (8) 19世紀に被った芸術にたいして、当時ボードレールやフロベールなどの文学者、芸術家たちは、より芸術性や文学性を純化させ、「芸術のための芸術」を集団で志向する。ブルディーが、1990年代後半に、反市場主義と文化生産の自律性を掲げて、知識人たちの連携を図ったのは、フロベールの振る舞うのか、あるいはボードレールの振る舞うのか、といったシニカルな状況に陥ることを念頭においていたと思われる。
- (9) フェイクニュースを考えた時、米国大統領のトランプが「フェイクニュースだ」とレッテルを張る際に用いるのはテレビおよびSNSである。もし仮に新聞を用いるのであれば、すでにその時点で反論となり論争そのものとなる。

### 引用文献

- Bourdieu,P (1979=1990) *La Distinction*, Ed.de Minuit = (石井洋二郎訳『ディスタクシオン II』藤原書店)
- (1987=1992) *Choese Dites*, Ed.de Minuit = (石崎晴己訳『構造と実践—ブルデュー自身によるブルデュー』藤原書店)
- (1992=1995) *les Règles de l'Art*,Ed.du Seuil = (石井洋二郎訳『芸術の規則 I』藤原書店)
- (2000)『メディア批判』、櫻本陽一訳、藤原書店
- Bourdieu,P avec Wacquant,L. (1992=2007) *Réponses* = (水島和則訳『リフレクシヴ・ソシオロジーへの招待』藤原書店)
- Bourdieu,P&Passeron,J-C. (1970=1991) *La Reproduction*, Ed.de Minuit = (宮島喬訳『再生産』藤原書店)
- Chanpagne,P (1990=2004) *Faire l'Opinion*, Ed.de Minuit = (宮島喬訳『世論をつくる』藤原書店)
- 佐幸信介 (2011)「ジャーナリズムにとって相対的自律性は可能か」『ジャーナリズム&メディア』第4号、日本大学法学部新聞学研究所

# メディア・イベント論における「分裂」機能に関する一考察

三谷 文栄\*

## 1. はじめに

大きなイベントや深刻な災害、戦争が発生すると、ジャーナリストたちは取材し報道する。そのイベントや出来事がより大きく、深刻なものであればあるほど、ニュース・バリューが高くなる。ニュース・バリューが高い出来事やイベントに関して、ジャーナリズム組織は大々的に報道する傾向がある。マス・コミュニケーション研究や政治コミュニケーション研究の領域において、そうした報道の分析に適用可能な概念として「メディア・イベント」がある。メディア・イベントは「祝祭的」な出来事を大々的に報道することを通じて社会の「統合」を促すとする理論であり、これまで多様な領域で分析枠組みとして用いられてきた。例えば、皇太子の御成婚パレードといったような祝祭的なものや、イギリスのホロコーストの犠牲者を追悼する「ホロコースト・メモリアル・デイ」など、国家において重要なイベントを対象にメディア・イベントの観点から分析が加えられている（吉見 2002; 大石 2005）。日本では、特に新聞社や放送局などが主催となった「メディア・イベント」をメディア史の観点から分析するという研究が精力的に進められてきた（津金澤編 1996; 2002 など）。それに加えて、近年では政治コミュニケーションとは異なる領域でも音楽フェスやゲーム実況などを、メディア・イベント概念を用いて分析する研究も発表されている（飯田・立石編 2017<sup>(1)</sup>）。

「大々的な報道」それ自体は、祝祭的なイベント以外の出来事も含め、多様な対象に対して行われる。日本においても東日本大震災や福島第一原発事故や、特定秘密保護法、ヘイトスピーチ活動など祝祭的とはいええない出来事が、メディアで大きく報道されている。しかし、こうした出来事に対して、メディア・イベント論からの検証が進められているとは言えず、依然としてメディア・イベント概念を用いた分析では、「祝祭的」なイベントを対象とするものがほとんどである。一方で、後述するように、「祝祭的」なイベント以外にも、災害やテロ、戦争の「大々的な報道」の分析にもメディア・イベント概念が用いられ、多くの研究成果が海外では発表されつつある（Katz and Liebes 2007=2010; Stepinska 2010 など）。

本論では、日本における災害や異議申し立て活動の報道の分析に対するメディア・イベント概念の応用可能性について検討することを目的とする。以下では、近年のメディア・イベント論の理論的發展を概観するとともに、「祝祭的」ではない出来事をメディア・イベント論で分析する枠組みを提示する。その際、メディア・イベント論の社会的機能である「統合」に加えて、近年新たに注目されている「分裂」の機能に焦点を当てる。

---

\*みたに ふみえ 日本大学法学部新聞学科 助教

## 2. 「祝祭」としてのメディア・イベント論とその批判

### 2-1. メディア・イベント論とは

メディア・イベントとは、人々が日常を中断し、そのイベントを注視するような、大規模なオーディエンスを獲得するイベントを指す。<sup>(2)</sup>メディア・イベントは生中継で放送され、オーディエンスは遠くで生じているイベントをメディアを介して経験する。こうしたメディア・イベントは、メディア組織の外部の組織によって計画され、事前に予告されることによって、そのイベントの現場にメディアを招待し大々的に放送、報道されることにつながるのである (Dayan and Katz 1992=1996: 18-21)。

ダヤーンとカツ (1992=1996: 56-57) は、放送メディアを対象にした古典的な研究において、3つのメディア・イベントを提示している。第一が競技型のメディア・イベントである。ここでは、対等な能力を有した人たちがルールに則り闘う場面が大々的に報道される。そしてオーディエンスは、どちらの人がより優れているのかをみることになる。競技型のメディア・イベントは、中立的な立場から放送される。具体的な例としては、定期的に行われるオリンピックやワールドカップなどのスポーツイベントに加えて、選挙における討論会があげられる。

第二は制覇型のメディア・イベントである。ここでは競技型とは異なり、合意されたルールは存在しない。カリスマや英雄とされる人物が中心となり、社会において困難と思われている問題を解決したり、不可能と思われていたことを達成したりするイベントが大々的に放送される。制覇型のメディア・イベントは、イベントが価値あるものだというメッセージとともに、語り部の視点から放送される。オーディエンスはそうした放送を通じて人類が成し遂げた現場に立ち会い、その達成した人物、組織に対して畏敬の念を抱くことになる。こうした制覇型のメディア・イベントとしては月面着陸や紛争の平和調停などがあげられる。近年の例では2018年の朝鮮戦争終結に向けた南北首脳会談が制覇型メディア・イベントとして考えられる。

第三が戴冠型のメディア・イベントである。ここでは、慣習や伝統に則った形でイベントが進められる。それにより、イベントで主役となる人物が連続性を象徴するものとみなされ、神聖な象徴にふさわしいかといった観点から恭しい論調で放送される。社会の基本的な価値に訴えるイベントであるため、改めて現状に対しての承認が与えられることになる。戴冠型のメディア・イベントとしては、イギリス王室の結婚式などがあげられる。

これらの例からわかるように、メディア・イベントはその予定がメディアに伝えられることによって、メディア側が大々的に取り上げて放送する。放送を通じて、そのイベントは歴史的なものとして宣伝され、それによって広範なオーディエンスの心を揺さぶる (Dayan and Katz 1992=1996: 23)。このメディア・イベントの事前の計画性という点は、事件・事故といった予期せぬ出来事と、我々が意図的に起こすことができる出来事との間には基本的な差異があるという考えによるものである。<sup>(3)</sup>すなわち、イベントはあらかじめ計画されているものであるため、そこには事故や災害、戦争といった予期されないものは含まれないのである。

そうした「イベント」という言葉の意味に加えて、メディア・イベントには「教育的な意味」があることから、事故や災害、戦争、テロなどはその範疇に含まれないとされる (同: 39)。すなわち、民主主義社会におけるメディア・イベントは、大衆の支持を集めようとする「説得」の行事であり、統合を促すが、事故や災害、戦争、テロは、「説得」を伴うものではなく、社会の混乱と挑

発を示していると位置づけられているのである。

これらのことから、ダヤーンとカツのメディア・イベント論が社会の統合を促す「祝祭」を中心とした「儀礼」という点を重視していることは明らかである（同：13）。彼らは、機械的紐帯が分化した現代社会において、大々的なイベント（儀礼）を行うことで、人々に「共通」の感覚を与えている。その儀礼が行われる際には、社会的・政治的構造が一時的に宙吊りにされる「境界的（リミナル）」な状態にあるが、その境界状態において新たな意味づけが常に可能となるわけではない。むしろ、その儀礼を通じて既存の社会秩序が維持され、社会の統合が促されるのである。オーディエンスである国民の間にメディア・イベント（儀礼）に含まれるメッセージへの支持を生みだし、社会的規範を受け入れさせる。結果として、社会の統合を促し、社会とその権威に対する忠誠が更新されることになる（同：23）<sup>(4)</sup>。

## 2-2. メディア・イベント論への批判

このように、メディア・イベントは、大々的に放送され、大規模なオーディエンスを獲得する「祝祭」を分析する枠組みとして提示された理論である。メディア・イベント論の初期の研究は、冷戦期の外交などを事例として取り上げて分析してきた。そのため、冷戦終結後のコミュニケーション技術の発達と、世界情勢の変化を受けて、メディア・イベント論に対して以下の3つの点から批判が加えられることとなった。

第一に、現在のメディア環境において、大規模なオーディエンスの獲得が困難になっているという点である。冷戦終結後のインターネットを中心とするコミュニケーション技術の発達を通じて、同じ放送を多くのオーディエンスが視聴するという機会が減少している。そのため、「生中継」を視聴するという共通の経験の可能性が減少している。こうした状況の背景には、メディア不信も存在する。すなわち、テレビを含めた伝統的なメディアが「重大なもの」として放送するものに対して、「本当に重大なものなのであろうか」という疑問がインターネット上などで提示されるのである。このように、「大規模な」オーディエンスを魅了するようなイベントの開催が困難となり、メディア・イベントの「奇跡」が短命であることが指摘されるようになった。すなわち、「歴史的な」祝祭の生中継が有していた「アウラ」が喪失し、多くのオーディエンスを「魅了」する「魔法」が失われたのである（Katz and Liebes 2007=2010: 34; Dayan 2008=2010: 28）。

確かに大規模なオーディエンスを獲得する「祝祭的な」イベントとしてのメディア・イベントは減少しつつある。しかし、大規模なオーディエンスに同時に訴える能力やそのための資源のコントロールは、現在の環境においても依然として重要な政治的闘争の対象である。すなわち、ダヤーンとカツが当初想定したような「祝祭」としてのメディア・イベントは困難となっているが、それとは異なる形で、大規模なオーディエンスを獲得しようとする試みは続いている。むしろメディア・イベントは大規模なオーディエンスを獲得する一つのメディアの形式として維持されていくことになる予想されている（Hepp and Couldry 2010: 5; Couldry 2012: 80）。

第二の点としては、冷戦終結後の世界情勢の変化によって、「衝撃的」な映像が大規模なオーディエンスを獲得するようになったということがあげられる。具体的には湾岸戦争や、2001年9月11日の米国同時多発テロなどがあげられるが、これらは冷戦期の戦争とは異なり、「生中継」で「現場」から報道されたのである。先述したように、メディア・イベント論は祝祭的な儀礼の統合



的役割を前提としている議論であり、紛争の過程について論じているわけではない (Hepp and Couldry 2010:4)。また、メディア・イベントは支配的な価値を賞賛し、紛争解決の雰囲気醸成することに寄与すると考えられている (Kellner 2010: 77)。しかし、すべてのオーディエンスがメディア・イベントを通じて、社会統合へと促されるわけではない。むしろ、メディア・イベントが提示する物語とは異なる、対立する物語を想起するオーディエンスも存在する (Sonnevend 2018: 123)。すなわち、「統合的」な「祝祭」ではなく社会の「分断」「分裂」を明示する「衝撃的な」出来事をメディア・イベントの分析枠組みに加える必要があるのではないかと問われているのである。

これに対して、メディア・イベント論の提唱者の一人であるカツは「衝撃的なニュースのイベントは、統合的ではなく破壊的である。そして、セレモニー的イベントとは異なり、あらかじめ計画されたものではない。…つまり、それらは異なるジャンル」だとしている (Katz and Liebes 2007=2010: 33)。しかし、オリンピック「報道」などにみられるように、そのイベントが統合的でセレモニー的であったとしてもニュースとして報道される可能性がある。すなわち、あらゆる出来事は、ニュースとして報道される可能性を有しており、メディア・イベントとニュースの境界は明確とは言えないのである。また、セレモニー的なイベントであったとしても、イベントの主催者と対立する物語を提示する社会運動が展開されることもあれば、オリンピックもテロの対象となり大きな注目を集めることともある (Scannell 2014: 217-218)。こうした状況を受けて、現在のメディア・イベントは、それがいかなる機能を有するのかを事前に予測することは困難であるとも指摘されている (Evans 2018: 142)。

これに関連して第三に、テロや戦争が大々的に報道されるように計画されるようになったという点があげられる (福田 2009: 12)。例えば、立てこもりやハイジャックといったテロ行為が発生した場合、ジャーナリズムは中継などを通じて大きく報道し、オーディエンスはそのニュースを注視する。そして、そこでは「悪」であるテロリストととらわれている「善」の被害者の二項対立のドラマとして描かれるのである (Weimann and Winn 1994)。また 2001 年米国同時多発テロのように、象徴的なものを破壊することで対象社会の構成員に衝撃を与えつつ、テレビに映えるような行為を行う傾向もみられる。加えて、近年では IS のジャーナリスト誘拐・殺害動画や宣伝動画がインターネット上で公開されているように、技術を駆使して印象に残る衝撃的な映像を作成し、提供している。

このように、メディア・イベントとニュースの境界があいまいになっている中で、多くのオーディエンスを獲得する戦争やテロ行動などといったトラウマ的ともいえる衝撃的で破壊的な出来事をどのようにメディア・イベント論に組み込むのかといった観点からの研究が進められている。

### 3. 戦争、テロ、災害などの「メディア・イベント」とその機能

#### 3-1. 破壊的な出来事とスペクタクル

こうした点から注目を集めているのが「スペクタクル」概念である。戦争やテロといった破壊的な出来事を対象とした分析の中で、メディアで提示される現実を「見世物」として、オーディエンスは「観客」となって消費するというスペクタクルの議論がある。スペクタクルとは、「日常からかけ離れた、習慣的な日々のルーティンを逸脱した、メディアによって構築されたもの」である

(Kellner 2010: 76)。

公的で社会的なイベントや出来事であるスペクタクルは、しばしば社会の最も崇高な価値を祝う儀礼の形式を採用している。一見すると、メディア・イベントとの共通性を持つが、多くの場合、両者は区別されて理解されている。すなわち、メディア・イベントは、社会の中心的な価値や信念を正当化し、社会の統合に寄与するという機能を有する「祝祭」であるが、それに対して、メディアを介したスペクタクル（メディア・スペクタクル）では、商業化された政治的競合の重要なアリーナであり、主要な社会的紛争を具体化するものなのである（Kellner 2010: 76, 78）。

メディア・スペクタクルは、ケーブルや衛星テレビの時代において、既存の社会的政治的現実を定義づけ、競合させる支配的な形式として現れる。メディア・スペクタクルにおいては、事前に計画されたという点は考慮されない。突発的に発生した出来事もそこに含まれるのである。そのため、メディア・イベントは計画されたナショナルなイベントとなる傾向がある一方で、メディア・スペクタクルはしばしばグローバルなものであるとも指摘されている（Kellner 2010: 80）。こうした特徴を有するメディア・スペクタクルは、「祝祭」のイベントに加えて、戦争やテロ、災害を含むとしている。すなわち、メディア・イベント論では分析の範疇に含まれないとされるニュースも分析の対象としている。

しかし、メディア・スペクタクル論においては、オーディエンスの「消費」に焦点を当てている。スペクタクルにおいては、「世界の一部がこの世界の前で演じられ、しかもそれはこの世界よりもすぐれたもの」として提示される（Debord 1967=2003: 28）。オーディエンスは、そのスペクタクルに集中すればするほど、欲求が高まり消費が促され、彼らの生は貧しいままとなる。すなわち、オーディエンスの属する社会における諸階級から目をそらさせることでそれを固定化し、「疎外」した彼らは、社会から分離したまま、スペクタクルに集中するのである（同: 25）。

一方で、メディア・イベント論は、象徴人類学の著名な研究者であるヴィクター・ターナーの儀礼論を基礎においた理論である（Turner 1974=1981 参照）。そこでの焦点は、儀礼、すなわちメディア・イベントがコミュニティの維持にいかなる役割を果たすのかという点にあてられているのである。換言すると、スペクタクル論そのものは消費社会のイデオロギーについて論じており、それを元に発展したメディア・スペクタクル論とメディア・イベント論の展開は異なるものである。このことから、メディアが大々的に報道することによって、社会に与える影響を肯定的に捉えている議論がメディア・イベント論で、否定的に捉えているものがスペクタクル論だとも指摘されている（Couldry 2003）。ただし、これらの観点は異なるものの近年の動向として、上述したケルナーなどは、これら二つを結びつけ、メディア・スペクタクルをメディア・イベントを内包する、より広い概念として提示している。

### 3-2. 破壊的なメディア・イベント

上述のような、「破壊的なイベント」をめぐるスペクタクルの研究が出てくる一方で、メディア・イベントの研究においても、戦争やテロ、災害といった衝撃的で破壊的な出来事を、どのようにその議論に組み込んでいくのかという問いが提示されるようになった。

例えば、カツは、こうした研究動向を受けて、前述の議論を修正し、メディア・イベントとニュースの差異化が妥当であったとしても、祝祭的なもののみならず、大きく報道される破壊的な

イベントもまたメディア・イベントに含まれるほどのものであることは明らかであると述べている (Katz and Liebes 2007=2010: 33)。そして、「破壊的 disruptive」なメディア・イベントの例として「テロ」、「自然災害」、「戦争」「異議申し立て (protest)」をあげている (同: 33)。破壊的なメディア・イベントは社会の統合を促すわけではなく、受け入れがたい様な分裂や絶望の噴出なのである (同: 39)。

注目すべき点は、破壊的メディア・イベントにおいても「儀礼」が重視されていることである。「テロ」のメディア・イベントにおいては、テロが生じると、メディアでは繰り返しテロの現場が報道される。また、現場で被害者を救助するレスキュー隊員はヒーローのように取り上げられ、専門家や政治家に対するテロが生じた原因などに関するインタビューが放送される。テロ発生直後からのこうした一連の報道は一定の持続性をもって行われ、そしてある程度パターン化される。このパターン化された報道は「自然災害」「戦争」にも見られるものである。こうしたパターン化された、儀礼的な報道をタマラ・リーブスは「災厄マラソン (disaster marathon)」と名づけている。災厄マラソンが生じると、その報道を通じて出来事に対して何らかの対応策や支援策を提示するように政府へ圧力がかかる (同: 36)。しかし、そうした報道を口実に政府は行動し、「悪」に対峙する政府は自らの支持を獲得する可能性もある。破壊的な出来事が発生し、災厄マラソンが展開されることによって、その出来事は「破壊的メディア・イベント」となる (Couldry 2003: 72-73)。すなわち、分裂と絶望の噴出も、その後の報道によって社会の統合を促す「儀礼」の一部となるのである。カットとリーブスは、テロ、自然災害、戦争に加えて「異議申し立て活動」も破壊的メディア・イベントの一種として位置づけている。しかし、「ここでは詳細を述べない」としており、詳細な言及は上述の三つのみに限定されている (Katz and Liebes 2007-2010: 36)。

上述の議論を参考に、ステピンスカ (2010) は、競技型、戴冠型、制覇型のメディア・イベントを「儀礼的メディア・イベント」とし、テロ、自然災害、戦争を「破壊的メディア・イベント」と分類した上で、それぞれの性質をまとめている (表1参照、Stepinska 2010: 207)。

彼女によると、「テロ」のメディア・イベントでは、テロの当事者とそれに対峙する個人、集団、社会といったものが強調される。また、そこでは、テロの実行の当事者は糾弾されるとともに、暴力では何も解決できないというメッセージが伝えられ、社会への同一化が促される。「災害」のメディア・イベントにおいては、災害を発生させた要因が追求されるとともに、被災地をいかに復興するのが強調される。「戦争」のメディア・イベントにおいては、承認されたルールに則る形で戦争が進められ、報道される。そこでは敵国や敵対する集団と、わが国といった二項対立図式で描かれる。そこに含まれるメッセージは、この戦争は必要だったというものである。これらの報道を通じて、社会の統合が促されるとしている。

破壊的メディア・イベントの議論から以下の二点の疑問が生じる。第一に、破壊的なメディア・イベントの議論であっても、その関心が依然として社会の「統合」に寄せられているという点である。メディア・イベント論は、メディアを通じてオーディエンスが祝祭的な儀礼に参加し、社会の統合が促されるという理論である。破壊的メディア・イベントの観点に立つと、分裂や絶望を訴える破壊的な出来事が発生し、それを契機にパターン化された報道 (厄災マラソン) が繰り返され、その報道によって社会の統合が促される。換言すると、分裂や絶望の訴えが、儀礼の始まる合図として位置づけられることになる。本論における疑問とは、破壊的なメディア・イベントでも統合の

表1. メディア・イベントのカテゴリーと性質

性質	儀礼的メディア・イベント (ritual media event)			破壊的メディア・イベント (disruptive media event)		
	競争	達成	戴冠	テロ (terror)	災害 (disaster)	戦争 (war)
周期性	固定、繰り返す	固定されていない、予想可能	固定されていない、現在のこと	固定されていない、突然のもの	固定されていない、突然のもの	固定
ドラマの内容	誰が勝つのか?	彼/彼女は勝つのか?	儀礼は成功するのか?	何を犠牲にするのか?	どうしてこのようなことが起きるのか?	目標は達成されるのか?
ルール	承認されたルール	ルールはない	儀礼上のルール	ルールに反する	ルールはない	承認された戦争におけるルール
紛争・対立	個人 vs 個人	個人 vs 自然、または社会	文化、社会 vs 自然	個人または集団 vs 個人、集団、社会、文化	自然/技術 vs 人類、人間 vs 人類	民族 vs 民族、軍 vs 軍
紛争解決	固定、象徴的解決	同一化を引き起こす	社会の基本的な価値を反省的に思い出す	糾弾と同一化	復興	降伏/誓約
メッセージ	ルールは至高のもの。勝敗は覆らない。	人類の偉大なる飛躍	継続性が確約された	暴力では何も解決できない	我々は生き残る	これは必要だった
時間の指向性	現在	未来	過去	現在	現在/未来	現在/未来
演者のルール	キャラクターを見せる	カリスマを見せる	儀礼のパフォーマンス	権力を見せる	権力または生への意思を見せる	権力を見せる
テレビのジャンルの比喩	クイズ番組	西部劇	ソープオペラ	犯罪ドラマシリーズ、リアリティ番組	破壊的な映画	テレビシリーズ

出典：Stepinska (2010: 207)

機能に焦点が当てられているが、統合以外の機能も有しているのではないかというものである。

第二に、社会の「統合」という視点が、破壊的な出来事でダメージを受けた被害側からの視点に基づいているということである。被害者側からはテロは突然に生じるものであるが、テロそのものは計画的に実行されるものである (Weimann and Winn 1994: 98)。テロを計画した側は、テロが大々的に報道されることによってテロリストたちの集団的凝縮性を高める。仮にこうしたテロ組織やテロ集団が同国内にいた場合、あるいはそうした集団を支持するより広範な集団が存在する場合、国民国家というレベルでの社会的統合を達成するのは困難である。むしろ、テロ組織やテロ集団の、あるいはその支持者たちの集団的凝縮性が高まり、彼らが同国内に存在することが明確化することで国民国家レベルにおいては分裂・分断が引き起こされるのではないだろうか。

以下では、これら観点から、破壊的なメディア・イベントについて改めていかなる機能を有しているのかを考察する。その際に、「異議申し立て活動」をどのように破壊的メディア・イベントの議論に組み込むのかという点を念頭に置いて考察する。異議申し立て活動に関するメディア・イベント論の分析枠組みは、自然災害に加えて日本事例を分析する上で重要なものになると考える。

#### 4. 「意味づけをめぐる闘争」としてのメディア・イベント

メディア・イベントは社会の統合を促すものであるが、社会に属する「我々」を構築するものでもある (Dayan 2008=2010: 28)。それでは、誰がその「我々」に内包されるのだろうか。メディア・イベント論においては、国民国家レベルの社会に属する「我々」が構築される。換言すると、メディア・イベント論で想定されているテレビを通じた儀礼は国民に向けて行われているものであ

る。このメディア・イベント論における「我々」の構築機能と深く関連するのが、「儀礼」概念である。

「儀礼」とは何か。儀礼という観点からコミュニケーションをとらえた場合、コミュニケーションとは情報伝達のみならず、社会の秩序の維持に寄与するとされる (Carey 2009: 15)。メディア・イベント論では社会の統合という儀礼の機能に特に焦点を当てている。この場合、祝祭的な儀礼をメディアがオーディエンスに伝えることで、社会において「我々」が構築され、社会の「統合」が促されるのである。換言すると、メディア・イベントでは、国民に向けて儀礼をおこない、それを通じて「我々」が構築され、国民国家レベルにおいて共有される。それを通じて、国民国家としての社会の統合を果たすと考えられているのである。

それに対し、現代の分裂した社会の状況を考慮すると、社会を一枚岩として捉えることはできないのではないかと指摘し、異なる観点から「儀礼」を捉えたメディア・イベント概念も提起されている (Hepp and Couldry 2010: 4-5)。メディア理論の研究者であるクドリー (2003; 2012=2018: 118) は、儀礼の社会の統合という機能を認めつつ、儀礼のパフォーマンスの点に着目し、儀礼を「パターン化された行為」と「注目のフレームワーク」から構成されるものだと定義している。この定義には、儀礼が社会の統合を促すという機能が含まれないが、クドリーによると、こうした一般化された儀礼の定義こそが「儀礼が有する潜在的な重要性を説明しうる」としている (Couldry 2012=2018: 118)。例えば、リアリティ番組に見られるように、一般の視聴者が自らを暴露して参加するようなパターン化された形式が、他のメディアで採用されることで、暴露するという「パターン化された行為」と暴露に注目するという「フレームワーク」としての儀礼がオーディエンスの中で広く普及する。それにより、メディア・イベントのように明確に存在していたメディアで放送される儀礼とオーディエンスというカテゴリーが消滅し、儀礼は日常的な実践の中で再生産されるのである (同: 120)。すなわち、クドリーの儀礼の定義は我々の日常生活の中で潜在的に影響を及ぼしている、日常の中で実践されるパターン化された行為や注目のフレームワークという点を重視しているのである。このように儀礼を定義した上で、メディア・イベントを「メディアを介して伝達される状況に依存した、厚みのある、そして中心化を行うパフォーマンスを指す。それは多様なメディア生産物を横断し、広範かつ多様なオーディエンスや参加者の多くに影響を与える特定のテーマの中核への注目を促す」ものと定義している (Hepp and Couldry 2010: 12)。

重要な点は、このメディア・イベントの定義においては、「特定のテーマの中核」に注目を促すことで社会の秩序の維持に寄与すると考えられているが、社会における複数の秩序の存在を前提としていることである (Hepp and Couldry 2010: 5; Couldry 2012=2018: 108)。そのため、メディア・イベントによって生じる紛争や対立、インターネットの普及、グローバル化の深化といった諸側面が考慮されており、多様な事例に適応可能である。しかし、多様な事例に適応可能であるがゆえに、メディア・イベントの中核ともいえる「社会の統合」という儀礼の機能が後景に退いている。それは、オーディエンスが多様化し、分極化した社会において国民国家レベルの社会の統合が困難であることからくるものである。メディア・イベントを通じて、儀礼が向けられているそれぞれの社会の秩序を維持し、統合を促進する。それぞれの社会の秩序が維持され、統合が促進されることで、国民国家レベル、またはグローバルなレベルで見ると、社会間や国家間の差異、すなわち分断が明確化されることを意味するのである。

それでは、破壊的メディア・イベントの場合、儀礼を主催しているのはどの組織なのか。前述の表を見ると、破壊的メディア・イベントにおける儀礼においても、政府を中心とした公的な機関が主催者であることが念頭に置かれていることは明白である。すなわち、テロや災害、戦争が生じた後、その破壊的な出来事が社会にとっていかなる意味を持つのかを政府などの公的な機関が提示し、その意味づけに沿ってメディアが報道することが想定されているのである。確かに、そうした状況は東日本大震災においてもみられていた。東日本大震災が生じた直後から、日本のメディアに対しては「大本営発表」など評されるほど、政府の提示する意味づけを報道し続けていたのである。しかし、そうした一連の報道に対して批判的な声があがっていたのも事実である。また、テロや戦争といったように、出来事に関して意味づけをめぐる闘争がみられる破壊的な出来事もある。この場合、そうした出来事の「主催者」を政府などの公的な機関に限定するのは、それとは異なる政治的アクターの役割を過小評価することにもなる。

テロリストたちの目的として、象徴的なものを破壊することで、その組織や社会、その構成員に衝撃をあたえ、彼らが当然のように享受しているものに対する疑問や不信を植え付けるということがあげられる。それは、ジャーナリストたちがテロ行為の背景の取材を通じて考察することでメディアを介して伝えられる。また、テロ行為がメディアを介して伝えられることで、新しい支持者を獲得すると同時に、テロ行為を行った組織への支持を維持し、補強するのである (Louw 2005: 241-244)。テロリストたちは、自身たちの考えや要求、あるべき社会など、メディアを介してテロ行為によって伝えようとする。すなわち、そこでは既存の政治・社会システムを批判する、異なる意味づけが提示されているのである。このように破壊的なメディア・イベントにおいては、公的な機関と、それ以外の政治的アクターとの間で誰がそのメディア・イベントの「主催者」になるのかの闘争が行われているのである。メディア・イベントは「多数のメディアの声が競合する場」と指摘されているように、そこでは意味づけをめぐる闘争が生じていることを意味するのである (Dayan 2008=2010: 28-29)。また、そうした闘争の結果、公的な組織の意味づけが反映された報道が支配的となった場合、テロ行為を行っても、メッセージが伝わらなかったことへの無力感から、逆説的にテロ組織や敵国の凝集性が高まることになる。

こうした観点からみると、破壊的メディア・イベントにおいては、意味づけをめぐる闘争が生じ、その結果に関係なく、それぞれの「主催者」が属する社会や組織、集団の統合が促される。それにより、それぞれの意味づけの差異が明確化されることになり、国民国家における個人間、集団間、組織間、社会間の分断が明示されることになる。

意味づけをめぐる闘争としてのメディア・イベントという視座は、「異議申し立て活動」の分析にも適用可能である。異議申し立て活動の一つである社会運動は、参加者にとって「祝祭」や「イベント」の側面が存在することはすでに指摘されている (毛利 2003; 富永 2016)。参加者にとって、その活動の目的に何らかの貢献をすることよりも、「参加」という点が重視され、イベントとなっている異議申し立て活動がメディアで大きく取り上げられ、報道される。その報道が社会の統合または分断にいかに関与するのかという点は、メディア・イベント論の観点から考察するが重要なのではないだろうか。すなわち、国内で異議申し立て活動があると、それに関する報道の支配的な意味づけをめぐる、闘争が生じる。その結果、「パターン化された行為」が見出され、報道が儀礼化すると、それにより支配的な意味づけを勝ち得た社会の凝集性が高まることとなる。その

一方で、意味づけが劣勢となった集団や組織、社会においては、その支配的な意味づけに対する不信や不満、反感が高まり、それらの間で凝集性が高まる。ただし、その意味づけをめぐる闘争の結果は一時点のものでしかない。時を経ることにより、その支配的な意味づけに対して対抗的な意味づけが提示され、新たに意味づけをめぐる闘争が生じる。こうした一連の意味づけをめぐる闘争の過程を通じて、国内における分断状況が明確化することになるのである。

## 5. おわりに

本論では、メディア・イベント論の近年の動向を提示しながら、破壊的な出来事に焦点を当てたメディア・イベント論に修正を加えてきた。従来のメディア・イベント論では社会の統合という点に焦点を当てられてきたが、社会の分断や分裂といった機能に関しては言及されつつも十分に研究されてきたとは言いがたいものであった。本論では、意味づけをめぐる闘争としてのメディア・イベントという観点を提示したが、これは社会の統合のみならず、社会の分断や分裂も分析することが可能であると考えられる。この意味づけをめぐる闘争としてのメディア・イベントという観点から、日本社会で生じた様々な現象を分析することが求められる。

- (1) 本論で後述するように、メディア・イベント論は人類学の「儀礼」の概念をメディア・コミュニケーション研究領域に応用したものである。この儀礼論を足がかりに、人類学の領域においてメディア・イベント論に言及する研究も存在する。詳細は、ベル（1997=2009）や、糸林（2006）を参照のこと。
- (2) 吉見（1996: 26）によると、メディア・イベントは①高校野球やメディア主催の美術展などを指す「メディアが主催するイベント」、②ロイヤルウエディングなど「メディアに媒介されるイベント」、③浅間山荘事件などを指す「メディアによってイベント化される現実」の三つに分けられるとしている。この分類に当てはめると、ダヤーンとカツツのメディア・イベントは②に、そして本論で論じる破壊的なメディア・イベントは③に該当すると考えられる。
- (3) 例えば、スカネルは災害や飛行機事故など、予期せぬ出来事を happening とし、我々が起こすことができる出来事を occasion と差異化している。詳しくは（Scannell 2014: 217）。
- (4) こうしたメディア・イベントは、政治コミュニケーションの観点からは、政治エリートが国民からの支持を獲得するため用いられてきたと指摘される。そうした側面から、プロパガンダの一種として位置づける研究者もいる。しかし、ダヤーンとカツツは、メディア・イベントは「単なる政治的意識操作ではない」と明言し、その理由として以下の4点をあげている（Dayan and Katz 1992=1996: 36）。第一に、ジャーナリストたちが政府から独立していること、第二に、メディア・イベントの成功はオーディエンスとなる公衆の承認が必要となること、第三に、諸個人はメディア・イベントを個人で経験するのではなく小集団の中で経験すること、第四にオーディエンスも「対抗的読み」を行う可能性を有していることである。

## 参考文献

- Bell, C. (1997=2009) *Ritual: Perspective and Dimensions*. Oxford: Oxford University Press. (木村敏明・早川敦訳『儀礼学概論』仏教出版)
- Carey, J. W. (2009) *Communication as Culture: Revised Edition*. New York: Routledge.

- Couldry, N. (2003) *Media Ritual: A Critical Approach*. London: Routledge.
- Couldry, N. (2012=2018) *Media, Society, World: Social Theory And Digital Media Practice*. Cambridge: Polity. (山腰修三監訳『メディア・社会・世界：デジタルメディアと社会理論』慶應義塾大学出版会)
- Dayan, D. and Katz, E. (1992=1996) *Media Events: The Live Broadcasting of History*. Cambridge, MA: Harvard University Press. (浅見克彦訳『メディア・イベント：歴史をつくるメディア・セレモニー』青弓社)
- Dayan, D. (2007=2010) “Beyond Media Events: Disenchantment, Derailment, Disruption.” Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events In A Global Age*. London: Routledge, pp.23-31.
- Debord, G. (1967=2003) *La Société du Spectacle*. (木下誠訳『スペクタクルの社会』ちくま学芸文庫)
- Evans, M. (2018) “Media Events in Contexts of Transition: Sites of Hope, Disruption and Protest.” *Media, Culture & Society*, 40 (1) :139-142.
- 福田充 (2009) 『メディアとテロリズム』新潮新書。
- Hepp, A. and Couldry, N. (2010) “Introduction: Media Events in Globalized Media Cultures.” Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.1-20.
- 飯田豊・立石祥子編 (2017) 『現代メディア・イベント論：パブリック・ビューイングからゲーム実況まで』勁草書房。
- 糸林誉史 (2006) 「メディア人類学：マス・メディアに媒介された文化形式の民俗誌」『人文・社会科学研究』14: 99-112.
- Katz, E. and Liebes, T. (2007=2010) ““No More Peace!” How Disaster, Terror and War Have Upstaged Media Events.” Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.32-42.
- Kellner, D. (2010) “Media Spectacle and Media Events – Some Critical Reflections.” Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.76-91.
- Louw, E. (2005) *The Media and Political Process*. London: Sage.
- 毛利嘉孝 (2003) 『文化＝政治』月曜社。
- 大石裕 (2005) 『ジャーナリズムとメディア言説』勁草書房。
- Scannell, P. (2014) *Television and the Meaning of Live*. Cambridge: Polity.
- Sonnevend, J. (2018) “The Lasting Charm of Media Events,” *Media, Culture & Society*, 40 (1) : 122-126.
- Stepinska, A. (2010) “9/11 and the Transformation of Globalized Media Events.” Couldry, N., Hepp, A. and Krotz, F. (eds.) *Media Events in A Global Age*. London: Routledge, pp.203-216.
- 富永京子 (2016) 『社会運動のサブカルチャー化：G8 サミット抗議行動の経験分析』せりか書房。
- 津金澤聰広編 (1996) 『近代日本のメディア・イベント』同文館。
- 津金澤聰広編 (2002) 『戦後日本のメディア・イベント』世界思想社。
- Turner, V. (1974 = 1981) *Dramas, Fields, and Metaphors: Symbolic Action in Human Society*. New York: Cornell University Press. (梶原景昭訳『象徴と社会』紀伊国屋書店)
- Weimann, G. and Winn, C. (1994) *The Theater of Terror: Mass Media and International Terrorism*. New York: Longman.
- 吉見俊哉 (1996) 「メディア・イベント概念の諸相」津金澤聰広編著『近代日本のメディア・イベント』同文



館。

吉見俊哉 (2002) 「メディア・イベントとしての「御成婚」」 津金澤聰広編著 『戦後日本のメディア・イベント』  
世界思想社。

# ジャーナリズムとプロパガンダの間<sup>(1)</sup> —第二次世界大戦時の英国における「真実」のマネジメント—

津田 正太郎\*

## 1 はじめに

1942年3月14日、英国の作家ジョージ・オーウェルは、自らの日記に「すべてのプロパガンダは嘘である。たとえ真実を語っているときでも」という有名な言葉を綴っている（オーウェル 2010: 391）。

この言葉は当時、英国放送協会（British Broadcasting Corporation : BBC）のインド向け放送業務に従事していたオーウェル自身について述べたものである。同放送のニュース解説においてオーウェルは、自身ではそう信じていないにもかかわらず、日本がソ連を攻撃する意図を有していると強調していた。オーウェルによれば、もし日本が実際に攻撃を行ったなら自らの主張の正しさを裏づけることができるが、攻撃しなかったとしても日本がソ連をひどく恐れている証拠とすることができる。あるいは逆に、ソ連が日本を攻撃したとしても、先に攻撃を仕掛けたのは日本側だと偽ることが可能だという。つまり、オーウェルの主張通りになった（＝真実であった）としても、結果的にそうなったにすぎず、そうならなかったとしても言い逃れや歪曲の余地があるために大きなダメージにはならない。プロパガンダが蔓延する状況においては、ある言明が正確か否かはもはや重要ではないというのがオーウェルの認識だったと言いうる。

プロパガンダが横溢し、人びとの利害を超えたところに万人に受け入れられる真実が存在するなどとはもはや信じられなくなった世界において、人びとの拠り所になるのは「自分にとっての真実」でしかない。再びオーウェルの言葉を引くならば、「誰もが、ただもう、自分の言い分を述べ、相手の観点を意識的に無視し、さらに、自分と自分の友人以外の人間の悩みに完全に無感覚だ」という（前掲書: 401）。そこでは同情心すらもがきわめて選択的、恣意的に発揮され、自分たちの利害にかなう人びとの苦しみには強い憤りを表明する人物が、そうではない人びとの苦しみには全くの無関心になるといった事態が頻発する。

こうしたオーウェルの発想が、自身で体験したスペイン内戦における虚偽的なプロパガンダの氾濫から影響を受ける一方、第二次世界大戦後に執筆された小説『1984年』の世界観へと結実していったと考えることは的外れではないだろう。オーウェルは『1984年』のある登場人物に「党が真実だと主張するものは何であれ、絶対に真実なのだ。党の目を通じて見る以外には、現実を見ることはできない」と語らせているが（オーウェル 1972: 324）、これはまさに国家の支配エリートが、自らの利害に沿って何が「真実」で、何がそうでないのかを決定してしまう世界なのである。

このようにプロパガンダと「真実」とを結びつける語りは、オーウェルにのみ見られるわけでは

---

\*つだ しょうたろう 法政大学社会学部 教授

ない。当時のBBCで国内向けニュース編集を担当していたR.T. クラークも「士気を高めるに値する人びとにそうさせるための唯一の方法は、彼らに真実を、たとえそれが恐るべきものであっても、真実だけを伝えることだと私には思える」と述べ（Hickman 1995: 23）、「真実」のプロパガンダ的価値を強調している。さらに、BBCドイツ語放送に関わったのち、連合軍最高司令部（Supreme Headquarters Allied Expeditionary Force：SHAEF）で心理戦争に携わったリチャード・クロスマンも「戦争中、われわれは真実こそが最良のプロパガンダであることを発見した」と論じている（Crossman 1949: 324）。

しかし、クラークであれクロスマンであれ、彼らの語る「真実」と、オーウェルが言う「真実」との間には、かなりのニュアンスの違いがあるように思える。クラークの引用文からも明らかのように、彼らが語る「真実」とは「自分たちにとって都合の良い真実」とイコールではない。クロスマンにしても、先の引用文に続けて「誠実さを失った人びとは、自身のでっち上げを信じるようになるという理由からだけでも、自らを破壊してしまう」と述べている（前掲論文：324）。「都合のよい真実」ばかりを創作し、それを広めようとする態度は、人びとの不信感を招くのみならず、自分たちが置かれた状況を客観的に把握することを困難にしてしまうというのである。

それでは、クラークやクロスマンが語るような信頼重視型のプロパガンダとジャーナリズムとを区別することはできるのだろうか。その基準としてまず考えられるのが、客観性の有無である。以下で論じるように、オーディエンスからの信頼を重視すると言えども、第二次世界大戦においてBBCや同局を所管していた情報省は戦争の当事者にほかならず、英独間の関係を客観的に伝えるべきといった発想は皆無であった（Stourton 2017: 7）。プロパガンダの目的はあくまで戦争の勝利だったのである。対して、ジャーナリズムを「狭義には…事実に基づくという意味での正確性、歪曲や偏向がないという意味でのバイアスの欠如、ニュースと論評との分離を含み、さらに広義にはニュース・ソースの透明性や当事者にならないことを含む」という意味での客観性を目指す営みだとするなら（大井 2003: 129）、一応の区別は可能であるようにも思われる。

しかし、客観性の有無という観点からプロパガンダとジャーナリズムとを区別しようとしても、それほど容易ではないことがすぐに理解される。たとえば、クロスマンは次のような主張を行っている。

（ニュース選択や情報提示の方法が重要だという：引用者）点において、プロパガンダの技術は、ポピュラー・ジャーナリズムのそれと同じである。両者の違いは、語りかけられる公衆がプロパガンダに対してはかなり懐疑的で批判的な態度を示すという点に求められる。逆説的なことに、プロパガンダ担当者は、民主主義のもとでのジャーナリストよりもかなり高い水準の客観性を達成せねばならず、「真っ直ぐなニュース（straight news）」という規範により厳格に従わねばならないのである。（Crossman 1949: 342）

すなわち、プロパガンダを成功させるためには、当時の英国のジャーナリズム以上の客観性が求められたというのである。

他方で、先に引用したような意味での客観性は、そもそも実現不可能な目標でしかないということも指摘されてきた（大井 2003: 136-139）。こうした観点からすれば、出来事を選択や解釈などの

面でジャーナリズムが主観的な営みにしかなりえない以上、意図的に虚偽を報じるのは論外としても、自身の主観性や偏向を認めたくえで情報を提示すべきだという見解も導かれうる（大石 2017: 122-123）。この見解に依拠する場合、プロパガンダとジャーナリズムとの間に境界線を引くことはさらに困難になる。プロパガンダであれジャーナリズムであれ、情報の提示を通じて特定の世界観へとオーディエンスを誘う点では違いがないことになるからである。

本論の目的は、クラークやクロスマンらが語る信頼重視型のプロパガンダと、主観性を織り込んだジャーナリズムとの間に境界線を引くことは果たして可能なかを検討することにある。それにあって本論では、第二次世界大戦時における英国政府のプロパガンダ政策に注目し、そこで「真実」のマネジメントがいかに行われていたのかを論じる。そこから具体的な事例として1940年5月から6月にかけて展開されたダンケルクの撤退戦に関する報道を取り上げる。そのうえで、先の問題提起について改めて検討することで本論の結びとしたい。

## 2 英国政府による「真実」のマネジメント

1943年11月末、当時の英国首相ウィンストン・チャーチルは、テヘランでソ連のヨシフ・スターリンと会談した。その席上、枢軸国側に対して虚偽情報の拡散を行っていると言語するスターリンに賛同したチャーチルは「戦時においては、真実は非常に貴重であるがゆえに、それは常に虚偽の護衛に付き添われなければならない」と述べたという（チャーチル 1984: 117）。これは「真実」にたいするチャーチルの考え方を端的に示した言葉だと言うことができる。チャーチルの発想からすれば、非常時における情報とは敵対者を攻撃するための武器にほかならず、虚偽や歪曲を気にする必要はなかった。むしろ、敵と正面から対峙するよりも欺くことで勝利を収めるという発想は、チャーチルに強く訴えかける部分があったと言われる（Rankin 2008: xvi）。

第二次世界大戦においてチャーチルのこうした発想が強く現れたのが、いわゆる「ブラック・プロパガンダ」にたいする彼の姿勢である。1940年5月に首相に就任したチャーチルは、BBCや同局を所管する情報省に対しては冷淡な態度を示し、発信元を明示しながら行われる「ホワイト・プロパガンダ」の効果も信じていなかったとされる（Briggs 1970: 3）。他方で、枢軸国やドイツの被占領地域の放送局を偽って展開される「ブラック・プロパガンダ」には強い関心を示し、それによって敵の混乱や士気低下を狙う計画を積極的に支援していた（Balfour 1979: 99）。英国のブラック・プロパガンダにおいて中心的な役割を果たしたセフトン・デルマーの「偶然に嘘をつくな。意図的に嘘をつけ」という言葉に示されるように（Briggs 1970: 433）、一時的な運用を前提とし、長期的な信頼の確立を考慮する必要がなかったブラック放送局は、虚偽の情報を意図的に発することで作戦遂行の促進、円滑化を目指していたのである。

よく知られている事例を挙げるなら、大戦末期にドイツ本土への侵攻を準備するSHAEFは、BBCやアメリカの声（Voice of America: VOA）などを通じて同国の一般市民に自宅へ留まるよう指示した（Crossman 1949: 325; Delmer 1962: 233-240）。避難を促すと混乱が生じ、連合軍の作戦行動に支障をきたしかねないと考えたからである。ところが、SHAEFを訪問したチャーチルは偶然にその方針を知り、ドワイト・アイゼンハワー司令官に変更を促した。一般市民が避難をするよう誘導し、それに伴って生じる混乱でドイツ軍のコミュニケーションを妨害すべきだというの

である。しかし、BBCやVOAがいったん発した指示を翻すならば、それらの放送局の信頼性が傷ついてしまう。そこで、デルマーが指揮するブラック放送局が、ナチスによる放送を偽って避難を呼びかけたとされる。

このようなブラック・プロパガンダに対して、英国のホワイト・プロパガンダの主要な担い手であったBBCは批判的な態度をとっていた (Briggs 1970: 434; Balfour 1979: 99)。ブラック放送局の存在によって、BBCの信頼性までもが損なわれてしまうのを危惧していたからである。たとえば、情報省に近い筋から「アドバイザー」としてBBCに派遣されていたアイヴォーン・カークパトリックは、BBCが外国語放送を行っていた中波帯域でブラック・プロパガンダを展開するというデルマーのアイデアに反対して次のように述べたという。

短波放送であれば、ブラックも問題ない。だが、中波帯域で貴君の嘘や歪曲をまき散らせば、真実の提供者としての英国のプロパガンダの通貨価値をすべて切り崩してしまだろう。(Stourton 2017: 352)

もっとも、ここで言われているような「真実」が「客観性」に依拠したものでないことは先に指摘した通りである。戦争勃発直後の1939年9月13日、情報省から内務省に送られたメモのなかで以下のように語られる「真実」は、この点を的確に論じていたとみることができる。

検閲されているということがわかっているラジオや新聞を、大部分の人びとは信頼しないということが理解されねばならない。…その他の点では政府を攻撃しているのであれば、彼らのプロパガンダとしての価値は実際には向上すると言っても過言ではない。…人びとは自分たちに真実が語られていると感じなくてはならない。不信感、逆境に関する知識よりもはるかに大きな不安を引き起こす。広報が達成すべきもっとも重要なことは、最悪の事柄が周知されると確信させることなのである。…しかし、真実とは何か？われわれは実践的な定義を採用しなくてはならない。真実とは、真実だと信じられるものなのである。騙し通せた嘘は真実になるのであり、したがって正当化されうる。その難しさは嘘をつき続けることにある。…真実を語り、それに足る十分な緊急事態が生じた場合にのみ、そのときになら信じられるであろう大きな、途方もない嘘を一つつくほうがより容易だろう。(McLaine 1979: 28)

この引用文は、英国のプロパガンダ戦略における重要なポイントを示唆している。まず一つは、状況に応じて意図的に虚偽を発信することも厭わないが、それを続けることは困難であるがゆえに、なるべく「真実」を語るべきだという姿勢である。人びとを欺き続けることが困難であった要因の一つに、ドイツのプロパガンダ放送との競合があった。第二次世界大戦が勃発する以前からドイツと英国は多言語放送によってそれぞれプロパガンダを展開しており、正確な情報を渴望する人びとはそれらを比較しながら聴取していた。そのため、敵国によって発せられた情報を隠蔽することは無意味であり、信頼性を損なうだけだという判断に基づき、英国のマスメディアには敵国のコミュニケを報道することが許されていた (Taylor 1999: 162)。しかも、英独のいずれも相手側の放送を録音し、それを使って敵の矛盾や虚偽を暴露するという番組制作の技術を用いていたことから、虚

偽に基づく放送が逆効果になってしまう可能性は高かったのである。

先の引用文においても一つ興味深いのは、政府に対する批判を許容することでプロパガンダが「真実」だという感覚が強まるという指摘である。第二次世界大戦中、英国では軍事機密の漏洩を防止するために検閲制度が実施され、「敵の利益となる情報」や「戦争遂行の妨げになる報道」には罰則が課せられることになった (Curran and Seaton 1997: 60-67; Williams 1998: 142-143)。戦局が悪化していくなか、規制や罰則の強化が図られ、英国共産党の機関紙『デイリー・ワーカー』が約一年半にわたって発行禁止処分になる一方、戦争遂行方針をめぐって政府を厳しく非難していた『デイリー・ミラー』などの新聞には政府からの強い圧力がかかることになった。それでも、検閲自体は強制ではなく、判断に迷った場合に新聞社の側が当局に相談するかどうかを決めるというものであり、戦争自体を否定しない限り、政府批判の余地はかなり残された。加えて、新聞が告発される場合でも、第一次世界大戦時には新聞の側が自らの無罪を証明せねばならなかったのに対して、第二次世界大戦時には政府の側がその新聞が敵国に利益を与えたことを証明しなくてはならないとされた (Taylor 1999: 172)。新聞に対してこのような独立性が許容された理由としては、報道の自由こそがナチスから英国が守ろうとしている同国の伝統、または民主主義の一部だと考えられていたということがあったと指摘されている (Curran and Seaton 1997: 67)。

しかし、新聞社にたいする検閲が限定的であったもう一つの理由として、マスメディアによって伝えられる情報がその源泉の部分ですでに検閲を受けていたということが指摘されている (Pronay 1982: 177-178; Taylor 1999: 160-162)。すなわち、戦地に派遣された特派員が英国本国に記事を送るさいにすでに検閲を受けていたことに加えて、世界中から同国へと電信網によって送られる情報はすべてプレス・アソシエーションのロンドン本部を経由することになっており、そこで検閲が行われていたのである。したがって、新聞社、BBC、ニュース映画会社または海外のマスメディアへと伝えられる情報の大部分はすでに検閲済みの状態であった。各新聞社が同一の情報から多様な記事を書き、BBCは異なる伝達形態でそれと同じ情報を伝えることで、表面的な報道の多様性は維持されていた。プロパガンダ研究者のフィリップ・テイラーはさらに、新聞社がときに検閲に異議を唱える記事を掲載し、新聞と政府との対立が読者に知らされることで、当時の英国のマスメディアが実態以上に権力から自由な存在であるかのような印象が生み出されたと指摘する。「メディアが検閲についてあまりに理解を示すなら、このゲームは終わってしまうだろう」というのである (前掲書: 154)。このように、新聞社が表明する「意見」の部分でかなりの自由が許容することで、それ以外の部分で伝えられる情報が「真実」として受け入れられることが期待されていたのである。

ただし、英国政府によるこうした「真実」のマネジメントが戦争開始直後からスムーズに行われていたわけではない。むしろ、英国政府の情報管理は当初、大きな混乱にみまわれていた。<sup>(2)</sup>1940年4月から5月にかけてのノルウェー上陸作戦では、英国軍の撤退が決定された数日後にBBCが楽観的な報道を行うことでその信頼性を大きく失墜させたとされる (Hickman 1995: 25; Knightley 2000: 248)。さらに、機密情報の漏洩阻止に力点を置く消極的な姿勢が、豊富な情報提供によって自国の肯定的なイメージを広げようとするドイツの積極的なプロパガンダ方針の前に遅れを取っていたとも指摘されており (Pronay 1982: 181-182)、失敗を通じてより洗練されていったとみるべきであろう。そこで次に、フランス北部のダンケルク海岸からの撤退作戦にかんする報道

に焦点を当てること、[「真実」]のマネジメントについてより詳細に論じるとともに、信頼重視型のプロパガンダとジャーナリズムとの間に境界線を引くための手がかりを探すことにしたい。

### 3 「大きな物語」としてのダンケルク

クリストファー・ノーラン監督による映画『ダンケルク』(2017年)は、1940年5月末から6月初旬にかけてのダンケルクからの英仏軍の撤退作戦を描き、全世界で5億ドル以上の興行収入を獲得するとともに、アカデミー賞で8部門にノミネート、3部門を受賞した。この映画の特徴の一つは、ドイツ軍の猛攻に耐える英国海外派遣軍(British Expeditionary Force: BEF)の名もなき兵士や英国空軍パイロット、小さな船で彼らの救出へと向かう民間人の姿に焦点を当てること、第二次世界大戦は「人民の戦争(People's War)」であったという英国の集合的記憶を忠実になぞっている点にある。すなわち、第二次世界大戦の勝利は、チャーチルやモントゴメリー将軍のようなカリスマ的指導者のみならず、一般の兵士や市民の勇気と団結によってもたらされたという「物語」がこの映画のベースにあると言ってよい。

実際、こうした「ダンケルク精神」の称揚は、戦後においても英国の危機のさいにはしばしば行われ、英国のナショナル・アイデンティティの一部になっているとすら言われる。マーク・コネリーによれば、ダンケルクの神話化は、英国のより古い集合的記憶と接合されることで、撤退戦が完了した直後から生じていたという(Connelly 2004: 60-62)。すなわち、16世紀後半のスペイン無敵艦隊や19世紀初頭のナポレオンなど、強大な敵が現れたとしても、最終的には勝利を収める国民共同体(nation)としての英国のイメージが喚起され、ダンケルクの顛末もその一部として語られるようになったというのである。コネリー自身の言葉を借りるなら、「英国の神話、伝説、そして歴史の脈絡と結びつけられることで、ダンケルクは急速に古代の出来事のオーラをまとい、あたかも数世紀前の出来事と区別するのが不可能であるかのようになった」という(前掲書: 62)。言わば、英国人とはいかなる存在なのかを語る「大きな物語」の一部となったのである。

しかし、第二次世界大戦が勃発した当初、そうした物語化のために必要な条件は整っていなかったとみるべきだろう。BEFがフランスに移動するにあたってはBBCや新聞社の記者が随行し、そこには海外メディアの特派員も含まれていたものの、実質的な報道がほとんど不可能なほどに厳重な検閲体制が敷かれていた(Knightley 2000: 239-242)。それに対して、ドイツは中立国の特派員にも積極的に報道の素材を提供し、多くの記者たちが情報を求めてベルリンへと向かったという。BEFとともにフランスに渡ったBBCの記者は、あまりの退屈さに転勤を願い出たため、ドイツによるフランス侵攻が始まる前に中東に異動している(Stourton 2017: 68)。フランスにとどまった記者たちも、ドイツ軍による侵攻によりBEFやフランス軍が極度の混乱に陥るなか、放置されてしまったために英国に帰還し、撤退戦時のダンケルクに英国の記者は一人もいなかった(Harman 1990: 267; Knightley 2000: 253)。フランスの映画会社パテ所属のカメラマンが一人いたものの、避難活動の支援に忙殺されており、英国のプロパガンダに活用できそうな映像や写真はきわめて乏しかった。

にもかかわらず、敗北と撤退が成功の物語へと成功裏に転換された要因としては、帰還した兵士たちの士気の高さを報じる当時の新聞報道と並んで、BBCのトーク番組『ポストスクリプト』の

役割が大きかったとされる (Connelly 2004: 75)。撤退が終了した直後の6月5日、番組に出演した脚本家の J.B. プリーストリーは、兵士の救出の途上で撃沈された『グレイシー・フィールズ』という外輪船を取り上げている。有名女優と同じ名前を有するこの船はかつて、ポーツマスとワイト島との航路を結ぶ連絡船であった。プリーストリーはこの船について、次のように述べた。

(われわれが『グレイシー・フィールズ』に乗船することは二度とないが：引用者) この小さな蒸気船はいまや、他の全ての勇敢でぼろぼろの姉妹たちとともに、不滅となった。彼女はダンケルクの叙事詩において長き年月を渡っていくことになるだろう。そして、われわれの曾孫たちは、われわれがいかにして敗北から栄光をもぎとることでこの戦争を始め、そこから勝利を勝ち取ったのかを学ぶとき、この小さな休日用の蒸気船がいかにして地獄へと赴き、栄光とともに帰還したのかもまた学ぶことになるだろう。(Priestly 1940: 4)

こうしたプリーストリーの語りに対しては「ロマンチックすぎる」「非現実的である」「感情的だ」といった聴取者の反応がみられたものの (Mackay 2002: 181)、その放送はダンケルクの記憶とともに長く記憶されることになる。プリーストリーを超える影響力を発揮できるのはチャーチルだけだとの評価すら行われるようになったのである (Stourton 2017: 123)。『ポストスクリプト』はもともと、BBC がドイツによる対英プロパガンダに対抗するべく、人びとの生活とより深く結びついたメッセージを発する番組として考案されたものであった (Briggs 1970: 146)。その意味では、検閲によって情報を制限するのみならず、効果的なメッセージの発信によって人びとの説得を試みる積極的なプロパガンダの先駆けであったとみる事が可能である。

だが、ダンケルクをめぐる物語がプロパガンダの一部である以上、その物語には回収されない部分が数多くの存在していたことは否定できない。上記のプリーストリーの語りについて言えば、撤退戦が行われた時点で『グレイシー・フィールズ』はすでに海軍によって掃海艇として接收され、軍船として利用されていた (Harman 1990: 181)。かつて連絡船として使用されていたことは虚偽ではないが、その部分が強調されることで、民間の船舶が兵士たちの救出に向かい、そこで犠牲になったという構図が強化されているのである。さらに言えば、ダンケルクでの救出作戦において大部分の兵士たちは海軍の船舶によって英国まで輸送されており、民間船が利用されたのは8日間の作戦期間のなかの最後の2日間にすぎない (前掲書: 203-204)。

加えて、困難な時期における勇気と団結を示すとされる「ダンケルク精神」にそぐわない出来事が多々生じていたとも言われる (前掲書: 220-221; Knightley 2000: 255)。映画『ダンケルク』ではその一部が描かれてはいるものの、ドイツ軍が迫るなかで、命令がないのに撤退したために射殺された BEF の指揮官や、満員のボートに無理やり乗船しようとしたために乗船者に射殺された士官、砂浜に掘った穴から出てくることを拒絶した上級士官もいたとされる。また、ダンケルクから帰還した兵士たちは士気が高く、すぐにフランスに戻って戦うことを希望していると報じられたものの、実際にはドーバーを離れる列車のなかから帰還兵たちが所持していたライフルを投げ捨てる様子なども目撃されている (Williams 2010: 176)。

もっとも、仮に英国の記者がダンケルクにいたとしても、上述したような「ダンケルク精神」にそぐわない逸話が報道されたかどうかは定かではない。先に述べたように、第二次世界大戦当時の



英国において各新聞社は戦争遂行の方法について政府を批判することはあっても、戦争そのものに対しては協力的であり、国民の士気を低下させかねない上記のような逸話が報道されたとは考えづらい。むしろここで興味深いのは、フランス軍に関する扱いである。フランスから帰還した記者たちはその直後、BEFのインテリジェンス部門の士官によってロンドンのホテルに招集され、BEFの危機について「フランス軍の失態を非難するよう」指示を受けたのだという（Harman 1990: 268）。実際にそうした報道が行われたと考える根拠は乏しいが、ダンケルク撤退戦が英国の「大きな物語」へと接続されていくなかで、フランス軍の役割が軽視されるようになったことは否めない（前掲書: 65; Knightley 2000: 255）。リールに駐留していたフランス軍がドイツ軍を足止めすることで撤退が可能となる時間的余裕が生み出され、また撤退を支援するためにフランス海軍は英国海軍とほぼ同程度の損害を被ったにもかかわらず、ダンケルク撤退戦は「英国の奇跡」とみなされるようになったのである。

以上のように、ダンケルク撤退戦は、より積極的なプロパガンダが展開されるようになるなかで、英国の「大きな物語」へと組み込まれていった。ただしそれは、プロパガンダによって人びとが一方向的に説得されたというよりも、人びとの間でそうした「物語」にたいする強い願望があったからだと言わねばならない。また、「大きな物語」の一部、あるいは神話であることと虚偽であることは同義ではない。この戦いにおいて語られる様々な事柄の多くは実際に起きたことであり、虚偽的なプロパガンダだとは言い難い。だが、それらは「大きな物語」と接合可能なように選択、記述、記憶されてきた一面的な「真実」である。そしてこの点にこそ、たとえジャーナリズムが主観的な営みであったとしても、信頼重視型のプロパガンダと差異化しうる要素を見出しうるのではないだろうか。最後に、この点について検討することで、本論の結びとすることにしたい。

#### 4 おわりに

ルポライターの辺見庸は、「反逆する風景」というエッセイのなかで、フィリピンの残留日本兵の人肉食について現地の老人に話を聞いているさなか、その場の雰囲気と全くそぐわない真っ赤な背広を着た男が唐突に現れたという逸話を紹介している（辺見 1997: 29-30）。辺見はその取材記事を執筆したさい、赤い背広の男のイメージが鮮烈に焼き付いているにもかかわらず、結局は文章にできなかったという。だが、辺見はそれを悔いており、「趣旨に、意味に、文章に整合しないからこそ、数行なりとも盛り込まなければならなかったのだ」と述べている（前掲書: 30）

筆者なりに解釈するなら、ジャーナリストは取材のさなかであって、自らのテーマに沿って周囲の世界を意味づけようとする。ところが、世界は往々にして意味づけを拒み、それと全く対応しない風景をジャーナリストに見せつける。それこそが「反逆する風景」であり、特定の意味づけによって世界を塗りつぶそうとする行為の傲慢さを突きつけるのである。辺見はジャーナリストがそうした特定の意味の世界へと自己を閉ざしていく危険性にたいしてきわめて敏感な書き手である。

本論で注目してきた信頼重視型のプロパガンダは、説得力の確保を目的として可能な限り虚偽を避けようとしていた。しかし、それがプロパガンダである限り、情報源の厳しい統制に服していたことに加え、自らが依拠する世界観、言い換えれば「大きな物語」に合致しない出来事を切り捨てざるをえなかった。プロパガンダは「反逆する風景」を許容できないのである。

無論、ジャーナリズムであっても、紙幅や番組時間に限りがあり、また受け手にとっての理解しやすさを考えるなら、「反逆する風景」を取り込むことは容易ではない。あるいは、ダンケルクの物語が「必要な神話」だったと言われるように (Harman 1990: 13)、国家の存亡がかかった総力戦のもとでそれにそぐわない報道をするべきだという要請は現実的ではないとも考えられよう。だがそれでも、信頼重視型のプロパガンダと、自らの主観性を認めるジャーナリズムとのあいだに何らかの差異を見ようとするのであれば、自らの語りや「大きな物語」とは調和しえない、何らかの要素を許容しうる点にそれを求めねばならないのではないだろうか。一つの記事や番組では不可能であったとしても、何らかの語り直しが可能な余地をどこかに残しておくことがジャーナリズムには求められるのではないだろうか。逆に言えば、「反逆する風景」を許容しないジャーナリズムは、「真実」を重視するプロパガンダとなんら変わる点がないのではないだろうか。

## 注

- (1) 本研究を実施するにあたり、公益信託高橋信三記念放送文化振興基金から研究助成をいただいた。ここに謝意を表したい。
- (2) 戦争開始直後の情報省の混乱については、津田 (2018) を参照のこと。

## 参考文献

- オーウェル、G.、新庄哲夫 (1972) 『1984年』早川書房。
- 、デイヴィソン、P. 編、高儀進訳 (2010) 『ジョージ・オーウェル日記』白水社。
- 大井眞二 (2003) 「コミュニケーションとジャーナリズム 客観性原理のレリバンス」(鶴木眞編『コミュニケーションの政治学』慶應義塾大学出版会。
- 大石裕 (2017) 『批判する / 批判されるジャーナリズム』慶應義塾大学出版会。
- チャーチル、W. 佐藤亮一訳 (1984) 『第二次世界大戦 4』河出書房新社。
- 津田正太郎 (2018) 『「聴く」プロパガンダ：第二次世界大戦時における英国のプロパガンダ政策 (上)』(『社会志林』65巻3号、pp.25-54)。
- 辺見庸 (1997) 『反逆する風景』講談社。
- Balfour, M. (1979) *Propaganda in War 1939-1945: Organisations, Policies and Publics in Britain and Germany*, London: Faber and Faber.
- Briggs, A. (1970) *The War of Words (The History of Broadcasting in the United Kingdom Vol.III)*, London: Oxford University Press.
- Connelly, M. (2004) *We Can Take IT!: Britain and the Memory of the Second World War*, London: Routledge.
- Crossman, R. (1949) 'Supplementary essay,' in D. Lerner, *Psychological Warfare against Nazi Germany: The Sykewar Campaign, D-Day to Ve-Day*, Cambridge: MIT Press.
- Curran, J. and Seaton, S. (1997) *Power without Responsibility: The Press and Broadcasting in Britain (5<sup>th</sup> edition)*, London: Routledge.
- Delmer, S. (1962) *Black Boomerang*, New York: The Viking Press.
- Harman, N. (1990) *Dunkirk: The Necessary Myth*, London: Coronet Books.
- Hickman, T. (1995) *What Did You Do in the War, Auntie?: The BBC at War 1939-1945*, London, BBC Books.

- Knightley, P. (2000) *The First Casualty: The War Correspondent as Hero and Propagandist from the Crimea to Kosovo (2nd Edition)*, London: Prion Books.
- Mackay, R. (2002) *Half the Battle: Civilian Morale in Britain during the Second World War*, Manchester: Manchester University Press.
- McLaine, I. (1979) *Ministry of Morale: Home Front Morale and Ministry of Information in World War II*, London: George Allen and Unwin.
- Priestly, J. B. (1940) *Postscripts*, London: William Heinemann.
- Pronay, N. (1982) 'The news media at war,' in N. Pronay and D.W. Spring (eds.) *Propaganda, Politics and Film, 1914-45*, London: Macmillan Press.
- Rankin, N (2008) *Churchill's Wizards: The British Genius for Deception*, London: Faber and Faber.
- Stourton, E. (2017) *Auntie's War: The BBC during the Second World War*, London: Doubleday.
- Taylor, P. M. (1999) *British Propaganda in the 20<sup>th</sup> century: Selling Democracy*, Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Williams, K. (1998) *Get Me a Murder a Day!: A History of Mass Communication in Britain*, London: Arnold.
- (2010) *Read All About It!: A History of the British Newspaper*, London: Routledge.

# Does the Use of Social Media Change Communication between Candidates and Voters?

Takeshi Miyawaki\*

## 1. Introduction

This study analyzes how candidates were using Social Networking Service (SNS) in the election of the House of Councilors in Japan in July, 2013. Whether an election campaign's use of the Internet brings about any changes between candidates and voters is examined. A revision of the Public Office Election Law (POEL) passed in the House of Councilors plenary session on April 19, 2013. Therefore, election campaigns' use of the Internet became possible in time for the election of the House of Councilors.

Recently, the turnout for House of Councilors' elections has shown a downward tendency in Japan, and political apathy is remarkable. Of course, this tendency is not limited to elections of the House of Councilors. Moreover, the tendency for young people to not vote in elections is more remarkable than for other generations in Japan.<sup>(1)</sup> However, this declining turnout is not a tendency peculiar to Japan. It is said that the Internet was key during the American presidential election that Barack Obama won in 2008. It was clarified that young people were positively seeking political information from the Internet during the election period. However, turnout for the presidential election in 2008 was not especially high, at 64.1%<sup>(2)</sup> (Pew Research Center 2008). On the other hand, an environment in which citizens can use the Internet has existed since the 1990s in advanced countries. In politics, the interactive communication that is characteristic of the Internet enables sharing of political information between politicians and voters or citizens. Therefore, it is expected that citizens' political participation has changed, and numerous scholars have commented on the way in which information and communication technologies have changed how political campaigns are run (Margolis & Resnick 2000; Johnson & Kaya 2009; POEL 2013).<sup>(3)</sup>

Using the Internet, people can deliver information at a low cost. Therefore, it is possible to solve the problem of asymmetric diversity in citizens' access to political information. Moreover, the Internet allows for communication that is interactive. Also, because political information has increased on the Internet, political participation is being promoted more than before. Due to these facts, it is expected that the Internet will be a tool that prevents declining turnout, including turnout by young people. In the 2010 UK election, young people (18–24 year olds) used social media to engage in political discussion and debate. Newman (2010) pointed out that

---

\*みやわき たけし 日本大学危機管理学部 専任講師

social media and Internet activity provided new routes to transparency during the 2010 UK election. In the American presidential election in 2012, it was found that about 20% used SNS to participate in politics (Pew Research Center 2012)<sup>(4)</sup>. Also, some smart phone users were able to inspect candidates' information using SNS.

A discussion concerning election campaigns' use of the Internet has been taking place in Japan since 1996<sup>(5)</sup>. However, this usage was not achieved until 2013. In Japan, the use of the Internet exceeds 75% and smart phone coverage for young people (20–29) exceeds 60%<sup>(6)</sup>. Recently, the spread of political information by politicians over Internet can prevent political participation, including that by young people, and a decrease in turnout in Japan because of communication using SNS like Facebook and Twitter. Therefore, this study explores candidates' SNS usage trends in the 2013 election.

For the 2013 election of members of the House of Councilors, turnout was low. Yomiuri (2014) pointed out that the lifting of the ban on election campaigning via the Internet did not have an impact on the electorate. Kono and Kobayashi (2014) explored the use of information from the Internet, such as that on candidates, during the election period, 51% of voters answered that they browsed information on the Internet.

In addition, only 23% of voters who used the Internet answered that election campaigning via the Internet affected their vote. Voters who browsed election campaign sites on the Internet were more open to political participation. However, in the end, communication between voters and candidates did not increase participation. So, a different result was achieved than what was originally desired from election campaigning via the Internet.

However, Okamoto (2015) compared the elections of 2010 and 2013, and empirically proved that the contact information on the candidates' sites affected voting behavior during the latter election. Based on the results of an online survey of voters, Ogasawara (2014) said that the use of SNS in the House of Councilors election in 2013 was not very high, but the transmission of information over the Internet had a certain effect on voters' attitudes and perceptions.

This study looks at three factors. First, it ascertains whether candidates sent voters any information. Second, it determines the level of interactive communication between candidates and voters on SNS. Finally, it examines whether the relationship between candidates and voters was changed by election campaigns' use of the Internet.

## **2. Use of the Internet in politics**

### **Political participation and the Internet**

So then, what influence has Internet use had on citizens' political participation? The relation between Internet use and citizens' political participation can be divided into two study trends (Boulianne 2009; Kim 2009). The first is an optimistic opinion, and the second is a pessimistic opinion. In pessimistic studies, Internet use deprives people of leisure time, as Putnam (1995, 2000) pointed out, therefore, is the deprivation of association with people in the vicinity.

Research on Internet paradoxes by Kraut et al. (2002) clarified that social participation decreases in citizens with high usage frequency, though Internet use was expected to increase social participation; conversations with one's family decrease as well. It has been concluded that Internet use deprives people of the chance for social participation and weakens social relations, so that the time they spend online may negatively affect the time they spend offline. Moreover, it has been pointed out that citizens do not positively present information when opinions are exchanged on a bulletin board, based on an analysis of a political discussion site (Hill & Hughes 1997). In addition, Research on political participation of citizens using the Internet for political problems pointed out that direct communication between citizens and the government became possible. Also, political participation was poorly promoted (Colema & Gotze 2001). Kim (2009) researched whether inspecting posts on SNS, blogs, etc., encouraged political participation through comparison testing of Japan and South Korea. As a result, inspecting posts and posting did not encourage political participation. In brief, the act of inspecting posts and declaring one's opinion did not promote participation in voting.<sup>(7)</sup>

On the other hand, numerous scholars have pointed out that the Internet has a positive influence on citizens' participation (Bimber 1999; Krueger 2002; Norris 2001). Political participation increases because the Internet may reduce the cost of accessing political information. Thus, it can be understood that there is the possibility that political participation is promoted by acquiring political information using the Internet. However, on the other hand, it is possible that political participation is not promoted.

Therefore, how much political information candidates sent via SNS in the 2013 election, which was the first election in which campaigns could use the Internet in Japan, will be verified in this study. Also, whether information was interactively exchanged between candidates and voters will be verified. As a result, we will be able to answer the following question: Did communication between candidates and voters actively take place?

### **Politicians' Internet use**

Internet use by candidates, who use it to present political information, has become important. In the electoral system, in which the mass media is required, the media tools by which candidates passed on information on their policies directly to voters had been considerably limited by the Public Office Election Law. In 2013, it became possible for politicians to encourage voter participation in the election using the Internet during the House of Councilors election. Voters will be able to show their will and stress a political cause to other voters. Discussions concerning policy became possible during that election period as well. E-mail was not allowed during this election year, and interactive communication between politicians and voters was expected. Information on the candidates' activities and policies during the election period had been provided by the mass media and "*bunshoutoga*," which were previously restricted in Japan under the Public Office Election Law as personal communication.

Candidates' information was not necessarily easily available to voters during the election period. This was because the electoral system ensured the fairness of the election. Candidates' information in the electoral district was homogenized. Thus, it was necessary to limit dissemination of the information for that reason. Therefore, the chances for candidates to voluntarily send out information were limited during the election period. As for the reason, Nishida (2013a) points out that it was part of the institutional design of the Public Office Election Law of Japan. In the current Public Office Election Law and Broadcast Act, television broadcasting is still subject to restrictions during the election campaign period, which will be explained in more detail later. Clearly, a lot of restrictions exist in the political environment of Japan, especially during election campaigns. Therefore, election campaigns using the Internet are expected to feature interaction between the candidates and voters.

So then, in what ways can voters and candidates use the Internet during the election period? In the existing law, the distribution of posters and flyers during the election period is limited so that candidates who have more funding do not have a big advantage. Information on the Internet faced the same treatment as posters and flyers, so it was not possible to use it. Because only some people were able to obtain information via the Internet, election campaigns' use of the Internet were prohibited. However, the Internet has spread widely and has enhanced the information on political parties and candidates during election years; therefore, voter participation, especially by young people, is promoted, and election campaigns' use of the Internet has become possible.

It is possible to use the Internet in election campaigns in the following ways (see Table1) :

- Election campaigns using e-mail and websites by candidates, political parties, etc.
- SNS homepages, blogs, Twitter, Facebook, etc. (by voters).
- Online videos and election campaigns using websites, animation relay sites, etc.

It is not possible to do the following after the revision (see Table1) :

- Election campaigns by minors (people under 20).
  - (Ex) Writing on bulletin boards and blogs for the purpose of electing a specific candidate.
    - Known with the candidates and supporters messages using SNS, etc., by retweeting and sharing.
- Election campaigns use of voters' e-mails
  - ※ Message functions on SNS, like the direct message function of Twitter and the toque function of LINE, are excluded.
- E-mails for election campaigns that reach out from homepage of a political party, candidate, etc.
- Printing out "*bunshoutoga*" (literature and images) for the election campaign and distributing it.

**Table 1 Internet usage**

It is possible to do/not possible to do		Party etc	Candidate	Others without Candidate, Party
Use the Web site by the election campaign.	HP, Blog etc	○	○	○
	SNS (Facebook, Twitter etc)	○	○	○
	Delivery of policy by the online video	○	○	○
	a broadcast of political views (by candidates)	△	△	△
Use the Email by the election campaign.	send E-mail concerning election campaign	○	○	×
	send E-mail apending election campaign advertizing	○	○	×
	forward E-mail concerning election campaign	△	△	×

○ available × not available △ available by limited  
kaitei koushokusenkyohou gaidorain (Public Office Election Law) pp.6

Internet use during the election period was restricted in Japan. However, dissemination was done within the range of the Public Office Election Law outside of the election period. Therefore, Okamoto (2007) researched candidates' web sites in Japan and verified the influence that the features of the candidates who used the web and the electoral system exerted on the information the candidates sent. A normalization hypothesis that candidates who actively use web sites are those who have resources was advanced as a result. Moreover, he pointed out that the electoral system influences the candidates' information sending. Inaba et al. (2009) verified how interactive contents on members of the House of Representatives' web sites were set up. The features of assembly members who actively conducted interactive communication were clarified through an analysis of the factors involved in setting up contents with high interactivity. Studies on a series of assembly members' Internet use and how the Internet tied the assembly members to the voters were suggested indirectly. After the Public Office Election Law was revised and Internet use became possible, a lot of candidates starting using web sites and SNS. Research on assembly members' election campaigns aimed to search for factors related to assembly members' and candidates' web contents. Therefore, the nature of the messages that assembly members and candidates have sent to voters over the web has not yet been analyzed in detail (Okamoto 2003). The restrictions imposed by the Public Office Election Law have been subject to a series of studies. As discussed earlier, the numbers and locations of posters and flyers put up by election campaigns had to be equal before Internet campaigns were allowed. Therefore, a candidate conducted personal communication activities, speeches, etc., as part of the electoral campaign. Moreover, the Broadcast Act imposed severe limitations on offering voters' own information to the candidate's election campaign through mass communication. The regulations contained in the Broadcast Act are as follows:



## Broadcast Act (Article 1)<sup>(8)</sup>

This law aims to ensure healthy development. Next, to protect public welfare related to broadcasting, the following rules were put in place:

- 1) It is clear that broadcasting reaches the most people and has an effect.
- 2) The freedom of expression of broadcasters is secured by ensuring the impartiality of broadcasting and its truth and autonomy.
- 3) Contributing to the development of a healthy democracy through broadcasting by clarifying the responsibilities of the persons involved in broadcasting.

The impartiality of broadcasters has become key, and broadcast stations cannot work to promote a specific candidate or political party during the election period. When a broadcast station reports on a candidate in an electoral district, the time is distributed impartially. Even minor candidates are reported on using on-screen graphics, etc. When a representative of a political party gives their views on a discussion program, the television broadcaster ensures that the time is allocated impartially. Moreover, it tries to make sure that chance remarks by the representatives are even. Therefore, in Japan, reports on candidates often feature homogeneous content. However, it has been clarified that the agenda setting function of the mass media happened to elect an assembly member to the House of Representatives in 2005 (Imai & Kabashima 2007). However, while the mass media's agenda setting function is a problem, neither the information nor the policy of a specific candidate can be emphasized over other candidates. Moreover, one study pointed out that the influence that the mass media had on voting in the 2005 election was insignificant (Ikeda 2007). A candidate cannot independently appeal to the mass media about whether certain information is presented to the voters, as there is a restriction on the television media in the Broadcast Act. To try to even up candidates' coverage, the mass media cannot allocate a lot of time to a specific candidate or electoral district.

Using the Internet in election campaigns asked voters on the Internet about the candidates for information on policy, it asked for voting poll participation, it called for participation such as speeches at events. It is possible that this will become an opportunity to change the relation between candidates and voters in current-day Japan. Therefore, this study analyzes the use of Facebook by candidates during the House of Councilors election in 2013.

There were up to 21 million active Facebook users in Japan as of August 2013. Facebook is a tool that voters can use constantly. Moreover, there is no limit on the number of characters like there is on Twitter. Content concerning political information can go into great detail. Facebook is suitable as a communication tool for Internet elections in terms of disseminating candidate information and viewing election information of candidates for voters.

### 3. Method

This section will explain the method of analysis used. In this study, the content of the

Facebook pages of electoral district candidates from the Liberal Democratic Party (LDP) and the Democratic Party of Japan (DPJ) during an election year is analyzed. The nature of the candidates' use of Facebook is clarified through a content analysis. In particular, an opposing party member (DPJ) or a new figure who drops in rank because of the election might show a tendency to use the Internet. Therefore, there is the possibility that the number of contributions and the frequency of references to policy will increase. Moreover, it is thought that interaction will produce a comparable result. To measure this, the use of interactive communication by the candidates and voters during the election year was classified into the following items.

- 1) The usage frequency of Facebook was counted. Concretely, the newsfeed of a candidate's Facebook page was inspected and all posts were counted from July 4th–20th, which was the campaign period. The posts that the candidates shared related to the election were counted.
- 2) The frequency of mentions of the candidate's policies was measured. If there was some mention of policy in text, images, or online videos posted by the candidate, it was counted and the frequency was measured. Images concerning policy were counted. Online videos that referred to policy were also counted.
- 3) The usage of images and online videos of the candidate was measured. Image and online video functions are a tool that helps voters learn about a candidate's election campaign. Photographs of campaign speeches, photographs with voters, and online videos of campaign speeches were counted. If an image or online video had been uploaded, it was recorded as 1, if it had not, it was recorded as 0. A dummy variable was used.
- 4) The frequency of replies to voters' comments by the candidate was measured. The frequency was measured using the real number. Whether or not the candidate was replying to a comment by a voter was recorded to clarify the frequency of interaction.
- 5) The number of "likes" on a candidate's contributions was measured. Also, the number of comments was measured. Because whether or not interactive communication had been done and how candidates' contributed could be judged, posts and "likes" were measured. The work of Inaba et al. (2009) was referenced when it came to measuring items 4) and 5). If feedback from the person who sent the message presented evidence of interaction, it was counted.
- 6) The content of comments by voters was described. Each candidate described the features of the content.

The coding sheet concerning the item of six of the content of the contribution with Facebook of the candidates of the LDP and the DPJ was made and classified. The contest analysis of Facebook focused on the period of July 21st–August 31st. Therefore, there was a candidate who did not remain on Facebook.<sup>(9)</sup> Moreover, there was no candidate who deleted Facebook. In addition, pages used by "*kouenkai*" (supporters' associations) and those used by

candidates occasionally co-existed. In these cases, the Facebook page mentioned on the candidate's home page was counted. The author and a student worked separately to classify and confirm the data. The number of posts on a candidate's Facebook page, the number of "likes," and the number of comments were measured up to August 31, 2013.<sup>(10)</sup> The object of the analysis was set as a candidate in an electoral district of the LDP or DPJ. The reason for this was that the LDP must be the governing party. Also, the DPJ is the top party in the House of Councilors. This also tempered the political party it that it advanced the net election opening, and it was selected as an object for comparison with the LDP.

#### 4. Results

The results on the candidates' Facebook use in this election will now be presented. Table 2 shows the total average usage of Facebook by candidates from the LDP and DPJ. Looking at Table 2, it can be understood that the average number of posts was 76 (76.6 to be exact) during the election period. This works out to about five posts a day. Moreover, policy was referred to on average about eight times (7.79) during the election period. However, as shown in Table 2, the proportion of policy-related posts was only about 8%, which is not high.

**Table 2 Candidates' Facebook usage during the election campaign**

	post	policy	campaign schedule	campaign	comment reply	photos	videos
total average	76.6	7.79	16.4	68.21	6.1	56.21	8.16
LDP candidates	75.63	3.4(4.5%)	18.4(24.3%)	67.5(89.3%)	3.8(5%)	54.5(72%)	8.8(11.6%)
DPJ candidates	78.31	15.27(19.5%)	13.3(17.0%)	70.38(89.8%)	9.9(12.6%)	59(75.3%)	7.2(9.2%)
average(% = /post)							

In sum, it can be said that the candidates avoided policy during the election period and did not refer to it on Facebook. Moreover, 16 candidates did not once refer to policy on Facebook during the election period (22.9%). Some candidates did not see the value in referring to policy on Facebook.

As shown in Table 2, campaign-related content was posted about 68 times (68.21). Reports on the candidate's current state accounted for about 90%, which is very high. Photos were posted on average about 56 times; it seems that campaigns used images in their reports.

A positive correlation that was significant at the 1% level was found when a correlative analysis on campaigns and photos was done ( $r = .946$ ,  $p < .01$ ). It is thought that the candidates tried to visually tell voters about the progress of the campaign using photos. It was found that online videos were posted about eight times on average. These videos often showed campaign speeches. Moreover, links to YouTube were pasted in. The campaign activity from that day was posted for the voters to see.

Next, was there a difference in the use of Facebook between candidates of the LDP and the DPJ? Table 2 shows the results. As for post frequency, it can be seen that the DPJ (about 78 times) was not very different from the LDP (about 76 times). In brief, it was clarified that there was little difference in the usage frequency of both parties' candidates. So then, was there a difference in the content of the posts? The candidates from the LDP referred to policy only about 3 times (4.5%), while those from the DPJ referred to it 15 times (19.5%). A t-test indicated that there was a significant difference between them at the 1% level ( $t = 5.02$ ,  $df = 28$ ,  $p < .01$ ). It can be pointed out that the candidates of the DPJ positively appealed to people by referring to their policies. In order to clarify factors affecting mentions of the candidate's policies, multiple regression analysis was performed by adding social variables such as the number of times of winning in election, age, gender, political parties. Political party ( $\beta = -0.566$ ,  $p < .001$ ) was the most persuasive as an explanatory variable.

**Table 3 Multiple Regression Analysis**

	$\beta$	P
party	- 0.566 ***	0.000
sex	- 0.344 **	0.001
age	0.044	0.660
times (being elected)	0.042	0.663
R2	0.467	
Adj.R2	0.434	
N	70	

\*\*\*:p < 0.001, \*\*:p < 0.01, \*:p < 0.05

However, policy-related posts by candidates from the DPJ were 19.5%. This is lower than the ratio of other Facebook uses such as the campaign (89.8%). In short, candidates' appeals to policy were not very valued by voters during the electoral campaign.

**Table 4**

	like	comment
LDP candidates	8664	233
DPJ candidates	3359	110
total average		

The numbers of "likes" and comments were compared to determine whether there was a difference between the LDP and DPJ. The LDP received more "likes" than the DPJ. A t-test indicated that there was a significant difference between the two at the 1% level ( $t = 3.30$ ,  $df$

=53,  $p < .01$ ). The LDP also received more comments than the DPJ. A t-test indicated that there was a significant difference between the parties at the 1% level ( $t = 2.82$ ,  $df = 58$ ,  $p < .01$ ). In sum, it was clarified that a lot of voters' searches and posts were related to candidates from the LDP. As for comments made during the election period, the LDP commented 223 times and the DPJ 110 times—a big difference. The ratio of comments for the LDP was 2.9 comments for each post. The ratio of comments for the DPJ was 1.4 comments for each post. It can be said that this is a considerably low numerical value. Comments were occasionally not attached to the posts of all candidates of the LDP and DPJ during the campaign. In brief, interaction with voters' posts was low overall.

## 5. Conclusion

Interaction between candidates and voters on Facebook during the election campaign was found to be scarce. Candidates from the DPJ made more policy-related posts, while interaction by both parties was low. However, the use of Facebook by candidates was grasped as a whole. Therefore, it does not seem that there was a difference (see Table 2). The results of the t-tests also showed that there was no difference. In short, the election campaigns that used Facebook did not necessarily actively pursue interaction between the candidates and voters. The goal of the revision of the Public Officers Elections Law was not fully achieved.

So then, why was interactive communication between candidates and voters not promoted during this election? One reason is thought to be that this was the first election using the Internet. A lot of candidates reported on their election activities to the voters. Moreover, they tended to notify voters of their speech schedule for the next day. The candidates seemed not to aim to use Facebook to interact with the voters. Facebook was used for making announcements to the public. Therefore, it is thought that it became one-sided communication. Comments from voters on Facebook to candidates were only cheering and encouraging content throughout. For instance, encouragement to work hard and take care of their physical condition because it was hot and so on. It can be said that the voters did not consider the interactive aspect of SNS either, based on the content of their comments.

On this issue, it can be said that the purpose of Facebook for the candidates was as a tool to supplement personal communication like reports to voters who could not attend speeches on the streets, etc. However, quantitative information on voters' political participation is not enough; a content analysis of Facebook is also required. I want to take on this task in the future.

## References

- Bimber, B. (1999) The Internet and citizen communication with government: Does the medium matter? *Political Communication*, 16, pp.409–429.
- Coleman, S., & Gotze, J. (2001) *Bowling Together: Online Public Engagement in Policy Deliberation*. Hansard Society. London.

- [online] <http://www.hansardsociety.org.uk/wp-content/uploads/2012/10/Bowling-Together-Online-Public-Engagement-in-Policy-Deliberation-2001.pdf>
- Hill, K.A., & Hughes, J. E. (1997) Computer-Mediated Political Communication: The USENET and Political Communities. *Political Communication*, 14, pp.3-27.
- Imai, R., & Kabashima, I. (2007) Naze jimintou ha ichi-ninku de zanpai shitanoka, *Chuoukouronsha*, 1482, pp.190-99.
- Ikedo, K. (2007) Seiji no riariti to shakai-shinri: Heisei koizumi seiji no dainamikusu, [Political reality and social psychology : the dynamics of the Koizumi years] Bokutakusha. Tokyo.
- Inaba, T., & Mori, Y. (2009) Syugiin-giin Web-saito no bunseki [A Content Analysis of Websites of Diet Member in Japan] , *Senkyo Kenkyu*. 25, pp.89-99.
- Johnson, T. J., & Kaya, B. K. (2009) In blog we trust? Deciphering credibility of components of the internet among politically interested internet users. *Computers in Human Behavior*, Vol 25 (1), pp.175-182.
- Kim, S. (2009) Shimin no seijisanka niokeru internet no eikyouryoku ni kansuru kousatu [The effects of the Internet on citizen's political participation: Participative tool on the Internet enhancing the engagement of the vote] , *Senkyo Kenkyu*. 25, pp.74-88.
- Kobayashi, T. (2011) Mitai-monodake wo miru? -Nihon no netnews eturan niokeru sentakutekiseshoku, pp.115-146. in S. Kiyohara., and K. Maejima (eds.) *Internet ga kaerusenkyo: bei kan hikaku to nihon no tenbou*, Keiougijyukudaigaku syuttupankai. Tokyo.
- Kono, K. and Kobayashi, T. (2014) LDP's Landslide Victory: Background and Reactions of Voters : From the 2013 Survey on Japanese Political Awareness after the House of Councillors Election. *The NHK monthly report on broadcast research*. 64 (1), pp.30-57.
- Kreuger, B. S. (2002) Assessing the potential of Internet political mobilization, *American Politics Research*, 34, pp.759-776.
- Margolis, M., Resnick, D., & Wolfe, J. D. (1999) Party Competition on the Internet in the United States and Britain, *Harvard International Journal of Press / Politics*, 4, pp.25-47.
- Margolis, M., & Resnick, D. (2000) *Politics as Usual : The Cyberspace "Revolution"* Thousa-Nd Oaks, CA : Sage Publications.
- Newman, N. (2010) UKElection2010, mainstream media and the role of the internet: how social and digital media affected the business of politics and journalism, *Reuters Institute for Study of Journalism* . PDF <https://reutersinstitute.politics.ox.ac.uk/publications/risj.html>
- Nishida, R. (2013a) Neto senkyo:kaikinn ga motarasu nihonn-shakai no hennyou, [Online election campaigns] , *Toyooka-shinbun*, Tokyo.
- Nishida, R. (2013b) Neto senkyo to Dejitaru-demokurashi, [Online election campaigns and digital democracy] , *NHK syuttupan*, Tokyo.
- Norris, P. (2001) *Digital divide: Civic engagement, information poverty, and the Internet world-wide*, Cambridge University Press, New York.
- Okamoto, T. (2001) 2000nenn syugiingiinsennkyo ni okeru kouhosha houmupeiji no bunseki, *Leviathan*. 29, pp.141-154.

- Okamoto, T. (2003) Seijika no homupeiji·sutairu:syugiingiin web-sutairu ni tuiteno suryoubunsekino kokoromi. [Homepage Style of Japanese Politicians: A Quantitative Analysis of House of Representatives Members' Websites] *Senkyo gakukaikiyou*, 1, pp.37-50.
- Okamoto, T. (2007) Kouhosha websaito nituiteno suryoubunseki: 2005nen syugiinsen deita wo mochiite, [Quantitative Analysis of Candidates' Websites Using Data from the 2005 House of Representatives' Election of Japan] *Kansaidaigaku Sougoujyouhougakubu kiyou Jyouho-kenkyu*. 26, pp.11-35.
- Okamoto, T., Ishibashi, S., and Wakisaka, T. (2015) Measuring the Impact of the Internet Campaigning Liberalization on Voters: An Analysis Using the Data from the 2013 Upper House Election of Japan. *The law review of Kansai University*, 64 (6). pp.1879-1900.
- Ogasawara, M. (2014) Mass Media and Political Communication via Social Media in Japan Modern Media and Political Participation through Networks. *Journal of mass communication studies*. 85, pp.63-80.
- Pew Research Center (2008) Internet's Broader Role in Campaign 2008: Social Networking and Online Videos Take Off
- Pew Research Center (2012) Social Media and Voting
- Boulianne, S. (2009) Dose internet use affect engagement? A meta-analysis of research. *Political Communication*, 26, pp.193-211.
- Putnam, R. D. (1995) Tuning in, tuning out: The strange disappearance of social capital in America. *PS: Political Science and Politics*, 28, pp.684-683.
- Putnam, R. D. (2000) *Bowling alone: The Collapse and revival of American community*. Touchstone , New York.
- T-kach-Kawasaki, L. M. (2007) *Role and Regulations Boundaries on the Japanese web sphere in the 2004 Upper House election*, in R. Kluver, N. Jankowski, K.A. Foot and S.M. Schneider (eds.) *The Internet and National Elections : A comparative study of web campaigning*, Routledge, London.
- Vitak, J., Zube, P., Smock, L., Carr, T., Ellison, N. and Lampe, C. (2010) It's Complicated: Facebook Users' Political Participation in the 2008 Election. *CYBERPSYCHOLOGY, BEHAVIOR, AND SOCIAL NETWORKING* 0 (0) DOI: 10.1089/cyber.2009.0226
- Zhang, W., Seltzer, T., and Bichard, S. L. (2013) Two Sides of the Coin:Assessing the Influence of Social Network Site Use During the 2012 U.S. Presidential Campaign. *Social Science Computer Review*. 31 (5) pp.542-551. DOI: 10.1177/0894439313489962
- Zhang, W. and Gearhart, S. (2015) The Effects of Internet Use and Internet Efficacy on Offline and Online Engagement. *Online Journal of Communication and Media Technologies*. 5 (4). pp. 147-173.

## URL

- Broadcast Act . [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000085298.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000085298.pdf)  
 POEL. [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000222706.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf)

## (Endnotes)

- (1) The Association for Promoting Fair (akarui senkyo suishinkyokai) homepage (HP)

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/070various/072sangi/679/>

- (2) Pew Research Center HP. The Internet's Role in Campaign 2008  
<http://www.pewinternet.org/2009/04/15/the-internets-role-in-campaign-2008/>
- (3) A revision of the POEL guidelines inspected on the HP of the Ministry of Internal Affairs and Communications [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000222706.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf)
- (4) Pew Research Center HP. Social Media and Voting [http://www.pewinternet.org/files/old-media//Files/Reports/2012/PIP\\_TheSocialVote\\_PDF.pdf](http://www.pewinternet.org/files/old-media//Files/Reports/2012/PIP_TheSocialVote_PDF.pdf)
- (5) Asahi shinbun. October 4, 1996.  
New Party Sakigake submitted an answer prayer to the Ministry of Home Affairs in October 1996.
- (6) Ministry of Internal Affairs and Communications. HP Results on 2012 Communication Usage Trend Survey, June 14, 2013. 30-39 group and 10-19 group use smart phones about 50%.  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000230980.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000230980.pdf)
- (7) The definition of "post" by Kim (2009) does not include past writing that expresses opinions on politics but does include downloading and uploading online videos.
- (8) The Broadcast Act accessed on the HP of the Ministry of Internal Affairs and Communications [http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000085298.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000085298.pdf)
- (9) It was pointed out that Okazaki participated in an anti-Japan demonstration, and this information was spread over the Internet. Therefore, after the election year, the formula's HP and SNS were closed. The Yomiuri Shinbun July 23, 2013  
<http://www.yomiuri.co.jp/election/sangiin/2013/news/net/20130723-OYT1T00662.htm?>
- (10) The data on voters' comments and "likes" automatically disappeared when the voter who commented on a certain candidate left Facebook. So, it is possible that some numerical values are different at present compared to the measurement period. In addition, there is the possibility that there is a gap between the numerical values measured and the values at present because comments on an account made under a disguise are automatically deleted by Facebook. This should be noted.
- (11) A dummy variable was used. Candidates belonging to the LDP were counted as 1, and those belonging to the DPJ were counted as 0. As for sex, males were counted as 1 and females as 0. Times being elected and age were the real numbers.





# インターネット検索とプライバシー侵害

益井 公司\*

## 1 はじめに

表現の自由は民主主義に不可欠なものであるだけでなく、個人の自立や自己決定の前提ともなっている。さらには、思想の自由市場を通し新たな思想・知識が形成されるために不可欠なものである。表現の自由は、従来、国家に対するもので、私人に対するものではなく、国家の介入を排除するものと考えられてきた。しかし今日では、インターネットの普及による社会の情報化により、①表現の自由による個人のプライバシーや名誉権の侵害が従来とは違った形で現れるとともに、②表現の自由を規制する方法・手段が多様化・重層化することにより、表現の自由のインフラストラクチャーとして有用なものであった通信事業者・プロバイダ・検索事業者・ソーシャルメディア事業者等が、表現活動に対する監視や規制のインフラストラクチャーとして働くようになってきている（その反面として、検索サイトは表現の自由や知る権利にとって非常に重要なものともなっている）。こうしたインターネット上の媒介者が情報の死命を制するようになり、国家に匹敵する巨大な力を有するだけでなく、さらに主権国家の枠組みを越えてグローバルな形で、しかも、人々の環境となる空間の制度設計自体を支配するようになってきている点においてこれまでの社会的権力とは異なっている<sup>(2)</sup>。つまり、憲法の観点からは従来の私人間効力の問題とは異なる側面を持つことになるが、本稿では、これまでなされてきた不法行為上の議論から、私人間の権利の調整の問題として、こうした大きな問題の一つである①の点に関し、それも検索結果の表示に対する削除請求の問題に焦点を絞ってこの問題を検討したい。その際、最判平成 29 年 1 月 31 日決定民集 71 卷 1 号 63 頁を参考にしてこの問題の解決の方向性を考えることにしたい。

## 2 最判平成 29 年 1 月 31 日決定について<sup>(3)</sup>

### (1) 〔事実の概要〕

X は、児童買春をしたとの被疑事実に基づき、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の容疑で平成 23 年 11 月に逮捕され、同年 12 月に同法違反の罪により罰金刑に処せられた。X が上記容疑で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。Y（グーグル）は、利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し、ウェブサイトを識別するための符号である URL を検索結果として当該利用者に提供することを業として行う検索事業者である。利用者が、Y の検索エンジンで X の居住する県の名称及びその氏名を条件として検索すると、本件事実等が書き込まれたウェブサイトの URL、その表題と抜粋（以下「本件検索結果」という）が表示される。

そこで、X は、Y に対し、人格権（更生を妨げられない利益等）の侵害を理由に、検索結果の削

---

\* ますい こうじ 日本大学法学部法律学科 教授

除を求める仮処分命令を申し立てた。

(2)〔決定要旨〕抗告棄却 (a)「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである（最高裁昭和52年（オ）第323号同56年4月14日第三小法廷判決・民集35巻3号620頁、最高裁平成元年（オ）第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁、最高裁平成13年（オ）第851号、同年（受）第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁、最高裁平成12年（受）第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁、最高裁平成14年（受）第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照）。他方、検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。

以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。」

(b)「これを本件についてみると、抗告人は、本件検索結果に含まれるURLで識別されるウェブサイトに本件事実の全部又は一部を含む記事等が掲載されているとして本件検索結果の削除を求めているところ、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない抗告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。また、本件検索結果は抗告人の居住する県の名称及び抗告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、抗告人が妻子と共に生活し、前記1(1)の罰金刑に処せられた後は一定

期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。」

### 3 本決定をめぐる問題点

(1) 本決定の意義 インターネット上に自己のプライバシー等の人格権が侵害された場合、侵害者に対し人格権等の侵害を理由にそのような記事の差し止めを求めることができるが、侵害者を見つけ出すことは容易でない<sup>(4)</sup>、またウェブサイトに掲載された記事は簡単に転載され拡大していくので、一つを削除してもさらに削除しなければならないというようにたちごっこになる。また、検索サービスはネット上での情報拡散に強い影響力を有している。こうしたことから、侵害者に対してその記事の差し止めを求めるのではなく、検索エンジンを管理する者に検索結果の削除を求めるようになってきている。こうした検索結果の削除請求が認められれば情報の拡散は抑えられ元の情報も忘れられる可能性が大きいからである。本決定は、こうした検索結果の削除請求がどのような要件の下に認められるかを最高裁が初めて示したという意味で重要な決定である。

(2) ①本決定は、削除請求を求めるための根拠として、犯罪事実もプライバシーに含まれることを前提に、個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益を挙げる。これは、前科等にかかわる事実をみだりに公表されないことを理由とする従来<sup>(5)</sup>の判例に沿う形のものである。忘れられる権利や更生を妨げられない利益については言及していないが、個人のプライバシーをみだりに公表されない利益を保護すれば結果的にこうした利益も保護されると考えているのであろう。

②検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有するとし、検索事業者は媒介者にすぎず、自らは表現行為を行っていないとの主張を否定した（その結果検索事業者は表現の自由の保障を受けるとともに、検索の削除義務も負うことになった）。しかし、表現の自由とは人の内心における精神作用を方法のいかんを問わず、外部に公表する精神活動の自由をいう<sup>(6)</sup>のであるから、他者に対する伝達行為であっても、そのような精神活動として行われたものとみられない場合には、憲法21条の保障する表現行為には含まれない<sup>(7)</sup>といわれている。そうすると、検索結果の提供が表現行為であるというのは、次の③のプライバシーと表現の自由の比較衡量論を展開するためにその前提としていわれているのであり、検索業者は媒介者と考えるべきである（現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている機能を否定するものではなく、表現の自由の基盤をなすが、検索結果自体を表現の自由と言う表現とはいえないものと考え）。とはいえ検索業者が媒介者であったとしても、損害賠償や削除の責任を負うことがある場合があると考えるべきである。というのは、グーグル<sup>(8)</sup>はこの無料検索サイトを運営するが、<sup>(9)</sup>こうした無料ビジネスを駆使し、他方で高収入な有料ビジネスモデルを構築しているからである。無料だから多くのユーザーがグーグルのサイトを見るがゆえに企業はグーグルのサイトに広告を出したがるのであり、こうした仕組みを維持するために矢継ぎ早に魅力的な無料サービスを提供し、ユーザーを自社サイトにつなぎとめているのである。このようにして、検索サイトから検索連動型広告への間接ネットワーク効果がある限り、インターネット広告を利用する企業はグーグルのプラットフォーム上で広告を出し続けることになる。

このように無料で検索できるが、それは広告による収入を得るための大きな仕組みの一部をなしており、インターネット上の情報を無料で検索できるという仕組みを利用し広告で大きな収入を上げているとともに、<sup>(10)</sup>簡単に検索できるということを通してプライバシー侵害を拡大していると考え

られる。それゆえに、媒介者であるとしても、プライバシー侵害の責任を負うことがあると考えるべきである。その法的構成としては、他人がなしたプライバシー侵害を十分な検討をすることなく、拡大したことの責任を考えることが出来る（リンク先の内容が違法なものでなければならないことになる）。

なお、これまでの下級審の判例には<sup>(11)</sup>①検索エンジンの管理者は独自の表現行為をしているものではないとするものとして、④京都地判平成26年8月7日判時2264号79頁は「検索結果の表示によって摘示する事実は、検索ワードである原告の氏名が含まれている複数のウェブサイトの存在及び所在（URL）並びに当該サイトの記載内容の一部という事実であって、被告がスニペット部分の表示に含まれている本件逮捕事実自体を摘示しているとはいえない」とするもの、⑤札幌高決平成28年10月21日判タは、削除義務を負うのは当該ウェブサイトの管理者であるが、検索結果の形成、表示について相手方の意思が一切介在していないとは言えないから、単なる媒介者にすぎないとして検索結果の削除義務を一切負わないとするのは相当ではなく、「相手方〔検索エンジンの管理者〕が検索結果の削除義務を負うのは、検索結果として表示されたスニペットやリンク先のウェブサイトの記載が専ら他人に対する誹謗中傷等を内容とするなど、他人の名誉権やプライバシー権を明らかに侵害し、社会的相当性を逸脱したものであることが、当該検索結果それ自体から明らかな場合に限られると解するのが相当である。」（認識可能性）また、「他人の名誉権やプライバシー権を侵害するウェブサイトの記載を削除すべき義務を負うのは、原則として、当該ウェブサイトの管理者であることからすれば、上記の要件に加え、名誉権又はプライバシー権を侵害されたと主張する者が当該ウェブサイトの管理者に対して記載の削除を求めているは回復し難い重大な損害が生じるなどの特段の事情が存在することが必要となると解するのが相当である。」（検索結果削除請求の補充性）とするものがある。つまり、これによると認識可能性と補充性の要件も満たす必要がある。こうした認識可能性や補充性を必要とする理由は、検索エンジンが表現の自由や知る権利にとって重要な役割を果たしていること、及び検索結果として表示されるウェブサイトの記載の違法性を検索エンジンの管理者が逐一確認することは不可能であると考えられるから、という。

②これに対して、⑥大阪高裁平成27年2月18日LEX/DB2506059は、表現行為として自らの意思内容を表示したものではないとの主張に対し、「その提供すべき検索サービスの内容を決めるのは被控訴人であり、被控訴人は、スニペットの表示方法如何によっては、人の社会的評価を低下させる事実が表示される可能性があることをも予見した上で現行のシステムを採用したものと推認されることからすると、本件検索結果は、被控訴人の意思に基づいて表示されたもの」とする。また、⑦福岡地裁平成28年10月7日判時2331号67頁は、単なる媒介者であるという主張に対し、「本件削除対象検索結果として表示される内容は、債権者のプライバシー等の人格的価値を侵害するものであるところ、債務者が、自ら定めたアルゴリズムを備えたプログラムによって、自らのサイト上に表示させるものであり、債務者が債権者の上記人格的価値を侵害していることには変わりない」とする。⑧判例は、予見可能性を推認することにより認識可能性の要件をさらに緩和し、⑨判例はそれすら問題としていない（つまり、削除義務の成否は検索結果の表示がそれ自体として被侵害者の人格的利益を違法に侵害するか否か（利益衡量）によって決まることになる）。こうした考えは、検索結果の表示は検索エンジンの管理者に独自の表現ということの結果として認めたのと同じことになろう。

③プライバシーの侵害に当たるか否かの判断に関しては、プライバシーと表現の自由との比較衡量を基準とするこれまでの判例<sup>(12)</sup>を踏襲している。つまり、損害賠償や差止めが認められるか否かは違法性判断、つまり、侵害行為の態様と被侵害利益の相関関係によって決定されるが、特に被侵害利益がプライバシーなどの人格権に関するものである場合、侵害された利益の種類や程度に加えて、侵害行為の態様も重要なものとならざるを得ないのである。そうすると、この利益衡量をしていくためには、検索事業者の検索結果そのもののプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として提供されたものだけでは、被侵害利益や侵害行為の態様（故意なのか過失なのかなど）が明確になってこず、検索先の個々のウェブサイトの内容にふみこまないといけないことになる。そうしなければ、当該事実の性質及び内容、当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を具体的に比較衡量することは出来ないように思われる。

前述したように、検索業者は媒介者であるが、プライバシーを侵害しているウェブサイトを表示すれば利用者は当然にその内容を見るために検索しているのであり検索だけに留まるのではない（もっとも、本最高裁はプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として提供する行為の違法性を問題にしている）。また、検索は容易にできることにより、プライバシーの侵害を拡大させるものであり、これまでの判例等によりすでにプライバシーの侵害につき差止めが認められるか否かの基準はかなり明確になっているのであるから、それにより検索結果に表示すべきか否かをそれらの基準を用いて判断し適切な処置をとっていない限りは検索業者自身の不法行為が成立すべきものと考えべきである（その効果として損害賠償や差止め請求が出てくることになる）。どのような行為をすれば、適切な処置をとっていたといえるかについては次の4で検討することにする。

④また、本最高裁は、比較衡量説を採用したうえでさらに、さらに、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合でなければ、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができないとする「優越の明白性」基準を採用している。そうした基準を採用したのは、検索事業者が現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることを重視したことによる。しかし、優越していることが明確であるということは、誰を基準に考えるのであろうか（検索エンジンの管理者、プライバシーを侵害された者、裁判官等）。この基準は裁判規範であることを考えればその判断をするのは裁判官であり、裁判官が利益衡量した結果以外に「優越の明白性」を必要とする理由は明確ではない。利益衡量の結果どちらとも決めかねた時には表現の自由の方を優先するというのならそれはなぜかを明らかにする必要がある。行為規範としての機能をも持たされることを考えると、検索エンジンの管理者にとって「優越の明白性」が認められない限り、削除せよとの裁判所の判断がなされるまでは削除義務や損害賠償の義務を負わないという形で機能することになろう。つまり、これは、検索結果として表示されたスニペット等の記載が専ら他人に対する誹謗中傷等を内容とするなど、他人の名誉権やプライバシー権を明らかに侵害し、社会的相当性を逸脱したものであることが、当該検索結果そ

れ自体から明らかな場合に限りとする認識可能性を要求する考え方と異なることになる。これは、表現の自由の方を重視する結果として、検索エンジンの管理者の責任を制限する形で働くことになる。

#### 4 おわりに（問題解決の方向性）

プライバシーの保護と表現の自由の調整をめぐる問題については、すでにこれまでの最高裁の判例にその判断基準が示されている（本最高裁の判断もそれに従っている）。またインターネットを用いた場合の特定電気通信役務提供者（プロバイダ等）の責任の関しては、いわゆるプロバイダ責任制限法3条によって、プライバシーの保護と表現の自由の調整を立法的に解決している（プロバイダもある意味で媒介者である）。これによると、プロバイダ等が情報の書込みを削除した場合でも、①他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき、②権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合には、発信者に対して責任を負わない。プロバイダ等が情報の書込みを削除しない場合でも、③他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、④違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることが出来たと認めるに足りる相当の理由があるとき<sup>(17)</sup>でなければ、侵害されたとする者に対して責任を負わない。検索エンジンの管理者も③④の場合でなければ責任を負わないと解することが出来るのではなかろうか。侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったなら、検索エンジンの管理者は、検索結果として表示されたスニペットやリンク先のウェブサイトの記載が専ら他人に対する誹謗中傷等を内容とするなど、他人の名誉権やプライバシー権を明らかに侵害し、社会的相当性を逸脱したものであることが、当該検索結果それ自体から明らかな場合は勿論のこと、そうでない場合でも検索したリンク先の情報をも検討し、これまでの最高裁の判断基準にしたがって削除すべきか否かを判断して、その結果として削除しないと判断したことに相当の理由がある場合に限り、責任を負わないと考えるべきである。というのは、検索エンジンの管理者は他人の作り出した情報にただ乗りする形で検索サイトを運営し、無料で検索できるのであるからである。また、このような判断をすることは、現在ではAI等の技術を用いればそれをなすことが出来、そうした判断をせずに検索結果に表示し違法な情報を拡散させた場合には削除や損害賠償の責任を負わせて問題はないように思われる。特に犯罪事実に係る情報に関しては「更生を妨げられない利益」<sup>(18)</sup>を考え一定の時間が経過した場合には検索サイトに載らないようにすべきである。侵害されたとする者から違法情報の削除の申出がない場合であっても、「他人の権利が侵害されていることを知ることが出来たと認めるに足りる相当の理由」があるか否かの判断も同様に解することが出来るように思われる。なお、表現の自由を保護する観点から、削除の可否を決めた基準を公開することにより制度の透明性をはかるべきである。

(1) 日本ではどの新聞もどのテレビのニュースもほぼ同じような内容となっており、こうした米国でいわれている「思想の自由市場」が日本に存在するのかが問題である。高い職業倫理に裏打ちされた報道の中立・公正性を求める日本ではドイツのようにメディアの自由を制度的保障として理解する方が日本の状況の沿うように思われるが、多様な意見があまりにない日本では「思想の自由市場」という考えをもう少し考える必要があるように思われる。

- (2) 民主主義社会自体を揺るがす問題点については、簡単には、林香里「メディア不信」(岩波新書、2017年)、福田直子「デジタル・ポピュリズム」(集英社新書、2018年)を参照されたい。
- (3) この判例に対する評釈等に次のものがある。宮下紘「忘れられる権利」判例時報2318号3頁、木下昌彦「検索エンジンサービスとプライバシーの法的保護」ジュリスト臨時増刊1505号14頁〔平成28年度重要判例解説〕、佐々木雅寿「検索事業者に対する検索結果の削除請求」法学教室440号147頁、秋山靖浩「検索事業者に対する削除請求」・法学教室441号124頁 高原知明「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合〈最近の判例から〉」法律のひろば70巻6号47頁、高原知明「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合」ジュリスト1507号119頁、高原知明「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合」Law & Technology 76号81頁、中山茂樹「プライバシーにかかる情報の検索結果からの削除を求めることができる場合」新・判例解説 Watch 21号17頁、高部眞規子「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合」法の支配187号67頁、石井夏生利「グーグル検索結果削除請求事件最高裁決定」判例時報2353号148頁、野々村和喜「検索事業者に対する検索結果の削除請求が認められる場合の判断基準」私法判例リマックス56号6頁、根本尚徳「検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合」民商法雑誌154巻1号150頁、村田健介「インターネット検索事業の意義とプライバシー」ジュリスト臨時増刊1518号79頁〔平成29年度重要判例解説〕
- (4) 小倉秀夫「自動収集された違法コンテンツについての検索サービス提供者の義務および責任」法とコンピューター28号(2010年)39頁以下。
- (5) 最判平成6年2月28日民集48巻2号149頁。
- (6) 芦部信喜編『憲法Ⅱ人権(1)』〔佐藤幸治〕(有斐閣、昭和53年)452頁。
- (7) 前注(3)『憲法Ⅱ人権(1)』〔佐藤幸治〕455頁。検索の表示自体は表現行為ではないが、インターネットを用いる現代社会における表現の自由(知る権利)を支える基盤をなしているものとなっているので、これを表現の自由の制度の一環として保護する必要がある、以下の論述においては、その意味で、表現の自由とプライバシーの調整ということを考えている。
- (8) グーグルに関しては、NHK取材班『グーグル革命の衝撃』(新潮文庫、2009年)、佐々木俊尚「グーグル Google—既存のビジネスを破壊する」(文春新書、2006年)を参照。
- (9) グーグルの一般向けサービスは基本的に無料である。例えば、ウェブメール、カレンダー管理・ワープロ・表計算などのアプリケーション、動画共有サービス、地図表示の他に航空写真や街角のストリートビューもできるグーグルマップも無料であり、そのサービスはさらに拡大していつている。
- (10) 個人のプライベートな情報が集積され、それが宣伝広告に用いられており、今後どのようにそうした個人情報を用いられていくかわからない。ダダほど高いものはないということになるおそれがある。それは宣伝広告にその収入の多くをたよっているテレビ放送や新聞を消滅させる恐れを有しているが、フェイク



ニュース等インターネット上の情報に対する信頼性が問題とされるようになってきていることから、取材・事実のチェックと裏付けをとっている既存のメディアの重要性も見直されるようになってきている。日本におけるインターネットが及ぼす社会的影響については、橋本良明「メディアと日本人の変わりゆく日常」(2011年、岩波新書)を参照。

- (11) こうした下級審の判例の状況については根本・前注(3)で下級審判例を総合的に検討しているが、本稿では、不十分ではあるが、日本大学の図書館で参照することのできた判例についてのみ検討することにしてはいる。なお、これらの判例はすべて犯罪事実の削除に関するケースである(更正を妨げられない利益(プライバシー)と表現自由との調整)。
- (12) 最判平成6年2月28日民集48巻2号149頁、最判平成14年9月24日判時1802号60頁、最判平成15年3月14日民集57巻3号229頁など。
- (13) 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』(日本評論社、1988年〔復刻版〕)125頁、加藤一郎『不法行為法〔増補版〕(有斐閣、1974年)106頁など現在の通説、その後、新過失論(平井説)、違法性一元論(前田説)、二元説(幾代説、森島説、四宮説)が提唱されているが、我妻説を精密化していったものであり、どの説も構成の仕方に違いはあるものの最終的な判断基準や結果は大きく変わるものではないように思われる。
- (14) 吉村良一『不法行為法〔第4版〕』(有斐閣、2010年)49頁。
- (15) 検索結果の表示自体がプライバシー侵害になるか否かで判断しているように最高裁判旨を読むことができるが、検索結果にはリンク先に移動するためのリンク情報が検索結果に表示されており、リンク先の内容を読むことが当然に予想されるのであり、そのような制度設計をしているのであるから、リンク先の内容にまで配慮すべきではなかろうか。
- (16) 優越の明白性の意義に関しては、神田知宏「検索結果削除請求の実務と課題」判時2328号20頁を参照。
- (17) 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課著『プロバイダ責任制限法(改定増補第2版)』(平成30年、第一法規)34頁では、ここで「認めるに足る相当の理由」とは、通常の注意を払っていれば知ることができたと客観的に考えられることであるといわれている。しかし、グーグルのような無料検索サイトを運営することにより、膨大な情報を獲得し、それを用いて巨大な利益を獲得している企業な場合、その注意義務はかつての公害事件において企業が負担にしたのと同じような高度の注意義務を負うべきであり、他人のプライバシー侵害として違法になるかならないかの判断をこれまでの判例から導きだして、そうしたものは検索結果に表示されないように検索の設定をするなどしていなければ、相当な注意を払った(相当な理由がある)とはいえないであろう。
- (18) 何年が経過すればいいのかに関しては、どのような犯罪であり、時効期間はどうか、社会的関心が無くなっているかなど諸般の事情を考慮して決めざるを得ないが、更正を妨げない利益を考えると、たいていの場合、10年経過すれば検索サイトに掲載できなくすべきであろう。

# パーソナル・メディアの進化と受容過程の変化 —女性誌選択動機と集合現象をめぐって—

仲川 秀樹\*

## 研究の視点

『パーソナル・インフルエンス』のディケーター研究では、流行にかかわるオピニオン・リーダーは、若い未婚の女性であると論じられた。マス・メディアよりもそうした女性たちが流行を先導している<sup>(1)</sup>のである。時代を超えなお、流行の中心にいる女性たちの動向は、現在のトレンドを知る十分な情報を提供してくれる。

「流行」イコール「ファッション」と言われ、久しい。流行やファッションが社会に浸透する過程において、どのような媒体が、影響力を發し、個人個人を左右する影響力となるのかをあらためて探してみたい。流行のリーダーは、マス・メディアよりも周囲に影響をおよぼす個人とされた。その個人は流行を先導するファッション・リーダーになり得るのか。特定の個人とは何か、モデルやそれに準ずる個人なのか、個人は一般的な人物（素人）ではふさわしくないのか。身近な周辺にいるレベルの個人でもその資格は十分に備わっているのではないか。そんな仮説を前提にするのも、マス・メディアよりパーソナル・メディア全盛のいまだからこそ、「旬」いわゆる「トレンド」の視点として、この問題にふみこむものである。

結果的に、パーソナル・メディアの進化が人びとの受容過程におよぼした影響をマス・メディアとの比較から検証し、流行やファッション選択の動機の変遷をたどりながら、今日の集合現象を追ってみる。そこにはマスとパーソナルのあらたな関係性をよみとることができるのではないだろうか。

## 1 受容過程と集合現象

受容過程研究は効果分析を生み、双方の連続した関係により、メディアのコンテンツから人びとがキャッチしたものを、個人の行動パターン、生活パターンに当てはめて分析し、その影響を図ることになった。その成果は、先に示した古典研究の最たる『パーソナル・インフルエンス』によって明らかにされた。また、「ラジオ・リスニングパターン」を調べるうちに、リスナーたちのライフ・スタイルから多彩な嗜好パターンを確認することで、日常の消費行動も明らかにされた<sup>(2)</sup>。

効果分析を説得的コミュニケーションとして、送り手の側から受け手の動向を探る試みとして研究はより進んでいった。P・F・ラザースフェルドやE・カツツによる投票行動分析、C・I・ホブランドの代表的な効果分析研究、L・W・ドゥーブによる宣伝の効果形成される過程、D・カー

---

\*なかがわ ひでき 日本大学文理学部社会学科 教授

トライトの心理的誘発過程など、多彩な受容過程研究が成された。そして、J・T・クラッパーの  
効果分析でピークを迎えた。<sup>(3)</sup>

その研究の流れは流行研究に発展する。受容過程では、ある対象を認知し選択しそれを採用する  
行為という流れが、流行現象を導いた。特定の集合体はあるモデルを選択し、その結果として集合  
現象が発生する。流行は時代のトレンドであることから、H・ブルーマーは、「流行はその時勢に  
遅れることなく、時間的な承認と、社会的地位を享受する変動の連続的なパターン。その社会にあ  
る一つの形態として、一時的な受容と尊敬を受けるものの、それは東の間である。いつしかもっと  
時代に適応した、他の形態に取って代わられるものである。」<sup>(4)</sup>と規定した。つねに流行はその時代  
のスタイルを表出していた。流行の発生から消滅過程において、どの次元で流行が発生するの  
かは、コミュニケーションの流れ研究そのものである。

カツたちの「2段階の流れ仮説」にある情報の流れと影響の流れ研究は、流行がどの程度マ  
ス・メディアと人びとの関係に結びついていくのかを明らかにした。影響の流れとは、人びとの意  
思決定におよぼすコミュニケーションの力が浸透していく過程を言う。これは古典的な見解であ  
る。

ところが今日での流行の浸透度は、マス・メディアではなく個人間のパーソナル・コミュニケー  
ションによるところが大きいという見方に焦点を当てた。オピニオン・リーダーよりも個人個人に  
みる積極的な流行選択態度である。パーソナル・メディアの進化がそうした状況をつくりだした。  
ただ、ここで設定しているオピニオン・リーダーは、ごく一般的な人物を指す。これはカツらの  
見解と重なる見方ではあるが、オピニオン・リーダーという固定した人物だけではない。

流行やファッションを選択する上で、個人の意思決定には何が参考にされたのか、女性誌という  
メディアから特定の個人（モデルや一般人）へと対象は変わってきたのであろうか。マス・メディ  
アという媒体からパーソナル・メディアに登場するモデルが特定の個人となり、それが意思決定手  
段になっていく様相に注目する。女性誌読者における流行の先導者は、女性誌というマス・メディ  
ア（本体）から特定の個人（影響を与える）に移行している。特定の個人のスタイルを参考にする  
ことで、一つのスタイルが浮上する。特定の個人のスタイルに群がる集合体こそ、流行やファッ  
ションという集合現象の中心に位置する人びとである。

## 2 パーソナル・メディアの進化

4 媒体メディアであるテレビ・新聞・ラジオ・雑誌というマス・メディアは、携帯やスマート  
フォンというパーソナル・メディアの急速な発達を受け、4 媒体本体の注目度が減少するという事  
態を引き起こした。いわゆる SNS などの社会的ネットワークは、その利便性や高度な機能により、  
人びとの生活の中心に躍り出た。流行現象の中心的位置に根ざした女性誌もその影響を受け、発行  
部数の減少、雑誌離れを余儀なくされてきた。パーソナル・メディアの進化によって、活字媒体の  
王道を歩んだ女性誌の存在価値に動揺が走った。マス・メディアの申し子であった女性誌は、パー  
ソナル・メディア主流の近年、その地位を SNS に奪われてしまう現状がより顕著になったという  
風潮ができあがった。

パーソナル・メディアの著しい進化は、画像を取り込み、瞬時に送受信させる機能が、動画にシ

フトし、さらには鮮明な解析度によるいわゆる「映え」るコンテンツが一般化することでより底上げされた。それをコントロールする特定のキーパーソンの存在。マス・メディアで露出してきたタレントやモデルたちが、そのパーソナル・メディアを駆使し、自らの情報をネットに立ち上げ、多くの女性誌読者を獲得したのである。

同時に、雑誌媒体もパーソナル・メディアとリンクし、SNS とのコラボによるあらたなメディアミックスによって、ファッション世界の動向に構造変動をもたらす流れを決定づけた。女性誌から SNS へ、この流れは、マス・メディアからパーソナルなメディアへという図式に変化を遂げている現実をものがたっている。この状況に遭遇した限りでは、流行やファッションは、女性誌ではなく、パーソナル・メディアを参照とし、そこから情報を引き出し、今日のトレンドを選択するというスタイルが一般化し、世論が形成されることになった。

### 3 女性誌と SNS をめぐる流行とファッションの影響度を検証

マス・メディアに変わるパーソナル・メディアの代表格 SNS に押され、女性誌の役割は終焉したのか。この議題にあらためて応えるために、流行やファッションに敏感な女子学生を対象とする質的調査を実施した。本調査は、パーソナル・メディアの進化と受容過程の変化を、女性誌と SNS の関係からその実態を検証することを目的とした<sup>(5)</sup>。

#### I 「2018 年女子学生流行調査」

##### (1) 調査概要

##### ① 調査対象

首都圏主要女子大学（私立中高併設女子大学）2 校  
文系学部 1 年～3 年生、450 名

##### ② 調査時期

2018 年 9 月～10 月

##### ③ 調査方法

設問による自由記述

##### (2) 調査内容 I

Q「流行やファッション選択には何を参考にしますか」（自由回答）

SNS	(234 人)	女性誌	(47 人)	SNS・女性誌共	(112 人)
周囲の学生	(27 人)	NA・とくに关心なし	(30 人)		

マス・メディア等における近年の予想どおり、女子学生が流行やファッションを選択する場合、SNS を参照するのは圧倒的である。女性誌の約 5 倍の数字であった。ところが SNS と女性誌の両方を参照する学生も多い。そして女子大学らしく、クラスメートなど学内の学生のスタイルを参照する数字も無視できない。この結果、必ずしも SNS オンリーではないし、SNS の独り勝ちでもない。SNS と女性誌双方を参考にしながら自分のスタイルをコーディネートする学生たちの姿が浮

かび上がる現実に注目したい。

また、SNSをメインにして女性誌をサブにするか、女性誌をメインにSNSをサブにするのかという見方も考えなくてはならない。マス・メディアよりパーソナル・メディアが主流と言われながら、女性たちは積極的にSNSにアプローチしているのか、それとも消極的なのか。女性誌をみてそこからモデルのSNSへ進む選択も多い。それだけに必ずしも女性誌の勢いが弱いということにはならないのではないか。

以下、主要な記述例を取り上げながら女性誌とSNSの関係をよみとっていききたい。

#### ☆2年生

「InstagramとかWEARというファッションアプリを参考にする。雑誌と同じ価値があるかわいいSNSだから。最近では誰かがインスタに雑誌の記事を載せたりしている」

#### ☆3年生

「季節ごとに読む女性誌を変えている。一つの雑誌に絞らずさまざまな系統を参考にしている。SNSでは、Instagramのコーディネートしか投稿していない人を参考にし、MERYというアプリのファッションカテゴリーをみてその日の服を決める。アプリはファッション選択に大きく貢献している」

#### ☆3年生

「SNSを主に、インスタグラムと自分の周りにはおしゃれな友達がたくさんいるので、よく参考にさせてもらっている。アパレルブランドのアカウントで新作のコーディネートなど、似たような服を合わせてみたりする」

#### ☆3年生

「女性誌は季節の変わり目に購入して、その時期のトレンドを参考にする。SNS関連では、主にインスタグラムを活用し、女優さんやモデルさんのインスタから勉強している。WEARやMERYというアプリを利用している。WEARは芸能人だけではなく、誰もがコーディネートが載せられるアプリでショップ情報を得る。MERYは、インスタグラムなどでプチブームになっているものを記事として読んでいる」

#### ☆3年生

「お店のマネキンやデジタル媒体の『ViVi』を中心にあらゆるファッション誌を読んで参考にする。流行よりも自分の好みにあったものを選ぶ。多くのファッションをみてから再確認した上で判断をくだしている。女性誌を参考にしていると断言できないが、目を鍛えるため（ファッション選択と流行を知り理解し日常ファッションに浸透させていくため）に女性誌を多く読むことは参考になる」

#### ☆3年生

「好きな女優さんやモデルさん、好きな洋服ブランド、オシャレなインスタグラマーさんのアカウントをフォローし、ファッションを参考にしている。好きな洋服のインスタグラムでは、新しく入荷した洋服やブランドの売れ筋アイテム、店長のおススメのコーディネート方法などが掲載されていることが多く、流行を知るには最適」

## ☆3年生

「女性誌『CanCam』と自分の好きなブランドのインスタグラムをフォローし、そこから情報を得る。インスタグラムは雑誌よりも気軽にみれて、コーディネートもさまざまなパターンが載っている。自分の好きなブランドには自分の好きな系統の服が集まっているので、好きなものをみつけやすい」

## ☆2年生

「インスタに載せられているアイドルの私服を参考にしている。雑誌も参考にするが、インスタの方が何パターンもみれて、服を買いに出かけてもその場でみることができる。また芸能人だけでなく、インスタでは#お洒落さんとつながりたいというハッシュタグを利用している」

## ☆2年生

「女性誌とインスタグラムを参考にしている。女性誌では好きなモデルさんのコーディネートを中心に、そのモデルさんと似たような服や同じ服を買うことが多い。インスタグラムでは、好きなブランドのアカウントをフォローしているので、そのブランドの新作や、その店員さんのコーディネート参考にしている。インスタグラムでは、タグ付けして、かわいいワンピースを探し、コーディネートの参考に利用している」

## ☆2年生

「日常的に人びとの着ているファッションを参考にしている。雑誌には載っていない新しい発見が生まれる。ファッションアプリで欲しいと思った洋服を検索しつつ、コーディネートの参考にしている。アパレル店で飾られているマネキンや、店員が着ている店内アイテムを参考にしている」

## ☆2年生

「インスタグラムで一般の人が私服のコーディネート載せているものや、好きなお店の公式アカウントで新作を確認することが多い。モデルが着用しているものを参考にすることもあるが、最近は雑誌を買わず、インスタグラムや Twitter でみるのがほとんどになった」

## ☆2年生

「女性誌や SNS を参考にするよりも、実際にお店に立ち寄り、商品を選んできた。しかし、最近は、さすがに洋服だけみて、自分が着るのに不安も感じ、店内にあるモデルさんが着た写真を見ることが多くなった」

## ☆1年生

「日常の流行やファッション選択には、ラインで送られてくる情報や、SNS だとインスタグラムを参考にしている。高校生ときは、『ViVi』を買って、流行の服を知り、真似したりした。現在では、雑誌を買いに行くのは面倒だし、『ViVi』も定期的にラインで情報をキャッチするのでお金もかからず雑誌は買わなくなった。インスタグラムは簡単にどこでも最近の情報や自分の興味のあるものについて知ることができる。好きなモデルさんの公式アカウントで日々の生活でのファッションなどをチェックし参考にし、自分のファッションに採り入れている」

## ☆1年生

「SNS でいろんな情報を入手できるため、女性誌は立ち読み程度になった。美容系 YouTube の動画をみて、ファッションメイクを知ったり、その人が紹介したコスメを買ったりする。イン

スタグラムのスタイルというカテゴリからたくさんのおしゃれな人の私服や人気のお洋服屋さん  
さんの新商品などを参考にしている」

☆2年生

「女性誌を参考にするが、一番は Instagram。好きな芸能人のファッションはもちろん参考にし、  
高級品が多いので、最近はずちプラのファッションを UP してくれる Instagramer があるので  
そのアカウントをみている。また Instagram には、タイムラインのように自分が興味ある内容  
を集めてくれる場所もあり、その中で美容、ファッションなどから流行を採り入れている」

☆2年生

「SNS をメインに、女性誌の『ViVi』を参考にしている。季節のコーディネートなどわからない  
ときは、女性誌やモデルさんの Twitter、芸能人の Instagram などを参考にしている」

☆2年生

「行きつけのアパレルショップがあり、季節の新作から流行を把握する。メイクについては、女  
性誌などに載っているモデルさんから情報を得る。最近では、インスタやツイッターの情報を  
参考にしている」

☆1年生

「おしゃれインスタグラマーさんのコーディネートを実似する。ファッションアプリ、WEAR を  
活用している。SNS を利用することによってファッション雑誌を購入することがなくなった」

☆1年生

「ファッション誌、自分の好きな芸能人のブログやツイッターで服装などを参考にしている」

☆3年生

「ファッション選択において重要視される人気のあるモデルさんやドラマで着用されたものは  
SNS で拡散される。Twitter や Instagram は、容易に写真と文章が載せられるため、SNS を参  
考することが多い」

☆3年生

「女子大のため、オシャレで流行に敏感な人が多くいる。日々キャンパス内ですれ違った学生の  
ファッションをみて、自らのファッション選択に活かしている」

☆3年生

「女性誌を読みチェックするが、お金もかかるため毎月には買えない。最近では、インスタグラムの  
おしゃれインスタグラマーたちのファッション系の投稿を参考にしている」

☆3年生

「カワイイ、おしゃれだと感じるものと自分に似合うものは違うと思っている。モデルさんのよ  
うな同じスタイルはせず、モデルさんのインスタなどでカワイイと思ったもの、自分らしさに  
合ったものを選択する」

☆3年生

「女性誌『ViVi』を参考にしている。季節の変わり目など、どのような服が流行するのか知りたい  
時に重視する。SNS などを参考にしている友人もいるが、SNS などは情報が多すぎて、何を参  
考にしたらよいのか分からない。やはり紙媒体女性誌を参考にしている」

## ☆3年生

「ふだんは女性誌でいくつかかわいいと思う洋服を探して、その後そのブランドのインスタやオンラインショップなどでモデルさんの着こなしを参考にする。最後に一般人がその服のコーディネートをして SNS にあげている私服などをみて、着回しできるかを考える。実際にお店に出かけ試着する」

## ☆2年生

「圧倒的にインスタグラム。雑誌のアカウントをフォローし、その投稿で欲しいものや真似したいファッションを保存している。そこでインスタグラムの検索機能でアイテムを調べ、似たようなデザインの売っているお店のアカウントをみつける。そのアイテムを着て別の着回しをしている人の投稿もチェックし、利用する」

## ☆2年生

「女性誌はもちろん、最近ではインスタグラムをよく参考にしている。インスタグラムには、たくさんの人びとがたくさんの流行やファッションについての情報を載せてくれるので、利用している」

## (3) 調査内容Ⅱ

Q「どのような女性誌の、どんなファッションをしてみたいか」(自由回答)

女子学生たちの女性誌好感度と希望ファッションについての質的調査である。特定の女性誌から女子学生があこがれるファッションを探った。1970年代から1980年代に中心だった、コンサバ系雑誌の台頭をみることができる。1990年代から2000年代に浸透したストリート系カジュアル雑誌は苦戦している状況が伺える。<sup>(6)</sup>

## ☆2年生

「『CanCam』とか『non-no』のような清楚でかわいらしい、アナウンサーがよく着ていそうな服を着たい。王道が一番、偏見をもつことがなさそうだと思う」

## ☆3年生

「年齢に応じてファッションは変えていきたい。社会人向けのファッションをしてみたい、『JJ』や『CanCam』などは、大人カジュアルなファッションなので参考にしてみたい」

## ☆3年生

「『VOGUE』のようなラグジュアリーブランドで、全身を包まれるパリコレに出るみたいなファッションをしたい」

## ☆3年生

「『ViVi』のカジュアルだけど量産的ではない、自分らしさのあるファッションがしたい。『CanCam』のような大人っぽいキレイめのファッションが着こなせるようになりたい」

## ☆3年生

「『ViVi』や『GISELe』をはじめとする海外の雰囲気を感じさせる女性誌のカッコかわいく、動きやすく、着て楽でいられるファッションがいい。シンプルなファッションであるが、とても



見映えのするようなファッションが理想的である」

☆3年生

「『Ray』の愛読者だが、20歳を過ぎてからシンプルで大人っぽいファッションにチャレンジしてみたいと思うようになった。しかし大人っぽすぎる洋服をいきなり着るのはハードルが高いので、カワイイ要素を残しつつ、大人っぽいファッションを採り入れた『CanCam』のスタイルをしたい」

☆3年生

「『JJ』のブラックコーデというような大人っぽい服装に憧れる。学内の女子学生たちは自分のしたい格好をしている人が多い」

☆2年生

「『ViVi』のように流行を採り入れた華やかな色のファッションをしてみたい。服はシンプルでもカバンやピアスを華やかにし、ブランドを採り入れたファッション」

☆2年生

「したいのは『ViVi』のトレンドのクール系のファッション」

☆2年生

「『ViVi』の大人っぽく、海外セレブのようなクール系ファッション。可愛らしさもあり、上品なエレガントを感じられるようなファッションに憧れる。かっこよさのなかにある奥ゆかしさがあるファッションが理想」

☆2年生

「『Ray』の大人っぽく少しガーリーなファッションをしたい」

☆2年生

「自分のイメージだと『CanCam』と『non-no』、どちらかというとも『non-no』のように優しく女性らしいふんわりとしたファッションをしたい」

☆1年生

「『ViVi』の個性的で独特な世界観があると感じるファッションをしてみたい。日頃から周囲の人と差別化を図り、自分だけのスタイルを楽しんでいる」

☆1年生

「『CanCam』のチェックを採り入れた少し大人しい感じのファッションをしたい。『CanCam』は、女子学生で服を買っても大人になっても着れそうなコーデの仕方があるので、とても参考にしやすい」

☆1年生

「『Ray』や『CanCam』の女性らしくておしゃれなイメージの服が着たい。紙面に載っているブランドも手が出しやすい価格設定のブランドが多く、女子大学向きの気がする」

☆3年生

「『ViVi』のお姉さんっぽい少し派手なファッションをしてみたい」

☆3年生

「『Ray』や『non-no』のファッションは皆が着ていて、着る機会も多そうなのであまりしない。周囲と被らない『ViVi』や『LARME』のファッションをしたい」

## ☆2年生

「『ViVi』モデルが着ているようなおしゃれカジュアルなファッションがしたい。上はダボっとしたものに、下は短いタイトスカートで、足を出したファッション」

## ☆1年生

「『Ray』の一つのアイテムをいろいろなアイテムと合わせて着回すファッション。派手めなアイテムを大人っぽく綺麗にまとめるファッション」

## ☆3年生

「普段は『JJ』っぽい（大人っぽい）格好や、クール系や落ち着いた感じのモノクロファッションが多いので、その対極に近い『ViVi』のようなバブル期のような全身派手な色で、ミニスカを履くというファッションに憧れる」

## 4 オーディエンスのメディア選択過程の変化

いわゆるマス・メディアの筆頭にある女性誌の動向を質的調査から検証すれば、今日的な実態（トレンド）そのものをみることができよう。流行やファッション選択には、1970年『JJ』創刊を草分けに、長く女性誌が女子学生たちのファッションの教科書になっていた。キャンパス・ファッション全盛の背景には、『CanCam』『ViVi』『Ray』4大女性誌が主流だった<sup>(7)</sup>。1980年代、景気高揚とバブル経済のもう一つにファッションをめぐるエンタテインメント世界を楽しむ、女子学生やOLの姿が象徴的だった。

しかし1990年代以降、景気後退の流れは、お金をかけずにおしゃれを楽しむカワイイスタイルの広がりを見せ、女子大生から女子高生へとファッションの低年齢化傾向へとシフトした。ストリート系、古着系、カジュアル系というファッションスタイルは、ギャルを勢いづかせ、女性たちのライフ・スタイルも大きく変化した<sup>(8)</sup>。景気とファッションの関係をここまではっきりと示した時代が、2000年代まで続いた。

一方では、雑誌の売上げが減少し、活字離れの先陣に女性誌があげられた。1980年代おしゃれスタイルは消滅したのか、そんな声さえさやかれた。2015年前後から、ギャル系雑誌が休刊に追い込まれる事態となった。代わってコンサバ系雑誌が復活をみせた。それは女性誌媒体というより、女性誌とパーソナル・メディアをリンクさせることで、あらたな女性誌の存在を浮上させた。それが質的調査によって明らかになったメディアミックスにコーディネートされたファッションスタイルの登場である。

女子学生たちの流行とファッションの選択には、パーソナル・メディアの存在が不可欠なものとなり、今日市民権を得た。SNSを用いたリアルタイムでのファッション感覚を楽しむスタイルは、女性誌を外延に押しやったという風潮を形成した。もはや女性誌の時代ではなく、社会的ネットワーク中心の時代、若い人びとは流行を満喫するのにパーソナル・メディアは欠くことのできない媒体とみられた。

2018年、SNSの進化、Instagramの画像から動画、色彩感覚豊かな媒体は、すべてのメディアを超えたように人びとには映った。さらにYouTubeなどの動画によるその世界の広がりとはどまるところを知らない。世間はSNS賞賛の嵐になった。女性誌などの活字媒体はどこへ、ファッ

ション世界はパーソナル・メディアを起点とする流れになった。

ところが、SNS 台頭のバックグラウンドには、女性誌との関係がより強く結びついている状況を見逃すことができないという事実も表出したのである。それが女子学生たちの流行選択には、女性誌と SNS とのコラボがよりおしゃれ度を高めていることである。質的調査の結果にもそれが証明されていた。流行やファッションの選択は、女性誌と SNS などの複合的な要因によって、その動機が数段に高められている。そこにはマス・メディアとかパーソナル・メディアなどと単独の媒体に限定せず、複数のメディアを有効に活用し、より流行やファッションを楽しむ女性たちの存在がある。その姿には積極的なオーディエンスに内在するマスとパーソナルの連続した関係性をみることもできる。

## 5 集合現象の多様化

社会のファッド化は 1990 年代以降顕著になった。特定の大規模な流行は姿を消し、小集団やエリアごとにさまざまな集合現象が発生している。流行は垂直的のものから水平的なものとして生成し、小規模ながらトレンドに発展する可能性をもつ集合現象こそファッドである<sup>(9)</sup>。今日登場する多様なファッションは、厳密にはそれぞれに原型があり、それが時代や社会の流れに沿いながら、パターンの変化したスタイルとなっている。そのため、それはなぜか懐かしく、当時のスタイルの復活とか繰り返したとか、としてメディアを賑わしている。

今日対象となるモデルは、1960 年代にその潜伏期間として潜在していた。1970 年代に潜在性の表出として新規なモデルが登場し、1980 年代に定着、1990 年代には分化していった。2000 年代に入りモデルは細分化しながら、2018 年現在、複雑に絡み合い浮遊した状況が続いている。現代の消費される商品やファッション、もはや「何でもあり」という実態は、ファッド化する社会にふさわしい。マス・メディアからパーソナル・メディア、大衆的なスタイルから個人を重視するスタイルに流れ、コミュニケーションスタイルもパーソナル化された。

流行基礎理論にあるミクロ的次元としての流行選択の動機は、周囲に合わせる消極的な社会的同調行為によって、誰もが特定の商品に群がり、それがトレンドとなった。しかし、積極的な意思決定による流行選択の動機は、社会的分化としての差別化を生み、個人の主体性を前面に押し出したスタイルとして今日的に広がっていった。そしてマクロ的次元とする社会は、そうした個人の欲求に応えようと必要な資源を提供する。それは多様な欲求に合わせながら、細分化したモデルとして<sup>(10)</sup> 拡散することになった。

個人の選択に複数の社会的条件が重なり合った結果、機能的要件充足が成立し、多くの人びとが満足する社会となった。既存のジャンルに多様な思考が入り乱れ、既存のモデルは、「～ビジネス」とした商業主義的な傾向に走った。学生の就職活動に合わせた「就活ビジネス」。結婚にかかわる「婚活ビジネス」などは日常的になった。マス・メディアもニュースを提供する公正な報道機関というより、企業スポンサーや、芸能プロダクションの利害関係も加わり、利潤を追求する企業としての性格があふれ出ている。

このような社会状況のなかで、流行やファッションもより細分化し、大規模なトレンドより、ジャンルも複雑になった多彩なスタイルが幅を利かせるようになった。ただ、正確にとらえれば既

存のモデルが変化したことにはほかならない。原型のパターン変化が時代の時勢に適合し、さらに加速して集合現象の多様化となった。つまり社会のファッド化がより定着した社会が現代であると言えよう。

## 結び

女性誌選択動機と集合現象、つまり流行・ファッションとの関係性は、おしゃれ度をみる一つの根拠になると考える。パーソナル・メディアの進化と普及の影に女性誌売上げ減少の現実が重なり、マス・メディアが遠ざかったという印象が広がった。流行選択には、SNSがメインであり、女性たちの教科書は、女性誌からパーソナル・メディアに移行した。確かにSNS選択度の多さはそうした事実を証明している。そのなかで、SNSのみを参考にする消極的オーディエンス（社会的同調派）と、女性誌の付加としてSNSをセットにする積極的オーディエンス（社会的分化派）の存在が浮き彫りになったことは重要な点である。

女性のファッション的な視点（おしゃれ度とファッション・リーダー）こそ、積極的オーディエンスとして、特定の女子大学に多く存在していることをあらためて強調したい。対象女子大学の属性によるところに注目する必要がある。4大女性誌とコンサバ系ファッションをコーディネートすることからファッションを先導する環境がそろい、そこに集まる女性たちのおしゃれ意識は高くなる。ゆえに、メディアミックス的に女性誌とSNSとの関係は深まり、積極的オーディエンスの存在は流行のリーダーになり得る。ファッション選択は、同じキャンパス内の女子学生を参考にしているという回答も多く、その女性たちはその集団内のファッション・リーダーに近い存在であることも否定できない。女性誌選択動機にパーソナル・メディアが機能し、流行という集合現象もレベルアップしている。マス・メディアにパーソナル・メディアの進化がコラボすることで、今日的な受容過程研究はさらなる広がりを見せるであろう。

## 注

- (1) Katz, K. and Lazarsfeld, P. F., 1955, *Personal Influence : The Part Played by People in the Flow of Communications*, The Free Press. (竹内郁郎訳『パーソナル・インフルエンス—オピニオン・リーダーと人びとの意思決定—』培風館、1965年)
- (2) Lazarsfeld, P. F., & Kendall, P. L., 1948, *Radio Listening in America*, Pentice Hall.
- (3) Klapper, J. T., 1960, *The Effect of Mass Communication*, Glencoe, Free Press. (NHK放送学研究室訳『マス・コミュニケーションの効果』日本放送出版協会、1966年)
- (4) Blumer, H., 1968, Fashion, *International Encyclopedia of the Social Sciences*, Vol. 5, Macmillan & Free Press, pp. 341-342.
- (5) 2018年女子学生流行調査は、女性誌の購読とファッションをメインに実施しながらも、女性誌からSNSへとファッション選択媒体の変化がいかなるものか、その実態を明らかにすることに主眼をおいた。本稿では一部の自由記述のみ取り上げた。

なお、自由記述の回答は原文どおりの表記に従った。SNS関連の用語もそれに該当する。

- (6) 仲川秀樹、2010年、「メディアからみる“おしゃれ”と“カワイイ”の世界—女子学生の女性誌選択と

ファッション傾向—」『ジャーナリズム & メディア』第3号、日本大学法学部新聞学研究所、117-118 ページ。

- (7) 仲川秀樹、2002年、『サブカルチャー社会学』、学陽書房、103 ページ。
- (8) 仲川秀樹、2008年、「マス・メディアとキャンパス・ファッション—分化する女性誌と時代の関係性—」『ジャーナリズム & メディア』第1号、日本大学法学部新聞学研究所、41 ページ。
- (9) 仲川秀樹、2010年、前掲書、118 ページ。
- (10) 仲川秀樹、2015年、『H・ブルーマーの集合行動論—流行理論を軸として—』、学文社、90-92 ページ。

#### 参考文献

- Lazarsfeld,P. F and Berelson, B and Gaudet,H., 1944, *The People's Choice : How the voter makes up his mind in presidential campaign*, Columbia University Press. (有吉広介監訳『ピープルズ・チョイス—アメリカ人と大統領選挙—』芦書房、1987年)
- Schramm,W(ed),1949, *Mass Communications*, University of Illinois Press. (学習院大学社会学研究室訳『新版マス・コミュニケーション研究—マス・メディアの総合的研究—』東京創元社)
- Berlo,D.K., 1960. *The Process of Communication an Introduction to Theory and Practice*, Holt, Rinehart and Winston. (布留武郎・阿久津喜弘訳『コミュニケーション・プロセス』協同出版、1972年)
- Cartwright,D.,1949, Some Principles of Mass Communication, *Human Relations*.
- Hovland,C,I.,1954, Effect of The Mass Media of Communication, in Lindzey G(ed), *Handbook of Social Psychology, Mass*, Addison Wesley.
- Doob,L,W., 1948, *Public Opinion and Propaganda*, New York.
- Bernard R. Berelson, Lazarsfeld,P. F.,and William N McPhee, 1954, *Voting : A Study of Opinion Formation in a Presidential Campaign*. University of Chicago Press.
- Lazarsfeld,P. F.,and Stanton.F N(eds), 1949, Merton,R K, Patterns of Influence : A Study of Interpersonal Influence and Communications Behavior in a Local Community, *Communications,Reserch*,1948-1949, pp.180-219. Harper and Brothers.

# 音声合成（AI アナウンサー）と放送の現在

柴田 秀一\*

はじめに

「音声合成」とは

音声合成の仕方

エフエム ワカヤマの例

TBS ラジオの例

NHK の例

南海放送ラジオの例

まとめ

はじめに

本稿を執筆中に中国・新華社通信が AI キャスターのお披露目をしたとのニュースが入ってきた。(2018/11/07)<sup>(1)</sup> 実際に新華社に所属する男性キャスターがモデルになり、CG 合成風の画面動画では、喋るとそれに合わせて唇が開閉してリップ・シンクもする。英語版、中国語版があるが、小職は、英語も得意ではなく、中国語も全くできないが、この AI アナウンサーは「緊張気味に話した。」との記事もある位なので、とても本物との区別がつかない、というほどではないものの、何を言っているかわからないということはないようだ。

2017 (H29) 年、日本の放送局では、人工的に音声を発する機械（コンピューター）を使った放送の実験や、実用化が相次いでなされた。いわば、人工音声装置での放送元年とも言える動きが出た年になった。

愛媛県の南海放送ラジオでは、1 か月に亘る実験放送、和歌山県 FM 和歌山のレギュラー放送ニュース、東京 TBS ラジオの月曜～木曜の番組「好奇心家族」。静岡放送テレビでの夕方ニュースワイドでの実証実験、更に翌年 NHK テレビ夜のニュースでは、週 1 回レギュラーで音声合成アナウンサーがニュースを読んだ。

そこで、本文では、人工的な音声を使った放送が、日本のテレビ、ラジオでどのように放送されているかを探った。小職は、TBS テレビという放送局で 36 年アナウンサーとしてニュースを中心に係り、現在も週に何度かテレビ、ラジオ放送に携わっている。その経験から、

- ① 音声合成の完成度と放送での利用
- ② 働き方改革としての利便性

に注目して放送目的での音声合成の現状と今後、進む方向、実際の放送組織、放送の仕方との関

---

\*しばた しゅういち 日本大学法学部新聞学科 教授

係、特に「AI〇〇」と言われて、人間にとって代わられ、「仕事の間を奪われる」との懸念が絶えないことについても、労働の仕方、働き方改革と共に考察する。

本文では、実際に音声合成による放送をした NHK（テレビ）、エフエム ワカヤマ、南海放送（ラジオ実証実験）、TBS ラジオ担当者に、実際の放送のやり方について話を聞きまとめた。

尚、可能な限り音声合成の「声」を HP やクラウドなどを使い「注」でアクセスできるようにしたので、是非聞いてみてほしい。「まだまだだ」とお思いになるか、「ここまでは来ているのか」とお思いになるか。お聞きになった方は、どのように判断されるだろうか。

### 「音声合成」とは

スマートフォンで、「シリ！（Speech Interpretation and Recognition Interface, の略 Siri）」（Apple・「iPhone」）と呼びかけると反応する人工音声応答システムが既にお馴染みで、スマートスピーカーでは「オッケー、グーグル」（Google・Android 端末向け）で様々な検索をして答えてくれる。家庭においても「アレクサ！」（Amazon.com「Alexa」）と呼びかけ、電気やテレビが灯いたり、ニュースを読み上げたり（このアレクサで、後に説明するNHKは、合成音声「ヨミ子」がニュースを読んでいる）。車に乗っても、「メルセデス、車内温度下げて」（ベンツ応答システム）でお望み通りの温度になり、人工音声はきちんと返事をし、人間のように気分が無視はしない。

これらは「ヒト」の声を聴いて、単語として認識し、質問に対する最も「確からしい解答」を「音声化」して発信するシステムで、この「答えの音声化」の部分で『人工音声、音声合成、合成音声、AI アナウンサー、バーチャル・アナウンサー、アバターアナウンサー』等と様々な名前を付けて表している。

名前は色々ついているが、「ヒト」の声ではなく人工的に作った音で、「ヒト」の声に近い音を出すもので、研究者は、「音声認識」と「音声発信」を合わせて「音声合成」（speech synthesis、voice synthesis、text to speech）と言っている。

「音声合成」開発を続けている研究者、倉田宜典氏（ソニー株式会社 ブランドデザインプラットフォーム UX・事業開発部門 シニアテクニカルプロデューサー、氏は、ロボット犬アイボの開発にも携わっている）に聞いた、「音声合成」を理解するための基礎知識とは以下のようなものである。

### 音声合成の仕方

現在放送で使われている「音声合成」システムは、「原稿を音声化する」というものがある。

それは、例えば、楽器の自動演奏装置（ピアノ等）に楽譜を読み込ませて、その通り演奏させるものと似ている。楽譜が原稿で、出る音が楽器の音ではなく「ヒト」の声に近い音であることが違う点だ。音は「シンセサイザー（synthesizer）」でいかようにも変化させることができると考えると、「ヒト」の音声に近い音が出る事が理解しやすい。

演奏させるための指示記号である「音符」が原稿の言葉と音の間や、日本語アクセントの高低を表す記号と共に指示されて（「中間言語」といういわば指示書）、コンピューターに命令として読み込まれ、それがアプリケーションに従って「ヒト」の声に近い音を出していくわけである。

例えば天気予報なら、「音声合成」に喋らせたい制作者は、天気予報文を PC で打ち込み「中間言語」を作る。

「中間言語」とは、テキストを「音声合成」が読み上げる際に、日本語の高低アクセントをつけたり、間を開けたりするための情報を記号化したものであり、いわば自動演奏の指示書、楽譜だ。これはアプリケーションを動かすための指示で、その指示に従って（音符の音の長さや高低に従って自動演奏する様に）「ヒト」の「声」に似た音を出すのである。

これは音のみだが、テレビの場合はキャラクターの動作やリップシンク、カメラワーク等が選べ、それに、ビデオを加えて同時に流せるようにする。

こうした「中間言語」で出来た音を流してみても、アクセントや間の取り方が違えば、「中間言語」を修正できることが特徴で、放送するまでに、より読みを自然にすることができる。

この「音声合成」が構築され、今日に至るには、スマートフォンの発達が大きいそうだ。スマートフォンでの会話、検索命令等の会話資料は匿名情報でメタデータとして資料利用された「shiri」や「OK Google」また、スマートスピーカーも同様である。そうしたヒトの会話資料が、より、自然にしゃべる「音声合成」を構築するために役立ったという。

倉田氏は、株式会社 共同通信デジタル社が提供している「音声合成・アバターエージェントサービス・バーチャルアナウンサー 沢村 碧」の開発に携わっている。

「沢村 碧」はテレビ、ラジオの放送局用に提供している「音声合成」バーチャルアナウンサーとして、ニュースや天気の情報原稿を PC 用アプリケーションに入れると、「沢村 碧」のキャラクター（設定は 25 歳、7 月 24 日茨城県つくば市生まれ、身長 158cm）の音（声）で、一定の速度で読み上げるもので、番組制作者が、映像機器や PC、CG 画像に詳しい知識がなくても、キャラクター「沢村 碧」がニュースを読みあげる動画ファイルを簡単に作ることができ、リップシンクや表情も付きながら放送できるというシステムである。



株式会社共同通信デジタル ソニー株式会社

この「沢村 碧」が出演して、愛媛の南海放送ラジオ、静岡の SBS 静岡放送テレビなどで、2017 年に実験放送が行われ、同年 10 月から翌年 3 月まで TBS ラジオでも月曜から木曜まで夜の 4 時間ワイドにも出演した。

沢村碧の声<sup>(2)</sup> (URL でご覧、お聞きください。)



## エフエム ワカヤマの例

エフエム ワカヤマでは、2017年7月から、人工知能アナウンサー「ナナコ」の放送を開始した。早朝、深夜を中心に、最新のニュースと天気予報を伝えている。「ナナコ」は、アマゾンウェブサービス（AWS）の人工知能「Amazon Polly」を使った「音声合成」によるアナウンサーであり「ヒト」であれば女声である。男声には「八太郎（はちたろう）」と名前がついている。

エフエム ワカヤマでは人工知能アナウンサー「ナナコ」で以下の放送をしている。

毎日 [7:08] AI ナナコニュース [7:18] AI ナナコ天気予報 [16:01] AI ナナコニュース  
[21:01] AI ナナコニュース [21:19] AI ナナコ天気予報（月～木）  
[23:54] AI ナナコ天気予報（番組表に載る主なもの<sup>(3)</sup>）

エフエム ワカヤマ<sup>(4)</sup>は特定非営利活動法人で、和歌山県和歌山市に本拠を持つFM放送の特定地上基幹放送事業者である。いわゆるコミュニティ放送<sup>(5)</sup>で、全国322局（2018/12現在・日本コミュニティ放送協会）のうち、和歌山県には協会加盟4局ある放送局の1つ。周波数87.7MHzの語呂合わせで「バナナFM」と愛称をつけている。

2008年4月1日放送開始、2012年には和歌山市と防災協定を結び、防災緊急放送が市から放送された場合、エフエム和歌山の放送が強制的に切り替わり防災無線と同じ内容が放送される。防災FM放送局となる。出力20KW、聴取可能地域是和歌山市全域、岩出市の一部、紀の川市の一部、海南市の一部で、人口集中エリアに向けた放送として45万人に届けられるとしている。



エフエム ワカヤマ 外観



第1スタジオ

エフエムワカヤマで「音声合成 ナナコ」を使用し放送することになったのは、上記の地域災害放送が目的である。特に、大規模災害時に役立つラジオを目指している。東日本大震災後の臨時災害放送局の実際の放送形態や放送内容を踏まえて、災害が起きてから電波が割り振られて放送が始まるという法律上の欠点を補い、災害のない普段から、放送を聴いて周波数を覚えてもらい、いざ災害というときに直ぐに聞いてもらえる放送局にしたいとの担当者、エフエムワカヤマ クロスメディア局長の山口誠二氏の強い思いがあった。

臨時災害放送局（臨災局）では、被災後に周波数が決められる。災害での混乱が続く中、それを被災者に告知して、知ってもらった上で周波数を合わせない限り放送を聴けない。また、FMラジ

オを所有していなければ聞けないし、普段から車などで聞いていないと、馴染みがなく聞こうという気にならない。「臨災局」は放送を経験していない人が、プロから教わったり、見よう見まねで放送している。局を立ち上げ運営すること自体が大変なことであるが、そうした欠点を補い、普段から聞いている局で災害の折情報をとれることがエフエム和歌山の考え方である。

更に、災害放送で威力を発揮するのは「音声合成」による放送だという。もし大規模災害が起これば、コミュニティFMは、地域住民のために、長期間にわたって災害に関する情報や地域の生活情報を発信し続けることになる。だが、深夜・早朝で放送を担当するアナウンサーすら確保できない可能性もある。そんなときに「自動音声」による放送ができれば、たとえ原稿を読める人間がいなくても、情報を入れさえすれば24時間放送が可能である。

「ナナコ」ニュースや天気予報は、スタジオを使用しないでコンピューターから出している。

自らがプログラマーだった山口氏はエフエムワカヤマで2つのシステムを作った。

一つは設定した時間通りにニュースや天気を流すシステム（オンタイム・プレーヤー2017/7/1～）で、実際に「ナナコ」で放送をしているシステムである。

例えば、ニュースの原稿は契約している読売新聞社からWebで原稿が送られてくるが、受信したときにプログラムが文書を解析してデータベースに入れていき、時間になったらそのデータベースから選んで出していく。

ニュースを選択するプログラムを作っていて、一番新しい5件を再生する。新聞社が付けている星3、2、1という重要度の高いもの順で、株と為替があった場合には最後の項目にする。全国ニュースは出す必要はない。また殺人・殺害は自動的に削除、しかし、和歌山の事件事故はやる。選手の個人名が多く、読み間違える可能性のあるスポーツニュースは扱わない。局としては、悲しいニュースはできるだけ止めて、科学技術の進歩など明るいニュースを出すという編集方針があるので、これらを自動的に選別して放送することが可能である。

また、天気は、予報に使う語彙はニュースと比べるとはるかに少なく、晴れ、雨、降水確率、注意報警報等言い回しが決まっているものが多いので、文章を定型化しやすいのだ。

もう一つは災害時に最新情報が配信されるとそれを合成音声化して放送し、終わると音楽が一曲流れるもの。情報が更新されるとまた、同じように放送され曲もかかるので、繰り返し放送できることから、音楽用語の「ダカーポ Da Capo (2017/9/1～)」(はじめに戻る意)と言うシステムである。

このシステムは、情報（文字情報として）が入りさえすれば、たとえ局内が無人であってもシステムは動くのである。情報は、コンピューター通信で繋がっている新聞社や気象情報の会社、役所から入る文字情報を「ナナコ」が音声化できるように自動的にテキストに作るシステムがあるので更新できる。このあたりはプログラマーだった山口氏の力量によるところが大きい。

しかし、災害に関する情報は、どれが確実な情報か絶えず確かめる必要があり、誤報を流すことは命に拘わるので元々自動とせず、警報、注意報、避難等の情報は一つ一つ確認して出していると言う。

山口氏はこうしたシステムを他の放送局にも利用できるようにしたいと考えている。また、問い合わせも来ている。

特に人手不足の現場に使えるのではないかという。アナウンサー等、喋り手の人員が削減される事を恐れる現場とは、逆の発想である。

#### アマゾン ポリー (Amazon Polly) 採用の経緯

エフエム ワカヤマの「人工知能アナウンサー ナナコ」は「アマゾン ポリー」(Amazon Polly)<sup>(6)</sup>のシステムを採用している。

もともと災害放送を自動的にできないかを考えていた山口氏は、3年前の2015年 HOYA (音声合成会社) でレベルの高い音声合成を達成していたのを知った。しかし、当時、初期費用で80万円くらいし、月々の費用に月額7~8万円だったため費用が掛かりすぎて断念した。

2016年にAWS (Amazon Web Service) の人工知能を使ったPOLLYが(テキストを日本語で使用しても)100万文字で4ドルだった。1年使っても100万は文字いかないので、費用が大変安かった。

最初に検討したHOYAのシステムはAPI (application programming interface) というシステムを使わなくては行けないが、独自の関数などを使っていて、他にどこも使っていないので比べられなくわからない。プログラマーが使える人工知能(AI)を使った音声合成では「AWS」、「IBMワトソン」、「Microsoft アジュール」、の3つで、当時グーグルはサービス化していなかったので、聞き比べたところPollyの音(声)が一番良かったという。3つとも言葉(漢字の読み)の間違ひはあるが、「機械学習」すればよいと考えた山口氏、はラジオ放送に使って大丈夫と思えるのはAmazonと判断した。

エフエム ワカヤマが、何故「AIアナウンサー」と呼んでいるか。

いままでの「音声合成」は一回基本ソフトをインストールするとそのまま、使い手が同じ単語や文章のアクセント、イントネーションが間違っているの、変えていきたい場合、それを指示し、手直ししないと行けないが、「Amazon Polly」は、それを自分で学んで修正していくので、「AI」なのだという。そのため2017年の放送開始から1年以上経っているが初期と今では明らかに「読み」は進歩しているのだが、どうやって「機械学習」しているのかは、「Amazon」は秘密として明らかにしないそうだ。これが、機械学習が「ブラックボックス」と言われる所以である。

つまり、「ヒト」の声に近い音で、「ヒト」が読むアクセントとイントネーションに、機械が自ら学習して近づけていくので「AIアナウンサー」なのである。

エフエム ワカヤマでは毎日ニュース・天気をナナコが読むことによって、「ナナコ」という「音声合成」キャラクターは定着しつつある。「聞き苦しいから止めろ」といった意見はリスナーからはほとんど来ないそうで、逆に、意外と「わかる」、「聞ける」と受け止められている。

#### 災害放送での使用

では災害放送として、緊急情報に対する運用実績は、どうか。

2017年秋に3回台風が来たときは、この仕組みによってディレクター1人によって放送対応で来たという。2017年台風18号の影響で、和歌山市内では最大4,400世帯が停電する被害が発生。台風通過中の約5時間連続で天気、災害情報を「音声合成」「ナナコ」で放送。提供される情報は随時更新されて放送された。情報はどう取っているか。避難勧告は、対象地域、その避難場所、今

何人がそこに避難しているのかまで調べた。気象庁のウェブサイトで気象情報を確認、電車の遅延や渋滞等交通情報はFAXで届き、停電は関西電力の停電地区と軒数を確認、原稿にまとめる。アップデートされた情報は原稿を更新する。電話問い合わせもしないと正しい情報は得られない。台風の情報収集は毎年のもので慣れているので問題はなかったというのは、潮岬がある台風銀座の異名があった和歌山特有の経験が生きている。

例として、2018年にも影響があった台風21号（2018年9月4日）と西日本豪雨（2018年7月5日）の際の放送をクラウドにアップしたのでお聞き頂きたい。<sup>(7)</sup>

内容は以下の通り。

『(西日本豪雨による被害 2018年7月5日5時)

和歌山市内の道路の情報です。田中町の地下道は通行止めになっています。

手平の地下道は通行止めになっています。カセイ橋は通行止めになっています。

道路冠水の情報です。内原・パチンコ銀河からファミリーマートの間、松江東・衛生研究所付近 田尻 塩見橋北側 府中盲学校北側 紀三井寺看護学校付近 紀三井寺団地南側道路 このほかにも冠水や通行止めがある可能性があります。通行には十分注意し不要な外出は控えてください。

(台風21号による停電被害 2018年9月4日13時)

関西電力によりますと、現在、和歌山市で約3690軒の停電が発生しています。朝日で約10軒、内原で約670軒、北中島1丁目で約420軒、小雑賀3丁目で約130軒、手平1丁目で約10軒、手平3丁目で約110軒、手平4丁目で約40軒、手平5丁目で約230軒、西浜で約1280軒、広原で約30軒、冬野で約770軒の停電が発生しています。』

アンダーラインを付したところはアクセントが違うと思われるところ。地名のアクセントはその地方独特のところがあるので、必ずしも間違っているとは言えないが、市役所にも確認したところ停電情報の「広原」を「ヒロワラ」と読む間違いがあった。しかし、そういうところを除いては市民に情報を出すという点で見れば、全国にではない地域の災害放送としては、流さないよりはるかに良いと思われる。

### TBS ラジオの例

TBS ラジオは東京港区にあるAMラジオ放送局でありTBSテレビとともにホールディングスグループ会社の一つであり、民間放送ラジオネットワークJRNのキーステーションである。

TBS ラジオは「THE FROGMAN SHOW A.I. 共存ラジオ 好奇心家族」を2017年10月3日(火)からスタートさせた(2018年3月31日終了)。フラッシュアニメ「秘密結社 鷹の爪」の生みの親で、それに登場するすべてのキャラクターの声を演じ分けるマルチクリエイター「FROGMAN (フログマン)」が、“A.I. (人工知能)”とラジオで史上初の掛け合いをするというもので週4日毎週火曜日～金曜日 17:50～22:00(4時間10分)というワイド番組である(関東以外の放送局とも一部ネットワークで流れていた)。この中には、株式会社共同通信デジタルが提供するアバターエージェント「沢村 碧」と、日本語を話すペット=人工知能犬「ドッチ君」(株式会社エーアイ+Jetrunテクノロジー株式会社)<sup>(8)(9)</sup>が出演している。

番組内では AI と、パーソナリティーやアシスタントの女性 TBS アナウンサーとが会話をしたり、天気予報を伝えたり、質問や検索のやり取りをし、AI がリスナーからのツイッターやメールを読んだり、今日の気分の曲を自動選曲したりした。



↑ TBS ラジオ好奇心家族

何故ラジオ番組に AI を登場させようと思ったのか、この番組担当プロデューサー・ラジオ編成局 橋本吉史氏に聞いた。

「AI 時代にふさわしい番組にしたかった。番組開始前スマートスピーカーがブームになりはじめた。世の中は音声入力（機械に語りかける）になっている。同時にラジオ的コミュニケーションが主流になると考えた。ラジオが何もしないのはおかしい。半年限定の番組だったが、番組は、AI を知る、AI を体感する番組、生活の中で AI を使うとこんな感じと分かってもらいたい。

しかし、番組中、AI ペットの「ドッチ君」に話しかける演出をするが、すぐ答えが出ず、意外にうまくいかない。だから、AI 共存は「まだ、今このくらい不便だよ」でいいと考えた。

バーチャルアナウンサー「沢村 碧」に天気を読ませているが、「アナウンサーを凌駕する」などとは思っていない。それは無理である。例えば、アナウンサーが休んだなどに、決まり文言を読ませるのを「共存するラジオ」として、「職場を奪う」のではなく「働き方改革を助ける」存在であると考えている。」と語っている。

この場合もエフエム ワカヤマと同様 AI ペット犬に「ドッチ君」と名前を付け、キャラクター化を図っている。呼びかけて答えを聞く「スマートスピーカー」と同様の機能があるが、「ドッチ君」と名前を付けることによって、もしうまく答えられなくても「がんばれ!」「次はできる」など、リスナーが擬人化し、感情を共有するという効果も現れる。

更に、株式会社ソケット<sup>(10)</sup>の提供する AI 自動選曲機によって、「赤の曲」といえば、「赤」の歌詞が含まれていたり、情熱的リズムの曲、などを選曲して演奏する機能も使われて、リスナーのリクエストに応えた。

では、最先端をいって、スマートスピーカーを使いこなしている人がリスナーなのかというと、大半のリスナーはファミリー層や子供、高齢者で、概して保守的で、スマートスピーカーは「持っていない」、「高い」とか、「そんなに言うんなら、買ってみようかなあ」の程度だという橋本氏は「それでいいのではないか。まだ、そんなもので、今、生活の中で使ったらどうなるか体験しても

らうことでよく、紹介使われるようになれば、自然に生活に入ってくることになると思う」と話す。

## NHK の例

### ニュースとスポーツ ロボット実況



NHK ニュース ヨミ子

### AI アナウンサー ヨミ子

NHK では、テレビニュース番組に 2018 年 4 月から「AI アナウンサーヨミ子」を出演させている。

ニュースヨミ子のホームページ「ヨミ子の部屋」<sup>(11)</sup>によるヨミ子の紹介をまとめると、ヨミ子は「ニュースのリポーターとして採用され、NHK「ニュースチェック 11」（夜 11 時 10 分～総合テレビ月～金）の毎週水曜「ヨミ子のニュース」に出演。それ以外、テレビに出ていない時はスマホの中に住んでいて AR（Augmented Reality・拡張現実＝現実情報にデジタル合成等で作られた情報を加え人間の現実認識を強化する）でいつでもどこでもスマホに登場し、風景や人物と一緒に写真を撮ることもでき、HP 上で聞きたいニュースの項目を選ぶと、「ヨミ子」が最新のものを読み上げる。また、Google Home、Amazon Echo など対応するスマートスピーカーに向かって Google アシスタント「ヨミ子につなげて！ ヨミ子と話す！」、Amazon アレクサ「ヨミ子をスタート！ ヨミ子を呼んで！」などというようにヨミ子が登場する。

この HP（前述の「ヨミ子」の紹介が書かれている「ヨミ子の部屋」）では「ヨミ子」が読むニュース（15 秒～30 秒程度のもの 6～7 本）が更新され、最新のものでクリックすると聞けるようになっている。また、「ニュースチェック 11」で出てくるアニメ動画も再生することができる。ヨミ子についても、「音声合成の仕方」の項で書いた通り、ニュース原稿から「中間言語」作り、それを一度音に出して見て、調整を加える方式だ。音（声）のベースになっているのも 1 人の女性アナウンサーで、何十時間か様々なニュースを読んで、ヨミ子の音のベースの「読み方や間」の為にニュース学習資料を作り、半年間ほど機械学習を繰り返したという。NHK の場合は機械学習を間に挟んでいるので、エフエム ワカヤマの Amazon Polly に近い方式だ。

再生してみると、原稿は記者が書いているので、内容は問題ないもののショート・ニュースの

為、一文が長く「。」が少ないので、現役アナウンサーが読んでもやや難しい。そこで、「ヨミ子」のアクセントやイントネーションにやや難が残る。

(この項の「ヨミ子」のニュース音声)<sup>(12)</sup>

例えば、「(大阪寝屋川市の二人子供殺害事件 2018 年 12 月 19 日 43 秒)：三年前大阪寝屋川市で中学 1 年の少年と少女を殺害した罪に問われ、死刑を求刑されている 48 歳の男への判決の言い渡しが、大阪地方裁判所で行われています。裁判所はこれまでに、被告が二人を殺害したと認定しました。結論に当たる主文は最後に言い渡されます。」

このニュースの場合、まず、アンダーラインが引いてある

「求刑されている」の「いる」が「ヨミ子」は「いゝる」と頭高（「い」が高い）になっている。普通は平板（二音目以降が高く、助詞が付く場合助詞まで高い）だが、「48 歳の男に」掛かる「句」と考えて「いゝる」と同じ高さで読む。

「言い渡しが」は「言い渡し」のアクセントが平板なので次の格助詞「が」は音が低くならず、「いいわたしが」と同じ高さの音になる。

「行われています」では、「行／わゝれてい／まゝす」とヨミ子は発音しているが、「お／こなわれてい／まゝす」となる。

「被告が」の「被告」は平板なので、続く助詞「が」は下がらず「ひ／こくゝが」

「認定しました。」は、「ヨミ子」は「にんていしゝました」と「し」の後で音が低くなっているが、「に／んていし／まゝした」と平板の「認定」と中高（単語の 2 音目以後いくつかの音が高くなり最終音までには下がる）「しました」が付いた形になる。

（尚、／は記号の次の音が上がる、ゝは記号の次の音が下がる、ゝは、音はそのままの高さの意）

更に、「ヨミ子の窓口」としてニュースの発音や AR の動作など、何かおかしいなと気づいた人が連絡できるようになっているのも、ヨミ子の読む力を上げるためのものか。

更に、「ヨミ子」がニュースに出演する前、2018 年 2 月に開催された平昌オリンピックで、世界初となる音声合成による自動実況「ロボット実況」を放送し、17 競技で毎日 1 本ずつ 32 時間放送した。この開発技術がヨミ子の同年 4 月からのニュースへの出演を可能にした。

### ロボット実況

平昌オリンピックでは「音声合成」の「ロボット実況」で、NHK オンライン特設サイトおよび NHK ハイブリッドキャストで、ソリ系の 3 種目（ボブスレー、リュージュ、スケルトン）とアイスホッケー、カーリングを対象に、試合の映像に自動で実況と字幕を付けて放送された。

これまでは、インターネットで、実況の無い生中継動画を配信していたが、今回、一部の競技で実況付きの動画配信をした。

ロボット実況とは、人間のアナウンサーに代り、コンピューターが自動でスポーツ競技を実況するサービスだ。視覚障害者をはじめ、より多くの人にスポーツ中継を十分に楽しんでもらう目的で作られた。大会の主催者が配信する競技データから、即時に実況内容を作成し、「合成音声」が読み上げる。同時に字幕もつけている。

NHK 技術研究所スマートプロダクション研究部主任研究員 熊野 正氏によると、「ヨミ子」「ロボット実況」はもともと視覚障害者の支援放送の研究の為にできたものであった。目の不自由な視聴者がスポーツ競技をテレビで楽しむためのものである。ドラマでやっている解説放送（登場人物の動きや感情などが、分かりやすいように説明し、セリフの合間に音声化したもの）

リオ・オリンピックで、そうした実況の合間に状況解説的に出して試したものを、平昌冬季オリンピックでは、実況アナウンサーの喋りは無く、「音声合成」と現場の音と映像のみで構成した。

小職が見たのはデモテープ（放送したものは別のもので、イベント用で見せるために作ったがもので、オリンピック映像が含まれるので公開されていない）だった。スケルトン（うつ伏せで滑る金属製の1人乗りソリ）は、実際のアナウンサーの放送とそれほど大きく変わらないのではないか、という出来だった。

一部言葉に起こしてみると、

『スタートしました。第1チェックポイント4秒62で通過 現在時速48.6km。第2チェックポイント13秒37で通過 現在時速101.8km。第3チェックポイント22秒74で通過。1秒44上回って現在トップ 第4チェックポイント32秒89で通過。第5チェックポイント39秒26で通過。現在時速125.2km 韓国の〇〇選手50秒02でゴールしました。現在トップです。』

民間放送のスポーツ中継を聞きなれた人間からするととても沈着冷静で、数字のアクセントはほとんど狂わないが、日本人の選手でも他国の選手でも、世界記録が出るような状況でもこの感じだと冷静すぎるかと感じる。それでも実況用に機械学習を改めてしたそうである。視聴者からは、冷静に聞けて良かったという反応があったという。

こうした実況はどうして出来るのかというと、まず、放送する前に出場者等の名簿と滑走順をあらかじめ打ち込み、「スタートしました」「第1チェックポイントです」などといったテンプレート（雛形）を作る。第1～第5チェックポイントに来たら中間タイムを音声化する形のテンプレートも用意する。するとスタートし、情報が入ったら、テンプレートが動き、上記のような音声化ができる。

これは、オリンピック放送機構（OBS：Olympic Broadcasting Services）がODF（Olympic Data Feed）と呼ばれる競技のリアルタイムデータを各放送局に配信しているからでありこれを有効利用して音声化に生かせるのだ。特にスケルトンは競技時間が短いので、こうした実況には適しているかもしれない。1人で完結する競技はロボット実況しやすいとみられる。

このほかに、対戦競技である、アイスホッケーの一部は次の通り『スウェーデン対日本、現在第1ピリオド両チーム無得点。・・・（中略）・・・スウェーデン〇〇選手のペナルティー インターフェアランスです。パックを持っていない選手を妨害する反則です。2分間の退場です。スウェーデン4人対日本5人になります。』と実況しているがこちらはデータの到着時間によっては実況に少し遅れが生じる。

また、種目によっては、事前に告知されたタイムテーブル（選手紹介などをテンプレート化していても）通りに行われる種目と全くそうならない種目もある（アイスホッケーもそうらしい）。そうすると画像と、音がずれて実況にならない場合もあるので、今のところスポーツ実況は種目を選んでということころだと思う。ただ2020年の東京オリンピックでは、ロボット実況はより規模が大きくなると予想されている。



更に、顔認証ができれば、例えばアイスホッケーでゴールをした選手を言うのは、可能なのではないかと聞いたが、「画像解析」について、今は対応していないとの事で、後の研究でどうなるか。理論的には可能だという。

### 南海放送ラジオの例

南海放送株式会社は、テレビ・AMラジオ兼営放送局で愛媛県松山市に本社があり、テレビは日本テレビ系列、AMラジオは JRN、NRN<sup>(13)</sup> の両方の系列に属している。

南海放送では2017年に「音声合成」による放送の実証実験をラジオ放送で行った。

プレスリリース<sup>(14)</sup>によると、

『2017年7月1日から1か月間、株式会社共同通信デジタルと共同で、バーチャルアナウンサーがニュース原稿などを自動音声で読み上げる実証実験を行う。通常、ニュースはアナウンサーが読むが、今回の実験では音声合成技術を利用し、ニュース原稿を文字情報から音声に自動変換してバーチャルアナウンサーが伝える。実験では文字情報の入力作業にかかる負担や、ラジオリスナーがニュース内容を十分に理解できるかどうかなど実用化の可能性を探る。』

実証実験を行う番組と放送時間は、「正岡省吾のRADIO MONSTER!」（毎週土曜日 午前8時30分～11時10分）内で随時放送（初回は2017年7月1日）』



RADIO MONSTER  
プレゼンター 正岡省吾氏



バーチャルアナウンサー  
沢村碧

南海放送は、株式会社共同通信デジタルとソニーのシステムである「沢村 碧」（本文の「音声合成の仕方」の項で述べたアバターエージェントサービス）をラジオワイド番組に出演させる方法で、7月1日から1か月「1日、8日、15日、22日、29日」午前10時半ごろから計5回放送した。内容は、「沢村 碧の天気予報」で人工音声沢村碧が天気予報を読むというもので、番組パーソナリティーの正村省吾アナウンサーが呼びかけ、それに「沢村 碧」が答えるという形式で、音声合成だけで天気を放送するのではないラジオのワイド番組ならではの工夫をした。

担当した、南海放送メディア本部ラジオ局ラジオ業務部副部長の三瀬雄一氏に話を聞いた。

「アバターエージェントサービスを利用したラジオ放送は全国で初の試みだった。」

このシステムがあることは2年ほど前に知った。やり方は、原稿化したものを音声に出すもので、「中間言語」というカタカナと記号ばかりの原稿にする。例えば、記号を入れることによってアクセントで音を上げる場合ピリオドを2つ付けたら半音上がる、もっと上げたいときは%入れるといった指示で出来る。放送してみるとリスナー反響は好意的なものが多かった。「初々しい」など

もあり、一日10通～20通くらいはEメール、便りが反響としてきた。初回（7月1日）ラジコ<sup>(15)</sup>のユニークリスナー数<sup>(16)</sup>（ラジコを聞いているユニークユーザー数）が20位上がった」という。

では、手間はどうかであったかというところ。

「原稿は半角カタカナで打つので、慣れず、早く打てないので時間はかかり、特に地名は難儀した。愛媛は東予（とうよ）、中予（ちゅうよ）、南予（なんよ）と天気の子報区域が分かれるがアクセントが難しく、初回は1分の原稿に4時間近くかかった。4回目はだいぶ早くなった。」そうだ。

また、この実証実験では、働き方改革に供するものかどうかということも当然考えられた。

アナウンサーに取って代わられるという警戒感は社内に出たかという質問に三瀬氏は「仕事を乗っ取られるという反応は少ない。準備がまだ大変らしいという反応だった。」という。

また「費用対効果の点で、本来テレビのシステムである「沢村 碧」でのラジオ使用の価格として月額20万円を提示されたが、その金額ならば、ひと1人雇えるので、まだ時期尚早と判断した。」

との事だった。実験放送の結果、導入は見送られた。

## まとめ

それぞれの放送局では、放送局独特の「音声合成」を放送利用する理由があった。

エフエム ワカヤマは、災害放送を少ない人数で、早朝・深夜の時間帯にも放送できる為に。NHKは、視覚障害者がテレビ放送を楽しめるように。南海放送ラジオは、新システムを放送に生かす。TBSラジオは生活の中に入ってきたAIは、「今使うとこんな感じ」を体験してほしい。だった。

現在の状況では、「ヒト」のアナウンサーと「音声合成」アナウンサーにはかなりの力の開きがあるので、すぐ取って代わるというのは難しい。だが、働き方改革として、将来第一段階は、深夜帯、早朝帯に「ヒト」がやらなくてもいいものから取って代わることは考えられる。あるいはアナウンサーが休みを取るため、決められた文言だけ音声合成に任せるという可能性はある。いずれにしても、日進月歩の「音声合成」の中で、日本語はおそらく表記でも、読みでも、一番難しい言語であり、日本語が「ヒト」と遜色なくアクセントの狂いなく流暢に音として出るのは「音声合成」の最高難度の研究だろう。

音声合成にも二つのタイプがあり、一つは、バーチャル・アナウンサー「沢村 碧」のタイプで、情報を「ヒト」が入力してそれを音にする。もう一つは、入力「ヒト」がするが、音になる前のところで機械学習がされている「Amazon Polly」、NHKの「ヨミ子」、TBSのAI犬「ドッチ君」のタイプだ。将来的には後者の機械学習タイプが、入力者の苦勞がなく自動的に改良されていくので良く見える。

しかし、使用者や研究者が「ブラックボックス」といっている、機械学習の中身の状況や、その学習のための素材、資料がどこから来るものなのか分かった上でないと放送の現場で使用するのは難しい部分もある。

エフエム ワカヤマの場合は、プログラマーであった山口氏のシステムを作る力量と局の編集方針がはっきりしているため、放送ではアクセントの違和感はあるものの、地域FMとしては、少ない人数で長時間の情報発信が可能になった。台風の被害や上陸回数が多い和歌山市ならではのこ

とだ。また、そうした実績が、災害のない普段から「ナナコ」の放送を聞いている人たちが、いざという時にも聞いてくれる。と同時に、平時は、選曲機能と合わせて、ナナコにDJもやらせている。こうなるとパーソナリティーの仕事が奪うことにはならないかと考えるが、元々の人員が少ない場合は、逆に「曲選び」などという（意外に時間のかかる）手間が無くなり、他の仕事に力を割り振れることになる。

TBS ラジオの橋本プロデューサーが指摘していたのもそのあたりで、AI 選曲システムは良く出来ていて、「赤」というキーワードでの曲のリスト出しなどは簡単で、情熱⇒赤を連想する曲、歌詞に赤が含まれる曲など選曲の手間が大変省けるといい、ラジオ界を変えるかもしれないという。それをさらに「スマートスピーカー」に連動させれば、CDを放送局のライブラリーから出してくる必要がない。こうした、裏方の技術の更新が簡単になればAD（アシスタントディレクター）は他の仕事出来る。残業しなくても良くなる。そうすると、ラジオの現場の形が変わる可能性がある。また、スマートスピーカーで聞くと「○○○ラジオつけて」で、スイッチも入れない、周波数も合わせないで済むので、ラジオはスマートスピーカーで聞くべきだという。

これらの結果を考え、全くの私見であるが、今回の研究の結果、試みに今後の音声合成と放送の関わりを表で表してみた。

音声合成放送	時期	状況
第1期	2017年～	試験・実験放送、一部本放送 情報入力方式と機械学習方式
第2期	2020年～	東京オリンピックでの運用 成果出れば利用増 音声合成機械学習方式利用が増える 自動選曲等でのスタッフ的利用増加の可能性
第3期	2023年?～	スマートスピーカーの普及により音の違和感が少なくなる 音声合成DJ（ラジオの方が早いと思われる）
第4期	20〇〇年～	番組内で機械学習タイプの音声合成が出演者（テレビ・ラジオ）となりスマートスピーカー同様のやり取りをする。 一つの番組を音声合成が担当（テレビ・ラジオ）

### 音声合成の擬人化

エフエム ワカヤマでの『ナナコ』導入時には、違和感を持ったリスナーもいたが、毎日のニュース天気等で年月が経つと違和感が薄れる。さらに、実体がないのに名前に存在感がある。

TBS ラジオの場合も、「沢村 碧」やAI犬「ドッチ君」も実際にいないのに可愛がって、「がんばれ」などの反響も来る。スタジオでも擬人化したやり取りになる。さらに、質問された音声合成が、答えられず間が空く。それは、単にインターネットとの接続の間（ま）であったりする。しかし、ラジオリスナーは、「ドッチ君」が考えているのではないかと思う。勝手に擬人化して、悩んでるな。答えに困っているなど忖度する。こうした状態が生じるのは、やはり名前がついているからで、NHKのニュース「ヨミ子」も同じである。

だが将来的に、音声合成の「喋り」が如何に流暢になったとしても「機械の放送」であることを明記し続ける必要があると考える。特にニュースの現場で情報を入れる時は、必ず判断できる「ヒト」が行うこと。そのうちに情報を入れなくてもあらゆるものがインターネット通信でつながる

「IoT」化で、情報を入力しなくても勝手に音声合成がネット上の情報を取ってくることも可能なことになる。どこから取った情報なのか、情報入力ブラックボックス化は避けたい。ニュース編集や番組送出の責任についてもたとえ録音であっても、生放送でも、まだまだ検討する必要がある。

これは、上記の表の第3期、第4期を迎える前に検討しておくべき課題と思われる。

## 注. 一覧

はじめに

- (1) [https://www.huffingtonpost.jp/2018/11/07/ai-anchor\\_a\\_23583263/](https://www.huffingtonpost.jp/2018/11/07/ai-anchor_a_23583263/) 動画 HUFFPOST
- (2) <https://www.youtube.com/watch?v=POjl5NYMbZU> 「沢村 碧」  
<http://avataragentservice.jp> ソニー株式会社 アバターエージェントサービス 沢村 碧  
<http://corp.kyodo-d.jp/> 共同通信デジタル HP

エフエム和歌山の例

- (3) <https://877.fm/table.php> FM 和歌山番組表
- (4) <https://877.fm/> エフエム和歌山HP
- (5) [https://www.jcba.jp/map/area\\_07.html](https://www.jcba.jp/map/area_07.html) 日本コミュニティー放送協会HP
- (6) <https://aws.amazon.com/jp/polly/> Amazon Polly HP
- (7) ナナコの災害放送  
<https://drive.google.com/file/d/1GCAU0Vr2ydRqqy8MnKjywJ108AKMMzKQ/view?usp=sharing>  
 西日本豪雨 2018年7月5日 エフエム ワカヤマ ナナコ声  
[https://drive.google.com/file/d/1AnHkjiPPRKiopXESWYOjOoBacz\\_t\\_Fl4/view?usp=sharing](https://drive.google.com/file/d/1AnHkjiPPRKiopXESWYOjOoBacz_t_Fl4/view?usp=sharing)  
 台風21号 2018年9月4日 エフエム ワカヤマ ナナコ声

TBS ラジオ好奇心家族の例

- (8) <http://www.ai-j.jp/cloud/webapi/> 日本語音声合成 AITalk (R) WebAPI 株式会社エーアイ HP  
 株式会社エーアイ（本社：〒113-0024 東京都文京区西片1-15-15KDX 春日ビル10F）
- (9) <https://www.jetrun.co.jp/>  
 Jetrun テクノロジー株式会社 本社〒107-0051 港区元赤坂1-7-18KIZUNA EAST ビル1階
- (10) <http://www.sockets.co.jp/>  
 株式会社 ソケッツ 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-23-5JPR 千駄ヶ谷ビル3F

NHK の例 ニュースとロボット実況

- (11) <https://www.nhk.or.jp/ncl1-news/yomiko/> NHK ニュースヨミ子「ヨミ子の部屋」HP
- (12) 「ヨミ子」の読んだニュース  
[https://drive.google.com/file/d/1Xq-nnCJsC27M5CTSFr\\_RjkvOTqPvFmQ4/view?usp=sharing](https://drive.google.com/file/d/1Xq-nnCJsC27M5CTSFr_RjkvOTqPvFmQ4/view?usp=sharing)  
 寝屋川二人子供殺害事件 2018年12月19日 NHK 寝屋川二人子供殺害事件判決

南海放送の例

- (13) JRN ジャパン・ラジオ・ネットワーク Japan Radio Network 1965年発足のTBSラジオ（本社・東京）をキーステーションとする民間放送ネットワーク（単独加盟4局 クロスネット30局）  
 NRN 全国ラジオネットワーク NATIONAL RADIO NETWORK 1965年発足の文化放送とニッポン

放送（共に本社・東京都）をキーステーションとする民間放送ネットワーク（単独加盟10局 クロスネット30局）

(14) <https://www.rnb.co.jp/press/node/001622.php> 南海放送プレスリリース

(15) ラジコ radiko.jp 都市部高層ビル等のラジオの難聴対策や若者層のラジオ離れなどの対策として、国内のラジオ放送をインターネットで同時配信する。在京・在阪民間放送局と電通の計14社で「株式会社radiko」を2011年設立、運用開始。

(16) <https://newswitch.jp/p/15628> 日刊工業新聞 ニュースイッチ 2018年12月13日

※2 ラジコのユーザー数：ラジコでは月間ユニークユーザー数の計測方法について7月に変更し、より正確なデータを取得できるようにした。従来の計測方法の月間ユニークユーザー数は約1000万人。12年6月に初めて1000万人を突破したが、それ以来、1000万—1200万人程度で推移していた。

## 参考文献

「図解 これだけは知っておきたい AI ビジネス 入門」 三津村直樹著 成美堂出版 2017/9/20 発行

「俯瞰図から見える 日本型 AI ビジネスモデル」 大野治著 日刊工業新聞社 2017/12/25 初版発行

「人工知能の『最適解』と人間の選択」 NHK スペシャル取材班 NHK 出版新書 2017/11/10 初版発行

「amazon」 成毛眞著 ダイアモンド社 2018/08/08 第1刷発行

「スーパーインテリジェンス 超絶 AI と人類の運命」 ニック・ポストロム / 倉骨彰 [訳] 2018/3/6 2刷

「テレビの日本語」 加藤昌男著 岩波新書 2012/07/20 初版発行

「臨時災害放送局というメディア」 大内斎之著 青弓社 2018/10/29 初版発行

Amazon polly <https://aws.amazon.com/jp/polly/>

FM 和歌山 <https://877.fm/>

共同通信デジタル ソニー 沢村碧

<https://www.youtube.com/watch?v=POjl5NYMbzU> 2017/08/08 に公開

株式会社共同通信デジタル/ソニー株式会社による情報読み上げ動画作成システムです。文字情報として入力された原稿を音声合成エンジンによって自然な発話に変換し、さらにCGで作成されたキャラクターの表情と連動させて読み上げる情報コンテンツの提供を目的としたサービスです。

アバターエージェントサービス

南海放送 <https://www.rnb.co.jp/>

南海放送 バーチャル・アナウンサー プレスリリース

<https://www.rnb.co.jp/press/node/001622.php>

日経トレンディ ネット 2017年11月07日「AIがラジオのアシスタントに 4時間ぶっ通し出演も」

NHK ロボット実況 ニュース拡大鏡/熱戦続く平昌五輪 NHKのロボ実況が活躍

競技データ即座に音声化 (2018/2/20 05:00 日刊工業新聞 web)

NHK 技研だより 2018年3月号 NO.156

NHK 広報局 2018年3月14日 平昌オリンピック NHK 会長報告 報道資料

NHK 技研 熊野正氏講演 スポーツ番組を解説する 「音声ガイド」生成技術

NHK 技研 R&D/No.164/2018年8月号

[www.nhk.or.jp/str/publica/rd/rd164/pdf/P49-55.pdf](http://www.nhk.or.jp/str/publica/rd/rd164/pdf/P49-55.pdf)

# 放送法における政治的公平の再考

## — 制定時の国会審議から —

笹田 佳宏\*

### はじめに

2018年1月31日、安倍晋三首相は、IT企業などで作る経済団体「新経済連盟」の新年会で、ネットテレビについて「放送法の規制がかからないが、見ている人には地上波などと全く同じだ。日本の法体系が追いついていない。大きな改革をしなければならない」「電波においても思い切って改革が必要だ<sup>(1)</sup>」と語った。さらに翌2月1日、自らが議長を務める「未来投資会議」では、「技術革新によって通信と放送の垣根がなくなる中で、周波数の割り当て方法や、放送事業の在り方の大胆な見直しが必要だ<sup>(2)</sup>」と発言、放送改革に対する意欲を表明した。

そして3月16日、共同通信が安倍政権が検討している放送改革の内容について報じる。番組の政治的公平を求めた放送法の条文を撤廃するなど規制緩和で新規参入を促し、より多様な番組が提供されるようにする方針だとした。その後、「通信・放送の改革ロードマップ」という内部検討資料が明らかになり、放送界に衝撃が走った。そこでは、政治的公平などを定めた番組編集準則、放送番組の編集基準である番組基準の制定など放送特有の規制の撤廃を掲げ、さらに放送局のハード・ソフトの分離を徹底し、こうした改革が実現すると、「放送（NHKを除く）は基本的に不要に」と記述されていた。

そして、こうした安倍政権の放送改革の方針が、政府の「規制改革推進会議」の第3次答申にどのように反映されるかが、注目されることになる。しかし、第3次答申では、「放送の未来像を実現する上で事業環境と制作現場に課題がある」と指摘し、通信・放送の枠を超えたプラットフォーム・配信基盤の構築やローカル局の経営基盤の検討などを提言するに留まった。

安倍首相は、自民党が圧勝した2017年の総選挙の公示日2日前の10月8日にAbemaTVに出演し、3時間に渡って持論を展開している。先の共同通信では、「一方的宣伝が許されるAbemaTVを体験して、首相は放送でも、政権の意向を代弁する『安倍TV』をつくろうと考えたのではないか」との民放関係者の推測を紹介している。放送法で政治的公平を求めるテレビでは安倍首相が一方的に持論を展開することは難しい。ましてや総選挙公示直前ではあり得ない企画だろう。安倍政権と政治的公平を巡る動きを振り返って見ると、2016年2月には、当時の高市総務相が国会審議で、政治的な公平を求めた放送法の違反を放送局が繰り返した場合、電波を停止できると発言して物議を醸し、政府は、政治的公平の解釈や判断基準について統一見解を出す。2018年9月に行われた総裁選で自民党は、報道各社に「公平・公正な報道」を求める文書を配るなど、枚挙にいとまがない。

現在の放送法は、第4条1項で放送事業者が放送番組を編集するにあたり次の4つを求めている

---

\*ささだ よしひろ 日本大学法学部新聞学科 准教授

る。「政治的に公平であること」(2号)、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」(4号)、「報道は事実をまげないですること」(3号)、「公安及び善良な風俗を害しないこと」(1号)。これらは、放送番組編集準則と呼ばれている。この準則に対しては、「新聞には許されないはずの番組制編集準則による番組内容規律の合憲性をめぐって学説は対立している。(中略)このうちとくに問題にされてきたのは、公安・良俗を害しないこと(1号)と、政治的公平(3号)の要求である<sup>(3)</sup>」との指摘があるように、放送法における“政治的公平”は、現実的な対応としても、そして学問的にも長らく議論されてきた問題である。

放送法は1950年4月26日、第7回国会で可決成立、同年6月1日に施行された。日本の敗戦後、放送法の実質的な制定作業は、1946年10月に連合国総司令部(GHQ)が通信関連法の改編・整備を要求したことに始まる。GHQはこの後も放送法をはじめとする関係法にさまざまな指示や意見を表明してきたが、本稿では、放送法制定当時、当時の人々が放送に課された政治的公平をどのように捉えていたかを検証し、放送改革の議論の一助にしたいと考えている。

放送法案は1948年の第2国会、そして第7国会で議論が行われた。第2国会に提出された法案は、会期が切迫していたため、実質審議に入ることができなかったが、開会后、継続審議が行われた。しかし、その後、政府は法案を撤回し、さらに、GHQから修正要望があった。そして、要望を踏まえた修正案が第7回国会に提出され成立するという経緯をたどっている。

## 第2回国会での議論

最初に国会で議論された放送法案は、1948年6月18日に提出された。7月5日の国会閉会后は、衆議院では文化委員会、参議院では通信委員会が継続審議を行った。法案で、政治的公平に関わる条文は次のとおりとなっている。

### (ニュース放送)

第4条 ニュース記事の放送については、左に掲げる原則に従わなければならない。

- 1 厳格に真実を守ること。
  - 2 直接であると間接であるとかかわらず、公安を害するものを含まないこと。
  - 3 事実に基き、且つ、完全に編集者の意見を含まないものであること。
  - 4 何等かの宣伝的意図に合うように着色されないこと。
  - 5 一部分を特に強調して何等かの宣伝的意図を強め、又は展開させないこと。
  - 6 一部の事実又は部分を省略することによってゆがめられないこと。
  - 7 何等かの宣伝的意図を設け、又は展開するように、一の事項が不当に目立つような編集をしないこと。
- 2 時事評論、時事分析及び時事解説の放送についてもまた前項各号の原則に従わなければならない。

### (放送番組の編集)

第46条 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすよう最大の努力を払わなければならない。協会は、この目的を達成するため、科学的世論調査を定期的に行わなければならない。

- 2 協会は、放送番組の編集に当っては、左の各号の定めるところによらなければならない。
- 一 公衆に対し、できるだけ完全に、世論の対象となっている事項を編集者の意見を加えないで報道すること。
  - 二 意見が対立している問題については、それぞれの意見を代表する者を通じて、あらゆる角度から論点を明らかにすること。
- 三、四は略

(政治的公平)

第47条 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

- 2 公選による公職の候補者に政見放送その他選挙運動に関する放送をさせたときは、その選挙における他の候補者に対しても申出により同一放送設備を使用し、同等な条件の時間において、同一時間数を与えなければならない。

第4条1項、2項は、1945年9月22日にGHQが出した、「日本に与ふる放送準則」(いわゆるラジオ・コード)の報道に関する規定11項目のうち、連合国や占領軍に関する条項の3つを除いて、その内容をほぼそのまま盛り込んでいるものである。日本放送協会(NHK)、民間放送(民放)ともに、ニュース報道については、占領下と同様に厳しい規制がかけられることが想定された。その一方で、政治的公平については、日本放送協会のみを求め、民放には求めていないところが特徴となっている。

放送法の提案理由では、第1条に掲げた、①放送が情報および教育の手段として、また国民文化の媒体として、国民に最大の効用と福利をもたらすことを保障すること、②放送を自由な表現の場として、その不偏不党と真実と自律とを保障すること、③放送に携わる者の国民に対する直接の職責を明らかにすることによって、放送が健全なる民主主義に奉仕し、かつそれを育成するようにするということを放送政策の3原則として明確にしたこととともに、「この法律の範囲内で番組編集、放送受信、表現等が自由であることを明らかにした」との説明が富吉栄二通信大臣から行われた。<sup>(4)</sup>

4条および47条に関しては鳥居博通信事務官から、次の説明が行われた。

「第4条に特にニュースの放送につきまして制限事項を明らかにいたしました。ニュースはおおよそ真実を守らなければならないということを道義的に規定したのが主眼でございます。この2項におきまして時事評論、時事分析及び時事解説、このようなものにつきましても、このニュースに関する制限は厳格に適用することを明らかにいたしました」。「日本放送協会につきましては、公益だけを守るという立場から一般放送協会と異なる厳格な制限規定を設けております。それが第46条以下でございます。まず放送番組の編成の仕方につきまして制限をつけました。(中略)第47条では政治的に公平でなければいけないということを規定いたし、次に選挙放送に関する規定を設けました」<sup>(5)</sup>。

国会では、4条の規定について「緩和すべき」や「削除せよ」といった否定的な意見は出されていない。逆に、新谷寅三郎議員からは、第88条で「政府を暴力で破壊することを主張する放送をした者」と「風俗を害する事項を放送した者」に対し罰則を設ける一方で、「公安を害するものを含まないこと」などと規定したニュースには罰則がないことに対し、「公安を害する行為に対しては、何故罰則をお付けにならなかったのか、そういうことはあり得ないというお考えでありましょ



うか。これは裏表の規定として規定の不備ではないかと思うのであります」との指摘が行われた。

これに対しては、鳥居博通信事務官から、「第4条そのものはニュース記事の真実性を守らせるという一つの道義規定でございまして、(中略)何か公安を維持するのは、こうだという昔の治安維持法のような法律でもございしますれば、公安の概念は極めて明確に相成りますが、現在日本に置きましては、そのような意味での公安を規定した法規は存在しないのであります。従いまして罰則におきましては、概念の明確な風俗壊乱だけに限定いたしました」との考えが示された。<sup>(6)</sup>

一方、日本放送協会に政治的な公平を求めたのは、「公益だけを守るという立場」から厳格な制限を求めたとした。そして、民放にはこうした要求を行っていない。この点について、国会審議では、特段の質問は行われていない。政治的公平に関する議論としては、民放と政党や広告主との関係についての質問が行われている。

新谷寅三郎議員から、政党色やその他の勢力の影響下にある事業者に対して免許が与えられた場合、不偏不党が実現されない可能性があるため、制限規定を入れたらどうかとの質問が行われた。これに対し、鳥居博通信事務官からは、免許申請があった場合には、法案の56条1項に「当該放送局の設置が、第1条の原則に合致するものであること」と規定していることから、「1条の原則に外れるものは当然免許されないという建前を取っております。(中略)その中の第2号に、『放送を自由な表現の場として、その不偏不党、真実及び自律を保障すること。』これがこの法律の大目的なのでございまして、こういう目的が達成されないということが明らかに考えられるならば、その放送局の設置は免許されない」と答弁している。<sup>(7)</sup>

また、井上なつゑ議員からは、広告放送を行う結果、広告主の影響を受け放送がその独占下に置かれはしないかという質問が行われた。これに対して鳥居博通信事務官は、「法律で以て規定いたしております範囲は、飽くまでも放送は不偏不党に行え、こういうことのみを規定いたしました。尚それをどういうふうを実現するかという細かいことは、委員会の規則に譲りまして、そのときの情勢に合うように規則を変えながら定めて行ける、こういうようにいたしたいと思うのであります」と回答している。<sup>(8)</sup>つまり、放送法案に規定された内閣総理大臣の所管の下に置かれる放送委員会が策定する規則で対応するとの方針である。

第2回国会の議論から見えてくるのは、ニュース放送に厳しい規制を加えることに対しては、容認もしくは、さらに罰則も必要ではないかという考え方である。ラジオ・コード違反は占領軍命令違反として軍事裁判に付されたが、それと同様のことを想定していたのだろうか。その一方で、立法者は、ニュースに関する規定は、“道義規定”だとし、日本国憲法が制定され表現の自由が保障されたことに対する一定の配慮を読み解くことができる。また、NHKに課せられた政治的公平とは何かについては、議論されなかった。議論されたのは、新たに設置される民放が、株主や広告主から強い影響を受け、一党一派にかたよらないかという懸念であった。先述した、政治的公平に関する政府統一見解では、「一つ一つの番組を見て判断する」という考え方を示しているが、まだ、民放が設立されていない時点では、放送局が丸ごと、一定の政治的思想に支配されないかという危惧が大きかったようである。この点に関する政府回答で気になるのは、第1条で掲げた「放送を自由な表現の場として、その不偏不党、真実及び自律を保障すること」が、放送局に不偏不党を求めているように答弁している点である。この点については、後に再度、触れたい。

### GHQ からのニュース条項の削除要請

第2回国会に提出された放送法案は、10月に芦田内閣から第2次吉田内閣に交代したことに伴い、逓信省が11月10日に撤回した。その後12月2日には、GHQの法務局LS (Legal Section) から、逓信省に対し17項目の「放送法案に対するL・Sの意見」が出される。その中で、LSは、ニュース放送について規定した第4条について「強く反対する」と表明した。その理由についてLSは、「それは憲法第21条に規定せられている『表現の自由の保障』と全く相容れないからである。(中略) 政府にその意志があれば、あらゆる種類の報道の真実あるいは、批評を抑えることに、この条文を利用することができるであろう。この条文は、戦前の警察国家のもっていた思想統制機構を再現し、放送を権力の宣伝機関としてしまう恐れがある」と指摘している。また、ラジオ・コードと同様の内容であることについては、「(ラジオ・コードの) 内容と国内法とは、相違がなくてはならない」「それは『占領』に関係あることのみを目的としている」とし、ラジオ・コードは占領政策のために規定したものであるとした。そして、「言論の自由抑圧を一掃するため、LSはこの第4条の全文削除を勧告する。何故なら放送の本末の目的は、『不偏不党』をも含めて第3章第46条、第47条で尽くされているからである」とした。<sup>(9)</sup>

### 第7回国会での議論

LSの修正勧告後、逓信省は法案の検討を進め1949年3月1日、改めて放送法案をまとめるが、その後も放送行政の所管問題を中心にGHQと日本政府の攻防が行われ、最終的には、1949年12月22日に第7回国会に放送法案は提出された。第7回国会では、放送法とともに電波法、電波監理委員会設置法の3つの法案が一括して審議された。

放送法案では、ニュース放送に関する条項は削除され、次の形となった。

第44条 協会は、放送番組の編集について、公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄与するように、最大の努力を払わなければならない。

3 協会は、放送番組の編集に当っては、左の各号の定めるところによらなければならない。

一 公衆に関係がある事項について、事実をまげないで報道すること。

二 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

三 音楽、文学、演芸、娯楽等の分野において、最善の内容を保持すること。

第45条 協会の放送番組の編集は、政治的に公平でなければならない。

2 協会が公選による公職の候補者に政権放送その他選挙活動に関する放送をさせた場合において、その選挙における他の候補者の請求があったときは、同一の放送設備により、同等な条件の時刻において、同一時間の放送をさせなければならない。

第2回国会に提出された内容と比較してみると、先に述べたように、ニュース放送に関する条項は削除され、NHKの番組編集に関する事項については、「公衆に対し、できるだけ完全に、世論の対象となっている事項を編集者の意見を加えないで報道すること」が「公衆に関係がある事項について、事実をまげないで報道すること」に変更となった。多角的論点の提示は若干文言が修正され、政治的公平については変更されていない。ニュース放送条項が削除されたことを受けて民放に

は、第45条2項と同じ内容が52条で規定された。第2国会法案と同様に、政治的公平については、民放には課していない。

国会では、1949年12月から衆参の電気通信委員会、公聴会のほか、内閣・文部各委員会との連合審査も行われ、ほぼ4カ月間の審議が行われた。

まず、法案の提案理由から見て行きたい。放送法、電波法、電波監理委員会設置法の3法の関係については綱島毅政府委員から、「三つの法案は相互に密接に関連しておりまして、一体として電波及び放送の行政の基本法となるのでございます」との説明が行われた。そして放送法の番組に関する規律に関しては、「放送番組につきましては、第1条に、放送による表現の自由を根本原則として掲げまして、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わないのでございます。放送番組の編集は、放送事業者の自律にまかされてはありますが、全然放任しているのではございません。この法律のうちで放送の準則ともいべきものが規律されておりまして、この法律で番組を編成することになっております」とし、政府は、放送番組に干渉しないことを明言している<sup>(10)</sup>。

しかし、審議においては、番組に関する規制を加えるべきとの意見が公聴会で出され、議論されている。

法案全58条のうち、NHKに関する条項は44あるのに対して、民放に関わる条文は、広告放送であることを告知しなければならないとする第51条と先に説明した候補者放送に関する第52条の2条のみであった。こうしたことを踏まえ、朝日放送株式会社創立準備委員長の杉山勝美氏は、「民間蔑視の昔からの弊風を肌身に感ずるものであります。少なくとも第44条の放送番組の編集、第45条の政治的公平などは、第一章の総則の中にまとむべきものでないか、こういうふうにするのであります」と民放にも規制をかけることを要望した。

この意見を受けて橋本登美三郎委員は、公聴会に出席した評論家の阿部真之介氏と吉村正・早大教授の意見を聞いている。阿部氏は、電波を使用する放送は新聞と比較し独占性が高くなることから、「不偏不党、きわめて公正なる立場をとるべしという規定があっても、少しもいわゆる言論の抑圧とか圧迫でなしに、かえってそのことが一般民衆に公平なる判断を与え得る非常に重要な役割を果すことであろうと思う」との考えを示した。吉村氏も、「政治的中立性の維持ということは望ましいことである。従って何らかの方法でこれを明らかにされる方が、明白であると考えられます」と述べた。さらに、元NHKの常務理事であった新名直和氏も、民間放送の設立後に株主の変更がありうることをあげ、「もう少しラジオに関する放送の原則、運営の方針、またただいま申したような電波の内容に関する配慮、これなどがこの法案の上に考えられてもいいのではないか、かように考えております」と述べている<sup>(11)</sup>。

この公聴会以外では、政治的公平について議論されることはなかったが、1950年4月7日開催の衆議院電気通信委員会で、高塩三郎委員から、第44条の修正提案が行われた。

「第44条は、協会の放送番組編集上の準則でありまして、その第3項は、いわゆるラジオ・コードに相当する規定であります。諸般の角度から検討の結果、修正案におきましては、公安を害しないこと、政治的に公平であること、報道は事実を曲げないですること、意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすることの4原則をもつて規律することが、最も適当であるとして、原案に対し所要の修正を施したものであります。なおこれとともに放送事業は民間放送といえども、高度の公共性を帯びるものでありますから、協会放送に対して要

求されるこのラジオ・コードは、民間放送に対してもまた要求さるべきものであるとの見解に立って、修正案は第52條の次に1條を設け、前述の4原則を一般放送事業者に準用することにいたしました」。

これにより、法案は、とおり修正され最終的に成立することになる。

第44条第3項を次のように改める。

3 協会は、放送番組の編集に当つては、左の各号の定めるところによらなければならない。

一 公安を害しないこと。

二 政治的に公平であること。

三 報道は事実をまげないですること。

四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

(放送番組の編集)

第53条 第44条第3項の規定は、一般放送事業者に準用する。

政治的公平とは何かという根本的な議論は、第2回国会同様に行われることはなかった。その一方で、民放にも政治的公平を課せという意見を踏まえて、修正提案が行われ、番組編集準則は、①公安を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実をまげないですること、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、の4つに整理され、ほぼ現行と同じ規定となった。この整理で、第2回国会のニュース放送(4条)に規定されていた「公安を害しないこと」が復活しているが、どうして復活したのかは高塩三郎委員の説明からは明らかではない。さらにこの条項は、1950年の放送法改正で「公安及び善良な風俗を害しないこと」に変更される。「風俗」に関しては、第2国会法案で罰則がついていたものである。罰則はないもののこれも復活したことになる。そして、番組編集準則は、1988年の放送改正で、第44条から4条に移され、民放に対して直接適用となった。

### おわりに

第2国会に提出された放送法案へのLSの修正勧告については、内川芳美が「以後の法案からは、この種の放送番組における表現規制的な制限条項は削除された。罰則規定も放送法案からは最終的にはずされた。要するに。このLSの修正勧告は、その後の日本の放送における言論・表現の自由の制度的枠組みを固めたものとして極めて大きな意義をもつものであったといえることができる<sup>(12)</sup>」と評価している。確かに、プレス・コードとほぼ同様の内容が削除され、さらには、第7回国会では、「政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わない」との説明が行われたことから指摘は確かである。しかし、政治的公平とは何かが明らかにされることなく、民放にも準用されることになったことは、何をもって政治的に公平と言えるのかという、現在につながる課題であろう。そして、第2回国会で指摘した、「不偏不党」と「政治的公平」の区別がされないままであったことも気にかかる部分である。第2回国会では、放送局に守らせるものとして政府答弁が行われている。第7回国会では、そうした政府答弁はないものの、審議のなかでは、不偏不党と政治的公平の明確な使い分けが行われているわけではない。放送法の第1条に掲げられている、「放送の不偏不党、

真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」との文言の保障の主体は、権力側であって放送局側ではないという解釈すべきである。<sup>(13)</sup>

放送における政治的公平とは何かという問題は、政治家をはじめ当時の人々がほとんど考えていなかったことが国会議論から見えてきた。番組単位での等量や一定の基準に基づく均衡のとれた時間量の扱いなのか。例えそうだとしても表現の強弱や視点の当て方による受け手の受け取り方は大きく異なる。通常政治報道と選挙時の政治報道では、異なった考え方もありうる。「民間放送につきましては、(中略)できる限りこれを自由に委せるという方針で立案されておる」<sup>(14)</sup>と政府が説明していたにも関わらず、そうした議論もなく民放にも政治的公平が課されることになったことが、政治的公平の問題を考える出発点だと考える。

- (1) 日本経済新聞 2018年2月1日
- (2) 毎日新聞、2018年2月2日
- (3) 鈴木秀美 (2010) 「融合法制における番組編集準則と表現の自由」『阪大法学』60巻2号 270頁
- (4) 衆議院文化委員会、1948年6月30日
- (5) 衆議院文化委員会、1948年7月29日
- (6) 参議院通信委員会打合会、1948年7月28日
- (7) 参議院通信委員会打合会、1948年7月27日
- (8) 参議院通信委員会打合会、1948年7月27日
- (9) 放送法制立法過程研究会編 (1980年) 『資料・占領下の放送立法』東京大学出版会、207～208頁
- (10) 衆議院電気通信委員会、1950年1月24日
- (11) 衆議院電気通信委員会公聴会、1950年2月7日
- (12) 内川芳美 (1989年) 『マス・メディア法制策史研究』有斐閣、357頁
- (13) 砂川浩慶 (2008) 「制度の根幹の理解が『信賴』の楚」『月刊民放』2008年3月号、清水英夫 (1995) 「憲法と放送法」『放送倫理ブックレット NO.1 公正・公平』など
- (14) 衆議院電気通信委員会、1950年2月6日

# コーポレートガバナンス・コードの改定とプラクティスにおける課題と展望 —株主の対話とエンゲージメント、情報開示、資本コストなどを通じた企業価値向上に向けて—

藤川 信夫\*

## 第1章 問題意識—コーポレートガバナンス・コード改定、対話ガイドラインと課題—

コーポレート・ガバナンス改革については企業における独立社外取締役の選任等の対応が進んでいるが、ガバナンスの実質面において以下の課題が指摘されている。<sup>(1)</sup>①経営陣と投資家との間で、資本コストの水準の把握や企業のリターンが資本コストを上回っているかに関する認識に相違があり、かかる要因等を背景に事業ポートフォリオの見直し等の果敢な経営判断が必ずしも十分に行われていない。②企業の手元資金について、多くの投資家が適正水準を上回っていると認識し、設備投資、研究開発投資、人材投資等に十分活用されていない。③CEOの選解任に関し、指名委員会の設置等は進んでいるが、選解任の具体的基準の整備は途上であり、後継者計画も取締役会による十分な監督が行われている企業は全体の4分の1程度に留まっている。④取締役会構成をみるとジェンダー、更に国際性の面において必ずしも多様性が十分に確保されているとはいえない。⑤政策保有株式について、多くの投資家から企業のバランスシートにおいて活用されていないリスク性資産であり、資本管理上非効率ではないか等の指摘があるにも拘わらず、必ずしも保有目的や効果についての検証が十分行われていない。こうした指摘を踏まえ、フォローアップ会議において政府の「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)に沿って提言が行われ、2018年6月「投資家と企業の対話ガイドライン」(対話GL)策定とコーポレートガバナンス・コード改訂が行われた。<sup>(2)</sup>本稿は改訂コードの内容を踏まえて今後の我が国企業のガバナンス改革について敷衍し、一定の私見を提示せんとするものである。<sup>(3)</sup>

## 第2章 改訂コードの内容とプラクティス

### 1. 改訂コードの概要—ガバナンス報告書、対話ガイドラインの位置付け—

#### (1) ガバナンス報告書

上場会社は改訂コードに関する事項(各原則を実施しない理由を含む)について記載したコーポレート・ガバナンス報告書(有価証券上場規程第419条第1項)を速やかに平成30年12月末日までに提出する必要がある。プリンシプルベースに基づき、コンプライ オア エクスプレイン(遵守せよ、さもなければ説明せよ)が求められている。<sup>(4)</sup>

#### (2) 対話GLの位置付け

対話GLは機関投資家と企業との対話において重点的に議論することが期待される事項を取り纏め、コーポレートガバナンス・コードとステュワードシップ・コードの附属文書と位置付けられ、それ自体について実施(コンプライ)か説明(エクスプレイン)かという対応を求められるものではない。各原則を実施する場合、実施しない理由の説明を行う場合に対話GLの趣旨を踏まえるこ

---

\*ふじかわ のぶお 日本大学 特任教授

とが期待されている。

## 2. 分野毎にみた改訂コードの内容

(1) 経済環境の変化に対応した経営判断および投資戦略・財務管理の方針—資本コストの的確な把握—

### (イ) 経営戦略や経営計画の策定・公表（原則 5-2）

事業ポートフォリオの見直しなどの果敢な経営判断と方針の明確化を求める。改訂コードでは経営戦略や経営計画の策定・公表は自社の資本コストを的確に把握した上でなされるべきことが明確化され、資本コストの強調は改訂における顕著な特徴を形成している。資本コストは自社の事業リスクなどを適切に反映した資金調達コストで資金提供者が期待する収益率と考えられ、適用場面に応じて株主資本コスト、WACC（加重平均資本コスト）、CAPM（Capital Asset Pricing Model 資本資産評価モデル）、配当割引モデル DDM（Dividend Discount Model ゴードンモデル）が用いられる。

(a) WACC（Weighted Average Cost of Capital 加重平均資本コスト）：資金提供者側の期待収益率。 $WACC = \text{株主資本コスト} \times \text{株主資本比率} + \text{負債コスト} \times (1 - \text{税率}) \times \text{負債比率}$

(b) CAPM（Capital Asset Pricing Model）の資本資産評価モデル（証券市場モデル）：株主資本コスト = 株主が企業に期待する利回り = リスクフリーレート +  $\beta$ （当該企業の株式市場全体に対する感応度） $\times$  リスクプレミアム（市場全体の投資利回り - リスクフリーレート）

(c) 配当割引モデル DDM（Dividend Discount Model ゴードンモデル）：株価は将来の配当額の割引現在価値に等しく現在の株価から割引率を逆算する。株主資本コスト = 割引率 = 投資に対する期待収益率 =  $D1/P + g$ （次期配当利回り + 成長率）。 $g = \text{配当成長率} = \text{ROE（自己資本利益率）} \times (1 - \text{配当性向})$ 。  $P = \text{株価} = (\text{配当金}) / (\text{期待収益率} - \text{成長率})$ 。

### (ロ) 投資戦略・財務管理の方針（原則 5-2）—資本政策の基本的方針、経営資源の配分等—

資本政策は上場会社が事業遂行上、必要とされる資本・負債の調達、株主還元、資本・負債の比率と手段など資本管理政策をいい、ターゲット・レバレッジや資本調達を行う投資計画なども含む。

## (2) CEO の選解任・取締役会の機能発揮等

### (イ) CEO の選解任・後継者計画

取締役会の役割として、客観性・適時性・透明性ある CEO（最高経営責任者）の選解任プロセスの確立（独立した指名委員会活用等）を図るべきとする。客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて資質を備えた CEO を選任する（補充原則 4-3 ②）。CEO が機能を十分発揮していないと認められる場合に CEO を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立する（補充原則 4-3 ③）。CEO 等の後継者計画の策定・運用に主体的に関与し、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われるように適切に監督を行う（補充原則 4-1 ③）。監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合、独立社外取締役を主要構成員とする任意・独立した指名委員会・報酬委員会などを設置し、独立社外取締役の適切な関与・助言を得る（補充原則 4-10 ①）。

### (ロ) 経営陣の報酬決定

取締役会は経営陣の報酬が持続的成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう客観

性・透明性のある手続に従い報酬制度を設計し具体的報酬額を決定し、中長期的業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである（補充原則 4-2 ①）。

#### （ハ）取締役会の機能発揮

取締役会の構成の多様性にはジェンダーや国際性の面を含むことが明確化され、多様性と適正規模を両立する形で取締役会を構成すること（原則 4-11）、多様性および規模に関する考え方を定めて開示することが求められる（補充原則 4-11 ①）。

#### （ニ）独立社外取締役の選任・機能発揮

改訂コードでは①独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきこと（原則 4-8 前段）の記述は維持しつつ、②少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は十分な人数の独立社外取締役を選任すべきとされた（原則 4-8 後段）。

#### （3）政策保有株式

##### （イ）政策保有株式の適否の検証等

政策保有株式については有価証券報告書において銘柄・株式数・貸借対照表計上額および保有目的が開示されていたところ、改訂コードでは明示的に縮減に向けた方針等の開示が求められ、個別の政策保有株式について資本コストの観点も含め保有の適否等を検証すべきとされた（原則 1-4）。

##### （ロ）政策保有株主との関係

自社の株式を政策保有させている発行会社に対する規律付けが導入された。上場会社は、自社の株式を政策保有株主から株式売却等の意向が示された場合、取引縮減を示唆するなどにより売却等を妨げるべきではなく（補充原則 1-4 ①）、政策保有株主の間で取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない（補充原則 1-4 ②）。

#### （4）アセットオーナー

ガバナンス改革を深化させ、インベストメント・チェーンの機能発揮を促すためには最終受益者の近くに位置し、企業との対話の直接の相手方となる運用機関に働きかけ、モニタリングを行うアセットオーナーの役割が重要とする。

上場会社は企業年金積立金の運用が従業員の安定的な資産形成、自らの財政状態に影響を与えることを踏まえ、専門性を高め適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置など人事・運営面における取組みと内容開示を図り、企業年金の受益者と会社の間を生じ得る利益相反の適切な管理を図るべきである（原則 2-6）。

### 第3章 改訂コードの制度設計とプラクティスの課題

#### 1. 制度設計の視点—会社法とコードのあり方—

私見を交えつつ改訂コードの制度設計とプラクティス面の課題について考察したい。大規模公開会社の規律付けに関しては中小零細企業も対象に含む会社法（ハードロー）ならびに取引法としての金融商品取引法が存在するのみで公開会社法制を持たない我が国の場合、詳細はソフトローとしてのガバナンス・コードに委ねざるを得ない背景がある。上場規則としてエンフォースメントは一定程度備えるが、ソフトローによる規律付けも限界もあり、今後は税制を含めてハードローのインフラ面整備の必要性がある。

また各省庁の縦割り行政の中、重点領域のガバナンスについて経産省もコーポレート・ガバナ



ス・システム研究会の中間報告、改訂 CGS ガイドライン（2018年9月28日）による実務の参考例（プラクティス）を示しているが、エンフォースメントは備わっていない。各省庁間で一応の役割分担、情報共有は図られ、今後一体的な策定、運用が進めば攻めのガバナンスの実効性も一層向上しよう。

## 2. 制度設計とプラクティスの要諦

### (1) 経営環境の変化に対応した経営判断の制度設計とプラクティス

コードの実質化の観点から実務面における制度設計が細かく定められるに従い、ガバナンス制度の本来有する柔軟性が失われる恐れがある。4つの課題の中でも、特に企業への影響が大きい「経営環境の変化に対応した経営判断」と「CEOの選解任・取締役会の機能発揮等」に焦点を当て考察したい。<sup>(5)</sup>

「経営環境の変化に対応した経営判断」では自社の資本コストの的確な把握がポイントとして挙げられるが、企業が資金調達する場合のコストを意味し、負債（他人資本）調達のみならず株主資本（自己資本）にも発生する。改訂コードのパブリックコメントでは WACC 等に言及しているが、<sup>(6)</sup>最適資本構成を念頭に置くものと考えられる。

負債コストである金利は每期変動し得るもので、加えて銀行側の与信評価、あるいは社債における格付け機関の審査結果も必ずしも一定ではない。一方で、株主資本コスト（Cost of Capital）は株主が期待する収益（Expected Return）率であると説明されるが、改訂版では規定としての明示はされていない。しかも株主コストは配当還元モデルや CAPM で算出しても割引率、ベータリスク（ $\beta$ ）などの選定において恣意性が入り込みやすいことがつとに指摘されている。資本コストの開示や説明をすることも企業側が苦慮することにならないだろうかと思われる。実際には中期経営計画の投資プロジェクトにおける投資採算や投資回収年数などを踏まえ、予想バランスシートあるいは資金計画表を策定することになる。企業はこの前提で整合性をもって資本コストを算定、更には説明することになる。

資本コストについて正しく理解する独立社外取締役の資質も求められる。M&A（企業買収）の計画段階におけるデューデリジェンス（Due diligence 詳細調査）の理解、戦略決定におけるノウハウなどに関して企業経営の経験値の備わった社外人材の発掘が重要となろう。

「経営環境の変化に対応した経営判断」では、企業に対して果敢な経営判断とその方針の明確化を求めている。この実行には企業が積極的にリスクテイクを行った場合の報酬面などにおけるインセンティブ付けが重要となる。但しコードに準拠してインセンティブ報酬を導入しても実際にはなかなか損金算入されにくいという税制面の制約があるため、今後はハードローの規律付けとしての制度整備が求められる。

他方で積極的なリスクテイクを行った結果として多大の損害が生じた場合、法令・定款に違反しないとしても次の段階として善管注意義務、任務懈怠、あるいは監視義務当を問う形で株主代表訴訟による責任追及の可能性が生じる。

取締役会の監督と執行を分離し、社外取締役など十分に配してモニタリング機能を重視したはずの組織において、経営執行陣における戦略のミスに対する監督責任の追及が個々の取締役に対して実際には十分なされていない現状が背景にある。集団的責任（group thinking）、あるいは経営判断原則（business judgement rule）による壁ともいえる。リスクテイクをした結果、特に会社の

破綻に繋がりにかねない経営ミスを招来した場合は刑事責任を含めた経営者の責任を追及する手段があってもいいのではないかと考える<sup>(7)</sup>。

実務のプラクティスをコードに落とし込むに当たり、英国の2018年改訂ガバナンス・コードのように（原則F-I、各則9-16ほか）、取締役会議長の役割分担の明確化、筆頭独立社外取締役<sup>(8)</sup>を一般株主の利益代表として株主との対話の窓口にするほか、取締役会議長に対する監督・評価を行う責任の明確化も考えられる。独立社外取締役に対する社内外の情報が集まりやすくする組織内整備も重要であり、単に内部監査部の充実や監査委員会、外部監査人との連携（三様監査）を深めれば解決できる問題ではない。

英国改訂コードでは、非業務執行取締役は建設的な批判（constructive challenge）、戦略的な指導および専門的な助言を行い、経営陣に対して責任を問うべきとする。取締役会議長は取締役会を統括し、取締役会の実効性に責任を担い、客観的判断（objective judgement）と寛容で闊達な企業文化（a culture of openness and debate）を推進し、各取締役に正確且つ明確な情報提供を確保すること（原則F）、CEOと分離すべきこと（各則9）、主要株主と定期的エンゲージメントを図ること（各則3）など重要な役割を担う。独立非業務執行取締役（Independent Non-Executive Directors）の1名を筆頭独立社外取締役（Senior Independent Director）として指名し、他の取締役と株主との仲介人（an intermediary）の役割を果たさせる。Senior Independent Director主導により、年1度は取締役会議長の職務執行を評価する会合を取締役会議長不在の下で行うとする（各則12）。

次に経営の失敗を未然に防ぐべく事前予防の視点から、重要なM&A（企業買収）のデューデリジェンスの局面において社外取締役が場合によっては計画にストップをかけられるように資質の向上を図り、また必要な情報を収集するべく情報開示請求権付与を制度化することも考えられる。またグローバル企業では海外現地法人（overseas affiliated company）や合弁企業（Joint Venture）などにおける税制や税率の相違もあり、グローバル内部統制とコンプライアンス態勢整備など、いかにグローバルに整合性と実効性のある組織設計を行うかが中期経営計画の策定などにおいても重要になるろう。

取締役会の多様化については、ジェンダーとともに国際性の文言が改定コードに入ったが、グローバル展開を行う企業では外国人の社外取締役あるいは国際経験の豊富な人材の選任が求められ、社外役員の人材不足の露呈が女性の経営経験者のみならず、深刻化することになるろう。

## (2) CEOの選解任・取締役会の機能発揮等の制度設計とプラクティス

CEOの選解任においては、任意の指名・報酬委員会の導入が事実上強制されることになるが、監査等委員会設置会社を導入した企業では指名権や報酬権限がCEOから剥奪され、監査等委員会設置会社の持つメリットが少なくなるリスクもある。また任意の委員会であれば米国型の指名委員会等設置会社と異なり、最終的には取締役会で新任役員の指名議案を決定することになるため、取締役会規定などにおいて任意の指名委員会で決定した事項をいかに尊重するのかを書き込んで担保することになるろう。

## 3. 更なる実効性確保に向けて—リスクマネジメント、独立役員機能—

### (1) 会社法規律におけるリスクマネジメントの齟齬

アベノミクスにおける果敢なリスクテイクを促す攻めのガバナンスと「損失の危険の管理」（会

社法上の内部統制システム)の記載に不調和感を禁じ得ない。

## (2) 独立社外取締役の機能、役割と責任の不明確さ

戦略・経営計画、コンプライアンス、経営陣を指名する目利きなのか、求められる専門性はなにか、大学教員や弁護士などの独立役員に次期社長選定の判断がどこまで可能かという疑問が残る。<sup>(9)</sup> 経験や実績のある異分野の社外人材をCEO(常勤)に招聘することとは別異の要因となろう。

株主との対話において、その相手は経営陣なのか、独立社外取締役か、独立社外取締役を株主の利益代表とすれば根本的に矛盾があると指摘されている。<sup>(10)</sup> また株主における短期主義の弊害が唱えられる中、長期的企業価値向上を目指す根拠などが重要になるが、企業文化、風土などの相違する我が国ではこれまで経営陣は相対的には中長期的視点に立った経営を行ってきたのではないかと思料される。

## (3) 第三者独立委員会における役割との異同性

第三者独立委員会における役割について、取締役会評価(Board Evaluation)も同様の問題を内包するが、企業・CEOの目線で行うのか、あるいはステイクホルダーの目線か、後者の場合には役員人事、法的責任追及には言及せず、事実関係の把握や精査、再発防止策の提示止まりとなり易い側面もある。社外役員(取締役・監査役)も第三者委員会に入るべきかという疑問もある。

コーポレートガバナンス・コードは、規範(ソフトロー)であるにもかかわらず、上場規則として一定程度の強制力を備えている。改訂に伴い実務面における制度設計が細かく決められるにつれてコーポレート・ガバナンス制度が本来持つ柔軟性を失う恐れがある。コードのようなソフトローと会社法のハードローがミックスした制度整備におけるエンフォースメント(法律の執行)の実効性をいかに確保するかが課題となる。とはいえ、コード改訂はガバナンス改革によって中長期的な企業価値向上に繋げるといふ攻めのガバナンスの実現過程を示すものであると評価できよう。

## 第4章 英国コーポレートガバナンス・コード改訂と我が国への敷衍

### 1. 英国コーポレートガバナンス・コード改訂の構成

Financial Reporting Council(英国財務報告評議会)は2018年7月16日英国コーポレートガバナンス・コード(UK Corporate Governance Code UK CGC)の改訂版を公表した。2019年1月1日以降開始の会計年度から適用される。主要な改訂点を纏めると、<sup>(12)</sup>①従業員とステイクホルダーについて取締役会に対し従業員とのエンゲージメントの強化、考え方や意見の理解に努めることを求めている。Provision3では、取締役会は労働者(workforce)の意向を収集する方法を確立すべきとし、労働者から取締役を選任、労働者諮問委員会設置、労働者の意向調査を担当する社外取締役設置の3種類があるとする。メイ首相は労働者を代表する取締役の選任を法制化すると公約していたが、任意の選択肢として示されたに留まっている。②取締役会に戦略と企業価値を整合させる企業文化創造を求める。③多様性推進のために取締役会刷新とサクセッション(後継者育成)計画着手の必要性が強調され、指名委員会の役割を強化し外部評価機関と取締役会や個々の取締役との関係を詳細にレポートすべきである。④報酬委員会は取締役の報酬を決定するに際して従業員の報酬や関連するポリシーを考慮すべきである。

### 2. 改訂英国コードの我が国への示唆、開示と説明責任

従業員の経営関与に関して、英国会社法(The Companies Acts of the UK 2006)では従業員の利益を取締役が株主全体の利益のために行為する場合の考慮要素に留めるが、改訂コードは取締役

会における議論、意思決定において従業員の視点を取り入れることに意欲を示している<sup>(13)</sup>。従業員が内部昇進し取締役会の大半を占める日本とは雇用慣行、社会構造の相違が背景にある。我が国の場合、従業員に比べて株主の位置付けが必ずしも高くなく是正を図っている過程にあるが、企業がステークホルダーとして重視する対象に関して英国とは正反対を指向している感が窺える。

改訂英国コードについては以下の点が我が国コードへの示唆として指摘され、2018年改訂を経てなおも抱える課題として認識されよう<sup>(14)</sup>。

①取締役の選任は正式かつ厳正で透明性のある手続きに従って行われるべきである（原則J）。②指名委員会の責務として後継者計画の整備が規定され（原則J）、内容を年次報告書で開示することが要請される（各則23）。③会社法第172条の成功促進義務と絡めて、報酬方針（Remuneration Policy）と実践が長期的かつ持続的な成功を促進するように設計されるべきとし、業務執行取締役の報酬は長期戦略達成と明確に結びつくように設計されるべきで（原則P）、その関連性について具体例を用いて説明することが求められる（各則41、40）。報酬決定において当該取締役は自身の報酬決定に関与すべきではない（原則Q）。非業務執行取締役の報酬は定額とすべきことを要求する。業務執行取締役の株式長期保有を促進すべく業務執行役員に株式報酬導入が求められ（各則36）、長期保有株主の利益に合致する業務執行により長期保有株主の投資を呼び込まんとする。④任意の諮問型委員会に関して、英国コードは指名・報酬・監査委員会の存在を前提とし、指名委員会では独立業務執行取締役を過半数、報酬委員会ならびに監査委員会では独立業務執行取締役を3名以上とすることが規定される。英国でも女性取締役の多くは非業務執行取締役に留まり、業務執行取締役の比率は少ない<sup>(15)</sup>。

今後は長期的視点に立った経営の前提として企業文化やステークホルダーへの配慮が求められるが、我が国では企業価値、戦略と結び付けた議論がされなかった点もガバナンスの枠組みに与える影響として注視される。

## 第5章 終わりに—コードの展望とガバナンスのコンバージェンスを踏まえて—

### 1. コードの実質化とプラクティス、対話・エンゲージメントとESG投資ならびに資本コストおよび企業価値向上

攻めのガバナンスに向けて不祥事防止に留まらず、中長期的に企業価値向上ひいては我が国経済の再活性化を図るべく、ガバナンス改革を成長戦略の骨子に据えた制度設計が継続的に政府主導ともいえる形で推進されている。コードの実質化ならびにプラクティス、株主・機関投資家と経営陣の対話・エンゲージメントを進め、中長期的企業価値向上と持続的成長を図らんとする政府・金融庁、経済産業省あるいは証券取引所の方向性は基本的に是とされよう。

独立社外取締役導入は上場企業においても急速に進み、今後は取締役会過半数を目途とし、ダイバーシティあるいは資本コストに基づく資本政策改善など、形式的対応から実質化に向けた段階に移行しつつあることが窺える。

株主との対話、エンゲージメントあるいはステークホルダーやESG（Environment、Social、Governance）<sup>(16)</sup>など非財務情報、国連の提唱するSDGs（Sustainable Development Goals）への配慮も強く求められ、ESGリスク・対話と資本コストへの反映などの実質化も経営陣として焦眉の急となっている。

ESGファクターは単独で精査するものでなく、資本生産性や財務戦略と一体となって初めて評

価が可能となること、ESGは長期投資家にとって潜在的財務リスクであること、資本生産性と持続性（ESGファクター）を踏まえた対話の効果として機関投資家はバリュエーション評価にプレミアムを付し、株主資本コスト低下によって企業価値が株価に反映されやすくなることが指摘されている。<sup>(17)</sup>

## 2. 英国コード改訂とガバナンスの収斂、プラクティス向上に向けて

以下、若干の私見を提示しておきたい。コードはソフトローではあるが、上場規則として実質的に強いエンフォースメントを持ち、今後は会社法などハードローからの委譲、根拠付けを受け、エンフォースメントの強化などを進めると共に、他方ではコードとしてプリンシプルベースに留まる限りはプラクティスの例示など経済産業省が進めているCGSガイドラインの有用性も高まるとみられる。改訂CGSガイドラインでは、独立社外取締役（改定コード原則4-8）の活用方法として独立社外取締役が取締役会の議長を務めることの有用性が提唱されている。任意の諮問委員会（改定コード補充原則4-10①）では設置目的、諮問対象者・諮問事項、委員会構成、取締役会との関係、委員会の実効性評価、行うべき事項とスケジュール、委員会の事務局について細かく視点が提示され、また後継者計画の策定の参考としてロードマップの立案など7つのステップが提案されている。<sup>(18)</sup>

企業買収防衛策のケースのような一種の裁判規範性もCGSガイドラインに期待しうるので、逆にガイドラインが詳細に亘れば単なる事例集に留まることも考えられ、またガバナンスの本来有する企業や個別業界ごとの柔軟さも失いかねないリスク等もある。

我が国コードが範としてきた英国コードも改訂によって従業員出身の取締役の重視など新しい動きが見られ、我が国では逆に社外人材の確保が課題のところ、ガバナンスの収斂（convergence）ともいえる傾向が顕現化しつつある。CEO、社外取締役共に流動的な人材市場の蓄積のある欧米ガバナンスモデルへの転換期にあり、社外取締役に期待される役割・機能のコンセプトが一定しないこと、モニタリングモデルとしつつ社外取締役を大半の構成員とする取締役会を本格的に機能させるには一抹の危うさが残ることなどの背景には、こうしたズレの存在もあろう。

経営陣の流動化市場が確立しない現状のままでコード改定などにより米国型モニタリングモデル確立を急いでいること、ガバナンスの目的意識が欧米のコンプライアンス中心と異なってリスクテイク推進に置かれること、戦略・経営面の機能を求める中で実際には法律・会計知識などの専門人材を社外役員に登用する事例が多いこと等が社外取締役の役割等を巡る議論が我が国で未だ一定しない要因の1つと史料される。

欧米では大半が外部出身者の下で取締役会が運営され、戦略面や経営の妥当性の評価なども規律してきた歴史がある。だからこそ社外役員主導下においてエンロン事件、リーマン金融危機など短期主義（short-termism）による不祥事が頻発している。反面で我が国は従業員人材の蓄積、昇進構造の下で経営が規律され、不祥事は相対的には高いともいえず、寧ろリスクテイクの欠如が浮かび上がってきた。融資の不正などリスクテイクと著しい不正の境界領域の問題事例が頻発し始め、企業文化あるいは統制環境（control environment）面の改善が強く求められる段階に移行している部分もある。形式的には社外役員を多く導入し、モニタリングモデルを形式面では充足しつつある段階での不祥事が再び表面化してきた点（スルガ銀行事件など）、改めて社外取締役の目利きとしての役割と機能に注目が集まる。<sup>(19)</sup> 現状では活用されない感のある監査役等の差止請求権を用いる

プラクティスもあり得よう。

かかる情報の遮断された組織態勢について、会社法上は社外取締役も取締役会のメンバーであり、内部統制システムが利用可能なことで充足できるとしているが（監査役会設置会社の場合は補助者が必要）、実際には機能し難い場合が少なくないとするれば、根本的に法制度設計自体の見直しも検討の必要があろう。

米国などのように特定の法律、会計など専門分野出身の社外人材にも経営面の知見の発揮が期待できるのか、内部取締役自体にも当該企業の全分野に亘って詳しい人材など存在せず、社外役員だから逆にあらゆる事象に精通してオールマイティに的確に声を発する必要があるのかなどモニタリング機能型取締役会の実質化のテーマとして議論が望まれる。

社外取締役を過半の構成員とすれば取締役会に求められる機能は監督面主体にならざるを得ず、短時間で取締役会を終了することを会社側から余儀なくされ、結果的に形骸化して報告中心に墮する怖れもなしとしない。近時の不祥事例もこうしたパラドックスに一因があるといえよう。

またCEO（最高経営責任者）、COO（最高業務執行責任者）、CFO（最高財務責任者）、顧問や相談役などの概念は会社法になく、上場規則がハードロー・ミックス化するのであれば会社法との用語、概念の統一も求められる。実務のプラクティスの範を示す場合にも同様の課題が生じることを指摘しておきたい。

### 3. 指名委員会と社外取締役の判断・機能

我が国の場合、特に金融業界などCEO候補者は入社以降の比較的早期の段階で周囲の一致するコンセンサスが形成され、幹部候補生として育成ローテーションを受けることも多い。社内の長年に亘る暗黙知をサクセッションプランという比較的短期間の経過実績やプレゼンテーションの仕方などを通じた社外役員の日利きによって覆すことが当該企業の企業価値向上の視点からみて果たして妥当なのか。社内の従業員もまた配慮されるべきステイクホルダーの一翼であろう。

指名委員会（法定、任意）に内部取締役としてCEO、COOが加わる場合、多数を占めるとしても社外取締役は実際にはCEO等の意見に依拠することも多いともいえる。もっとも近時、外部役員が後継者選定において決定的な役割を示す事例も出現しつつある。低金利継続、FinTech台頭など環境変化が激しい場面で銀行のビジネスモデルも抜本的な変容を迫られ、しがらみのない外部の的確な日利きこそ変革のために求められるとも考えられる。

日産自動車のガバナンス態勢については、取締役会がスリム化され、うち社外取締役3名（2018年3月末）と3分の1を占めガバナンス・コード（原則48）に準拠しているが、独立した指名委員会が存在せず、経営の目付け役を担うべき筆頭株主の最高経営責任者との兼務関係等が指摘されている。<sup>(20)</sup>

### 4. 独立社外取締役のリスクガバナンス機能

他方で、独立社外取締役の果たす能力・役割に懐疑的な企業も数は少ないが散見される。<sup>(21)</sup>社外役員にはM&Aのデューデリジェンスなど企業戦略、あるいはコンプライアンス局面におけるスTOPパー役を期待されていると自負するケースが少なくないと思われるが、単なる反対意見の固執に留まらず、前向きな代替案を提示し得るのか。今後はコンプライアンスのみならず、欧米型の経営戦略助言などの機能を委ねるのであれば、企業戦略を停滞させることが主な役割ではないはずで、グローバル企業としての迅速な企業行動に資する視点も求められよう。

独立社外取締役にはコンプライアンスのみならず、リスクガバナンスの機能を担わせるとすれば、最終の第3の防衛線には通常議論がされるような内部監査ではなく取締役役会のリスクガバナンスの機能を配するという最近の米国研究者から提示された考え方にも親和するといえようか。社外取締役にCRO（Chief Risk Officer 最高リスク管理責任者）の監督機能を委ねるとすれば、我が国独自の攻めのガバナンスのスキームにおいて社外取締役を経営陣あるいは株主利益の代表のみでなく、ステイクホルダー側の代表として株主とエンゲージすることの意味合いとも整合しよう。株主を広義のステイクホルダーに含める考えもあろうが、株主利益と顧客・従業員・地域社会などの利益が相反する局面は想定でき（ESG投資局面など）、その場合の株主との対話の機能を担うことになる。執行サイドの経営陣、社外取締役および株主の3極構造がイメージできる。前提としてかかる資質を社外取締役に要求することになるが、本来の専門領域が異なっても今後人材市場の流動化などが進展し、人材の蓄積も進めば十分機能を担えるものと期待される。

英国改訂コードでは主要なリスクについての評価、リスクマネジメントおよび内部統制システムの監督と実効性評価は取締役会の役割とする（原則O、各則28、29）。資本コストも含めたリスクガバナンスについて本来的には業務執行の領域に該当するため、業務執行取締役（Executive Directors）を含めた取締役会全体の責務としていたと思料されるが、①我が国ではステイクホルダーに対する配慮がコード前文に書かれ、無過失責任を伴う利益相反あるいは株主と他のステイクホルダーの相克の局面も想定されること、②攻めのガバナンスとして業務執行陣による積極果敢なリスクテイクが求められること等から、そのマネジメントにおいてはリスク委員会委員長としてのCROを業務執行を離れた独立社外取締役に担わせることの合理性はあると考える。

英国では非財務情報の開示に関し、財務諸表注記と財務諸表外のリスク情報を一括した報告書として補足・追加・補完情報を開示するNarrative Reporting (NR)<sup>(23)</sup>、Operating and Financial Review（営業・財務概況 OFR）の他、会社法は取締役報告書（Directors'Reports）で開示を強制するBusiness Review（事業概況 BR）<sup>(24)</sup>作成を義務付け、リスクマネジメント促進、持続的成長を図らんとしている。

監査委員会の実効性を担保する上で内部監査機能の独立性が議論となるが、2018年8月3日米国連邦準備制度理事会（FRB）による大型金融機関のコーポレート・ガバナンスに関する提案（Board Effectiveness Guidance 取締役会の実効性に関するガイダンス）<sup>(25)</sup>でCAE（Chief Audit Executive 最高監査責任者）の役割が言及され、外国銀行組織に対するブルーデンス規制強化としても注視される。

ルールベース主体の米国においても英国同様にスチュワードシップ・コードの考え方を取り込み、経営陣とのエンゲージメント・対話に向けて独立社外取締役を株主のスチュワード（執事）として経営陣から独立させ、経営戦略に踏み込んで機関投資家の意見を伺う傾向が窺える。全世界的にガバナンスの方向性は収斂すると見られる中、我が国も当面は独自のガバナンスモデルを模索しつつ丁寧に諸課題を解決し、企業も統制環境を備えた全社的リスクマネジメントと共に、業界環境や企業文化・経営理念等の相違も踏まえた自社に最適なガバナンス体制を構築することが求められている。

(1) 金融庁「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平

- 成 30 事務年度)」(2018 年 9 月) 46-49 頁。
- (2) 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」(2018 年 6 月 1 日)、金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン」(2018 年 6 月 1 日公表)。
  - (3) 日本リスクマネジメント学会全国大会報告「コーポレートガバナンス・コード改訂と対話ガイドラインの策定にみる新たなリスクマネジメント—CEO・取締役会、任意の独立委員会、資本コスト等を中心に—」於関西大学(2018 年 9 月 29 日)を基にしている。
  - (4) 有吉尚哉・五十嵐チカ「コーポレートガバナンス・コード改訂と対話ガイドラインの策定～パブリック・コメント結果を踏まえて」西村あさひ法律事務所金融ニューズレター 2018 年 7 月号 1-11 頁。田原泰雅・渡邊浩司・染谷浩史・安井桂大「コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の解説」商事法務 No.2171(2018 年 7 月 5 日) 4-20 頁、渡辺邦広「コーポレートガバナンス・コードの改訂と CEO・取締役会」商事法務 No.2173(2018 年 7 月 25 日) 4-30 頁、谷口達哉「コーポレートガバナンス・コードの改訂と政策保有株式」商事法務 No.2172(2018 年 7 月 15 日) 13-20 頁、中村慎二「コーポレートガバナンス・コードの改定と資本コスト」商事法務 No.2174(2018 年 8 月 5 日) 41-51 頁。
  - (5) 拙稿「コーポレートガバナンス・コードの初めての改訂—コードと会社法が混在する中、ハードローミックスによる実効性確保が課題」Regulations Vol.14(2018 年 9 月) 18-19 頁。
  - (6) コード・パブコメ回答 35 番。
  - (7) 拙稿「英国金融法制と Senior Management Regime—コーポレート・ガバナンス・コードの交錯、裁判例を通じたソフトローの変容、上級管」理者機能(SMFs)および域外適用—」日本法学第 81 巻第 2 号(2015 年 10 月 20 日) 1-61 頁。
  - (8) 英国では取締役会は業務執行取締役と非業務執行取締役に二分され、理論上は内部者の独立非業務執行取締役も想定され、英国コードの各則 9 の記載では独立性を有すると考える非業務執行取締役について、と書かれ非業務執行取締役は全員が独立性を有するかは文言からは必ずしも一義ではない。もっとも実際には独立社外取締役に指している場合が多いと思料される。業務執行取締役と非業務執行取締役(社外者と内部者を含む)の協同による取締役会運営、業務監査等におけるメリットに関して、2015 年改正会社法で導入された監査等委員会設置会社では外部者・内部者の監査等委員の協同により内部情報に知悉した監査・監督が行い得る点が指摘できる。本稿では独立社外取締役という文言を使用しておきたい。
  - (9) 大杉謙一「ガバナンス・コードに関する実務上の課題～グローバル対応の視点も含めて～」(コメント: 双日(株)法務部長守田達也) 国際取引法フォーラム報告(2018 年 7 月 28 日)。
  - (10) 米国では独立社外取締役が代表訴訟の防弾チョッキ(bulletproof)の機能を果たし、形式面の免責要因となってきた背景がある。
  - (11) 神田秀樹「コーポレートガバナンス・コードの改訂」資料版商事法務 No.412(2018 年 7 月号) 9-11 頁。
  - (12) 「英国コーポレートガバナンス・コード改訂の概要 2018 年 6 月に改訂された日本のコーポレートガバナンス・コードとの比較」BUSINESS LAWYERS 三菱 UFJ 信託銀行法務コンサルティング室(2018 年 9 月 12 日)。Financial Reporting Council, A UK Corporate Governance Code that is fit for the future, 16 July 2018, 1-15pp. CORPORATE GOVERNANCE REFORM, “The Government response to the green paper consultation”, August 2017, 26-27pp.



- (13) 江木聡「英国コーポレートガバナンス・コード改訂に見る「従業員重視」ニッセイ基礎研究所・年金ストラテジー (Vol.268) October2018 (2018年10月3日) 1-5頁参照。  
宮垣淳一「雇用不安時代のコーポレートガバナンス—英国メイ首相「従業員代表を取締役に」」ニッセイ基礎研究所「研究員の眼」(2016年10月31日) 1-2頁。
- (14) 須磨美月「英国コーポレートガバナンス・コードと改訂の概要—日本企業は英国コーポレートガバナンス・コード改訂から何を学ぶべきか—」資料版商事法務414号(2018年9月) 24-53頁参照。
- (15) 上田亮子「英国コーポレートガバナンス・コード改訂と日本への示唆」月刊資本市場No.395(2018年7月) 24-34頁。
- (16) 環境省「ESG金融懇談会提言概要」(2018年7月27日) 1-4頁。年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)「平成29年度ESG活動報告」(2018年8月13日) 1-34頁。
- (17) 土屋大輔「ESGリスクへの対応と企業価値向上～資本コストの低減に向けたESG対話とは～」日本証券アナリスト協会講演(2018年10月23日)。
- (18) 山田慎吾・伴聡志「コーポレートガバナンス・コード及びコーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)の改訂—CEO・取締役会関連の改訂について—」西村あさひ法律事務所金融ニューズレター2018年11月号1-6頁。越智晋平「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGSガイドライン)の改訂の解説[上]」商事法務No.2182(2018年11月15日) 4-14頁。
- (19) 取締役会は監督機関として機能しておらず、業務執行取締役と常勤監査役に善管注意義務違反を認めるが、有効に機能するために必要な情報が提供される体制になかった社外取締役、社外監査役には法的責任は認められないとする。「スルガ銀行 第三者委員会調査報告書」(2018年9月7日) 243-273頁。スルガ銀行は元会長ほか取締役経験者および専務執行役員9名に対して35億円の損害賠償訴訟を提起している。2018年11月13日日本経済新聞。かかる状況下で社外役員に法的責任を問えるかは別としても、目利きの能力を期待できなかったのか。日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク(CGN)連絡会・意見交換会(2018年10月29日)討論。不正の兆候(Red Flag)を察知して警鐘を鳴らし、自ら情報提供を請求する姿勢などに関して議論は残ろうか。拙稿「新たな国際汚職行為防止法の考察—域外適用とRed Flag対処義務—」政経研究第50巻第3号(2014年3月15日) 609-654頁。
- (20) 2018年11月21日日本経済新聞。①2018年7月在宅起訴の三菱日立パワーシステムズに次ぐ2例目の司法取引による摘発である(同社は法人として刑事責任を免責)。②フランス政府が2014年4月フロランジュ法によるルノーへの議決権拡大・事実上の拒否権取得によりルノーを通じた経営干渉の構えをみせ、日産が対抗手段としてルノーとの株式相互保有に関する会社法308条適用を検討した経緯がある。ルノーから社外取締役が派遣されているが、トップが兼任されガバナンスが効きにくい構造といえようか。
- (21) 2018年9月末時点で社外取締役を置かない東証1部上場企業数は4社存在する。
- (22) Implementing enterprise risk management : from methods to applications, James Lam, 2017 Hoboken, New Jersey, John Wiley & Sons, pp1-405. 拙稿「金融機関における新たな3つの防衛線とリスクガバナンスの実践—内部統制および内部監査ならびにFinTech関連法制を踏まえた組織法的考察—」日本法学第83巻第3号(2018年1月31日) 1-60頁。
- (23) Financial Reporting Council, Clear & Concise: Developments in Narrative Reporting, December 2015.
- (24) 小西範幸編著「リスク情報の統合開示—統合報告にみる新しい財務報告の視座」日本政策投資銀行設備投資研究所・経済経営研究第36巻第7号(2016年3月) 1-252頁。

- (25) Federal Reserve Board invites public comment on two proposals; corporate governance and rating system for large financial institutions, FRB Press Release, August 03, 2017. 竹下智「FRBによる大型金融機関のコーポレート・ガバナンスに関する提案—取締役会の実効性に関するガイダンス—」野村資本市場クォーターリー 2017Autumn1-8頁。
- (26) 田村俊夫「米国エンゲージメントの新潮流—何を話すか、誰と話すか—」日本証券アナリスト協会講演(2017年6月27日)。

[本稿は財団法人民事紛争処理研究基金の助成金に基づく研究成果である]



## 資料解題

# インターネットニュース情報サービス管理規定 — 互联网新闻信息服务管理规定 —

山本 賢二\*

筆者は本誌『ジャーナリズム&メディア』9号((2016.3)の「資料解題」の「中国におけるオンラインニュース管理規定」(p.179-240)の中で中国の「オンラインニュース」に関する管理規定を概観した。これに続き、同11号(2018.3)では同じく「資料解題」で「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」(p161-204)について論じた。

もとより、中国においてインターネットを通じて流される情報は国務院新聞弁公室と情報産業部によってつくられた行政法規の「インターネット情報サービス管理弁法」(「互联网信息服务管理办法」)と「インターネットニュース情報サービス管理規定」(「互联网新闻信息服务管理规定」)によって管理されてきた。

前者の「インターネット情報サービス管理弁法」は2000年9月25日に公布施行された。同「弁法」は2012年6月7日にその修正を目途とした「インターネット情報サービス管理弁法(修正草案意見聴取稿)」(「互联网信息服务管理办法(修订草案征求意见稿)」)が公示されたが、本稿執筆時点(2018年12月)においてもまだ「成案」として公布に至っていない。

一方、後者の「インターネットニュース情報サービス管理規定」は、2000年11月7日に公布施行された「インターネットウェブサイトニュース掲載業務従事管理暫定規定」(「互联网站从事登载新闻业务管理暂行规定」)の後、2005年9月25日に公布施行されていたが、2017年、新たな同名の「インターネットニュース情報サービス管理規定」として公布された。

この2017版「管理規定」は最後に「第二十九条 本規定は2017年6月1日より施行する。本規定が施行される前に公布された関連規定で本規定と一致しないものは、本規定により執行する。」としているだけで、これまでの2005年版の「管理規定」が廃止されたわけではない。

そして、この2017版「管理規定」は「サイバーセキュリティ法」(网络安全法)(以下「サイバー法」)が2016年11月7日に公布、2017年6月1日に施行されたのち、はじめて採択公布された関係法規であることに意味がある。いわば、「親規定」として「サイバー法」が公布施行されたことで、それに沿うように「管理規定」の内容が修正されたのである。

ここでは、2017年版「インターネットニュース情報サービス管理規定」を2005年版と比較しつつ紹介するものである。

なお、2017年版と2005年版の「インターネットニュース情報サービス管理規定」の日本語訳と中国語原文を後掲するが、2017年版は本学新聞学研究科在籍の陳晔、席珺琳、張如意、孫鑫钰(武蔵野学院大学大学院国際コミュニケーション研究科博士後期課程在籍)、蔡昕悦が翻訳に当たり、蔡昕悦が整理した。2005年版は『ジャーナリズム&メディア』9号((2016.3)の「中国にお

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

けるオンラインニュース管理規定」(p.179-240)からの転載であるが、一部修正を加えている。

### 1. 制定の目的

2005年版「管理規定」が「第一条」に「インターネットニュース情報サービスを規範化」するために制定されたのに対し、2017版「管理規定」は「第一条」にあるように「インターネット情報内容の管理を強化」するために制定されたものである。

### 2. 所轄機関

所轄機関は2005年版は国务院新聞弁公室とその系列機関であったが、2017年版は2011年5月に新設された国家インターネット情報弁公室(国家互联网信息办公室)とその系列機関となっている。

### 3. ニュース情報の定義

2005年版は「第二条」にあるように「本規定のいうところのニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交など社会の公共実務に関する報道、論評および社会の突発事件に関する報道、論評を含む時事政治類のニュース情報を指す。」としているのに対し、2017年版は同じく「第二条」に「本規定のいうところのニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交等の社会の公共実務に関する報道、評論、及び社会突発事件に関する報道、評論を含む。」とあり、簡略化されているが、基本的には同じである。

### 4. インターネットニュース情報サービス単位

2005年版が「第五条」で「三種類」を挙げているのに対し、2017年版は「第五条」で「許可」対象となる「形式」を「インターネットサイト、アプリケーション、フォーラム、ミニブログ、パブリックアカウント、インスタントメッセージング、ライブネット配信等の形式を通じて、社会公衆にインターネットニュース情報サービスを提供するには、インターネットニュース情報サービス許可を得るべきであり、許可を得ずまたは許可範囲を超えてインターネットニュース情報サービスの活動を展開するのを禁止する。前款のいうところのインターネットニュース情報サービスとは、インターネットニュース情報の取材、編集、配信のサービス、転載サービス、通信プラットフォームのサービスを含む。」とし、多様化された通信手段に対応している。

### 5. 「許可」申請に必要な条件

2017年版は「第六条」に次の6項目を挙げている。

- (一) 中華人民共和国域内で法律に従い設立された法人。
- (二) 主要な責任者、編集長は中国の公民であること。
- (三) サービスに適応する専任のニュースを編集する人員、内容を審査する人員や技術を保障する人員を有すること。
- (四) 整ったインターネットニュース情報サービス管理制度をもつこと。
- (五) 整った情報安全管理制度や安全且つ制御可能な技術保障措施をもつこと。

(六) サービスに適応した場所、設備や資金をもつこと。

これに続き「インターネットニュース情報の取材、編集、配信サービスの許可を申請するには、報道単位（そのもち株会社を含む）または報道宣伝部門主管の単位であるべきである。」とし、2005年版の「第五条」「(二)」にあった「非報道単位・・・」は削除されている。

## 6. 外資との共同経営の禁止

「いかなる組織も中外合資経営、中外合作経営および外資経営のインターネットニュース情報サービス単位を設立することはできない。」という同じ文言で、2005年版は「第九条」、2017年版は「第七条」で共同経営の禁止を明記している。

## 7. 取材編集

2005年版は「第十六条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位がニュース情報を転載し、あるいは公衆に時事政治類の記事情報を流す時には、中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直轄の報道単位によって発表されたニュース情報を転載すべきとともに、ニュースソースを明らかにすべきであり、もともとのニュース情報の内容を歪曲してはならない。本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が、自分で編集したニュース情報を掲載してはならない。」とある。

ニュース情報の「転載」のみが認められた「第五条」の「第一款第（一）項、第（二）項」は下記の「サービス単位」である。

(一) 報道単位が設立した当該単位がすでに掲載放送したものを超えたニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

(二) 非報道単位が設立したニュース情報を転載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

そして、同「第五条」「第（三）項」の下記の「サービス単位」のみ独自に編集したニュース情報を掲載することができるとされていた。

(三) 報道単位が設立した当該単位が掲載放送したニュース情報を掲載するインターネットニュース情報サービス単位

それに対し、2017年版は「第十一条」に「インターネットニュース情報サービス提供者は編集長を設置し、編集長がインターネットニュース情報の内容に対して全体責任を負うべきである。編集長の人選は、関連する業務の経験をもち、関連する条件に符合するとともに、国家または省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室に報告して記録に残すべきである。インターネットニュース情報サービスに関連する従業員は、法律に従い相応する資格を取得し、専門的な訓練、考課を受けるべきである。インターネットニュース情報サービスに関連する従業員がニュースの取材・編集の活動に従事するには、ニュースの取材・編集人員の職業資格を備え、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって統一的に発行される新聞記者証をもつべきである。」と明記している。ここでは取材・編集にあたって責任者として「編集長」を置くことと「新聞記者証」を持つことが義務付けられている。中国においては「新聞記者証」がなければ取材・編集ができないので、インターネット

ニュース情報サービス単位にそれを所持する者の取材・編集が認められたということである。

## 8. 実名制

2017年版は「第十三条」に「インターネットニュース情報サービス提供者がユーザーにインターネットニュース情報発信プラットフォームサービスを提供するには、『中華人民共和国サイバーセキュリティ法』の規定に基づき、ユーザーに真実の身分情報を提供するように要求しなければならない。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、インターネットニュース情報サービス提供者は関連するサービスを提供してはならない。・・・」とある。

その「サイバー法」は「第24条」に「ネットワーク運営者はユーザーのためにネットワーク接続、アカウント名登録を処理、固定電話、携帯電話のネットワーク加入手続きを処理したり、あるいはユーザーのために情報配信、インスタントメッセージなどのサービスを提供する上で、ユーザーと取り決めに調印、あるいは提供するサービスを確認するとき、ユーザーに真実の身分情報の提供を要求すべきである。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、ネットワーク運営者はそれに関係サービスを提供することができない。」と規定している。

## 9. 掲載禁止内容項目

2005年版は「第十九条」で次の11項目を挙げている。

- (一) 憲法が確定したところの基本原則に違反するもの。
- (二) 国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- (三) 国家の荣誉と利益を損うもの。
- (四) 民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- (五) 国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- (六) デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。
- (七) 猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- (八) 他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの。
- (九) 不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの。
- (十) 不法な民間組織の名によって活動を行うもの。
- (十一) 法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

これに対し、2017年版は「第十六条」に「インターネットニュース情報サービス提供者及びユーザーは法律や行政法規の禁止する情報内容を作成、複製、発信、伝播してはならない。」とあるだけである。

この「法律や行政法規の禁止する情報内容」には、上掲の2005年版の禁止事項や下記の「サイバー法」の「第12条 …… 如何なる個人や組織もネットワーク使用には、憲法法律を遵守、公共秩序を遵守、社会公德を尊重しなければならず、サイバーセキュリティに危害を及ぼしてはならず、ネットワークを利用して国家の安全、荣誉と利益に危害を及ぼし、国家政権転覆、社会主義制度ひっくり返すことを煽動し、国家分離、国家統一破壊を煽動、テロリズム、過激主義を宣揚、民族怨恨、民族蔑視を宣揚、暴力、猥褻色情情報を伝播、虚偽情報をねつ造、伝播させ経済

秩序と社会秩序を混乱させたり、他人の名誉、プライバシー、知的財産権とその他の合法的權益を侵害するなどの活動に従事してはならない。」が当然含まれる。

## 10. 監督

2017年版の「第二十一条」には「国家と地方のインターネット情報弁公室は、インターネットニュース情報サービスのインターネット信用ファイルを作成し、ブラックリスト制度と聴取制度を確立すべきである。国家インターネット情報弁公室は、国务院の電気通信、公安、報道出版ラジオテレビなどの部門との情報共有のメカニズムを確立し、業務連絡と協調協力を強化し、法律に従い共同法執行などその他の特別監督点検活動を行う。」とあり、「公安」との協力を明記した。

これは「サイバー法」の「第8条 国家ネットワーク情報部門はサイバーセキュリティー工作と関係監督管理工作を統括調整する責任を負う。国务院電信主管部門、公安部門とその他の関係機関は本法と関係法律、行政法規の規定に合わせて、各自の職責の範囲内でサイバーセキュリティーの保護と監督管理工作の責任を負う。県級以上の地方人民政府の関係部門のサイバーセキュリティーの保護と監督管理の職責は、国家の関係規定に合わせて確定する。」が反映されたものである。



## 資料

## 2017年版「インターネットニュース情報サービス管理規定」

(日本語訳)

「インターネットニュース情報サービス管理規定」はすでに国家インターネット情報弁公室の室務会議により審議、採択されたので、現在公布し、2017年6月1日より施行する。

主任 徐麟

2017年5月2日

## インターネットニュース情報サービス管理規定

## 第一章 総則

第一条 インターネット情報内容の管理を強化し、インターネットニュース情報サービスを健全かつ秩序だつて発展させることを促進するため、「中華人民共和国サイバーセキュリティー法」、「インターネット情報サービス管理法」、「国务院の国家インターネット情報弁公室に権限を授け、インターネット情報内容の管理工作に責任を負わせることに関する通知」に基づき、本規定を制定する。

第二条 中華人民共和国域内でインターネットニュース情報サービスを提供するには、本規定を適用する。

本規定のいうところのニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交等の社会の公共実務に関する報道、評論、及び社会突発事件に関する報道、評論を含む。

第三条 インターネットニュース情報サービスを提供するには、憲法、法律や行政法規を遵守し、人民に奉仕し、社会主義に奉仕するという方向を堅持し、正しい輿論の誘導を堅持し、輿論監督の役割を発揮し、積極且つ健全、向上且つ善に向かうというサイバーカルチャーの形成を促進し、国家利益や公共利益を擁護すべきである。

第四条 国家インターネット情報弁公室は全国のインターネットニュース情報サービスの監督、管理、法執行活動の責任を負う。地方インターネット情報弁公室は職責に基づき、当該行政域内のインターネットニュース情報サービスの監督、管理、法執行活動の責任を負う。

## 第二章 許可

第五条 インターネットサイト、アプリケーション、フォーラム、ミニブログ、パブリックアカウント、インスタントメッセージング、ライブネット配信等の形式を通じて、社会公衆にインター

ネットニュース情報サービスを提供するには、インターネットニュース情報サービス許可を得るべきであり、許可を得ずまたは許可範囲を超えてインターネットニュース情報サービスの活動を展開するのを禁止する。

前款のいうところのインターネットニュース情報サービスとは、インターネットニュース情報の取材、編集、配信のサービス、転載サービス、通信プラットフォームのサービスを含む。

第六条 インターネットニュース情報サービスの許可を申請するには、以下の条件を備えるべきである。

- (一) 中華人民共和国域内で法律に従い設立された法人。
- (二) 主要な責任者、編集長は中国の公民であること。
- (三) サービスに適応する専任のニュースを編集する人員、内容を審査する人員や技術を保障する人員を有すること。
- (四) 整ったインターネットニュース情報サービス管理制度をもつこと。
- (五) 整った情報安全管理制度や安全且つ制御可能な技術保障措置をもつこと。
- (六) サービスに適応した場所、設備や資金をもつこと。

インターネットニュース情報の取材、編集、配信サービスの許可を申請するには、報道単位（そのもち株会社を含む）または報道宣伝部門主管の単位であるべきである。

条件に符合するインターネットニュース情報サービスの提供者は、特殊な管理株所有権制度を実行するが、具体的な実施弁法は国家インターネット情報弁公室により、別に定められる。

さらに、インターネットニュース情報サービスを提供するには、法律に従い、電信主管部門にインターネット情報サービスの許可または報告して記録に残す手続きを行うべきである。

第七条 いかなる組織も中外合資経営、中外合作経営および外資経営のインターネットニュース情報サービス単位を設立することはできない。

インターネットニュース情報サービス単位が域内外合資経営、中外合作経営および外資経営の企業とインターネットニュース情報サービス業務に関係する合作を進めるには、国家インターネット情報弁公室に報告して、セキュリティ評価を得るべきである。

第八条 インターネットニュース情報サービス提供者の取材・編集業務と経營業務は分離されるべきであり、非公有資本がインターネットニュース情報の取材・編集業務に介入してはならない。

第九条 インターネットニュース情報サービス許可を申請するには、申請の主体が中央の報道単位（そのもち株単位を含む）または中央の報道宣伝主管の単位の場合は、国家インターネット情報弁公室により、受理され決定される；申請の主体が地方の報道単位（そのもち株会社を含む）または地方の報道宣伝主管部門の単位の場合は、省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室により、受理され決定される；申請の主体がその他の単位の場合は、所在地の省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室によって受理され、初歩的に審査を受けた後、国家インターネット情報弁公室により、決定される。

国家または省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室が承認を決定したものには、「インターネットニュース情報サービス許可証」を発行する。「インターネットニュース情報サービス許可証」の有効期限は三年とする。有効期限が満了し、引き続きインターネットニュース情報サービス活動に従事する必要があるものは、有効期限満了の30日前までに、業務の継続を申請すべきである。

省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室は定期的に国家インターネット情報弁公室に許可の受理と決定の状況を報告すべきである。

第十条 インターネットニュース情報サービス許可を申請するには、下記の資料を提供すべきである。

- (一) 主要な責任者、編集長が中国公民であることの証明；
- (二) 専任のニュース編集人員、内容を審査する人員や技術を保障する人員の資質状況；
- (三) インターネットニュース情報サービスの管理制度；
- (四) 情報安全管理制度と技術保障措置；
- (五) インターネットニュース情報サービスセキュリティ評価報告；
- (六) 法人の資格、場所、資金および株式保有構造などの証明；
- (七) 法律法規に規定されたその他の資料。

### 第三章 運営

第十一条 インターネットニュース情報サービス提供者は編集長を設置し、編集長がインターネットニュース情報の内容に対して全体責任を負うべきである。編集長の人選は、関連する業務の経験をもち、関連する条件に符合するとともに、国家または省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室に報告して記録に残すべきである。

インターネットニュース情報サービスに関連する従業員は、法律に従い相応する資格を取得し、専門的な訓練、考課を受けるべきである。インターネットニュース情報サービスに関連する従業員がニュースの取材・編集の活動に従事するには、ニュースの取材・編集人員の職業資格を備え、国家新聞出版ラジオテレビ総局によって統一的に発行される新聞記者証をもつべきである。

第十二条 インターネットニュース情報サービス提供者は、情報配信の審査、公共情報のパトロール、応急措置などの情報セキュリティ管理制度を整え、安全かつ制御可能な技術保障措置を備えるべきである。

第十三条 インターネットニュース情報サービス提供者がユーザーにインターネットニュース情報発信プラットフォームサービスを提供するには、「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」の規定に基づき、ユーザーに真実の身分情報を提供するように要求しなければならない。ユーザーが真実の身分情報を提供しない場合、インターネットニュース情報サービス提供者は関連するサービスを提供してはならない。

インターネットニュース情報サービス提供者はユーザーの身分情報や日誌情報を守秘する義務があり、情報の漏れ・改ざん・棄損をしてはならず、販売や他人に不法提供してはならない。

インターネットニュース情報サービス提供者及びその従業員は、ニュース情報を編集、発信、転載、削除、またはニュース情報の開示や検索結果に干与するなどの手段で不当な利益を得てはならない。

第十四条 インターネットニュース情報サービス提供者がインターネットニュース情報発信プラットフォームサービスを提供するには、当該プラットフォームに登録しているユーザーと取決めに調印し、双方の権利と義務を明確すべきである。

公式アカウントを開設するユーザーに対して、インターネットニュース情報サービス提供者はそのアカウント情報、サービス資格やサービス範囲などの情報を審査するとともに、所在の省、自治区、あるいは直轄市のインターネット情報弁公室へ報告して記録に残すべきである。

第十五条 インターネットニュース情報サービス提供者がニュース情報を転載する際、中央または省、自治区、直轄市直属の新聞単位など国家によって規定された範囲内の単位で発表されたニュース情報を転載し、ニュース情報ソース、原作者、元のタイトル、編集者の実名などを明記し、タイトルの本来の意味やニュース情報内容を歪曲し、改ざんしてはならず、合わせてニュース情報ソースを遡ることができることを保証すべきである。

インターネットニュース情報サービス提供者がニュース情報を転載するには、著作権関連の法律や法規を遵守し、著作権者の合法的権益を保護すべきである。

第十六条 インターネットニュース情報サービス提供者及びユーザーは法律や行政法規の禁止する情報内容を作成、複製、発信、伝播してはならない。

インターネットニュース情報サービス提供者がサービスを提供する過程で、本規定の第三条または前項の規定に含まれている内容に違反したものを発見した場合、直ちに法に従い当該情報の送信を停止させ、削除などの措置をとり、関連記録を保存し、合わせて関係主管部門に報告すべきである。

第十七条 インターネットニュース情報サービス提供者が主要責任者、編集長、主管単位、株式保有構造など、許可条件に影響する重要な事項を変更するには、元の許可機関に変更手続きを行うべきである。

インターネットニュース情報サービス提供者が新技術を応用し、報道輿論の属性または社会動員能力を備えた応用機能を調整、増設するには、国家または省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室に報告し、インターネットニュース情報サービスセキュリティ評価を行うべきである。

第十八条 インターネットニュース情報サービス提供者は、目立つ場所にインターネットニュース情報サービス許可証番号を明示すべきである。

インターネットニュース情報サービス提供者は、社会的監督を自覚的に受け入れ、社会の苦情摘

発ルートを確立し、利便さのある苦情摘発受付を設置し、適時に公衆の苦情摘発を処理すべきである。

#### 第四章 監督点検

第十九条 国家と地方のインターネット情報弁公室は、日常点検と定期点検を組み合わせた監督管理制度を打ち立て、法律に従いインターネットニュース情報サービスの活動に対し監督、点検を実施すべきであり、関係単位と個人はこれに協力すべきである。

国家と地方のインターネット情報弁公室は、法執行人員の資格管理制度を整えるべきである。法執行人員は、法執行活動を行う際、法律に従い法執行証明書を提示すべきである。

第二十条 いかなる組織や個人も、インターネットニュース情報サービス提供者に本規定に違反した行為を発見したならば、それを国家と地方のインターネット情報弁公室に摘発することができる。

国家と地方のインターネット情報弁公室は、社会に摘発受理方法を公開すべきであり、摘発を受けた後は、法律に従い処理すべきである。インターネットニュース情報サービス提供者はこれに協力すべきである。

第二十一条 国家と地方のインターネット情報弁公室は、インターネットニュース情報サービスのインターネット信用ファイルを作成し、ブラックリスト制度と聴取制度を確立すべきである。

国家インターネット情報弁公室は、國務院の電気通信、公安、報道出版ラジオテレビなどの部門との情報共有のメカニズムを確立し、業務連絡と協調協力を強化し、法律に従い共同法執行などその他の特別監督点検活動を行う。

#### 第五章 法的責任

第二十二条 本規定の第五条に違反して、許可なくまたは免許の範囲を超えて、インターネットニュース情報サービス活動を行った場合、国家と省、自治区、直轄市のインターネット情報弁公室によって、職責に基づき、関係サービス活動の停止を命じられ、一万元以上三万元以下の罰金に処する。

第二十三条 インターネットニュース情報サービス提供者で、運営過程の中で許可条件と合致しないようになったものは、許可を与えた期限内に訂正が命じられる。この期限が過ぎても依然として合致しない場合は、ニュース情報の更新を一時停止される。「インターネットニュース情報サービス許可書」の有効期限の満了が依然として許可の条件を合致しない場合、許可書は更新されない。

第二十四条 インターネットニュース情報サービス提供者で、本規定の第七条の第二款、第八条、第十一条、第十二条、第十三条の第三款、第十四条、第十五条の第一款、第十七条、又第十八

条は、国家と地方のインターネット情報弁公室によって職責警告を与えて、期限内の訂正を命じられる。情状が重大又は訂正を拒否した場合、ニュース情報の更新を一時停止され、五千元以上三万元以下の罰金に処する。犯罪を構成するものは、法律に従って調刑事責任を追究する。

第二十五条 インターネットニュース情報サービスの提供者で本規定の第三条、第十六条の第一款、第十九条の第一款、第二十条の第二款の規定に違反したものには、国家と地方のインターネット情報弁公室が職責によって警告を与え、期限内の是正が命じられる。情状が重大または是正を拒否したものには、ニュース情報の更新を一時停止し、二万元以上三万元以下の罰金に処する。犯罪を構成するものには、法律に従い刑事責任を追究する。

第二十六条 インターネットニュース情報サービスの提供者で本規定の第十三条の第一款、第十六条の第二款に違反したものには、国家と地方のインターネット情報弁公室が「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」の規定に基づき処理される。

## 第六章 附則

第二十七条 本規定のいうところの報道単位とは、法律に従い設立された新聞雑誌社、ラジオ局、テレビ局、通信社およびニュース映画製作所を指す。

第二十八条 本規定に違反し、同時にインターネット情報サービス管理規定に違反したものは、国家と地方のインターネット情報弁公室が本規定により処理した後、電気通信の主管部門に委ねて法律に従い処置する。

国家にインターネットの視聴番組サービス、ネット出版サービスなどに対して別に規定がある場合、同時にその規定に符合させるべきである。

第二十九条 本規定は2017年6月1日より施行する。本規定が施行される前に公布された関連規定で本規定と一致しないものには、本規定により執行する。

翻訳者：孫鑫钰 陳晔 席珺琳 張如意 整理：蔡昕悦

(中国語原文)

《互联网新闻信息服务管理规定》已经国家互联网信息办公室室务会议审议通过，现予公布，自2017年6月1日起施行。

主任 徐麟

2017年5月2日

## 互联网新闻信息服务管理规定

### 第一章 总则

第一条 为加强互联网信息内容管理，促进互联网新闻信息服务健康有序发展，根据《中华人民共和国网络安全法》《互联网信息服务管理办法》《国务院关于授权国家互联网信息办公室负责互联网信息内容管理工作的通知》，制定本规定。

第二条 在中华人民共和国境内提供互联网新闻信息服务，适用本规定。

本规定所称新闻信息，包括有关政治、经济、军事、外交等社会公共事务的报道、评论，以及有关社会突发事件的报道、评论。

第三条 提供互联网新闻信息服务，应当遵守宪法、法律和行政法规，坚持为人民服务、为社会主义服务的方向，坚持正确舆论导向，发挥舆论监督作用，促进形成积极健康、向上向善的网络文化，维护国家利益和公共利益。

第四条 国家互联网信息办公室负责全国互联网新闻信息服务的监督管理执法工作。地方互联网信息办公室依据职责负责本行政区域内互联网新闻信息服务的监督管理执法工作。

### 第二章 许可

第五条 通过互联网站、应用程序、论坛、博客、微博客、公众账号、即时通信工具、网络直播等形式向社会公众提供互联网新闻信息服务，应当取得互联网新闻信息服务许可，禁止未经许可或超越许可范围开展互联网新闻信息服务活动。

前款所称互联网新闻信息服务，包括互联网新闻信息采编发布服务、转载服务、传播平台服务。

第六条 申请互联网新闻信息服务许可，应当具备下列条件：

- (一) 在中华人民共和国境内依法设立的法人；
- (二) 主要负责人、总编辑是中国公民；
- (三) 有与服务相适应的专职新闻编辑人员、内容审核人员和技术保障人员；
- (四) 有健全的互联网新闻信息服务管理制度；

(五) 有健全的信息安全管理制度和安全可控的技术保障措施；

(六) 有与服务相适应的场所、设施和资金。

申请互联网新闻信息采编发布服务许可的，应当是新闻单位（含其控股的单位）或新闻宣传部门主管的单位。

符合条件的互联网新闻信息服务提供者实行特殊管理股制度，具体实施办法由国家互联网信息办公室另行制定。

提供互联网新闻信息服务，还应当依法向电信主管部门办理互联网信息服务许可或备案手续。

第七条 任何组织不得设立中外合资经营、中外合作经营和外资经营的互联网新闻信息服务单位。

互联网新闻信息服务单位与境内外中外合资经营、中外合作经营和外资经营的企业进行涉及互联网新闻信息服务业务的合作，应当报经国家互联网信息办公室进行安全评估。

第八条 互联网新闻信息服务提供者的采编业务和经营业务应当分开，非公有资本不得介入互联网新闻信息采编业务。

第九条 申请互联网新闻信息服务许可，申请主体为中央新闻单位（含其控股的单位）或中央新闻宣传部门主管的单位的，由国家互联网信息办公室受理和决定；申请主体为地方新闻单位（含其控股的单位）或地方新闻宣传部门主管的单位的，由省、自治区、直辖市互联网信息办公室受理和决定；申请主体为其他单位的，经所在地省、自治区、直辖市互联网信息办公室受理和初审后，由国家互联网信息办公室决定。

国家或省、自治区、直辖市互联网信息办公室决定批准的，核发《互联网新闻信息服务许可证》。《互联网新闻信息服务许可证》有效期为三年。有效期届满，需继续从事互联网新闻信息服务活动的，应当于有效期届满三十日前申请续办。

省、自治区、直辖市互联网信息办公室应当定期向国家互联网信息办公室报告许可受理和决定情况。

第十条 申请互联网新闻信息服务许可，应当提交下列材料：

(一) 主要负责人、总编辑为中国公民的证明；

(二) 专职新闻编辑人员、内容审核人员和技术保障人员的资质情况；



- (三) 互联网新闻信息服务管理制度；
- (四) 信息安全管理和技术保障措施；
- (五) 互联网新闻信息服务安全评估报告；
- (六) 法人资格、场所、资金和股权结构等证明；
- (七) 法律法规规定的其他材料。

### 第三章 运行

第十一条 互联网新闻信息服务提供者应当设立总编辑，总编辑对互联网新闻信息内容负总责。总编辑人选应当具有相关从业经验，符合相关条件，并报国家或省、自治区、直辖市互联网信息办公室备案。

互联网新闻信息服务相关从业人员应当依法取得相应资质，接受专业培训、考核。互联网新闻信息服务相关从业人员从事新闻采编活动，应当具备新闻采编人员职业资格，持有国家新闻出版广电总局统一颁发的新闻记者证。

第十二条 互联网新闻信息服务提供者应当健全信息发布审核、公共信息巡查、应急处置等信息安全管理制度，具有安全可控的技术保障措施。

第十三条 互联网新闻信息服务提供者为用户提供互联网新闻信息传播平台服务，应当按照《中华人民共和国网络安全法》的规定，要求用户提供真实身份信息。用户不提供真实身份信息的，互联网新闻信息服务提供者不得为其提供相关服务。

互联网新闻信息服务提供者对用户身份信息和日志信息负有保密的义务，不得泄露、篡改、毁损，不得出售或非法向他人提供。

互联网新闻信息服务提供者及其从业人员不得通过采编、发布、转载、删除新闻信息，干预新闻信息呈现或搜索结果等手段谋取不正当利益。

第十四条 互联网新闻信息服务提供者提供互联网新闻信息传播平台服务，应当与在其平台上注册的用户签订协议，明确双方权利义务。

对用户开设公众账号的，互联网新闻信息服务提供者应当审核其账号信息、服务资质、服务范围等信息，并向所在地省、自治区、直辖市互联网信息办公室分类备案。

第十五条 互联网新闻信息服务提供者转载新闻信息，应当转载中央新闻单位或省、自治区、直辖市直属新闻单位等国家规定范围内的单位发布的新闻信息，注明新闻信息来源、原作者、原标题、编辑真实姓名等，不得歪曲、篡改标题原意和新闻信息内容，并保证新闻信息来源可追溯。

互联网新闻信息服务提供者转载新闻信息，应当遵守著作权相关法律法规的规定，保护著作权人的合法权益。

第十六条 互联网新闻信息服务提供者和用户不得制作、复制、发布、传播法律、行政法规禁止的信息内容。

互联网新闻信息服务提供者提供服务过程中发现含有违反本规定第三条或前款规定内容的，应当依法立即停止传输该信息、采取删除等处置措施，保存有关记录，并向有关主管部门报告。

第十七条 互联网新闻信息服务提供者变更主要负责人、总编辑、主管单位、股权结构等影响许可条件的重大事项，应当向原许可机关办理变更手续。

互联网新闻信息服务提供者应用新技术、调整增设具有新闻舆论属性或社会动员能力的应用功能，应当报国家或省、自治区、直辖市互联网信息办公室进行互联网新闻信息服务安全评估。

第十八条 互联网新闻信息服务提供者应当在明显位置明示互联网新闻信息服务许可证编号。

互联网新闻信息服务提供者应当自觉接受社会监督，建立社会投诉举报渠道，设置便捷的投诉举报入口，及时处理公众投诉举报。

#### 第四章 监督检查

第十九条 国家和地方互联网信息办公室应当建立日常检查和定期检查相结合的监督管理制度，依法对互联网新闻信息服务活动实施监督检查，有关单位、个人应当予以配合。

国家和地方互联网信息办公室应当健全执法人员资格管理制度。执法人员开展执法活动，应当依法出示执法证件。

第二十条 任何组织和个人发现互联网新闻信息服务提供者有违反本规定行为的，可以向国家和地方互联网信息办公室举报。

国家和地方互联网信息办公室应当向社会公开举报受理方式，收到举报后，应当依法予以处置。互联网新闻信息服务提供者应当予以配合。

第二十一条 国家和地方互联网信息办公室应当建立互联网新闻信息服务网络信用档案，建立失信黑名单制度和约谈制度。

国家互联网信息办公室会同国务院电信、公安、新闻出版广电等部门建立信息共享机制，加强工作沟通和协作配合，依法开展联合执法等专项监督检查活动。

## 第五章 法律责任

第二十二条 违反本规定第五条规定，未经许可或超越许可范围开展互联网新闻信息服务活动的，由国家和省、自治区、直辖市互联网信息办公室依据职责责令停止相关服务活动，处一万元以上三万元以下罚款。

第二十三条 互联网新闻信息服务提供者运行过程中不再符合许可条件的，由原许可机关责令限期改正；逾期仍不符合许可条件的，暂停新闻信息更新；《互联网新闻信息服务许可证》有效期届满仍不符合许可条件的，不予换发许可证。

第二十四条 互联网新闻信息服务提供者违反本规定第七条第二款、第八条、第十一条、第十二条、第十三条第三款、第十四条、第十五条第一款、第十七条、第十八条规定的，由国家和地方互联网信息办公室依据职责给予警告，责令限期改正；情节严重或拒不改正的，暂停新闻信息更新，处五千元以上三万元以下罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十五条 互联网新闻信息服务提供者违反本规定第三条、第十六条第一款、第十九条第一款、第二十条第二款规定的，由国家和地方互联网信息办公室依据职责给予警告，责令限期改正；情节严重或拒不改正的，暂停新闻信息更新，处二万元以上三万元以下罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第二十六条 互联网新闻信息服务提供者违反本规定第十三条第一款、第十六条第二款规定的，由国家和地方互联网信息办公室根据《中华人民共和国网络安全法》的规定予以处理。

## 第六章 附则

第二十七条 本规定所称新闻单位，是指依法设立的报刊社、广播电台、电视台、通讯社和新闻电影制片厂。

第二十八条 违反本规定，同时违反互联网信息服务管理规定的，由国家和地方互联网信息办公室根据本规定处理后，转由电信主管部门依法处置。

国家对互联网视听节目服务、网络出版服务等另有规定的，应当同时符合其规定。

第二十九条 本规定自 2017 年 6 月 1 日起施行。本规定施行之前颁布的有关规定与本规定不一致的，按照本规定执行。

(参考)

2005年版「インターネットニュース情報サービス管理規定」

(日本語訳)

「インターネットニュース情報サービス管理規定」現在公布し、公布の日より施行する。

国务院新聞弁公室主任 蔡武  
情報産業部部長 王旭东  
二〇〇五年九月二十五日

## インターネットニュース情報サービス管理規定

### 第一章 総 則

第一条 インターネットニュース情報サービスを規範化し、公衆のインターネットニュース情報に対する需要を満足させ、国家の安全と公共の利益を守り、インターネットニュース単位の合法的権益を保護し、インターネットニュース情報サービスが健全、かつ秩序だつて発展させることを促進するため、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国域内でインターネットニュース情報サービスに従事するには本規定を遵守すべきである。

本規定のいうところのニュース情報とは、政治、経済、軍事、外交など社会の公共実務に関する報道、論評および社会の突発事件に関する報道、論評を含む時事政治類のニュース情報を指す。

本規定のいうところのインターネットニュース情報サービスとは、インターネットを通じてニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に向けて時事政治類の記事情報を送ることを含む。

第三条 インターネットニュース情報サービス単位がインターネット情報サービスに従事するには、憲法、法律および法規を遵守し、人民に奉仕し、社会主義に奉仕するという方向を堅持し、正しい世論の誘導を堅持し、国家の利益と公共の利益を守るべきである。

国家はインターネットニュース情報サービス単位が民族の素養を向上させ、経済発展を推進し、社会の進歩を促すことに有益で健全な文化的ニュース情報を伝播させるよう励ます。

第四条 国务院新聞弁公室は全国のインターネットニュース情報サービスの監督管理業務を主管する。省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室は当該行政区域内のインターネットニュース情報サービスの監督管理業務の責任を負う。

## 第二章 インターネットニュース情報サービス単位の設立

第五条 インターネットニュース情報サービス単位は下記の三種類に分けられる。

(一) 報道単位が設立した当該単位がすでに掲載放送したものを超えたニュース情報を掲載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

(二) 非報道単位が設立したニュース情報を転載し、時事政治類の電子掲示板サービスを提供し、公衆に時事政治類の記事情報を送るインターネットニュース情報サービス単位。

(三) 報道単位が設立した当該単位が掲載放送したニュース情報を掲載するインターネットニュース情報サービス単位。

『確かに残すことが必要な行政審査承認項目の設定する行政許可に対する国务院決定』と関係する行政法規に基づいて前款第(一)項、第(二)項の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立するには、国务院新聞弁公室の審査承認を経るべきである。

本条第一款第(三)項の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立するには、国务院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室に届出すべきである。

第六条 報道単位と非報道単位が合作によってインターネットニュース情報サービス単位を設立するのに、報道単位が有する株式が51%を下回らないものを報道単位が設立するインターネットニュース情報サービス単位と見なす。報道単位が有する株式が51%を下回るものを非報道単位が設立するインターネットニュース情報サービス単位と見なす。

第七条 本規定第五条第一款第(一)項の規定するインターネットニュース情報サービスの単位を設立するには、下記の条件を備えるべきである。

(一) 健全なインターネットニュース情報サービス管理規則制度を有する。

(二) 報道単位においてニュース業務に3年以上従事した専従ニュース編集人員を5名以上有する。

(三) 必要な場所、設備および資金があり、資金の出処が合法的である。

前款の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立、申請できる機関は、中央の報道単位、省、自治区、直轄市直属の報道単位、および省、自治区人民政府所在地の市直属報道単位であるべきである。

本条第一款の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を審査承認するには、本条が規定する条件に合わせるべきであるほかに、国务院新聞弁公室のインターネットニュース情報サービス業種の発展についての総量、構造、部署の要求にも合致させるべきである。

第八条 本規定第五条第一款第(二)項の規定するインターネットニュース情報サービス単位を設立するには、本規定第七条第一款第(一)項、第(三)項の規定する条件に合わせるべきであるほかに、専従ニュース編集人員を10名以上有するべきである。そのうち、報道単位で3年以上ニュース業務に従事したニュース編集人員は5名を下回らない。

前款の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請できる組織は、法律に従って設立されて2年以上インターネットニュース情報サービスに従事してきた法人で、あわせて最近の2年間において関連するインターネットニュース情報サービス管理に関する法律、法規、規則の規定に違反して行政処罰を受けていないものである。申請組織は企業法人であって、登記資本金が1,000万人民元を下回らないべきである。

本条第一款の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を審査承認するには、本条が規定する条件にあわせるべきであるほかに、國務院新聞弁公室のインターネットニュース情報サービス業種の発展についての総量、構造、部署の要求にも合致させるべきである。

第九条 いかなる組織も中外合資経営、中外合作経営および外資経営のインターネットニュース情報サービス単位を設立することはできない。

インターネットニュース情報サービス単位が域内外合資経営、中外合作経営および外資経営の企業とインターネットニュース情報サービス業務に関する合作を進めるには、國務院新聞弁公室に報告して、安全評価を得るべきである。

第十条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請するには、申請登記表に記入とともに、下記の資料を提供すべきである。

- （一）インターネットニュース情報サービス管理規則制度
- （二）場所の所有権証明あるいは使用権証明と資金の出処、金額証明
- （三）ニュース編集人員の従業資格証明

本規定第五条第一款第（一）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請する機関は、報道単位資質証明も提出すべきである。本規定第五条第一款第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請する組織は、法人資格証明も提出すべきである。

第十一条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位の設立を申請するには、中央の報道単位は國務院新聞弁公室へ申請を提出すべきである。省、自治区、直轄市直属の報道単位と省、自治区人民政府所在地の市直属新聞単位および非報道単位は所在地の省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室を通じて國務院新聞弁公室へ申請を提出すべきである。

省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室を通じて申請が提出されたものには、省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室は申請を受け取った日から20日以内に実地調査を行い、初歩的審査意見を國務院新聞弁公室に報告すべきである。國務院新聞弁公室は初歩的審査意見を受け取った日から40日以内に決定を下すべきである。國務院新聞弁公室に申請が提出されたものには、國務院新聞弁公室は申請を受け取った日から40日以内に実地調査を行い、決定を下すべきである。承認されたものには、インターネットニュース情報サービス許可証を発行する。承認されないものには、書面で申請人に通知、理由も説明すべきである。

第十二条 本規定第五条第一款第（三）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位で、中央の報道単位によって設立されたものであれば、インターネットニュース情報サービスに従事した日より一ヶ月以内に国务院新聞弁公室に届出を行うべきである。他の報道単位によって設立されたものであれば、インターネットニュース情報サービスに従事した日から一ヶ月以内に所在地の省、自治区、直轄市人民政府新聞弁公室に届出を行うべきである。

届出を行うときには、届出登記表に記入するとともに、インターネットニュース情報サービス管理規則制度と報道単位資質証明を提出すべきである。

第十三条 インターネットニュース情報サービス単位は本規定に従って設立されたあと、インターネット情報サービス管理に関する行政法規に従って電信主管部門に関係手続を行うべきである。

第十四条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が名称、住所、法定代表者あるいは主要責任者、株式構成、サービス項目、ウェブサイトアドレス等の事項を変更するには、国务院新聞弁公室にインターネットニュース情報サービス許可証の変更発行の申請をすべきである。電信管理の関係規定に基づいて、電信主管部門の承認を必要とする、あるいは電信主管部門による許可証あるいは届出変更手続が必要なものは、関係規定にあわせて処理すべきである。

本規定第五条第一款第（三）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が名称、住所、法定代表者あるいは主要責任者、株式構成、サービス項目、ウェブサイトアドレス等の事項を変更するには、届出した機関に再び届出を行うべきである。しかし、株式構成変更後、報道単位が有する株式が51%を下回るものは、本規定にあわせて許可手続を取り扱うべきである。電信管理の関係規定に基づいて、電信主管部門の承認を必要とする、あるいは電信主管部門による許可証あるいは届出変更手続が必要なものは、関係規定にあわせて処理すべきである。

### 第三章 インターネットニュース情報サービス規範

第十五条 インターネットニュース情報サービス単位は審査承認されたサービス項目に従って、インターネットニュース情報サービスを提供すべきである。

第十六条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位がニュース情報を転載し、あるいは公衆に時事政治類の記事情報を流す時には、中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位によって発表されたニュース情報を転載すべきとともに、ニュースソースを明らかにすべきであり、もとのニュース情報の内容を歪曲してはならない。

本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位が、自分で編集したニュース情報を掲載してはならない。



第十七条 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位がニュース情報を転載するには、中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位と書面による取り決めに調印すべきである。中央の報道単位が設立したインターネットニュース情報サービス単位は、この取り決めの副本を國務院新聞弁公室に報告、届出すべきである。

中央の報道単位あるいは省、自治区、直轄市直属の報道単位が前款の規定する取り決めに調印する時、相手方のインターネットニュース情報サービス許可証を確認すべきであり、インターネットニュース情報サービス許可証のない単位にニュース情報を提供してはならない。

第十八条 中央の報道単位が本規定の第五条第一款第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位と、原稿提供以外のインターネットニュース業務合作を繰り広げるには、合作業務を繰り広げる 10 日前に、國務院新聞弁公室に報告すべきである；その他の報道単位が本規定の第五条第一款第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位と、原稿提供以外のインターネットニュース業務合作を繰り広げるには、合作業務を繰り広げる 10 日前に、所在地の省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室に報告すべきである。

第十九条 インターネットニュース情報サービス単位が掲載、流すニュース情報および提供する時事政治類の電子掲示板サービスには、下記の内容を含んではならない：

- （一）憲法が確定したところの基本原則に違反するもの。
- （二）国家の安全に危害を与える、国家秘密を漏洩する、国家政権を転覆する、国家の統一を破壊するもの。
- （三）国家の榮譽と利益を損うもの。
- （四）民族敵視、民族差別を煽動し、民族団結を破壊するもの。
- （五）国家の宗教政策を破壊し、邪教と封建迷信を宣揚するもの。
- （六）デマを散布し、社会秩序を乱し、社会の安定を破壊するもの。
- （七）猥褻、色情、賭博、暴力、殺人、恐怖を散布あるいは犯罪を教唆するもの。
- （八）他人を侮辱、誹謗あるいは他人の合法的權益を侵害するもの。
- （九）不法な集会、結社、デモ、示威を煽動し、民衆を集めて社会秩序を乱すもの。
- （十）不法な民間組織の名によって活動を行うもの。
- （十一）法律、行政法規が禁止するその他の内容を含むもの。

第二十条 インターネットニュース情報サービス単位はニュース情報内容管理責任制度を打ち立てるべきである。本規定第三条第一款、第十九条の規定する内容に違反した内容を含むニュース情報を掲載、流してはならない。提供する時事政治類の電子掲示板サービスの中で本規定第三条、第十九条の規定する内容に違反したものを発見したならば、直ちにそれを削除し、関係記録を保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときには、それを提供すべきである。

第二十一条 インターネットニュース情報サービス単位は掲載、流したニュース情報内容および

その時間、ウェブアドレスを記録し、その記録バックアップは少なくとも 60 日間保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときには、それを提供すべきである。

#### 第四章 監督管理

第二十二條 國務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室は法律によって、インターネットニュース情報サービス単位に対し監督検査を行うが、関係単位、個人はこれに協力すべきである。

國務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室の職員は法律によって実地検査を行うとき法律執行証明書を提示すべきである。

第二十三條 國務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市の人民政府新聞弁公室はインターネットニュース情報サービス単位に監督検査を行うべきであり、インターネットニュース情報サービス単位が掲載、流したニュース情報あるいは提供した時事政治類電子公告サービスの中で、本規定の第三条第一款、第十九條の規定に違反した内容を含むことを発見したら、その削除を通知すべきである。インターネットニュース情報サービス単位は直ちに削除し、関係記録を保存するとともに、関係部門が法律に従って問い合わせをしてきたときは、それを提供すべきである。

第二十四條 本規定第五条第一款第（一）項、第（二）項の規定するインターネットニュース情報サービス単位で、中央の報道単位によって設立されたものは、毎年規定された期間内に國務院新聞弁公室に年度業務報告を提出すべきである。その他の報道単位あるいは非報道単位によって設立されたものは、毎年規定された期間内に所在地の省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室を通じて國務院新聞弁公室に年度業務報告を提出すべきである。

國務院新聞弁公室は報告状況に基づいて、インターネットニュース情報サービス単位の管理制度、人員資質、サービス内容等に対し検査を行うことができる。

第二十五條 インターネットニュース情報サービス単位は公衆の監督を受け入れるべきである。

國務院新聞弁公室は摘発ウェブサイトアドレス、電話を公表し、公衆の摘発を受け入れるとともに法律に従って処理すべきである。その他の部門の職責範囲に属する摘発については、関係部門に処理を委ねるべきである。

#### 第五章 法律責任

第二十六條 本規定第五条第二款の規定に違反し、勝手にインターネットニュース情報サービスに従事する、あるいは本規定第十五條の規定に違反し、審査承認したサービス項目を超えてインターネットニュース情報サービスに従事したものは、國務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて違法活動を停止するよう命じられるとともに、1 万元以上 3 万元以下の罰金に処する。情状が重大なものには、電信主管部門によって国

務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室の書面認定意見に基づいて、インターネットニュース情報サービス管理に関する行政法規の規定にあわせてそのインターネットニュース情報サービスを停止、あるいはインターネット接続サービス者に接続サービスを停止するよう命じられる。

第二十七条 インターネットニュース情報サービス単位の掲載、流すニュース情報に本規定第十九条の禁止内容が含まれる、あるいは削除の義務の履行を拒否したものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によって警告が与えられるとともに、1万元以上3万元以下の罰金に処することができる。情状が重大なものには、電信主管部門によって国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室の書面認定意見に基づいて、インターネットニュース情報サービス管理に関する行政法規の規定にあわせてそのインターネットニュース情報サービスを停止、あるいはインターネット接続サービス者に接続サービスを停止するよう命じられる。

インターネットニュース情報サービス単位の掲載、流すニュース情報が本規定第三条第一款の規定に違反した内容を含むものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて、前款の規定処罰の種類、度合にあわせて処罰が行われる。

第二十八条 本規定の第十六条の規定に違反し、出処が非合法的なニュース情報を掲載し、自ら取材編集したニュース情報を掲載あるいはもとのニュース情報内容を歪曲したものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて善処が命じられ、警告が与えられるとともに5000元以上、3万元以下の罰金に処する。

本規定の第十六条の規定に違反し、出処を明記しなかったものは、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて善処が命じられ、警告が与えられるとともに5000元以上、2万元以下の罰金に処することができる。

第二十九条 本規定に違反し、下記の行為の一つがある場合は、国務院新聞弁公室あるいは省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室によってそれぞれの職権に基づいて、善処が命じられ、警告が与えられるとともに、3万元以下の罰金に処することができる。

- (一) 届出義務を履行しないもの。
- (二) 報告義務を履行しないもの。
- (三) 記録、記録バックアップの保存あるいはその提供義務を履行しないもの。

第三十条 本規定第十七条第二款の規定に違反し、インターネットニュース情報サービス許可証のない単位にニュース情報を提供したものは、責任を負う主管要員とその他の直接責任を負う要員に対し、法律に基づいて行政処分が行われる。

第三十一条 国務院新聞弁公室と省、自治区、直轄市人民政府の新聞弁公室および電信主管部門

の職員で職務を怠ったり、職権を濫用したり、私腹を肥やしたりして、重大な結果をもたらしたもので、犯罪を構成するものは、法律に基づいて刑事責任が追究される。犯罪を構成しないものは、責任を負う主管要員とその他の直接責任を負う要員に対し、法律に基づいて行政処分が行われる。

## 第六章 附則

第三十二条 本規定のいうところの報道単位とは、法律に基づいて設立された新聞社、ラジオ局、テレビ局と通信社を指す。その中で、中央の報道単位には中央の国家機関の各部門が設立した報道単位を含む。

第三十三条 本規定は公布の日より施行する。

翻訳：張恵嫻、常珈銘（整理）、邢佳

(中国語原文)

《互联网新闻信息服务管理规定》现予公布，自公布之日起施行。

国务院新闻办公室主任 蔡武  
信息产业部 王旭东  
二〇〇五年九月二十五日

## 互联网新闻信息服务管理规定

### 第一章 总 则

第一条 为了规范互联网新闻信息服务，满足公众对互联网新闻信息的需求，维护国家安全和公共利益，保护互联网新闻信息服务单位的合法权益，促进互联网新闻信息服务健康、有序发展，制定本规定。

第二条 在中华人民共和国境内从事互联网新闻信息服务，应当遵守本规定。

本规定所称新闻信息，是指时政类新闻信息，包括有关政治、经济、军事、外交等社会公共事务的报道、评论，以及有关社会突发事件的报道、评论。

本规定所称互联网新闻信息服务，包括通过互联网登载新闻信息、提供时政类电子公告服务和向公众发送时政类通讯信息。

第三条 互联网新闻信息服务单位从事互联网新闻信息服务，应当遵守宪法、法律和法规，坚持为人民服务、为社会主义服务的方向，坚持正确的舆论导向，维护国家利益和公共利益。

国家鼓励互联网新闻信息服务单位传播有益于提高民族素质、推动经济发展、促进社会进步的健

康、文明的新闻信息。

第四条 国务院新闻办公室主管全国的互联网新闻信息服务监督管理工作。省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室负责本行政区域内的互联网新闻信息服务监督管理工作。

## 第二章 互联网新闻信息服务单位的设立

第五条 互联网新闻信息服务单位分为以下三类：

(一) 新闻单位设立的登载超出本单位已刊登播发的新闻信息、提供时政类电子公告服务、向公众发送时政类通讯信息的互联网新闻信息服务单位；

(二) 非新闻单位设立的转载新闻信息、提供时政类电子公告服务、向公众发送时政类通讯信息的互联网新闻信息服务单位；

(三) 新闻单位设立的登载本单位已刊登播发的新闻信息的互联网新闻信息服务单位。

根据《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》和有关行政法规，设立前款第(一)项、第(二)项规定的互联网新闻信息服务单位，应当经国务院新闻办公室审批。

设立本条第一款第(三)项规定的互联网新闻信息服务单位，应当向国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

第六条 新闻单位与非新闻单位合作设立互联网新闻信息服务单位，新闻单位拥有的股权不低于51%的，视为新闻单位设立互联网新闻信息服务单位；新闻单位拥有的股权低于51%的，视为非新闻单位设立互联网新闻信息服务单位。

第七条 设立本规定第五条第一款第(一)项规定的互联网新闻信息服务单位，应当具备下列条件：

- (一) 有健全的互联网新闻信息服务管理规章制度；
- (二) 有5名以上在新闻单位从事新闻工作3年以上的专职新闻编辑人员；
- (三) 有必要的场所、设备和资金，资金来源应当合法。

可以申请设立前款规定的互联网新闻信息服务单位的机构，应当是中央新闻单位，省、自治区、直辖市直属新闻单位，以及省、自治区人民政府所在地的市直属新闻单位。

审批设立本条第一款规定的互联网新闻信息服务单位，除应当依照本条规定条件外，还应当符合国务院新闻办公室关于互联网新闻信息服务行业发展的总量、结构、布局的要求。

第八条 设立本规定第五条第一款第(二)项规定的互联网新闻信息服务单位，除应当具备本规定第七条第一款第(一)项、第(三)项规定条件外，还应当有10名以上专职新闻编辑人员；其中，在新闻单位从事新闻工作3年以上的新闻编辑人员不少于5名。

可以申请设立前款规定的互联网新闻信息服务单位的组织，应当是依法设立2年以上的从事互联网信息服务的法人，并在最近2年内没有因违反有关互联网信息服务管理的法律、法规、规章的规定受到行政处罚；申请组织为企业法人的，注册资本应当不低于1000万元人民币。

审批设立本条第一款规定的互联网新闻信息服务单位，除应当依照本条规定条件外，还应当符合国务院新闻办公室关于互联网新闻信息服务行业发展的总量、结构、布局的要求。

第九条 任何组织不得设立中外合资经营、中外合作经营和外资经营的互联网新闻信息服务单位。

互联网新闻信息服务单位与境内外中外合资经营、中外合作经营和外资经营的企业进行涉及互联网

新闻信息服务业务的合作，应当报经国务院新闻办公室进行安全评估。

第十条 申请设立本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，应当填写申请登记表，并提交下列材料：

- （一）互联网新闻信息服务管理规章制度；
- （二）场所的产权证明或者使用权证明和资金的来源、数额证明；
- （三）新闻编辑人员的从业资格证明。

申请设立本规定第五条第一款第（一）项规定的互联网新闻信息服务单位的机构，还应当提交新闻单位资质证明；申请设立本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位的组织，还应当提交法人资格证明。

第十一条 申请设立本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，中央新闻单位应当向国务院新闻办公室提出申请；省、自治区、直辖市直属新闻单位和省、自治区人民政府所在地的市直属新闻单位以及非新闻单位应当通过所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室向国务院新闻办公室提出申请。

通过省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室提出申请的，省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室应当自收到申请之日起 20 日内进行实地检查，提出初审意见报国务院新闻办公室；国务院新闻办公室应当自收到初审意见之日起 40 日内作出决定。向国务院新闻办公室提出申请的，国务院新闻办公室应当自收到申请之日起 40 日内进行实地检查，作出决定。批准的，发给互联网新闻信息服务许可证；不批准的，应当书面通知申请人并说明理由。

第十二条 本规定第五条第一款第（三）项规定的互联网新闻信息服务单位，属于中央新闻单位设立的，应当自从事互联网新闻信息服务之日起 1 个月内向国务院新闻办公室备案；属于其他新闻单位设立的，应当自从事互联网新闻信息服务之日起 1 个月内向所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

办理备案时，应当填写备案登记表，并提交互联网新闻信息服务管理规章制度和新闻单位资质证明。

第十三条 互联网新闻信息服务单位依照本规定设立后，应当依照有关互联网信息服务管理的行政法规向电信主管部门办理有关手续。

第十四条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位变更名称、住所、法定代表人或者主要负责人、股权构成、服务项目、网站网址等事项的，应当向国务院新闻办公室申请换发互联网新闻信息服务许可证。根据电信管理的有关规定，需报电信主管部门批准或者需要电信主管部门办理许可证或者备案变更手续的，依照有关规定办理。

本规定第五条第一款第（三）项规定的互联网新闻信息服务单位变更名称、住所、法定代表人或者主要负责人、股权构成、网站网址等事项的，应当向原备案机关重新备案；但是，股权构成变更后，新闻单位拥有的股权低于 51% 的，应当依照本规定办理许可手续。根据电信管理的有关规定，需报电信主管部门批准或者需要电信主管部门办理许可证或者备案变更手续的，依照有关规定办理。

### 第三章 互联网新闻信息服务规范

第十五条 互联网新闻信息服务单位应当按照核定的服务项目提供互联网新闻信息服务。

第十六条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，转载新闻信息或者向公众发送时政类通讯信息，应当转载、发送中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位发布的新闻信息，并应当注明新闻信息来源，不得歪曲原新闻信息的内容。

本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，不得登载自行采编的新闻信息。

第十七条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位转载新闻信息，应当与中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位签订书面协议。中央新闻单位设立的互联网新闻信息服务单位，应当将协议副本报国务院新闻办公室备案；其他互联网新闻信息服务单位，应当将协议副本报所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室备案。

中央新闻单位或者省、自治区、直辖市直属新闻单位签订前款规定的协议，应当核验对方的互联网新闻信息服务许可证，不得向没有互联网新闻信息服务许可证的单位提供新闻信息。

第十八条 中央新闻单位与本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位开展除供稿之外的互联网新闻业务合作，应当在开展合作业务 10 日前向国务院新闻办公室报告；其他新闻单位与本规定第五条第一款第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位开展除供稿之外的互联网新闻业务合作，应当在开展合作业务 10 日前向所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室报告。

第十九条 互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息或者提供的时政类电子公告服务，不得含有下列内容：

- （一）违反宪法确定的基本原则的；
- （二）危害国家安全，泄露国家秘密，颠覆国家政权，破坏国家统一的；
- （三）损害国家荣誉和利益的；
- （四）煽动民族仇恨、民族歧视，破坏民族团结的；
- （五）破坏国家宗教政策，宣扬邪教和封建迷信的；
- （六）散布谣言，扰乱社会秩序，破坏社会稳定的；
- （七）散布淫秽、色情、赌博、暴力、恐怖或者教唆犯罪的；
- （八）侮辱或者诽谤他人，侵害他人合法权益的；
- （九）煽动非法集会、结社、游行、示威、聚众扰乱社会秩序的；
- （十）以非法民间组织名义活动的；
- （十一）含有法律、行政法规禁止的其他内容的。

第二十条 互联网新闻信息服务单位应当建立新闻信息内容管理责任制度。不得登载、发送含有违反本规定第三条第一款、第十九条规定内容的新闻信息；发现提供的时政类电子公告服务中含有违反本规定第三条第一款、第十九条规定内容的，应当立即删除，保存有关记录，并在有关部门依法查询时予以提供。

第二十一条 互联网新闻信息服务单位应当记录所登载、发送的新闻信息内容及其时间、互联网地址，记录备份应当至少保存 60 日，并在有关部门依法查询时予以提供。

#### 第四章 监督管理

第二十二条 国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室，依法对互联网新闻信息服务单位进行监督检查，有关单位、个人应当予以配合。

国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室的工作人员依法进行实地检查时，应当出示执法证件。

第二十三条 国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室，应当对互联网新闻信息服务进行监督；发现互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息或者提供的时政类电子公告服务中含有违反本规定第三条第一款、第十九条规定内容的，应当通知其删除。互联网新闻信息服务单位应当立即删除，保存有关记录，并在有关部门依法查询时予以提供。

第二十四条 本规定第五条第一款第（一）项、第（二）项规定的互联网新闻信息服务单位，属于中央新闻单位设立的，应当每年在规定期限内向国务院新闻办公室提交年度业务报告；属于其他新闻单位或者非新闻单位设立的，应当每年在规定期限内通过所在地省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室向国务院新闻办公室提交年度业务报告。

国务院新闻办公室根据报告情况，可以对互联网新闻信息服务单位的管理制度、人员资质、服务内容等进行检查。

第二十五条 互联网新闻信息服务单位应当接受公众监督。

国务院新闻办公室应当公布举报网站网址、电话，接受公众举报并依法处理；属于其他部门职责范围的举报，应当移交有关部门处理。

## 第五章 法律责任

第二十六条 违反本规定第五条第二款规定，擅自从事互联网新闻信息服务，或者违反本规定第十五条规定，超出核定的服务项目从事互联网新闻信息服务的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令停止违法活动，并处1万元以上3万元以下的罚款；情节严重的，由电信主管部门根据国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室的书面认定意见，按照有关互联网信息服务管理的行政法规的规定停止其互联网信息服务或者责令互联网接入服务者停止接入服务。

第二十七条 互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息含有本规定第十九条禁止内容，或者拒不履行删除义务的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室给予警告，可以并处1万元以上3万元以下的罚款；情节严重的，由电信主管部门根据有关主管部门的书面认定意见，按照有关互联网信息服务管理的行政法规的规定停止其互联网信息服务或者责令互联网接入服务者停止接入服务。

互联网新闻信息服务单位登载、发送的新闻信息含有违反本规定第三条第一款规定内容的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权依照前款规定的处罚种类、幅度予以处罚。

第二十八条 违反本规定第十六条规定，转载来源不合法的新闻信息、登载自行采编的新闻信息或者歪曲原新闻信息内容的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令改正，给予警告，并处5000元以上3万元以下的罚款。

违反本规定第十六条规定，未注明新闻信息来源的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室依据各自职权责令改正，给予警告，可以并处5000元以上2万元以下的罚款。

第二十九条 违反本规定有下列行为之一的，由国务院新闻办公室或者省、自治区、直辖市人民政



府新闻办公室依据各自职权责令改正，给予警告，可以并处 3 万元以下的罚款：

- （一）未履行备案义务的；
- （二）未履行报告义务的；
- （三）未履行记录、记录备份保存或者提供义务的。

第三十条 违反本规定第十七条第二款规定，向没有互联网新闻信息服务许可证的单位提供新闻信息的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

第三十一条 国务院新闻办公室和省、自治区、直辖市人民政府新闻办公室以及电信主管部门的工作人员，玩忽职守、滥用职权、徇私舞弊，造成严重后果，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，对负有责任的主管人员和其他直接责任人员依法给予行政处分。

## 第六章 附 则

第三十二条 本规定所称新闻单位是指依法设立的报社、广播电台、电视台和通讯社；其中，中央新闻单位包括中央国家机关各部门设立的新闻单位。

第三十三条 本规定自公布之日起施行。

（『ジャーナリズム&メディア』第9号 2016.3「中国におけるオンラインニュース規定」 pp.210-228 から転載）

## 2018年の新聞界

阿部 圭介\*

2018年の日本新聞協会加盟紙の総発行部数は4000万部を下回った<sup>(1)</sup>。また、同協会が10月に発表した2017年度新聞社総売上高推計調査結果によると、販売収入が1兆円を割るとともに、「その他収入」が広告収入を上回った<sup>(2)</sup>。2018年は、新聞社の経営に大きな変動が起きていることが、統計で示された年となった。

一方、報道活動では、朝日新聞が3月2日「森友文書 書き換えの疑い」との見出しで、財務省が決裁文書を書き換えて国会議員に提出していた旨を特報した<sup>(3)</sup>。財務省は文書書き換えを事実と認め、関係する官僚を処分した。くすぶっていた疑惑の真相究明だけでなく公文書の信頼性をめぐり、大きな波紋を呼ぶ報道だった。しかし、行政機関のトップである内閣総理大臣も、財務省のトップである財務大臣も続投した。また、9月に行われた沖縄県知事選挙では、インターネット上で発信された誤った情報や偽の情報について、地元紙が「ファクト・チェック」を行う試みが見られた。

テレビ朝日の女性記者に対する財務省幹部のセクシュアル・ハラスメント問題は、テレビのみならず新聞を含む報道機関全体がこれまでハラスメント問題に十分に対応できていなかったことを浮き彫りにした。

### 4000万部を下回るのは1974年以降では初めて

2018年の日本新聞協会加盟117紙の総発行部数は、前年より222万6613部（5.3%）減の3990万1576部だった。減少幅は過去最大で、総発行部数が3000万部台になるのは、1974年に4000万部を突破して以来初めてとなる。とりわけ東京地区での部数減少が激しく、7.9%減だった。これにより、1世帯当たりの部数は0.70部となった<sup>(4)</sup>。

こうした部数減少は、新聞社の売上高にも大きく影響を及ぼしている。同協会の日刊新聞92社を対象とした2017年度新聞社総売上高推計調査結果では、総売上高は前年度より556億円（3.1%）減の1兆7122億円だった。販売収入は9900億円と、2002年度に暦年から年度に集計期間を変えて以来、初めて1兆円を下回った。また、広告収入は3551億円、「その他収入」は3672億円となり、その他収入が広告収入を上回ったことが明らかになった。その他収入には、「販売」「広告」以外の出版、受託印刷、事業などの営業収入に加え、営業外収入と特別利益が含まれている。これまで新聞社の収入は、販売収入と広告収入の2本柱とされていたが、構成比では販売57.8%、広告20.7%、その他21.4%となり、広告収入の低下が進んだ<sup>(5)</sup>。

電通が2月22日に発表した「2017年 日本の広告費」でも、新聞広告の低迷が示されている。総広告費が1.6%増の6兆3907億円と伸びているものの、新聞広告費は前年比5.2%減の5147億円と大きく減らした。マス四媒体でも、テレビが0.9%減、ラジオが0.4%増と横ばい傾向を示してい

---

\*あべ けいすけ 日本新聞協会

る一方で、雑誌は9.0%減となっており、活字媒体には一層厳しい時代が到来している。対照的に、インターネットは、インターネット広告媒体費が1兆2,206億円(17.6%増)となっている<sup>(6)</sup>。集計方法に違いがあり単純比較はできないが、約20年前の新聞広告が最も好調だった時代に迫る水準となっている。

一方で、新聞社のデジタル関連事業による収入の割合は、一般紙の各社平均で1.169%、5%を超える社は2社に過ぎず、まだ小さな割合である<sup>(7)</sup>。

アメリカのワシントン・ポスト社はかつて、教育事業が収入の大きな柱だった。新聞以外の事業が新聞社の経営を支えていたわけだが、教育事業の低迷から、新聞事業をアマゾンの創業者・ジェフ・ベゾス氏に売却することにつながった<sup>(8)</sup>。ワシントン・ポスト紙は、リチャード・ニクソン大統領の辞任につながったウォーターゲート事件の特報など、優れたジャーナリズムを実践する報道機関として知られており、新聞(報道)以外の事業が、新聞(報道)事業を支える構造は、必ずしも問題があるとは言えない。その一方で、ワシントン・ポストの事例は、新聞以外の事業に依存する構造は、その事業に問題が生じた場合に、報道事業にも影響を及ぼすことをも示している。

### 公文書・行政の信頼性を問うたが

朝日新聞が3月2日、1面トップに「森友文書 書き換えの疑い」の大見出しで放った一連の特報は、行政機関が国会に対し虚偽の答弁を行ったばかりか、それに合わせて行政文書自体を書き換えていたことを明らかにした。大阪府の森友学園への国有地払い下げの適切性に関しては、かねて国会審議で取りざたされ、何度も追及されていた。森友学園は、運営する塚本幼稚園の運動会の選手宣誓で園児が「安倍首相がんばれ」と連呼したり、安倍晋三内閣総理大臣の妻・昭恵氏が講演をしたりするなど、その距離の近さが指摘されていた。

この報道は、「財務省が改ざんの事実を認め、関係者を大量処分する事態につながるとともに、公文書管理のあり方に一石を投じた。民主主義の土台を根底から揺るがす行為を明るみに出した一連のスクープは、歴史に残る優れた調査報道」として、新聞協会賞を受賞するなど、高い評価を得た<sup>(9)</sup>。

また、朝日新聞のスクープに呼応するかのよう毎日新聞は3月8日、入手した近畿財務局の決裁文書をもとに、財務省が国会に提出した文書が書き換えられていたことを裏付ける記事を掲載した<sup>(10)</sup>。朝日新聞のスクープに隠れがちだが、この報道の特徴は、情報公開請求を利用して資料を入手したことにある。毎日新聞が情報公開請求を利用して報道を行うのはこの例に限ったことではない。公文書問題に詳しい瀬畑源は、こうした毎日新聞の姿勢について、「特筆すべきは、毎日新聞社会部の情報公開制度を利用した調査報道のすごみ」と表現し、高く評価している<sup>(11)</sup>。政治家らとの人間関係によって情報を得ることが多い政治部の報道手法と対比し、「情報公開制度を利用した調査報道のあり方は、権力の監視というジャーナリズム本来の役割の観点からも有効性が高い」とも指摘した<sup>(12)</sup>。情報を得る端緒は人を經由することが多く、これまでの取材手法が必ずしも否定されるものではないが、取材手法が多様化すれば、報道活動がさらに充実することが期待される。その点で、傾聴すべき指摘である。

さて、国会審議は、言うまでもなく国民の代表である国会議員によって行われているものであり、少なくとも行政機関による答弁は何らかの根拠に基づいたもの、虚偽ではないものだと信頼

の上に成り立っているものと期待されていた。さらに、公文書は、政策のプロセス、行政機関の意思決定過程を記録するものとして、正しく保管され、将来の検証に応えるものとして期待されていた。ところが、一連の問題は、こうした前提を全く覆すこととなったにもかかわらず、所管大臣も行政機関のトップも代わることはなかった。その後も国会では、働き方改革関連法案の審議で厚生労働省が提出した労働時間に関する資料に誤りがあった、入管難民法改正案の審議で法務省が示した失踪した外国人技能実習生を対象とした聞き取り調査の集計データに誤りがあった、といった事態が相次いだ。しかし、これらはいずれも、政府が目指した方針に沿って法が成立した。

このように、新聞業界内部や専門家から高く評価された報道があったものの、現在のところ、政府の姿勢が改まった様子は見られない。なぜ、権力の不正を追及した報道が力を発揮しきれないのか。今後、検討しなければならない課題である。

### セクシュアル・ハラスメント問題波紋呼ぶ

長らく男性中心の職場だった新聞社で、女性の記者が増え続けている。新聞協会の2018年「従業員数・労務構成調査」によると、同年4月1日現在、新聞・通信社の女性記者の割合は20.2%と初めて2割を超えた。<sup>(13)</sup> その一方で、女性記者の活動を阻害する、卑劣な行為が発覚した。

テレビ朝日は4月19日、報道記者が福田淳一財務事務次官からセクシュアル・ハラスメントを受けていたと発表した。これを端緒に、報道機関におけるセクハラ問題がクローズアップされた。前述した、人間関係に依存する取材手法では、記者が取材対象者と一対一で会い、飲食をともにし、関係を構築、情報を得る例も多い。福田次官による問題も、このような取材手法につけ込んだものと言える。

ここでは、この問題をめぐる新聞業界の対応について見ることにする。財務省は同省の記者クラブである「財政研究会」加盟各社にセクハラに遭った記者がいれば調査に応じるよう要請した。しかし、自ら名乗り出るよう求めることは、被害者をさらに傷つけかねない。また、記者の場合は、取材相手、取材過程に関する秘密保持も求められるが、この点にも懸念があり、財政研究会は要請を拒否した。<sup>(14)</sup> また政府の「すべての女性が輝く社会づくり本部」は6月19日、各省庁に、新聞協会や記者クラブとの意見交換の場を設ける方針を示した。野田聖子・女性活躍担当大臣は、意見交換の場は「取材を制限するものではない」と説明したが、新聞協会は個別取材の制限につながることを懸念し、編集委員会が対応に当たることを決めた。<sup>(15)</sup>

また、新聞協会は6月20日、「取材源などからのハラスメントがあれば毅然と対応するとともに、同種の問題が今後起きないように注視する。また、課せられた使命に対する自覚を深め、加害者にもならないよう自らを律していく」とする「記者等に対するセクシュアルハラスメントに関する決議」を決定したほか、雑誌『新聞研究』2018年7月号では「セクハラ問題とメディア」と題した特集を組み、実態や新聞社の取り組みなどを紹介した。日本新聞労働組合連合（新聞労連）も、4月18日に「『セクハラは人権侵害』財務省は認識せよ」と題した声明を発表した。財務省の対応に強く抗議するだけでなく、会社側にも毅然とした対応を求めている。また、「新聞労連は性差を超えた社会問題としてセクハラを巡る問題に正面から向き合い、今後も会社や社会に対しメッセージを発信していく」として、女性だけに関わる問題ではない旨にも言及している。<sup>(16)</sup> 新聞労連は、4月21日、22日の両日、「全国女性集会」を開催し、セクハラ問題への対応をはじめ広く女性

の活躍に向けた問題を話し合った。

新聞社の記者採用では、既に男女が同数または女性が多いケースも出ている。女性記者の活躍を後押しする対策は、喫緊の課題である。そこには、セクハラ対策だけでなく、例えばワーク・ライフ・バランスと呼ばれる仕事と家庭との両立をめぐる対応なども含まれる。これは、ただ女性だけに関わる問題でもない。男女関係なく働きやすい職場づくりにもつながることになる。

### 沖縄県知事選で「ファクト・チェック」

沖縄県で発行されている『琉球新報』は9月に行われた沖縄県知事選挙で「ファクト・チェック」を試みた。偽の情報（フェイク・ニュース）を検証する取り組みである。9月8日付の記事では、インターネット上で流されている「朝日新聞の調査結果」として一方の候補者の支持率が他方に大差をつけているとする情報を取り上げた。朝日新聞社にその情報の真偽を確かめたところ「事実無根。調査していない」との回答を得たとして、「偽（フェイク）情報であることが分かった」と伝えた。<sup>(17)</sup>このほか、沖縄振興一括交付金の導入決定に至る取り組みに関する候補者の主張や、「携帯電話料金の4割削減」との公約などについても調査し、報道した。その取り組みは、同紙のウェブサイト上にも掲載されている。<sup>(18)</sup>同じく『沖縄タイムス』もファクト・チェックの記事を掲載したが、後に振り返って、記事の長さや写真の大きさまで同じ扱いにする原則を「逸脱するのはどうかとの意見と、選挙期間中に積極出稿すべきだとの声が両方あった」と与那嶺一枝編集局長が話したという。<sup>(19)</sup>意図的であるかどうかに関わらず、選挙期間中に誤った情報が出回れば、選挙結果をゆがめることにもつながる。そうなるのを防ぐため、ファクト・チェックを行うことは、報道機関にとって大切な役割と言える。どのような報道が「公平」であるのか理論構築し、認識の共有化を図り、現場を後押しすることができないか、研究者にボールが投げかけられている。

### 〈注〉

- (1) 『新聞協会報』2019年1月1日付、日本新聞協会。
- (2) 同2018年10月30日付。
- (3) 『朝日新聞』2018年3月2日付朝刊、朝日新聞社。
- (4) 『新聞協会報』2019年1月1日付、日本新聞協会。
- (5) 同2018年10月30日付。
- (6) 「2017年 日本の広告費」電通、[http://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad\\_cost/2017/](http://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2017/)。2019年1月25日閲覧。
- (7) 『新聞協会報』2018年10月30日付、日本新聞協会。
- (8) 志村一隆（2015）『群像の時代 動きはじめたメディアコンテンツ』ポット出版、65-67。
- (9) 『新聞協会報』2018年9月11日付、日本新聞協会。
- (10) 『毎日新聞』2018年3月8日付夕刊、毎日新聞社。
- (11) 瀬畑源（2018）『公文書問題—日本の「闇」の核心』集英社新書、78。
- (12) 同書、79。
- (13) 『新聞協会報』2018年8月28日付、日本新聞協会。
- (14) 同2018年4月24日付。

- (15) 同 2018 年 7 月 24 日付。
- (16) <http://www.shinbunroren.or.jp/seimei/180418.html>。2019 年 1 月 25 日閲覧。
- (17) 『琉球新報』 2018 年 9 月 18 日付、琉球新報社。
- (18) <https://ryukyushimpo.jp/special/entry-799530.html>。2019 年 1 月 25 日閲覧。
- (19) 『毎日新聞』 2019 年 1 月 7 日付朝刊、毎日新聞社。



## 2018年の放送界概観

片野 利彦\*

本稿では、2018年の放送界をいくつかのテーマに絞って概観する。

### ◆NHKの動向

これまでの本稿でも触れてきているとおり、NHKのテレビ放送をインターネットで同時に流す「常時同時配信」に関する検討が2018年も進められ、一つの転機を迎えた。

1月、NHKは2018-20年度の経営計画を公表した。この中で、「“公共メディア”への進化」など5つの重点方針を掲げるとともに、受信料額は据え置き、常時同時配信については放送法の改正が必要であることから盛り込まなかった。3月には日本民間放送連盟が同計画への見解を公表し、「公共放送の存在意義は民放にできないことを担うことにある」「業務・受信料・経営の改革の中でNHKのあり方を議論すべき」などとした。その後、本件を議論してきた総務省の「放送を巡る諸課題に関する検討会」（諸課題検）は、NHKの業務全体の見直しなどを求めつつも、NHKのインターネット活用業務について「視聴者の理解を前提に、一定の妥当性がある」と結論した。11月にはNHKの経営委員会が前述の経営計画を修正。計画を上回る収入増などを受け、20年度までに4.5%程度の受信料値下げを行うことを決めた。この直後に開催された諸課題検ではNHKの対応などが検討され、2019年の放送法改正に向けて、総務省による制度整備に道筋がつく形となった。民放とNHKの「二元体制」という日本の放送の構図に大きく影響する変革が進められた1年であった。

### ◆放送制度を巡る動向

3月、共同通信の報道をきっかけに、政府が検討する放送制度改革の内容が耳目を集めた。放送と通信の規制一本化、放送法4条の撤廃などが主眼で、“NHKがあれば民放は不要”とする内容に、民放界はこぞって容認できないとの姿勢を示した。政府の規制改革推進会議は4月、検討課題として通信・放送融合下でのビジネスモデル、電波の有効活用などを提示。放送制度改革をめぐる上記の論点は盛り込まれなかったが、民放連やNHK、日本新聞協会からはそれぞれ、産業振興に偏重し放送の公共性を軽視するような政策を懸念する趣旨の見解を公表した。同会議が6月に取りまとめた答申にもこれらの項目は含まれなかったが、放送ビジネスの根幹にまつわるさまざまな論点での更なる議論を提言。放送界では、放送の価値や未来像の自主的な検討が続けられている。

### ◆放送を取り巻くトピック

4月、財務省の福田淳一事務次官（当時）によるセクハラ被害者の中にテレビ朝日の女性社員が



いたことが明らかになった。「取材・報道」「記者職」あるいは「メディア」と女性をめぐる、働き方改革の潮流もあいまって各所で議論を呼び、報道関係者への実態調査（アンケート）なども行われた。6月には政府がセクハラ問題で取材対応の改善などを含む対策を決定。日本新聞協会や民放連は相次いで「セクハラには毅然と対応する」などとする姿勢を決定した。

2017年中に発表されていたとおり、フジテレビの長寿番組「めっちゃ×2イケてるッ!」と「とんねるずのみなさんのおかげでした」が、いずれも2018年3月に終了した。バラエティ番組の一時代を築いた存在が終了する一方で、新たな人気番組も着実に生まれている。

「めっちゃイケ」の岡村隆史（ナインティナイン）が司会を務めるNHK「チコちゃんに叱られる!」が4月にレギュラー放送を開始した。5歳の女の子という設定のキャラクター「チコちゃん」の毒舌が売りのクイズ番組で、金曜夜の本放送以上に、土曜朝の再放送も高視聴率を記録するという異例の人気ぶりとなっている。民放では、テレビ朝日の深夜ドラマ「おっさんずラブ」も新しい視聴のあり方の一例となった。視聴率は振るわなかったにもかかわらず、終盤では2週にわたってツイッターのトレンド世界1位になったほか、放送終了後も“ロス”を嘆く声がネット上で多数見られ、SNSを通じたファン層の形成が注目された。2019年夏には人気に後押しされ続編映画の公開も決定。視聴率だけにとどまらない番組の評価のあり方を示した。

民放キー5局（日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京、フジテレビ）が運営するCM付きの見逃しテレビ配信サービス「TVer」は、サービス開始から3年を迎えた10月、アプリのダウンロード数が累計1500万を超えた。現在は在阪4社（毎日放送、朝日放送テレビ、関西テレビ、読売テレビ）も加わっており、約200番組を無料で配信している。なお、先述の常時同時配信をめぐる議論の中で、NHKのTVerへの参加も取り沙汰されていたが、NHKは2019年度からの参加を検討している。

民放とNHKの連携はラジオでも見られる。NHKは4月から、インターネットでラジオが聴ける民放の無料サービス「ラジコ」で、全国での実験配信を始めた。前年から関東広域などエリア限定で行っていたものを拡大し、期間は2019年3月までを予定。NHK独自の同様のサービス「らじる★らじる」は継続する。ラジコは7月に過去1週間以内の番組を後から聴くことができる「タイムフリー機能」を本運用に移行。聴取機会のますますの拡大を目指している。

12月1日午前10時より、新4K8K衛星放送が始まった。現行のハイビジョン放送の4倍（4K）、16倍（8K）の画素数による超高精細映像をBS、CSを通じて提供する。民放キー系のBS局（BS朝日、BSテレ東、BS-TBS、BSフジ）のほか、映画やショッピング系のチャンネルも参入。8KはNHKのみが放送し、紀行もの、ドラマ、音楽、映画など多様なジャンルの番組がラインナップされている。一般社団法人放送サービス高度化推進協会（A-PAB）による市場調査では、視聴にあたってチューナーなど専用の機材が必要であることの認知度が放送開始の直前の時点でも高くないことが明らかになっており、今後の一層のコンテンツの充実とPRが期待される。

#### ◆放送倫理・番組向上機構（BPO）の動向

NHKと民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構（BPO）は、2018年4月に放送倫理検証委員会、放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）、放送と青少年に関する委員会（青少年委員会）の3委員会すべての委員長が相次いで交代した。検証委は、弁護士の神田安積氏が川端和治氏に続く2代目として就任。神田氏は2017年4月から同委員会委員を務めていた。放送人権委は、ジャーナリズム史研究者の奥武則氏が同坂井真氏に続く8代目として就任。奥氏は2012年4月から同委員会の委員長代行を務めていた。青少年委は、小児科医の榊原洋一氏が汐見稔幸氏に続く5代目として就任した。榊原氏は委員としての就任も4月である。

2018年はBPOで見解が公表される事案は比較的少なかったが、前年に検証委が重大な放送倫理違反を指摘した東京メトロポリタンテレビジョンの『ニュース女子』での沖縄基地問題特集に対し、3月、放送人権委が人権侵害を認めた。番組で取り上げられた人権団体代表の辛淑玉氏に関し、「犯罪行為の黒幕」などと報じた内容の真実性が立証されておらず、名誉を毀損していると判断。あわせて、人種や民族を扱ううえで必要な配慮に欠く内容の番組を、考査段階で問題視しなかったことも放送倫理上問題と指摘した。同一放送回の番組がBPOの複数の委員会から厳しい意見を受けた珍しい例となった。

また、2月には検証委がフジテレビの情報番組「とくダネ！」の刑事事件に関する特集に対し、放送倫理違反があったと判断した。2つの別の刑事事件の報道で、容疑者を別人の映像と間違えるなどした。委員会は「事実と反する報道で誤った情報を伝えた」としたうえで、番組制作に携わる人々の連携の力を活かすためにも、ヒューマンエラーを誘発しかねない無理な日程や体制などの点検を求めた。



## 2018年の出版メディア：不況下における変革

植村 八潮\*

### はじめに

出版業界の現状と課題を俯瞰するために、出版産業の構造的特徴を確認した上で、2018年における出版物販売市場に続き、いくつかのトピックを取り上げることとする。当然のことながら、トピックの大半は、業界特有の背景を共有し、互いに関連していることになる。その背景にある最大の出来事は、20年間にわたって出版物の売上げが減少し続けている“出版不況”であり、雑誌の不振といってよい。

### 出版産業の構造

日本の出版産業の特徴として、書店での販売依存度が高く、その中でも取次経路が中心的役割を担っている点がある。なかでも書店販売における雑誌の比率が高く、さらに取次は書籍と雑誌の混載流通を行っている。この結果、大部数の雑誌流通に、他品種少部数の書籍を載せることで、書籍流通コストを吸収することができた。

漫画を含む雑誌は、大量生産が可能で、計画的な販売流通を行うことができる。連日の発売日にあわせて、大量の雑誌を全国の書店に届ける際に、書籍を相乗りさせる物流システムを構築した。このことで成長期の出版産業を支えてきたのである。このように日本の出版産業は、雑誌を基軸として成長してきたことから、雑誌の不振は産業構造に変革を迫る深刻な事態を引き起こしている。

なお、出版産業の制度としては、新刊書が「委託制」による販売取引により流通していることと、「再販制度（再販売価格維持制度）」によって定価販売が一般的である点が、よく知られている。

出版物の流通経路は、取次経路（出版社—取次—書店—読者）が主流で、これに出版社と書店の直接取引、出版社から読者への直販などがある。取次経路のうち大手2社（日本出版販売・トーハン）のシェアが極めて高く、これに5月に楽天の子会社となった大阪屋栗田を加えると寡占状態となっている。

### 出版物販売市場

出版科学研究所が発表した2018年1～11月期の出版物推定販売市場は、書籍が前年同期比で2.9%減、雑誌が10.2%減、合計で6.4%減となった。通年実績で販売金額は約1兆2,800億円台、書籍は6,900億円台、雑誌が5,800億円台となる見込みである。販売金額のピークは1996年の約2兆6,564億円で、2004年に、わずかにプラスに転じたものの減少傾向が続いており、ピークの半分を割る見通しとなった。

2016年に44年ぶりに書籍と雑誌の販売額が逆転して書籍を下回った雑誌だが、引き続き雑誌の

---

\*うえむら やしお 専修大学文学部 教授

減少幅が書籍を上回り、販売額差は1,000億円にまで広がった。その大きな要因が、コミックスの減少である。2005年にコミックスの販売額がマンガ雑誌と逆転してからは、下降の一途をたどる雑誌に対して、コミックスは堅調に推移し市場を支えてきた。それが2014年をピークに減少に転じ、2017年は前年比14.4%減という大幅な落ち込みとなった。ただし、コミックス衰退の要因は、マンガ読者のデジタルシフトと海賊版の横行と言われ、必ずしも読者にコミック離れが起きているとまでは言えない。

電子出版市場はコミック、書籍ともに順調に伸びている。

### 取次からの運賃協力金要請と大手取次二社による物流協業の検討開始

先にも述べたように、雑誌の不振は産業構造の変革を迫る深刻な状況を生むこととなった。2017年に雑誌販売部数がピークの3割まで落ち込んだことで、2018年は、その影響がはっきりと現れた年となった。一つは上半期にあった取次から出版社に対する運賃協力金の要請である。

配送業界では、運送会社のドライバー不足、高齢化、長時間労働、低賃金、燃料価格の高騰など悪い条件が重なったこともあり、夜間配送の中止やコストの見直しが行われてきた。出版物輸送は、これに加えて雑誌流量の減少や、雑誌の時間指定配送を強いられるコンビニ流通が足かせとなって危機的状況を迎えた。出版運送会社の賃金は、宅配便に比較してかなり低く抑えられてきており、撤退する運送会社も複数社現れた。取次各社は、運賃値上げに応じざるを得ず、この結果、出版社に対して運賃の協力金要請や仕入れ条件の見直しを求め始めた。

さらに出版物流に関して、11月に大きな話題が発表された。取次大手2社のトーハンと日販による「物流協業に関する検討開始のお知らせ」の共同発表である。長年のライバル関係にある両社が協業に取り組むことは、歴史的な出来事といってよい。両社が流通効率化のために手を組まざるを得ない事態の深刻さも相まって業界に驚きを持って伝わった。両社は4月から公正取引委員会（公取委）へ物流協業に関する事前相談を行い、10月に回答を受けて締結に至った。2社をあわせて8割近いガリバー寡占状態でありながら、公取委が協業を認めたことも注目値する。公取委が危険水域に達した出版物流に対し、大胆な変革を期待しているともいえるし、最近攻勢を強めている対アマゾンへのカウンター的措置としても受け取ることができる。

今後、両社間で、制度面・システム面を含めて厳密な情報流通遮断措置を講じることを前提として、物流諸点の相互活用・統廃合などを中心とした合理化を検討するとしている。流通変革に向けた両社の取組に期待したい。

### 漫画海賊版サイトをめぐる多様な動き

海賊版サイトは、運営管理者の特定が困難であり、侵害コンテンツの削除要請もできず、著作権者の権利が著しく損なわれている。被害額について、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の推計によると、「漫画村」だけで約3,000億円に上るとい<sup>(1)</sup>う。

漫画の海賊版サイトによる甚大な被害が明らかになるとともに、政府による緊急対策が大きな波紋を投げかけた。4月13日、知的財産戦略本部閣僚会議は、「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」をまとめ、「漫画村」など悪質な3サイトを名指しして、インターネット接続業者に対し、自主的な接続の遮断（サイトブロッキング）を求めた。

ブロッキングは、インターネット接続業者が、ユーザーの同意を得ないで特定のウェブサイトへのアクセスを遮断することである。すべてのユーザーがどこにアクセスしているかチェックする必要があり、「通信の秘密」の侵害にあたるおそれがある。対策案では、侵害コンテンツの量が多く、削除や検挙などの方法による権利保護が不可能な状況で「緊急避難」（刑法37条）の要件を満たす場合、違法にならないと解釈している。

従来、ブロッキングは児童ポルノサイトに対してのみ認められている。これは児童ポルノが、ひとたびネットに画像流出すれば取り返しのつかない人権侵害を引き起こす可能性があるからである。関係者が何年もかけて議論し「緊急避難として認められる」としたものである。これに対し、海賊版は財産権である著作権の侵害行為であり、それより明らかに重い「通信の秘密」を侵害することは「緊急避難」にあたらぬとして、法学者を中心に反対の声があがった。

一方、出版社は歓迎の声を上げている。出版9団体で組織する出版広報センターの声明は、政府の対策を「コンテンツ産業の基盤を揺るがす重大な問題と認識していることを示すものであり、出版界として歓迎」するとした。

政府の対策案が発表された直後から、「漫画村」が接続できなくなった。この段階で一定の効果があつたと言えよう。そして知財本部の下に、関係事業者、有識者を交えた「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」が立ち上げられ、6月から検討を開始した。10月の第9回席上、事務局からブロッキングの法制化にむけた「中間まとめ（案）」が提示されたが、強い反対意見が出て議論が紛糾し、報告書をまとめることなく、会議は無期限延期となった。しかし、実際に被害に遭っている漫画家をはじめとする作家・クリエイターや出版社のことを考えると、何らかの対策方針を示すべきではなないだろうか。「中間まとめ（案）」では、すぐにも取り組める対策だけでなく、学校関係者、事業者、関係団体と連携して著作権・情報モラル教育などの必要性を提案するなど、指針として意義のある内容も含んでいた。

出版広報センターは、海賊版対策のワーキンググループを組織化し、8月に若年層を対象とした啓蒙活動として「STOP!海賊版」キャンペーンを開始した。また、11月からはホワイトマーク（正規版配信サイト認定マーク）として「ABJマーク」の運用を開始した。出版界から早急にできる対策が始まったことも記しておく。

### 出版物の軽減税率

出版業界は、2019年10月1日からの消費税率10%への引上げに際し、「最低限度の健康的な生活に食料品が不可欠であるように、出版物は最低限度の文化的生活に必要不可欠です」として、「出版文化に軽減税率を適用」を訴えてきた。その根拠として、「文化政策」「産業の保護」という目的に限って軽減税率を適用している欧州各国の対応をあげている。

もちろん、出版界には消費税引上げが、出版不況に追い打ちをかけるという強い懸念がある。2014年4月に消費税が5%から8%へ引上げられた際には、出版物の売上げに大きく影響が出たとしている。それまで対前年比3%減で推移していたものが、2014年で対前年比3.9%減、2015年4.8%減と大きく下がり始めるきっかけとなった。

欧州は、軽減税率の導入について先行しており、書籍・雑誌に対する税率は、イギリスが標準税率20%に対してゼロ税率、ドイツが標準税率19%に対して7%、フランスが標準税率20%に対し

て書籍（電子書籍を含む）5.5%、雑誌2.1%、スウェーデンが標準税率25%に対して6%と軒並み低くなっている。

新聞を実質的に消費税の据え置きとなる軽減税率8%の対象品目と決定したのは、2016年度与党税制改正大綱である。厳密には「定期購読契約が締結された日々または週2回以上発行される新聞」は8%とし、駅の売店などで買う場合や電子新聞は軽減対象にならないとした。

一方、書籍・雑誌については、「その日常生活における意義、有害図書排除の仕組みの構築状況等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する」となった。この段階で言論機関である新聞と出版物は分断され、出版界は、明確に「有害図書」を排除しなければ、対象としないと突きつけられたのだ。

出版界はこれを受け入れて倫理基準を制定し、自主的判断を行うとした。言うまでもなく「有害図書」を分ける外形的要素はなく、恣意的な判断によって拡大しかねないし、表現の萎縮につながるおそれもある。

結果的に、2018年12月14日に与党税制改正大綱が発表され、書籍・雑誌には適用しないという従来の方針通りとして決着した。ひとまず終止符が打たれたとはいえ、政府の意向によって、表現内容を分けるとした事実が残ることになった。

### TPP11 発効による著作権保護期間の延長

TPP11 協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が12月30日に発効することになり、これにともなって同日、改正著作権法が施行されることになった。すでにTPP12 発効のために2016年12月に法改正されていたのだが、米国の離脱によって施行が延期されていたものである。

その内容は、著作者の保護期間を死後50年までから70年までに延長することや、著作権等侵害罪の一部非親告罪化などがある。著作権保護期間の延長は、長年、文芸作家を中心に要望が出されていた。一方で、反対の声も強く、文化審議会著作権分科会の議論ではまとまらない課題だった。

これにともなって青空文庫が公開用作品の作業を停止した。著作権の保護期間が70年に延長されていなければ、2019年には1968年没の著作者の権利が切れるはずだった。作家の子母沢寛、広津和郎、画家の藤田嗣治らが対象である。同様に2020年には獅子文六、長谷川如是閑、2021年に伊藤整、2022年に大宅壮一、西條八十、三島由紀夫、2023年に内田百閒、金田一京助、志賀直哉、高橋和巳、2024年に川端康成と続くはずであった。

青空文庫が果たしてきた文化的役割と引き替えに、今後20年間、保護期間満了の著作物が生まれないことを考えると大きな文化的損失である。2005年に日本でサン＝テグジュペリの著作権が切れたとき、新訳出版ブームとなったことがある。出版産業としても販売機会を失ったとみることができる。死後50年から70年の間に本が売れる作家がどれほどいるだろうか。50年前であれば、存命中にファンだった読者もいるが、70年間となれば、読者も存在しなくなる。復活の機会を失って忘れ去られることにならないだろうか。

### 月刊誌『新潮45』の休刊問題

最後に、雑誌ジャーナリズムの観点から、月刊誌『新潮45』の休刊問題について触れておく。8月号に掲載された杉田水脈衆議院議員（自民党）の「『LGBT支援』の度が過ぎる」と題した寄稿

の中で「LGBTに『生産性』がない」と発言したことで批判が集中した。さらに10月号で杉田擁護の特集「そんなにおかしいか杉田水脈論文」を組んだ。これに対しては、作家や同社の「新潮社出版部文芸」というツイッターからも批判の声があがった。

文芸出版を柱とする出版社として、対応せざるを得ないことになった。9月21日に同社社長佐藤隆信名で、「弊社は出版に携わるものとして、言論の自由、表現の自由、意見の多様性、編集権の独立の重要性などを十分に認識し、尊重してまいりました。しかし、今回の「新潮45」の特別企画「そんなにおかしいか『杉田水脈』論文」のある部分に関しては、それらに鑑みても、あまりに常識を逸脱した偏見と認識不足に満ちた表現が見受けられました」とする文章を同社サイトに掲載した。

25日付けで「新潮45」休刊を発表した。そこには、「ここ数年、部数低迷に直面し、試行錯誤の過程において編集上の無理が生じ、企画の厳密な吟味や十分な原稿チェックがおろそかになっていた」とある。雑誌販売不振が背景にあったとするのは言論表現機関として情けない言い訳であるが、チェック体制がおろそかになったのは正直なところだろう。

一方で、雑誌も新潮社の柱である。良くも悪くもスキャンダラスな記事で売上げを伸ばす一方で、タブーに切り込む「新潮・雑誌ジャーナリズム」として知られている。言論表現の観点から、雑誌が引き起こした表現問題は、その雑誌によって、反証も判断の過ちも含め検証すべきだと筆者は考えている。批判が出るたびに雑誌を休刊にしていたら、雑誌ジャーナリズムは成立しない。佐藤社長の文書にある「常識を逸脱した偏見と認識不足に満ちた表現」がどの部分を指すのか、「企画の厳密な吟味や十分な原稿チェックがおろそかになっていた」とは、実際にどのような状況だったのか。突然の休刊によって、関係者の発言を知る機会も失ったことは、極めて残念である。

(1) 「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」中間まとめ(案) [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho\\_hyoka\\_kikaku/2018/kaizoku/dai9/siryoul.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2018/kaizoku/dai9/siryoul.pdf)



書評

河崎吉紀『ジャーナリストの誕生 日本が理想としたイギリスの実像』  
(岩波書店 2018年)

石川 徳 幸\*

はじめに

本書の著者である河崎吉紀氏は、これまでに主著の一つである『制度化される新聞記者—その学歴・採用・資格』（柏書房、2006年）において、戦前期日本における新聞記者の高学歴化、採用試験の導入、記者の自社養成といった、今日に連なるいわゆる「サラリーマン」としての制度化された新聞記者の成立と発展の過程を明らかにしている。

本書では、その照準がイギリスへと向けられる。個々の著名なジャーナリストを取り上げる伝記研究ともいえるべきジャーナリスト研究は汗牛充棟の感があるが、本書のように職業という枠組みでジャーナリストを捉える歴史研究は意外に少ない。本書は、イギリスにおいて100年以上にわたって展開された「ジャーナリスト」とは何者なのか、どのように育成すべきなのかといった議論をつぶさに追った文字通りの労作である。

日本のジャーナリズム史に鑑みて、イギリスが非常に関わり深い国の1つであることは論を俟たない。日本で最初に発行された新聞“The Nagasaki Shipping List and Advertiser”を文久元年に長崎で創刊し、同年に横浜で“The Japan Herald”を発行した Albert William Hansard はイギリス人である。また、“The Japan Gazette”や『日新真事誌』を発行し、幕末から明治初期にかけて活躍したイギリス人 John Reddie Black も黎明期の日本の新聞界で重要な役割を担った。さらに、戦前期の日本において長らく国際ニュースをほぼ独占的に提供した通信社は、イギリスのロイター通信であったことなど、日本の新聞とイギリスとの関係は枚挙に遑がない。通史的な記述においても、新聞の誕生の地としてドイツがあげられ、新聞の発展の地としてイギリスが取り上げられることが一般的であり、こうしたことからイギリスは、先進的で、近代日本にとって模範とされた国としてのイメージが強い。

しかし著者が指摘するように、日本では、イギリスは「『英米』と一つにまとめられ、新聞学を論じる際、日本から見たヨーロッパはもっぱらドイツに焦点を合わせ (xv)」て論じられてきた嫌いがある。実際には、本書で詳述されるように、イギリスにおけるジャーナリスト養成は、アメリカのそれと大きく異なっている。皮相的な「英米」という枠組みを取り払い、あらためてイギリスという対象に焦点をあてることの意義は大きい。

本書は、こうした点を踏まえて、あらためてイギリスにおけるジャーナリスト養成の歴史と実像にアプローチしたものである。その実証と考察の過程をとおして、「ジャーナリスト」の概念を相対化し、幅広くとらえようとする視座が提供されている。また本書では随所で日本との比較も言及されており、両国の歩みの相違点と特徴が明確になることで、現代日本のジャーナリズムを再考す

るための手がかりが示唆されている。

本稿では、以下に本書の概要を記し、もたらされた知見の意義とジャーナリスト養成の今後の課題についてまとめることで、これから本書を手にする読者の一助となることを期す。

## 本書の構成

本書は以下の7章で構成されている。

- 第1章 高級な文士と働く記者
- 第2章 ロンドン大学ジャーナリズムコースの挫折
- 第3章 ジャーナリスト資格化の試み
- 第4章 ジャーナリスト訓練評議会の誕生
- 第5章 学校で学ぶジュニアレポーター
- 第6章 経営者による養成制度の解体
- 第7章 複雑化するジャーナリストへの道

まず、第1章「高級な文士と働く記者」では、作家とジャーナリストの領域が不明瞭であった時代から起筆し、ジャーナリストたちが職業意識を自覚し始めて、職業団体を発足させた過程が描かれる。イギリスでは19世紀後半に最初のジャーナリズム学校が登場するが、体系的に整備されたものではなかった。1884年に結成されたジャーナリスト連合(National Association of Journalists)は、1889年に勅許を得てジャーナリスト協会(Institute of Journalists)に改組しているが、この業界団体では入会試験の導入が計られ、採用過程における試験制度が議論されている。しかし、「高級なジャーナリスト」から見ても、レポーターや整理担当者など下層に位置したジャーナリストから見ても、それぞれの立場においてジャーナリズムは「開かれた」職業であると考えられており、試験によって参入を制限する考えには否定的な意見も見られた。その後、ジャーナリスト協会内では労働条件の改善といった問題を提起しても取り上げられなかったため、労働組合の結成が呼びかけられ、1907年にジャーナリスト組合(National Union of Journalists)が設立する。ジャーナリスト協会からジャーナリスト組合が分裂したこともあり、協会が構想していた試験や資格化の試みは頓挫することとなる。この頃から、高等教育との結びつきを模索する動きも見られたが、こうした動きに対してメディア側は必ずしも好意的ではなく「ジャーナリストは生れる者であって作られる者ではない」という考え方が根強かったことが示される。

第2章「ロンドン大学ジャーナリズムコースの挫折」では、ジャーナリスト組合内に設置された教育委員会がジャーナリストの教育訓練のために何ができるかを検討しはじめ、大学との提携を模索した過程が描かれる。先述のとおり、イギリスではすでにジャーナリストを養成するためのジャーナリズム学校が誕生しており、1919年にはMax Pembertonによるロンドンジャーナリズム学校が設立されているが、大学レベルでの本格的な教育が実現するのは第一次世界大戦の後のことであった。大戦の戦後処理の一環として、英国政府は兵士をすみやかに復員させるための職業訓練の提供を決定し、ジャーナリスト協会にも協力を求めた。そうした要請にもとづいて、高等教育機関にも働きかけが行われたのである。ジャーナリスト協会は、アメリカのコロンビア大学などからジャーナリズム教育に携わる研究者を招聘してこの準備にあたっている。そうして、1919年にロンドン大学にジャーナリズムのためのディプロマコースが誕生した。そこでは当初、技術的な授

業は含まれておらず、教養主義に彩られた授業が展開された。その後、教養主義から実学志向へと軌道修正がみられ、1935年には実習を採り入れた新しいカリキュラムが実施されるようになる。しかし、ロンドン大学に設置されたコースは、第二次世界大戦の勃発によって閉鎖され、戦後は財政難によって復活することはなかった。

第3章「ジャーナリスト資格化の試み」では、ジャーナリストの不安定な地位を解消するために、医者や弁護士のような国家資格をジャーナリストにも求めようとした活動が取り上げられる。前章で取り上げられた高等教育への接近も専門職化を目指した動きとしてとらえることができるが、メディア業界側には大学でのジャーナリスト養成に懐疑的な風潮が存在しており、教育資格による社会的地位の確立は主流にはなり得なかった。そこで模索されはじめたのが、職業資格による身分の法制化であった。すなわち、従来の「開かれた」専門職から「閉ざされた」専門職へ、有資格者による職業の独占が議論されたのである。本章では推進派と反対派それぞれの論理が詳細に分析されている。ジャーナリスト組合は資格化反対の立場を票決によって採択した。一方、1934年にジャーナリスト協会は内務省に対し、「医療や法律、その他の専門職と同じく、法令によって定められた職業団体をジャーナリズムにも設立するよう、政府委員会を設置して調査してほしい(64頁)」旨の要望書を提出した。要望に対して、内務大臣が議員提出法案として提出されるのであれば政府はそれに反対しない旨の回答をしたため、翌年、ジャーナリスト協会の「法令による登録委員会」は法案を評議会に諮り、議員を通じて庶民院へ提案した。しかし、法案は1937年までに四度提案されたが廃案となり、結局ジャーナリスト資格の制度化は適わなかった。また、本章では自発的なものであったものの、イギリスにおいても戦時における記者の登録が行われたことが紹介されている。

第4章「ジャーナリスト訓練評議会の誕生」では、ジャーナリスト訓練評議会(NCTJ: National Council for the Training of Journalists)の成立過程が描かれる。前章までに取り上げられた高等教育における記者養成や国家資格化の試みが頓挫したのち、メディア業界が団体を組織してジャーナリストの教育訓練を実施するようになる。新聞社主導のジャーナリスト養成の試みとして、まず1947年から52年に実施されたケムズレー編集計画(Kemsley Editorial Plan)が取り上げられる。これは「ケムズレーグループ内の新聞社間でシニアジャーナリストを交換し、彼らに幅広い経験を積ませるという目的(93頁)」のもとに計られたものであった。業界全体の動きとしては、1944年に地方紙経営者の団体である新聞協会が、ジャーナリスト協会とジャーナリスト組合に対して、ジャーナリスト教育に関する委員会の設置を申入れている。こうした動きの背景には、戦後の人手不足を早急に補いたいという労使双方の願望があったと指摘される。しかし、ジャーナリスト組合は、新聞協会が申し入れた委員会設置に対して、ジャーナリスト協会とは協力できないとして拒否する姿勢を示し、業界団体間の確執が露わとなった。その後、1947年に発足したプレスに関する王立委員会が、1951年に教育訓練についての勧告を出し、これを受けた英国新聞編集幹部ギルドと新聞協会は、ようやくジャーナリスト協会とジャーナリスト組合を交えて諮問評議会を立ち上げるにいたった。こうして1952年にジュニアジャーナリストの訓練と教育に関する諮問評議会(National Advisory Council for the Training and Education of Junior Journalists)が発足し、55年にはジャーナリスト訓練評議会へと名称変更が行われた。本章ではNCTJの仕組みや、そこでの訓練スキームの内容が詳細に扱われる。NCTJに関しては、「第二次世界大戦後のイギリ

スのジャーナリスト養成は、高等教育という選択肢を排除し、一方で自由放任の過程を重視し天賦の才を育むという考えからは批判を受けた。NCTJはその中間に制度化されたもの（116頁）」と位置づけられ、その果たした役割が説明されている。

第5章「学校で学ぶジュニアレポーター」では、大卒者をどのようにジャーナリズムへと導くのかという新たな課題に取り組んだNCTJの施策とその過程が検討される。採用された新人は、NCTJの訓練スキームを経て熟練度テストを受けるようになったが、その合格率は低く、テストに合格しないからといって解雇されることは稀であったため、熟練度資格は有名無実化していった。そこで、ジャーナリストの学歴を高めることに関心が寄せられ、新聞協会との協定で教育資格は報酬に結びつくものとなった。さらに、人材がラジオ、テレビ、広告といった業界に流出したことによって、現場の指導をシニアスタッフから学校教育へ転換することが求められるようになる。そこで、NCTJは「教育資格を導入することで採用上の欠点を補い、現場での訓練はカレッジでのデイリリリース、ブロックリリースにゆだね、そして自ら訓練センターを設立するという学校教育への道を模索していった（145頁）」のである。デイリリリースは週に1日か2日休暇を取ってカレッジに通う方法であり、ブロックリリースはまとまった休暇を取って社外で集中的な訓練を受ける方式を指す。

第6章「経営者による養成制度の解体」では、1960年代から深刻化した不況に対処するために英国政府が打ち出した政策によってNCTJが翻弄された様子や、1980年代のサッチャー政権下において訓練制度を支えてきた労働組合が弱体化していった過程が示され、そうした危機のなかでいかなる改革を施していったのかが明らかにされている。1964年に制定された産業訓練法によって業界ごとに産業訓練委員会が設置されることとなり、メディア業界においてもPPITB（Printing and Publishing Industry Training Board）という委員会が発足し、事業主から費用を徴収して、訓練を実施する機関に配分する役割を担うようになった。そのため、これまで「NCTJに会費を納めて寄付を行ってきた新聞社は、PPITBにも資金を振り向けられなくなかった。その結果、訓練生をもたない全国紙などがNCTJからの撤退を考え始め（151頁）」るようになった。1977年にはプレスに関する王立委員会が、財務基盤が脆弱なNCTJに対して、全国紙や雑誌、放送業界が支援すべきである旨を勧告している。その後、NCTJは改革に取り組み、そのなかで批判の多かった熟練度テストの見直しを行い、1988年に従来 of 熟練度資格（Proficiency Certificate）からジャーナリズムにおける全国資格（National Certificate in Newspaper Journalism）へと名称を変えて新制度を確立した。しかし、大手新聞グループのウェストミンスタープレスが自社による養成の制度を拡大し、NCTJからの撤退を決定した。他のメディアグループもこれに追随する動きを示したことで、長らく業界で統一した訓練制度を維持してきたイギリスのメディア業界に大きな変化がもたらされることとなった。

第7章「複雑化するジャーナリストへの道」では、イギリスにおけるジャーナリスト養成の仕組みが、前章で取り上げられた過程を経て、1990年代以降により複雑化していった様子が示される。イギリスのジャーナリスト教育は、NCTJなど業界団体によるものから新聞社独自のものまで多岐に渡り、1990年代には新たな仕組みとして全国職業資格NVQを導入する新聞社が現れた。著者は「NVQに食指を伸ばしたメディア業界の思惑とは、訓練コストを税金へ転嫁することにほかならない（208頁）」とし、だれのお金でジャーナリストを養成するのかという視点はしばしば

見逃されがちであると指摘する。本章では、多様化したジャーナリスト養成の経路が示されるとともに、ジャーナリスト養成に高等教育が果たす社会的役割や、ジャーナリストの社会的出自に関する分析が行われている。

### 本書の意義とジャーナリスト養成に関わる今後の課題

総じて、本書は以下の2点において重要な意義を有する。第1に、イギリスにおいて展開された議論の緻密な分析を通じて、「英国ジャーナリスト養成史」を体系立てて論じたことである。創業者や著名なジャーナリストに関わる歴史研究は多いが、ジャーナリストの養成に関わる制度の変遷を追った研究は稀有である。本書では、ジャーナリスト当事者の職業観の変遷や業界団体の動向、資格化を試みた事例などが詳細に描き出されている。これまで漠然としたイメージで語られてきた嫌いのあるイギリスの実像が明示されたといえよう。

第2に、イギリスとの比較を通じて「ジャーナリスト」という言葉が本来もつ潜在的な意義を取り上げて、歴史的な議論の過程からその多様性を再検討し、概念の拡張を促したことである。すなわち、イギリスにおけるジャーナリスト養成をめぐる議論を通じた考察のなかで、私たちが固定観念として抱いてきた「ジャーナリストは職業である」という漠然としたイメージから脱却し、「ジャーナリスト」をもっと多様性のある概念として拡張することの重要性を示したのである。著者は端的に、「ジャーナリスト」は職業を表す言葉ではなく、「ジャーナリズムという活動を実践する人々の単なる下位区分にすぎない (226 頁)」と指摘する。こうした視座は、ICT 技術の発達によって、誰もが容易に情報の発信者となることができるようになった今日において重要である。本書の「おわりに」において著者は、ジャーナリストについて「専門職モデル」と「自由競争モデル」の2つ方向性を示しているが、やはり資格の有無によってジャーナリストか否かが規定される専門職モデルは、本書で詳述されたイギリスを事例とした歴史的経緯に鑑みても、現実的には困難であると言わざるを得ない。そこで、ジャーナリズムを職業人だけのものとしてではなく、誰もが身の回りのことを自由に記録して伝えることのできる自由競争モデルを採ろうとするとき、著者の指摘するように「ジャーナリスト」という概念を相対化してとらえ直すことが必要となるのである。

評者は近年、日本大学法学部新聞研究所の共同研究において、日本の高等教育機関におけるジャーナリスト養成およびジャーナリズム教育の史的展開に関する調査を行ってきた。そうした調査を行うなかで常に課題として意識せざるを得なかったものは、大学はジャーナリストの養成にどれだけの社会的役割を担えるのだろうかという、新聞学科のアイデンティティにも関わる問いであった。すでに多くの指摘があるように、現代日本における職業人ジャーナリストの養成は自社における教育 OJT が中心である。職業人ジャーナリストを大学で養成するアメリカ型の制度は、終戦直後に参考にされたものの、日本には根付かなかった。新聞学に関わる学位の有無は、メディア企業の採用判断において何ら影響力をもっていないのである。それでは、新聞学科の役割は何だろうか。

こうした問いに重要な示唆をあたえてくれるものが、本書の「21 世紀においてジャーナリストという言葉は職業人だけでなく万人のもの (229 頁)」という捉え方である。専門職を育成するための機関になり得なかった新聞学科は、その役割を終えたわけではない。誰もが情報の発信者となることのできる現代社会において、ジャーナリズムやメディアに関する理論的な理解を深めた人材

を多く育てて輩出することは、教育機関としての社会的役割を十分に果たすものといえるだろう。

以上のように、本書はジャーナリストの養成に携わる者にとって重要な示唆をもたらすものであり、今後のジャーナリストに関する研究の基礎となる文献である。本書の知見をもとに、当該領域におけるさらなる発展がもたらされることを期したい。

## 米国の政治コミュニケーション研究の今日的課題

三谷 文栄\*

### 1. 学会の「国際化」

ジャーナリズムやマス・コミュニケーションの研究者が多く所属する国際的な学会は複数存在する。その中でも米国と深く関連するものをあげるとすれば、米国の Association for Education in Journalism and Mass Communication (ジャーナリズム・マスコミュニケーション教育学会、以下 AEJMC) や、米国の研究者を中心に国際学会に発展した International Communication Association (国際コミュニケーション学会、以下 ICA) が挙げられる。また、マス・コミュニケーションの効果研究の成果が発表されてきた American Political Science Association (アメリカ政治学会、以下 APSA) の Political Communication 部会も挙げられよう。

近年、これらの学会では、学会の「国際化」への対応が迫られている。例えば、AEJMC の学会誌である *Journalism & Mass Communication Quarterly* (以下、*JMCQ*) では、「グローバルな研究者たちに向けて書くために」と題した編集のエッセイを 2018 年に掲載した。AEJMC は確かに米国の学会ではあるものの、その学会誌 *JMCQ* は米国という一つの国にとどまらず、世界中の研究者が目を通すものである。しかし、未だに、投稿者数の 63% は米国の研究者という状態である (Ha 2018: 561)。米国以外からの投稿であっても査読の上で掲載すると述べており、投稿の際には自国以外の研究者が査読すると考えて、事例分析の意義を明示するように呼びかけている。こうした呼びかけがなされる背景には、AEJMC で活躍する研究者がいまだに米国を中心とした研究者で占められているという現実があるからであろう。また、パウラ・ガードナー ICA 会長は同学会における「エスニック」と「ジェンダー」の多様性の不足を指摘し、「国際化」の必要性を訴えた。そこでいう「国際化」とは、「非西欧、非北半球出身、非エリート」研究者を指し、そうした研究者たちが活躍できる学会にする必要があると述べている (Gardner 2018)。確かに、英語が主要言語となる国際学会で活躍する研究者の多くが西欧諸国の著名な大学出身となる傾向がある。しかし、そうした同質的な研究者たちによる学会には限界があることは考えるまでもない。

このように、アカデミズムにおける「マイノリティ」である非西欧、非北半球出身、非エリートの研究者を取り組みながら学会を発展させることができるかが、これらの学会にとって重要な課題となっている。

### 2. ソーシャルメディアと政治への高い関心

これらの学会で「国際化」が意識されるようになる背景の一つとして、米国のみならず、世界のいたるところでメディアやコミュニケーション、ジャーナリズムに関する同様の諸問題が噴出していることが挙げられよう。

---

\*みたに ふみえ 日本大学法学部新聞学科 助教

基本的に、こうした学会ではアクチュアルかつ国際的な政治社会状況を考慮して、学会主催の学術大会のテーマが設定される。例えば、APSA は、“Democracy and its Discontents”（民主主義と不満）を 2018 年の学術大会テーマとして掲げた。これは世界のいたるところでみられている民主主義社会の分断がいかなる背景からくるのか、どのように解消していくのかといった問題関心から設定されており、Political Communication 部会では、メディアが民主主義やその正統性の認知にいかなる影響を及ぼしたのか、デジタル・メディアは集合行為の性質を変化させたのかなどの観点からの研究発表が募集された。また、AEJMC の 2018 年の学術大会テーマは“Strengthening our community: Working together to build scholars, educators, and engaged academic citizens”と題し、研究者や教育者、学術的なものに関心を持つ市民を育成することで、分断されたコミュニティを強化しようと呼びかけるものであった。そして、ICA の 2018 年の学術大会テーマは“Voice”（声）であった。これらのテーマは、民主主義社会において、いかにして人々の「声」を聞き、社会に反映させるのか、人々の「不満」を政治にどのように反映させるのかといったものであった。

これらのテーマからも明らかのように、2017 年にトランプ大統領が誕生して以降、より明確化された米国社会の分断にメディアやジャーナリズムがどのように関係しているのか、またその問題に対していかなる解決策を提示できるのかということが、ジャーナリズムやメディア、コミュニケーション研究者の中で大きな関心事となっている。米国のみならず、西欧諸国でも同様の問題がみられており、様々な地域で、特にソーシャルメディアと政治の関係が分析・調査対象とされているのである。ソーシャルメディアと政治の関係への関心は米国のみならず、世界の多くの国において高いものである。そのため、世界中の研究者が、ソーシャルメディアと政治に関するどういった研究が発表されるのかを注視し、学会誌に目を通していているのである。

こうした社会情勢、そして関心の高さを受けて、学会誌に 2018 年に掲載された論文には、ソーシャルメディア関連のものが多く見られた。特に、AEJMC の学会誌である *JMCQ* では、ソーシャルメディアと政治をテーマとした特集号が発行されている。

*JMCQ* は年 4 回発行される学会誌で、2018 年に掲載されたものは、招待論文 2 本を含めて 48 本であった。そのうち、フェイクニュースや、ファクトチェック、ニュースの信頼性、ソーシャルメディアなどによる政治参加に関する論文が 18 本と、全体の 37% を占めていた。また、夏号は「世界の政治キャンペーンにおけるソーシャルメディア」と題された特集号で掲載された論文は 8 本である。しかし、トランプ大統領の選挙を事例としているのはそのうち 2 本であり、その他の論文では、香港やハンガリー、オーストラリアといった様々な国で行われた選挙でのソーシャルメディア利用を対象に分析している。

ICA の学会誌 *Journal of Communication* ではソーシャルメディアや政治に関する特集号は発行されなかったが、学会誌のページに掲載されている「最も読まれた論文 (Most Read)」の上位 5 本の中でソーシャルメディアやインターネットに関するものは 3 本であった。また、APSA の学会誌 *Political Communication* でも、上位 5 本の中で、今年発表された政治とソーシャルメディアをテーマにした論文が 3 位に入っている。



*Journal of Communication* で最も読まれた論文上位 5 本 (2018 年 12 月 3 日アクセス)

1	Entman, R. M. (2007) Framing Bias: Media in the Distribution of Power, <i>Journal of Communication</i> , 57(1): 163-173.
2	Tufekci, Z. and Wilson, C. (2012) Social Media and the Decision to Participate in Political Protest: Observations From Tahrir Square, <i>Journal of Communication</i> , 62(2): 363-379.
3	Toff, B. and Nielsen, R. K. (2018) "I Just Google It": Folk Theories of Distributed Discovery, <i>Journal of Communication</i> , 68(3): 636-657.
4	Livingstone, S., Ólafsson, K., Helsper, E. J., Lupiáñez-Villanueva, F., Veltri, G. A., and Folkvord, F. (2017) Maximizing Opportunities and Minimizing Risks for Children Online: The Role of Digital Skills in Emerging Strategies of Parental Mediation, <i>Journal of Communication</i> , 67(1): 82-105.
5	Darr, J. P., Hitt, M. P., and Dunaway, J. L. (2018) Newspaper Closures Polarize Voting Behavior, <i>Journal of Communication</i> , 00: 1-22.

*Political Communication* で最も読まれた論文上位 5 本 (2018 年 12 月 3 日アクセス)

1	Dahlgren, P. (2005) The Internet, Public Spheres, and Political Communication; Dispersion and Deliberation, <i>Political Communication</i> 22(2): 147-162.
2	Baym, G. (2005) The Daily Show: Discursive Integration and the Reinvention of Political Journalism, <i>Political Communication</i> , 22(3): 259-276.
3	Kahne, J. and Bowyer, B. (2018) The Political Significance of Social Media Activity and Social Networks, <i>Political Communication</i> , 35(3): 470-493.
4	Bulianne, S. (2009) Does Internet Use Affect Engagement? A Meta-Analysis of Research, <i>Political Communication</i> , 26(2): 193-211.
5	Entman, R. M. (2003) Cascading Activation: Contesting the White House's Frame After 9/11, <i>Political Communication</i> , 20(4): 415-432.

### 3. 問われる方法論

このように、ソーシャルメディアと政治への高い関心がみられる一方で、方法論に関する関心も高まりつつある。すなわち、フェイクニュースに関する調査やソーシャルメディアなどを通じた政治参加の調査が、いかなる方法で行われているのかが問われているのである。

インターネットやソーシャルメディアを対象とした場合、いかにして調査を行うのかということは、これまで幾度も問われてきた。また、選挙キャンペーン研究に関して、Facebook のような SNS や e-mail は個人情報観の観点からデータ収集が困難であることも指摘されている。そのため、比較的データ収集が容易である Twitter の分析が多くなされるという傾向もみられる (Bode and Vraga 2018: 2)。また、自身でデータ収集せずに、調査会社が行い既に公開されている調査データを用いた研究も少なくない。しかし、研究者自身の問題関心と合致する調査が行われていることは少ないことから、論文の主張の一貫性が欠けている場合もある。そのため、調査をする場合、自らの目的に合致するようにデザインして調査を行うのが一般的である。

オーディエンスのメディア利用など SNS に関する様々な調査では、横断的調査 (cross-sectional survey) が行われることが多い。データをすぐに集めることができる横断的調査は有効であると考えられてきた。しかし、横断的調査に対して、疑似因果や因果関係の逆転が生じているのではな

いかという懸念が提示されている (Dimitrova and Matthes 2018: 335)。そのため、近年では、パネル調査やインタビュー調査を用いた研究も数多く発表されるようになってきている。上述のランキングで 2018 年に発表された論文である、Toff and Nielsen による “I Just Google It”: Folk Theories of Distributed Discovery,” (*Journal of Communication*, 68(3): 636-657) では、ニュースを避ける人々 (news avoider) に対してニュースを読まない背景を探るために、インタビュー調査が用いられている。また、Kahne and Bowyer による “The Political Significance of Social Media Activity and Social Networks” (*Political Communication*, 35(3): 470-493) では、若者のオンライン上の活動が政治参加とどのように関係しているのかを調べるために、パネル調査が用いられている。

調査法に加えて、ソーシャルメディア接触に関するデータ収集がオーディエンスらの自己申告 (self-report) であることに対しても疑問が投げかけられている。ソーシャルメディアは、「ながら利用」されることが少なくないが、一日何回といったような利用頻度などに関しては、自己申告でも一定程度正確であるとも指摘されている (Guess, Munger, Nacler and Turner 2018)。その一方で、データ収集に調査対象者の「主観」が作用する場合、正確性を保つことは難しいとされる。例えば、フェイクニュースの調査を行っても、調査者が思い描く「フェイクニュース」と対象者が思い描く「フェイクニュース」が異なる可能性がある。こうした場合は、厳密な質問と、高い技能を有したコーダーが必要となり、調査・分析はより困難なものとなる。しかし、ソーシャルメディアと政治という観点からは、オーディエンスのソーシャルメディア接触の状態を理解することは不可欠であることは間違いない。

こうした問題に加えて、調査・分析の結果から得られた知見が他の地域で適用可能なのか、ということも問われている。学会の国際化に伴い様々な地域での調査結果が発表されているが、ソーシャルメディアの文脈が国や地域によって異なっている。ある特定の地域で適用される知見が、他の地域では適用されない可能性も低くはない。重要なことは、ある程度、広い地域や国で適用されるものでなければ、それを「モデル」や「理論」として一般化し、発展させることが困難であるということにある。

このように、米国のみならず、多くの国々で高い関心を持たれているソーシャルメディアと政治という領域は、現在、理論化が強く求められている。上述したいくつかの問題点は、既存の伝統メディアの調査で問われていたものと変わらない問題でもある。すなわち、こうした問題を乗り越えても、新たな知見や理論化はなされず、「古いワインを新しいボトルに詰め替えた」だけになるかもしれない。しかし、現代社会において、ソーシャルメディア利用が続けられるかぎり、米国のみならず、世界中の研究者が考えていかなければならないことでもある。

## 参考文献

- Bode, L. and Vraga, E. K. (2018) “Studying Politics Across Media.” *Political Communication*, 35: 1-7.
- Dimitrova, D. V. and Matthes, J. (2018) “Social Media in Political Campaigning Around the World: Theoretical and Methodological Challenges.” *Journalism & Mass Communication Quarterly*, 95(2): 333-342.
- Gardner, P. M. (2018) “Diversifying ICA: Identity, Difference, and the Politics of Transformation.” *Journal of Communication*, 68(5): 831-841.

- Guess, A., Munger, K. Nagler, J. and Tucker, J. (2018) "How Accurate Are Survey Responses on Social Media and Politics?" *Political Communication*, 00: 1-18.
- Ha, L. (2018) "Writing for the Global Scholar Audience." *Journalism & Mass Communication Quarterly*, 95 (3): 561-564.
- Kahne, J. and Bowyer, B. (2018) "The Political Significance of Social Media Activity and Social Networks." *Political Communication*, 35(3): 470-493.
- Toff, B. and Nielsen, R. K. (2018) "'I Just Google It': Folk Theories of Distributed Discovery." *Journal of Communication*, 68(3): 636-657.

AEJMC <http://www.aejmc.org/> (2018年12月5日アクセス)

APSA <https://www.apsanet.org/> (2018年12月5日アクセス)

ICA <https://www.icahdq.org/> (2018年12月5日アクセス)

## ゴーン事件とフランスのジャーナリズム —日本の検察への期待に見る庶民の本音—

伊藤 英一\*

「彼が日本で逮捕されて幸いだった。フランスならば、事件が揉み消される可能性が大きい」と流みなく答えたのは、パリ郊外ブローニュ＝ビヤンクールにあるルノー本社に勤務する管理職だった。収監されている状況は厳しそうだが、彼に同情している時ではない、とのルノー社員たちの反応を報じたのは、2018年の年末も近い12月27日付けのル・パリジャン（Le Parisien）紙である。<sup>(1)</sup>

ここで彼と呼ばれているのは、日産自動車、三菱自動車工業のトップであった、また今でもルノーのCEOであるカルロス・ゴーン（Carlos Ghosn）氏だ。彼は、11月19日夕刻、東京地検特捜部により金融商品取引法違反容疑で逮捕された。

以後、日本のメディアの多くが拘留期限の長さについて云々し、12月20日に地裁が拘留延長を一旦却下した際にも、多くのメディアは異論を唱えなかった。しかし、法の前の平等の原則に照らせば、何故、従来の扱いと異なり却下したのかを究明するのがメディアの役割であったのではないのだろうか。また、他の先進国と比べ、拘留期限が長すぎるとの記事も目立ったが、長いか短いかの尺度は自国の先例を用いることが法の前の平等から見て当然なのだ。他国の例との比較は自国の長所を生かしながら、また他国の欠点も勘案しながら将来に亘って検討される事項に過ぎないことが看過されていた。ましてや、フランス国民の53%が信頼できない<sup>(2)</sup>としているフランスの司法組織は勿論、他国のそれも模範となるのか否か疑問である。

推定無罪の原則はいずれの国においても尊重されてしかるべきだが、それが知能犯に、ないしは弁護費用の支払能力の高い富裕層にのみ有利に働くような司法制度に繋がっているとすれば、改めるべきは日本側ではなく、他国の方ではないか。

フランス側のメディアも日本での逮捕の時点からゴーン事件（l’Affaire Ghosn）と呼び、大きく報道された。11月19日と20日のニュースでは、それまでトップ扱いだったジレ・ジョーヌ運動（Le mouvement des Gilets jaunes：黄色いベスト運動）を抑えて報道された。しかし、日本の検察や司法に批判的なものは一部で、むしろ日本の謹厳実直で公正な検察の在り方を高く評価、期待する向きも少なく無かった。

フランスの公共文化ラジオ放送として国民の信頼が厚いフランス・キュルチュール（France Culture）は、11月20日の早朝、現地時間の6時57分からのラジオ放送で、更にそのウェブ版では『傲慢人；カルロス・ゴーン（Carlos Ghosn: l’Homo Hubris）<sup>(3)</sup>』と題して、マックス・ヴェーバー（Max Weber）の描いた資本主義を支えたプロテスタンティズム、とりわけ禁欲の精神の対極にもあるような狡猾強欲の人間像を伝えていた。

フランスで最も聴かれている国内向けラジオ放送であるフランス・アンテル（France Inter）で

---

\*いとう えいいち 元日本大学法学部新聞学科 教授

は、11月20日昼間の12時10分からの時事諷刺番組<sup>(4)</sup>でコメディアン<sup>(4)</sup>のタンギ・パステューロー (Tanguy Pastureau) が、この事件をネタに5分にわたって笑い飛ばし、大きな反響を呼んだ。ネット上に書き込まれたこの番組へのコメントは、大半がフランスの富裕層への怨恨で、今のフランスの国内事情の厳しさが垣間見える。パステューローの話の概要は下記のようなようだった。

「ゴーンは国を間違えた。こんなことを、選りに選って日本でやらかしたのだ。日産の社会資産 (bien social ; フランスでは企業の資産をこのように呼ぶ) を私的に流用してしまった。日本は世界で唯一の誠実な国<sup>(5)</sup>。真面目で愛国的な国で、原則を重んじ、迅速な対応をする。悪行—対応—懲罰 (action-réaction-sanction) なのだ。

脱税だって許されない。万年筆のインクが切れたので、ゼロを12個書き足せなかったなんてね。フィエスタならイビサ、恋愛するならイタリアだし (中略)、脱税するならフランスだ。この為のミシュラン・ガイドは未だ無いけれど。」

ちなみに、フランスで最も信頼されているメディアがラジオ放送で、56%の人々の信頼を受けている<sup>(6)</sup>。このラジオ放送に次ぐのが新聞で、52%の人々の信頼を得ている。また、ユーモアを重んじるのがフランスの特質で、事実は事実、意見は意見として述べるというジャーナリズムの基本は尊重しつつも、お笑い番組などで本質を突かせるのは得意なのだ。ジャーナリストが日頃から蓄積した正鵠を得た本音を、戯画化して漫談調で伝えれば、それが<sup>ま</sup>的を射たものであればある程、聴衆も笑ってくれる。

なお、パステューローの話の終わりの部分で「(脱税用 / 納税先国選択最適化用の) ミシュラン・ガイドが未だ無いけれど」と茶化しているが、ゴーン氏がルノー社に移る前は、ミシュラン社に勤務していた。また、ミシュラン・ガイドのイメージは、レストラン案内用の赤版よりも、歴史や文化にも詳しい観光案内用の緑版の方がフランスでは強く、パステューローの話ではこの緑版の懇切丁寧な脱税等の手法ガイドの類いを意味しているのであろう。

11月23日付けのル・モンド (Le Monde) 紙の社説は、太陽神ヘリオスに向けて飛翔し失墜したイカロスにゴーン氏をなぞらえながら、傲慢と貪欲が個人的な破滅に留まらず、フランスの産業を不安定化、ひいてはフランスの国益を脆弱化させたと糾弾した。<sup>(7)</sup>

ここで国益の問題が出てくるのはフランスらしいところだ。外国との関係、即ち自国と他国のお互いの国家的エゴイズムがぶつかり合う関係では、このエゴイズムを祖国愛<sup>パトリオティズム</sup>と呼ぶのであり、祖国の政治的利益に沿って考えるのがジャーナリストだと喝破した大作家バルザックの系譜を受け継ぐものであろう<sup>(8)</sup>。名ジャーナリスト兼出版人でもあったバルザックの業績は今もなお学ぶところが多い。

ジャン＝ポール・サルトル (Jean-Paul Sartre) の肝煎りで1973年に創設されたりベラシオン (Libération) 紙は相変わらず経営難に苦しみ、発行部数も7万部台にまで落ち込んでいるが、それでも内容的には堅実な報道活動を続けている。

逮捕の翌日、11月20日には早速、1面 (表紙) に『カルロス・ゴーン、操行点ゼロ (Carlos Ghosn, zéro de conduite)』と見出しを打ち、2面から5面にかけて、その品行の最悪さを詳細に描いて見せた。

「予兆と見なければいけなかったのではないか？ 三社連合の総帥ゴーンの脱税疑惑の起こる18か月前、ロイター通信が配電したルノー社経営陣への巧妙な租税回避のメカニズム<sup>(9)</sup>と始まり、その報酬や社内情報を巡る2011年のスパイ事件に見る抗争と厳しい人事上の処断等を振り返った上で、労働組合も監督官庁も様子見との実態を記述している。

ゴーン事件の核心であり、リベラシオン紙が説き起こした「租税回避のメカニズム云々」は、実はマクロン政権の鬼門でもある。

フランスは今、庶民の怒りを代表するようなジレ・ジョーヌ（黄色いベスト）運動に揺れている。その怒りの根源の一つは税金の問題である。マクロン大統領は富裕層に有利な税制改革を率先して行う一方で、庶民の生活に直結した増税を粛々と進めようとした。

マクロンの大統領就任一周年を迎える一か月前、2018年4月15日の日曜日、日没には間のある未だ明るい夕刻から、パリのシャイヨー宮で鼎談が行われた。セーヌ川を挟んでエッフェル塔を睥睨する窓の前に座るのはマクロン大統領で、その壮麗な背景をバックに威厳を見せつける手筈であった。

マクロンの相手は、メディアパルト（Mediapart）編集長のエドウィ・プレネル（Edwy Plenel）とBFMテレビのジャン＝ジャック・ブルダン（Jean-Jacques Bourdin）の二人が選ばれた。その鼎談は当初予定を大幅に超過する2時間38分余りで白熱したものとなり、全国にテレビ中継され15.8%の視聴率<sup>(10)</sup>を記録した。しかし、時間をかけただけに余計、マクロンが庶民層の期待するところから逃がっている「金持ちの大統領（Le Président des riches）」の印象を強く残す結果となった<sup>(11)</sup>。鼎談の終わる頃には、窓の外の日は落ちて、暗闇にオレンジ色の照明でエッフェル塔がうっすらと浮かび上がっていた。

富裕層の租税回避の問題について、ブルダンが財源確保の対策として600億ユーロから800億ユーロにのぼるとされる脱税分を徴税することを提起した。脱税か、租税回避か、税の逃避なのか、はたまた「納税の最適化（optimisation fiscale）」と表現するべきかといった用語と定義にかかわる不毛なやりとりが再三に渡り、無駄な応酬で15分を費やした。要するに、マクロンが最適化<sup>オプティミゼーション</sup>との表現を好んで用いて、税の逃避を容認する立場をとり、また大統領が税務当局に直接指示することはないと繰り返すことで、タックス・ヘヴンを利用している友達<sup>セザミ</sup>を擁護している（ような）印象を刻み込んでしまった。

敢えて、プレネルやブルダンのような強面のジャーナリストを相手に選んで挑戦するマクロンの自滅的な正面突破作戦は個人的には好感を持てる。が、本当に改革を推進しようとしているのか疑いたくなる程、戦略に欠けるところが他人事ながら少々苛立たしい。

それから半年後のゴーン事件である。ゴーン氏の場合は、既に2012年には納税先住所をオランダに移しており、フランスの住民ではないとリベラシオン紙は報じている。これを明らかにしたりベラシオン紙の記事<sup>(12)</sup>からも推察されるように、ヨーロッパの中にも軽い税負担で済むオランダ、ルクセンブルク等々がある。このような状況で、脱税対策はヨーロッパ全体での協調を模索しつつと言いつつ逃れるマクロンの弁には辟易してしまうのも納得できる。平等の原則<sup>のつと</sup>に則り、ルノー社員がトップに習って全員オランダの持株会社（Renault-Nissan BV）<sup>(13)</sup>を所属先にして欲しいなどの風潮が高まれば、フランスは崩壊する。

今、マクロンないしはジャーナリズムが脱税や租税回避を容認するような素振りを見せれば、庶

民の感情を更に逆撫ですることになる。ゴーン事件にルノー株主としてのフランス政府が介入すれば、日本への内政干渉となりかねない。そんなリスク以上に、フランスの庶民の期待を裏切ると同時に、フランスに内在する地雷に火をつけることになる可能性も高い。

しかし、ゴーン氏やルノー社を死守するメディアもあるにはある。

シャランジュ誌 (Challenges) は、日産の情報開示が少ないと主張する一方で、それと矛盾する主張を繰り返した。ルノー社の役員に日産側がコンタクトすることを拒否するルノー社を支持したこともその例である。<sup>(14)</sup>

シャランジュ誌はフランスの政財界に21万人を超える読者層を持つ週刊誌である。ルノー社は2017年12月、このシャランジュ誌を所有するソフィア・グループ (le groupe Sophia) に500万ユーロを出資、40%の株式を取得している。<sup>(15)</sup> この出資に先立って、ゴーン氏は、自動運転の未来を想定し、車内で享受できる娯楽を含む情報コンテンツが重要になると説明している。<sup>(16)</sup> また、2018年秋のパリモーターショー (Paris Motor Show) では、ルノーとシャランジュ両グループの共同で、自動車の窓をスクリーンとして活用するモデル車の公開や、メディア編集機能を強化し、新たなメディアとして車そのものを活用する AEX (Augmented Editorial Experience)<sup>(17)</sup> の紹介が行われた。

このルノー社の出版事業への進出は、賛否両論を巻き起こした。ラ・トリビューン (La Tribune) 紙は、GAFA のようにアグリゲーターに留まるのではなく、「ルノー社はコンテンツに鍵を掛け、統率する」<sup>(18)</sup> との方向を評価した。<sup>(19)</sup> 逆に、メディアパルト (Mediapart)<sup>(20)</sup> は「フランスの新聞が地獄に落ちる最新のエピソード」<sup>(21)</sup> と強い危惧を表明していた。メディアパルトは、先にマクロンとの鼎談で紹介したエドウィ・プレネル (Edwy Plenel) が創設し、今では15万の有料加入者を擁するフランスの<sup>インヴェステイグイティヴ</sup> 探査ジャーナリズムを代表するウェブ・メディアとなっている。

「ルノー社はコンテンツに鍵を掛け、統率する」という方針を、素直に読み解けば、編集の独立云々は歯牙にも掛けず、ルノー社の統率の下で動くメディアになってもらうとの明確な意思を表明しているように解釈できる。ルノー社のメディア戦略は、メディアの独立性に対して自社の資本力を優先させることを公然と主張して憚らない点で極めて異例なものと言える。

「シャランジュ誌はかなりの資金を受け、カルロス・ゴーンは無料の広報手段を手にした。これはジャーナリズムを貶める状況だ」<sup>(22)</sup> とのコメントはメディアパルトのロラン・モデュイ (Laurent Mauduit) 記者のものだ。このコメントは、『フランスで最も給料の高いパトロン、カルロス・ゴーンの隠された顔』<sup>(23)</sup> と題した2018年4月7日の36分間にわたるフランス・アンテルのラジオ番組でも紹介されていた。

更に、ルノー社の社内人事における諜報的な情報戦略には厳しいものがあることがかねてから有名になっており、ル・モンド紙は2011年と13年に「スパイ行為と操作：ルノーを混乱させる事件」との見出し記事を掲載している。意見の自由を重んじるジャーナリズムにとってメディアパルトが危惧するような「新聞が地獄に落ちる」のを予見させるような兆候も垣間見える。

余談になるが、このメディア買収を果たした頃のゴーン氏による発言は興味深いものが多い。一例として、2017年10月6日付けフィガロ (Le Figaro) 紙のインタビュー記事を見てみよう。ゴーン氏は「私が見るところでは、2022年末、ルノー社は規模で世界の大企業となる」<sup>(25)</sup> と述べた上で、「これはフランス企業で、そのアイデンティティを失うことなく、世界化した企業となる」<sup>(26)</sup>

と強調している。要するに、2017年に世界規模となったルノー、日産、三菱自動車の三社連合を、2022年にはフランス企業としてのルノーに統合する意図を、この時点で実質的に公表していたのだ。

ところで、シャランジュ誌などのようにルノー系の傘下に入りメディアの独立性を否定するのは論外にしても、他のフランスの新聞・雑誌を始めとしたメディア企業の大半も用心してかかった方が得策と考えられるような資本構成になっているのが現状である。マクロン大統領が鼎談で擁護した資本家を例にとっても、そのメディア支配力には侮れないものがある。このような支配力が、ひいてはメディアの信頼性が低下させ、その論調を上からの目線に偏向させている危険性は否めないのではないだろうか。にもかかわらず、「経営と編集権の分離」を標榜していることが、かえって偽善的なものとして反感を醸し出している様相が見受けられる。本当の意味でジャーナリズムの独立を保障できる経営形態を創出する必要がある時期になっているようだ。ネット時代の長所を生かしたクラウドファンディングを主体とした資金源の確保とメディア組織を設立することが真摯に望まれる。

また、ゴーン事件に関わるフランスのメディアの論調を日本に紹介する場合、このようなメディア支配力を割り引いて考察する必要がある。そこで、フランスの庶民の動きを追ってみよう。

ジレ・ジョーヌ（黄色いベスト）運動の怒りの矛先は、ジャーナリズムにも向けられている。ここでは、槍玉に挙げられている当事者であるフランスのジャーナリズムの代わりに、フランス語圏スイスの記事を見てみよう。標的にされているフランスのメディアよりも岡目八目のメリットがあるからだ。更に、スイスの直接民主制を支えているとの自負が強いスイスのジャーナリズムは、若年層に蔓延しつつある活字離れとジャーナリズム不信の傾向には危機感が高く、ジャーナリズムの行く手に関心が高いのだ。スイスのローザンヌに本拠を置くル・タン（Le Temps）紙は4万部前後の発行部数ではあるが、国際的にも国内的にも信頼が厚い新聞である。

『フランスでアンチ・ジャーナリストの怨恨が炎上<sup>(27)</sup>』と見出しで、2018年11月27日のル・タン紙がジレ・ジョーヌの動きについての解説記事を掲載した。

フランスでのジレ・ジョーヌの動きを追う現場記者への暴言暴行が繰り返されている。それだけでなく、ジレ・ジョーヌが活用しているフェイスブックなどのウェブ上でも、新聞やテレビのような既存ジャーナリズムへの批判が止まない。

「新聞は片寄っていて、嘘つきで、共謀していて、裏工作をしていて、党派の信奉者<sup>(28)</sup>」と言った表現が、SNS上で増幅、再三にわたり書き込まれる。信頼できるのはSNSだけで、新聞などは無視といった感じなのだ。炎上するメディアへの怨恨に囲まれてジャーナリストが立ち往生する状況が続いている。」

続けて、ル・タン紙はソフィア・シキル（Sophia Chikirou）女史の次のツイートを紹介している。<sup>(29)</sup>

「ジャーナリストには全く共感しない。SNSが最も確かなメディアだ。ジャーナリストに叩かれるような口実を与えないようにしましょう。リンチを加えてはいけません。話もしてはいけな



い。読んでも、見てもいけない」

彼女は「不屈のフランス (La France insoumise/ 屈しないフランス /FI; ロゴタイプはフィφ)」党の機関紙のような役割を果たしているウェブ・ジャーナルであるル・メディア (Le Média) をメランション党首と共同で創設したコミュニケーション担当者であった。しかし、2018年7月に辞任に追い込まれてしまった。先の大統領選中のメランション選挙運動費用の13万ユーロの支払いの一部に関する微細なことをジャーナリズムに叩かれたのだ。揚げ足取りに近いような政府の補助金のことで騒ぐメディアが、巨額の横領や脱税は殆ど無視したりする。

興味深いのは、半年前には批判的にシキル女史を叩いた既存メディアがジレ・ジョーヌ運動にかかわる最近の動きではジャーナリスト批判を意外に素直に受け入れているようにも見受けられることである。<sup>(30)</sup>

ジレ・ジョーヌ運動で頻繁に引用される「新聞は片寄っていて、嘘つきで、共謀していて、裏工作をしていて、党派の信奉者」云々の表現も、ジャーナリストの印象としてフランスではかねてから指摘されているものだ。ラ・クロワ紙 (La Croix) が主体となって31年前から毎年実施している「フランス・メディア信頼度調査 (La confiance des Français dans les médias)<sup>(31)</sup>」の2018年版でも、この傾向が裏付けられている。

2018年1月23日付けラ・クロワ紙は、「ジャーナリストの独立性は常日頃から批判されている」と、報告している。ジャーナリストは政党や権力に対して独立していないとの回答が68%で前年比1%増、逆に独立しているとの回答が24%で前年と同様、無回答が8%であった。金銭の圧力に対しては、独立していないとするものが62%で前年比4%増、独立しているとするものは24%で前年比3%減、無回答が14%との結果が伝えられた。

ジャーナリストは政党や権力に対して独立していないとする否定的回答は、1994年では55%と、今回の結果より13%低い水準であったことから、ジャーナリストのイメージは徐々に悪化していることが示されている。金銭からの圧力に関しては、独立していると肯定的な印象を持っていたものが、2015年には30%あったものが、翌16年は28%、17年は27%と減り続け、18年の24%となったもので、懸念される傾向である。金銭に関し、ジャーナリストの独立性を信じる層が全体の4分の1を割り込んでしまったのだ。

ジレ・ジョーヌの増税反対とアンチ・ジャーナリストの声の拡がりという意味するところは深いものがあると思われる。

個々のジャーナリストのイメージだけでなく、組織としてのメディアについて見ても、これまた芳しいものではない。パリ政治学院の政治研究センター (CEVIPOF)<sup>(32)</sup> は政治信頼度調査第10版を、<sup>(33)</sup> 2019年1月11日に当初予定の16日を前倒して急遽発表した。これによると、「組織としての既存メディア」をととても信頼するとの回答は1%、どちらかと言えば信頼するが22% (前年比1%減) で、肯定的なものは計23%に止まった。また、今回から新たな項目として追加された「組織としてのSNS」<sup>(34)</sup> についてはとても信頼するが1%、どちらかと言えば信頼するが12%で、計13%が肯定的に答えている。ちなみに、フランスで最も信頼されている組織は病院と中小企業で、双方とも78%に信頼を得ている。これに続く信頼度を誇るのが軍と警察で74%が信頼すると答えている。

ここでフランスの司法組織への信頼度を見てみよう。パリ政治学院 CEVIPOF 調査で、フラン

スの司法組織をとっても信頼するとの回答は4%、どちらかと言えば信頼するが40%で、肯定的な受け止めは計44%にとどまった。

逆に、司法関連についての否定的評価は厳しい結果を示している。全く信用できないが21%、どちらかと言うと信頼できないが32%であり、計53%の人々がフランスの司法組織を信頼できない<sup>(35)</sup>としているのである。

現場に近い警察組織は信頼されているにもかかわらず、エリート組織である検察や裁判所は逆なのである。この傾向は企業組織でも同様で、中小企業は信頼されているが、大企業は信頼されていない。病めるフランスを象徴しているようにも伺える。

ゴーン事件に絡んで、日米のメディアが好んで日本の刑事司法制度を批判するが、国民の半数以上に信頼されないフランスの司法組織体制が日本にとって模範になるのか、日本のメディアも良く熟考してから報道する必要がある。

また、ゴーン氏の収監されている居住環境について批判的な記事もあったが、これも比較されるべきは、あくまでも他の日本の被疑者との平等が問題でなければならない。また、日本の収監設備について興味本位とも思える批判を記した米仏のメディアもあるが、そのような記者や編集者は自国の実態を知らないジャーナリスト失格者である。現場について無知であるだけでなく、レポート等を調べる努力すら怠っていると言える。フランスの収監状況の劣悪な過密ぶりについてはフランス共和国法務省の入監収監報告<sup>(36)</sup>でも目を通してからペンを執るべきだ。

今回のパリ政治学院 CEVIPOF 調査ではジレ・ジョーヌ運動への認識についても新たな項目として追加された<sup>(37)</sup>。ジレ・ジョーヌをフランスの新たな民主的な動きを代表するとして評価するものが62%、逆にフランス民主制への脅威との認識するものが34%であった。

ジレ・ジョーヌ運動への支持については、すべて支持するが31%、どちらかと言えば支持するが29%で、計60%の支持が得られている。他方、不支持については、全く支持しないが14%、どちらかと言えば支持しないが16%で、計30%が不支持と回答した。

更に、ジレ・ジョーヌ運動がフランス人の多くの権利要求にかかわる抗議運動であるとの認識については72%が肯定している。

フランスでは、国民の、中でも庶民の声を汲むことが求められているのである。

日本の検察が示したゴーン氏への厳正な対応についてのフランスでの高い評価を、日本のメディアも素直に、前向きに受け止める必要がある。

環境保護の美名の下に実施されようとした燃料への増税、国際競争力強化とヨーロッパ協調のモットーの下に実施された富裕層の税負担軽減、推定無罪や個人の税負担の最適化を擁護しながらゴーン氏の追及を緩めたがるフランスの一部の尻馬に安易に乗る日本の自虐的メディアは、冷静に内外の情勢を判断することが必要である。

本稿冒頭に紹介したようなルノー社員の怒り、フランス庶民の憤激、その矛先は悪行を重ねた人物とその取り巻きである。日本の刑事司法制度ではない。

2017年11月5日、国際調査報道ジャーナリスト連合と加盟報道機関は一斉にパラダイス文書を明るみに出し、グローバルな視野から公平な税制、司法の在り方を再考する必要性を訴えた筈である。その際、問題を多く抱えているとされた国々のチェック機能や体制こそ是正していかなければならないのである。

世界でも尊敬されている日本の厳正な刑事司法制度を担う人々が肅々とその本来の任務を遂行できるよう、世界的に望ましい輿論環境をリードして行くことが必要である。

## 注

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2019年1月11日 21:45 JST 現在のものである。

- (1) “Malgré les conditions d’incarcération jugées difficiles, les salariés interrogés en conviennent, l’heure n’est donc pas à l’empathie. «Heureusement qu’il a été arrêté au Japon, juge même, sans concession, un cadre du siège de Boulogne-Billancourt (Hauts-de-Seine). Car en France, il y aurait eu de grandes chances que l’affaire soit étouffée.»” in Erwan Benezet : Affaire Ghosn : la colère des salariés de Renault, Le Parisien du 27 décembre 2018.  
<http://www.leparisien.fr/economie/affaire-ghosn-la-colere-des-salaries-de-renault-27-12-2018-7976988.php>
- (2) CEVIPOF Sciences Po : Le baromètre de la confiance politique – vague 10, le 11 janvier 2019, p.34.  
<http://www.sciencespo.fr/cevipof/fr/content/le-barometre-de-la-confiance-politique>
- (3) Carlos Ghosn : l’Homo Hubris 20/11/2018 (L’Humeur du matin par Guillaume Erner)  
<https://www.franceculture.fr/emissions/lhumeur-du-matin-par-guillaume-erner/lhumeur-du-jour-par-guillaume-erner-du-mardi-20-novembre-2018>
- (4) Carlos Ghosn s’est trompé de pays - Tanguy Pastureau maltraite l’info, France Inter, 20 Novembre 2018 12h10,  
<https://youtu.be/q3PXuJBGg2M>  
<https://www.franceinter.fr/emissions/tanguy-pastureau-maltraite-l-info/tanguy-pastureau-maltraite-l-info-20-novembre-2018>
- (5) 唯一とは言え、最貧国の某国と並んでと言っているのが、豊かな国の中では唯一ということである。
- (6) Aude Carasco ; La confiance des Français dans les médias traditionnels progresse, La Croix du 23/01/2018  
<https://www.la-croix.com/Economie/Medias/confiance-Francais-medias-traditionnels-progresse-2018-01-23-1200908029>
- (7) “Mais l’hubris et l’avidité l’ont finalement emporté sur toute autre considération. Les dauphins désignés n’ont cessé de défiler, et les schémas d’organisation sont restés à l’état de rumeurs, plaçant aujourd’hui les intérêts français dans une situation d’extrême vulnérabilité. Au-delà du destin d’un patron qui finit comme Icare, c’est tout un pan de notre industrie qui est plongé dans l’incertitude, faute d’avoir suffisamment préparé l’avenir.”  
[https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/23/renault-nissan-une-alliance-en-mal-d-avenir\\_5387429\\_3232.html](https://www.lemonde.fr/idees/article/2018/11/23/renault-nissan-une-alliance-en-mal-d-avenir_5387429_3232.html)
- (8) Honoré de Balzac : Les Journalistes - Monographie de la Presse Parisienne,1843, réédition de 2002, Edition du Boucher, p.5, pp.10-12& pp.88-90. “compte de l’esprit national qui exige une aussi grande mobilité chez les Hommes que dans les Institutions (...) de conclure au profit d’une politique nationale” (*op. cit.* p.5) Thomas Ferenczi : Le journalisme, Collection : Que sais-je ? 3743, Presses Universitaires

de France, mai 2005, Paris, pp.27-32, 128pp.

- (9) “Fallait-il y voir une prémonition ? Dix-huit mois avant le scandale déclenché par les accusations de fraude fiscale visant le patron de l’alliance Renault-Nissan Carlos Ghosn au Japon (lire cicontre), l’agence de presse Reuters dévoilait une information troublante. Selon l’agence de presse, une banque d’investissement britannique dénommée Ardea Partners aurait proposé à Renault un ingénieux mécanisme d’optimisation fiscale au bénéfice de ses principaux dirigeants...”

Franck Bouaziz : CARLOS GHOSN ZÉRO DE CONDUITE, Libération du 20 Nov 2018, pp.1-5.

- (10) [https://www.lemonde.fr/politique/article/2018/04/15/ce-qu-il-faut-retenir-de-l-interview-d-emmanuel-macron-sur-bfmtv-rmc-et-mediapart\\_5285852\\_823448.html?xtmc=macron\\_plenel\\_bourdin&xtcr=10](https://www.lemonde.fr/politique/article/2018/04/15/ce-qu-il-faut-retenir-de-l-interview-d-emmanuel-macron-sur-bfmtv-rmc-et-mediapart_5285852_823448.html?xtmc=macron_plenel_bourdin&xtcr=10)

- (11) Macron, un an après : le grand entretien, en intégralité.

<https://blogs.mediapart.fr/edwy-plenel/blog/200418/entretien-macron-quand-la-forme-revele-le-fond>

<https://www.courrierinternational.com/article/vu-de-letranger-la-france-decouvre-le-journalisme-dirreverence>

- (12) Franck Bouaziz : Carlos Ghosn n’est plus résident fiscal français depuis 2012, Libération du 9 janvier 2019.

税務上、オランダの居住者と認められるには、原則として年間 183 日以上滞在中である必要があるが、この要件が満たされているかについては疑問があるとリベラシオンは伝えている。

[https://www.liberation.fr/france/2019/01/09/carlos-ghosn-n-est-plus-resident-fiscal-francais-depuis-2012\\_1701855](https://www.liberation.fr/france/2019/01/09/carlos-ghosn-n-est-plus-resident-fiscal-francais-depuis-2012_1701855)

- (13) “Selon l’agence Reuters, le complément de salaire de 500.000 euros touché par Mouna Sepehri, proche de Carlos Ghosn et directrice déléguée à la présidence de Renault, n’est pas illégal mais il aurait été réalisé à l’insu du conseil d’administration. Le groupe Renault dénonce, de son côté, des “informations erronées ou présentées de façon tendancieuses” [Article publié le vendredi 11 janvier, mis à jour avec infos de l’AFP et communiqué du groupe Renault].” 注(19)参照。

Pour Renault, la rémunération de Mouna Sepehri est “conforme”, La Tribune, 11/01/2019.

<https://www.latribune.fr/entreprises-finance/industrie/automobile/renault-une-fidele-de-ghosn-aurait-recu-500-000-euros-a-l-insu-du-conseil-d-administration-de-renault-803522.html>

- (14) Ghosn: Renault demande à Nissan de ne pas contacter ses administrateurs Par Challenges.fr le 12.12.2018 à 13h08.

[https://www.challenges.fr/automobile/actu-auto/renault-demande-a-nissan-de-ne-pas-contacter-son-conseil\\_631420](https://www.challenges.fr/automobile/actu-auto/renault-demande-a-nissan-de-ne-pas-contacter-son-conseil_631420)

- (15) 経済界、政界を中心に約 21 万の読者を持つ 1982 年創刊の「シャランジュ」誌 (Challenges) の他、「科学と未来」(Sciences & Avenir)、「イストリア」(Historia)、「歴史」(L’Histoire)、「調査」(La Recherche) の 4 誌を加えた、計 5 誌を発行している。

[https://www.lemonde.fr/economie/article/2018/10/04/renault-embarque-les-medias-dans-ses-voitures-autonomes\\_5364688\\_3234.html](https://www.lemonde.fr/economie/article/2018/10/04/renault-embarque-les-medias-dans-ses-voitures-autonomes_5364688_3234.html)

<http://www.lefigaro.fr/medias/2017/12/13/20004-20171213ARTFIG00093-renault-prendrait-40-du-capital-du-magazine-challenges.php>

- (16) Renault mise sur Challenges pour divertir les conducteurs de ses voitures connectées Par AFP le 13.12.2017 à 13h05.  
[https://www.challenges.fr/economie/renault-mise-sur-challenges-pour-divertir-les-conducteurs-de-ses-voitures-connectees\\_519816](https://www.challenges.fr/economie/renault-mise-sur-challenges-pour-divertir-les-conducteurs-de-ses-voitures-connectees_519816)
- (17) Groupe Renault unveils Augmented Editorial Experience (AEX), a concept for the future of mobile content with the expertise of the Groupe Challenges October 02, 2018  
<https://media.group.renault.com/global/en-gb/groupe-renault/media/pressreleases/21217148/groupe-renault-revele-aex-augmented-editorial-experience-le-futur-de-la-mobilite-et-des-medias-avec>
- (18) “C’est donc toute la différence avec les Gafas qui ont décidé de rester des agrégateurs de contenus, Renault veut verrouiller et maîtriser ses contenus afin de jouer sur la différence.”  
<https://www.latribune.fr/entreprises-finance/industrie/automobile/challenges-renault-les-vrais-enjeux-d-un-rachat-inattendu-761887.html>
- (19) 注(13)に付したラ・トリビューン紙の記事も、「ロイター電で伝えられたオランダのルノー日産持株会社 (Renault-Nissan BV) からゴーン氏側近のルノー幹部に支払われた 50 万ユーロに関する件は不法ではない。また、ルノー役員会は関知していなかった」と、誰も悪くないニュアンスで報道した。不法でなければ許されるのか、その額の支払いを誰が関知して行ったのか、という疑問には答えないまま事足りりとしている。
- (20) Eric Pfanner July : French News Web Site Shakes Sarkozy Camp, New York Times, July 9, 2010, Page B4.  
<https://www.nytimes.com/2010/07/09/business/global/09mediapart.html>
- (21) “C’est le dernier épisode de la descente aux enfers de la presse française.”  
<https://www.mediapart.fr/journal/france/141217/challenges-invente-avec-renault-le-journalisme-connecte-au-cac-40>
- (22) ““Pour Challenges, un appel d’air financier considérable, et pour Carlos Ghosn, la publicité gratuite. C’est une situation qui abîme le journalisme” s’insurge Laurent Mauduit, journaliste à Mediapart”, *in*  
<https://www.franceinter.fr/emissions/secrets-d-info/secrets-d-info-07-avril-2018>
- (23) Carlos Ghosn, la face cachée du patron le mieux payé de France. *ibid.*
- (24) De l’espionnage à la manipulation : l’affaire qui embarrasse Renault, Le Monde avec AFP Publié le 09 mars 2011 à 21h05 - Mis à jour le 11 janvier 2013 à 16h54  
[https://www.lemonde.fr/economie/article/2011/03/09/espionnage-chez-renault-retour-sur-une-affaire-embarrassante\\_1490443\\_3234.html](https://www.lemonde.fr/economie/article/2011/03/09/espionnage-chez-renault-retour-sur-une-affaire-embarrassante_1490443_3234.html)
- (25) “Fin 2022, selon moi, Renault est une grande entreprise, par la taille”  
<http://www.lefigaro.fr/societes/2017/10/06/20005-20171006ARTFIG00083-carlos-ghosn-ce-que-renault-sera-en-2022.php>
- (26) “C’est une entreprise française, qui n’aura rien perdu de cette identité, et mondialisée” *ibid.*
- (27) Sylvia Revello : En France, la haine anti-journalistes flambe, Le Temps du mardi 27 novembre 2018.  
<https://www.letemps.ch/opinions/france-haine-antijournalistes-flambe>
- (28) “Sur les réseaux sociaux, une haine lancinante se déverse contre cette presse «orientée, mensongère,

prompte à la collusion, aux magouilles, et adepte du parti pris.» *ibid.*

- (29) “«Je ne parviens pas à ressentir de compassion sincère pour ces journalistes. [...] Pour s’informer désormais, les réseaux sociaux sont plus sûrs. Evitons de donner le prétexte aux journalistes de se victimiser. Ne les lynchez pas: ne leur parlez pas, ne les lisez pas et ne les regardez pas.»” *ibid.*
- (30) <https://www.nouvelobs.com/societe/20181127.OBS6098/gilets-jaunes-sophia-chikirou-n-a-aucune-compassion-pour-les-journalistes-agresses.html>  
[https://www.lexpress.fr/actualite/medias/sophia-chikirou-pas-emue-par-les-journalistes-frappes\\_2050601.html](https://www.lexpress.fr/actualite/medias/sophia-chikirou-pas-emue-par-les-journalistes-frappes_2050601.html)
- (31) La Croix, Kantar Sofres & Kantar Media ; Baromètre 2018 de la confiance des Français dans les media, janvier 2018.  
<https://www.la-croix.com/Economie/Medias/confiance-Francais-medias-traditionnels-progresse-2018-01-23-1200908029>
- (32) パリ政治学院の政治研究センター（Le Centre de recherches politiques de Sciences Po）は、2003年に組織再編改称を行っているが、改組後も以前のフランス政治生活研究センター（anciennement Centre d'études de la vie politique française ; CEVIPOF）の略称をそのまま継承して用いている。
- (33) Le baromètre de la confiance politique – vague 10, le 11 janvier 2019, pp.34-36.  
<http://www.sciencespo.fr/cevipof/fr/content/le-barometre-de-la-confiance-politique>
- (34) CEVIPOF Sciences Po@CEVIPOF（2019年1月10日&11日ツイート分）
- (35) CEVIPOF Sciences Po : Le baromètre de la confiance politique – vague 10, le 11 janvier 2019, p.34.  
<http://www.sciencespo.fr/cevipof/fr/content/le-barometre-de-la-confiance-politique>
- (36) *cf.* Statistique mensuelle des personnes écrouées et détenues en France situation au 1er mars 2017, Direction de l'Administration Pénitentiaire, Bureau des statistiques et des études (SDME - Me5), Ministère de la Justice, La République française.  
*cf.* Statistiques mensuelles de la population détenue et écrouée pour l'année 2018, 26 décembre 2018, Ministère de la Justice, La République française.  
<http://www.justice.gouv.fr/prison-et-reinsertion-10036/les-chiffres-clefs-10041/statistiques-mensuelles-de-la-population-detenu-et-ecrouee-31234.html>
- (37) Le baromètre de la confiance politique – vague 10, le 11 janvier 2019 (*op. cit.*), pp.100-103.

## 「ウイグルオンライン」閉鎖5年

山本 賢二\*

「维吾尔在线」(www.uighurbiz.net) Uighur online (以下「ウイグルオンライン」)はその主宰者である中央民族大学教師イリハム・トッティが逮捕され、無期懲役の刑に処せられる中で、閉鎖され5年になる。

同サイトはイスラム文明と儒教文明の交わる新疆ウイグル自治区(東トルキスタン)に関心のある筆者にとって、中国域内からウイグル族による中国語で発信される情報源の一つであり、中国の官制メディアとは異なる情報に接することができ、日常的にアクセスしてきた。

主宰者イリハム・トッティは2014年1月に逮捕され、「国家分離」罪によって同年9月23日の一審で無期懲役に処せられ、同年11月21日の二審でその刑が確定したが、その逮捕当時の当局の報道によると、彼は「域外の『東トルキスタン』勢力とぐるになり、インターネットを利用し、『新疆独立』を鼓吹し、教場を利用し、『政府転覆』を煽動、教師の身分を利用し、分離活動を行い、自身を頭目とする国家分離犯罪集団を形成し、国家の安全と社会の安定に重大な危害をもたらした。」(「環球時報」2014.1.27)とされるとともに、一審の結果を伝える新華社電は「法廷の審理が明らかにしたのは、長期にわたり、イリハム・トッティは『ウイグルオンライン』(维吾尔在线)ウェブサイトプラットフォームにして、その大学教師の身分を利用し、授業活動を通じて、民族分離思想を伝播させ、一部の少数民族学生をそのウェブサイトに加わるよう唆し、引き込み、脅迫し、イリハム・トッティを首謀者とする国家分離犯罪集団を形成した。同犯罪集団はイリハム・トッティの指導の下で、国家分離を目的とし、一連の国家を分離させる犯罪活動を組織、画策、実行した。」(新华网乌鲁木齐9月3日)と報じている。すなわち、この「ウイグルオンライン」が「イリハム・トッティを首謀者とする国家分離犯罪集団」の「分離思想を伝播」させる「プラットフォーム」になってきたという指摘である。そして、イリハムの逮捕とともに「ウイグルオンライン」は閉鎖されたのである。

こうした敵対矛盾になったと判断したのは彼が2014年1月に逮捕された時の中国共産党の総書記にあった習近平の意向によるものであることは明らかである。それは民族問題という敏感な問題に対して、国際的非難を覚悟で決断を下せるのは党の組織原則である民主集中制のトップにある総書記だけであるからである。

胡錦濤時代の2009年7月5日に区都ウルムチ市で発生した「7.5」事件の時さえ、編集のハイラト・ニヤズが同年逮捕され、2010年に懲役15年の判決を受けているものの、「ウイグルオンライン」は最終的に閉鎖されることはなかったことを考えても、そこに習の治国意志とインターネットに対する警戒感が反映されているといえよう。

もとより、メディアから伝えられる情報はすべて送り手によって「つくられた」ものであるとい

---

\*やまもと けんじ 日本大学法学部新聞学科 教授

うメディアリテラシーの基礎の「基」を持ち出すまでもなく、「ウイグルオンライン」から流される情報もその運営者によって構成された内容となる。つまり、あらゆる情報は主体者であるわれわれが信じるに足るものか、足らぬものかの判断を下す必要があり、「ウイグルオンライン」のそれも例外ではない。

### 「ウイグルオンライン」設立趣旨と調査報告

イリハム・トッティは「わたしの理想と事業選択の道」（我的理想和事业选择之路 [https://s3.amazonaws.com/wenyunchao\\_share/Illham\\_01.html](https://s3.amazonaws.com/wenyunchao_share/Illham_01.html)）の中で2005年末に開設した「ウイグルオンライン」の趣旨について「『ウイグルオンライン』はわたし個人が創設したウェブサイトであり、その趣旨は全国の各民族人民と世界に新疆を理解、ウイグル族を理解してもらい、新疆の各民族人民にこの世界を理解してもらい、民族集団間の相互理解を促進、対話を促進することにある。管理面においては、いかなる独立、分離を主張したり無責任な煽動的言論も発表することに反対し、国家転覆の言論を発表することにも反対する。」「ただし、新疆あるいはその他の地方の社会時弊を直言する文章、その意図が好いものであり、内容が真実でありさえすれば禁止しない。」と語ると同時に、「ウイグルオンライン」の果たすべき役割について縷々説明している。しかし、結果的にその運営が「インターネットを利用し、『新疆独立』を鼓吹し」たとして、無期懲役刑を形成する罪状の一つになったのである。

そして、その調査報告については、新華社が公表した裁判の審理状況を引用すると、「イリハム・トッティは社会問題アンケート調査結果を『でっち上げ』るとともに、『ウイグルオンライン』ウェブサイトに虚偽のデータを以て調査報告を発表し、教室でその内容を引用し、新疆独立と『高度の自治』を支持する虚偽の民意を偽造した。」との公訴人の指摘に対し、イリハムは「調査は行ったがデータは公表していない」と答え、「被告人と弁護人はいずれも被告人イリハム・トッティが調査を行ったことに関する証拠を提示しなかった。」（伊力哈木分裂国家案庭审纪实 新华社乌鲁木齐9月24日电）とある。つまり、イリハムは自らの調査データを提示できず、それを当局から「でっち上げ」だと断定されたのである。

イリハムは調査報告に触れて「当面の新疆民族問題の現状と提案」（当前新疆民族问题的现状和建议）（[https://nyshalong.com/public/archive/20140419/20140419\\_ref1.pdf](https://nyshalong.com/public/archive/20140419/20140419_ref1.pdf)）の中で、次のように述べている。「学術面において、一つの声だけがある、これは決してこの声が反映しているのが社会の実情であることを意味するものではない。7.5事件前、楊聖明の新疆民族問題調査報告を例にとれば、この調査報告はウイグル人の国家認知度が漢族の国家認知度を上回っており、民族を跨ぐ婚姻に対し、大部分のウイグル族と漢族がいずれも支持する態度であったと指摘している。報告は最後に、新疆に重大な民族問題があるとする観点は人を驚かせるためであると強調している。しかし、われわれの調査はこれと完全に相反するもので、ウイグル族社会の国家認知度は楽観できないものであり、民族を跨ぐ婚姻は實際上、各民族いずれにも反対、ボイコットされている。」。当局によると、こうしたイリハムの発言には根拠がなく、「でっち上げ」だということになる。

イリハムが一例として挙げた楊聖敏（明）（中央民族大学民族学・社会学院院长）の調査報告は、ウルムチ市などで2年にわたる調査で得られた有効サンプル2094を基に、2007年に公表された



「新疆のウイグル・漢民族関係の初歩的調査と試みの分析」（新疆維漢民族关系的初步调查与试分析）（2007年5月11日－香港《大公报》）であり、その中で「新疆において、9割のウイグル族民衆は自分が中国人であることに誇りを感じていて、ウイグル族民衆の国家に対する認知度が割と高く、8割にも上るウイグル族民衆が分離活動は有害であると考えている。」などと報告されている。

一方にデータがあり、別の一方にはデータが無い。データがあれば正しく、データが無ければ正しくないというものでもない。両者いずれも嘘を言っているわけではないであろう。楊の調査報告についていえば、中国においてウイグル族に国家に対する認知度を聞くとき、ウイグル人の被験者が本心で答える人がどれだけいるであろうか。自らが置かれている政治環境を考えればどのように答えれば身の安全が守られるのかをまず考えるはずである。これは自明の理である。そして、それが数字に表れると「9割のウイグル族民衆は自分が中国人であることに誇りを感じ」となるのである。こうしたアンケート調査の類は表現・言論・学問の自由が完全に保障されている環境の下でのみ有効であり、中国共産党による社会管理の徹底した現在の中国ではただ単に数字の遊びでしかない。

一方、イリハムが調査を行ったかどうかは別にして、彼の認識からすれば楊の調査結果はまさに「完全に相反」したデータであり、容認できる内容ではなかったため、かかる反論になったのであろう。それは「でっち上げ」かも知れないし、「科学」でもないかも知れないが、自由な調査環境の無いところでは、体験に基づく声も真実に近づく助けとなるものであり、彼の発言を一概に否定できるものではない。

## ウイグル問題と安倍首相

今般、安倍晋三総理大臣は2018年10月25日から27日まで中国を訪問したが、それに先立ち産経新聞は25日（2018.10.25 22:19）に「安倍晋三首相は習近平氏にウイグル問題を提起するか」と題する下記の記事（北京 原川貴郎）を発信した。

中国・新疆ウイグル自治区では、イスラム教を信仰する100万人規模のウイグル族らが、当局の手で「再教育施設」に強制的に収容され、凄惨な人権弾圧を受けている。ウイグル人や世界の人権団体だけでなく、欧米を中心とする国際社会が中国への批判を強めている。

バチレ国連人権高等弁務官は9月、国連人種差別撤廃委員会の8月の報告も踏まえ、中国政府に対してウイグル問題に関する調査を許可するよう求めた。

ペンス米副大統領は10月4日の演説で「新疆ウイグル自治区では、共産党が100万人ほどのイスラム教ウイグル人を収容所に入れ、昼夜を問わず洗脳している」と指摘した。

マレーシアのマハティール首相は15日、親中派の前政権下で拘束し、中国側が強制送還を求めていたウイグル族男性11人について、釈放したと発表した。

安倍晋三首相も、ウイグル人の人権問題に強く関心を寄せてきた一人だ。

平成20年5月、来日した中国の胡錦濤国家主席（当時）に対し、日本留学中に中国に一時帰国した際、国家分裂を扇動したとして逮捕されたウイグル人男性の釈放を求めた。

野党時代の24年4月には日本ウイグル国会議員連盟設立総会で「中国は国連安全保障理事会理

事国の一国で世界において重要なプレーヤーの一国だ。中国にも責任ある立場で地域の平和と安定、人権が守られる状況をつくっていく上でも責任を果たしてもらおうべく、働きかけをしていきたい」と語った。

26日の習近平国家主席との会談で、安倍首相はウイグル問題を提起するか。産経新聞の取材で「習氏に直接、ウイグル問題を取り上げてほしい」と訴えたラビア・カーディル氏だけでなく、国際社会が注目しているといっても過言ではない。

これは「ウイグル問題」に特化しているものの、短いながらも共時的・通時的情報を読者に提供し、別の側面から安倍首相の訪中について考えさせるジャーナリストの優れた記事だと言えよう。

それは産経新聞が「ウイグル問題」に関心をもち、上掲記事の安倍首相が「平成20年5月、来日した中国の胡錦濤国家主席（当時）に対し、日本留学中に中国に一時帰国した際、国家分裂を扇動したとして逮捕されたウイグル人男性の釈放を求めた。」ことについて、往時、「【胡錦濤氏訪日】歴代首相と朝食会 安倍氏はチベット問題に懸念表明 小泉氏は姿見せず」（2008.5.8 10:44）と題する記事を掲載し、その中で「ウイグル問題」に関連し、安倍氏はウイグル問題にも触れ、東京大に留学中の平成10年に中国に一時帰国して逮捕されたトフティ・チュニアズさんについて、『彼の家族は日本にいる。無事釈放されることを希望する』と述べた。胡主席はトフティ氏について『私は知らないで、しっかりした法執行が行われているかどうか調べる』と応じたが、チベット問題について言及はなかった。」などと伝えていた。

筆者は「安倍前首相のウイグル問題に関する発言と行動—胡錦濤主席と首相経験者の会見などから—」（平成20年9月 現代中国事情 第21号）と題する一文の中で、この産経新聞の記事を引用すると同時に、安倍首相自身のホームページ（<http://www3.s-abe.or.jp/>）にアップされた「胡錦濤中国国家主席を囲む朝食会での発言について」と題する説明を転載したことがあるが、その「ウイグル問題」に言及した部分を以下に再録したい。

私が5月8日に開かれた中曽根元総理主催の胡錦濤中国国家主席を囲む朝食会の席上、チベット問題とウイグル問題を取り上げたことに関して、各方面から様々なご意見をいただきました。今回の発言について改めて私の考えを述べさせていただきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・

次にウイグル問題について「日本の東大に留学していたトフティ・チュニヤズさんが研究のため中国に一時帰国した際、逮捕され、11年が経過している。彼の奥さん、家族は日本にいる。無事釈放され、日本に帰ってくることを希望する」と具体的な人名をあげて、胡主席に要望しました。

トフティさんの問題については、次のような経緯で問題の存在を知りました。

昨年末、私はウイグル解放運動家のラビア・カーディルさんと「中国を追われたウイグル人」の著者である中央大学講師の水谷尚子さんとお会いしました。ラビアさんはノーベル平和賞の候補者として名前があがったこともあります。

その席で水谷さんからトフティさんの問題を詳しく聞き、さらに今年4月末にトフティさんの奥さまにもお目にかかりました。

奥さまは私に対し「主人は日本でまじめに勉強することを生きがいにしていました」と切々と語

りました。トフティさんは中国人ではありませんが、学問の自由を保障されている日本で学んでいたものであり、その意味では日本の学徒でもあります。彼自身に取り組んでいる研究課題の延長戦で罪に問われたわけですが、日本で学んでいる学生である以上、日本の政治家としてトフティさんの人権を守ることが重要であると考えました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

私は安倍内閣で価値観外交、主張する外交を掲げました。自由、民主主義、基本的人権、法の支配という普遍的な価値観を共有する国々の輪を広げていくというのが価値観外交の基本です。

日本人の強い憂慮を直接、胡主席に伝えることは、中国の人権状況の改善への働きかけであると同時に、日本が世界に向けてメッセージを発信することにもなると確信していました。

今後、チベット問題、ウイグル問題、さらにトフティさんの解放など、前進があることを強く期待しています。私自身、政治家として前総理として引き続き取り組んでいきたいと思えます。

こうした発言は第一次安倍内閣後、首相という要職から一政治家になった安倍晋三の政治的立場を示すものであり、いわゆる「自由、民主主義、基本的人権、法の支配という普遍的な価値観」を彼自身が政治信条としていることの反映だと言える。

そうした政治信条をもった安倍が首相に復帰、中国を訪問する時に、当時世界ウイグル会議議長であったラビア・カーディル女史が安倍首相に「習氏に直接、ウイグル問題を取り上げてほしい」と訴えたのも、同女史がかつて安倍首相と面会したことを考えれば当然のことであろう。しかし、当時は一政治家、現在は一国の総理大臣という立場の違いがあり、自らの政治信条だけで行動できるはずもないことは本人自身が一番知っていることである。

国際的にウイグル族に対する再教育施設の存在が取りざたされている現今、実際に、安倍首相が習近平国家主席と会談した際、「ウイグル問題」を取り上げたかどうかはわからないが、少なくとも記者発表や外務省のホームページの「安倍首相の訪中」の中には「ウイグル問題」に触れたという記述はない。(平成30年10月26日 安倍総理の訪中(全体概要)2 日中首脳会談等の概要(3) 習近平国家主席との会談(26日午後)) それは、トフティ氏(1998年2月に一時帰国、ウルムチ市国家安全庁に拘束され、2000年3月に「国家機密不法取得罪」と「国家分裂扇動罪」によって懲役11年、政治権利剥奪2年の刑が確定、服役)がすでに2009年2月に11年の刑期を終え釈放されていることも関係するかも知れないが、彼の政治信条は当時も今も変わってはいないであろう。

筆者にこうしたことを思い出させたことも含めて前掲した「安倍晋三首相は習近平氏にウイグル問題を提起するか」と題する産経新聞の原川貴郎記者の北京からの記事は「凄惨な」という表現は気になるころではあるが、ただ単に情報の切り売りではなく、ジャーナリストとしていくつかの情報をまとめニュースとしたプロの仕事であったといえる。

## 新疆と小島康誉

なお、ウイグル問題というどうしても政治的色彩が強くなるが、われわれが誇りに感じることに小島康誉（やすたか）さんの新疆と日本の相互理解への貢献に触れなければならないだろう。

筆者は新疆大学卒業生と入試で面接したことがある。その時、受験生の学歴の中に「小島奨学金」を得たという記述があり、その受験生は誇りに感じていると語っていたことを思い出す。

人民網日本語版（2018年06月20日16:11）は「新疆を第二の故郷とし、改革開放以降の発展を見てきた僧侶・小島康誉氏」と題する取材記事を掲載している。以下、小島さんの理解に資するため、少し長くなるがその抜粋を転載したい。

「日本の浄土宗僧侶である小島康誉氏は、36年前に初めて新疆維吾爾（ウイグル）自治区を訪問し、善良で親切な地元の人々や豊富な文化遺産に魅了されてから、これまですでに150回以上同地を訪問している。・・・1942年に名古屋で生まれた小島氏は、66年に宝石店「宝石の鶴亀」（現あずみ）を創業し、161店舗を展開し、93年に名古屋証券取引所に上場した。87年に得度し、96年に社長を退任した。小島氏は穏やかな表情で笑顔が優しく、ごく普通の高齢の男性に見え、新疆維吾爾自治区人民政府顧問、烏魯木齊（ウルムチ）榮譽市民、新疆大学名誉教授、清華大学客員研究員、中国歴史文化遺産保護網理事長、中日・日中共同尼雅、丹丹烏里克遺跡学術考察日本側隊長など、中国と関係あるそうそうたる肩書があるとは想像もつかない。小島氏は新疆で最も有名であり、最も敬意を示される外国人の一人だ。」

「小島氏はこれまでに、新疆で100件以上のプロジェクトに投資を行ってきた。例えば、改革開放初期、新疆大学に『小島康誉奨学金』を設置し、17年までに援助した奨学金の額は合わせて4400万円に達した。また、新疆の中日友好希望学校5校の建設のためにも寄付をしてきた。小島氏は、「ある時、新疆でタクシーに乗り、運転手がどうしても料金を受け取ってくれなかった。話を聞いてみると、運転手の妹が新疆大学に通っていた時に私が設置した奨学金を受けていたため、その感謝の意を示そうと、料金を受け取ろうとしなかったのだ」と話し、新疆で何度も礼遇を受け、心温まる思いをしたことを語った。」

「小島氏は、新疆の文化財保護、文化教育事業の発展、及び中日両国の国民の文化交流に大きく寄与し、中国全国人民代表大会環境・資源保護委員会から榮譽証書、中国文化部（省）から「文化交流貢献賞」を授与され、人民日報からは「現代の阿倍仲麻呂」と呼ばれている。01年、新疆維吾爾自治区政府は、小島氏が新疆で活動して20周年になるのを記念するイベントを開催した。小島氏は日本でも外務大臣表彰や文化庁長表彰などを授与され、日本政府からもその活動が高く評価されている。」

「16年9月、小島氏は新疆大学国際文化交流学院の客員教授となった際、『新疆に貢献できるよう、今後もいささか微力を尽くす決意。そして、将来は、遺骨をタクラマカン砂漠に埋めてほしい』と話した。」

上掲の記事にあるように「小島氏は新疆で最も有名であり、最も敬意を示される外国人の一人だ。」であり、恐らく新疆ウイグル自治区で一番尊敬されている日本人でもあろう。

われわれが「ウイグル問題」を語るとき、この小島さんの存在と彼の新疆への思いも知っておくべきであろう。

なお、NHKのCD「ラジオ深夜便 “シルクロードに燃える”～小島康誉」（シルクロードに燃える（平成17年5月15～16日放送）きき手：上野重喜「こころの時代」制作班）では小島さんがインタビューに答えて自らの足跡を語っている。

## 「ウイグル問題」と情報

もとより、「ウイグル問題」は中国共産党にとっては、国家の統一にかかわる核心問題であり、独立はおろかそれを目指す分離運動などを許容するはずもない。一方、国外にある世界ウイグル会議は中国によるウイグル族抑圧を訴えるとともに、独立を目指す正統性を主張している。こうした関係は必然的に情報戦の様相を呈する。

われわれは伝えられる情報の中から「真実」に近づくための「事実」を汲み上げなければならないのであるが、その情報自体に信頼性がないとすれば、自らの体験と知識に基づいて判断せざるを得ない。しかし、その自らの判断基準がリップマンのいうように、「それぞれの人間は直接に得た確かな知識に基づいてではなくて、自分が作り上げたイメージ、もしくは与えられたイメージに基づいて物事を行っている」と想定しなければならない。」というのであれば、「人間」はそうした「ステレオタイプ」によって情報の真偽を判断する傾向をもつ。

筆者の友人は圧倒的に漢族が多い。彼らの中にはウイグル人は「清潔ではない」し、「『羊肉串』など何の肉を使っているか分からない」、子供は「スリ」だなどと言う人もいる。一方、わたしの友人のウイグル人の一人は「サラート（礼拝）のため一日五回身を清めているので、漢族よりずっと清潔だ」などと反論する。

知識を除くと、筆者の体験は漢族との接触から得たものが圧倒的に多い。ウイグル族とは、北京の魏公村、甘家口での接触、ウルムチの新疆大学滞在、中央民族大学ウイグル族教師についてのウイグル語学習などの体験がある。また、中国滞在中にはよくウイグル料理店に行き、新疆「黒ビール」を飲み、羊の骨付き肉やナンを食べ、踊りと歌の好きな陽気なウイグル族店員と語り合ったりした。さらに、「哈密瓜」（ハミメロン）も好きで、しゃきしゃきとした食感が忘れられない。胡桃の収穫の季節になると胡桃を水あめでおこしのように固めた「切糕」を思い出す。これに加えて、「羊肉串」、讃岐うどんのようにコシのある麺・・・などなど、口を通じての記憶も少なからぬある。

こうした体験と記憶のあるわたしが驚かされたのはウルムチで自動小銃を携行した武装警察が二人でパトロールを開始したというニュースに接したときである。そして、いまでも疑問に思っているのが、そうしたパトロールが日常的に行われるとともに、いたるところに監視カメラが設置されているウルムチで2009年7月5日に騒乱事件が発生したことである。世界ウイグル会議がネットを通じて煽動したという当局の説明をそのまま受け入れることはできない。中国公安の監視機能は不穏な動きがあれば即座にキャッチできる。ウイグル族と思われる何人かが集まればすぐにその情報は上級に伝わり、解散させられるはずである。情報が内部においてどのように伝わり、どのような対応の指示があったのか知る由もないが、とにかく極めて不可解な事件であった。この「7.5」事

件という情報に接した際のこうした筆者の認識はまさにわたし自身の体験と記憶、それに知識の反映である。

筆者は、こうした直接的体験と記憶、さらに関係書籍から得られる知識以外、「ウイグル問題」に関する日常的情報は基本的にオープンソースから得ていて、新疆日報のほかに下記のウェブサイト（主に中国語）によくアクセスする。

中国の観点：

新華社が運営する「新华网新疆频道（[www.xj.xinhuanet.com/](http://www.xj.xinhuanet.com/)）」、人民日報系列の「人民网新疆（[www.xj.people.com.cn/](http://www.xj.people.com.cn/)）」、中国新聞社の「中国新闻网新疆新闻网（[www.xj.chinanews.com/](http://www.xj.chinanews.com/)）」。それに新疆ウイグル自治区党委宣传部主宰、新疆ウイグル自治区政府新聞弁公室主管、新疆ウイグル自治区インターネット報道センターの運営するニュースサイトの天山網（[www.ts.cn](http://www.ts.cn/)）である。

分離独立を主張する側の観点：

世界ウイグル会議（World Uyghur Congress, WUC）（[www.uyghurcongress.org/cn/](http://www.uyghurcongress.org/cn/)）、在米ウイグル人協会（UAA）が米国民民主基金会（NED）の経済的支援を受けて開設した「Uyghur Human Rights Project」（维吾尔人权项目（UHRP）（<https://chinese.uhrp.org/>））。

このほか「boxun news」（博讯新闻）（<https://news.boxun.com/>）の「博讯热点」の「新疆问题」なども利用している。

また、チベット作家の唯色と『わたしの西域、あなたの東トルキスタン』（我的西域，你的东土）の作者王力雄の運営する「Unseen Tibet」（看不见的西藏～唯色）（[woeser.middle-way.net/](http://woeser.middle-way.net/)）にもよくアクセスする。

そして、当局が「でっち上げ」だとする「ウイグルオンライン」のかつての「調査報告」については、現在も「<<维吾尔在线 uighurbiz>> 在线报告」（[uighurbiz14.rssing.com/chan-16228885/all\\_p1.html](http://uighurbiz14.rssing.com/chan-16228885/all_p1.html)）で見ることができる。

多くの情報、少ない情報、異なる情報など様々な情報に接したとき、主体者としてのわれわれがそれをいかに読み解くかが重要になる。それは最終的には情報を読み解くための体験と記憶を含む知識と知恵をわれわれがもっているか否かにかかっている。その知識と知恵は情報に対する洞察力を養ってくれるもので、われわれは常に知識の吸収とその知恵への転換を繰り返し、日々その洞察力を磨いていかなければならない。

これまで、上掲のウェブサイトから得られる情報を読み解きながら、儒教文明とチュルク系イスラム文明の交わる新疆（東トルキスタン）の実情を考えてきた。

とくに、2001年9月11日の米国における同時多発テロ以降、中国は「反テロ国際闘争」の一環と捉え、三つの勢力（宗教過激派、テロ分子、分離主義者）をターゲットにして取り締まりを強化し、情報も開示するようになり、「東土」（東トルキスタン）という中国語も多くの人の目に触れるようになった。

こうした「三つの勢力」に対する摘発の法的根拠となる「反テロリズム法」（中华人民共和国反恐怖主义法）が制定され、2015年12月27日に公布、2016年1月1日に施行されている。そして、新疆では「新疆ウイグル自治区過激化排除条例」（新疆维吾尔自治区去极端化条例）が2017年3月29日に採択、2017年4月1日より施行され、翌2018年10月8日に修正されるなど、着々と法律・条例による規制が強化されている。

また、言語文字については、その第九条で「国家机关は普通話と規範漢字を公務用語用字にする。」（国家机关以普通话和规范汉字为公务用语用字。）と規定する「中華人民共和国国家通用语言文字法」（中华人民共和国国家通用语言文字法）が2000年10月31日に採択、翌2001年1月1日に施行されている。いわゆる「漢語普通話」の公用語化と「漢字」の公用字化である。

宗教についても、規制の緩かった1994年7月16日に採択された33条からなる「新疆ウイグル自治区宗教事務管理条例」（新疆维吾尔自治区宗教事务管理条例）は2014年11月28日に規制が強化され66条に拡大修正され2015年1月1日に施行されている。その規制の最たるものは「第37条 未成年者は宗教活動に参加できない。」であろう。無神論者の共産主義者にとってはこれとて最大の譲歩であろうが、信仰をもつ人にとっては「未成年」「成年」の区別は関係のない要件であるはずだからである。

そして、新疆の共産党員には2000年12月14日に中国共産党新疆ウイグル自治区規律検査委員会によって「中共新疆ウイグル自治区規律検査委員会の共産党員、党組織の民族分離に反対し、祖国統一と民族団結を擁護する闘争の中における政治規律違反行為に関する党紀処分暫定規定」（中共新疆维吾尔自治区纪律检查委员会关于对共产党员、党组织在反对民族分裂、维护祖国统一斗争中违反政治纪律的行为的党纪处分暂行规定）が制定され、同12月26日、新疆ウイグル自治区の各党組織に下達されていたが、この「暫定規定」も22条から31条に修正拡大され2016年6月に新たに公布されている。

さらに、2017年8月には「中共新疆ウイグル自治区委員会の反分離闘争規律を厳格にすることに関する規定」（中共新疆维吾尔自治区委员会关于严肃反分裂斗争纪律的规定）なども下達され、各地・各機関の党組織の中でその学習も進められている。

こうした一連の新疆ウイグル自治区での動向はどうやらイリハムの「ウイグル族社会の国家認知度は楽観できないものであり」との指摘が「真実」に近いのではないかと思わせる。

もとより、ウイグル問題について、われわれは錯綜する情報の中でさまざまな視座から通時的・共時的かつ多面的に考えていくべきことも当然であろう。ただ言えることは、メディアが伝える情報はそのメディアのフレームに基づき発せられた情報であり、その情報が「真実」に近づくための「事実」をわれわれに提供しているとは限らないことである。常に我々が考えなければいけないことは情報の先に人がいるということであり、情報の先にある日々暮らしている人々を思うと、漢族であろうが、ウイグル族であろうが、人が人としてそこで生きていくためにはいかなる環境が必要なのかを考えることを「ウイグル問題」に関する情報に対する一つの判断基準にするべきであろう。そして、その基準を構成するものはやはり1948年12月10日の第3回国際連合総会で採択された「世界人権宣言」の諸項目にあると言える。その内容は「理想」ではあるが、「理想」を追い求めるのが人間である以上、その実現に努める責務をわれわれは負っているからである。

## 韓国における言論学研究の動向：2018年度

小林 聡明\*

### はじめに

本稿は、韓国の主要学術誌に掲載された論文の概要を紹介することで、メディア、ジャーナリズム、コミュニケーション領域から構成される韓国における言論学研究の動向について素描するものである。ここで取り上げる主要学術誌は、例年通り、『韓国言論学報』（韓国言論学会）、『韓国言論情報学報』（韓国言論情報学会）、『言論と社会』（社団法人 言論と社会）とし、2018年2月から12月までの刊行分につき検討する。

本稿では、2018年度の研究動向に見られるいくつかの特徴について、2017年度のそれと比較しながら、述べていく。以下、本誌前号で指摘した2017年度の研究動向と照応する形で、2018年度の動向を言及してみたい。<sup>(1)</sup>

### ① 時代状況にあわせたタイムリーな課題を設定し、分析を試みている点

2018年度もタイムリーな課題を設定した研究論文が目についた。前号では、こうしたタイムリーな課題の論文について、「現在の問題に、どのように向き合い、いかに乗り越えていくのか、そして、よりよい未来をつくるためには、何をどのようにしたらいいのか、その処方箋を提示する目的も込められている」と指摘した。今年度も、こうした問題意識や狙いを有する論文が多く見られたものの、依然として単なる現状分析で終わりがねない危うさは、十分に克服しきれていない。とはいえ、現代韓国で社会的な関心が高く、切実な問題となっている青年の雇用や健康被害に関する課題に、果敢に切り込んでいく意欲的な論文も見られた。先述した「危うさ」を克服するための研究活動も確実に蓄積を増していることは、十分に留意しておきたい。

### ② 研究課題が韓国関連に留まっており、他国のメディア、ジャーナリズムに着目した研究が少ない点

アメリカの公文書を渉猟した研究や、日本でのインタビュー調査をもとにした研究が、いくつか見られたものの、依然として他国の状況への関心は、高いと言えない。

### ③ 質的、量的調査に基づいて影響を測定しようとする研究が多く見られた点

前年度と同様に、「～に与えた影響を分析する」という研究が、きわめて多く見られた。それは、計量的な分析から質的分析、さらに歴史的な手法に基づいた文献研究にいたるまで広範なテーマに共通して見られた。今年度の掲載論文には、昨年度と比べて、印刷メディアを素材とした言説分析に基づく研究が、比較的多く見られた点も指摘しておきたい。

---

\*こばやし そうめい 日本大学法学部新聞学科 准教授



#### ④ ソーシャルメディアに関する研究が多く見られた点

SNS 関連の研究は、減少していたものの、オンライン・メディア自体への関心は強く見られた。とりわけオンライン動画サービスやオンライン・ターゲティング広告などの新たなメディア状況を踏まえ、それに積極的に対応していこうとする野心的な研究が見られた。前号では、SNS 関連の研究において、「明らかにすべき課題の設定がやや単調になってきている点が気になる」と指摘したが、「単調さ」を乗り越え、韓国の研究者の関心は、「次」に向かいはじめたのかもしれない。

#### ⑤ 論文執筆者に修士課程や学部生の名前が見られるようになっている点

この点も昨年度と同様である。前号では、こうした論文執筆者の属性が、学部や大学院教育と、大学の外部評価や世界ランキングと、いかに関連しているのか、そのいくつかの可能性について言及した。日本の当該領域でも研究と教育の有機的な連関は、検討すべき重要な課題と言えよう。

以上、韓国の言論学研究動向が有する、いくつかの特徴について、前年度と比較しながら示してみた。次に、各誌に掲載された論文の概要についてタイトルとともに紹介する。

### 1. 『韓国言論学報』

#### (1) 第 62 卷 1 号 2018 年 2 月

##### ① ジャーナリズム・コミュニケーション

「医学専門記事の専門性とマスコミ組織内での業務自立性：二重的職業アイデンティティの戦略的利用」(金ジヒョン、金ヨンチャン、沈ミンソン、朴キホ)は、健康・医療ニュース生産過程で重要な役割を有する医学専門記者が、医師であり記者であるという二重の職業アイデンティティを、どのように構築しているのか、そして、ニュース生産過程全般で業務の自律性を、いかに認識しているのかについて、深層インタビューを通じて解明した。「クラウド・ファンディングのジャーナリズム・コンテンツ特性と成功要因に関する研究：「ストーリー・ファンディング」プロジェクト分析を中心に」(宋ジン、金ギュンス)は、ジャーナリズムの危機の核心である財源と利用者接触の問題について、クラウド・ファンディング方式に注目し、ジャーナリズム・コンテンツの特性および成功要因は、何かという観点から分析を試みた。「日帝検閲に対する朝鮮語民間新聞の対応様相研究」(李ミンジュ)は、朝鮮総督府の検閲に、朝鮮語民間新聞が、どのように対応したのかについて明らかにした。「我々はいつ、誰に自らの意見を語るのか：論争事案についての意思表示決定要因としての同意可能性の知覚と主張の相対的堅固性」(ジョン・ダウン、ジョン・ソンウン)は、論争を補償と処罰が与えられる社会的ゲームとみなし、論争における成功可能性(相手の同意可能性)を高く知覚するとき、自らの主張が、より強固であると考える相手に意見を表現する可能性が高いことについてを明らかにした。

##### ② ニューメディア

「スマート・フォン中毒過程に関する研究：認知行動モデルの論議拡張を中心に」(金ヒョンジ、金ソンテ)は、スマート・フォン中毒の問題について、利用者の心理および認知的時限の原因(性

向、利用動機、利用認知)と結果(注意力欠如)をむすぶプロセスから説明した。

### ③ PR 広告

「企業のリスク・コミュニケーション戦略と、その戦略の活用視点が公衆の顧客基盤ブランド資産および否定的組織—公衆関係性におよぼす影響」(権ジヒョン、金スヨン)は、リスク・コミュニケーション戦略と、その戦略を活用する視点が、公衆の顧客基盤のブランド資産および否定的組織—公衆の関係性におよぼす影響について分析した。「否定的情緒と自己効能感の調節された媒介効果がタバコの警告図の評価と禁煙意図におよぼす影響：挫折感、恐怖、嫌悪感の比較分析を中心に」(崔ユジン、ジョン・スンウ、朴ジュンウ)は、罪悪感や恐怖、嫌悪感のような否定的情緒と喫煙者の自己効能感の調節された媒介効果について、警告図と文言の比較を通じて解明した。

## (2) 62 卷 2 号 2018 年 4 月

### ① ジャーナリズム、コミュニケーション

「知能情報社会メディア教育政策についての専門家の優先順位認識研究：階層分析過程(AHP)を中心に」(安ジョンイム、金ヤンウン、ジョン・キョンラン、崔ジンホ)は、知能情報社会という社会的、技術的環境変化に対応し、今後の韓国でメディア・リテラシー教育政策の方向を、どのように設定し、いかなる政策的優先順位を考慮しなければならないかについて検討した。「フェイク・ニュースについての認識とファクト・チェック効果研究：既存の信念との一致の有無を中心に」(廉ジョンユン、ジョン・セフン)は、フェイク・ニュースの認識とファクト・チェック効果に影響をおよぼす受容者の心理的メカニズムについて解明した。「国内メディア企業のCSR認識と実行に関する研究：CSR業務および研究経験者の深層インタビューを中心に」(禹ヒョンジン)は、韓国の国内企業がCSRを、どのように理解し、実践しているのかについて、CSR関連業務および研究経験者の深層インタビューを通じて分析した。「科学的客観主義、形式的客観主義、韓国型形式的客観主義：新聞記事に使用された取材源使用と直接引用分析を中心に」(李ナヨン)は、韓国の新聞記事にあらわれた客観主義の慣行について、海外の主要メディアと比較し、韓国の新聞記事の品質を評価することで、韓国言論の現実を診断した。「オンライン・ニュース環境で利用者は、どのようにニュースを選択するのか：ポータル・ニュースサイトでnew cue選択の動機および結果」(崔ジヒョン)は、オンライン・ニュース環境でcue依存型ニュース処理方式に焦点をあて、ニュース利用者が、オンラインで、どのようにcueに期待し、ニュースを選択しているのか、そして、それぞれ異なるcueを利用する原因および結果について明らかにした。

## (3) 62 卷 3 号 2018 年 6 月

### ① ジャーナリズム、コミュニケーション

「選挙世論調査結果報道の実際傾向と知覚された影響の差異：有権者自身と他の有権者に対するバンドワゴン効果とアンダードッグ効果」(文ジョンヒョン、ジョン・ソンウン)は、選挙世論調査結果報道が、有権者の候補評価におよぼす実際の効果と知覚された効果間の差異を分析した。「公正報道はいったい最高神を志向するのか：カントの倫理形而上学と孔孟思想を通じて見た公正報道の問題点と限界、そして儒家言論学的克服方案」(沈フン)は、現代社会のジャーナリズムが

当為的に追求しなければならない言論の価値とともに、これを実践的に具現するための実践規範について考察した。「ポータルで流通する「単独」報道の累計についての探索的研究：ネイバーを中心に」(ユ・スジョン)は、ポータルの競争が深まるにつれて見られるようになった単独報道の乱用現象について分析した。「党派的ニュースに関する第三者の新たな主要決定要因：望ましいニュースに対する評価、自他間の政治知識の知覚格差、自他間の批判的理解能力の知覚格差」(ジョン・ソンウン、崔ユンジン)は、政治ニュースの他人への影響と自らに対する影響の知覚の差異について分析した。「アルコール依存症関連ニュースであらわれた原因責任と解決責任類型が、偏見と差別におよぼす影響」(チョ・ヘジン、金ジョンヒョン、白ヘジン)は、アルコール依存症への偏見と差別が患者の個人的責任と関連があるという問題意識から、アルコール依存症の原因責任と解決責任の判断が、患者に対する偏見と差別に、いかに影響を与えているのかを明らかにした。「献血要請者の交信力と養成方式が大学生の献血順応に与える影響に関する研究：DITF（一歩後退二歩前進戦略）の適用」(車ドンピル)は、代表的な順応規範の一つである DITF を利用し、献血順応率の増大のための方案について検討した。「宣伝としての図書翻訳：米軍政期アメリカ図書翻訳活動の展開と意味」(車載永)は、解放以後、米軍政期 3 年間にアメリカが韓国で展開した多様な宣伝・文化活動のなかで、特に図書翻訳活動に焦点をあて、それが、どのような歴史的文脈で、いかなるプロセスで展開したのか。そして実際に、どのような性格の図書が、いかなる方式で翻訳出版されたのかについて解明した。

## ② ニューメディア

「ニューメディア類型がリスク特性、リスク認識、予防行動意図の関係におよぼす影響：条件的過程モデルの検証」(白ヘジン)は、伝統メディアに限定されてきたリスク・コミュニケーション研究を拡張し、ニューメディア類型が、リスク特性、リスク認識、行動意図の関係におよぼす影響を明らかにした。「放送 VOD の持続利用意図についての研究：情報システム持続利用モデルの拡張」(李ヒョンジ)は、放送 VOD の利用を持続させる要因を検出し、モデルを設定することで、それを検証した。

## ③ 放送、コンテンツ、文化

「地域共同体構成員のコミュニティ・メディア実践についての考察：「チャンシン洞ラジオ<ダム>」現場についての参与観察を中心に」(金ヨンチャン、金ドヨン)は、共同体メディア実践について、参与観察と深層インタビューにより、共同体の形成という観点から考察した。「韓国多文化 TV 番組における移住民、外国人の再現：ジャンル別差異と時期別変化」(金チョヒ、金ドヨン)は、韓国のテレビにおける多文化番組について量的分析を実施し、これまでの個別番組分析に埋没してきた多文化番組研究の範囲を拡張とするものであった。

## ④ PR、広告

「リスクのうわさについての 10 年間の内容分析」(ヤン・ジェ、白ヘジン)は、国家的リスク状況で、メディア報道されたリスクのうわさと政府のうわさの対応戦略を検討し、SMCRE モデルを用いた先行研究を整理したうえで、2008 年から 2017 年までの国内日刊紙で報道されたリスクのう

わさの特性と対応戦略を体系的に分析した。

#### ⑤ 理論、方法

「ポスト・ヒューマン言説の思惟と美学的—倫理的力量研究：シモンドンとドゥルーズ、ガタリの人間—機械思惟を中心に」(カン・ジンスク)は、人間と機械の関係設定を中心にして、ポスト・ヒューマンの思惟を検討し、利用者のデジタル力量を定立するための問題設定と方向性を導いた。「メディア文化史の主体、大衆さがし：ミシェル・ド・セルトー〈日常生活の実践〉に関する手稿を中心に」(金ジヨン、金均)は、メディアを通じて歴史のなかで大衆の姿を発見しようとするメディア文化史作業が、「上からの歴史」に留まっている現実を指摘し、セルトーの作業が、こうした限界を克服するのに、どのような理論的、方法論的含意を持っているのかについて指摘した。

#### (4) 62巻4号 2018年8月

##### ① ジャーナリズム、コミュニケーション

「2000年以後、メディアに表現された歴代大統領とファースト・レディ：コンピュータ・テキスト形容詞分析」(朴ジョンミン)は、韓国の歴代大統領とファースト・レディが、メディアで、どのように表現されているのかについて、2000年以後のメディア報道において、大統領とファーストレディを扱った肯定的、否定的形容詞をコンピュータ・テキスト分析を用いて明らかにした。「メディア法改正過程にあらわれた18代国会常任委員会の議事決定に影響をおよぼすコミュニケーション特性研究：議会組織理論、個人維持決定属性、組織コミュニケーション特性、集団思考徴候を中心に」(朴ジョンミン、ジョン・ヨンジュ、権グミン)は、18代国会・文化体育観光通信委員会のメディア法改正関連の会議録を分析し、法改正過程にあらわれた国会議員の議事決定特性、組織コミュニケーション特性、集団思考属性などが、いかなるものであり、こうした属性と国会議員の個人的属性が、改正案の賛成・反対決定に、どのような影響を与えたのかを明らかにした。「メディア・フレームのオンライン文化的共鳴が世論フレームの構築におよぼす影響関係：金英蘭法関連記事と書き込みについてのテキスト・マイニングおよびグレンジャー因果関係分析を中心に」(李チャンジュ、イム・ジョンソプ)は、オンライン記事の書き込みが、社会文化的文脈で作用し、メディア・フレームが、こうした文脈で呼応する関係性について、「メディア・フレームのオンライン文化的共鳴」として明らかにした。

##### ② 理論、方法

「PM2.5災害報道のフレーム分析：構造的主題モデル (Structural Topic Modeling) の適用」(李ジュンウン、金ソンヒ)は、韓国の中央日刊紙のPM2.5報道の特徴について、内容分析の方法を用いて明らかにした。

#### (5) 62巻5号 2018年10月

##### ① ジャーナリズム、コミュニケーション

「ニュース過剰知覚とニュース利用の関係：先行要因と対応戦略を中心に」(金ギュンス、李ソン

ギョン、高ジュン)は、ニュース利用者の知覚が、ニュース消費と、どのように繋がっているのかについて検討した。「パニック障害についてのメディア報道の内容分析：有名人情報源の役割についての再照明」(金リュウォン、ユン・ヨンミン)は、パニック障害に焦点をあて、最近7年間のパニック障害に関するオンライン・ニュース記事を量的内容分析によって検討した。「気候変化についての脅威情報の追及および処理研究：情報源の信頼度、講堂に対する態度、認知された情報収集能力の調節効果中心」(金ヨンウク、金ヨンジ、金スヒョン)は、気候変化のリスクに関する情報が、どの程度追及され、いかなる方式で処理されるのかについて、リスク情報・処理(RISP)モデルを用いて分析した。「1920年朝鮮語民間新聞創刊の背景と過程」(朴ヨンギョ)は、朝鮮総督府が朝鮮語民間新聞の発行許可を決定した背景と、その理由を明らかにし、新聞発行許可を申請した朝鮮人の特性と目的について整理した。そして、朝鮮総督府が朝鮮語民間新聞の発行を許可した結果とそれへの朝鮮人の認識と評価の分析を試みた。「ベトナム移住女性の共同体メディア参加が文化的市民権構築におよぼす影響：釜山地域<ベトナムの声>ポッドキャストのケースを中心に」(チョン・ウィチョル、ジョン・ミヨン)は、コミュニケーション権について、情報共有、文化的生存、共同体構成と連帯、アイデンティティと信念の表現などのための権利を意味する「文化権」を包括する市民権の核心ととらえ、ベトナム移住女性が母国語で製作した「ベトナムの声」(Tieng Noi Viet)ポッドキャストに注目して、分析を試みた。

## ② ニューメディア

「青少年のスマートフォン依存度と影響変因の関係についての学齢および性別比較分析：父母の養育態度、青少年の心理的特性、スマートフォン利用用途を中心に」(李ハナ、梁承穆)は、韓国青少年政策研究院の2016年の児童・青少年パネル調査データを利用し、青少年のスマートフォン利用用途が、スマートフォン依存度におよぼす影響について、父母の養育態度、青少年の心理的特性とともに統合的に分析し、学齢および性別による差異を検証した。

## ③ 放送、コンテンツ、文化

「新自由主義広告の神話と進化：現代カード広告の他者性回数戦略研究」(金ジョン)は、2000年代の韓国社会が直面する新たな資本主義、新自由主義の条件下で、広告テキストの神話が、どのように作動するのかについて、新自由主義的資本主義の代表的な金融商品であるクレジットカードの広告テキストの記号戦略を通じて明らかにした。「映画投資・配給社の社会ネットワーク中心性と興行性についての研究：2007-2017年終端分析を通じた段階別力学関係を中心に」(黄ヨンソク、ノ・ヘリョン)は、韓国映画の投資・配給社が制作生態系社会ネットワークに示す位置(中心性)が、興行実績に、どのような影響をおよぼすのかについて、2007年から2017年まで時期を対象として、確率効果モデルを用いて分析した。

## ④ PR、広告

「心理的距離感による責任帰属が危機対応戦略の効果におよぼす影響」(南宮ミン、朴ヒョンスン)は、既存の危機管理研究において、広く用いられてきた状況的リスクコミュニケーション理論(SCCT)の限界を補完するための議論を試みた。「大学のPRと大学生の学業成就：大学—学生関

係性、教育内容の質、自我効能感、学業熱意の影響力を中心に」(ユ・ソンウク、朴ヘヨン)は、大学組織と大学生の効果性指標といえる学業成就を成し遂げる先行要因を究明し、その関係性を大学のPRの観点から考察した。

## 2. 『韓国言論情報学報』

### (1) 第87号 2018年2月

「公営放送ニュースに照らし出された大統領：盧武鉉・李明博・朴槿恵大統領在任期間のメインニュースプログラムの内容分析」(カン・ヒョンチョル、沈ジェウン、呉ハヨン)は、KBSとMBCの二つの公共放送が、権力の核心である大統領を、どのように報道しているのかについて、放送されたニュースの内容分析を行うことで明らかにした。「青年世代の代案ジャーナリズムの実践と構造的制約：インターネット言論<GOHAM20>の事例を中心に」(金ソング)は、インターネット言論<GOHAM20>を事例として、「青年世代—代案言論—デジタル技術」の結合に注目し、急変するメディア環境のなかで、青年らの代案ジャーナリズム実践が、どのような新たな構造的制約に直面しているのかについて明らかにした。「インターネットと精神管理権力」(朴スニル)は、精神的な能力と活動を技術的合理性の体系によって、特定の方向と形態をとりむすぶ権力のベクトルを「精神管理権力」と命名し、それについて生命管理権力と統治性、一般知性という概念との接合と対決を通じて分析した。「脱北民プログラムと‘情動(affect)’の政治：メディア文化研究拡張のための試論」(パン・ヒギョン、朴ヘヨン)は、受容者の喚起された情動が、北朝鮮に対する「恐怖」と「幻滅」、「同情」などの感情に翻訳されるものについて分析した。「ニュースリテラシー教育の短期効果研究：中・高生対象示範授業および教育評価事例を中心に」(ヤン・ジョンエ、金ギョンボ)は、現代市民に重要な力量になっているニュース・リテラシーを中等教育課程に本格導入するうえで必要な基礎資料を提供するために、実際の学校現場で中高生を対象として、関連する教育と評価を行った。「中国のTVとオンライン動画サイト間競争に関する研究—韓国映像コンテンツ利用動機の要因を中心に」(チョ・リム、ユ・セギョン)は、中国における韓国映像コンテンツ流通のプラットフォームであるテレビと、新たなメディア・プラットフォームであるオンライン動画サイト間の競争状況について分析した。「1950年代米務省の米国言論専門家派遣事業研究：韓国言論に与えた影響を中心に」(車載泳)は、1950年代中盤以降、米務省が、教育交流プログラムの一環として行われたアメリカ言論専門家派遣事業の内容と成果、そして、それが韓国言論に与えた影響について分析した。

### (2) 第88号 2018年4月

「韓国記者らの理念性向と理念性向に影響を与える要因：韓国の言論人意識調査を中心に」(南ジェイル、李カンヒョン)は、韓国の記者の政治理念性向の分布と政権別変化の推移および理念性向に影響をあたえる要因について、盧武鉉政権、李明博政権、朴槿恵政権における相違に注目して分析した。「ゲーム言説の地形内における大衆言説の位置：ゲーム生産者の伝記物分析を基盤に」(パン・ヒギョン、ウォン・ヨンジン、金ジンヨン)は、ゲーム言説の地形が、専門家中心の言説で構成された際、大衆言説を排除してきたという限界を指摘し、その限界を克服するために、大衆言説を発掘し、内容分析をしたうえで、それらが、ゲーム言説の地形で、どのような位置をしめて

いるのかについて明らかにした。「オーバーツーリズム (overtourism) の前兆現象と警戒：済州言論の‘済州の人々の生’を振り返る」(李ソヒョン) は、韓国の言論が、グローバルな問題として浮上する「オーバーツーリズム」を、どのように規定しているのかを明らかにし、済州地域のツーリズム実態について分析した。「韓国言論の政治偏向性格に関する研究：19代大選報道分析を中心に」(金スジョン、ジョン・ヨング) は、韓国社会における新聞放送媒体の政治的バイアスを区分するために用いられている進歩／保守の二分法が適切なのかについて検討した。「文化コンテンツ事業支援政策改善方案研究：段階別支援政策に対するデルファイおよび階層分析過程を中心に」(崔ジンホ、権ホヨン) は、文化コンテンツ産業支援政策の方向について検討するために、コンテンツ産業関連の専門家認識を調査した。「反民特委に対する<東亜日報>と<朝鮮日報>の報道態度」(チェ・ベク) は、反民族行為特別調査委員会(反民特委)の運営過程で、言論は、どのような役割を行ったのかについて明らかにした。

### (3) 第89号 2018年6月

「オンライン・ターゲティング広告の受容に影響を与える要因研究：知覚された個人化、有用性、プライバシー念慮、侵入性を中心に」(金ヨンウク、金ヘイン、ユン・ソヨン) は、オンライン・ターゲティング広告受容に影響を与える要因間の関係について分析した。「<キム・ジェドンの TALK TO YOU —心配しないで あなた> (JTBC) に表れたヒーリング言説の特性に対する批判的考察」(朴ジヒョン、黄インソン) は、最近、韓国国内のヒーリン番組が有する言説の特性に注目し、JTBC<キム・ジェドンの TALK TO YOU —心配しないで あなた>にあらわれたヒーリング言説の特性を中心に、オーディエンスの問題と葛藤について批判的に分析した。「社会技術的想像体としての原子力とメディア言説：光復以後民主化に至るまでの言論報道を中心に」(チュ・ジェウオン) は、原子力エネルギーが導入された食の韓国社会で、原子力エネルギー言説を形成してきたメディア報道を分析し、どのような特定の言説が、いかなる文脈で生産され、それを通じて、特定のフレームが形成されたのかについて、韓国の主要日刊紙5紙の記事を分析することで明らかにした。「新聞配達組織の荒廃化と販売市場の歪曲：販売担当者の深層インタビューを中心とした質的研究」(韓ソン) は、新聞販売市場の構造と市場行為に参与する行為主体の力学関係を把握し、韓国の新聞販売私情の構造的矛盾と問題点について、新聞社の販売担当者と配達組織運営者へのインタビューを通じて明らかにした。「朴槿恵弾劾ろうそく集会の民主的含意：熟議民主主義とモニタリング・デモクラシーを中心に」(洪ソング) は、熟議民主主義とモニタリング・デモクラシーを土台とし、「民主主義の危機診断」「政治参与」「公論場と言論」などの次元で、朴槿恵弾劾ろうそく集会が内包する民主的意味について考察した。

### (4) 第90号 2018年8月

「社会運動の観点から政策ガバナンスの現状を読む：青年当事者運動の政治的機会構造分析を中心に」(金ソング、オク・ミエ、イム・ドンヒョン) は、社会運動論の観点から、市民社会の積極的な政策ガバナンス参加についての補充的な視点を提供した。「我々の世代、幸福の倫理：#MeToo運動の一起点から」(金イエラン) は、幸福の倫理を考察し、幸福の情動の観点から一つの政治倫理的価値を導き出した。「SNSを基盤としたPM2.5予防行為意図決定要因に関する研究：SNS利用

者らを中心に」(ユン・スンウク、チャン・ジュンガプ)は、深刻な環境問題となっているPM2.5についての公衆の知識、SNS関連情報源の信頼性、知覚された障害、知覚された深刻性、意見認識および予防行為意図の関係を分析することで、PM2.5の予防行為を高められる方案について提示した。「大規模地域開発事業の葛藤問題についてのニュース属性議題の構成方式に関する研究：済州第二空港建設と吾羅観光団地造成事業を中心に」(李ジヒョン・高ヨン Chol)は、メディアの属性議題設定機能効果に注目し、済州地域で対立する問題となっている「済州第2空港建設事業」と「吾羅観光団地造成事業」に関する地域日刊紙の意味構成方式を明らかにした。「AIはなぜ女性の声なのか?：音声認識装置テクノロジーとジェンダー化された声」(李ヒウン)は、人間の声を具現する技術を検討することで、人間と機械の関係について文化的な観点で考察した。「広告費支援の媒体別競争に関する研究：地上波TV、ケーブルTV、オンライン動画サービスを中心に」(ジョン・ユジン、ユ・セギョン)は、2015年から2017年の広告費用を業種別、規模別に区分し、地上波TV、ケーブルTV、オンライン動画サービス間の競争状況と方向について分析した。

(5) 第91号 2018年10月

「注文型ビデオ(VOD)利用動機、利用行為、満足感研究」(クム・ヒョンス、金ジョンギ)は、新たなメディア利用行為を主導するVODの利用動機と利用行為および満足感について検討した。「『他者の苦痛に対する応答』としてのコミュニケーション、そして言論の役割：セウォル号惨事についての言論報道を中心に」(南グンヒョプ)は、コミュニケーション概念を他者との倫理的観点から、その意味の地平を拡張し、これを土台にして言論の存在論的当為とは、何かについて批判的に考察した。「アイドルの感情労働(affective labor)と労働倫理：リアリティーオーディションショー<プロデュース101>を中心に」(パン・ヒギョン、呉ヒョンジュ)は、感情労働概念を手がかりとして、リアリティー・オーディション・ショー<プロデュース101>に示されたアイドル練習生の労働と、彼ら・彼女らに強調される労働倫理について検討した。「子どもたちのICTリテラシーに関するメディア言説の批判的検討：2000年代以後の新聞記事分析を中心に」(ピョン・ヒョンジョン)は、子どもICTリテラシーについて「東亜日報」「ハンギョレ」2紙の記事分析を通じて、2003年から2014年までの言説的地平変化を明らかにした。「国家災害事故に対する東・西洋の記者らの記録と解釈方式：文化心理学的理論を基に探った韓国とアメリカの記者らの認知比較」(李ワンス、朴ジェヨン、シン・ミョンファン、ジョン・ジュヘ)は、韓国とアメリカの記者が類似した国家的災害事故を、どのように異なる認知方式で記録し、解釈するのかについて、文化心理学的理論を用いて比較分析した。「社会政治的生命体論と社会関係の性格：北韓言論文化の背景に関する一考察」(李ユンボク)は、血縁的關係と規定される首領、党、人民大衆の關係が、事実上、擬制的である点に注目し、金日成、金正日が社会政治的生命体論の概念を直接提示した演説および談話文を中心に社会政治的生命体論にあらわれた社会関係の性格について検討した。「交通放送の方向性と交通リポーターの役割変化に関するQ研究：TBSラジオを中心に」(李ジヘ、金ジョンヒョン)は、韓国の交通放送(TBS)と交通リポーターの役割が、どのように変化したのかについて、TBS放送従事者の認識類型と特性に焦点をあてて分析した。「地震危険情報の累計による公衆の反応研究：感情の媒介効果と文化的世界観の調節効果中心」(イム・インジェ、金ヨンウク)は、地震被害情報に注目し、弁別性を有したメッセージが、どのように感情と予防および回避行動



に影響を与えるのかについて考察した。「健康関連対人コミュニケーションと経済水準が身体的精神的健康増進行為に与える影響：客観的および主観的経済水準を中心に」(ジョン・リョホン、ソ・ミヘ)は、経済水準を個人の客観的・主観的経済水準と個人が居住するコミュニティの経済水準とに区別し、多様な次元の経済的要因が、個人の身体的、精神的健康に、どのように影響を与えているのかについて分析した。「在韓中国留学生の留学動機と文化資本としての取得学位の価値研究」(黄ギョンア、洪ジア)は、文化資本である学力資本が、階級形成と資源の分配におよぼす影響について、在韓中国人留学生を事例として分析を試みた。

#### (6) 第92号 2018年12月

「PM2.5対応行動促進のためのメッセージ構成戦略探索：心理的距離感の調節効果および不安感情の媒介効果を中心に」(金ヨンウク、李ハナ、金ヘイン、ムン・ヒョンジ)は、PM2.5リスクメッセージが、個人の対応行動におよぼす影響力を検証した。「公論場としての地域放送と地方選挙報道：大田・世宗・忠南地域事例分析」(金ジェヨン、ヤン・ソンヒ)は、地域放送の公論場が有する機能を明らかにするために、大田・世宗・忠南を放送エリアとする地上波放送3社のメイン・ニュースが、どのように6・13地方選挙を報道したのかについて分析した。「ヒューマン・ドキュメンタリーが再現する青年らの生と危機：EBSドキュプライム<青年>4部作のテキスト分析と拡張された文脈的な診断を中心に」(ソン・ドンウク、許ヒョン、キ・スンヨン、金スジン、シン・ジュヨン、朴ジンヒョン、黄ギョンア、李ギヒョン)は、ヒューマン・ドキュメンタリーであるEBS<ドキュプライム>「2017時代探求青年」4部作のストーリーテリングの特性と社会文化的な含意について、「青年問題」との関係に着目しながら分析した。

### 3.『言論と社会』

#### (1) 第26巻第1号 2018年2月

「欲望を推動するコミュニケーションの距離と嫌悪の日常化」(ユン・ハナ、金サンホ)は、嫌悪の属性が過去とは異なるものであることを明らかにし、女性嫌悪を含む嫌悪の文化全般を可視化させるものであった。「デジタル労働搾取と監視の商品化：オンライン・ターゲティング型広告についてのコミュニケーション政治経済学解釈」(金ヨンウク)は、オンライン・ターゲティング型広告を通じて、現代のオンライン・プロモーション社会で労働の搾取が、どのくらい隠密になされ、それは、いかなる方式で商品化されていくのかについて明らかにした。「女性映画監督の役割遂行過程と実践の構造：エントリー段階での経験を中心に」(金ソクヒョン)は、女性映画監督の「セルロイドの天井」、および、その不可視化について、彼女らへのインタビューを通じて検討した。「韓国デジタル・ジャーナリズムの社会的形成：デジタル・ニュースの商品化過程についての歴史的研究」(朴ヨンフム)は、韓国のデジタル・ジャーナリズムの歴史的形成過程についての分析を通じて、技術決定論を基盤とした支配的ジャーナリズム言説に対する代案的なアプローチを提供した。

#### (2) 第26巻第2号 2018年5月

「インターネット管理権力、そして管理社会」(朴スンイル)は、管理権力という概念を提案し、

その必要性と有効性について議論した。「青年大衆として見た同時代の青年言説の展開様相」(李グァンソク、ユン・ジャヒョン)は、2000年代末の《88万ウォン世代》を皮切りに青年問題を扱った大衆書の主要な言説とトピックのトレンドについて分析した。

(3) 第26巻第3号 2018年8月

「ポスト・トゥルース時代の無知生産の文化政治：加湿器殺菌剤被害事件についてのメディア報道分析を中心に」(金スミ)は、加湿器殺菌剤被害事件に関して、混乱と不確実性を媒介にして無知が生産され、これを通じて技術文化政治が構成・維持されるメカニズムに、言論が関与する様相と、その含意について明らかにした。「総合編成チャンネル時事トークショーの政治現実構成についての研究：TV朝鮮(これが政治だ)とJTBC(政治部会議)についての階層的／機能的文化形式分析」(金ヨンビン、韓ヘギョン)は、総合編成時事トークショーが構成する政治現実について、ルーマンの階層分化形式と機能分化形式概念を用いて分析した。

(4) 第26巻第4号 2018年11月

① 企画論文 韓国言論とポストメディア時代の展望

「ポスト・メディア時代の政治哲学：知識破壊の時代、政治の再起動」(朴ソンウ)は、新自由主義とポスト・メディア、そして、ろうそく革命の時代に強力に浮上する技術万能主義的視線について分析した。「オートマタ・メディア：AIメディアのコミュニケーション様式のための試論」(イム・ジョンズ)は、人間と対話のための機械的論理構造に着目し、機械行為者—メディアのコミュニケーション様式について検討した。「5月19日、女性は恵化駅で、どのように集まったのか：「不法撮影偏向操作」糾弾デモの議題化と組織化過程を中心に」(金ヘウォン、朴ドンスク、李ジェウォン、チョン・サガン、カン・ヘウォン、白ジョン)は、「恵化駅デモ」を事例として、その議題化と組織化のプロセスを通じて、ポスト・メディア時代の社会運動が有する特性を考察した。

② 一般論文

「東京とソウルを結ぶ青年の危うい生」(李グァンソク)は、非正規職青年労働者の参与観察を通じて、「使い捨て」青年労働文化について分析した。

注

- (1) 2017年度の韓国。言論学研究の動向については、以下、参照。「韓国の言論学研究の動向」第11号、『ジャーナリズム&メディア』、日本大学法学部新聞学研究所、2018年3月



## 2018 年度新聞学研究所事業報告

### ○共同研究プロジェクト

「戦後日本における新聞学 / コミュニケーション研究の歴史的展開に関する初期的分析—新聞学科の設立とアメリカの知的パラダイムに焦点をあてて—」

研究代表者 小林聡明（日本大学法学部新聞学科准教授）

研究分担者 佐幸信介（日本大学法学部新聞学科教授）

米倉 律（日本大学法学部新聞学科准教授）

石川徳幸（日本大学法学部新聞学科准教授）

### 研究の概要

本年度は、2017 年度の研究課題を継続するものとして行われた。前年度の研究課題「日本大学法学部新聞学科の創設経緯に関する研究—大学文書と GHQ 文書の包括的分析を通じて—」は、日本大学新聞学科の創設経緯について、GHQ 占領期に照準して解明することであった。それは、日本の大学機関におけるメディア・ジャーナリズム研究・教育の源流の一端を浮き彫りし、当該研究領域における知の系譜を解明する目的から行われた。2017 年度の研究では、日本大学新聞学科の創設経緯について、ある程度、明らかにできたものの、いくつかの点で、未解明な点が残された。こうした未解明な点を明らかにすることが、2018 年度の課題であった。それは、次の 3 点である。

第一に、他大学におけるメディア・ジャーナリズム関連の学科創設の動きが、日本大学新聞学科の設立と、どのような有機的関係性を有していたのかという点である。1946 年、早稲田大学政治経済学部新聞学科が設置され、同じ年に慶応義塾大学に新聞研究所が、そして明治大学に新聞高等研究科が設けられた。1947 年 9 月、日本大学に新聞学科が開設された。続く 1949 年には、関西大学に新聞学科が、同じ年に東京大学に新聞研究所が設置された。こうした動きと、日大の動きが、どのように関連していたのか、あるいはしていなかったのに着目しながら、他大学における新聞学科創設のプロセスと、それが持つ意味について、日米の史料をさらに渉猟することで、解明しようとする。これが第一の研究課題である。

第二に、戦前戦後の連続性と不連続性についてである。日本大学新聞学科は、占領期に突如として設立の動きが始まったわけではなく、戦前・戦中期に、その萌芽を見ることができる。だが、前年度の研究は、占領期に特化して行われたため、戦前戦後の連続性 / 不連続性について明らかにすることができず、本年度の研究課題として積み残された。

第三に、各大学における新聞学科創設の動きが、1950 年代以降に展開される新聞学 / コミュニケーション研究の展開に対して、どのような意味を持っていたのかについて、十分に考察できなかったことである。今年度は、こうした学科創設の動きと新聞学 / コミュニケーション研究のパラダイムが、どのように結びつきながら、展開していったのかについて、1950 年代から 60 年

代に限定し、とりわけ日米学術交流という観点に注目して明らかにする。

以上の課題の解明を通じて、本研究は、戦後日本における新聞学／コミュニケーション研究・教育の源流を提示し、メディア・ジャーナリズムをめぐる知の系譜が有する新たな一側面を照らし出そうとするものであった。それは、日米の文書史料の収集・分析だけでなく、日本大学新聞学科関係者や、他大学のメディア・ジャーナリズム学科創設に携わっていた人々に対する聞き取り調査に基づいて実施された。こうした成果の一部は、以下のとおり、発表された。

報告者 小林聡明（日本大学法学部新聞学科准教授）

Journalist Training Programs and Private U.S. Foundations: An Analysis of U.S. Tour of Japanese Journalists (1949-50) and Journalism Education in 1950s-60s

開催日時 2018年12月21日（金） 10時～14時

場 所 台湾・国立政治大学 台湾史研究所

報告者 小林聡明（日本大学法学部新聞学科准教授）

「戦後日本のジャーナリスト教育とコロンビア大学—1940年代後半～50年代の日本人派遣プログラムと民間財団の役割を中心に—」

報告者 石川徳幸（日本大学法学部新聞学科准教授）

「大学教育における「新聞学科」の発展と展開」

開催日時 2018年11月30日（金） 19時20分～21時

場 所 日本大学法学部10号館 1011講堂

日本大学法学部新聞学研究所 新聞学科70周年・新聞学研究所10周年記念シンポジウム  
「“ジャーナリスト育成”という社会的使命～その歴史的役割と展望～」

### 聞き取り調査

田中義久（法政大学名誉教授）

インタビューアー 佐幸信介（日本大学法学部新聞学科教授）

開催日時 2018年10月6日

### 文書史料調査

米倉 律（日本大学法学部新聞学科准教授）

日本（国立国会図書館）、アメリカ（コロンビア大学、ニューヨーク市立図書館）

実施期間 2018年8月

小林聡明（日本大学法学部新聞学科准教授）

アメリカ（コロンビア大学、米国立公文書館）

実施期間 2018年8～9月

## 「映像情報のカテゴリー化をめぐる研究」

研究代表者 柴田秀一（日本大学法学部新聞学科教授）  
 研究分担者 笹田佳宏（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 小林義寛（日本大学法学部新聞学科教授）  
 佐幸信介（日本大学法学部新聞学科教授）  
 米倉 律（日本大学法学部新聞学科准教授）

### 研究の概要

本共同研究は2011年3月11日に発生した東日本大震災後のTV放送の報道内容を分析し、災害時におけるニュース報道及び他の関連する映像情報を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのデータベース構築を目的として、平成25年度からその研究を始めた。

現在、研究代表者らは2011年3月11日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6局）の大震災に関わるTV映像の記録・保存を進めており、映像資料データ量は296テラビットを超えるレベルに到達している。この映像記録はJCCのMaxChannelだけでなく大量の外付けHDDに蓄えられている。

これらの映像データは東日本大震災という未曾有の危機を保存したという事実のみの価値だけではなく、その後も震災関連のTV映像を長期間映像データとして保存していることに、今後のジャーナリズム研究およびマス・コミュニケーション研究の分野にとって大きな価値をもつ。

本研究では平成26～29年度に引き続き、①映像データ保存とニュース及び他の関連する映像情報の分類を初めとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行い、こうした共同研究の成果の一部は研究所のシンポジウムにおいて、公表してきた。

本年度では、こうした大量の重要な映像資料を使い研究を進めるべく、使用対象を大学院学生にも広げ、研究指導部門で「アーカイブ講座」を開講し、昨年度共同研究を行っている法政大学の西田善行氏の講義でアーカイブ映像研究の初歩から発表までを学ばせた。

### ○研究指導

#### 「映像分析の手法を学ぶ」

本学部新聞学研究所は、2011年の東日本大震災を契機にテレビ番組のアーカイブ事業に取り組んできた。このアーカイブを活用し、大学院生に研究の基本である事象を読み解く力をつけてもらうための企画を実施した。

本企画では、まず、今年3月に刊行された『原発震災のテレビアーカイブ』（小林直樹編著・法政大学出版局）を執筆された西田善行先生を講師に招き、メタデータとは何か、テレビ番組の分析フレームなどについて講義をいただく。これを受けて、院生自ら映像を視聴し、分析を行い発表し、講師から講評を受けた。

**実施内容** (2号館 263教室)

日 時	内 容
11月 8日 (木) 16時 20分～	講義①「テレビ番組アーカイブのメタデータとは何か」
11月 15日 (木) 16時 20分～	講義②「具体例から分析手法を取得する」
11月 29日 (木) 16時 20分～	講義を受け、実際に映像をみながら分析を行う
12月 6日 (木) 16時 20分～	発表 自らの分析結果を発表する

## ○シンポジウム

テ ー マ “ジャーナリスト育成”という社会的使命 ～その歴史的役割と展望～

主 催 日本大学法学部新聞学研究所

日 時 2018年 11月 30日 (金) 18時 20分～21時 00分

場 所 日本大学法学部 10号館 1011 講堂

報 告 石川徳幸「大学教育における「新聞学科」の発展と展開」

小林聡明「戦後日本のジャーナリスト教育とコロンビア大学」

パネルディスカッション

大井眞二 (日本大学法学部新聞学科教授)

山本賢二 (日本大学法学部新聞学科教授)

柳澤伸司 (立命館大学産業社会学部教授)

有吉 敏 (神奈川新聞・横須賀支社長)

## ○研究会

「ポピュリズム政治の報道における「世論」に関する一考察」

報 告 者 三谷文栄 (日本大学法学部新聞学科助教)

開催日時 2018年 6月 28日 (木) 18時 15分～

場 所 日本大学法学部本館 181 講堂

「ポスト・トゥルース時代の調査報道の可能性 ～日本テレビ『NNNドキュメント 南京事件Ⅱ』を題材として～」

報 告 者 清水潔 (日本テレビ 解説委員・記者)

開催日時 2018年 11月 8日 (木) 18時 20分～

場 所 日本大学法学部 10号館 1041 講堂

「『戦争記憶』の継承とテレビジャーナリズムの課題」

報 告 者 右田千代 (NHK放送総局 大型企画開発センター・エグゼクティブディレクター)

開催日時 2018年 11月 15日 (木) 18時 20分～

場 所 日本大学法学部 10号館 1041 講堂

## ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定  
 平成 19 年 4 月 1 日施行  
 平成 22 年 8 月 1 日改正  
 平成 24 年 7 月 19 日改正  
 平成 25 年 6 月 20 日改正

### ○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員，非常勤教員および新聞学研究所所員，新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し，研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

### ○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは，未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
  - ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨，主張の一貫性と明証性 ③一定の知見，結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは，未公刊の論文で，現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは，未公刊で，明確な結論には至っていないが論文としての要件 1-①，1-②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは，現地調査，計量調査，面接調査等の調査によって得られた資料，記録，知見を含んだ内容のものをいう。

### ○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は，未公刊であり，研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて，研究所が許可したものとする。ただし，研究所の依頼により書かれた論文等は，査読を省略することができる。

### ○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に，日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

### ○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
  - ① 原則として，Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで，16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし，研究所が承認した場合にはその限りではない。
  - ② 写真，図表等は，本文原稿の中に組み込むこと。ただし，メールでの添付ファイルには，写真，図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。



- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話（Fax）番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

## 2 引用・参考文献、本文および注での引用

### ① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体（斜体）で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本（単著）：著者名（公刊西暦年）『書名』発行所

単行本（共著の一部）：著者名（公刊西暦年）「論文名」編著者名『書名』発行所

雑誌：引用論文著者名（公刊西暦年）「表題」『掲載雑誌名』巻（号）発行所

[引用・参考文献の例]

福田充（2010）『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版

小川浩一（2005）「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版

塚本晴二郎（2007）「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は＝で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair（1998 = 2006）The Sociology of Journalism, London: Arnold.（小川浩一・赤尾光史監訳『ジャーナリズムの社会学』リベルタ出版）

### ② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

#### (1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを（氏名 文献発行年：引用ページ）の形式で記入する。

（福田充 2010）（福田充 2010：36—37）（B.McNair 1998 = 2006：55—56）

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、（氏名1 文献発行年：引用ページ；氏名2 文献発行年：引用ページ）とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「；」で区切って列記する。

（荻谷剛彦 2001：135；2009：43）（B.McNair 1996：14；1998：18—19）

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。  
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。  
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。  
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

## (2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。<sup>(1)</sup>」「……と言える。<sup>(12)</sup>」

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

## 3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

## 4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

## ○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

## 日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定  
平成19年4月1日施行  
平成29年3月3日施行  
平成29年4月1日施行

### (名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

### (目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

### (事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

### (部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

### (構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

### (所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

### (次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

## (所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

## (研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

## (職 員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

## (嘱 託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

## (顧 問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

## (運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

## (委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

## (経 理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

# Journalism & Media

## CONTENTS

### 【FEATURE】

#### *New Dimensions in Journalism Studies*

TANAKA, Yoshihisa, On a Structure of Communicative Action

ARIYAMA, Teruo, The Formation of Mediated Information during the Seinan War

TAMURA, Norio, Robert E. Park in the History of Media Studies

ITO, Youichi, The 9.11 Terrorist Attacks and American Journalism

ITOH, Eiichi, Journalism and the Law of Proximity / Le Journalisme et la loi de proximité

OISHI, Yutaka, Reexamination of the “Relationship between Nation-State, Media and Community”

HONDA, Shuji, International Communication from the Viewpoint of “Discontinuity”

HARA, Yumiko, Necessity of and Problems for Image Analysis of TV News Program:  
From a Case Study of TV Reports of The Great East Japan Earthquake

TSUKAMOTO, Seijiro, Edmund B. Lambeth’s Principle of Stewardship

NAKA, Masaki, A Consideration on the Qualifications for Journalists in Japan:  
the Possibility of Self-definition as “Professionals”

ITO, Takashi, Journalism and the Politics of Recognition

SAKO, Shinsuke, The Journalistic Field and Symbolic Violence

MITANI, Fumie, A Consideration on the Disruptive Function in Media Event Theory

TSUDA, Shotaro, The Border between Journalism and Propaganda:  
the Management of “Truth” in Britain during the Second World War

MIYAWAKI, Takeshi, Does the Use of Social Media Change Communication between Candidates and Voters?

MASUI, Koji, Zur Verletzung der Privatsphäre durch Internetsuche

NAKAGAWA, Hideki, Evolution of Personal Media and Change of the Adoption Process:  
Looking at a Women’s Magazine’s Selective Motives and Collective Phenomenon.

SHIBATA, Shuichi, Voice Synthesis and Contemporary Broadcasting

SASADA, Yoshihiro, A Reconsideration of Political Fairness in the Broadcast Act

FUJIKAWA, Nobuo, Revision of Corporate Governance Code and Issues and Prospects in Practice:  
Focusing on Information Disclosure and Capital Policy, Etc.

#### **【BIBLIOGRAPH & DATA】**

YAMAMOTO, Kenji, Provisions for the Administration of Internet News Information Services

#### **【MEDIA REPORTS】**

ABE, Keisuke

KATANO, Toshihiko

UEMURA, Yashio

#### **【BOOK REVIEW】**

ISHIKAWA, Noriyuki

#### **【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】**

MITANI, Fumie

ITO, Eiichi

YAMAMOTO, Kenji

KOBAYASHI, Some





## 編集後記

---

本年5月1日に予定されている改元を前に、様々な場面で「平成最後」を冠した惹句を目にするようになった。特異点となる事象を画期として定めることなく、単に元号をそのまま時代区分として捉えることは学問的には何ら意味を成さないが、まとまった期間を回顧する行為自体は有用であろうと、試みに平成年間を振り返ってみた。やはり、その劇的なメディア環境の変容には驚かされる。

平成5年に「マルチメディア化」や「グローバル化」といった環境の変化を背景として、日本新聞学会が日本マス・コミュニケーション学会に改称したが、その後も情報通信技術の発達によって「デジタル・メディア」が台頭し、多層的かつ多面的な変化が続いてきた。メディア環境の激変と学問的パラダイムの転換を経て、ジャーナリズムの現状と今後の展望には多くの関心が向けられている。今号の特集は、まさにそうした関心に応えるものになったと自負している。

本特集は、これまでに日本マス・コミュニケーション学会の会長等を歴任し、当該領域における学問の発展に貢献されてきた大井眞二教授の古稀を記念して企画されたものであり、20本の論稿が寄せられた。一見して分かるように今号は例年にないボリュームとなったが、内容も濃密な知見に溢れ、今後のジャーナリズム・スタディーズの発展に寄与するであろう重要な一冊となった。ご執筆いただいた先生方には、この場をお借りして御礼を申し上げたい。

今号に関して惜しむらくは、本来であれば本特集において政治コミュニケーションの視座から卓見を示してくださったであろう、岩渕美克先生の論文の掲載がかなわなかったことである。2018年7月に、新聞学研究所前所長・岩渕美克教授がご逝去された。衷心よりご冥福をお祈りする次第である。

時代の流れはメディア環境を大きく変容させたが、それらを追究する新聞学研究所のスタッフも少しずつ入れ替わり、その陣容もまた発足当初に比して大きく変化してきた。先学が築かれてきた研究所の社会的役割を継承し、今後も一層活動を盛んにしていく所存である。

## 付記

2018年8月に、新聞学研究所におけるプロジェクトの研究成果の一環として、新聞学研究所〔監修〕／米倉律・小林義寛・小川浩一〔編〕『ローカルテレビの60年：地域に生きるメディアの証言集』（森話社）が刊行された。

---

## 編集委員

石川徳幸（編集・出版部門代表）  
小林聡明

---

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第12号

2019年2月28日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所  
〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1  
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

---

# Journalism & Media

February 2019 No.12

---

Institute of Journalism and Media Studies  
Nihon University